改 正 規 則 等 一 覧 (エクイティ市場委員会関係)

平成19年9月18日日本証券業協会

(公正慣習規則)	
1.「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙1)
2.「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙2)
3 .「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5)	
関係	(別紙3)
4.「 有価証券の引受け等に関する規則 」(公正慣習規則第 14 号)関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙4)
(理事会決議)	
1.株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙5)
2.株券等の募集等の引受等に係る顧客への配分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙6)
3.株券等の貸借取引の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙7)
4.会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について・・・	(別紙8)
5.信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて・・・・・・・	(別紙9)
6.協会員における注文管理体制の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 10)
7.協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 11)
8.会員におけるMSCB等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 12)
(統一慣習規則)	
1.「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 13)
2.「株券の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2	
号)·····	(別紙 14)

以 上

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

店頭有価証券に関する規則

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

我が国の法人が国内において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券 (特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。

- 2 (現行どおり)
- 3 会社内容説明書

第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が<u>金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

4 店頭取扱有価証券

店頭有価証券のうち、次のいずれかに該 当する発行会社が発行する株券、新株予約 権証券及び新株予約権付社債券(以下「株 券等」という。)をいう。

- イ 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 24 条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。)
- ロ (現行どおり)
- 5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券のうち、<u>「グリーンシート銘柄に関する規則」</u>(以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。

(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投 資勧誘)

<u>「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則</u> 第1号)

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

本邦法人が本邦内において発行する<u>証券</u> 取引所に上場されていない株券(特別の法 律により設立された法人の発行する出資証 券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券 及び新株予約権付社債券をいう。

- 2 (省略)
- 3 会社内容説明書

第5条の要件を満たした、会員並びに当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行う際の説明用資料をいう。

4 店頭取扱有価証券

店頭有価証券のうち、次のいずれかに該 当する発行会社が発行する株券、新株予約 権証券及び新株予約権付社債券(以下「株 券等」という。)をいう。

- イ 証券取引法(以下「証取法」という。)第 24 条第1項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行会社(当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。)
- 口(省略)
- 5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券のうち、<u>「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号。</u>以下「グリーンシート規則」という。)第2条第5号に規定するグリーンシート銘柄をいう。

(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投 資勧誘)

- 第 4 条 協会員が適格機関投資家(<u>金商法</u>第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家 をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。
- **2** 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。
 - 1 投資勧誘が<u>金商法</u>第2条第3項第2号イ に掲げる場合に該当するものである場合 (発行の際の投資勧誘がこれに該当するも のであった店頭有価証券の投資勧誘を行う 場合を含む。)の当該投資勧誘の相手方で ある適格機関投資家

金融商品取引法施行令(以下「金商法施 行令」という。)第1条の4に定める要件 に合致すること。

2 取得勧誘の相手方である適格機関投資家が金商法施行令第1条の4に定める条件に合致することにより、金商法施行令第1条の5の人数の計算から当該適格機関投資家を除いた結果、当該取得勧誘が金商法第2条第3項第2号口に掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

金商法施行令第1条の4に定める要件に 合致すること。

3 前2号に掲げる者以外の<u>適格機関投資家</u> 当該店頭有価証券の取引所金融商品市場 への上場又はその取得の日以後2年間を経 過する日のいずれか早い日の前日まで、適 格機関投資家以外に譲渡してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合であ って、かつ、譲渡することが適当であると 当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの 限りでない。

イ (現行どおり) ロ (現行どおり) (現行どおり)

(会社内容説明書の要件)

3

- 第 5 条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。
 - 店頭有価証券が株券等(上場有価証券の 発行会社が発行する取引所金融商品市場に

IΒ

- 第 4 条 協会員が適格機関投資家(<u>証取法</u>第 2条第3項第1号に規定する適格機関投資家 をいう。以下同じ。)に対して投資勧誘を行 うことができる店頭有価証券は、取得した店 頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件とし て適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行 うものでなければならない。
- **2** 前項の譲渡制限は、次に掲げる者については、それぞれ次のとおりとする。
 - 1 投資勧誘が<u>証取法</u>第2条第3項第2号イ に掲げる場合に該当するものである場合 (発行の際の投資勧誘がこれに該当するも のであった店頭有価証券の投資勧誘を行う 場合を含む。)の当該投資勧誘の相手方で ある適格機関投資家

<u>証券取引法施行令第1条の5</u>に定める要件に合致すること。

2 証券取引法施行令第1条の4第2項の規定により同条第1項の人数の計算から投資 勧誘の相手方である適格機関投資家を除く ことにより当該投資勧誘が証取法第2条第 3項第2号口に掲げる場合に該当するものである場合の当該適格機関投資家及び発行の際の投資勧誘がこれに該当するものであった店頭有価証券の投資勧誘の相手方である適格機関投資家

証券取引法施行令第1条の4第2項に定める要件に合致すること。

3 前2号に掲げる者以外の者

当該店頭有価証券の<u>証券取引所</u>への上場 又はその取得の日以後2年間を経過する日 のいずれか早い日の前日まで、適格機関投 資家以外に譲渡してはならない。ただし、 次のいずれかに該当する場合であって、か つ、譲渡することが適当であると当該譲渡 の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

	1	(省	略)
		(省	略)
3		(省	略)

(会社内容説明書の要件)

- 第 5 条 会社内容説明書は、発行会社において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。
 - 1 店頭有価証券が株券等(上場有価証券の 発行会社が発行する証券取引所に上場され

上場されていないものを除く。)である場合は、企業内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

イ (現行どおり)

- ロ 発行会社が設立後 2 事業年度以上である場合 次の(1)又は(2)のいずれかが記載されていること
 - <u>(1)</u> (現行どおり)
 - <u>(2)</u> (現行どおり)
- 2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。

イ) ~ } (現行どおり) ハ 】

二 当該発行会社に関する情報はEDIN ET(<u>金商法</u>に基づく有価証券報告書等 の開示書類に関する電子開示システムを いう。)を参照すべき旨

ホ (現行どおり)

- 3 財務諸表又は連結財務諸表が<u>金商法</u>第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公 正妥当であると認められるところに従って 内閣府令で定める用語、様式及び作成方法 又は「会社計算規則」に準拠して記載され ていること。
- 4 財務諸表又は連結財務諸表について公認会計士又は監査法人により金商法に準ずる監査が行われ、又は計算書類等について会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。

(店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第 6 条 (現行どおり)

2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券 の取引所金融商品市場への上場又はその取得 IΒ

ていないものを除く。)である場合は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券報告書のうち「企業情報」の記載事項に準拠して記載されていること。ただし、財務諸表及び連結財務諸表については、当該店頭有価証券の発行会社が第2条第4号イの規定に該当せず、かつ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

イ (省略)

ロ 発行会社が設立後 2 事業年度以上である場合 次の(ィ)又は(ロ)のいずれかが 記載されていること

 (イ)
 (省
 略)

 (口)
 (省
 略)

2 店頭有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されていない株券等である場合は、次に掲げる事項が記載されていること。なお、二に掲げる事項に代えて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を記載することを妨げない。

二 当該発行会社に関する情報はEDIN ET(<u>証券取引法</u>に基づく有価証券報告 書等の開示書類に関する電子開示システ ムをいう。)を参照すべき旨

ホ (省略)

- 3 財務諸表又は連結財務諸表が<u>証取法</u>第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公 正妥当であると認められるところに従って 内閣府令で定める用語、様式及び作成方法 又は「会社計算規則」に準拠して記載され ていること。
- 4 公認会計士又は監査法人により、証取法に準ずる監査が行われ、又は会社法に基づく会計監査人による監査若しくはこれに準じる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表又は連結財務諸表に添付されていること。

(店頭取扱有価証券の投資勧誘)

第6条 (省略)

2 前項の譲渡制限は、当該店頭取扱有価証券 の証券取引所への上場又はその取得の日以後

の日以後2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

1 (現行どおり) 2 (現行どおり) **3** (現行どおり)

4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を 開始する日の5営業日前までに、所定の様式 により、本協会に対し行わなければならな い。なお、金融商品仲介業務として募集等の 取扱い等を行う場合の特別会員による届出 は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の 委託を行う会員が当該特別会員について併せ て届出を行うことで足りる。

(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧 誘)

- 第7条 協会員は、金商法第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 2 協会員は、<u>金商法</u>第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>におりて会社が発行する取引所金融商品市場におりて同じ。)の募集等の取扱い等を第 6 条の規定により行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 5 条に規定する記載内の証券情報を「企業内容等の開示に関する内閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 3 協会員は、<u>金商法</u>第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要 しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発 行会社が発行する<u>取引所金融商品市場</u>に上場 されていないものに限る。以下この項におい

IΒ

2年間を経過する日のいずれか早い日の前日まで譲渡してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、譲渡することが適当であると当該譲渡の前に協会員が認めるときはこの限りでない。

1 (省略) 2 (省略) (省略)

3

4 第1項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。なお、証券仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による届出は、当該特別会員に当該証券仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うことで足りる。

(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)

- 第7条 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2項の規定により目論見書を作成及び交付をしなければならない店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該店頭取扱有価証券及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 2 協会員は、<u>証取法</u>第13条及び第15条第2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要 しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発 行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されて同 じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定に より行うに際しては、顧客に対し、有価証券 報告書又は第5条に規定する記載内有価証券 報告書文は第5条に規定する記載内価証券 の証券情報を「企業内容等の開示に関する内 閣府令」に定める有価証券届出書の「証券情 報」の記載事項に準拠して追記した会社内容 説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券及び その発行会社の内容を十分説明しなければな らない。
- 3 協会員は、<u>証取法</u>第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要 しない店頭取扱有価証券(上場有価証券の発 行会社が発行する<u>証券取引所</u>に上場されてい ないものに限る。以下この項において同

旧

新

て同じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。

- 4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を 行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初め て行う顧客(特定投資家(金商法第2条第 31 項に規定する特定投資家(同法第34条の 2第5項の規定により特定投資家以外の顧客 とみなされる者を除き、同法第34条の3第 4項(同法第34条の4第4項において準用 する場合を含む。) の規定により特定投資家 とみなされる者を含む。)をいう。以下同 じ。)を除く。以下この項及び次項において 同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、 取引の仕組み等について十分説明するととも に、顧客の判断と責任において当該取引を行 う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭 取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求 し、その写しを当該顧客に交付しなければな らない。
- 5 (現行どおり)
- 6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店 頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場 合には、当該募集等に係る有価証券届出書、 目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当 該会員が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別 会員及び<u>金融商品仲介業者</u>の部店を含む。) に備え置き、顧客の縦覧に供しなければなら ない。

(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取 扱有価証券の投資勧誘)

第8条協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対し、交

- じ。)の募集等の取扱い等を第6条の規定により行うに際しては、顧客に対し、第5条に規定する記載内容の会社内容説明書を用いて、当該店頭取扱有価証券の内容を十分説明しなければならない。ただし、顧客から当該発行会社に関する情報についての説明を求められた場合は、併せて、当該発行会社が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書を用いて、当該発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 4 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。
- 5 (省略)
- 6 協会員は、第1項及び第2項に規定する店 頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場 合には、当該募集等に係る有価証券届出書、 目論見書又は会社内容説明書を取扱部店(当 該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員 及び<u>証券仲介業者</u>の部店を含む。)に備え置 き、顧客の縦覧に供しなければならない。

(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取 扱有価証券の投資勧誘)

第8条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対

付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。

- 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を 行った結果、上場有価証券の発行会社が発行 した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧 客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取 引の仕組み等について十分説明するととも に、顧客の判断と責任において、当該取引を 行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上 場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有 価証券の取引に関する確認書を徴求し、その 写しを当該顧客に交付しなければならない。
- 3 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を 行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の 発行会社が発行した店頭取扱有価証券につい て保管の委託を受けるものとする。ただし、 当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理 大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券 届出書を提出している場合は<u>この限りでな</u>い。

4 (現行どおり)

(不正な手段を用いた店頭取引の禁止)

第 11 条 会員は、仮装売買、<u>馴合い売買等</u>の 不正な手段を用いて店頭取引を行ってはなら ない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭 有価証券の店頭取引の禁止)

第 14 条 協会員は、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。

2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

(会員間の売買の制限)

第 15 条 会員は、第4条、第6条及び第8条 の規定により投資勧誘を行うものを除き、店 頭有価証券については、会員間の流通を目的 とする店頭取引を行ってはならない。

<u>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取</u> 扱有価証券の売買報告等)

- 第 16 条 会員は、上場有価証券の発行会社が 発行した店頭取扱有価証券について店頭取引 を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日(当日が休 業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様 式により本協会に報告しなければならない。
- 2 本協会は、前項の規定により会員から報告

IΒ

し、交付するとともに、その内容について十 分説明しなければならない。

- 2 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を 行った結果、上場有価証券の発行会社が発行 した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧 客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取 引の仕組み等について十分説明するととも に、顧客の判断と責任において、当該取引を 行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上 場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有 価証券の取引に関する確認書を徴求し、その 写しを当該顧客に交付するものとする。
- 3 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を 行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の 発行会社が発行した店頭取扱有価証券につい て保管の委託を受けるものとする。ただし、 当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理 大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券 届出書を提出している場合は<u>この限りではな</u> い。

4 (省略)

(相場操縦等の禁止)

第 11 条 会員は、仮装売買、<u>相場操縦等</u>の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。

(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭 有価証券の店頭取引の禁止)

第 14 条 協会員は、店頭有価証券については 成行注文を受けないものとする。

 2
 (省
 略)

 3
 (省
 略)

(会員間の売買の制限)

第 15 条 会員は、店頭有価証券については、 会員間の流通を目的とする店頭取引を行って はならない。

(店頭有価証券の売買報告)

第 16 条 会員は、<u>店頭有価証券</u>について店頭 取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引 を行った日の属する月の翌月の 15 日(当日 が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定 の様式により本協会に報告しなければならな い。

(新設)

を受けた内容について定期的に公表する。

<u>3</u> (現行どおり) (削 る)

(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の 明示)

第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格等情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。

(電磁的方法による交付等)

- 第 18 条 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する 店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写 し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明 書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の 発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引 に関する確認書の写しの交付に代えて、「書 面の電磁的方法による提供等の取扱いに関す る規則」(以下「書面電磁的提供等規則」と いう。)に定めるところにより、当該書面に 記載すべき事項について電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により提供することができる。この 場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
- 2 協会員は、第7条第4項に規定する店頭取 扱有価証券の取引に関する確認書及び第8条 第2項に規定する上場有価証券の発行会社が 発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確 認書の徴求に代えて、<u>書面電磁的提供等規則</u> に定めるところにより、当該書面に記載すべ き事項について電子情報処理組織を使用する 方法その他の情報通信の技術を利用する方法 により提供を受けることができる。この場合 において、当該協会員は、当該書面を徴求し たものとみなす。

<u>2</u> (省略)

3 本協会は、第1項の規定により会員から報 告を受けた内容のうち、協会員が投資勧誘を 行った上場有価証券の発行会社が発行した店 頭取扱有価証券の取引の状況について定期的 に公表する。

(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の 明示)

第 17 条 会員は、店頭有価証券の売買価格等の情報(以下「価格等情報」という。)を提示する場合は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて会員名、取扱部店名(当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者の部店を含む。)及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。

(電磁的方法による交付等)

- 第 18 条 協会員は、第7条第4項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第8条第1項に規定する証券情報等説明書及び同条第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取らに関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
- 2 協会員は、第7条第4項に規定する店頭取 扱有価証券の取引に関する確認書及び第8条 第2項に規定する上場有価証券の発行会社が 発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確 認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法に よる提供等の取扱いについて」(理事会決 議)に定めるところにより、当該書面に記載 すべき事項について電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により提供を受けることができる。この 場合において、当該協会員は、当該書面を徴 求したものとみなす。

(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)

第19条 会員は、委託先の<u>金融商品仲介業者</u>に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項及び第5項、第6項並びに第8条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

(証券仲介業者に対する指導及び監督)

第19条 会員は、委託先の<u>証券仲介業者</u>に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項及び第5項、第6項並びに第8条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

グリーンシート銘柄に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、金融商品取引法(以下 「金商法」という。)第 67 条の 18 第 4 号に 規定する取扱有価証券に関して規定し、これ を「グリーンシート銘柄」と呼称することと するとともに、グリーンシート銘柄の店頭取 引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の 保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下 「店頭有価証券規則」という。)第2条第 1号に規定する店頭有価証券をいう。

- 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
- 4 会社内容説明書

店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、金商法第2条第1項第8号に規定する優先出資証券及び同項第11号に規定する投資証券に係るものについては第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する準取扱会員の以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業務第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。

5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 取扱会員

<u>IB</u>

<u>「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)</u>

(目的)

第 1 条 この規則は、証券取引法(以下「証 取法」という。)第 40 条第 1 項第 1 号 に規定 する取扱有価証券に関して規定し、これを 「グリーンシート銘柄」と呼称することとす るとともに、グリーンシート銘柄の店頭取引 を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保 護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣 習規則第1号。以下「店頭有価証券規則」 という。)第2条第1号に規定する店頭有 価証券をいう。

- 2 (省略)
 3 (省略)
- 4 会社内容説明書

店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、<u>証取法第2条第1項第5号の3</u>に規定する優先出資証券及び<u>同項第7号の2</u>に規定する投資証券に係るものについてはこの規則第6条第5項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業務</u>の委託を行う際の説明資料をいう。

5 グリーンシート銘柄

店頭取扱有価証券、優先出資証券及び投資証券のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。

6 取扱会員

旧

店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券(以下「店頭取扱有価証券等」という。)をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者とともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

7 準取扱会員

当該会員が<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>金融商品仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

(グリーンシート銘柄の区分)

第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。

1 エマージング

取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分

2 オーディナリー

取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分

3 投信・SPC

投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に 規定する審査を行った結果、適当であると 判断されたものを指定する銘柄区分

4 フェニックス

金融商品取引所により上場廃止とされた 株券等のうち、取扱会員となろうとする会 員において流通性を確保する必要があると 判断された株券等を指定する銘柄区分

(代表取扱会員)

第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員 (第9条の届出を行って取扱会員となろうと する会員を含む。)は、その総意によって、 店頭取扱有価証券、優先出資証券又は投資証券(以下「店頭取扱有価証券等」という。)をグリーンシート銘柄として本協会に届け出、かつ、本協会が当該店頭取扱有価証券等をグリーンシート銘柄として指定した後において、当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者ともに当該グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

7 準取扱会員

当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員及び<u>証券仲介業者</u>とともにグリーンシート銘柄の投資勧誘を行うことができると同時に本協会の規則の定めるところにより義務を負うものとして本協会が指定した会員をいう。

(グリーンシート銘柄の区分)

- 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。
 - 1 エマージング(取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分)
 - 2 オーディナリー(取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する銘柄区分)
 - 3 投信・SPC(投資証券及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において第7条に規定する審査を行った結果、適当であると判断されたものを指定する銘柄区分)
 - 4 フェニックス(上場廃止となった銘柄のうち、取扱会員となろうとする会員において流通性を確保する必要があると判断された株券等を指定する銘柄区分)

(代表取扱会員)

第 5 条 一のグリーンシート銘柄の取扱会員 (第9条の届出を行って取扱会員となろうと する会員を含む。)は、その総意によって、

取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会員」という。)を定めることができる。

2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

(指定条件)

- 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。
 - 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第 166 条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第35条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)。
 - 2 本協会が第9条の指定を行う日までに、 当該有価証券が本協会の定める様式に適合 するものとなっていること。

3 (現行どおり) ! 現行どおり)

- 3 フェニックスに区分するグリーンシート銘 柄として届出を行おうとする株券等の発行会 社については、以下の条件を満たしていなければならない。
 - 1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため金融商品取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。
 - 2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより金融商品取引所により上場廃止とされた場合において、当該手続き等が完了していること。
- 4 投信・SPCに区分するグリーンシート銘 柄として届出を行おうとする優先出資証券及 び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当 するものでなければならない。

旧

取扱会員を代表する会員(以下「代表取扱会員」という。)を定めることができる<u>ことと</u>する。

 2
 (省
 略)

 3
 (省
 略)

(指摘条件)

- 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。)がグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。
 - 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は<u>「投資信託及び投資法人に関する法律」</u>第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第35条第5項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)
 - 2 本協会が第9条の指定を行う日までに、 当該有価証券が本協会の定める様式に適合 するものとなっていること

 3
 (省
 略)

 2
 (省
 略)

- 3 フェニックスに区分するグリーンシート銘 柄として届出を行おうとする株券等の発行会 社については、以下の条件を満たしていなければならない。
 - 1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。
 - 2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより上場廃止と<u>なった</u>場合において、当該手続き等が完了していること。
- 4 投信・SPCに区分するグリーンシート銘 柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。

訢

- 1 金商法第 24 条第 1 項の規定に基づき有価証券報告書を提出しなければならない発行者(当該発行者が内閣総理大臣に提出した直近の有価証券報告書又は有価証券届出書に、総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。以下同じ。)
- 2 (現行どおり)
- 5 前項第2号に規定する会社内容説明書は、 発行者において作成するものとし、次に掲げ る要件を満たしたものとする。
 - 1 特定有価証券の内容等の開示に関する内 閣府令に定める有価証券報告書の記載事項 に準拠して記載されていること。ただし、 財務諸表については、当該有価証券の発行 者が前項第1号の規定に該当せず、かつ、 次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりと する。
 - イ 当該発行者の第1期の事業年度中である場合

財務諸表の記載を要しない。

ロ 当該発行者の第2期の事業年度中である場合

第1期の事業年度の財務諸表が記載されていること。

ハ 当該発行者の第3期以降の事業年度中 である場合

直前2事業年度の財務諸表が記載され ていること。ただし、当該発行者が初め て会社内容説明書を作成するときは、直 前事業年度の財務諸表のみで足りる。

- 2 財務諸表又は連結財務諸表が<u>金商法</u>第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公 正妥当であると認められるところに従って 内閣府令で定める用語、様式及び作成方 法、<u>特定目的会社の計算に関する規則</u>(当 該有価証券が優先出資証券である場合に限 る。)又は<u>投資法人の計算に関する規則</u> (当該有価証券が投資証券である場合に限 る。)に準拠して記載されていること。
- 3 公認会計士又は監査法人により、<u>金商法</u> に準ずる監査が行われ、又は<u>資産の流動化</u> <u>に関する法律</u>若しくは<u>投信法</u>に基づく監査 若しくはこれらの法律に準ずる監査が行わ れ、かつ、その総合意見が適正又は適法で ある旨の監査報告書が、記載されている財 務諸表に添付されていること。

旧

- 1 <u>証取法第 24 条第 1 項</u>の規定に基づき有 価証券報告書を提出しなければならない発 行者(当該発行者が内閣総理大臣に提出し た直近の有価証券報告書又は有価証券届出 書に、総合意見が適正である旨の監査報告 書が添付されているものに限る。以下同 じ。)
- 2 (省略)
- 5 前項第2号に規定する会社内容説明書は、 発行者において作成するものとし、次に掲げ る要件を満たしたものとする。
 - 1 「特定有価証券の内容等の開示に関する 内閣府令」に定める有価証券報告書の記載 事項に準拠して記載されていること。ただ し、財務諸表については、当該有価証券の 発行者が前項第1号の規定に該当せず、か つ、次に掲げる場合は、それぞれ次のとお りとする。
 - イ 当該発行者の第1期の事業年度中である場合 財務諸表の記載を要しない
 - ロ 当該発行者の第2期の事業年度中である場合 第1期の事業年度の財務諸表が 記載されていること
 - ハ 当該発行者の第3期以降の事業年度中である場合<u>直前2事業年度の財務諸表が記載されていること。ただし、当該発行者が初めて会社内容説明書を作成するときは、直前事業年度の財務諸表のみで足りる。</u>
 - 2 財務諸表又は連結財務諸表が<u>証取法</u>第 193 条に規定する内閣総理大臣が一般に公 正妥当であると認められるところに従って 内閣府令で定める用語、様式及び作成方 法、「特定目的会社の計算に関する規則」 (当該有価証券が優先出資証券である場合 に限る。)又は<u>「投資法人の計算に関する</u> 規則」(当該有価証券が投資証券である場合 合に限る。)に準拠して記載されているこ と。
 - 3 公認会計士又は監査法人により、<u>証取法</u> に準ずる監査が行われ、又は<u>「資産の流動</u> 化に関する法律」若しくは「投資信託及び 投資法人に関する法律」に基づく監査若し くはこれらの法律に準ずる監査が行われ、 かつ、その総合意見が適正又は適法である 旨の監査報告書が、記載されている財務諸 表に添付されていること。

旧

(審査)

- 第 7 条 取扱会員となろうとする会員(取扱 会員となろうとする会員が代表取扱会員とな る予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱 会員となる予定の会員。以下この項において 同じ。) がエマージング、オーディナリー又 は投信・SPCに区分するグリーンシート銘 柄として第9条の届出を行おうとする有価証 券は、当該取扱会員となろうとする会員があ らかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号 に掲げる事項について審査を行ったうえで、 エマージング、オーディナリー又は投信・S PCに区分するグリーンシート銘柄として適 当であると判断したものでなければならな い。ただし、オーディナリーに区分する場合 は第4号及び第5号を、投信・SPCに区分 する場合は第3号から第5号を、それぞれ除
 - 1 (現行どおり) (現行どおり)
 - 3 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないことのび追記情報として記載されていないこと。
 - 4 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成 されており、かつ、その基礎となるビジネ スモデルに収益性が認められること。
 - 5 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。

6 (現行どおり) 2) ~ (現行どおり) 4

(同意書等の徴求)

第8条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載し

(審査)

第7条 取扱会員となろうとする会員(取扱 会員となろうとする会員が代表取扱会員とな る予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱 会員となる予定の会員。以下この項において 同じ。) がエマージング、オーディナリー又 は投信・SPCに区分するグリーンシート銘 柄として第9条の届出を行おうとする有価証 券は、当該取扱会員となろうとする会員があ らかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号 に掲げる事項について審査を行ったうえで、 エマージング、オーディナリー又は投信・S PCに区分するグリーンシート銘柄として適 当であると判断したものでなければならな い。ただし、オーディナリーに区分する場合 は第4号及び第5号を、投信・SPCに区分 する場合は第3号から第5号を、それぞれ除 <。

1 (省略)
2 (省略)

- 3 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと
- 4 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成 されており、かつ、その基礎となるビジネ スモデルに収益性が認められること
- 5 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること

6 (省略) 2 ~ (省略) 4

(同意書等の徴求)

第8条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時・適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載

た発行会社の同意書を添えなければならない。

2 (現行どおり)

(届出及び指定)

第 9 条 (現行どおり)

2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第4条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、気配更新及び売買報告について、日次公表(毎営業日に更新及び報告する)又は週次公表(週1回以上更新及び報告する)のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。

3 (現行どおり)

4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第7条第1項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の規定により提出された審査の規定により明示された区分が適当した書面により確認し、が適当した場合には、あらかじめ公表もして場合には、あらかじめ公表もして当該届近多等を当該を行った会員を到該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員)として指定する。

5 (現行どおり)

(新たな取扱会員の届出)

第 10 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する。

(準取扱会員)

第 11 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定する。

旧

した発行会社の同意書を添えなければならない。

2 (省略)

(届出及び指定)

第 9 条 (省 略)

2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、第4条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示する<u>ものとする</u>とともに、気配更新及び売買報告について、日次公表(毎営業日に更新及び報告する)又は週次公表(週1回以上更新及び報告する)のいずれとするかを明示しなければならない。なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。

3 (省略)

4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がなく、取扱会員となろうとする会員により第7条第1項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつで記した書面により確認し、からがら過当でありませた。あらかじめ公表したと認めた場合には、あらかじめ公表したといるとともに、あらかじめ公表が過当該店頭取扱有価証券等を当該銘柄としているとともに、当該届出を行った会員を取扱会員とされた会員とされた会員を取扱会員ととする。

5 (省略)

(新たな取扱会員の届出)

第10条 (省略)

2 (省略)

3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の新たな取扱会員として指定する<u>こととす</u>る。

(準取扱会員)

第 11 条 (省 略)

2 (省略)

3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を当該グリーンシート銘柄の準取扱会員として指定することとする。

旧

(銘柄区分の変更)

第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の 銘柄区分を変更しようとする場合は、当該該更を希望する日の 10 営業日前(エマージグに変更しようとする場合は、15 営業もは、がまでに、すべての取扱会員の連名をもいる場合に届け出取会員が高出で、所定の様式により、取扱会員が信出取会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行って当該代表取扱会員に代わって当該代表取扱会員に対しての目を通知することとする。これに異議のある取扱会員と協議することする。

2 (現行どおり)
3 (現行どおり)

(エマージング区分についての確認)

第 13 条 ~ (現行どおり)

7 本協会は、第2項、第4項及び第5項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して10営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定する。

(会社内容説明書等の提出及び縦覧)

第 15 条 (現行どおり)

- 2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が<u>金商法</u>第 24 条の5第1項<u>の規定に基づき</u>半期報告書を<u>提出した</u>場合は、当該半期報告書<u>の写し</u>を、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。
- 3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が<u>金商法第 24 条の5 第 4 項の規定に基づき</u>臨時報告書を<u>提出した</u>場合は、当該臨時報告書<u>の写し</u>を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
- 4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等を グリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部 店(当該会員が金融商品仲介業務の委託を行 う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含 む。以下「取扱部店」という。)に備え置

(銘柄区分の変更)

第 12 条 取扱会員は、グリーンシート銘柄の 銘柄区分を変更しようとする場合は、当該変 更を希望する日の 10 営業日前(エマージン グに変更しようとする場合は、15 営業日前)までに、すべての取扱会員の連名をもっ て、所定の様式により、取扱会員が居出出でればならない。ただし、取扱会員が居出代表取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行りなければならない。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。

(省略)
 (省略)

(エマージング区分についての確認)

7 本協会は、第2項、第4項及び第5項の規定による届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して 10 営業日目の日に、当該届出が行われた銘柄をオーディナリーに区分するグリーンシート銘柄として指定することとする。

(会社内容説明書等の提出及び縦覧)

第 15 条 (省 略)

- 2 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が<u>証取法</u>第 24 条の 5 第 1 項<u>に規定する</u>半期報告書を<u>作成した</u>場合は、当該半期報告書を、同項に規定する期間内に、本協会に提出しなければならない。
- 3 グリーンシート銘柄の取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社が<u>証取法第 24 条の5 第 4 項に規定する</u>臨時報告書を<u>作成した</u>場合は、当該臨時報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
- 4 取扱会員等は、直近の会社内容説明書等を グリーンシート銘柄の投資勧誘を行う取扱部 店(当該会員が<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特 別会員及び<u>証券仲介業者</u>の部店を含む。以下 「取扱部店」という。)に備え置き、顧客の

5 本協会は、第9条第3項又はこの条第1項 の規定により提出された会社内容説明書等 を、その受理の日から5年を経過する日まで の間、公衆の縦覧に供する。

(会社情報の本協会への報告)

第 16 条 (現行どおり)

- 2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の金融商品取引所が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。
- 3 (現行どおり)
- 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート 銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定 の「会社情報の公開に関する通知書」及び当 該報告に係る資料(以下「公開通知書等」と いう。)の本協会への提出をもって同項に規 定するTDnetによる報告資料の送信に代 えることができる。この場合において、当該 グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融 商品取引所(TDnetが設置されている金 融商品取引所に限る。以下この条において同 じ。) に上場されている有価証券の発行者で あるときは、本協会が適当と認める書類を当 該金融商品取引所に提出するとともに、その 写しを本協会に提出したときは、本協会に対 して公開通知書等の提出が行われたものとみ なす。

5 ~ ~ (現行どおり) **7**

8 本協会は、第1項の報告の内容のうち会社 情報等報告細則に定めるものを、その報告の あった日から公衆の縦覧に供する。

(本協会による照会等及びこれに対する対 応)

第 17 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供する。

4 (現行どおり)

(報告内容の変更又は訂正)

第 18 条 (現行どおり) **2** (現行どおり) 旧

縦覧に供しなければならない。

5 本協会は、第9条第3項又はこの条第1項 の規定により提出された会社内容説明書等 を、その受理の日から5年を経過する日まで の間、公衆の縦覧に供するものとする。

(会社情報の本協会への報告)

第 16 条 (省 略)

2 前項の報告は、TDnet(本協会及び国内の<u>証券取引所</u>が運営、利用する適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。)を利用して行うものとする。

3 (省略)

4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート 銘柄の取扱会員又は発行会社は、本協会所定 の「会社情報の公開に関する通知書」及び開通知書等」と いう。)の本協会への提出をもって公開通知 目標によるることができる。この場合において、当証券 取引所(TDnetが設置されている証券 取引所に限る。以下この条において同じ。)とを は、本協会が適当とともに、その写したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときは、本協会に対したときば、本協会に対したときば、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

5 ~ 7 (省 略)

8 本協会は、第1項の報告の内容のうち会社 情報等報告細則に定めるものを、その報告の あった日から公衆の縦覧に供する<u>ものとす</u> る。

(本協会による照会等及びこれに対する対 応)

第 17 条 (省 略)
2 (省 略)

3 本協会は、必要があると認める場合は、前項の規定に基づく報告の内容を公衆の縦覧に供するものとする。

4 (省略)

(報告内容の変更又は訂正)

第 18 条 (省略) **2** (省略)

3 本協会は、第1項の報告の内容(前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第3項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。)を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供する。

(取引についての顧客への説明)

- 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄の取 引を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客 とみなされる者を除き、同法第34条の3第 4項(同法第34条の4第4項において準用 する場合を含む。) の規定により特定投資家 とみなされる者を含む。)をいう。以下同 じ。) を除く。以下この条及び第22条におい て同じ。) に対し、金商法第37条の3第1項 各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘 柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけ るグリーンシート銘柄の取引方法、グリーン シート銘柄に関する情報の周知方法、グリー ンシート銘柄への投資に当たってのリスク等 について記載した契約締結前交付書面(同項 に規定する書面をいう。) を同条に定めると ころにより交付し、これらについて十分に説 明しなければならない。
- 2 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客から、当該顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求しなければならない。

(投資勧誘)

第 20 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘(次条の規定による場合を除く。)を行うに際しては、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前章の規定により報告した内容(当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘)

旧

3 本協会は、第1項の報告の内容(前条第2項の規定に基づく報告の内容を変更又は訂正した場合は、同条第3項の規定により本協会が当該報告の内容を公衆の縦覧に供したものに限る。)を、変更又は訂正の前の内容とともに公衆の縦覧に供するものとする。

(取引についての顧客への説明)

第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第1項各号に掲げる者を除く。以下この条及び第22条において同じ。)に対し、グリーンシート銘柄の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄の取引方法、グリーンシート銘柄への投資に当たってのリスク等について分かりやすく記載した説明書を交付し、これらについて十分に説明しなければならない。

2 協会員は、顧客の判断と責任においてグリーンシート銘柄の取引を行う旨の確認を得るため、前項の規定により説明書を交付した顧客から、所定の様式のグリーンシート銘柄の取引に関する確認書を徴求するものとする。

(投資勧誘)

第20条 取扱会員等及び当該取扱会員等が 券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘(次条の規定による場合を除く。)を行うに際しては、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、直近の会社内容説明書等及び当該直近の会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)の記載日以降に前節の規定により報告した内容(当該直近の会社内容説明書等に記載されているものは除く。)を記した書面を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。

(募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘)

- 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品 仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見 書の作成及び交付を要しないグリーンシート 銘柄の募集、売出し(売出しに相当するもの を含む。以下この項において同じ。) 又は私 募(以下「募集等」という。)の取扱い又は 売出し(以下「募集等の取扱い等」とい う。) を行うに際しては、顧客に対し、有価 証券報告書又は第2条第4号に規定する記載 内容に加え、当該募集等を行う当該グリーン シート銘柄の証券情報を企業内容等の開示に 関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の 開示に関する内閣府令に定める有価証券届出 書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記 した会社内容説明書(前章の報告の内容を記 した書面がある場合は、当該書面を含む。以 下この項において同じ。) を用いて、当該銘 柄及びその発行会社の内容を十分説明しなけ ればならない。ただし、適格機関投資家に対 する投資勧誘においては、この限りでない。

(グリーンシート銘柄であること等の明示)

第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>金</u> 融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。

(顧客からの確認事項等)

第23条 会員は、顧客からグリーンシート銘 柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の 各号に掲げる事項を当該顧客に確認しなけれ ばならない。

В

- 第 21 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならないグリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに際しては、顧客に対し、法令の定めに従って当該目論見書を交付した上で、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。
- 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介 業務の委託を行う特別会員は、証取法第 13 条及び第 15 条第2項の規定による目論見書 の作成及び交付を要しないグリーンシート銘 柄の募集、売出し(売出しに相当するものを 含む。以下この項において同じ。) 又は私募 (以下「募集等」という。)の取扱い又は売 出し(以下「募集等の取扱い等」という。) を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報 告書又は第2条第4号に規定する記載内容に 加え、当該募集等を行う当該グリーンシート 銘柄の証券情報を「企業内容等の開示に関す る内閣府令」又は「特定有価証券の内容等の 開示に関する内閣府令」に定める有価証券届 出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追 記した会社内容説明書(前章の報告の内容を 記した書面がある場合は、当該書面を含む。 以下この項において同じ。) を用いて、当該 銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しな ければならない。ただし、適格機関投資家に 対する投資勧誘においては、この限りではな <u> 1.</u>°

(グリーンシート銘柄であること等の明示)

第 22 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>証</u> <u>券仲介業務</u>の委託を行う特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券がグリーンシート銘柄であること及び当該グリーンシート銘柄の銘柄区分を明示しなければならない。

(顧客からの確認事項等)

第 23 条 会員は、顧客からグリーンシート銘 柄の注文を受ける場合には、あらかじめ次の 各号に掲げる事項を当該顧客に確認<u>するもの</u>とする。

新	旧
2 (現行どおり)	2 (省略)
(<u>不正な手段を用いた店頭取引の禁止</u>) 第 27 条 会員は、仮装売買、 <u>馴合い売買等</u> の 不正な手段を用いて店頭取引を行ってはなら ない。	(相場操縦等の禁止) 第 27 条 会員は、仮装売買、相場操縦等の不 正な手段を用いて店頭取引を行ってはならな い。
(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 30 条 協会員は、グリーンシート銘柄については成行注文を受けてはならない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 30 条 協会員は、グリーンシート銘柄については成行注文を受けないものとする。 2 (省略) 3 (省略)
(不正取引行為の禁止等) 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が金商法での他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。 2 (現行どおり)	(不正取引行為の禁止等) 第 32 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うにあたっては、当該店頭取引が証取法その他関係法令及びこの規則の規定に反しないものであることを確認しなければならない。 2 (省略)
(売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄の売買について審査を行うものとする。 1 値段又は取引高の変動の状況が不自然な銘柄の取引 2 グリーンシート銘柄の発行者に係る金商法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄に係る金商法第 167 条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等 3 その他本協会が審査の必要があると認め	(新設)
たグリーンシート銘柄の売買 2 前項各号に掲げるグリーンシート銘柄の売買の審査は、次の各号に掲げる項目その他の項目のうち、必要なものについて行う。 1 値段及び取引高の変動の状況 2 協会員による売付け又は買付けの状況 3 委託者に関する事項及び当該委託者による売付け又は買付けの委託の状況 4 重要事実等の内容及びその公表に関する事項	(新設)

新 3 現行どおり)

(売買の停止)

第 34 条 (現行どおり

(気配の提示、報告及び公表等)

(現行どおり 第 35 条 現行どおり 2

- 3 取扱会員等は、第1項の規定により提示し た直近の気配を、第9条第2項において日次 公表と明示した銘柄については毎営業日の午 後5時00分までに、週次公表と明示した銘 柄については毎週月曜日(当日が休業日の場 合は、翌営業日)の午後5時00分までに、 所定の様式により、本協会に報告しなければ ならない。
- (現行どおり)
- 5 会員(取扱会員等を除く。第7項において 同じ。) は、自己の計算において同時に多数 の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は 買付けの申込みをした場合及びグリーンシー ト銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公 表とされている銘柄については当該営業日の 午後5時00分までに、週次公表とされてい る銘柄については当該営業日の翌週月曜日 (当日が休業日の場合は、翌営業日)の午後 5時 00 分までに、直近の申込みに係る価格 及び数量等を、所定の様式により、本協会に 報告しなければならない。
- 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱 会員として指定を受けているグリーンシート 銘柄の店頭取引の内容について、第9条第2 項において日次公表と明示した銘柄について は毎営業日の午後5時00分までに、週次公 表と明示した銘柄については毎週月曜日(当 日が休業日の場合は、翌営業日)の午後5時 00 分までに、所定の様式により、本協会に 報告しなければならない。
- 7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を 行った場合は、日次公表とされている銘柄に ついては当該営業日の午後5時00分まで に、週次公表とされている銘柄については当 該営業日の翌週月曜日(当日が休業日の場合 は、翌営業日)の午後5時00分までに、所 定の様式により、本協会に報告しなければな らない。
- 8 本協会は、第3項及び第5項から前項まで │ 8 本協会は、第3項及び第5項から前項まで

3 (省 略) 5

旧

(売買の停止)

略) 第 33 条 (省

(気配の提示、報告及び公表等)

第 34 条 (省 略) 省 2 略 (

3 取扱会員等は、第1項の規定により提示し た直近の気配を、第9条第2項において日次 公表と明示した銘柄については毎営業日の午 後5時までに、週次公表と明示した銘柄につ いては毎週月曜日(当日が休業日の場合は、 翌営業日)の午後5時までに、所定の様式に より、本協会に報告しなければならない。

- 会員(取扱会員等を除く。第7項において 同じ。) は、自己の計算において同時に多数 の者に対しグリーンシート銘柄の売付け又は 買付けの申込みをした場合及びグリーンシー ト銘柄の売買の受託等をした場合は、日次公 表とされている銘柄については当該営業日の 午後5時までに、週次公表とされている銘柄 については当該営業日の翌週月曜日(当日が 休業日の場合は、翌営業日)の午後5時まで に、直近の申込みに係る価格及び数量等を、 所定の様式により、本協会に報告しなければ ならない。
- 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱 会員として指定を受けているグリーンシート 銘柄の店頭取引の内容について、第9条第2 項において日次公表と明示した銘柄について は毎営業日の午後5時までに、週次公表と明 示した銘柄については毎週月曜日(当日が休 業日の場合は、翌営業日)の午後5時まで に、所定の様式により、本協会に報告しなけ ればならない。
- 7 会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を 行った場合は、日次公表とされている銘柄に ついては当該営業日の午後5時までに、週次 公表とされている銘柄については当該営業日 の翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営 業日)の午後5時までに、所定の様式によ り、本協会に報告しなければならない。

の規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について<u>公表する</u>。

(取扱会員としての指定の取消し)

第 36 条 (現行どおり)

- 2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を 行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日 又は受渡日以後6か月を経過する日までの間 は、前項の届出を行うことができない。ただ し、本協会が特に認めた場合は<u>この限りでな</u> い。
- 3 第1項の届出は、指定の取消しを希望する 日の前月の応当する日(応当する日がない場 合には、その月の末日)の前日までに行わな ければならない。ただし、本協会が特に認め た場合はこの限りでない。
- 4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第34条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。
- 5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
 - 1 <u>取引所金融商品市場</u>への上場 グリーンシート銘柄が<u>取引所金融商品市</u> 場に上場されることとなった場合

5 会社内容説明書等の提出遅延

グリーンシート銘柄の発行会社が第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第 24 条第 1 項若しくは第 24 条の 5 第 1 項に規定する期間の経過後 1 ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合

6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、金商法第10条(金商法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令

旧

の規定により会員から報告されたグリーンシート銘柄の気配及び売買の内容について、公表するものとする。

(取扱会員としての指定の取消し)

第35条 (省略)

- 2 グリーンシート銘柄の募集等の取扱い等を 行った取扱会員は、当該募集等に係る払込日 又は受渡日以後6か月を経過する日までの間 は、前項の届出を行うことができない。ただ し、本協会が特に認めた場合は<u>この限りでは</u> ない。
- 3 第1項の届出は、指定の取消しを希望する 日の前月の応当する日(応当する日がない場 合には、その月の末日)の前日までに行わな ければならない。ただし、本協会が特に認め た場合はこの限りではない。
- 4 前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第33条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。
- 5 グリーンシート銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第1項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
 - 1 <u>証券取引所</u>への上場 グリーンシート銘柄が<u>証券取引所</u>に上場 されることとなった場合

5 会社内容説明書等の提出遅延

グリーンシート銘柄の発行会社が第 15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1ヶ月以内に会社内容説明書等(臨時報告書を除く。)を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を<u>証取法</u>第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合

6 虚偽記載(有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、<u>証取法</u>第10条(<u>証取法</u>第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。)又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(証取法第

旧

(金商法第 172 条第 1項(同条第 4項にお いて準用する場合を含む。) に係る命令を いう。) を受けた場合又は内閣総理大臣等 若しくは証券取引等監視委員会により金商 法第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が 行われた場合、又は有価証券届出書、発行 登録書及び発行登録追補書類並びにこれら の書類の添付書類及びこれらの書類に係る 参考書類、有価証券報告書及びその添付書 類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正 届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を 提出した場合であって、本協会がその訂正 した内容を重要と認めるものである場合を いうものとし、会社内容説明書提出会社に おいては、グリーンシート銘柄の発行会社 が会社内容説明書を訂正した場合であっ て、本協会がその訂正した内容を重要であ ると認めるものである場合をいうものとす る。) 又は不適正意見等

次のイ又は口に該当する場合

イ (現行どおり)

□ 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表以は中間連結財務諸表に添付されていないこと。

6 (現行どおり)

7 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表する。

8 (現行どおり)

(グリーンシート銘柄としての指定の取消 し)

- 第37条 本協会は、取扱会員が皆無となった グリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消す。
- 2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員と

172 条第1項(同条第4項において準用す る場合を含む。)に係る命令)を受けた場 合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等 監視委員会により証取法第 197 条若しくは 第207条に係る告発が行われた場合、又は 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録 追補書類並びにこれらの書類の添付書類及 びこれらの書類に係る参考書類、有価証券 報告書及びその添付書類、半期報告書並び に目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登 録書又は訂正報告書を提出した場合であっ て、本協会がその訂正した内容を重要と認 めるものである場合をいうものとし、会社 内容説明書提出会社においては、グリーン シート銘柄の発行会社が会社内容説明書を 訂正した場合であって、本協会がその訂正 した内容を重要であると認めるものである 場合をいうものとする。) 又は不適正意見

次のa又はbに該当する場合

a (省略)

b 公認会計士又は監査法人による総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書又は中間監査報告書が、グリーンシートの発行会社が会社内容説明書等に記載する財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表又は中間連結財務諸表に添付されていないこと

7 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱会員等が希望する日に、前2項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱会員又は準取扱会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。この場合、本協会は、当該指定の取消し又は停止を行う前に、あらかじめ、その旨を公表することとする。

8 (省略)

(グリーンシート銘柄としての指定の取消 し)

- 第36条 本協会は、取扱会員が皆無となった グリーンシート銘柄について、グリーンシート銘柄としての指定を取り消すこととする。
- 2 前項の規定によりグリーンシート銘柄としての指定を取り消す際に、なお準取扱会員と

して指定している会員がある場合は、本協会 は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会 員としての指定を取り消す。

3 (現行どおり)

(適格機関投資家限定勧誘の特例)

第 38 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。

2 (現行どおり) **3** (現行どおり)

(顧客への配分)

第39条 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。

(電磁的方法による<u>徴求</u>)

第 40 条

(削る)

協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

旧

して指定している会員がある場合は、本協会は、当該取消しと同時に、すべての準取扱会員としての指定を取り消す<u>こととする</u>。

3 (省略)

(適格機関投資家限定勧誘の特例)

第 37 条 グリーンシート銘柄の募集等において、会員(当該銘柄の取扱会員等を除く。以下この条において同じ。)及び当該会員が証券仲介業務の委託を行う特別会員が当該募集等の取扱い等を行う場合で、当該募集等で取得したグリーンシート銘柄に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うときには、当該会員には前7章の規定を適用しない。

(省略)
 (省略)

(顧客への配分)

第 38 条 取扱会員等及び当該取扱会員等が<u>証</u> <u>券仲介業務</u>の委託を行う特別会員は、グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱い 又は売出しを行うに当たっては、「株券等の 募集等の引受け等に係る顧客への配分につい て」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。

(電磁的方法による交付等)

- 第 39 条 協会員は、第 19 条第 1 項に規定するグリーンシート銘柄の性格等について記載した説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
- 2 協会員は、第 19 条第 2 項に規定するグリーンシート銘柄の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)

第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 34 条第 2 項、第 35 条第 4 項並びに第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

(グリーンシート制度負担金)

第 42 条 (現行どおり)

(別表)

第 13 条第 1 項の規定による判定の基準

. (現行どおり)

. 金融商品取引法上の有価証券届出書又は 有価証券報告書を提出してエマージング区 分に指定した場合

当該銘柄の事業の成長性の有無について 審査を行い、事業の成長性が認められない と判断したときは、エマージングからオー ディナリーに変更する届出を行わなければ ならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

(証券仲介業者に対する指導及び監督)

第 40 条 会員は、委託先の<u>証券仲介業者</u>に対し、第 15 条第 4 項、第 16 条第 7 項、第 17 条第 4 項、第 18 条第 2 項、第 20 条、第 21 条、<u>第 33 条第 2 項</u>、<u>第 34 条第 4 項</u>並びに<u>第 37 条第 1 項及び第 2 項</u>の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

(グリーンシート制度負担金)

第 41 条 (省 略)

(別表)

第13条第1項の規定による判定の基準

(省略)

. <u>証券取引法</u>上の有価証券届出書又は有価証券報告書を提出してエマージング区分に指定した場合

当該銘柄の事業の成長性の有無について 審査を行い、事業の成長性が認められない と判断したときは、エマージングからオー ディナリーに変更する届出を行わなければ ならない。

「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部 改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新	lB
(目的等) 第 1 条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」(以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。	(目的等) 第 1 条 この細則は、「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号。以下「規則」という。)第16条の施行に関し、必要な事項を定める。 2 (省略)
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る。	

別表 別表 ・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート ・エマージング、オーディナリー又はフェニックスとして区分したグリーンシート 銘柄 銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。た 第3条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。た だし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について だし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について 軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除 軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除 報告事象欄 軽微基準欄 報告事象欄 軽微基準欄 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げ 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げ る事項を行うことについての決定をした場合(当該 る事項を行うことについての決定をした場合(当該 決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含 決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含 む。) む。) (1) (1) (現行どおり) (省 略) (4) (4) (5) 会社法第156条第1項(第163条の規定及び第165 (5) 会社法第156条第1項(第163条の規定及び第165 条第3項の規定により読み替えて適用する場合 条第3項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)の規定又は協同組織金融機関の優先出 を含む。)の規定又は優先出資法第27条の規定に 資に関する法律(以下「優先出資法」という。) よる自己株式の取得 第27条の規定による自己株式の取得 (6) (6) (現行どおり) 略) (16) (16) (17) 子会社(証取法第166条第5項に規定する子会 (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」とい う。)第166条第5項に規定する子会社をいう。以 社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴 下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持 う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の 分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事 異動を伴う事項 (18) 固定資産(法人税法(昭和40年法律第34号) (18) 固定資産(法人税法第2条第22号に掲げる固 第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同 定資産をいう。以下同じ。)の譲渡又は取得 じ。) の譲渡又は取得 (19)(19) (現行どおり) (省 略) (22)(22)(23) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の (23) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等の

旧

新

新		IB
同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適		同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適
用を受ける場合に限る。)		用を受ける場合に限る。)
(24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る		(24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る
(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に		(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に
係る金融商品取引法施行令(以下「施行令」とい		係る証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。以
<u>う。)</u> 第31条に規定する買集め行為(以下この に		<u>下「施行令」という。)</u> 第31条に規定する買集め行
おいて「公開買付け等」という。) に対抗するため		為(以下この において「公開買付け等」という。)
の買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買		に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの
付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する		要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しく
表示		は株主に対する表示
(25)		(25)
		~ } (省略)
(34) J		(34)
(35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報		(35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報
告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等		告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等
の監査証明(金商法第193条の2第1項の監査証明		の監査証明(証取法第193条の2第1項の監査証明
を含む。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動		を含む。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動
(36)		(36)
- (現行どおり)		
(38) J 2 次に掲げる事実が発生した場合		(38)
(1) (現行どおり)	(現行どおり)	(1) (省 略) (省 略)
(2) 主要株主(金商法第163条第1項に規定する主	(坑11200)	(1)
要株主をいう。以下この(2)において同じ。) 又は		要株主をいう。以下この(2)において同じ。) 又は
筆頭株主(主要株主のうち所有議決権数(他人(仮		筆頭株主(主要株主のうち所有議決権数(他人(仮
設人を含む。) 名義のものを含み、同項に規定する		設人を含む。) 名義のものを含み、同項に規定する
議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案		議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案
して内閣府令で定めるものを除く。)の最も多い株		して内閣府令で定めるものを除く。)の最も多い株
主をいう。)の異動		主をいう。)の異動
(3) 特定有価証券(金商法第163条第1項に規定す		(3) 特定有価証券(証取法第163条第1項に規定す
る特定有価証券をいう。)の指定の取消しの原因と		る特定有価証券をいう。)の指定の取消しの原因と
なる事実		なる事実
(4)		(4)
~		
(6) J		(6) J

新	旧
(7) 親会社(金商法第166条第5項に規定する親会	(7) 親会社(証取法第166条第5項に規定する親会
社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下	社をいい、これに相当する外国会社を含む。以下
この規則において同じ。) の異動	この規則において同じ。) の異動
(8) ₁	(8) ₁
~ } (現行どおり)	~ } (省略)
(16) J	(16) J
(17) 保有有価証券(当該発行会社の子会社株式以	(17) 保有有価証券(当該発行会社の子会社株式以
外の国内の <u>取引所金融商品市場</u> に上場している有	外の国内の <u>証券取引所</u> に上場している有価証券に
価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年	限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中
度又は中間会計期間の末日における時価額(当該	間会計期間の末日における時価額(当該日の <u>証券</u>
日の <u>取引所金融商品市場</u> における最終価格(当該	取引所における最終価格(当該最終価格がないと
最終価格がないときは、その日前における直近の	きは、その日前における直近の <u>証券取引所</u> におけ
取引所金融商品市場における最終価格)により算	る最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を
出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該発	下回ったこと(当該発行会社が有価証券の評価方
行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用	法として原価法を採用している場合に限る。)。
している場合に限る。)	
(18) (現行どおり)	(18) (省略)
(19) (現行どおり)	(19) (省略)
(削る)	(20) 削除
(20) (現行どおり)	(21) (省略)
(21) (現行どおり) (32) ***********************************	(22) (省略) (23) 版本TURD A 第 2 名 第 4 括 9 版 本 提 生 表 只 は
(22) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は	(23) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は
中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半	中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半
期報告書を、内閣総理大臣等に対して、 <u>金商法</u> 第 24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内	期報告書を、内閣総理大臣等に対して、 <u>証取法</u> 第 24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内
に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提	に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提
出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算	出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算
して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出	して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出
できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行	できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行
った後提出したこと。	った後提出したこと。
(23) (現行どおり)	<u>(24)</u> (省略)
(24) (現行どおり)	<u>(25)</u>
(25) (1)から(24)までに掲げる事項のほか、当該発	(26) (1)から(25)までに掲げる事項のほか、当該発
行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリー	行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリー
ンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者	ンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者

の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(25) 3 発行会社が親会社を有している場合は、2の(26) に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとす に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとす る。ただし、当該親会社が国内の取引所金融商品市 る。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場 場に上場されている株券の発行者である場合その他 されている株券の発行者である場合その他本協会が 本協会が適当と認める者である場合は、この限りで 適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関 ない。 (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関 が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)ま で、(20)から(23)までに掲げる事項を行うことに が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)ま で、(21)及び(22)に掲げる事項を行うことについ ついての決定をしたこと(当該決定に係る事項を ての決定をしたこと(当該決定に係る事項を行わ 行わないことを決定したことを含むものとし、投 ないことを決定したことを含むものとし、投資者 資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の 1の軽微基準欄に掲げる基準(同1の軽微基準欄 軽微基準欄に掲げる基準(同1の軽微基準欄中「発 中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」 行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み と読み替える。) に該当する場合を除く。)。 替える。) に該当する場合を除く。)。 (現行どおり) (省 略) (2) (2) (現行どおり) 略) (3) (3) (現行どおり) 略) 7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、 7 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、 当該子会社について次に掲げる事項を行うことにつ 当該子会社について次に掲げる事項を行うことにつ いての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わ いての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わ ないことを決定した場合を含む。) ないことを決定した場合を含む。) (1) (1) (現行どおり) 略) (14) J (14) (15) 金商法第27条の2第1項に規定する株券等の (15) 証取法第27条の2第1項に規定する株券等の 同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適 同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適 用を受ける場合に限る。) 用を受ける場合に限る。) (16) $(16)_{3}$ (現行どおり) (省 略) (19) (19) J

新 旧 (現行どおり) (省 略) 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議 11 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議 又は決定を行った場合 又は決定を行った場合 (1) _] (現行どおり) (省 略) (4) (4) (5) 募集株式(会社法第199条第1項に規定する募 (5) 募集株式(会社法第199条第1項に規定する募 集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資を 集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資を いう。)の引受人(金商法第2条第6項で規定する いう。)の引受人(証取法第2条第6項で規定する 引受人をいう。)から、株主に対して行う当該募集 引受人をいう。)から、株主に対して行う当該募集 株式の優先的申込資格の付与 株式の優先的申込資格の付与 (6) J (現行どおり) (省 略) (12) J (12) ^J . 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 . 投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 (現行どおり) (省 略)

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の改正 について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

<u>旧</u>

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等 に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員(特別会員にあっては、金融商品仲介業務(定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 上場株券等

国内の取引所金融商品市場に上場されて いる株券、出資証券(優先出資証券を含 む。) 転換社債型新株予約権付社債券(新 株予約権付社債券のうち、新株予約権の行 使に際してする出資の目的が当該新株予約 権付社債券に係る社債であるものをいう。 以下同じ。)、交換社債券、新株予約権付社 **債券(新株予約権付社債券(転換社債型新** 株予約権付社債券を除く。) 並びに同時に 募集され、かつ、同時に割り当てられた社 債券及び新株予約権証券であって、一体で 売買するものとして上場されたものをい う。以下同じ。)、新株予約権証券、投資信 託受益証券(投資信託の受益証券をい う。) 外国投資信託受益証券(外国投資信 託の受益証券をいう。)、投資証券、外国投 資証券及び外国株預託証券 (金融商品取引 法(以下「金商法」という。)第2条第1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外 国法人が発行する株券に係る権利を表示す る預託証券をいう。) をいう。

2 取引所外売買上場株券等の取引所金融商品市場外での

<u>「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買</u> 等に関する規則」(公正慣習規則第5号)

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員(特別会員にあっては、<u>証券仲介業務</u>を行う特別会員に限る。以下同じ。)が行う上場株券等の<u>取引所有価証券市場外</u>での売買及びその媒介等並びに協会員が媒介等を行う上場株券等の<u>取引所有価証券市場外</u>での売買を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 上場株券等 本邦内の証券取引所に 上場されている株券、出資証券(優先出資 証券を含む。入転換社債型新株予約権付社 債券(新株予約権付社債券のうち、新株予 約権の行使に際してする出資の目的が当該 新株予約権付社債券に係る社債であるもの をいう。以下同じ。)、交換社債券、新株予 約権付社債券(新株予約権付社債券(転換 社債型新株予約権付社債券を除く。) 並び に同時に募集され、かつ、同時に割り当て られた社債券及び新株予約権証券であっ て、一体で売買するものとして上場された ものをいう。以下同じ。)、新株予約権証 券、投資信託受益証券(投資信託の受益証 券をいう。) 外国投資信託受益証券(外国 投資信託の受益証券をいう。)、投資証券、 外国投資証券及び外国株預託証券(証券取 引法第2条第1項第10号の3に規定する 有価証券のうち、外国法人が発行する株券 に係る権利を表示する預託証券をいう。) をいう。
 - 2 取引所外売買 上場株券等の<u>取引所有</u> <u>価証券市場外</u>での売買をいう。

売買<u>(金商法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場での売買を除く。)</u>をいう。

3 媒介等 媒介、取次ぎ又は代理をいう。

4 報告公表システム

本協会が管理運営する取引所外売買に関 する価格情報等報告公表システムをいう。

<u>5</u> 認可会員

上場株券等の私設取引システム運営業務 の認可を受けた会員をいう。

6 認可業務

<u>私設取引システム運営業務の認可を受けた会員の行う当該私設取引システム運営業</u>務をいう。

7 PTSシステム

本協会が管理運営する私設取引システム 価格情報等報告公表システムをいう。

(法令等の遵守)

第3条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>金商法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(適用除外)

- 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>金融商品取引所</u>が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする。
- 2 (現行どおり)
- 3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介 等を行う取引所外売買のうち、<u>金商法第2条</u> 第22項に規定する店頭デリバティブ取引に より成立するものについては、この規則を適 用しないものとする。

(売買価格等の確認及び記録の保存)

第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認し、当該確認の記録を保存しなければならない。

(売買の停止等)

第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合に は、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒 介等を行う取引所外売買を停止することがで 旧

3 媒 介 等 媒介、取次ぎ又は代理 をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法令等の遵守)

第3条 協会員は、取引所外売買又はその媒介等を行うに当たっては、この規則によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(適用除外)

- 第 4 条 会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、<u>証券取引所</u>が定める1売買単位に満たない数量のものについては、この規則を適用しないものとする
- 2 (省略)
- 3 会員が行う取引所外売買又は協会員が媒介 等を行う取引所外売買のうち、<u>有価証券店頭</u> <u>デリバティブ取引</u>により成立するものについ ては、この規則を適用しないものとする。

(売買価格等の確認及び記録の保存)

第 5 条 協会員は、取引所外売買を行うに当たっては、売買の価格又は金額が適当と認められるものであることを確認<u>するものと</u>し、 当該確認の記録を保存するものとする。

(売買の停止等)

第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合に は、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒 介等を行う取引所外売買を停止することがで

新	旧
きる。 1 <u>金融商品取引所</u> が上場株券等について売 買の停止その他の措置をとった場合	きる。 1 <u>証券取引所</u> が上場株券等について売買の 停止その他の措置をとった場合
2 ~ 4 } (現行どおり)	2 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
2 (現行どおり) 3 (現行どおり)	2 (省 略) 3 (省 略)
第 4 章 報告及び公表	第 4 章 報告及び公表
第 1 節 PTSシステムを通じない取引所外 売買の報告及び公表	(新設)
(売買等の報告) 第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み(以下「申込み」という。)を行ったときは、次の各号に掲げる事項を、報告書類に記載し提出する方法により、本協会に報告しなければならない。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 申込みに係る価格であって、買いに係る申込みに係る価格であって、買いに係のを最もいものをいう。) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 現行どおり) 7 取引所外売買が、報告となる価格を公本をいる。 1 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 別行どおり) 6 別子どおり) 6 別子どおり) 7 取引所外売買に係る基準となる価格を公本を融高回収引所のなる事となるの価格を公本の価格を表しまする金融の目的により、まする金融の目的により、まする金融の目的により、まする金融の目的により、まする金融の目的により、まする金融の目的によります。	(売買等の報告) 第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み(以下「申込み」という。)を行ったとき事項をし、申込み協会に報告は「おいる」を、合理的な事」ならない。ただが選手が選手が選手が多り、というのという。)(省 略) 3 申込みに係る価格(買い係る申込みに、売りに係る価格をいう。)4 (省 略) 5 (省 略) 5 (省 略) 5 (省 略) 5 (省 略) 6) 6 一 で定めるとこい。ただし、「本協会に報告が遅延する場合には、項を、知引所外売買がの名号により当該報告が遅延する場合には、遅滞なく本協会に報告するものとする。 1 (省 略) 6
8 (現行どおり) 9 (現行どおり) 3 前2項に規定する報告は、以下の区分に基づき行わなければならない。ただし、合理的な事由により当該報告が遅延する場合には、	8 (省略) 9 (省略) (新設)

遅滞なく本協会に報告するものとする。

- 1 営業日の午前8時10分から午後4時59 分までに行った申込み及び成立した売買 申込みを行ったとき又は売買が成立した ときから5分以内
- 2 営業日の午後5時00分(半休日にあっては午後1時00分)から午後11時59分までに成立した取引所外売買及び休業日に成立した取引所外売買の報告 翌営業日の午前8時10分から午前8時29分まで
- 3 <u>営業日の午前 0 時 00 分から午前 8 時 09</u> 分までに成立した取引所外売買の報告 <u>営業日の午前 8 時 30 分から午前 9 時 00</u> 分まで

(削る)

(売買等の報告の訂正・取消し)

- 第8条 会員は、前条の規定に基づき行った 申込みの報告及び売買の報告の訂正又は取消 しを行おうとするときは、報告公表システム を通じて又は所定の報告書類の提出により、 速やかに行わなければならない。
- 2 会員は、前項に規定する申込みの報告及び 売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする ときは、申込みの報告については、報告書類 に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、 前条第1項各号に掲げる事項を記載し、提出

(新設)

IΒ

<u>(認可会員が成立させた売買の報告に関する</u> 特例)

- 第8条 私設取引システム運営業務の認可を 受けた会員(以下本条において「認可会員」 という。)が当該業務(以下本条において 「認可業務」という。)により行った申込み 及び成立させた取引所外売買については、認 可会員が前条の報告を行うものとし、認可会 員以外の会員は当該申込み及び売買に係る前 条の報告を行わないものとする。
- 2 認可会員は、認可業務により行った申込みについては前条第1項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、認可業務により成立させた取引所外売買については前条第2項各号に掲げる事項の他に本協会が必要と認める事項を、前条の報告を行った日に本協会に報告するものとする。
- 3 認可会員は、認可業務により成立させた取引所外売買について、銘柄別の売買数量を月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会に報告するものとする。

(売買等の報告の訂正・取消し)

第9条 会員は、第7条の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとするときは、細則で定めるところにより、すみやかに行うものとする。

することにより行い、売買の報告については、報告公表システム又は報告書類に訂正・ 取消しの識別符号を付したうえで、前条第2 項各号に掲げる事項を入力すること又は記載 し、提出することにより行うものとする。

3 前項の報告公表システムにより行う売買の 報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取消 しを行おうとする日の午後4時59分(半休日 にあっては午後0時59分)までに行うものと し、午後5時00分(半休日にあっては午後1 時00分)以降に訂正又は取消しを行おうとす るときは、報告書類により行うものとする。

(売買価格等の公表等)

第 9 条 (現行どおり)

第2節 PTSシステムを通じた取引所外売買 の報告及び公表

(申込みの報告)

- 第 10 条 認可会員は、認可業務において申込 みを行う場合は、第 7 条第 1 項の規定による 報告を、PTSシステムを通じて、報告しな ければならない。
- 2 前項の報告は、申込み後5分以内に行わなければならない。ただし、午前0時00分から午前0時44分までの間に行った申込みについては、午前0時45分から午前0時49分までの間に報告しなければならない。
- 3 第1項により報告した申込みを取り下げる 場合には、PTSシステムを通じて、その旨 を報告しなければならない。
- 4 午後 11 時 59 分までに報告した申込みを翌日午前 0 時 45 分以降も継続しようとする場合は、当該翌日午前 0 時 45 分以降すみやかに、改めて、PTSシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。
- 5 第6条の規定により売買の停止が行われた 銘柄について、その売買が再開された後に申 込みを行う場合は、改めて、PTSシステム を通じて当該申込みを報告しなければならない。
- 6 PTSシステムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事情により、第1項及び第3項の報告が行えない場合、所定の報告書類により報告しなければならない。

(売買価格等の公表等)

第 10 条 (省 略)

(新設)

(新設)

新 旧 (売買の報告) (新 設) 第 11 条 認可会員は、認可業務により成立さ せた売買について、第7条第2項の規定によ る報告を、PTSシステムを通じて行わなけ ればならない。 2 前項の報告は、売買成立後5分以内に行わ なければならない。ただし、午前0時00分 から午前0時44分までの間に成立した売買 については、当該売買が成立した日の午前0 時 45 分から午前 0 時 49 分までの間に報告し なければならない。 3 前条第6項の規定は、売買の報告に準用す る。 4 認可会員は、認可業務により成立させた取 引所外売買について、銘柄別の売買数量を月 ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本協会 に報告しなければならない。 (報告の訂正・取消し) 設) (新 第12条 認可会員は、第10条第1項の規定 に基づき行った申込みの報告及び前条第1項 の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は <u>取消しを行おうとする場合は、PTSシステ</u> ムを通じて、すみやかに行わなければならな いし 2 前条第1項の規定に基づき行った売買の報 告の訂正又は取り消しを行う場合であって、 売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は 取消しを行おうとする場合は、PTSシステ ムに代えて、所定の報告書類により報告しな ければならない。 3 認可会員は、第 10 条第6項(前条第3項 において準用する場合を含む。) の規定に基 づき報告書類により行った報告の訂正又は取 消しを行おうとする場合は、所定の報告書類 に訂正又は取消しの識別符号を付した上で、 当該報告書類によりすみやかに報告しなけれ <u>ばならない。</u> **4** 認可会員は、PTSシステムの稼働が休止 し又は稼働に支障が生じ、第1項に規定する 報告が行えない場合には、所定の報告書類に 訂正又は取消しの識別符号を付した上で、当 該報告書類によりすみやかに報告しなければ なら<u>ない。</u> (認可会員以外の会員の報告の取扱い) (新 設) 第 13 条 認可会員以外の会員は、認可会員が 行う認可業務において申込み又は取引所外売 買を行う場合には、第7条第1項及び第2項

	· · ·
新	<u>IB</u>
に規定する報告を行わないものとする。	
(売買価格及び申込みの公表) 第 14 条 本協会は、認可会員から第 10 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTSシステムのウェブサイトにおいて、すみやかに公表する。 1 銘柄名 2 申込みに係る売り又は買いの別 3 申込みに係る価格 4 申込みに係る数量 5 申込みの時刻 6 その他本協会が必要と認める事項	(新設)
 6 その他本協会が必要と認める事項 2 本協会は、認可会員から第 11 条に基づく報告を受けた場合は、次に掲げる事項を、PTSシステムのウェブサイトにおいて、直ちに公表する。	
(PTSシステム利用の届出) 第 15 条 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、PTSシステムを通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 前項の届出を行った認可会員が当該届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、PTSシステム	(新設)
 を通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 (PTSシステム負担金) 第 16 条 認可会員は、PTSシステムを通じて行った第 10 条及び第 11 条の規定に基づく報告に関し、本協会に対し、PTSシステム負担金を支払わなければならない。 	(新設)

新旧

(PTSシステムの利用停止)

第 17 条 本協会は、投資者の保護及び P T S システムの管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、認可会員による P T S システムの利用を停止することができる。

第5章 雑 則

(顧客への説明)

第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に 関する注文を受けたときは、あらかじめ、当 該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員 が必要と認める事項について<u>説明しなければ</u> ならない。

(取引所外売買担当者の届出)

第 19 条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者 1 名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。

付 則

- **1** この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。
- **2** 第 16 条の P T S システム負担金は、当分の間、徴収しないものとする。

(新設)

第5章 雑 則

(顧客への説明)

第 11 条 協会員は、顧客から取引所外売買に 関する注文を受けたときは、あらかじめ、当 該顧客に対し、受渡決済に関する条件等会員 が必要と認める事項について<u>説明するものと</u> する。

(取引所外売買担当者の届出)

第12条 協会員は、取引所外売買に関する担当責任者1名以上を定め、所定の様式により、本協会に届け出るものとする。当該担当責任者を変更する場合も同様とする。

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売 買等に関する規則」に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、「上場株券等の取引所 金融商品市場外での売買等に関する規則」 (以下「規則」という。)の施行に関し、必 要な事項を定める。

(削る)

<u>「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買</u> 等に関する規則」に関する細則」

(目的)

第 1 条 この細則は、<u>上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則</u>(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(売買等の報告)

- 第 2 条 会員は、規則第7条の報告を行おう とするときは、次の各号のいずれかの方法に より行うものとする。
 - 1 取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム(以下「報告・公表システム」という。)(私設取引システム運営業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議)の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム)に規則第7条第2項各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法
 - 2 所定の報告書類(以下「報告書類」という。)に規則第7条第1項各号又は第2項 各号に掲げる事項を記載し、提出すること により報告する方法
- 2 前項第1号に掲げる報告・公表システムに よる報告は、当該システムの稼働時間(営業 日の午前8時10分から午後4時59分(半休日 は午後0時59分))内に限るものとする
- 3 規則第7条第2項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる時間帯において成立した取引所外売買の報告を行う場合とする。この場合、当該会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時間内に、一括して報告を行うものとする。
 - 1 営業日の午後5時(半休日にあっては午 後1時)から午後11時59分までに成立した 取引所外売買及び休業日に成立した取引所 外売買の報告

新 | IE

翌営業日の午前 8 時10分から午前 8 時29 分まで

2 営業日の午前 0 時から午前 8 時 9 分まで に成立した取引所外売買の報告 営業日の午前 8 時30分以降午前 9 時まで

(売買価格等)

- 第2条 規則第7条第1項第3号に掲げる 申込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲 げる売買価格は、株券の場合は1株、出資証 券(優先出資証券を含む。)の場合は1口、 転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権 付社債券のうち、新株予約権の行使に際して する出資の目的が当該新株予約権付社債券に 係る社債であるものをいう。以下同じ。) 新 株予約権付社債券等(新株予約権付社債(転 換社債型新株予約権付社債券を除く。) 並び に同時に募集され、かつ、同時に割り当てら れた社債券及び新株予約権証券であって、一 体で売買するものとして上場されたものをい う。) 又は交換社債券の場合は額面100円、新 株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益 証券(投資信託の受益証券をいう。) 外国投 資信託受益証券(外国投資信託の受益証券を いう。) 又は投資証券の場合は1口、外国投 資証券の場合は1投資口及び外国株預託証券 (金融商品取引法第2条第1項第20号に規定 する有価証券のうち、外国法人が発行する株 券に係る権利を表示する預託証券をいう。) の場合は1証券についての申込みに係る価格 及び売買価格とする。
- 2 前項の規定は、規則<u>第9条第1項第3号</u> に掲げる申込みに係る価格及び同条第2項 第2号に掲げる売買価格に準用する。

(削る)

(売買価格等)

- 第3条 規則第7条第1項第3号に掲げる申 込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲げ る売買価格は、株券の場合は1株、出資証券 (優先出資証券を含む。)の場合は1口、転 換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付 社債券のうち、新株予約権の行使に際してす る出資の目的が当該新株予約権付社債券に係 る社債であるものをいう。以下同じ。)、新株 予約権付社債券等(新株予約権付社債(転換 社債型新株予約権付社債券を除く。) 並びに 同時に募集され、かつ、同時に割り当てられ た社債券及び新株予約権証券であって、一体 で売買するものとして上場されたものをい う。) 又は交換社債券の場合は額面100円、新 株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益 証券(投資信託の受益証券をいう。) 外国投 資信託受益証券(外国投資信託の受益証券を いう。) 又は投資証券の場合は10、外国投 資証券の場合は1投資口及び外国株預託証券 (証券取引法第2条第1項第10号の3に規定 する有価証券のうち、外国法人が発行する株 券に係る権利を表示する預託証券をいう。) の場合は1証券についての申込みに係る価格 及び売買価格とする。
- 2 前項の規定は、<u>規則第10条第1項第3号</u>に 掲げる申込みに係る価格及び同条第2項第2 号に掲げる売買価格に準用する。

(報告の訂正・取消し)

- 第4条 会員は、規則第9条の規定による売 買等の報告の訂正又は取消しを行おうとする ときは、申込みの報告については、報告書類 に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、 規則第7条第1項各号に掲げる事項を記載 し、提出することにより行い、売買の報告に ついては、報告・公表システム又は報告書類 に訂正・取消しの識別符号を付したうえで、 規則第7条第2項各号に掲げる事項を入力す ること又は記載し、提出することにより行う ものとする。
- <u>2</u> 前項の報告・公表システムにより行う売買 の報告の訂正又は取消しは、当該訂正又は取

新 旧

(売買価格等の公表等)

- 第3条 本協会は、規則第9条第1項及び 第2項の規定に基づき同項各号の事項を会員 へ通知するときは、報告公表システムの外部 接続による方法又はこれに準じた方法により 行うものとする。
- 2 規則第9条第3項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、報告公表システムの稼働時間中に報告公表システムを利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時00分までに、報告公表システムの稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時00分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。

(売買価格等の公表等に関する特例)

第4条 規則第9条第2項に規定する細則で定める日時は、会員から規則第7条第2項の報告を受けた日の翌営業日の午後4時00分とする。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

消しを行おうとする日の午後4時59分(半休日にあっては午後0時59分)までに行うものとし、午後5時(半休日にあっては午後1時)以降に訂正又は取消しを行おうとするときは、報告書類により行うものとする。

(売買価格等の公表等)

- 第 5 条 本協会は、規則第10条第1項及び第 2項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ 通知するときは、報告・公表システムの外部 接続による方法又はこれに準じた方法により 行うものとする。
- 2 規則第10条第3項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、報告・公表システムの稼働時間中に同システムを利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前11時までに、報告・公表システムの稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前11時までに、報告・公表システム又はこれに準じた方法により、それぞれ通知するとともに、公表する。

(売買価格等の公表等に関する特例)

第 6 条 規則第10条第2項に規定する細則で 定める日時は、会員から規則第7条第2項の 報告を受けた日の翌営業日の午後4時とす る。

「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣習規則第14号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

有価証券の引受け等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、会員が<u>国内</u>において行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引受け(以下「引受け」という。)並びに協会員が<u>国内</u>において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 株券等 次に掲げる有価証券をいう。

イ _~ (現行どおり) ハ

- 二 優先出資証券(<u>金融商品取引法</u>(以下「<u>金商法</u>」という。) <u>第2条第1項第7</u> 号に掲げる有価証券をいい、外国法人の 発行する証券又は証書で優先出資証券の 性質を有するものを含む。以下同じ。)
- ホ 不動産投資信託証券(金商法第2条第 1項第10号に掲げる投資信託の受益証 券又は同項第11号に掲げる投資証券で あって、投資者の資金を主として不動産 等に対する投資として運用することを目 的とするものをいう。)
- 2 社債券

金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。

3 ~ } (現行どおり) 5

6 監査人

引受審査の対象となる有価証券の発行者 が<u>金商法</u>の規定により提出する財務計算に

<u>「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣</u> 習規則第 14 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、会員が<u>本邦内</u>において 行う株券等及び社債券の募集又は売出しの引 受け(以下「引受け」という。)並びに協会 員が<u>本邦内</u>において行う株券等の募集又は売 出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正 な業務の運営と投資者の保護を図るととも に、資本市場の健全な発展に資することを目 的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 株券等 次に掲げる有価証券をいう。

イ ~ (省 略)

- 二 優先出資証券(<u>証券取引法</u>(以下「<u>証</u> <u>取法</u>」という。) 第2条第1項第5号の 2に掲げる有価証券をいい、外国法人の 発行する証券又は証書で優先出資証券の 性質を有するものを含む。以下同じ。)
- ホ 不動産投資信託証券(証取法第2条第 1項第7号に掲げる投資信託の受益証券 又は同項第7号の2に掲げる投資証券で あって、投資者の資金を主として不動産 等に対する投資として運用することを目 的とするものをいう。)
- 2 社債券

証取法第2条第1項第4号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。)をいう。

3 ~ (省 略)

6 監査人

引受審査の対象となる有価証券の発行者 が証取法の規定により提出する財務計算に

関する書類について、同法第 193 条の 2 に 基づき監査証明を行う者として当該引受審 査の時点において当該発行者から選任され た公認会計士又は監査法人をいう。

(現行どおり)

8 引受会員

金商法第2条第6項に規定する引受人と なる会員をいう。

(現行どおり) (現行どおり) 10

11 上場発行者

国内の取引所金融商品市場に上場されて いる有価証券の発行者をいう。

12 新規公開

上場発行者以外の発行者が発行する有価 証券の国内の取引所金融商品市場への上場 をいう。

13 (現行どおり) 15 J

(検査又は監査の実施)

て、定期的に検査又は監査を行わなければな らない。

(現行どおり) (現行どおり)

(適切な引受審査)

第 9 条 (現行どおり)

2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって は、原則として、次に掲げる資料(優先出資 証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人 の発行する証券又は証書で株券等又は社債券 の性質を有するものの引受審査を行うに当た っては、これに相当する資料をいう。以下 「引受審査資料」という。) を「有価証券の 引受け等に関する規則」に関する細則(以下 「細則」という。) に定めるところにより、 発行者から受領するものとする。

(現行どおり) 3

4 金商法第 25 条第1項各号に規定する書 類(直近の財務情報が記載されているもの に限る。)

(現行どおり)

IΒ

関する書類について、同法第 193 条の 2 に 基づき監査証明を行う者として当該引受審 査の時点において当該発行者から選任され た公認会計士又は監査法人をいう。

7 (省 略)

引受会員

発行者又は売出人との間で有価証券の元 引受契約を締結する会員をいう。

(省 略) (省 略) 10

11 上場発行者

国内の証券取引所市場に上場されている 有価証券の発行者をいう。

12 新規公開

上場発行者以外の発行者が発行する有価 証券の国内の証券取引所市場への上場をい

13) (省 略)

(検査又は監査の実施)

第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項につい │ 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項につい て、定期的に検査又は監査を行うものとす る。

> (省 1 略) (省 略)

(適切な引受審査)

第 9 条 (省 略)

2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって は、原則として、次に掲げる資料(優先出資 証券及び不動産投資信託証券並びに外国法人 の発行する証券又は証書で株券等又は社債券 の性質を有するものの引受審査を行うに当た っては、これに相当する資料をいう。以下 「引受審査資料」という。) を「有価証券の 引受け等に関する規則」に関する細則(以下 「細則」という。) に定めるところにより、 発行者から受領するものとする。

3

4 証取法第25条第1項各号に規定する書 類(直近の財務情報が記載されているもの に限る。)

<u>新</u>

(現行どおり)

(主幹事会員の交代等があった場合の対応)

第 11 条 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた取引所金融商品市場の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(引受審査終了後の対応)

第 12 条 (現行どおり)

2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、主幹事会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。

(社債券の引受審査項目)

第 15 条 (現行どおり)

- 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(<u>金商</u> <u>法</u>第 23 条の3第1項の規定による登録をい う。以下同じ。)による募集又は売出しに際 して引受けを行う場合であって、次の各号に 掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9条第1項及び前項の規定にかかわらず、自 らの判断と責任において必要と認められる項 目の審査を行うものとする。
 - 1 各社債の金額が1億円以上であること。
 - 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回ること。

3 (現行どおり)

(ブックビルディングによる価格の決定)

第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査をいう。以下同じ。)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議

(主幹事会員の交代等があった場合の対応)

旧

第 11 条 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(引受審査終了後の対応)

第 12 条 (省 略)

2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の<u>当該</u>発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、<u>当該会員</u>は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。

(社債券の引受審査項目)

第 15 条 (省 略)

- 2 他の引受会員は、社債券の発行登録(<u>証取</u> <u>法</u>第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をい う。以下同じ。)による募集又は売出しに際 して引受けを行う場合であって、次の各号に 掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 9 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自 らの判断と責任において必要と認められる項 目の審査を行うものとする。
 - 1 各社債の金額が1億円以上であること。
 - 2 社債の総額を各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回ること。

3 (省略)

(ブックビルディングによる価格の決定)

第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

するものとする。

2 (現行どおり)

(オーバーアロットメント)

第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、 引受会員が行うオーバーアロットメントの合 計数量は、当該募集又は売出しの国内におけ る予定数量の 15%を限度とする。なお、募 集及び売出しを同時に行う場合における当該 合計数量は、当該募集及び売出しの国内にお ける予定数量の合計の 15%を限度とする。

2 ~ (現行どおり)

(配分の公平化)

第 24 条 (現行どおり)

- 2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。
- 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければ行ってはならない。

1 ~ (現行どおり)

4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募 集及び売出しに係る株式数の 10%を限度と して従業員持株会を対象とするとき。

5 (現行どおり)

4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、親引けを行ってはならない。

旧

2 (省略)

(オーバーアロットメント)

第 22 条 株券等の募集又は売出しに際して、 引受会員が行うオーバーアロットメントの合 計数量は、当該募集又は売出しの本邦内にお ける予定数量の 15%を限度とする。なお、 募集及び売出しを同時に行う場合における当 該合計数量は、当該募集及び売出しの本邦内 における予定数量の合計の 15%を限度とする。

2 ~ 4 (省 略)

(配分の公平化)

第 24 条 (省 略)

- 2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。
- 3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、発行者が指定する販売先への売付け(いわゆる親引け。販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下次項において同じ。)を行ってはならない。なお、発行者が指定する販売先への売付けを行う場合は、当該売付けの対象者、当該対象者への売付けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該対象者に対する売付け数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表しなければならない。

4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募 集及び売出しに係る株式数の 10%を限度と して従業員持株会を対象とするとき

5 (省略)

4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合(その事実を発表資料で公表した場合に限る。)を除き、発行者が指定する販売先への売付けを行ってはならない。

(現行どおり)

3

1

- 4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指 図型投資信託の投資信託財産(投資信託及 び投資法人に関する法律第3条第2号に規 定するものをいう。)又は投資法人の資産 として不動産等を当該委託者指図型投資信 託又は当該投資法人に対して譲渡した者又 は譲渡することに合意している者
- 5 前号に掲げる者が<u>財務諸表等の用語、様 式及び作成方法に関する規則</u>第8条第7項 に規定する特別目的会社(当該特別目的会 社に出資している特別目的会社を含む。) である場合には、それに出資している者
- 6 第4号に掲げる者が<u>資産の流動化に関する法律</u>第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者

5 (現行どおり)

(引受けの報告等)

- 第 26 条 (現行どおり)
- **2** 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「<u>代表引受会員</u>」という。)がこれを行うことができる。

(海外発行についての準用)

- 第 28 条 <u>我が国の</u>発行者が<u>外国</u>において株券 等の募集又は売出しを行う場合には、<u>代表引</u> 受会員又は国内において共同して募集又は売 出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、 当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して 行うよう要請するものとする。
- 2 会員は、前項の場合において、当該会員の 海外関連会社(金融商品取引業等に関する内 閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社であ る外国法人をいう。)による引受けを斡旋す る場合には、当該関連会社に対し、この規則 の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要 請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代 行して適切な審査を行うものとする。

4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指 図型投資信託の投資信託財産(投資信託法 第14条第1項に規定するものをいう。)又 は投資法人の資産として不動産等を当該委 託者指図型投資信託又は当該投資法人に対 して譲渡した者又は譲渡することに合意し ている者

IΒ

- 5 前号に掲げる者が<u>「財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則」</u>第8条第 7項に規定する特別目的会社(当該特別目 的会社に出資している特別目的会社を含 む。)である場合には、それに出資してい る者
- 6 第4号に掲げる者が<u>「資産の流動化に関する法律」</u>第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者

5 (省略)

(引受けの報告等)

- 第 26 条 (省 略)
- **2** 前項の報告は、引受会員が2社以上あると きは、代表する1社(以下「<u>代表証券会社</u>」 という。)がこれを行うことができる。

(海外発行についての準用)

- 第 28 条 本邦発行者が本邦以外において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表証券会社又は本邦における主たる斡旋証券会社である会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。
- 2 会員は、前項の場合において、当該会員の 海外関連会社(会員(外国証券会社である会 員を除く。)にあっては、証券会社の自己資 本規制に関する内閣府令(以下「自己資本府 令」という。)第1条第2項に定める関係会 社である外国法人をいい、外国証券会社にあ っては、外国証券業者に関する内閣府令第 38条において準用する自己資本府令第1条 第2項に定める関係会社である外国法人をい う。)による引受けを斡旋する場合には、当 該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく 適切な審査が行われるよう要請を行うか、又 は必要に応じて当該会員が代行して適切な審 査を行うものとする。

新	IB
3 (現行どおり)	3 (省略)
(この規則の一部の適用除外) 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出し	(この規則の一部の適用除外) 第 29 条 次に掲げる株券等の募集及び売出し
については、それぞれに掲げる規定を適用し	については、それぞれに掲げる規定を適用し
ないものとする。	ないものとする。
1 (現行どおり)	1 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第	3 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣
4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者	習規則第1号)第2条第4号に規定する店
が行う株券等の募集	頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募
	集
第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18	第 17 条第3項から第5項まで、第 18
条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3	条、第 19 条、第 21 条並びに第 24 条第 3
項及び第4項	項及び第4項
4)	4)
(12.2 1 1 7	~ } (省 略) 7
7	, , ,
8 新規公開に際して行う株券、優先出資証	(新設)
<u>券又は不動産投資信託証券の売出し</u>	
<u>第 21 条</u>	
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る。	

「「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

(新規公開における引受審査項目の細目)

- 第 5 条 規則第 13 条第 2 項に規定する株券 及び優先出資証券の新規公開において行う募 集又は売出しに際して引受けを行う場合にお ける引受審査項目の細目は、それぞれ各号に 掲げるとおりとする。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 企業経営の健全性及び独立性
 - イ 関連当事者(金融商品取引所が定める 上場前の公募又は売出し等に関する規則 にて規定する人的関係会社を含む。)と の取引の必要性、取引条件の妥当性

口 八	(現行どおり 現行どおり)
3 ~ 8	(現行どおり)

- 2 規則第 13 条第 2 項に規定する不動産投資 信託証券(投資法人が発行するものに限る。 以下この条及び次条において同じ。)の新規 公開に際して引受けを行う場合における引受 審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げると おりとする。
 - 1 公開適格性
 - イ 投資法人、<u>資産運用会社</u>及びその親会 社等の事業の適法性及び社会性
 - ロ 投資法人の執行役員、<u>資産運用会社</u>の 経営者及びその親会社等の経営者におけ る法令遵守やリスク管理等に対する意識

八	(現行どおり)
_	1	現行どおり	`
_	(坑1」 このリ	,

- 2 資産運用の健全性
 - イ <u>資産運用会社</u>及びその親会社等との関 係
 - ロ <u>資産運用会社</u>、その親会社等及びその 他利害関係人との利益相反取引に対する 牽制のための体制

```
ハ ( 現行どおり )ニ ( 現行どおり )
```

- 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理 体制の状況
 - イ 投資法人の執行役員及び<u>資産運用会社</u> の代表取締役、取締役及び取締役会の責 任遂行(委員会設置会社の場合には、代

旧

(新規公開における引受審査項目の細目)

- 第 5 条 規則第 13 条第 2 項に規定する株券 及び優先出資証券の新規公開において行う募 集又は売出しに際して引受けを行う場合にお ける引受審査項目の細目は、それぞれ各号に 掲げるとおりとする。
 - 1 (省略)
 - 2 企業経営の健全性及び独立性
 - イ 関連当事者(証券取引所が定める上場前の公募又は売出し等に関する規則にて規定する人的関係会社を含む。)との取引の必要性、取引条件の妥当性

	(省 省	略)
八	(省	略)
3				
~ }	(省	略)
8				

- 2 規則第 13 条第 2 項に規定する不動産投資 信託証券(投資法人が発行するものに限る。 以下この条及び次条において同じ。)の新規 公開に際して引受けを行う場合における引受 審査項目の細目は、それぞれ各号に掲げると おりとする。
 - 1 公開適格性
 - イ 投資法人、<u>投資信託委託業者</u>及びその 親会社等の事業の適法性及び社会性
 - ロ 投資法人の執行役員、投資信託委託業 者の経営者及びその親会社等の経営者に おける法令遵守やリスク管理等に対する 意識

八	(省	略)
_	1	业	略)
_	(省	哈)

- 2 資産運用の健全性
 - イ <u>投資信託委託業者</u>及びその親会社等と の関係
 - ロ 投資信託委託業者、その親会社等及び その他利害関係人との利益相反取引に対 する牽制のための体制

八	(省	略)
_	1	省	略	`
_	(Ħ	哈)

- 3 コーポレート・ガバナンス及び内部管理 体制の状況
- イ 投資法人の執行役員及び<u>投資信託委託</u> <u>業者</u>の代表取締役、取締役及び取締役会 の責任遂行(委員会設置会社の場合に

表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況

- 口 投資法人の監督役員及び<u>資産運用会社</u> の監査役及び監査役会の責任遂行並びに 内部監査機能(委員会設置会社の場合に は、取締役会、指名委員会、報酬委員会 及び監査委員会の責任遂行並びに内部監 査機能をいう。)の状況
- ハ <u>資産運用会社</u>の内部管理体制(運用方 針、運用体制、利益相反への対策につい ての組織及び社内規則の体制をいう。) の運用状況

4 (現行どおり)

5 (現行どおり)

6 適正な開示

イ 投資法人及び<u>資産運用会社</u>の法定開示 制度及び適時開示制度への適応力

ロ (現行どおり) ハ (現行どおり)

(資金使途の内容の公表)

- 第8条 規則第17条第1項に規定する発表 資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記 者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券 に関する規則」第2条第4号に規定する店頭 取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集に あっては、同条第3号に規定する会社内容説 明書(有価証券届出書の提出を要する場合に あっては目論見書)をもって当該発表資料と する。
- 2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の 使途の変更又は調達資金の充当がある場合に おいて、主幹事会員は、調達資金の使途の変 更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調 達資金の充当があったときにはその都度公表 を行うよう要請し、併せて、調達資金の充当 状況については決算短信に記載することによ り公表を行うよう要請しなければならない。 ただし、当該調達資金に係る株券等の募集の 払込日から 5 年を経過した後はこの限りでな い。

3 (現行どおり)

(株価推移等の公表)

第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>第 95 条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額をいう

旧

は、代表執行役及び執行役等の責任遂行をいう。)の状況

- 口 投資法人の監督役員及び投資信託委託 業者の監査役及び監査役会の責任遂行並 びに内部監査機能(委員会設置会社の場 合には、取締役会、指名委員会、報酬委 員会及び監査委員会の責任遂行並びに内 部監査機能をいう。)の状況
- ハ 投資信託委託業者の内部管理体制(運用方針、運用体制、利益相反への対策についての組織及び社内規則の体制をいう。)の運用状況

4 (省略) 5 (省略)

6 適正な開示

イ 投資法人及び<u>投資信託委託業者</u>の法定 開示制度及び適時開示制度への適応力

口 (省略)八(省略)

(資金使途の内容の公表)

- 第8条 規則第17条第1項に規定する発表 資料は、株券等の募集に係る発行決議時の記 者発表資料とする。ただし、「店頭有価証券 に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2 条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行 者が行う株券等の募集にあっては、同条第3 号に規定する会社内容説明書(有価証券届出 書の提出を要する場合にあっては目論見書) をもって当該発表資料とする。
- 2 規則第 17 条第 5 項に規定する調達資金の 使途の変更又は調達資金の充当がある場合に おいて、調達資金の使途の変更及び同条第 2 項に定める場合に該当する調達資金の充当が あったときにはその都度公表を行うよう要請 するものとし、併せて、調達資金の充当状況 については決算短信に記載することにより公 表を行うよう要請するものとする。ただし、 当該調達資金に係る株券等の募集の払込日か ら 5 年を経過した後はこの限りでない。

3 (省略)

(株価推移等の公表)

第 9 条 規則第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「 1 株当たり指標の希薄化情報」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 95 条の5の2第2項に規定される潜在株式調整後1株当たり当期純利益額

ものとし、「潜在株式の状況」は、株券等 (優先出資証券及び不動産投資信託証券を除 く。)の募集に係る当該株券等の発行後にお ける同項に規定される潜在株式に係る権利の 行使を仮定することにより算出した株式数 (以下第 11 条第3号において「潜在株式 数」という。)を当該株券等の発行直前の発 行済株式数で除して得た比率とする。

(配分の公平化)

- **第 11 条** 規則第 24 条第 5 項に規定する配分 の公平化の取扱いについては、次のとおりと する。
 - 1 ~ (現行どおり)
 - 4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に 規定する「連結」及び「持分法適用」の関 係には、<u>外国</u>において実質的に同様の関係 にあると認められる場合を含むものとす る。
 - 5 (現行どおり)
 - 6 規則第24条第4項第5号に規定する「特別目的会社」及び同項第6号に規定する「特定目的信託」には、<u>外国</u>においてこれに相当するものを含むものとする。

(海外発行についての準用)

第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、<u>我が国の</u>発行者の<u>外国</u>における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

IΒ

をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株 券等(優先出資証券及び不動産投資信託証券 を除く。)の募集に係る当該株券等の発行後 における同項に規定される潜在株式に係る権 利の行使を仮定することにより算出した株式 数(以下第 11 条第3号において「潜在株式 数」という。)を当該株券等の発行直前の発 行済株式数で除して得た比率とする。

(配分の公平化)

第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分 の公平化の取扱いについては、次のとおりと する。

- 4 規則第24条第3項第1号及び第5号に 規定する「連結」及び「持分法適用」の関 係には、<u>本邦以外</u>において実質的に同様の 関係にあると認められる場合を含むものと する。
- 5 (省略)
- 6 規則第24条第4項第5号に規定する 「特別目的会社」及び同項第6号に規定す る「特定目的信託」には、<u>本邦以外</u>におい てこれに相当するものを含むものとする。

(海外発行についての準用)

第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、本邦発行者の本邦以外における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関す る規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、金融商品取引法第35条 第1項第7号に規定する累積投資契約を締結 して行う株券の共同買付累積投資(以下「株 式累積投資」という。)及び会員が予め選定 した銘柄に係る金融商品取引所の定める1売 買単位に満たない株券について株式会社証券 保管振替機構(以下「機構」という。)の 券保管振替制度(以下「保振制度」という。)を利用して行う定型的な方法による売 買取引(以下「株式ミニ投資」という。)に 関して、売買その他の取引の執行、売買代金 の決済、証券の保管及び権利の処理等につい て遵守すべき事項を定め、もって投資者の保 護に資することを目的とする。

(遵守事項)

第2条 会員は、顧客との間で行う株式累積 投資及び株式ミニ投資については、国内の諸 法令、本協会、当該株券が上場されている<u>金</u> 融商品取引所、並びに機構の定める諸規則、 決定事項に従わなければならない。

(契約の締結)

第3条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

- 3 前2項にかかわらず、会員は、他の会員から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文を受ける場合には、当該他の会員との間において株式累積投資又は株式ミニ投資に関する契約を締結しなければならない。
- 4 会員は、第2項の規定による株式累積投資約款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該約款に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該約款を

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)

旧

第1 総 則

1.目 的

この理事会決議は、証券取引法第 34 条第 1項第8号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資(以下「株式 累積投資」という。)及び会員が予め選定した銘柄に係る証券取引所又は証券業協会の定める1売買単位に満たない株券について株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)を利用して行う定型的な式による売買取引(以下「株式ミニ投資」という。)に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

2.遵守事項

会員は、顧客との間で行う株式累積投資及び株式ミニ投資については、国内の諸法令、本協会、当該株券が上場されている<u>証券取引</u>所、並びに機構の定める諸規則、決定事項に従わなければならない。

3.契約の締結

_ (省略)

- ____前2号にかかわらず、会員は、他の会員 から株式累積投資又は株式ミニ投資の注文 を受ける場合には、当該他の会員との間に おいて株式累積投資又は株式ミニ投資に関 する契約を締結しなければならない。
- __ 会員は、__の規定による株式累積投資約 款及び株式ミニ投資約款の交付に代えて、 「書面の電磁的方法による提供等の取扱い について」(理事会決議)に定めるところ により、当該約款に記載すべき事項につい て電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法により提 供することができる。この場合において、

交付したものとみなす。

当該会員は、当該約款を交付したものとみなす。

第2章 株式累積投資

(買付の方法等)

- 第4条 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。
 - 1 取引所金融商品市場を通じて買付注文を 執行する場合は、一定の計画に従い、個別 の投資判断に基づかない方法により、継続 的に行う。
 - 2 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場の価格に基づき、継続的に行う。
 - 3 <u>前号に規定する</u>価格について、<u>取引所金</u> <u>融商品市場</u>の価格に基づき決定する場合 は、<u>取引所金融商品市場</u>の一定時における 最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加 重平均価格とする。

(払込金額)

第 5 条 (現行どおり)

(売却)

- 第 6 条 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所金融商品市場における一定時の価格に基づき行わなければならない。
- 2 前項に規定する価格について、取引所金融 商品市場の価格に基づき決定する場合は、取 引所金融商品市場の一定時における最良気配 の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格 でなければならない。

(株式累積投資の自己分に係る区分管理)

第7条 会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理しなければならない。

第2 株式累積投資

4. 買付の方法等

顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。

- 型引所有価証券市場を通じて買付注文を 執行する場合は、一定の計画に従い、個別 の投資判断に基づかない方法により、継続 的に行うものとする。
- __ 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場の価格に基づき、継続的に行うものとする。
- _____<u>上記 の</u>価格について、<u>取引所有価証券</u> 市場の価格に基づき決定する場合は、<u>取引</u> <u>所有価証券市場</u>の一定時における最良気配 の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価 格でなければならないものとする。

5.払込金額

(省略)

6.売 却

- __ 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたときは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた<u>取引所有価証券市場</u>における一定時の価格に基づき<u>行うものとす</u>る。
- _____<u>上記 の</u>価格について、<u>取引所有価証券</u> 市場の価格に基づき決定する場合は、<u>取引</u> <u>所有価証券市場</u>の一定時における最良気配 の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価 格でなければならないものとする。

7.株式累積投資の自己分に係る区分管理

会員は、顧客(会員が顧客と共同して買付けた場合については、会員を含む。)が共同して所有する株券を他の有価証券と分別して管理し、顧客毎に口座を設けて顧客の持分及び持分に係る配当金等を管理するものとする。

- **2** (現行どおり)
- **3** (現行どおり)
- 4 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、 株式累積投資口とその他の間において株券の 移動が生ずる場合は、<u>金融商品取引所</u>の定め る1売買単位で行わなければならない。

第3章 株式ミニ投資

(株式ミニ投資に係る取引単位等)

- 第8条 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 1 <u>金融商品取引所</u>の定める1売買単位の 10分の1単位の株券の持分を取引単位 (以下「取引単位」という。)とする。
 - <u>2</u> (現行どおり)
 - 3 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、第1号の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。

(取扱い対象銘柄)

第9条 会員は、取引所金融商品市場に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。

(取引形態)

- 第 10 条 会員は、顧客又は他の会員から株式 ミニ投資の注文を受託した場合は、当該顧客 又は他の会員を相手方とする売買の方法によ り行わなければならない。ただし、顧客から の注文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の 発行する株券であるときは、代理又は自社が 指定する他の会員(以下「指定会員」とい う。)との間における媒介により執行しなけ ればならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、株式ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、取次又は代理の方法により他の会員に執行させることができる。

旧

会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、証券取引所の定める1売買単位で行わなければならない。

第3 株式ミニ投資

8.株式ミニ投資に係る取引単位等

会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- __ <u>証券取引所</u>の定める1売買単位の 10 分 の1単位の株券の持分を取引単位(以下 「取引単位」という。) とする。
- __ (省略)
- __ 会員は、株式ミニ投資に係る寄託株券に関し、株式の併合、減資、分割又は無償割当等により割り当てられる1取引単位に満たない株券の売付けについては、__の規定にかかわらず、その株数をもって行うことができる。

9. 取扱い対象銘柄

会員は、<u>証券取引所</u>に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律<u>(昭和 59 年法律第30 号。以下「保振法」という。)</u>第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。

10.取引形態

- 会員は、顧客又は他の会員から株式ミニ 投資の注文を受託した場合は、当該顧客又 は他の会員を相手方とする売買の方法によ り行うものとする。ただし、顧客からの注 文に係る銘柄が自社又は自社の親会社の発 行する株券であるときは、代理又は自社が 指定する他の会員(以下「指定会員」とい う。)との間における媒介により執行<u>する</u> ものとする。
- <u>前号</u>の規定にかかわらず、会員は、株式 ミニ投資に係る顧客の注文について媒介、 取次又は代理の方法により他の会員に執行 させることができる。

3 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、 当該会員を相手方とする売買以外に応じては ならない。ただし、第1項ただし書きの規定 に基づく場合はこの限りでない。

(株式ミニ投資の自己分に係る区分管理)

第 11 条 ~ 3

4 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、 株式ミニ投資口とその他の間において株券の 移動が生ずる場合は、金融商品取引所の定め る1売買単位で行わなければならない。

(商品有価証券残高に係る取扱い)

第12条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資 に係る取引を行うに当たっては、株式ミニ投 資に係る株券と次に掲げるものを相殺しては ならない。

<u>1</u> (現行どおり)

(共同計算取引の禁止)

第 13 条 (現行どおり)

(約定日及び受渡日)

第 14 条 (現行どおり) **2** (現行どおり)

(約定価格)

- 第 15 条 株式ミニ投資に係る会員と顧客との 約定価格は、約定日における予め定めた<u>取引</u> <u>所金融商品市場</u>の価格に基づき決定<u>しなけれ</u> <u>ばならない</u>。
- 2 前項の約定価格について、<u>取引所金融商品</u> 市場の価格に基づき決定する場合は、<u>取引所</u> 金融商品市場の一定時における最良気配の範 囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でな ければならない。

(保護預り口座との関係)

第 16 条 会員は、選定銘柄に係る発行会社の 事業年度の末日等会社法第 124 条第 1 項に基 づく権利確定日(以下「確定日」という。) において当該銘柄の 1 売買単位に到達した顧 客の株式ミニ投資に係る寄託残高について 旧

__ 会員は、株式ミニ投資に係る寄託残高を有する顧客からの株券の売買注文については、当該会員を相手方とする売買以外<u>は応じないものとする</u>。ただし、__ただし書きの規定に基づく場合はこの限りでない。

11.株式ミニ投資の自己分に係る区分管理

~	}	(省	略)

__ 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において 株券の移動が生ずる場合は、<u>証券取引所</u>の 定める1売買単位で行わなければならな い。

12. 商品有価証券残高に係る取扱い

会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る 取引を行うに当たっては、株式ミニ投資に係 る株券と次に掲げるものを相殺してはならな い。

~	}	(省	略)

13.共同計算取引の禁止

(省略)

14. 約定日及び受渡日

 (目	哈)
 (省	略)

15.約 定価格

- __ 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定 価格は、約定日における予め定めた<u>取引所 有価証券市場</u>の価格に基づき決定<u>するもの</u> とする。
- ____<u>上記</u>の約定価格について、<u>取引所有価</u> <u>証券市場</u>の価格に基づき決定する場合は、 <u>取引所有価証券市場</u>の一定時における最良 気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平 均価格でなければならない<u>ものとする</u>。

16.保護預り口座との関係

会員は、選定銘柄に係る発行会社の事業 年度の末日等会社法第124条第1項に基づ く権利確定日(以下「確定日」という。) において当該銘柄の1売買単位に到達した 顧客の株式ミニ投資に係る寄託残高につい

- は、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管しなければならない。
- 2 会員は、前項の取扱いの対象とした株券については、株式ミニ投資約款の対象から除外し、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない。
- **3** 会員は、株式ミニ投資によらない顧客の株券については、株式ミニ投資による売付け注文を受託してはならない。

<u>第4章</u> 雑 則

(売買規制の準用)

第 17 条 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、金融商品取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。

(社内規程の整備)

第 18 条 会員は、株式累積投資又は株式ミニ 投資の取扱いを行うに当たっては、株式累積 投資又は株式ミニ投資に関する社内規程を整 備しなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

ては、顧客ごとに1売買単位の整数倍に達している場合は、当該顧客からの申し出の有無にかかわらず1売買単位の整数倍に係る部分の株数を、株式ミニ投資によらない当該顧客名義の保護預り口座へ移管するものとする。

- __ 会員は、__の<u>取扱</u>の対象とした株券については、株式ミニ投資約款<u>を解除するものとし</u>、当該株券については株式ミニ投資に係る取引を行うことはできない<u>ものとする</u>。
- _ 会員は、株式ミニ投資によらない顧客の 株券については、株式ミニ投資による売付 け注文を受託することはできないものとす る。

第4 雑 則

17. 売買規制の準用

会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る 取引を行う場合は、<u>証券取引所</u>の定める業務 規程及び受託契約準則に定める売買取引に関 連する条項に従わなければならない。

18. 社内規程の整備

会員は、株式累積投資又は株式ミニ投資の 取扱いを行うに当たっては、株式累積投資又 は株式ミニ投資に関する社内規程を整備<u>する</u> ものとする。

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

<u>株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分</u> に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員による株券等 (「有価証券の引受け等に関する規則」第2 条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出しの引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等の引受け等」という。)を行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。

(公平な配分)

第 2 条 (現行どおり)

(新規公開の際の一部抽選)

第3条 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、当該協会員における個人顧客への配分予定数量の10%以上について抽選により配分先を決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には抽選の割合を引き下げる又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することができるものとする。

<u>1</u> 。 (現行どおり) 6

(集中配分及び不公正配分の禁止)

第 4 条 (現行どおり)

(配分の基本方針の策定及び公表)

- 第 5 条 協会員は、募集等の引受け等を行う に当たっては、あらかじめ、株券等を投資者 に配分する際の基本方針(以下「基本方針」 という。)を策定しなければならない。
- 2 前項に規定する基本方針には、次の各号に 掲げる事項について、できるだけ具体的かつ 投資者にとって分かりやすく記載するものと する。

__l⊨

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)

この理事会決議は、協会員による株券等 (「有価証券の引受け等に関する規則」(公正慣 習規則第 14 号)第2条第1号に規定する株券 等をいう。以下同じ。)の募集若しくは売出し の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売 出し(以下「募集等の引受け等」という。)を 行うに当たって、株券等を広い範囲の投資者へ 円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平 な配分を実現することを目的とする。

1.公平な配分

省略)

2.新規公開の際の一部抽選

協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分に当たっては、原則として、 当該協会員における個人顧客への配分予定数 量の 10%以上について抽選により配分先を 決定するものとする。ただし、次に掲げる場 合には抽選の割合を引き下げる又は抽選によ る配分を採用しない若しくは中止することが できるものとする。

_ (省略)

3 . 集中配分及び不公正配分の禁止

(省略)

4.配分の基本方針の策定及び公表

- 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、あらかじめ、株券等を投資者に配分する際の基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。
- 基本方針には、次に掲げる事項について、できるだけ具体的かつ投資者にとって分かりやすく記載するものとする。

1

(現行どおり)

6

3 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知しなければならない。

4

(現行どおり)

(社内規則の制定)

- 第 6 条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則(以下「社内規則」という。)を作成し、これを遵守しなければならない。
- 2 社内規則には、次<u>の各号</u>に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。

<u>1</u> (現行どおり) <u>13</u>

3 協会員は、社内規則を本協会へ<u>届け出なけ</u>ればならない。

(社内管理体制の充実)

第7条 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

(記録の保存等)

第8条 協会員は、外部の<u>監査及び検査等</u>が 適切に行われるよう次に掲げる記録を5年間 保存しなければならない。

<u>1</u> (現行どおり)

2 (現行どおり)

- 3 前条に規定する検査結果に関する記録
- 2 協会員は、<u>前項各号に掲げる</u>記録について、本協会が行う提出請求又は監査に<u>応じな</u>ければならない。

(配分状況の公表)

- 第9条 会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告しなければならない。
- 2 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況を1か月毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込期日

旧

省 略

__ 協会員は、基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容を投資者へ周知<u>する</u>ものとする。

__ (省略)

5. 社内規則の制定

- __ 協会員は、募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則(以下「社内規則」という。)を作成し、これを遵守<u>す</u>るものとする。
- __ 社内規則には、次に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。

_ ~ _ (省 略)

__ 協会員は、社内規則を本協会へ<u>届け出る</u> <u>ものとする</u>。

6. 社内管理体制の充実

協会員は、募集等の引受け等を行った株券 等の配分が自社の社内規則に基づき適正に行 われたか否かについて、内部管理統括責任者 の責任において定期的に検査を<u>行うものとす</u> る。

7.記録の保存等

__ 協会員は、外部の<u>監査・検査等</u>が適切に 行われるよう次に掲げる記録を5年間保存 するものとする。

__ (省 略) (省 略)

- 上記6.の検査結果に関する記録
- __ 協会員は、<u>上記 の</u>記録について、本協 会が行う提出請求又は監査に<u>応じるものと</u> する。

8.配分状況の公表

- 一会員は、自社が引受けた株券等の配分状況を四半期毎に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、本協会へ報告するものとする。
- __ 協会員は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分状況<u>を一か月毎</u>に取りまとめ、分析の上、所定の様式により、払込

新	IB
の属する月の翌々月に本協会へ報告しなけれ	期日の属する月の翌々月に本協会へ報告 <u>す</u>
<u>ばならない</u> 。	<u>るものとする</u> 。
<u>3</u> 本協会は <u>前2項</u> により報告を受けた配分の	本協会は <u>上記 及び</u> により報告を受け
状況を、定期的に公表する。	た配分の状況を、定期的に公表する。
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

株券等の貸借取引の取扱いに関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、会員が行う株券等の貸 借取引に関し、株券等貸借取引契約の締結、 取引の方法等について必要な事項を定め、株 券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もっ て資本市場の健全な発展に資することを目的 とする。

(法令・規則等の遵守)

第2条 会員は、取引相手方(他の会員を含 む。以下同じ。) との間で、株券等貸借取引 を行うに当たっては、この規則によるほか、 金融商品取引法(以下「金商法」という。) その他関係法令、諸規則を遵守しなければな らない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げ る用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

1 株券等

株券、優先出資証券(協同組織金融機関 の発行する優先出資証券をいう。以下同 じ。) 並びに国内の取引所金融商品市場に 新たに上場される又は既に上場されている 投資信託受益証券(投資信託の受益証券を いう。以下同じ。) 及び投資証券並びに外 国株預託証券(金商法第2条第1項第20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が 発行する株券に係る権利を表示する預託証 券をいう。以下同じ。)

「株券等の貸借取引の取扱いについて」理事 会決議(自主規制会議決議)

この理事会決議は、会員が行う株券等の貸借 取引(以下「株券等貸借取引」という。) に関 し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等 について必要な事項を定め、株券等貸借取引を 公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全 な発展に資することを目的とする。

1.法令・規則等の遵守

会員は、取引相手方(他の会員を含む。以 下同じ。) との間で、株券等貸借取引を行う に当たっては、この理事会決議によるほか、 証券取引法 その他関係法令、諸規則を遵守し なければならない。

2.定 義

この理事会決議において、次の各号に掲げ る用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

株 券 等

株券、優先出資証券 (協同組織金融機関 の発行する優先出資 証券をいう。以下同 じ。) 並びに国内の 証券取引所に新たに 上場される又は既に 上場されている投資 信託受益証券(投資 信託の受益証券をい う。以下同じ。) 及 び投資証券並びに外 国株預託証券 (証券 取引法第2条第1項 第10号の3に規定す る有価証券のうち、 外国法人が発行する 株券に係る権利を表 示する預託証券をい う。以下同じ。)

(現行どおり)

10

11 時価

有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。

イ 第7条第2項第1号に規定する株券、 同項第7号に規定する新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。) 同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の取引所金融商品市場に上場されているもの

国内の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格(国内の<u>取引所金融商品市場</u>において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

- 口 第7条第2項第14号に規定する投資 信託受益証券及び投資証券のうち投資信 託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価
- ハ イから<u>ロ</u>に掲げる有価証券以外の有価 証券のうち本協会が売買参考統計値を発 表するもの

本協会が発表する売買参考統計値のう ち平均値

二 イから<u>八</u>に掲げる有価証券以外の有価 証券のうち国内の<u>取引所金融商品市場</u>に 上場されているもの

国内の<u>取引所金融商品市場</u>における最終価格(国内の取引所金融商品市場において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)

ホ イから<u>二</u>に掲げる有価証券以外の有価 証券等

合理的かつ適正な価格又は気配値

(株券等貸借取引に関する説明及び確認)

第4条 会員は、顧客(特定投資家(金商法 第2条第31項に規定する特定投資家(金商法 第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家 以外の顧客とみなされる者を除く。)及び金 商法第34条の3第4項(金商法第34条の4第 4項において準用する場合を含む。)の規定 に基づき特定投資家とみなされる者をいう。 (省略)

IΒ

____ 時 価 有価証券等の時価 は、次に掲げる有 価証券等の区分に 応じ次に定めると ころによる。

イ <u>6</u>. に規定する株券、<u>6</u>. __に規定する新株予約権付社債券 (同時に募集されかつ同時に割り当 てられた社債券及び新株予約権証券 であって一体で売買するものを含 む。以下同じ。)<u>6</u>. に規定す る交換社債券並びに<u>6</u>. に規定す する投資信託受益証券及び投資証券 のうち国内の<u>証券取引所</u>に上場され ているもの

国内の<u>証券取引所</u>における最終価格 (国内の<u>証券取引所</u>において気配表示 が行われているときは、当該最終気配 値段)

- ハ イから<u>ハ</u>に掲げる有価証券以外の 有価証券のうち本協会が売買参考統 計値を発表するもの

本協会が発表する売買参考統計値の うち平均値

二 イから<u>二</u>に掲げる有価証券以外の 有価証券のうち国内の<u>証券取引所</u>に 上場されているもの

国内の<u>証券取引所</u>における最終価格 (国内の<u>証券取引所</u>において気配表示 が行われているときは、当該最終気配 値段)

ホ イから<u>ホ</u>に掲げる有価証券以外の 有価証券等

合理的かつ適正な価格又は気配値

3.株券等貸借取引に関する説明及び確認

_ 会員は、顧客(証券取引法第2条第3項 第1号に規定する適格機関投資家及びこれ に相当する外国の法人その他の団体を除 く。以下「個人投資家等」という。)から 株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当 該個人投資家等に対し、次の事項に関して 説明しなければならない。

以下同じ。) 及びこれに相当する外国の法人 その他の団体を除く。以下「個人投資家等」 という。) から株券等を借り入れる場合は、 あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の各 号に掲げる事項に関して説明しなければなら ない。

(株券等貸借取引契約の締結)

- 第 5 条 会員は、株券等貸借取引を開始する ときは、あらかじめ取引相手方との間におい て、株券等貸借取引に関する基本契約書(以 下「基本契約書」という。) を取り交わすと ともに、当該契約書を整理及び保管しなけれ ばならない。
- 2 会員は、前項に規定する基本契約書に基づ き、株券等を借り入れる場合は、その都度、 取引相手方との間において、株券等貸借取引 に関する基本契約書に係る個別取引契約書 (以下「個別取引契約書」という。)を取り 交わし、又は貸出者に対し、有価証券借用証 書(以下「借用証書」という。)を差し入れ なければならない。ただし、当該貸出者との 間において株券等貸借取引に関する基本契約 書に係る合意書(以下「合意書」という。) を取り交わした場合には、株券等貸借取引に 関する基本契約書に係る個別取引明細書(以 下「個別取引明細書」という。) の交付をも って、個別取引契約書に代えることができ る。
- 3 会員は、第1項に規定する基本契約書に基 づき、株券等を貸し付ける場合は、個別取引 契約書を取り交わし、又は借入者から借用証 書を<u>受け入れなければならない</u>。ただし、当 該借入者との間において合意書を交換した場 合には、個別取引明細書の交付をもって、個 別取引契約書に代えることができる。
- 4 会員は、第1項に規定する基本契約書に は、次の各号に掲げる事項を記載しなければ ならない。

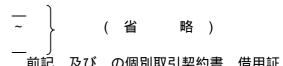
5 第2項及び第3項に規定する個別取引契約

旧



4. 株券等貸借取引契約の締結

- 会員は、株券等貸借取引を開始するとき は、あらかじめ取引相手方との間におい て、株券等貸借取引に関する基本契約書 (以下「基本契約書」という。)を取り交 わすとともに、当該契約書を整理、保管す るものとする。
- 会員は、前記 の基本契約書に基づき、 株券等を借り入れる場合は、その都度、取 引相手方との間において、株券等貸借取引 に関する基本契約書に係る個別取引契約書 (以下「個別取引契約書」という。)を取 り交わすものとし、若しくは貸出者に対 し、有価証券借用証書(以下「借用証書」 という。) を差し入れるものとする。ただ し、当該貸出者との間において株券等貸借 取引に関する基本契約書に係る合意書(以 下「合意書」という。)を交換した場合に は、株券等貸借取引に関する基本契約書に 係る個別取引明細書(以下「個別取引明細 書」という。) の交付をもって、個別取引 契約書に代えることができる。
- 会員は、前記 の基本契約書に基づき、 株券等を貸し付ける場合は、個別取引契約 書を取り交わすものとし、又は借入者から 借用証書を<u>受け入れるものとする</u>。ただ し、当該借入者との間において合意書を交 換した場合には、個別取引明細書の交付を もって、個別取引契約書に代えることがで きる。
- 会員は、前記 の基本契約書には、次の 各号に掲げる事項を記載するものとする。



前記 及び の個別取引契約書、借用証

亲

書、借用証書又は個別取引明細書には、次の 各号に掲げる事項を記載<u>しなければならな</u>

- 6 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。
- 7 会員は、第2項及び第3項に規定する個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」 (以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。
- 8 会員は、第1項から第3項に規定する基本 取引契約書及び個別取引契約書(以下この条 において「契約書」という。)の取り交わ し、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意 書の取り交わし(以下この条において「契約 書の取り交わし等」という。)に代えて、契約 書の取り交わし等」という。)に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法で行うことができる。この場合に おいて、当該会員は、当該契約書の取り交わ し等を書面により行ったものとみなす。
- 9 前項の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

(担保金等の受入)

第 6 条 (現行どおり)

2 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨

IB

書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

_ (省略)

- 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引であるか否かを確認するとともに、証憑書類等を保管するものとする。
- 会員は、前記 及び の規定による個別 取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁 的方法による提供等の取扱いについて」 (理事会決議)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。
- __ 会員は、前記 から の規定による基本 取引契約書及び個別取引契約書(以下4. において「契約書」という。)の取り交わ し、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合 意書の交換(以下4.において「契約書の 取り交わし等」という。)に代えて、当該 契約書の取り交わし等を電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を 利用する方法で行うことができる。この場 合において、当該会員は、当該契約書の取 り交わし等を書面により行ったものとみな す。
- ____前記_の規定に基づき契約書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方から契約書、借用証書又は合意書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約書、借用証書又は合意書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

5.担保金等の受入

_____ (省 略)

会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要

の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保(担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。)を<u>差入れなければならない</u>。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明<u>しなければならな</u>い。

- **3** 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することができる。
- 4 会員は、第2項の規定による個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の書面(以下「株券等貸借取引無担保確認書」という。)の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、株券等貸借取引無担保確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該会員は、当該確認書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。
- 5 前項の規定に基づき株券等貸借取引無担保確認書の取り交わし等を行った会員は、取引相手方である個人投資家等から株券等貸借取引無担保確認書の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方である個人投資家等に株券等貸借取引無担保確認書の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

(担保金の代用)

- 第7条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。 なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等(以下「担保金代用有価証券」という。)の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。
- 2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて 売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、 担保金の代用として受け入れることができる 有価証券等の種類は次の各号に掲げるものと し、その受け入れの際の代用価格は、その前 日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を 超えない額とする。

旧

としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保(担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。)を差入れるものとする。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明するものとする。

__ 会員は、借入者から受け入れた担保金に対して金利を付することが<u>できるものとする</u>。

(新設)

(新設)

6.担保金の代用

- 5.及び7.の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等(以下「担保金代用有価証券」という。)の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。
- _ 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。

1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。第3条第11 号イに同じ。) 100分の80

(削る)

- 2 国債証券 (金商法第2条第1項第1号に 掲げる国債証券をいう。) 100分の95
- 3 地方債証券(金商法第2条第1項第2号 に掲げる地方債証券をいい、その発行に際 して、元引受契約が有価証券関連業(金商 法第28条第8項に規定する有価証券関連 業をいう。以下同じ。)を行う金商品取引 業者により締結されたものに限る。) 100分の85
- 4 特別の法律により法人の発行する債券 (金商法第2条第1項第3号に掲げる有価 証券をいう。)

イ (現行どおり) ロ (現行どおり)

- 5 特定社債券<u>(金商法第2条第1項第4号</u> <u>に掲げる特定社債券をいう。)</u> 100分の 85
- 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券(金商法第2条第1項第5号に掲げる社債券をいう。ただし、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。以下同じ。)又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の85
- 7 国内の取引所金融商品市場に上場されている新株予約権付社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の80

(削る)

- 8 国内の取引所金融商品市場に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の80
- 9 国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されて いる円貨建外国国債証券 100分の85

旧

_ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券及び優先出資証券を含む。<u>2 . イ</u>に同じ。) <u>100分の70</u>

削除

国債証券 100分の95

- __ 地方債証券(その発行に際して、元引 受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>によ り締結されたものに限る。) 100分の 85
- 特別の法律により法人の発行する債券

イ (省 略)ロ (省 略)

- 特定社債券<u>(証券取引法第2条第1項</u> <u>第3号の2に掲げる有価証券)</u> 100 分の85
- 一国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社 債券(新株予約権付社債券及び交換社債 券を除く。以下同じ。)又は国内の<u>証券</u> 取引所にその株券が上場されている会社 が発行する社債券で、かつ、外国法人以 外の会社の発行するもの(その発行に際 して、元引受契約が<u>証券会社又は外国証</u> 券会社により締結されたものに限る。) 100分の85
- __ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている新 株予約権付社債券又は国内の<u>証券取引所</u> にその株券が上場されている会社が発行 する新株予約権付社債券で、かつ、外国 法人以外の会社の発行するもの(その発 行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外</u> <u>国証券会社</u>により締結されたものに限 る。) 100分の80

削除

- _ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている交換社債券(その発行に際して元引受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締結されたものに限る。) 100分の80
- __ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円 貨建外国国債証券 100分の85

10 国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されて いる円貨建外国地方債証券 100分の85

- <u>11</u> (現行どおり) 12 (現行どおり)
- 13 第9号から前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除き、国内の取引所金融商品市場に上場されているものに限る。 100分の85
- 14 投資信託受益証券及び投資証券(国内の 取引所金融商品市場に上場されているもの 及び投資信託協会が前日(金融商品取引所 の休業日に当たるときは、順次繰り上げ る。以下同じ。)の時価を発表するものに 限る。)

イ (現行どおり) ロ その他のもの 100分の80

<u>15</u> (現行どおり) 16 (現行どおり)

<u>17</u> コマーシャル・ペーパー<u>(海外において</u> 発行されたものを除く。) 100分の85

18 ~ (現行どおり) 21 3 (現行どおり)

(担保金等の追加受入等)

第8条 会員は、借入者に貸し付けている株券等の時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価総額が当該借入者から受け入れている担保金総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合は、速やかに借入者との合意に基づいて決定された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の返還を行うものとする。ただし、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りでない。

(受入担保金の適切な運用)

第 9 条 (現行どおり)

(担保金等の返還)

第 10 条 会員は、貸借期間満了時に、取引相 手方から貸借対象株券等の返還を受けた後 旧

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円 貨建外国地方債証券 100分の85

__ (省 略) __ (省 略)

- ___前記__から__に掲げる債券の発行者を除く外国法人の発行する円貨建外国債券 (転換社債型新株予約権付社債券及び交 換社債券を除き、国内の<u>証券取引所</u>に上 場されているものに限る。 100分の 85
- _ 投資信託受益証券及び投資証券(国内の<u>証券取引所</u>に上場されているもの及び 投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)

イ (省 略) ロ その他のもの <u>100分の70</u>

__ (省 略) __ (省 略)

__ コマーシャル・ペーパー<u>(同上)</u> 100分の85

______________(省 略) ________(省 略)

7.担保金等の追加受入等

会員は、借入者に貸し付けている株券等の 時価総額を日々値洗いし、当該株券等の時価 総額が当該借入者から受け入れている担保金 総額及び担保金代用有価証券の時価総額に掛 目を乗じた額と比較し、過不足が生じた場合 は、速やかに借入者との合意に基づいて決定 された追加担保金の受入れ又は余剰担保金の 返還を行うものとする。

なお、借入者が借り入れた株券等を売却する目的で行う株券等貸借取引において、当該借入者が売却代金を担保として差入れている場合の当該担保金の返還については、この限りではない。

8. 受入担保金の適切な運用

(省略)

9 . 担保金等の返還

会員は、貸借期間満了時に、取引相手方から貸借対象株券等の返還を受けた後に、速や

に、速やかに担保金等を当該取引相手方に返還しなければならない。

(貸借料の受入れ等)

- 第 11 条 会員が株券等の貸出を行った場合に 取引相手方から受け入れる貸借料は、当該取 引相手方との合意により定めるものとする。
- 2 <u>会員が</u>株券等の借入を行った場合に取引相 手方に対し支払う貸借料は、当該取引相手方 との合意により定めるものとする。

(貸借残高等の照合)

第 12 条 (現行どおり)

2 前項に規定する残高照合を行う場合において、貸借対象株券等、担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。

(節度ある利用)

第 13 条 (現行どおり)

(新規の株券等貸借取引の禁止)

- 第 14 条 会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次<u>の各号</u>に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行ってはならない。
 - 1 既取引に係る受渡未済等、会員に立替金があるとき。
 - <u>2</u> 担保金が未入となっているとき。
 - <u>3</u> 取引状況その他から不適当と認められる とき。

(社内規程の制定)

第 15 条 会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定しなければならない。

(社内管理体制の充実)

第16条 会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

(株券等貸借取引状況の報告及び公表)

B

かに担保金等を当該取引相手方に返還<u>するも</u> のとする。

10.貸借料の受入れ等

- __<u>会員は、</u>株券等の貸出を行った場合に取 引相手方から受け入れる貸借料は、当該取 引相手方との合意によるものとする。
- __ <u>会員は、</u>株券等の借入を行った場合に取 引相手方に対し支払う貸借料は、当該取引 相手方との合意によるものとする。

11.貸借残高等の照合

(省略)

__ <u>前記</u> <u>の</u>残高照合を行う場合において、 貸借対象株券等、担保金等の残高がない取 引相手方との間において直前に行った残高 照合以後その残高があったものについて は、当該取引相手方との間において、現在 その残高がない旨の残高照合を行わなけれ ばならない。

12. 節度ある利用

(省略)

13. 新規の株券等貸借取引の禁止

会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときには、当該相手方との間で新規に株券等貸借取引を行わないものとする。

- __ 既取引に係る受渡未済等、会員に立替 金があるとき
- __ 担保金が未入となっているとき
- __ 取引状況その他から不適当と認められるとき

14. 社内規程の制定

会員は、株券等貸借取引を行うに当たっては、会員の経営の健全性を確保するため、株券等貸借取引等に関する社内規程を制定<u>する</u> ものとする。

15. 社内管理体制の充実

会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則 に基づき適正に行われたか否かについて、内 部管理統括責任者の責任において定期的に検 査を行うものとする。

| 16.株券等貸借取引状況の報告及び公表

- 第17条 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午前9時00分から午後3時00分までの間に、所定の方法により本協会に報告しなければならない。
- 2 本協会は、<u>前項の規定</u>により会員から報告 された株券等貸借取引状況について、遅滞な く公表する。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

- _ 会員は、毎週の株券等貸借取引の状況について、翌週月曜日(当日が休業日の場合は、翌営業日)の午前9時00分から午後3時00分までの間に、所定の方法により本協会に報告するものとする。
- __ 本協会は、<u>前記</u>により会員から報告された株券等貸借取引状況について、遅滞なく公表する<u>ものとする</u>。

「会員における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について」理事会決議 (自主規制会議決議)の一部改正について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新

旧

<u>不公正取引の防止のための売買管理体制の整備</u> に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、会員が上場株券等 (「上場株券等の取引所金融商品市場外での 売買等に関する規則」第2条1号に定める上場株券等をいう。以下同じ。)の不公正取引を防止するための売買管理体制(以下「上場株券等の売買管理体制」という。)を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、上場株券等の売買管理体制を整備し、もって、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資者の信頼を維持、向上させることを目的とする。

(削る)

(委託取引に係る社内規則の制定)

第2条 会員は、<u>顧客による</u>上場株券等の売買に対する管理に関して、次<u>の各号</u>に掲げる 事項について規定した社内規則を定めなければならない。

<u>(顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把</u>握)

第3条 会員は、前条で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング(顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。)を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めなければならない。

(売買審査)

第4条 会員は、第2条で定めた社内規則に 基づき売買審査を行わなければならない。

「会員における顧客による不公正取引の防止の ための売買管理体制の整備について」理事会決 議(自主規制会議決議)

1.目 的

この理事会決議は、会員が、顧客による上場株券等(「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」公正慣習規則第5号第2条1号に定める上場株券等をいっ。以下同じ。)の不公正取引を防止するための売買管理体制(以下「上場株券等の売買管理体制」という。)を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性、透明性を図るとともに会員に対する投資家の信頼を維持、向上させることを目的とする。

2 . 上場株券等の売買管理体制の整備

会員は、次に掲げる措置を講じることにより、上場株券等の売買管理体制を整備するものとする。

<u>社内規則の制定</u>

会員は、上場株券等の売買管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内 規則を定めなければならない。

___ <u>顧客の売買動向及び売買動機等の的確な</u> <u>把握</u>

会員は、<u>上記</u>で定めた社内規則に基づき、適時、モニタリング(顧客の売買商品、取引手法、取引形態、投資意向及び投資経験等に関する調査をいう。)を行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

_____ 売買審査

会員は、<u>上記</u>で定めた社内規則に基づき、次のからに定める規定に従って売

旧

- 2 会員は、前項に規定する売買審査を行う際 の売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表 「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する 表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会 が別に定める抽出基準に従い行わなければな らない。ただし、当該抽出基準によることが 過重な経済的負担を必要とする場合その他の 当該抽出基準により売買審査を行うことが困 難と認められる場合には、当該会員における 顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる 抽出基準に変更することができる。
- 3 前項ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引(顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識に以近される取引をいう。以下同じ。)にては、本協会が別に定める抽出基準に従いでありにである分析に係る項目である。本協会が別に定める分析に係る項目に近いでありに変が別に定める分析に係る項目に近いでありにより抽出される顧客に対して、同程度の審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、出出基準を変更してはならない。
- 4 前2項により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行わなければならない。
- <u>5</u> 前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

<u>(社内記録の作成、保存)</u>

- 第 5 条 会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存<u>しなければならない。</u>
 - 1 第4条第3項に規定する売買審査の結果 (不公正取引に該当しないことが明らかな 場合を除く。)及び顧客に対して行った措 置
 - 2 (現行どおり)

- 買審査を行うものとする。
- __ 売買審査の対象となる顧客の抽出は、 別表「売買審査の対象となる顧客の抽出は、 に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、本協会が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準によることが困難と認められる抽場を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。
- 上記 ただし書きの規定にかかわらず、非対面取引(顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の引をが機械的に認識又は処理される取引をがが、同じ。)については、本協会が別について抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される。 一般が、一般的案し過大でありる売買審査体制を勘案しる分析に係等なが、可に定める分析に係等はの場である分析に係等ない売買審査を併せ行うことされるをが別に定める行うことである場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。
- 上記 により抽出された顧客が行った取引については、本協会が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。
- ____ 上記__に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

社内記録の作成、保存

会員は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存<u>するものとする</u>。

__ ___に規定する売買審査の結果(不公 正取引に該当しないことが明らかな場合 を除く。)及び顧客に対して行った措置

(省略)

旧

(社内規則の見直し等)

第6条 会員は、第2条の規定により定めた 社内規則について役職員に<u>周知徹底</u>を図り、 市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業 務を担当する部門に見直しを行わせること等 により、その実効性を確保<u>しなければならな</u> い。

(自己売買に関する社内管理)

第7条 会員は、前各条に基づく委託注文に 関する社内管理のほか、自己の計算により行 う売買についても、自社の業務内容や規模等 を勘案し、適切に管理しなければならない。

別 表

売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に 掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定め る顧客について行わなければならない。

	銘 柄		顧 客
1	(現行どおり)	1	(現行どおり)
2	(現行どおり)	2	(現行どおり)
3	(現行どおり)	3	(現行どおり)
4	(現行どおり)	4	(現行どおり)
5	当該会員が売買を行った全ての銘柄	5	金融商のの場合ののでは、一般である。金融のでは、一般である。これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
6	(現行どおり)	6	(現行どおり)

(注) 1. (現行どおり)

- 2.金融商品取引法第2条第8項 第12号口に規定する投資ー任契 約及び金融商品取引業等に関す る内閣府令第123条第13号イか らホに掲げる行為については、 その顧客を抽出の対象から除く ことができる。
- 3.立会外売買(金融商品取引所

3. 社内規則の見直し等

会員は、<u>上記 2.</u> で定めた社内規則について役職員に<u>周知・徹底</u>を図り、市場及び取引の実態に応じて、売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせること等により、その実効性を確保するものとする。

(新設)

別表

売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表

売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に 掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定め る顧客について<u>行うものとする</u>。

	銘	柄		顧	客
1	(省	略)	1	(省	略)
2	(省	略)	2	(省	略)
3	(省	略)	3	(省	略)
4	(省	略)	4	(省	略)
;		員が売買 た全ての	5	その 等 の ら 引 の 段 れ た わ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た た れ た た た た	引所 別が 別が 別が 別が の の の は 者 取 い に け に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対 に 対
6	(省	略)	6	(省	略)

- (注) 1. (省略)
 - 2.証券取引法第34条第2項第1 号の投資ー任契約及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。
 - 3 . 立会外売買(証券取引所の定

tr.	IП
新	la l
の定める規則による売買立会に	める規則による売買立会によら
よらない方法による有価証券の	ない方法による有価証券の売買
売買をいう。) 及び <u>取引所金融商</u>	をいう。) 及び <u>取引所有価証券市</u>
<u>品市場外</u> での売買については、	<u>場外</u> での売買については、その
その顧客を抽出の対象から除く	顧客を抽出の対象から除くこと
ことができる。	ができる。
付 則	
13 🛪	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す	
3 .	

「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いについて」理事会決議 (自主 規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛 目の変更等の取扱いに関する規則

<u>(目的)</u>

第 1 条 この規則は、会員が信用取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用するに際し、会員における独自の判断により、代用価格の計算における当該有価証券の時価に乗ずる率(以下「掛目」という。)を変更する又は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券から除外する場合(以下「掛目の変更等」という。)の取扱いについて定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令・諸規則等の遵守)

第2条 会員は、掛目の変更等を行う場合には、この規則によるほか、金融商品取引法での他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行わなければならない。

(掛目の変更等を行う事象の顧客への説明 及び周知)

- 第3条 会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明しなければならない。
- 2 会員は、前項に規定する説明しなければ いけない事項について、書面の交付、店頭 における掲示又は当該会員のホームページ における表示等、適切な方法により周知し なければならない。

<u>(掛目の変更等にあたっての顧客への通</u>知)

第 4 条 会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、顧客に対して通知しなければならない。

<u>「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛</u> 目の変更等の取扱いについて」理事会決議(自 主規制会議決議)

1.目 的

この<u>理事会決議</u>は、会員が信用取引に係る 委託保証金を有価証券をもって代用するに際 し、会員における独自の判断により、代用価 格の計算における当該有価証券の時価に乗ず る率(以下「掛目」という。)を変更する又 は当該有価証券を委託保証金の代用有価証券 から除外する場合(以下「掛目の変更等」と いう。)の取扱いについて定め、もって投資 者の保護に資することを目的とする。

2 . 法令・諸規則等の遵守

会員は、掛目の変更等を行う場合には、この<u>理事会決議</u>によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則等を遵守するとともに、投資者保護の観点からリスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととする。

3.掛目の変更等を行う事象の顧客への説明及び周知

会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ、掛目の変更等を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を例示するなどにより可能な限り具体的に説明するものとする。また、併せて、書面の交付、店頭における掲示又は当該会員のホームページにおける表示等、適切な方法により周知を行うものとする。

4. 掛目の変更等にあたっての顧客への通知

会員は、掛目の変更等を行うことを決定した場合には、<u>以下の</u>事項について、あらかじめ、顧客に対して通知するものとする。

<u>1</u> ~ (現行どおり)

(掛目の変更等にあたっての周知期間)

第5条 前条第2号に規定する変更後の掛目の適用日(除外する場合は、その適用日)については、前条に規定する通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とする。なお、明らかに経生が多りであると認められる事象にが経生し、今後、株価が継続かつ大幅にが多りであるとが予想され、当該銘柄の時価が多いではいないことが予想され、当該銘柄の時価が多いでは、当該銘柄の時価を行うことが予想され、当該銘柄の時価を行うことが引きないため緊急的に掛目の変更等を行う場合であっても、前条に規定する通知をいた日の翌営業日以降でなければならない。

(社内規則の制定等)

第 6 条 会員は、第1条から前条に掲げる 内容について規定した社内規則を作成し、 遵守するとともに、当該社内規則が適切に 履行されているかについて、内部管理統括 責任者の責任において定期的に検査を行わ なければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

_________________(省 略)

5. 掛目の変更等にあたっての周知期間

上記4. の変更後の掛目の適用日(除外する場合は、その適用日)については、上記4.の通知を行い、会員において規定した一定の期間を経過した後とするものとする。なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことができないため緊急的に掛目の変更等を行うよのできないたの影急的に掛目の変更等を行った日の翌営業日以降でなければならないものとする。

6. 社内規則の制定等

会員は、上記1.から5.までの内容について規定した社内規則を作成し、遵守するとともに、当該社内規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。

「協会員における注文管理体制の整備について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正に ついて

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

<u>協会員における注文管理体制の整備に関する</u> 規則

(目的)

第1条 この規則は、協会員が行う取引所 金融商品市場における有価証券の売買等 (金融商品取引所の定める売買立会による 売買及び立会による取引に限る。)に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

<u>(社内規則の制定)</u>

第2条 協会員は、注文管理に関して、次 の各号に掲げる事項について規定した社内 規則を定めなければならない。

<u>1</u> (現行どおり) <u>7</u>

(買付代金又は売付有価証券の事前預託)

第3条 協会員は、顧客(機関投資家等を除く。)から注文を受託するに当たっては、原則として当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めなければならない。

(注文内容の確認)

第4条 協会員は、顧客から受託した注文 の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に 照らして適切なものであるかどうかについ て確認しなければならない。

(注文の発注制限)

第 5 条 協会員は、<u>取引所金融商品市場</u>への一の発注に関し、次<u>の各号</u>に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定<u>しなければな</u>らない。

<u>「協会員における注文管理体制の整備につい</u> て」理事会決議(自主規制会議決議)

旧

1.目的

この<u>理事会決議</u>は、協会員が行う<u>取引所有</u> <u>価証券市場</u>における有価証券の売買等(<u>証券</u> <u>取引所</u>の定める売買立会による売買及び立会 による取引に限る。)に関して、注文の受託 及び発注が誤った内容となることを未然に防 止するため、社内規則の制定その他の必要な 措置を定めることにより、協会員における注 文管理体制の整備を図ることを目的とする。

2.注文管理体制の整備

協会員は、次に掲げる措置を講じることにより、注文管理体制を整備するものとする。

社内規則の制定

協会員は、注文管理に関して、次に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。



__ <u>買付代金又は売付有価証券の事前預託</u>協会員は、顧客(機関投資家等を除く。)から注文を受託するに当たっては、原則として、当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めるものとする。

<u>注文内容の</u>確認

協会員は、顧客から受託した注文の内容 及び当該注文が当該顧客の資力等に照らし て適切なものであるかどうかについて確認 するものとする。

注文の発注制限

協会員は、<u>取引所有価証券市場</u>への一の 発注に関し、次に掲げる制限について、協 会員において適切と認められる水準におい てそれぞれ設定するものとする。

- (現行どおり)
- 2 一定の規模を超える注文については、 発注を行う前に管理者等(次条に規定す る管理者等をいう。)による発注制限の解 除に係る承認を必要とする制限

<u>(管理者等の設置及び管理者等による発注</u> 制限の解除の承認)

第6条 協会員は、前条第2号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所金融商品市場への注文の発注を行う部店ごとに設置し、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行わなければならない。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができる。

(システム対応)

第7条 協会員は、第5条の内容について 自社において使用する売買受発注に係るシ ステムについて、必要なシステム対応を<u>行</u> わなければならない。

(適切な人員配置及び研修について)

第8条 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めなければならない。

(注文管理体制の充実)

第 9 条 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

省略)

一定の規模を超える注文については、 発注を行う前に管理者等(__に規定する 管理者等をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

__ 管理者等の設置及び管理者等による発注 制限の解除の承認

協会員は、上記 の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(「管理者」という。)を取引所有価証券市場への注文の発注を行う部店ごとに設置するものとし、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行うものとする。なお、管理者はあらかじめ定めた者(「管理者等」という。)に当該解除に係る承認の権限を委任することができるものとする。

3.システム対応

協会員は、<u>上記2</u>の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要なシステム対応を<u>行うものとす</u>る。

4. 適切な人員配置及び研修について

協会員は、社内規則を履行するために、注 文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の 確認及び適切な人員配置を行うとともに、適 宜、研修等を実施することにより、役職員へ の周知、徹底を図ることに<u>努めるものとす</u> <u>る</u>。

5.注文管理体制の充実

協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理 統括責任者の責任において定期的に検査を<u>行</u>うものとする。

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新

旧

協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱 いに関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員が金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 2 項第 1 号イに規定する募集(金商法)第 163 条第 1 項に規定する上場会社等(以下「上場会社等」という。)の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項及び第 9 条を除き「募集」という。)について、当該募をに係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行 うことが公表され又は協会員から当該プ レ・ヒアリングの後当該募集を行わないこ ととなったことを通知されるまでの間にお ける特定有価証券等(当該上場会社等の金 商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証 券等をいう。以下同じ。)に係る売買その 他の有償の譲渡若しくは譲受け又はデリバ ティブ取引(金商法第2条第20項に規定 するデリバティブ取引をいう。以下同 じ。)を行わないこと(金商法第 166 条第 6項第1号から第6号まで及び第8号に掲 げる場合並びに金融商品取引業等に関する 内閣府令(以下「金商業等府令」とい う。) 第 117 条第 1 項第 15 号の規定により 法人関係情報の提供を受けた者の間におい て、取引所金融商品市場によらないで行う

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)

(目的)

第 1 条 この理事会決議は、協会員が証券取 引法(以下「法」という。)第 166 条第2項 第1号イに規定する募集(法第163 条第1項 に規定する上場会社等(以下「上場会社等」 という。)の発行する有価証券に係るものに 限る。以下第8条第1項及び第9条を除 「募集」という。)について、当該募集に係 る有価証券に対する投資者の需要の見込みに 関する調査を行う場合において、その適正化 を図るため必要な事項を定め、内部者取引が 誘発されることを防止し、もって証券取引の 公正確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この<u>理事会決議</u>において、次の各号 に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。

4 取引制限

当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され又は協会員から当該募集を行わないことを通知されるまでの間における特定有価証券等(当該上場会社等の間における特定有価証券等(当該上場会社の間におりに係る売買その他が表別では、163条第1項に規定する特定有価証券でのででは、100歳渡若しくは譲受けては、100歳渡若しくは有価証券が表別では、100条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号まで及び第166条第6項第1号から第6号を決別で行う場合を除く。)を対した。100歳によりないで行う場合を除く。)をいう。

5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を 当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、<u>金商業等府令第</u> 117 条第 1 項第 15 号イ(2)及びロ(2)に規 定するものをいう。

6 海外関連会社

金商業等府令第 177 条第 6 項に定める協会員の関係会社(特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。)である外国法人又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

金商業等府令第 117 条第 1 項第 15 号イ (1)及び口(1)に規定する法令遵守管理に関 する業務を行う部門をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門 における承認)

- 第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。

3 〉 ~ } (現行どおり) 5) 旧

5 守秘義務

プレ・ヒアリングに係る法人関係情報を 当該プレ・ヒアリング対象者以外の者に提供しないことであって、証券会社の行為規 制等に関する内閣府令(以下「行為規制府 令」という。)第4条第18号イ(2)及び口 (2)並びに金融機関の証券業務に関する内 閣府令(以下「金融機関府令」という。) 第21条第12号イ(2)及び口(2)に規定する ものをいう。

6 海外関連会社

協会員(外国証券会社である会員を除く。)にあっては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社(特別会員にあっては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。)である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社である会員にあっては、外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人をいう。

7 法令遵守管理部門

行為規制府令第4条第 18 号イ(1)又は 金融機関府令第21条第12号イ(1)に規定 する法令遵守管理に関する業務を行う部門 をいう。

(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門 における承認)

- 第3条 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。
 - 1 (省略)
 - 2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社に属する者(個人であり、かつ、第5条第1項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者(個人であり、かつ、第5条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。)を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。

18

(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)

- 第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。
 - 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者 との間で、次に掲げる内容を含む契約を<u>前</u> 条第2項又は第3項に準じて締結するこ と。

イ (現行どおり) ホ (現行どおり) 2 (現行どおり) 2 (現行どおり)

(違反調査対象者等への対応)

第7条 (現行どおり) **2** (現行どおり)

3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。

(留意事項等)

第 8 条 協会員は、本規則を遵守してプレ・ヒアリングを行う場合であっても、金商法第4条第1項で禁止する募集又は売出しの届出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する行為並びに金商業等府令第117条第1項第15号で禁止する法人関係情報を提供して勧誘する行為は行ってはならない。

2 (現行どおり)

(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第9条 協会員は、原則として、<u>金商法</u>第2条第8項<u>第6号</u>に定める引受けを伴う国内における募集(<u>金商法</u>第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)

- 第 5 条 協会員は、海外関連会社に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。
 - 1 協会員は、当該海外関連会社に属する者 との間で、次に掲げる内容を含む契約を<u>第</u> 4条第2項又は第3項に準じて締結するこ

(違反調査対象者等への対応)

 第7条 (省略)

 2 (省略)

3 本協会は、第 10 条第 1 項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を<u>有価証券市場の監督当局(</u>当該監督当局の認可を受けた自主規制機関<u>を含む。)</u>に通知する<u>ものとする。</u>

(留意事項等)

第 8 条 協会員は、本理事会決議を遵守して プレ・ヒアリングを行う場合であっても、法 第 4 条第 1 項で禁止する募集又は売出しの届 出を行う前に当該特定有価証券等を勧誘する 行為並びに行為規制府令第 4 条第 9 号及び金 融機関府令第 21 条第 4 号の3 で禁止する法 人関係情報を提供して勧誘する行為は行って はならない。

2 (省略)

(国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)

第 9 条 協会員は、原則として、法第2条第8項第4号に定める引受けを伴う国内における募集(法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。

(社内規則の整備等)

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、 プレ・ヒアリングに係る法令及び<u>本規則</u>を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連会社等の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 12 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 協会員は、第4条第3項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

(社内規則の整備等)

第 11 条 プレ・ヒアリングを行う協会員は、 プレ・ヒアリングに係る法令及び<u>本理事会決</u> <u>議</u>を踏まえ、法令遵守管理部門における承認 手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限 及び守秘義務の遵守等に係る契約、海外関連 会社等の内部管理体制に関する措置、記録の 保存及び留意事項等の内部管理に関する社内 規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵 守させる体制を整備するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 12 条 (省略)

2 (省略)

3 協会員は、第4条第3項に規定する書面による通知に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面により通知したものとみなす。

「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則

(目的)

第 1 条 この<u>規則</u>は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- **第 2 条** この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる用語<u>の定義</u>は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 MSCB等

上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「行を超している。)が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場の価格を取引所金融商品市場の価格を含む。以下同じ。)を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

4 観察期間

新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」という。)の価格を参照する期間(発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った

「会員におけるMSCB等の取扱いについて」 理事会決議(自主規制会議決議)

旧

(目的)

第 1 条 この<u>理事会決議</u>は、会員が行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この<u>理事会決議</u>において、次の各号 に掲げる用語は、当該各号に定めるところに よる。
 - 1 MSCB等

上場有価証券の発行会社が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権(以下「新株予約権等」という。)の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの額(以下「行使の額」という。)が、6か月間に1回を超りを当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所有価証券市場の価格を取引所有価証券市場の価格を割ける価格(取引所有価証券市場の価格を到ける価格で関出される平均価格、売買高加重りを基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

4 観察期間

新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所有価証券市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」という。)の価格を参照する期間(発行会社がMSCB等の発行に係る重要事実の公表を行った

以降に限る。)をいう。

5 市場売却

取引所金融商品市場の売買立会における 売付けをいう。

(観察期間における空売り価格)

第 6 条 MSCB等を保有している会員は、 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行 令」という。) 第 26 条の4第4項及び有価証 券の取引等の規制に関する内閣府令第 14 条 第5号の規定に定めるところにより、自己の 計算において、当該MSCB等の買付けの残 高に係る価格の変動により発生し得る危険を 減少させるため、新株予約権等を行使するこ とにより取得することとなる対象株券の数量 の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとす る場合であっても、当該MSCB等の観察期 間中に、当該空売りに係る株券につき直近公 表価格(金商法施行令第26条の4第1項に 規定する直近公表価格をいう。以下同じ。) 以下の価格において当該空売りを行ってはな らない。ただし、当該金融商品取引所が当該 直近公表価格の直近に公表した当該<u>取引所金</u> 融商品市場における当該直近公表価格と異な る価格(金商法施行令第26条の4第1項に 規定する直近公表価格と異なる価格をい う。) を当該直近公表価格が上回る場合に当 該直近公表価格において行う当該空売りにつ いては、この限りでない。

(観察期間における市場売却)

- **第7条** MSCB等を保有している(保有す ることを決定している場合を含む。以下この 条及び第 12 条において同じ。) 会員は、当該 MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市 場の売買立会における終値(最終の売買の価 格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同 じ。)を参照するものである場合には、当該 MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己 の計算において、原則として当該営業日の取 引所金融商品市場における売買立会の終了す べき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻 までの間(以下「終了前15分間」という。) において、対象株券等の市場売却に係る発注 (終了前 15 分間の前に発注した売り注文の 変更及び引条件付注文を含む。) を行っては ならない。
- 2 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市場

旧

以降に限る。)をいう。

5 市場売却

取引所有価証券市場の売買立会における 売付けをいう。

(観察期間における空売り価格)

第 6 条 MSCB等を保有している会員は、 「証券取引法施行令」(以下「証取法施行 令」という。) 第26条の4第4項及び「有価 証券の空売りに関する内閣府令」第3条第5 号の規定に定めるところにより、自己の計算 において、当該MSCB等の買付けの残高に 係る価格の変動により発生し得る危険を減少 させるため、新株予約権等を行使することに より取得することとなる対象株券の数量の範 囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場 合であっても、当該MSCB等の観察期間中 に、当該空売りに係る株券につき直近公表価 格(証取法施行令第26条の4第1項に規定 する直近公表価格をいう。以下同じ。) 以下 の価格において当該空売りを行ってはならな い。ただし、当該証券取引所が当該直近公表 価格の直近に公表した当該<u>取引所有価証券市</u> 場における当該直近公表価格と異なる価格 (証取法施行令第 26 条の4第1項に規定す る直近公表価格と異なる価格をいう。)を当 該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表 価格において行う当該空売りについては、こ の限りでない。

(観察期間における市場売却)

- **第 7 条** MSCB等を保有している(保有す ることを決定している場合を含む。以下本条 及び第 12 条において同じ。) 会員は、当該M SCB等の行使価額が、取引所有価証券市場 の売買立会における終値(最終の売買の価格 又は最終の気配相場の価格をいう。以下同 じ。)を参照するものである場合には、当該 MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己 の計算において、原則として当該営業日の取 引所有価証券市場における売買立会の終了す べき時刻の 15 分前から当該終了すべき時刻 までの間(以下「終了前15分間」という。) において、対象株券等の市場売却に係る発注 (終了前 15 分間の前に発注した売り注文の 変更及び引条件付注文を含む。) を行っては ならない。
- **2** MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所有価証券市場

の売買立会における終値以外の一定の時点の 株価を参照するものである場合には、前項の 規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行う ものとする。

- 3 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前10営業日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を10で除して得た数の25%の数量(当該数量が1売買単位に満たない場合は1売買単位)を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。
- 4 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。

(観察期間における規制の適用除外)

- 第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる 事項のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - 1 MSCB等の発行条件に、新株予約権等 の行使価額が、発行決議日の<u>取引所金融商</u> <u>品市場</u>の売買立会における対象株券等の終 値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付 されていない場合
 - 2 第6条に規定する空売り又は前条に規定 する市場売却を行おうとするときの<u>取引所</u> 金融商品市場の売買立会における対象株券 等の価格が、発行決議日の<u>取引所金融商品</u> 市場の売買立会における当該対象株券等の 終値以上又は行使価額の修正が行われ得る 下限の価額未満である場合

(新株予約権等の行使制限)

第9条 会員は、MSCB等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株式数(金融商品取引

IΒ

の売買立会における終値以外の一定の時点の 株価を参照するものである場合には、前項の 規定の趣旨に従い市場売却に係る発注を行う ものとする。

- 3 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所有価証券市場の売買立会における終日の売買高加重平均価格を参照するものである場合には、当該MSCB等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の前10営業日の取引所有価証券市場の売買立会における対象株券等の売買数量の合計を10で除して得た数の25%の数量(当該数量が1売買単位に満たない場合は1売買単位)を超える数量の当該対象株券等の市場売却を行ってはならない。
- 4 MSCB等を保有している会員は、当該MSCB等の行使価額が、取引所有価証券市場の売買立会における終日の売買高加重平均価格以外の一定の時間にわたる価格を参照するものである場合には、前項の規定の趣旨に従い市場売却を行うものとする。

(観察期間における規制の適用除外)

- 第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる 事項のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - 1 MSCB等の発行条件に、新株予約権等 の行使価額が、発行決議日の取引所有価証 券市場の売買立会における対象株券等の終 値を下回る修正が行われ得る旨の条項が付 されていない場合
 - 2 第6条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の<u>取引所有価証券市場</u>の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合

(新株予約権等の行使制限)

第9条 会員は、MSCB等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に発行会社と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株式数(証券取引所が

所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての 要件を満たす場合には適用しない。

4 当該会員が、当該買受け(買受けを行うことを決定している場合を含む。)後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券に係る金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引を行わないこと。

6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。

1 (現行どおり) (現行どおり)

- 3 取引所金融商品市場において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間
- 4 新株予約権等の行使価額が発行決議日の 取引所金融商品市場の売買立会における対 象株券等の終値以上の場合

5 (現行どおり) **7** (現行どおり)

(会員以外の者がMSCB等を買い受ける場合の対応)

第 10 条 会員は、当該会員の関係会社<u>(当該会員の親会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項第 1 号に規定する親会社をいう。) 子会社(同項第 2 号に規定する子会社をいう。) 及び親会社の子会社(同項第 4 号に規定する親会社の子会社をいう。) をいう。以下同じ。) による M S C B 等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第 3 条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第 4 条に</u>

IΒ

当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第5項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての 要件を満たす場合には適用しない。

4 当該会員が、当該買受け(買受けを行う ことを決定している場合を含む。)後から 当該保有を約した期間が終了するまで当該 対象株券に係る<u>有価証券店頭デリバティブ</u> 取引を行わないこと。

6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。

1 (省略)
2 (省略)

- 3 取引所有価証券市場において対象株券等が監理ポスト又は整理ポストに割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間
- 4 新株予約権等の行使価額が発行決議日の 取引所有価証券市場の売買立会における対 象株券等の終値以上の場合

5 (省 略) **7** (省 略)

(会員以外の者がMSCB等を買い受ける場合の対応)

第 10 条 会員は、当該会員の関係会社による MSCB等の買受けを斡旋する場合には、当 該関係会社に対し、第3条から前条までに定 めるところによるよう要請するものとする。 なお、第4条に掲げる事項については、必要 に応じて当該会員が代行して適切な確認を行 うものとする。

新旧

掲げる事項については、必要に応じて当該会 員が代行して適切な確認を行うものとする。

2 (現行どおり)

(社内体制の整備)

第 12 条 (現行どおり) **2** (現行どおり)

3 MSCB等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この<u>規則</u>に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

2 (省略)

(社内体制の整備)

第 12 条 (省 略)

2 (省略)

3 MSCB等の保有を行う又は買受けの斡旋を行う会員は、この<u>理事会決議</u>に規定する内容の具体的な取扱いについて社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備しなければならない。

「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統一慣習規則第1号)の改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

店頭売買事故証券の処理に関する規則

(事故決済値段)

第 9 条 事故決済値段は、決済日の前日における<u>取引所金融商品市場</u>の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。

2 (現行どおり)

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

<u>「店頭売買事故証券の処理に関する規則」(統</u> 一慣習規則第1号)

(事故決済値段)

- 第 9 条 事故決済値段は、決済日の前日における<u>証券取引所</u>の最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配によるものとし、株券の場合は、配当、増資新株その他の権利を、債券の場合は、その利子及び決済日までの経過利子をそれぞれ加算するものとする。
- 2 (省略)

「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則」(統一慣習規則第2号)の改正 について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新

株式の名義書換失念の場合における権利の処理

(配当金、新株式等の返還)

に関する規則

第 2 条 ~ 4 (現行どおり)

5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の<u>取引所金融商品市場</u>における最終値段 又は店頭売買の値段若しくは気配とする。た だし、その値段又は気配がない場合は、譲渡 会員と譲受会員との協議によりこれを決定す る。

6 (現行どおり)

(有償払込新株式等の返還の特例)

第 4 条 有償払込の新株式等について、当該 新株式等に対する払込みを行った譲渡会員 は、払込後返還の請求が行われるまでの間 に、当該新株式等の取引所金融商品市場にお ける最低値段又は店頭売買の値段若しくは気 配が払込金額を下ることのあったものについ ては、当該新株式等の返還の請求が行われた 場合においても、第2条の規定にかかわら ず、その返還に応じないことができる。ただ し、当該新株式等の申込最終日までに払込金 額に第2条第2項に定める書類を添付して返 還の請求が行われた場合には、この限りでな い。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(別表)

(現行どおり)

(注)1 ~ ~ ~ (現行どおり) 3 |

> 4 別表における株式の時価の基準は、 返還日前日の取引所金融商品市場におけ

旧

<u>「株式の名義書換失念の場合における権利の処</u>理に関する規則」(統一慣習規則第2号)

(配当金、新株式等の返還)

5 前項ただし書の新株式等の時価は、返還日前日の<u>証券取引所</u>における最終値段又は店頭売買の値段若しくは気配とする。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員との協議によりこれを決定する。

6 (省略)

(有償払込新株式等の返還の特例)

第 4 条 有償払込の新株式等について、当該 新株式等に対する払込みを行った譲渡会員 は、払込後返還の請求が行われるまでの間 に、当該新株式等の<u>証券取引所</u>における最低 値段又は店頭売買の値段若しくは気配が払込 金額を下ることのあったものについては、当 該新株式等の返還の請求が行われた場合にお いても、第2条の規定にかかわらず、その返 還に応じないことができる。ただし、当該新 株式等の申込最終日までに払込金額に第2条 第2項に定める書類を添付して返還の請求が 行われた場合には、この限りでない。

(別表)

(省略)

4 別表における株式の時価の基準は、返 還日前日の<u>証券取引所</u>における最終値段

新	IB
る最終値段又は店頭売買の値段若しくは 気配による。ただし、その値段又は気配 がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協 議により、これを決定する。	又は店頭売買の値段若しくは気配による。ただし、その値段又は気配がない場合は、譲渡会員と譲受会員の協議により、これを決定する。

改正規則等一覧 (公社債・金融商品委員会関係)

平成19年9月18日日本証券業協会

(公正慣習規則)	
1 .「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規	
則第3号)関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 15)
2 .「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 16)
3 .「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣習規則第11号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 17)
(理事会決議)	
1 .債券等の条件付売買取引の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 18)
2 .債券等の着地取引の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 19)
3 .債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 20)
4 .選択権付債券売買取引の取扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 21)
5 . 国内 C P 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について ·····	(別紙22)
6.個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙23)
(統一慣習規則)	
1 .「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」(統一慣習規	
則第3号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 24)
2.「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 25)

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

Ī

公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買 値段に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が行う公社債(<u>国</u>内で発行されたものであって、新株予約権付社債を除く。以下同じ。)の店頭売買の参考となる利回り等の発表、協会員と顧客(他の協会員を含む。以下同じ。)との間の公社債店頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引の禁止、約定処理の管理等について必要な事項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令等の遵守)

第 2 条 協会員は、顧客との間で、公社債の 店頭売買その他の取引を行うに当たっては、こ の規則によるほか、金融商品取引法(以下「金 商法」という。) その他関係法令、諸規則を遵 守しなければならない。

(売買参考統計値の発表)

- 第3条 本協会は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員(以下「指定報告協会員」という。)からの報告に基づき売買参考統計値を発表する。
- 2 売買参考統計値は、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、第5条第2項に基づき選定された銘柄(以下「選定銘柄」という。)について、指定報告協会員から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)に基づき、本協会が算出する次条第1項各号に掲げる値とする。
- 3 売買参考統計値の発表は、毎営業日、本協会の所定の様式により行う。ただし、<u>第7条第1項</u>に定める報告時限において、指定報告協会員からの報告値の数が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定める数に満たない銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないものとする。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が行う公社債(本 邦内で発行されたものであって、新株予約権 付社債を除く。以下同じ。)の店頭売買の参考 となる利回り等の発表、協会員と顧客(他の 協会員を含む。以下同じ。)との間の公社債店 頭取引の公正性の確保、公社債の異常な取引 の禁止、約定処理の管理等について必要な事 項を定め、公社債の店頭売買その他の取引を 公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護 に資することを目的とする。

(法令等の遵守)

第 2 条 協会員は、顧客との間で、公社債の 店頭売買その他の取引を行うに当たっては、 この規則によるほか、<u>証券取引法</u>その他関係 法令、諸規則を遵守しなければならない。

(売買参考統計値の発表)

- 第3条 本協会は、協会員が顧客との間において行う公社債の店頭売買の際に協会員及び顧客の参考に資するため、本協会が指定する協会員(以下「指定報告協会員」という。)からの報告に基づき売買参考統計値を発表する。
- 2 売買参考統計値は、公社債の店頭売買の参考となる銘柄として、第5条第2項に基づき選定された銘柄(以下「選定銘柄」という。)について、指定報告協会員から報告を受けた気配(売り気配と買い気配の仲値)に基づき、本協会が算出する次条第1項各号に掲げる値とする。
- 3 売買参考統計値の発表は、毎営業日、本協会の所定の様式により行う。ただし、<u>第6条第1項</u>に定める報告時限において、指定報告協会員からの報告値の数が「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則(以下「細則」という。)に定める数に満たない銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないものとする。

(売買参考統計値の算出方法等)

- 第 4 条 売買参考統計値は、次の各号に掲げる値とする。
 - 1 平均値 指定報告協会員から報告を受け;

指定報告協会員から報告を受けた気配の算 術平均値

2 中央値

指定報告協会員から報告を受けた気配の中 央値

- 3 最高値指定報告協会員から報告を受けた気配の最高値
- 4 最低値 指定報告協会員から報告を受けた気配の最 低値
- 2 売買参考統計値は、利回りについては 0.001 パーセント刻みの複利利回り(ただし、 原則として、残存期間が1年未満の割引債券、 並びに残存期間が半年未満の分離元本振替国 債及び分離利息振替国債の利回りについては 0.001 パーセント刻みの単利利回り)とし、 価格については額面100円につき1銭刻みの 裸値段とする。

(選定銘柄の選定)

- 第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公 社債(払込元本、利金及び償還元本の全てが 円貨である債券に限る。)のうち選定銘柄とし て本協会に気配を報告するために選択した銘 柄(以下「報告対象銘柄」という。)を、細則 に定める期日までに本協会に届け出るものと する。
- 2 本協会は、前項に基づき指定報告協会員から届出を受けた銘柄から、細則に定めるところにより、選定銘柄を選定する。

(選定銘柄の除外)

- 第6条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち 当該指定報告協会員が前条第1項に基づく届 出を行った銘柄について、当該銘柄の気配の 本協会に対する報告を辞退する場合には、細 則に定める期日までに本協会に届け出るもの とする。
- 2 本協会は、前項に基づく指定報告協会員からの届出により、前条第1項に基づく届出を行った指定報告協会員の数が細則に定める社数に満たないこととなる銘柄については、当該銘柄を選定銘柄から除外するものとする。

旧

(売買参考統計値の算出方法等)

- 第 4 条 売買参考統計値は、次の各号に掲げ る値とする。
 - 1 平均値

指定報告協会員から報告を受けた気配の算 術平均値

2 中央値

指定報告協会員から報告を受けた気配の中 央値

3 最高値

指定報告協会員から報告を受けた気配の最 高値

4 最低值

指定報告協会員から報告を受けた気配の最低値

2 売買参考統計値は、利回りについては 0.001 パーセント刻みの複利利回り(ただし、 原則として、残存期間が1年未満の割引債券、 並びに残存期間が半年未満の分離元本振替国 債及び分離利息振替国債の利回りについては 0.001 パーセント刻みの単利利回り)とし、 価格については額面100円につき1銭刻みの 裸値段とする。

(選定銘柄の選定)

- 第 5 条 指定報告協会員は、公募債である公 社債(払込元本、利金及び償還元本の全てが 円貨である債券に限る。)のうち選定銘柄とし て本協会に気配を報告するために選択した銘 柄(以下「報告対象銘柄」という。)を、細則 に定める期日までに本協会に届け出るものと する。
- 2 本協会は、前項に基づき指定報告協会員から届出を受けた銘柄から、細則に定めるところにより、選定銘柄を選定する。

(選定銘柄の除外)

- 第 5 条の2 指定報告協会員は、選定銘柄の うち当該指定報告協会員が第5条第1項に基 づく届出を行った銘柄について、当該銘柄の 気配の本協会に対する報告を辞退する場合に は、細則に定める期日までに本協会に届け出 るものとする。
- 2 本協会は、前項に基づく指定報告協会員からの届出により、第5条第1項に基づく届出を行った指定報告協会員の数が細則に定める社数に満たないこととなる銘柄については、当該銘柄を選定銘柄から除外するものとする。

(指定報告協会員による気配の報告方法等)

- 第7条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち 第5条第1項に基づき本協会に届出を行った 銘柄について、当日の<u>午後3時00分</u>現在にお ける額面5億円程度の売買の参考となる気配 を、原則として当日の午後4時30分までに、 本協会に報告する。
- 2 指定報告協会員が本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、 自社における売買状況等に照らし、適正なも のでなければならない。
- 3 指定報告協会員は、前項に規定する適正な 気配の報告が困難である場合には、所定の様 式により遅滞なく本協会に届け出ることによ り、当該銘柄の気配の報告を行わないことが できるものとする。

(指定報告協会員の基準等)

- 第8条 本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、細則に定めるところにより、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。
 - 1 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解 し、指定報告協会員になる意思を有してい ること。
 - 2 公社債店頭売買業務等に精通していること。
 - 3 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織 体制、人員構成が確保されていること。
 - 4 その他本協会が定める事項
- 2 本協会は、指定報告協会員が前項各号に掲げる指定基準を満たさないこととなった場合、又は指定報告協会員から辞退しようとする日の1か月前の日までに、所定の様式により、届出があった場合には、当該協会員の指定を取り消すものとする。

(指定報告協会員の遵守事項等)

- **第 9 条** 指定報告協会員は、選定銘柄の報告 に当たっては<u>第7条第1項</u>に規定する報告時 限を厳守し、適正な気配の報告を行うものと する。
- 2 前項の規定に違反して、報告時限を遵守せず、又は適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる。

(指定報告協会員による気配の報告方法等)

- 第6条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち 第5条第1項に基づき本協会に届出を行った 銘柄について、当日の午後3時現在における 額面5億円程度の売買の参考となる気配を、 原則として当日の午後4時30分までに、本協 会に報告するものとする。
- 2 指定報告協会員が本協会に報告する気配は、公社債店頭市場の動向、発行体の信用度、 自社における売買状況等に照らし、適正なも のでなければならない。
- 3 指定報告協会員は、前項に規定する適正な 気配の報告が困難である場合には、所定の様 式により遅滞なく本協会に届け出ることによ り、当該銘柄の気配の報告を行わないことが できるものとする。

(指定報告協会員の基準等)

- **第7条** 本協会は、指定報告協会員になろうとする協会員について、細則に定めるところにより、次の各号に掲げる指定基準につき審査し、指定報告協会員を指定するものとする。
 - 1 売買参考統計値発表制度の趣旨を理解 し、指定報告協会員になる意思を有してい ること
 - 2 公社債店頭売買業務等に精通していること
 - 3 気配報告業務の適確な遂行に必要な組織 体制、人員構成が確保されていること
 - 4 その他本協会が定める事項
- 2 本協会は、指定報告協会員が前項各号に掲 げる指定基準を満たさないこととなった場 合、又は指定報告協会員から辞退しようとす る日の1か月前の日までに、所定の様式によ り、届出があった場合には、当該協会員の指 定を取り消すものとする。

(指定報告協会員の遵守事項等)

- **第 7 条の2** 指定報告協会員は、選定銘柄の報告に当たっては<u>第6条第1項</u>に規定する報告時限を厳守し、適正な気配の報告を行うものとする。
- 2 前項の規定に違反して、報告時限を遵守せず、又は適正な気配の報告を怠った協会員について、本協会は当該協会員の指定を取り消す等の措置を講ずることができる<u>ものとする</u>。

新 (削 る) (削 る)

(削る)

(月間売買高等の発表)

- 第 10 条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債種類別店頭売買高を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。
- 2 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債投資家別売買高<u>及び国債投資家別</u>売買高を毎月発表する。
- 3 本協会は、協会員からの報告に基づき、現 先取引の月末残高を毎月発表する。

(月間売買高等の報告)

- 第 11 条 協会員は、月間の公社債種類別店頭 売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日 が休業日の場合は、その前営業日)までに、 本協会に報告するものとする。
- 2 協会員は、月間の公社債投資家別売買高<u>及び国債投資家別売買高</u>を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。
- 3 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の 様式により、翌月10日(当日が休業日の場合 は、その前営業日)までに、本協会に報告す るものとする。

(取引公正性の確保)

第 12 条 協会員は、顧客との間で公社債の店 頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算 出された時価(以下「社内時価」という。)を 基準として適正な価格(国債の売買取引であっ て、当該国債が当初予定された発行日に発行さ れることを停止条件として当該発行日の前日 以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発 行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取 引」という。) のうち、財務省が入札のアナウ ンスメントを行う国債につき当該国債の入札 予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定 日が判明した時点から当該入札日における回 号及び表面利率等発表時刻までの間において 行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の 入札前取引」という。) については、社内時価 の算出方法に準じた適正な複利利回り(変動利

旧 (現先取引の参考利回りの発表)

第8条 削 除

(現先取引の参考利回りの種類、算出方法等)

第9条 削 除

(協会員による現先取引の利回りの報告)

第 10 条 削 除

(月間売買高等の発表)

- 第 11 条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債種類別店頭売買高を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。
- 2 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債投資家別売買高を毎月発表する。
- 3 本協会は、協会員からの報告に基づき、現 先取引の月末残高を毎月発表する。

(月間売買高等の報告)

- 第 12 条 協会員は、月間の公社債種類別店頭 売買高を所定の様式により、翌月 10 日(当日 が休業日の場合は、その前営業日)<u>の正午</u>ま でに本協会に報告するものとする。
- 2 協会員は、月間の公社債投資家別売買高を 所定の様式により、翌月10日(当日が休業日 の場合は、その前営業日)までに、本協会に 報告するものとする。
- 3 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の 様式により、翌月10日(当日が休業日の場合 は、その前営業日)までに、本協会に報告す るものとする。

(取引公正性の確保)

第 13 条 協会員は、顧客との間で公社債の店 頭売買を行うに当たっては、合理的な方法で算 出された時価(以下「社内時価」という。)を 基準として適正な価格(国債の売買取引であっ て、当該国債が当初予定された発行日に発行さ れることを停止条件として当該発行日の前日 以前に約定を行い、当該国債の受渡し決済を発 行日以後に行うもの(以下「国債の発行日前取 引」という。) のうち、財務省が入札のアナウ ンスメントを行う国債につき当該国債の入札 予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定 日が判明した時点から当該入札日における回 号及び表面利率等発表時刻までの間において 行う国債の停止条件付売買取引(以下「国債の 入札前取引」という。) については、社内時価 の算出方法に準じた適正な複利利回り(変動利

付国債については基準金利に対するスプレッド。))により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算 定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、 又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄 については、合理的かつ適正な方法により社 内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について 顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面 の方法により、その概要について説明するも のとする。

(発行日前取引における説明事項等)

第13条 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円 未満の取引を行う顧客(金商法第2条第3項 第1号に規定する適格機関投資家、上場会社 及びこれに準ずる法人を除く。以下「小口投 資家」という。)との店頭取引に当たっては、 前2条に定めるもののほか、次の各号に規定 するものについて十分留意し、より一層取引 の公正性に配慮するものとする。

1 価格情報の提示

- イ 協会員は、小口投資家より価格情報の 提供を求められた場合には、速やかに自 社の店頭における取引提示価格(価格を 表示することができない国債の入札前取 引については、当該取引に係る複利利回 り(変動利付国債については基準金利に 対するスプレッド。))を提示するものと する。
- □ 協会員は、小口投資家より取引所金融 商品市場における直近の約定値段若しく は最終気配又は本協会が発表する売買参 考統計値についての提供を求められた場 合には、これに応じるものとする。
- 2 公社債店頭取引の知識の啓蒙

協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。

旧

付国債については基準金利に対するスプレッド。))により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算 定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、 又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄 については、合理的かつ適正な方法により社 内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について 顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面 の方法により、その概要について説明するも のとする。

(発行日前取引における説明事項等)

第 13 条の2 協会員は、国債の発行日前取引を初めて行う顧客に対し、あらかじめ当該取引が停止条件付売買であること及び停止条件不成就の場合の取扱いなどについて説明するものとする。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

第 14 条 協会員は、公社債の額面 1,000 万円 未満の取引を行う顧客(証券取引法第2条に 規定する定義に関する内閣府令(平成5年大 蔵省令第14号)第4条に掲げる者、上場会社 及びこれに準ずる法人を除く。以下「小口投 資家」という。)との店頭取引に当たっては、 前条に定めるもののほか、次の各号に規定す るものについて十分留意し、より一層取引の 公正性に配慮するものとする。

1 価格情報の提示

協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格(価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り(変動利付国債について基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。また、証券取引所における直近の上場価格(又は最終気配)又は本協会が発表する売買参考統計値について、小口投資家から提供を求められた場合には、これに応じるものとする。

2 公社債店頭取引の知識の啓蒙

協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。

旧

(上場公社債における取引態様の明示)

- 第 15 条 協会員は、取引所金融商品市場に上場する公社債の取引を初めて行う小口投資家に対しては、当該取引を行うに際し、あらかじめ当該公社債の取引所金融商品市場における取引と店頭取引との相違点について、口頭又は書面の方法により説明するものとする。
- 2 協会員は、取引所金融商品市場に上場する 公社債の売買その他の取引の受注に当たって は、顧客に取引所金融商品市場における取引 と店頭取引との別を確認するものとする。

(異常な取引等)

- 第 16 条 協会員は、顧客の損失を補てんし、 又は利益を追加する目的をもって、<u>次の各号</u> <u>に掲げる行為その他の行為</u>(以下「異常な取 引」という。)を行ってはならない。
 - 1 同一銘柄の公社債の店頭取引において、 当該顧客又は第三者に有利となり、協会員 に不利となる価格での売付けと買付けを 同時に行う取引(受渡日の差に基づく適正 な金利相当分に対応する価格差及び本券、 登録債等の受渡条件の差に対応する価格 差を除く。)
 - 2 顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける</u>際に、当該顧客に有利となるように<u>買い戻し</u>、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引(現先取引を除く。)
 - 3 第三者と共謀し、顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買い付ける</u>際に、その顧客に確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は<u>買い付ける</u>ことによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間 (細則に定めるものをいう。)の売買を行い、かつ、顧客に相当の利益 (細則に定めるものをいう。)が発生している取引については、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。

(上場債券における取引態様の明示)

- 第 15 条 協会員は、上場債券の取引を初めて 行う小口投資家に対しては、同債券に係る取 引所内取引と取引所外取引(店頭取引)の相 違点について、口頭又は書面の方法により説 明するものとする。
- 2 協会員は、<u>上場債券</u>の売買の受注に当たっては、顧客に<u>取引所内取引又は取引所外取引</u> (店頭取引)の別を確認するものとする。

(異常な取引等)

- 第 16 条 協会員は、顧客の損失を補てんし、 又は利益を追加する目的をもって、<u>当該顧客</u> 又は第三者に財産上の利益を提供する行為 (以下「異常な取引」という。)を行ってはな らない。例えば、次のような取引は、異常な 取引に当たる。
 - 1 同一銘柄の公社債の店頭取引において、 顧客の損失を補てんし、又は利益を追加す る目的をもって、当該顧客又は第三者に有 利となり、協会員に不利となる価格での売 付けと買付けを同時に行う取引(受渡日の 差に基づく適正な金利相当分に対応する価 格差及び本券、登録債等の受渡条件の差に 対応する価格差を除く。)
 - 2 顧客に公社債を売却し、又は顧客から<u>買付ける</u>際に、当該顧客に有利となるように <u>買戻し</u>、若しくは売却すること、又は約定 を<u>取消す</u>ことをあらかじめ約束して行う取 引(現先取引を除く。)
 - 3 第三者と共謀し、顧客に公社債を売却し、 又は顧客から<u>買付ける</u>際に、その顧客に確 実な利益を得ることが、その第三者に売却 し、又は<u>買付ける</u>ことによって可能となる よう、あらかじめ約束して行う取引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、顧客に相当の利益が発生している取引については、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならない。

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、 保存)

- 第 17 条 協会員は、公社債の店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。
- 2 協会員は、<u>第12条</u>に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、 当該社内時価を一定のルールにおいて算出し ている場合には、その根拠を整理、保存する ことで足りるものとする。
- 3 協会員は、第12条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、当該取引に係る約定価格の算定の基礎となった資料を作成し、整理、保存しなければならない。

(約定処理の管理に関する社内規程の制定)

第 18 条 協会員は、前条に規定する約定処理 等の管理を適正に行うため、約定処理の管理 に関する社内規程を制定するものとする。

(社内管理体制の整備)

- 第 19 条 協会員は、公社債の取引公正性の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。
- 2 指定報告協会員は、適正な気配の報告の確保のため、社内規程を定めるとともに、社内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(報告責任者等の本協会への届出)

- 第 20 条 指定報告協会員は、報告責任者 1 名 及び報告担当者 2 名を定め、所定の様式によ り本協会に届け出るものとする。
- 2 指定報告協会員は、前項に定める報告責任 者又は報告担当者を変更した場合には、所定 の様式により本協会に届け出るものとする。

(電磁的方法による交付)

- 第 21 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に 代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取 扱いに関する規則」に定めるところにより、 当該書面に記載すべき事項について電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法により提供することがで きる。この場合において、当該協会員は、当 該書面を交付したものとみなす。
 - 1 <u>第12条第4項</u>に規定する取引価格の算定 方法等の概要について説明した書面
 - 2 第15条第1項に規定する取引所金融商品

旧

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、 保存)

- 第 17 条 協会員は、公社債の店頭取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成し、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。
- 2 協会員は、<u>第13条</u>に規定する社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、 当該社内時価を一定のルールにおいて算出し ている場合には、その根拠を整理、保存する ことで足りるものとする。
- 3 協会員は、第13条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、当該取引に係る約定価格の算定の基礎となった資料を作成し、整理、保存しなければならない。

(約定処理の管理に関する社内規程の制定)

第 18 条 協会員は、前条に規定する約定処理 等の管理を適正に行うため、約定処理の管理 に関する社内規程を制定するものとする。

(社内管理体制の整備)

- 第 19 条 協会員は、公社債の取引公正性の確保のため、社内規則を定めるとともに、社内検査・監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。
- 2 指定報告協会員は、適正な気配の報告の確保のため、社内規則を定めるとともに、社内検査・監査を含めた社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(報告責任者等の本協会への届出)

第 20 条 指定報告協会員は、報告責任者 1 名 及び報告担当者 2 名を定め、所定の様式によ り本協会に届け出るものとする。<u>当該責任者</u> 又は担当者を変更した場合も同様とする。

(電磁的方法による交付)

- 第21条 協会員は、次に掲げる書面の交付に 代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取 扱いについて」(理事会決議)に定めるところ により、当該書面に記載すべき事項について 電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法により提供する ことができる。この場合において、当該協会 員は、当該書面を交付したものとみなす。
 - 1 <u>第13条第4項</u>に規定する取引価格の算定 方法等の概要について説明した書面
 - 2 第15条第1項に規定する取引所内取引と

新	IB
<u>市場における取引と店頭取引と</u> の相違点に	取引所外取引 (店頭取引)の相違点につい
ついて説明した書面	て説明した書面
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す	
. .	

「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」(公正慣習規則第3号細則)の一部改正について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新

旧

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、「公社債の店頭売買の参 <u>考値等の発表及び売買値段に関する規則」(</u>以 下「規則」という。)の施行に関し、必要な事 項を定める。

<u>(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わ</u>ないこととなる指定報告協会員の数)

第2条 規則第3条第3項ただし書きに規定 する指定報告協会員(規則第3条第1項に規 定する協会員をいう。以下同じ。)からの報告 値の数は、原則として、6とする。

(選定銘柄の取扱い)

- 第3条 規則第5条第1項に基づく報告対象 銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げ る日までに行うものとする。
 - 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の2営 業日前
 - 2 既発行銘柄 前月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日)
- 2 規則第5条第2項に基づき、本協会が選定 銘柄(規則第3条第2項に規定する銘柄をい う。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協 会に規則第5条第1項の規定に基づく届出を 行った指定報告協会員が6社以上ある銘柄と する。
- 3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始 日及び最終発表日の取扱いは、公社債・金融商 品委員会の定めるところによるものとする。
- 4 前3項にかかわらず、本協会が特に必要と 認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告 協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定 銘柄に選定することができる。

(削る)

「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売 買値段に関する規則」に関する細則」(公正慣 習規則第3号細則)

(目 的)

第 1 条 この細則は、公正慣習規則第3号「公 社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値 段に関する規則」(以下「規則」という。)の 施行に関し、必要な事項を定める。

(新 設)

(選定銘柄の取扱い)

- 第2条 規則第5条第1項に基づく報告対象 銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げ る日までに行うものとする。
 - 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の2営 業日前
 - 2 既発行銘柄 前月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日)
- 2 規則第5条第2項に基づき、本協会が選定 銘柄(規則第3条第2項に規定する銘柄をい う。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協 会に規則第5条第1項の規定に基づく届出を 行った指定報告協会員(規則第3条第1項に 規定する協会員をいう。以下同じ。)が6社以 上ある銘柄とする。
- 3 選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始 日及び最終発表日の取扱いは、公社債・金融 商品委員会の定めるところによるものとす
- 4 前3項にかかわらず、本協会が特に必要と 認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告 協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定 銘柄に選定することができるものとする。

<u>(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わ</u>ないこととなる指定報告協会員の数)

第2条の2 規定する指定報告協会員からの報告値の数は、原則として、6とする。 訢

(選定銘柄の除外等)

- 第4条 規則第6条第1項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月20日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに行うものとする。
- **2** 規則<u>第6条第2項</u>に規定する指定報告協会 員の数は、第2条に定める数とする。
- 3 規則<u>第6条第2項</u>に基づき本協会が選定銘 柄から除外することとなる銘柄について、当 該銘柄に係る売買参考統計値の最終発表日の 取扱いは、公社債・金融商品委員会の定める ところによるものとする。

(指定報告協会員の審査手続)

- 第 5 条 規則第8条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。
 - 1 報告銘柄の選定基準
 - 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たって の具体的な作業手順
 - 3 本協会への報告手順
 - 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制
 - 5 危機管理体制
 - 6 規則第19条第2項に規定する社内規程

(短期間及び相当の利益)

- 第 6 条 規則第16条第2項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、 受渡日ベースとも、それぞれ4営業日以内となっているものをいう。
- **2** 規則第 16 条第 2 項において、「相当の利益」 とは、額面 100 円につき 30 銭以上の利益が顧 客に発生しているものをいう。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

(選定銘柄の除外等)

- 第3条 規則第5条の2第1項に基づく報告 辞退の届出は、原則として、毎月20日(当日 が休業日の場合は、その前営業日)までに行 うものとする。
- **2** 規則<u>第5条の2第2項</u>に規定する指定報告協会員の数は、前条に定める数とする。
- 3 規則<u>第5条の2第2項</u>に基づき本協会が選 定銘柄から除外することとなる銘柄につい て、当該銘柄に係る売買参考統計値の最終発 表日の取扱いは、公社債・金融商品委員会の 定めるところによるものとする。

(指定報告協会員の審査手続)

- 第4条 規則第7条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になろうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。
 - 1 報告銘柄の選定基準
 - 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たって の具体的な作業手順
 - 3 本協会への報告手順
 - 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制
 - 5 危機管理体制
 - 6 規則第19条第2項に規定する社内規則

(短期間及び相当の利益)

第5条 規則第16条第2項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ4営業日以内となっているもの、また、「相当の利益」とは、額面100円につき30銭以上の利益が顧客に発生しているものをいう。

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新 外国証券の取引に関する規則

第4号)

第1章 総則

第1章 総則

旧

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則

(目 的)

第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協 会員との間で行う外国証券の取引(金融商品 取引法(以下「金商法」という。)第2条第20 項に規定するデリバティブ取引に該当するも の及び国内の取引所金融商品市場における取 引を除く。以下同じ。)及び外国株券等の国内 公募の引受等について遵守すべき事項を定 め、もって投資者保護に資することを目的と する。

(目 的)

第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協 会員との間で行う外国証券の取引(国内の取 引所有価証券市場に上場されている外国証券 の当該取引所有価証券市場における取引を除 く。) に関する売買の執行、売買代金の決済、 証券の保管等及び協会員が行う外国株券等の 我が国における募集の引受け若しくは既発行 外国株券等の我が国における売出し又は募集 の取扱い若しくは売出しの取扱い(以下「国 <u>内公募の引受等」という。)</u>について遵守すべ き事項を定め、もって投資者保護に資するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において次の各号に掲げる用 語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 外国証券 金商法第2条第1項各号に掲 げる有価証券又は同条第2項に定める有価 証券とみなされるもの(同項各号に掲げる ものを除く。)のうち我が国以外で保管(当 該有価証券の発行に係る準拠法において、 <u>当該有価証券に表示されるべき権利につい</u> て券面を発行しない取扱いが認められ、か つ、券面が発行されていない場合における 当該有価証券に表示されるべき権利である 場合には、その口座に記載又は記録される 数量の管理を含む。以下同じ。) されるもの をいう。
 - 2 外国債券 外国証券のうち、次に掲げる ものをいう。
 - イ 金商法第2条第1項第1号から第5号 に規定する有価証券又は同項第17号に規 定する外国若しくは外国の者の発行する 証券若しくは証書のうち当該有価証券の 性質を有するもの
 - 口 金商法第2条第1項第11号に規定する 投資法人債券又は特定有価証券の内容等 の開示に関する内閣府令第11条第1項に 規定する外国投資法人債券
 - 3 外国株券 外国証券のうち、金商法第2 条第1項第9号に規定する株券又は同項第

(定義)

- 第2条 この規則において次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 外国株券、外国新株予約権 外国証券 証券、外国債券、外国投資信託受益証券、 外国投資証券、外国貸付債権信託受益証券、 海外CD、海外CP、外国優先出資証券、 外国カバードワラント、外国預託証券、外 国組合契約出資持分及び外国合同会社社員 権をいう。

(新 設)

(新 設)

17号に規定する外国の者の発行する証券若 しくは証書のうち株券の性質を有するもの をいう。

- 4 外国新株予約権証券 外国証券のうち、 金商法第2条第1項第9号に規定する新株 予約権証券又は同項第17号に規定する外国 の者の発行する証券若しくは証書のうち新 株予約権証券の性質を有するものをいう。
- <u>5</u> 外国投資信託受益証券 <u>外国証券のう</u> <u>5、金商法第2条第1項第10号に規定する</u> 外国投資信託の受益証券をいう。
- 6 外国不動産投資信託受益証券 外国投資 信託受益証券のうち、資産を主として不動 産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、 土地の賃借権、地上権を信託する信託の受 益権等に対する投資として運用することを 目的とする受益証券をいう。
- 7 外国投資証券 <u>外国証券のうち、金商法</u> 第2条第1項第11号に規定する外国投資証 券で投資証券に類するものをいう。
- 8 外国ETF 外国投資信託受益証券及び 外国投資証券のうち、投資信託及び投資法 人に関する法律施行規則第94条及び第259 条に規定するものをいう。
- 9 外国貸付債権信託受益証券 <u>外国証券の</u> <u>うち、金商法第2条第1項第18号</u>に規定す る有価証券をいう。
- 10 海外 C D <u>外国証券のうち、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)</u> 第1条第1号に規定する有価証券をいう。
- 11 海外 C P 外国証券のうち、金商法第 2 条第 1 項第15号に規定する有価証券又は同 項第17号に規定する外国の者の発行する証 券若しくは証書のうち当該有価証券の性質 を有するものをいう。
- 12 外国カバードワラント <u>外国証券のうち、金商法第2条第1項第19号に規定する</u>有価証券をいう。
- 13 外国預託証券 <u>外国証券のうち、金商法</u> 第2条第1項第20号に規定する有価証券 いう。
- 14 外国優先出資証券 <u>外国証券のうち、金商法第2条第1項第8号に</u>規定する有価証券<u>又は同項第17号に規定する外国の者の発行する証券若しくは証書</u>のうち<u>当該有価証</u>券の性質を有するものをいう。
- 15 <u>外国国債等</u> <u>外国証券のうち、外国債等</u> <u>の発行者の内容等の開示に関する内閣府令</u>

旧

(新設)

- <u>2</u> 外国投資信託受益証券 <u>証券取引法第</u> <u>2条第1項第7号に掲げる</u>外国投資信託の 受益証券をいう。
- 3 外国不動産投資信託受益証券 外国投資信託受益証券のうち、資産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、土地の賃借権、地上権を信託する信託の受益権(証券取引法上の有価証券を除く。)等に対する投資として運用することを目的とする受益証券をいう。
- 4 外国投資証券 <u>証券取引法第2条第1</u> <u>項第7号の2に掲げる</u>外国投資証券で投資 証券に類するものをいう。

(新設)

- 5 外国貸付債権信託受益証券 特定有価 証券の内容等の開示に関する内閣府令(平 成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規 定する有価証券をいう。
- <u>6</u> 海外 C D <u>証券取引法施行令(昭和40</u> <u>年政令第321号)第1条</u>に規定する有価証券 をいう。
- 7 海外 C P 証券取引法第 2 条第 1 項第 9号に掲げる有価証券で同項第 8 号に規定 する有価証券の性質を有するもののうち、 本邦以外の地域で発行されたものをいう。
- 8 外国カバードワラント 証券取引法第 2条第1項第10号の2に規定する有価証券 のうち、本邦以外の地域で発行されたもの をいう。
- 9 外国預託証券 <u>証券取引法第2条第1</u> 項第10号の3に規定する有価証券のうち、 本邦以外の地域で発行されたものをいう。
- 10 外国優先出資証券 <u>証券取引法第2条</u> 第1項第9号に規定する有価証券のうち、 同項第5号の3に規定する有価証券の性質 を有するもので、本邦以外の地域で発行されたものをいう。

(新設)

第 1 条第 1 号イに規定されているものをい

- 16 外国株券等 外国株券、外国ETF、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券、外国優先出資証券及び外国預託証券(株券並びに外国の者の発行する証券及び証書のうち株券の性質を有するもの(当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)に係る権利を表示するものに限る。)をいう。
- 17 外国投資信託証券 オープン・エンド型 の外国投資信託受益証券(外国ETFを除 く。)及びオープン・エンド型の外国投資証券(外国ETFを除く。)をいう。

(削る)

(削る)

- 18 外国取引 外国証券(外国投資信託証券を除く。)の売買注文を外国の金融商品市場 (店頭市場を含む。以下同じ。)への媒介、 取次ぎ又は代理の方法により執行する取引 並びに外国株券等、外国新株予約権証券及 び外国債券の公開買付けに対する売付けを 取り次ぐ取引をいう。
- 19 国内店頭取引 外国証券(外国投資信託 証券を除く。)の国内における店頭取引をい
- 20 国内公募の引受等 協会員が行う外国株 券等の引受け(募集に際して行うものに限 る。) 売出し又は募集若しくは売出しの取 扱いをいう。
- 21 適格機関投資家 金商法第2条第3項第 1号に規定する者(協会員を除く。)をいう。
- 22 特定投資家 金商法第2条第31項に規定 する特定投資家(協会員及び同法第34条の 2第5項の規定により特定投資家以外の顧 客とみなされる者を除き、同法第34条の3 第4項(同法第34条の4第4項において準 用する場合を含む。)の規定により特定投資 家とみなされる者を含む。)をいう。

旧

11 外国株券等 外国株券、クローズド・ エンド型の外国投資証券、外国優先出資証 券、外国株券に係る権利を表示する外国預 託証券及び外国合同会社社員権をいう。

- 12 外国投資信託証券 外国投資信託受益 証券及びオープン・エンド型の外国投資証 券をいう。
- 13 外国組合契約出資持分 特定有価証券 の内容等の開示に関する内閣府令(平成5 年大蔵省令第22号)第1条第5号の2口に 規定する権利をいう。
- 14 外国合同会社社員権 証券取引法第2 条第2項の規定により有価証券とみなされ る同項第6号及び第7号に掲げる権利のう ち、本邦以外の地域で保管されるものをい う。
- 15 外国取引 外国証券(外国投資信託証券を除く。)の売買注文を外国の<u>有価証券市場</u>(店頭市場を含む。以下同じ。)への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引並びに外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引をいう。
- 16 国内店頭取引 外国証券 (外国投資信 託証券を除く。)の国内における店頭取引を いう。

(新設)

17 機関投資家 証券取引法第2条に規定 する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵 省令第14号)第4条に掲げる者(協会員を 除く。)をいう。

(新設)

新 旧

2 前項第2号から第15号までに掲げる外国証券に表示されるべき権利は、これについて当該外国証券が発行されていない場合においても、これを当該外国証券とみなす。

(契約の締結)

- 第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合(募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いによる場合を含む。)には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。
- 2 協会員は、前項の規定により顧客<u>(私募の</u> 取扱いにより外国証券を取得させる場合にあっては、特定投資家を除く。)と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款(以下「約款」という。)を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受け<u>なければならな</u>い。
- 3 前項の約款には、次の各号に掲げる事項を 定めなければならない。ただし、協会員の業 務内容等(取り扱う外国証券の範囲、顧客の 属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法 などをいう。以下同じ。)に鑑み、あらかじめ 顧客との間で契約を締結する必要のないこと が明確な事項についてはこの限りでない。
 - 1 外国証券の口座処理に関する事項
 - 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に 関する事項
 - 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項
 - 4 約定日及び受渡日に関する事項
 - 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱い に関する事項
 - 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項
 - 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項
 - 8 諸通知に関する事項
 - 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する 事項
 - 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項
 - 11 外貨の受払い等に関する事項
 - 12 金銭の授受に関する事項
 - 13 取引残高報告書の交付に関する事項
 - 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更 手続きに関する事項

(新設)

(契約の締結)

- 第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外 国証券の取引の注文を受ける場合には、当該 顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関す る契約を締結しなければならない。
- 2 協会員は、前項の規定により顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、外国証券取引口座に関する約款(以下「約款」という。)を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。
- 3 前項の約款には、次の各号に掲げる事項を 定めなければならない。ただし、協会員の業 務内容等(取り扱う外国証券の範囲、顧客の 属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法 などをいう。以下同じ。)に鑑み、あらかじめ 顧客との間で契約を締結する必要のないこと が明確な事項についてはこの限りでない。
 - 1 外国証券の口座処理に関する事項
 - 2 売買注文の執行地及び執行方法の指示に 関する事項
 - 3 注文の受託、執行及び処理に関する事項
 - 4 約定日及び受渡日に関する事項
 - 5 外国証券の保管、名義及び返還の取扱い に関する事項
 - 6 顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項
 - 7 外国証券に関する権利の処理に関する事項
 - 8 諸通知に関する事項
 - 9 発行者からの諸通知等の取扱いに関する 事項
 - 10 取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項
 - 11 外貨の受払い等に関する事項
 - 12 金銭の授受に関する事項
 - 13 取引残高報告書の交付に関する事項
 - 14 協会員への届出事項及び届出事項の変更 手続きに関する事項

- 15 通知の効力に関する事項
- 16 口座管理料に関する事項
- 17 契約の解除に関する事項
- 18 免責事項
- 19 合意管轄に関する事項
- 20 約款の変更手続きに関する事項
- 4 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。
 - 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)とすること。
 - 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約 定日から起算して4営業日目とすること。
 - 3 協会員が顧客から保管の委託を<u>受けた</u>外 国証券<u>の保管</u>については、<u>協会員の指定する保管機関に委任され、適用される準拠法</u> 及び慣行の下で行われること。
 - 4 前号に規定する保管については、協会員 の名義で行われること。
 - 5 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国投資信託証券が第21条又は第22条に定 める選別基準に適合しなくなった場合にお いても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又 は解約の取次ぎの注文に応じること。
 - 6 協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会員が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。
 - 7 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券に新株予約権が付与された場合に は、原則として売却処分のうえ、当該処分 代金を当該顧客に支払うこと。
 - 8 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券に係る株主総会、債権者集会、受 益権者集会又は所有者集会等における議決 権の行使又は異議申立てについては、当該 顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客 が指示をしない場合には、議決権の行使又 は異議の申立てを行わないこと。
 - 9 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券について、当該顧客に対し、次に 掲げる通知を行うこと。
 - イ <u>募集株式の発行</u>、株式分割又は併合等 株主又は受益者及び所有者の地位に重大 な変化を及ぼす事実の通知

旧

- 5 通知の効力に関する事項
- 16 口座管理料に関する事項
- 17 契約の解除に関する事項
- 18 免責事項
- 19 合意管轄に関する事項
- 20 約款の変更手続きに関する事項
- 4 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。
 - 1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)とすること。
 - 2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約 定日から起算して4営業日目とすること。
 - 3 協会員が顧客から保管の委託を<u>受ける</u>外 国証券については、<u>当該協会員名義で外国</u> にある保管機関に寄託され、当該国の諸法 令及び慣行に従って保管されること。

(新設)

- 4 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国投資信託証券が<u>第26条</u>又は<u>第27条</u>に定 める選別基準に適合しなくなった場合にお いても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又 は解約の取次ぎの注文に応じること。
- 5 協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会員が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。
- 6 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券に新株予約権が付与された場合に は、原則として売却処分のうえ、当該処分 代金を当該顧客に支払うこと。
- 7 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券に係る株主総会、債権者集会、受 益権者集会又は所有者集会等における議決 権の行使又は異議申立てについては、当該 顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客 が指示をしない場合には、議決権の行使又 は異議の申立てを行わないこと。
- 8 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券について、当該顧客に対し、次に 掲げる通知を行うこと。
 - イ <u>増資</u>、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

ロ 配当金、利子、収益分配金及び償還金 などの通知

- ハ 合併その他重要な株主総会議案に関す る通知
- 10 協会員又は外国投資信託証券の発行者 は、当該協会員が顧客から保管の委託を受 けた外国投資信託証券に係る決算報告書そ の他の書類(法令等により顧客への送付が 不要とされるものを除く。)を、当該顧客に 送付すること。
- 11 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券の発行者から交付された通知書及 び資料等を、当該協会員に到達した日から 3年間(海外CD及び海外CPについては 1年間)保管し、閲覧に供すること。
- 12 協会員は、前号に規定する通知書及び資料等について、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。
- 13 協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨(協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。
- 14 会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第6号及び第7号の支払いについては、当該会員がその全額の受領を確認した日とすること。
- 5 前項第10号又は第12号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。
- 6 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知しなければならない。
- 7 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けなければならない。

(約款等による処理)

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う 外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及 び当該外国証券の保管等については、約款又 旧

- ロ 配当金、利子、収益分配金及び償還金 などの通知
- ハ 合併その他重要な株主総会議案に関す る通知
- 9 協会員又は外国投資信託証券の発行者 は、当該協会員が顧客から保管の委託を受 けた外国投資信託証券に係る決算報告書そ の他の書類(法令等により顧客への送付が 不要とされるものを除く。)を、当該顧客に 送付すること。
- 10 協会員は、顧客から保管の委託を受けた 外国証券の発行者から交付された通知書及 び資料等を、当該協会員に到達した日から 3年間(海外CD及び海外CPについては 1年間)保管し、閲覧に供すること。<u>ただ</u> し、当該顧客から請求を受けた場合には、 当該通知書及び資料等を交付すること。
- 11 協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨(協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。
- 12 会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第5号及び第6号の支払いについては、当該会員がその全額の受領を確認した日とすること。
- 5 前項第9号又は第10号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。
- 6 協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知<u>するもの</u>とする。
- 7 協会員は、顧客からの外国証券の公開買付けに対する売付けを取り次ぐ場合には、当該顧客から、外国証券の公開買付けに対する売付約諾書の提出を受けるものとする。

(約款等による処理)

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う 外国証券の売買等の執行、売買代金の決済及 び当該外国証券の保管等については、約款又

は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書 に定めるところにより処理しなければならな い。

(遵守事項)

第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

(資料の提供等)

- 第6条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、当該顧客の閲覧に供しなければならない。
- 2 協会員は、当該外国証券の発行者が公表し た顧客の投資判断に資するその他の重要な 資料を顧客の閲覧に供するよう努めなけれ ばならない。
- **3** 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について当該顧客より請求を受けた場合には、発行者から交付された第1項の通知書及び資料等を交付しなければならない。
- 4 協会員は、外国証券 (金商法に基づく開示が行われているものを除く。)の取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、当該外国証券については金商法に基づく企業内容の開示は行われていない旨を説明しなければならない。

第2章 既に発行された外国証券の勧誘等

第1節 総則

(対象証券)

- 第7条 既に発行された外国株券等、外国新株 予約権証券及び外国債券について、協会員が 顧客 (適格機関投資家及び第12条第 3 項に定 める事業会社等を除く。)に対し勧誘を行うことができるものは、次の各号に掲げる証券と する。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。
 - 1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資者保護上問題ないと判断する外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場(以下「適格外国金融商品市場」という。)において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券、適格外

旧

は外国証券の公開買付けに対する売付約諾書 に定めるところにより処理しなければならな い。

(遵守事項)

第5条 協会員は、顧客に対する外国証券の投資勧誘に際し、顧客の意向、投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

(資料の提供等)

- 第12条 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を当該顧客の閲覧に供しなければならない。また、協会員は、当該外国証券の発行者が公表した顧客の投資判断に資するその他の重要な資料を顧客の閲覧に供するよう努めなければならない。
- 2 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外 国証券について当該顧客より請求を受けた場 合には、発行者から交付された<u>前項</u>の通知書 及び資料等を交付しなければならない。
- 3 協会員は、外国証券(<u>我が国の証券取引法</u>に基づく開示が行われているものを除く。)の 取引の注文を受ける場合には、顧客に対し、 当該外国証券については<u>我が国の証券取引法</u> に基づく企業内容の開示は行われていない旨 を説明するものとする。

第2章 外国取引

(対象証券)

- 第13条 外国株券等、外国新株予約権証券及び 外国債券について、協会員が顧客(機関投資 家及び第9条第3項に定める事業会社等 を除 く。第15条において同じ。)に対し勧誘を行う ことができるものは、次の各号に掲げる証券 とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡 決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、 この限りでない。
 - 1 協会員が次項に定める要件を満たしており投資家保護上問題ないと判断する外国の 証券取引所又は外国の店頭市場(以下「適格外国有価証券市場」という。)において取 引が行われている外国株券等、外国新株予 約権証券及び外国債券、当該証券取引所又

国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの

- 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券で気配相場のあるもの
- 3 <u>金商法</u>による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券(<u>平成18年3月27</u>日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものに限る)
- 4 国内の<u>取引所金融商品市場</u>において取引 が行われている外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券
- 5 国内の<u>取引所金融商品市場</u>に発行証券を 上場している発行者が発行した外国新株予 約権証券及び外国債券で気配相場のあるも の
- 2 前項の<u>適格外国金融商品市場</u>の要件とは、 次の各号に掲げる事項をいう。
 - 1 当該外国の<u>取引所金融商品市場</u>又は当該 外国の店頭市場において取引が行われてい る証券(以下、本項において「取引証券」 という。)の取引価格が入手可能であるこ と。
 - 2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の 投資情報が入手可能であること。
 - 3 当該外国の<u>取引所金融商品市場</u>又は当該 外国の店頭市場を監督する監督官庁又はそ れに準ずる機関が存在していること。
 - 4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
 - 5 取引証券の保管業務を行う機関があること。

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

- 第8条 協会員は、顧客に対し既に発行された 外国証券について<u>勧誘</u>を行わずに売付け又は 売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場 合には、次の各号に掲げる事例に該当する場 合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づ くものである旨の記録を作成のうえ、整理<u>及</u> び保存する等適切な管理を行わなければなら ない。
 - 1 従業員持株会制度を通じての継続的取得
 - 2 合併等に伴う株券の交換
 - 3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株

旧

は当該店頭市場における取引が予定されている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの並びにこれらの証券の発行者が発行した外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。

- 2 外国国債等及び我が国が加盟している国際機関が発行する債券で気配相場のあるもの。
- 3 <u>我が国証券取引</u>法による開示が行われている外国債券及び外国優先出資証券(<u>平成</u>10年11月27日付け金融監督庁・大蔵省告示 第16号に規定するもの及びこれに類するものに限る)。
- 4 国内の<u>取引所有価証券市場</u>において取引 が行われている外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券。
- 5 国内の<u>取引所有価証券市場</u>に発行証券を 上場している発行者が発行した外国新株予 約権証券及び外国債券で気配相場のあるも の。
- 2 前項の外国の<u>証券取引所又は外国の店頭市</u> 場の要件とは、次の各号に掲げる事項をいう。
 - 1 当該外国の<u>証券取引所</u>又は当該外国の店 頭市場において取引が行われている証券 (以下、本項において「取引証券」という。) の取引価格が入手可能であること。
 - 2 取引証券の発行者に関する財務諸表等の 投資情報が入手可能であること。
 - 3 当該外国の<u>証券取引所</u>又は当該外国の店 頭市場を監督する監督官庁又はそれに準ず る機関が存在していること。
 - 4 取引証券の購入代金、売却代金、果実等 について送受金が可能であること。
 - 5 取引証券の保管業務を行う機関があること。

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

- 第6条 協会員は、顧客に対し外国証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘」という。)を行わずに外国証券の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には、次の各号に掲げる事例に該当する場合を除き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。
 - 1 従業員持株会制度を通じての継続的取得
 - 2 合併等に伴う株券の交換
 - 3 企業分割に伴い割り当てられる新会社株

式の取得

- 4 現金配当・株式配当の選択権がある場合 の株式配当の選択による株式の取得
- 5 顧客の買付けに係る外国証券が、金商法 による開示が行われている場合
- 6 協会員における売付けの総額が1億円未 満の場合
- 7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若 しくは金融商品仲介業者を経由する場合又 は当該注文が他の協会員若しくは金融商品 仲介業者の勧誘に基づくものである場合

(社内規則等)

第9条 協会員は、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の外国取引及び国内店頭 取引の透明性、公正性を確保するため、取次 手数料及び国内店頭取引の適正な約定管理等 に関し社内規則において定めるとともに、社 内検査及び監査を含めた社内管理体制の整備 並びにその適切な運営に努めなければならな い。

第2節 外国で既に発行された 外国証券の少人数向け勧誘

(外国証券の少人数向け勧誘により<u>売り付け (条件付勧誘により売り付ける場合の取扱い)</u> る場合の取扱い)

- 第10条 協会員は、顧客に対し、第12条第1項 各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当 しない勧誘(以下「外国証券の少人数向け勧 <u>誘」という。)</u>を行い、当該協会員又は委託協 会員(当該協会員に当該勧誘を委託する協会 員をいう。以下同じ。)が売り付ける場合には、 あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非 居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1 項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡 するものを除き一括して他の一の者に譲渡す る場合以外にその譲渡を行わないことを約す る旨の条件(以下「転売制限」という。)が付 されていることを明らかにした書面(以下「転 売制限等告知書」という。)を交付しなければ ならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合には、協会員は、転売制限等告知書を 交付することを要しない。
 - 1 外国証券の少人数向け勧誘の対象が金商 <u>法</u>による開示が行われている外国証券であ る場合
 - 2 売付けの総額が1億円未満の場合
- 3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付 3 協会員は、顧客が転売制限等告知書の交付

旧

式の取得

- 4 現金配当・株式配当の選択権がある場合 の株式配当の選択による株式の取得
- 5 顧客の買付けに係る外国証券が、我が国 の証券取引法による開示が行われている場 合
- 6 協会員における売付けの総額が1億円未 満の場合
- 7 顧客の買付けに係る注文が他の協会員若 しくは証券仲介業者を経由する場合又は当 該注文が他の協会員若しくは証券仲介業者 の勧誘に基づくものである場合

(社内規則)

第14条 協会員は、外国株券、外国新株予約権 証券及び外国債券の外国取引の透明性、公正 性を確保するため、取次手数料に関し社内規 則において定めるものとする。

> (新 設)

- 第7条 協会員は、顧客に対し、第9条第1項 各号に掲げる外国証券につき、売出しに該当 しない勧誘を行い、当該協会員又は委託協会 員(当該協会員に当該勧誘を委託する協会員 をいう。以下同じ。)が売り付ける場合には、 あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、非 居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1 項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡 するものを除き一括して他の一の者に譲渡す る場合以外にその譲渡を行わないことを約す る旨の条件(以下「転売制限」という。)が付 されていることを明らかにした書面(以下「転 売制限等告知書」という。)を交付しなければ ならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合には、協会員は、転売制限等告知書を 交付することを要しない。
 - 当該勧誘の対象が我が国の証券取引法に よる開示が行われている外国証券である場
 - 2 売付けの総額が1億円未満の場合

を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理及び保存する等適切な管理を行わなければならない。

(例外的取扱い)

- 第11条 協会員は、顧客(適格機関投資家を除く。)に対し次条第1項各号に掲げる<u>外国証券の少人数向け勧誘を行う</u>場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、当該協会員び当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。
- 2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。) 又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとする。
- 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を適格機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該適格機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該適格機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。
- 4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。

(外国証券内容説明書の取扱い)

第12条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。

旧

を受けて取得した外国証券の一部を当該顧客から買い付ける場合において、当該顧客からの売却に係る証券の全量を遅滞なく非居住者へ売却する旨の指図が行われたときは、転売制限等告知書に付された条件にかかわらず買い付けることができる。この場合において、協会員は、当該外国証券を遅滞なく非居住者へ売却するとともに、当該指図に係る記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。

(例外的取扱い)

- 第8条 協会員は、顧客(機関投資家を除く。) に対し次条第1項各号に掲げる<u>外国証券の勧誘を行い、当該勧誘が売出しに該当しない</u>場合において、当該顧客に対し勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(<u>第11条に定める事項を記載したものに限る。</u>以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、当該協会員又は委託協会員が当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しない。
- 2 前項に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、取引に係る<u>取引報告書又は</u>取引残高報告書(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)とともに交付することができるものとする。
- 3 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を機関投資家を相手方として勧誘する場合において、協会員又は非居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わないことを約する旨の条件が付されていることを明らかにしているとき又は当該協会員若しくは委託協会員が当該機関投資家の買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該機関投資家に対し転売制限等告知書を交付することを要しない。
- 4 協会員は、次条第1項各号に掲げる外国証券を他の協会員を相手方として勧誘する場合は、当該他の協会員に対し転売制限等告知書又は外国証券内容説明書を交付することを要しない。

(外国証券内容説明書の取扱い)

第9条 協会員が、外国証券内容説明書を交付することにより勧誘を行うことのできる外国証券は、次に掲げる証券に限るものとする。

- 1 当該外国証券が外国の<u>取引所金融商品市</u> 場に上場されているもの
- 2 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国の取引所金融商品市場に上場されているもの
- 3 当該外国証券が、外国において組織された店頭市場における当該証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの
- 4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの
- 5 第1号から第4号までに掲げる外国証券 のほか、当該外国証券の発行された国の法 令に基づき、当該外国証券の発行者に関す る企業内容等に関する書類に準じた書類が 開示されているもの
- 6 外国国債等
- 2 協会員が顧客に対し外国証券の<u>少人数向け 勧誘</u>を行う場合における外国証券内容説明書 の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外国証 券の区分に従い、当該各号に定めるところに よる。
 - 1 外国株券等及び外国新株予約権証券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、 当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める 事業会社等である場合には、当該事業会社 等の同意を得て外国証券内容説明書の交付 を省略することができる。
 - 2 外国国債等 次に掲げる区分に定める ところによる。
 - イ OECD加盟国の外国国債等及びOE CD加盟国において設立されている<u>取引</u> <u>所金融商品市場</u>に上場されている外国国 債等 外国証券内容説明書を交付する ことを要しない。
 - ロ OECD加盟国において設立されている 取引所金融商品市場に上場されている 外国国債等の発行者が発行する外国国債 等(イに該当するものを除く。) 外国 証券内容説明書を交付することを要しな い。この場合、信用ある格付機関による 当該証券に係る格付情報の提供を<u>行わな</u> ければならない。
 - ハ イ及び口以外の外国国債等 当該顧客から交付請求があった場合には、外国証券内容説明書を交付<u>しなければならない。ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関に</u>

旧

- 1 当該外国証券が外国の<u>証券取引所</u>に上場 されているもの
- 2 当該外国証券の発行者が既に発行した他 の外国証券が外国の<u>証券取引所</u>に上場され ているもの
- 3 当該外国証券が、外国において組織され た店頭市場における当該証券の売り気配又 は買い気配が継続して入手できるもの
- 4 当該外国証券の発行者が既に発行した他の外国証券が外国において組織された店頭市場における当該他の外国証券の売り気配又は買い気配が継続して入手できるもの
- 5 第1号から第4号までに掲げる外国証券 のほか、当該外国証券の発行された国の法 令に基づき、当該外国証券の発行者に関す る企業内容等に関する書類に準じた書類が 開示されているもの
- 6 外国国債、地方債及び特別の法律により 法人の発行する債券(以下「外国国債等」 という。)
- 2 協会員が顧客に対し外国証券の<u>勧誘</u>を行う 場合における<u>前条に規定する</u>外国証券内容説 明書の交付の取扱いは、次の各号に掲げる外 国証券の区分に従い、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - 1 外国株券等及び外国新株予約権証券 外国証券内容説明書を交付する。ただし、 当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める 事業会社等である場合には、当該事業会社 等の同意を得て外国証券内容説明書の交付 を省略することができる。
 - 2 外国国債等 次に掲げる区分に定める ところによる。
 - イ OECD加盟国の外国国債等及びOE CD加盟国において設立されている<u>証券</u> 取引所に上場されている外国国債等 外国証券内容説明書を交付することを要 しない。
 - ロ OECD加盟国において設立されている<u>証券取引所</u>に上場されている外国国債等の発行者が発行する外国国債等(イに該当するものを除く。) 外国証券内容説明書を交付することを要しない。<u>ただし、</u>信用ある格付機関による当該証券に係る格付情報の提供を<u>行うものとする</u>。
 - ハ イ及び口以外の外国国債等 当該顧客から交付請求があった場合には、外国証券内容説明書を交付するものとする。 ただし、外国証券内容説明書の交付を省略するときは、信用ある格付機関による

よる当該証券に係る格付情報の提供を行わなければならない。

- 3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。
- 4 前2号以外の外国債券 外国証券内容 説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対 象となる顧客が次項に定める事業会社等で ある場合には、当該事業会社等の同意を得 て外国証券内容説明書の交付を省略するこ とができる。この場合において、信用ある 格付機関による当該勧誘に係る外国債券の 格付情報の提供を行うものとし、非定型的 なものにあっては仕組みを説明した文書を 交付しなければならない。
- 5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD、海外CP、外国預託証券(外国株券等に該当するものを除く。)及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。
- 6 <u>金商法</u>による開示が行われている外国証券 外国証券内容説明書の交付を要しない。
- 3 前項の事業会社等とは、次の各号に定める もの(<u>適格機関投資家</u>に該当するものを除 く。)をいう。
 - 1 事業会社
 - イ 上場会社又はこれに準ずる会社
 - ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの
 - 2 その他
 - イ 国、地方公共団体
 - ロ <u>金商法第2条第1項第3号</u>の債券発行 団体
 - 八 官公庁共済組合
 - 二 経済的、社会的に信用のある法人(学 校法人、宗教法人等)

(告知書の交付)

第13条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、前条第1項各号に掲げる外国証券以外の<u>外国証券の少人数向け勧誘</u>を行い、当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合には、第10条第2項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を当該顧客又は他の協会員に交付しなければならない。

(外国証券内容説明書の記載事項)

第14条 外国証券内容説明書に記載する事項 は、別表に定めるところによる。

旧

当該証券に係る格付情報の提供を<u>行うも</u> のとする。

- 3 国際機関債 我が国が加盟している国際機関の発行する債券については、外国証券内容説明書を交付することを要しない。
- 4 前2号以外の外国債券 外国証券内容 説明書を交付する。ただし、当該勧誘の対象となる顧客が次項に定める事業会社等で ある場合には、当該事業会社等の同意を得て外国証券内容説明書の交付を省略することができる。この場合において、信用ある格付機関による当該勧誘に係る外国債券の格付情報の提供を行うものとし、非定型的なものにあっては仕組みを説明した文書を交付しなければならない。
- 5 外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外 C D、海外 C P、外国預託証券(外国株券等に該当するものを除く。)及び外国カバードワラント 外国証券内容説明書を交付する。
- 6 <u>我が国証券取引法</u>による開示が行われて いる外国証券 外国証券内容説明書の交 付を要しない。
- **3** 前項の事業会社等とは、次の各号に定める もの(機関投資家に該当するものを除く。)を いう。
 - 1 事業会社
 - イ 上場会社又はこれに準ずる会社
 - ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの
 - 2 その他
 - イ 国、地方公共団体
 - ロ <u>証券取引法第2条第1項第3号</u>の債券 発行団体
 - 八 官公庁共済組合
 - 二 経済的、社会的に信用のある法人(学 校法人、宗教法人等)

(告知書の交付)

第10条 協会員は、顧客又は他の協会員に対し、 前条第1項各号に掲げる外国証券以外の<u>外国</u> 証券につき、売出しに該当しない勧誘を行い、 当該協会員又は委託協会員が売り付ける場合 には、第7条第2項各号に掲げる場合を除き、 あらかじめ又は同時に、転売制限等告知書を 当該顧客又は他の協会員に交付しなければな らない。

(外国証券内容説明書の記載事項)

第11条 第8条第1項に規定する外国証券内容 説明書に記載する事項は、別表に定めるとこ 新 旧

第3節 国内店頭取引

(削る)

(削る)

(決 済)

第15条 国内店頭取引についての証券の決済 は、口座の振替によって行うものとする。

(取引公正性の確保)

- 第16条 協会員は、顧客との間で外国株券等、 外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取 引所金融商品市場に上場されているものを除 く。以下次条及び第19条において同じ。)の国 内店頭取引を行うに当たっては、合理的な方 法で算出された時価(以下「社内時価」とい う。)を基準として適正な価格により取引を行 い、その取引の公正性を確保しなければなら ない。
- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、 又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄 については、合理的かつ適正な価格により社 内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について 顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面 の方法により、その概要について<u>説明しなけ</u> ればならない。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

- 第17条 協会員は、外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額1,000万円未満の取引を行う顧客(適格機関投資家及び第12条第3項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。)との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。
 - 1 価格情報の提示 協会員は、小口投資

ろによる。

第3章 国内店頭取引

(対象証券)

第15条 外国株券等、外国新株予約権証券及び 外国債券について、協会員が顧客に対し勧誘 を行うことができるものは、第13条に定める 外国証券とする。

(国内店頭取引の制限)

第16条 協会員は、顧客が希望し、かつ、当該 協会員がこれに応じ得る場合に限り、顧客と の間で国内店頭取引を行うものとする。

(決 済)

第17条 国内店頭取引についての証券の決済 は、口座の振替によって行うものとする。

(取引公正性の確保)

- 第18条 協会員は、顧客との間で外国株券等、 外国新株予約権証券及び外国債券(国内の取 引所有価証券市場に上場されているものを除 く。以下第19条及び第21条において同じ。)の 国内店頭取引を行うに当たっては、合理的な 方法で算出された時価(以下「社内時価」と いう。)を基準として適正な価格により取引を 行い、その取引の公正性を確保しなければな らない。
- 2 前項に定める社内時価は、入手方法及び算 定方法の継続性を考慮しなければならない。
- 3 協会員は、社内時価の入手が困難であり、 又は、継続的な算定を行っていなかった銘柄 については、合理的かつ適正な価格により社 内時価を算定するものとする。
- 4 協会員は、取引価格の算定方法等について 顧客の求めがあった場合には、口頭又は書面 の方法により、その概要について<u>説明するも</u> のとする。

(小口投資家との取引の公正性の確保)

- 第19条 協会員は、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額 1,000万円未満の取引を行う顧客(機関投資家 及び第9条第3項に定める事業会社等を除 く。以下「小口投資家」という。)との国内店 頭取引に当たっては、前条に定めるもののほ か、次の各号に規定するものについて十分留 意し、より一層取引の公正性に配慮するもの とする。
 - 1 価格情報の提示 協会員は、小口投資

家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国の金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示しなければならない。

2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員 は、小口投資家に対し、外国株券等、外国 新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取 引の知識についてのリーフレット等を店頭 に備え置く等の方法により、外国株券等、 外国新株予約権証券及び外国債券の国内店 頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるもの とする。

(異常な取引)

- 第18条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、次に掲げる取引その他当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」という。)を行ってはならない。
 - 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。
 - 2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。
 - 3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却 し、又は顧客から買い付ける際に、その顧 客が確実な利益を得ることが、その第三者 に売却し、又は買い付けることによって可 能となるよう、あらかじめ約束して行う取 引
- 2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならな

旧

家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の<u>証券取引所</u>における直近の終値又は外国の<u>有価証券市場</u>における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示するものとする。

2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員 は、小口投資家に対し、外国株券等、外国 新株予約権証券及び外国債券の国内店頭取 引の知識についてのリーフレット等を店頭 に備え置く等の方法により、外国株券等、 外国新株予約権証券及び外国債券の国内店 頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるもの とする。

(異常な取引)

- 第20条 協会員は、顧客又は他の協会員との間において行う外国債券の国内店頭取引について、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的を持って、当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」という。)を行ってはならない。例えば、次のような取引は、異常な取引に当たる。
 - 1 同一銘柄の外国債券の国内店頭取引において、顧客の損失を補てんし、又は利益に追加する目的をもって、当該顧客又は第三者に有利となり、協会員に不利となる価格での売付けと買付けを同時に行う取引。ただし、受渡日の差に基づく適正な金利相当部分に対応する価格差及び本券、登録債券等の受渡条件の差に対応する価格差を除く。
 - 2 顧客に外国債券を売却又は顧客から買い付ける際に、当該顧客に有利となるように買い戻し、若しくは売却すること、又は約定を取り消すことをあらかじめ約束して行う取引。ただし、現先取引を除く。
 - 3 第三者と共謀し、顧客に外国債券を売却し、又は顧客から買い付ける際に、その顧客が確実な利益を得ることが、その第三者に売却し、又は買い付けることによって可能となるよう、あらかじめ約束して行う取引。
- 2 協会員は、顧客との間で短期間の売買を行い、かつ、当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等につき一層厳格な社内管理を行うよう努めなければならな

IΒ

ll.

- 3 前項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ2営業日以内となっているものをいう。
- <u>4</u> 第2項において、「相当の利益」とは、額面 金額につき1%以上の利益が顧客に発生して いるものをいう。

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、 保存)

- 第19条 協会員が、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の国内店頭取引を行った ときは、約定時刻等を記載した当該注文に係 る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存 する等適切な管理を行わなければならない。
- 2 協会員は、社内時価を毎日、整理<u>及び</u>保存 しなければならない。ただし、当該社内時価 を一定のルールにおいて算出している場合に は、その根拠を整理<u>及び</u>保存することで足り るものとする。
- 3 協会員は、第16条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第3章 外国投資信託証券の販売等

(対象証券)

第20条 協会員が顧客(<u>適格機関投資家</u>を除 く。)に対し勧誘を行うことができる外国投資 い。本項において、「短期間」とは、売付けと 買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、 それぞれ2営業日以内となっているもの、ま た、「相当の利益」とは、額面金額につき1% 以上の利益が顧客に発生しているものをい う。

(取引記録の作成、保存及び社内時価の整理、 保存)

- 第21条 協会員が、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の国内店頭取引を行った ときは、約定時刻等を記載した当該注文に係 る伝票等を速やかに作成のうえ、整理、保存 する等適切な管理を行わなければならない。
- 2 協会員は、<u>第18条に規定する</u>社内時価を毎日、整理、保存しなければならない。ただし、 当該社内時価を一定のルールにおいて算出し ている場合には、その根拠を整理、保存する ことで足りるものとする。
- 3 協会員は、第18条第3項に該当する銘柄について取引を行った場合には、相場情報処理業者を通じて入手した当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の気配又は主たる取引市場における当該取引に係る外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券の価格又は気配その他取引に参考となった情報を保存しなければならない。

第22条 削 除

(約定処理の管理に関する社内規則の制定)

第23条 協会員は、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の国内店頭取引の透明 性、公正性を確保するため、適正な約定管理 に関し社内規則において定めるものとする。

(社内管理体制の整備)

第24条 協会員は、外国株券等、外国新株予約 権証券及び外国債券の国内店頭取引の公正性 を確保するため、社内において規則を定める とともに、社内検査・監査を含めた社内管理 体制の整備及びその適切な運営に努めなけれ ばならない。

第4章 外国投資信託証券の販売等

(対象証券)

第25条 協会員が顧客(機関投資家を除く。)に 対し勧誘(新たに発行される外国投資信託証

信託証券は、次の各号の全てを満たしており 投資者保護上問題がないことを当該協会員が 確認したものでなければならない。

- 1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。
 - イ 外国投資信託証券に係る制度について 法令が整備されていること。
 - ロ 外国投資信託証券に係る開示について 法令等が整備されていること。
 - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する 監督官庁又はそれに準ずる機関が存在し ていること。
 - 二 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
- 2 <u>第21条</u>又は<u>第22条</u>に定める「選別基準」 に適合しているものであること。ただし、 次に定める場合を除く。
 - イ 少人数向け私募<u>(当該勧誘が金商法第</u> 2条第3項第2号ロに該当するものをい う。)の取扱の場合
 - ロ 転売制限等告知書を交付して販売を行う場合
 - ハ <u>適格外国金融商品市場</u>において継続的 に取引が行われているものについて、外 国証券内容説明書を交付して販売を行う 場合

(外国投資信託受益証券の選別基準)

- 第21条 外国投資信託受益証券 (オープン・エンド型に限り、外国ETFを除く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 1 最低純資産の額
 - イ 外国投資信託の純資産が1億円<u>(外貨</u> の円換算は、日本銀行が公表する基準外 国為替相場又はこれに準ずるものによ る。以下、本条及び次条において同じ。) 以上のものであること。
 - ロ 管理会社(受益証券の発行者)の純資 産が5,000万円以上であること。
 - 2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

旧

券の取得の申込みの勧誘を含む。)を行うことができる外国投資信託証券は、次の各号の全てを満たしており投資家保護上問題がないことを当該協会員が確認したものとする。

- 1 次に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること。
 - イ 外国投資信託証券に係る制度について 法令が整備されていること。
 - ロ 外国投資信託証券に係る開示について 法令等が整備されていること。
 - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する 監督官庁又はそれに準ずる機関が存在し ていること。
 - 二 外国投資信託証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること。
- 2 <u>第26条</u>又は<u>第27条</u>に定める「選別基準」 に適合しているものであること。ただし、 次に定める場合を除く。
 - イ 少人数向け私募の取扱の場合。
 - ロ 第7条及び第10条に定める転売制限等 告知書を交付して販売を行う場合。
 - ハ 第13条に定める適格外国有価証券市場 において継続的に取引が行われているも のについて、第8条に定める外国証券内 容説明書を交付して販売を行う場合。

(外国投資信託受益証券の選別基準)

第26条 外国投資信託受益証券の選別基準は、 次の各号に掲げる事項とする。

- 1 最低純資産の額
 - イ 外国投資信託の純資産が1億円以上のものであること。
 - ロ 管理会社(受益証券の発行者)の<u>自己</u> <u>資本又は</u>純資産が5,000万円以上である こと。
- (注) 外貨の円換算は、基準外国為替相場 又はこれに準ずるものによる。(以下、 本条及び次条において同じ。)
- 2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

管理会社の代理人(管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第5号の代行協会員(外国投資信託証券(当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。)の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第26条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。)が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資信託 受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄 権が我が国に属することが明らかなもので あること。

- 5 代行協会員の設置 代行協会員が国内に設置されているもの であること。
- 6 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額が純資産 を超えるものでないこと。

7 借入れの制限

- イ 外国不動産投資信託受益証券以外の外 国投資信託受益証券については、純資産 の10%を超えて借入れを行うものでない こと。ただし、合併等により、一時的に 10%を超える場合はこの限りでない。
- ロ 外国不動産投資信託受益証券について は、資産運用等の必要から資金の借入れ を行う場合には、投資信託財産の健全性 に留意し行うものであること。

8 同一法人の株式の取得制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。この場合における百分率の計算は、買付時点基準若しくは時価基準によるものとする(以下本条及び次条において同じ。)。

9 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるも

旧

管理会社の代理人(管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。
(注) 代理人は代行協会員と同一であっても差し支えない。(次条において同じ。)

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資信託 受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄 権が我が国に属することが明らかなもので あること。

- 5 代行協会員の設置 第28条第1項に定める代行協会員が国内 に設置されているものであること。
- 6 空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額が純資産 を超えるものでないこと。

7 借入れの制限

外国不動産投資信託受益証券以外の外国 投資信託受益証券については、純資産の 10%を超えて借入れを行うものでないこ と。ただし、合併等により、一時的に10% を超える場合はこの限りではない。

7の2 借入れの制限

外国不動産投資信託受益証券について は、資産運用等の必要から資金の借入れを 行う場合には、投資信託財産の健全性に留 意し行うものであること。

8 同一法人の株式の取得制限

管理会社が運用を行う外国投資信託受益証券の全体において、1発行会社の発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと。

- (注) 百分率の計算は、買付時点基準及び 時価基準のいずれでもよいこととす る。(以下、本条及び次条において同 じ。)
- 9 価格の透明性の確保

私募株式、非上場株式及び不動産等流動性に欠けるものに投資する場合、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること。ただし、ファンドの投資方針として、流動性に欠ける資産への組入れを15%以下としていることが明らかであるも

のについてはこの限りでない。

10 不適切取引の禁止

管理会社が自己又は当該投資信託証券の 受益者以外の第三者の利益をはかる目的で 行う取引等、受益者の保護に欠け、若しく は投資信託財産の運用の適正を害する取引 を禁止するものであること。

11 経営者の変更

管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

12 買取方法の明確性

外国投資信託受益証券が設立された国に おいて、投資者からの売戻しに対する買取 方法が明確にされているものであること。

13 投資者に対する開示

外国投資信託受益証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資信託受益証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、金商法による開示が行われている場合は<u>この限り</u>でない。

14 監査証明

外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

(外国投資証券の選別基準)

第22条 外国投資証券(オープン・エンド型の 外国投資証券に限り、外国ETFを除く。以 下、この条において同じ。)の選別基準は、次 の各号に掲げる事項とする。

1 最低純資産の額

- イ 外国投資法人が保持する純資産が 1 億 円以上のものであること。
- ロ 運用会社の純資産が5,000万円以上であること。

2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

外国投資法人の代理人(外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。 この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資証券 の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が 国に属することが明らかなものであるこ IΒ

のについてはこの限りではない。

10 不適切取引の禁止

管理会社が自己又は当該投資信託証券の 受益者以外の第三者の利益をはかる目的で 行う取引等、受益者の保護に欠け、若しく は投資信託財産の運用の適正を害する取引 を禁止するものであること。

11 経営者の変更

管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。

12 買取方法の明確性

外国投資信託受益証券が設立された国に おいて、投資者からの売戻しに対する買取 方法が明確にされているものであること。

13 投資者に対する開示

外国投資信託受益証券が設立された国に おいて投資者及び監督官庁に対し、外国投 資信託受益証券の内容に関する開示が行わ れているものであること。ただし、<u>我が国</u> 証券取引法による開示が行われている場合 はこの限りではない。

14 監査証明

外国投資信託受益証券の財務諸表について独立の監査人の監査を受けているものであること。

(外国投資証券の選別基準)

第27条 外国投資証券 (オープン・エンド型の 外国投資証券に限る。以下、本条において同 じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項と する。

1 最低純資産の額

- イ 外国投資法人が保持する純資産が1億 円以上のものであること。
- ロ 運用会社の<u>自己資本又は</u>純資産が 5,000万円以上であること。
- 2 保管場所の指定

銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託したものであること。

3 国内における代理人の指定

外国投資法人の代理人(外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。)が国内に設置されているものであること。

4 裁判管轄権

我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が 国に属することが明らかなものであるこ

یے

5 代行協会員の設置 代行協会員が国内に設置されているもの であること。

6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1発行会社の発行済総 株数の50%を超えて当該発行会社の株式を 取得するものでないこと。

7 自己証券の取得禁止

外国投資法人が、自ら発行した外国投資 証券を取得するものでないこと。

- 8 不適切取引の禁止 運用会社が自己又 は第三者の利益をはかる目的で行う取引 等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法 人の資産の運用の適正を害する取引を禁止 するものであること。
- 9 経営者の変更 外国投資法人の役員の 変更について、監督当局、投資者又は受託 者の承諾等を要するものであること。
- 10 買取方法の明確性

外国投資証券が設立された国において、 投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること。

11 投資者に対する開示

外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>金商法</u>による開示が行われている場合はこの限りでない。

12 監査証明

外国投資証券の財務諸表について独立の 監査人の監査を受けているものであるこ と。

(販売開始の届出等)

第23条 代行協会員は、当該外国投資信託証券 について別に定める様式により作成した「外 国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結し た契約書の写しその他本協会が必要と認める 書類を本協会に提出しなければならない。

2 代行協会員が当該代行業務を廃止しようと するときは、その旨を本協会に届け出なけれ ばならない。 旧

と。 5 代行協会員の設置

第28条第1項に定める代行協会員が国内 に設置されているものであること。

6 同一法人の株式の取得制限 外国投資法人が、1発行会社の発行済総 株数の50%を超えて当該発行会社の株式を 取得するものでないこと。

7 自己証券の取得禁止

外国投資法人が、自ら発行した外国投資 証券を取得するものでないこと。

- 8 不適切取引の禁止 運用会社が自己又 は第三者の利益をはかる目的で行う取引 等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法 人の資産の運用の適正を害する取引を禁止 するものであること。
 - 9 経営者の変更 外国投資法人の役員 の変更について、監督当局、投資者又は受 託者の承諾等を要するものであること。
- 10 買取方法の明確性

外国投資証券が設立された国において、 投資者からの売戻しに対する買取方法が明 確にされているものであること。

11 投資者に対する開示

外国投資証券が設立された国において投資者及び監督官庁に対し、外国投資証券の内容に関する開示が行われているものであること。ただし、<u>我が国証券取引法</u>による開示が行われている場合は<u>この限りではない</u>。

12 監査証明

外国投資証券の財務諸表について独立の 監査人の監査を受けているものであるこ と。

(販売開始の届出等)

- 第28条 代行協会員(外国投資信託証券(当該協会員が選別基準に適合していることを確認したものに限る。)の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第31条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。)は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。
- 2 代行協会員が当該代行業務を廃止しようと するときは、その旨を本協会に届け出なけれ ばならない。

旧

(買戻しの義務)

第24条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。

(代行業務の継続)

第25条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、他に代行協会員となる者がない場合は、当該代行業務を継続して行わなければならない。

(資料の送付等)

- 第26条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員(以下本条及び次条において「顧客」という。)に販売しようとする協会員に送付しなければならない。
- 2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。
- 3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第59条の規定において準用する同法<u>第14条</u>に規定する運用報告書を含む。以下同じ。)その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。
- 4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。

(資料の公開)

- 第27条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類(以下「決算報告書等」という。)を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、 外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要 約して、主として時事に関する事項を掲載す る日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求 した場合を除いて、決算報告書等の顧客への

(買戻しの義務)

第29条 協会員は、外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合においても、顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じなければならない。

(代行業務の継続)

第30条 代行協会員は、当該代行業務に係る外 国投資信託証券について、他に代行協会員と なる者がない場合は、当該代行業務を継続し て行わなければならない。

(資料の送付等)

- 第31条 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書又は外国証券内容説明書を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員(以下本条及び次条において「顧客」という。)に販売しようとする協会員に送付しなければならない。
- 2 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券について、その基準価格を公表しなければならない。
- 3 代行協会員は、当該外国投資信託証券に係る決算報告書(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第59条の規定において準用する同法第33条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。)その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。
- 4 代行協会員は、当該代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。

(資料の公開)

- 第32条 協会員は、前条第3項に規定する決算報告書その他の書類(以下「決算報告書等」という。)を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、代行協会員が、 外国投資証券の決算報告書等の記載内容を要 約して、主として時事に関する事項を掲載す る日刊新聞紙に掲載したときは、顧客が請求 した場合を除いて、決算報告書等の顧客への

送付を行わないことができる。

3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資 信託証券が選別基準に適合しないこととなっ たときは遅滞なくその旨を当該顧客に通知し なければならない。

(広告等に関する制限)

第28条 協会員は、外国投資信託証券の発行者 等が本協会の定める「広告等の表示及び景品 類の提供に関する規則」に抵触するような広 告又は景品類の提供を国内において行った場 合には、当該外国投資信託証券の販売等を行 ってはならない。

第4章 外国株券等の国内公募の引受等

(対象証券)

- 第29条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等(外国優先出資証券のうち、平成18年3月27日付金融庁告示第19号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる証券に限るものとする。
 - 1 <u>適格外国金融商品市場</u>において取引が行われているもの又は<u>適格外国金融商品市場</u>における取引が予定されているもの
 - 2 国内の<u>取引所金融商品市場</u>において取引が行われているもの又は<u>取引所金融商品市場</u>における取引が予定されているもの

(引受等における注意)

第30条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の金融商品市場における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うものとする。

(削る)

(円滑な売買の成立等)

第31条 国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。

(情報収集業務方法書の提出等)

旧

送付を行わないことができる。

3 協会員は、自社が顧客に販売した外国投資 信託証券が選別基準に適合しないこととなっ たときは遅滞なくその旨を当該顧客に通知し なければならない。

(広告等に関する制限)

第33条 協会員は、外国投資信託証券の発行者 等が本協会の定める<u>「広告等及び景品類の提供に関する規則」</u>に抵触するような広告又は 景品類の提供を国内において行った場合に は、当該外国投資信託証券の販売等を<u>行わな</u> いものとする。

第5章 外国株券等の国内公募の引受等

(対象証券)

- 第34条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等(外国優先出資証券のうち、平成10年11月27日付け金融監督庁・大蔵省告示第16号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる証券に限るものとする。
 - 1 第13条に規定する適格外国有価証券市場 において取引が行われているもの又は<u>当該</u> 適格外国有価証券市場における取引が予定 されているもの。
 - 2 国内の取引所有価証券市場において取引が行われているもの又は<u>当該取引所有価証券市場</u>における取引が予定されているもの。

(引受け等における注意)

第35条 協会員は、外国株券等の国内公募の引受等を行うに当たっては、投資者保護の観点から、発行者の収益状況、本国等の<u>有価証券市場</u>における株価の動向及び流動性その他投資者保護上重要と思われる点には十分な注意を払うこととする。

第36条 削 除

(円滑な売買の成立等)

第37条 国内の取引所有価証券市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。

(資料等の提供等)

- 第32条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行う場合には、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面(以下「情報収集業務方法書」という。)その他本協会が必要と認める書類をあらかじめ本協会に提出しなければならない。
- 2 前項に定める書類の提出は、外国株券等の 国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あ るときは、代表する1社(以下「代表協会員」 という。)がこれを行うことができる。
- 3 情報収集業務方法書には、次に掲げる事項を記載し、協会員(外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは代表協会員。以下第35条まで同じ。ただし、次条第1項及び第35条第1項は除く。)はこれを遵守するものとする。
 - 1 情報収集等の方法に関する事項
 - 2 発行者から速やかに情報を<u>受領</u>又は<u>収集</u> することが困難となった場合の対応に関す る事項
- 4 協会員は、第1項により本協会に提出した 契約等に関する書面の写し又は情報収集業務 方法書に記載された内容に変更等が生じた場合には、直ちに本協会に対し書面によりその 旨を届け出なければならない。

(資料等の提供等)

- 第33条 協会員は、発行者が公表した投資者の 投資判断に資する資料及び本協会が特に必要 と認めた資料又は情報<u>(この条において「資料等」という。)</u>を当該発行者(我が国における代理人を含む。)から速やかに<u>受領</u>又は収集 し、<u>第6条第1項及び第2項</u>の定めるところ により顧客に提供しなければならない。
- <u>2</u> 協会員は、資料等を受領又は収集後速やかに本協会に提出しなければならない。
- <u>3</u> 本協会は、<u>協会員</u>から資料等の提出を受けた場合は、その旨を速やかに会員に通知する

旧

- 第38条 国内の<u>取引所有価証券市場</u>への上場が なされていない外国株券等の国内公募の引受 等を<u>行った協会員及び本協会は、投資者保護</u> の観点から、次の措置を講ずることとする。
 - 1 情報収集業務に係る方法書の提出等
 - イ 協会員は、発行者との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面(以下「情報収集業務方法書」という。)その他本協会が必要と認める書類を国内公募の引受等を行うに当たり、あらかじめ本協会に提出するものとする。
 - <u>口</u> 上記イの提出は、外国株券等の国内公募の引受等を行う協会員が2社以上あるときは、代表する1社(以下「代表協会員」という。)がこれを行うことができる。
 - <u>八</u> 代表協会員は、次に掲げる事項について記載した情報収集業務方法書を作成し 遵守するものとする。
 - 情報収集等の方法に関する事項
 - __ 発行者から速やかに情報<u>提供</u>を<u>受け</u> 又は<u>収集</u>することが困難となった場合 の対応に関する事項
 - 二 代表協会員は、次のいずれかに該当す <u>る</u>場合には、直ちに本協会に対し書面に よりその旨を<u>届け出るものとする</u>。
 - 上記イにより本協会に提出した契約 等に関する書面の写し又は情報収集業 務方法書に記載された内容に変更等が 生じた場合
 - _____発行者から速やかに情報提供を受け 又は収集することが困難である状況が 発生又は解消した場合

2 資料等の提供

- <u>ロ</u> 代表協会員は、上記イの資料等を受領 又は収集後速やかに本協会に提出<u>するも</u> のとする。
- <u>資料等の通知、縦覧</u> 本協会は、代表協会員から第2号の資料

とともに、これらを縦覧に供する。

<u>(発行者から資料等の受領又は収集が困難と</u>なった場合等の措置)

第34条 協会員は、前条第1項に基づく発行者 からの速やかな資料等の受領若しくは収集が 困難である状況が発生する又は当該状況が解 消した場合には、直ちに本協会に対し書面に よりその旨を届け出なければならない。

2 本協会は、協会員から、第1項の届出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、当該事実を公表する。

(特例資料等の提供等)

- 第35条 協会員は、第32条第1項に基づき発行者から速やかに情報を受領又は収集することが困難である状況が発生した場合には、主たる外国金融商品市場、当該外国金融商品市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等(この条において「特例資料等」という。)を速やかに収集し、第6条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供しなければならない。
- **2** 協会員は、特例資料等を収集後速やかに本協会に提出しなければならない。
- <u>3</u> 本協会は、<u>協会員から特例資料等</u>の提出を 受けたときは、<u>第33条第3項</u>に準じて取り扱 う。

(削る)

<u>(継続開示義務を受けなくなった場合等の取扱い)</u>

第36条 本協会は、発行者が金商法に定める継続開示書類の提出の義務を受けなくなった場合、若しくは第33条第1項の外国株券等が国内の取引所金融商品市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第33条から前条に定める取扱いを停止することができる。

1 本国の適格外国金融商品市場において

旧

等の提出を受けた<u>とき</u>は、その旨を速やかに会員に通知するとともに、これらを縦覧に供するものとする。

(新設)

(新設)

4 情報収集の特例

- イ 協会員は、第2号イに基づき発行者から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難となった場合には、主たる外国有価証券市場、当該外国有価証券市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該発行者が公表した当該発行者に関する資料等を速やかに収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。
- <u>ロ</u> 代表協会員は、上記イの資料等を収集 後速やかに本協会に提出<u>するものとす</u> <u>る</u>。
- <u>ハ</u> 本協会は、<u>代表協会員</u>から<u>上記口の資</u> <u>料等</u>の提出を受けたときは、<u>第3号</u>に準 じて取り扱うものとする。
- 二 本協会は、代表協会員から、第1号二 に基づき、発行者から速やかに情報提 供を受け又は収集することが困難な状況 が発生又は解消した旨の届出を受けたと きは、その旨を速やかに会員に通知する とともに、当該事実を公表するものとす る。
- <u>5</u> 証券取引法上の継続開示義務を受けなく なった場合等の取扱い

本協会は、発行者が証券取引法上の継続開示義務を受けなくなった場合、若しくは本条本文の外国株券等が国内の取引所有価証券市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第1号から第3号に定める取扱いを停止することができるものとする。

<u>イ</u> 本国の<u>適格外国有価証券市場</u>において 当該外国株券等が上場廃止となったと

当該外国株券等が上場廃止となったとき。

- 2 本国の<u>適格外国金融商品市場</u>における 当該外国株券等の流通の状況が著しく悪 化したと認めた場合
- 3 発行者が当該外国株券等の譲渡につき 制限を行うこととした場合
- <u>4</u> 発行者が会社等組織の形態を変更した 場合

第5章 雑則

(売買状況等の報告)

第37条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。

(電磁的方法による書面の交付等)

- 第38条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する外国証券取引口 座に関する約款
 - <u>2</u> 第6条第3項に規定する外国証券の発行 者から交付された通知書及び資料
 - 3 転売制限等告知書
 - 4 外国証券内容説明書
 - <u>5</u> 第12条第2項第4号に規定する非定型的 な外国債券の仕組みを説明した文書
 - 6 <u>第16条第4項</u>に規定する取引価格の算定 方法等を記載した書面
 - 7 <u>第26条第1項</u>に規定する代行業務に係る 外国投資信託証券の目論見書又は外国証券 内容説明書
 - 8 <u>第26条第3項</u>に規定する代行業務に係る 外国投資信託証券の決算報告書その他の書 類
 - 9 <u>第27条第1項</u>に規定する外国投資信託証券の決算報告書その他の書類
 - 10 第33条に規定する資料等
 - 11 第35条に規定する特例資料等

旧

き。 <u>ロ</u> 本国の<u>適格外国有価証券市場</u>における 当該外国株券等の流通の状況が著しく悪

化したと認めた場合<u>。</u>

<u>八</u> 発行者が当該外国株券等の譲渡につき 制限を行うこととした場合。

<u>二</u> 発行者が会社等組織の形態を変更した 場合<u>。</u>

第6章 雑則

(売買状況等の報告)

第39条 協会員は、外国証券の取引、保管、国内公募の引受等の状況等について所定の報告書により本協会に報告するものとする。

(電磁的方法による書面の交付等)

- 第40条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する外国証券取引口 座に関する約款
 - <u>5</u> 第12条第2項に規定する外国証券の発行 者から交付された通知書及び資料
 - <u>2</u> 第7条第1項及び第10条に規定する転売 制限等告知書
 - 3 第8条第1項に規定する 外国証券内容説 明書
 - <u>4</u> 第9条第2項第4号に規定する非定型的 な外国債券の仕組みを説明した文書
 - 6 <u>第18条第4項</u>に規定する取引価格の算定 方法等を記載した書面
 - 7 <u>第31条第1項</u>に規定する代行業務に係る 外国投資信託証券の目論見書又は外国証券 内容説明書
 - 8 <u>第31条第3項</u>に規定する代行業務に係る 外国投資信託証券の決算報告書その他の書 類
 - 9 <u>第32条第2項</u>に規定する外国投資信託証 券の決算報告書その他の書類
 - 10 <u>第38条第2号イ</u>に規定する<u>発行者が公表</u> した投資者の判断に資する資料及び本協会 が特に必要と認めた資料又は情報
 - 11 第38条第4号イに規定する主たる外国有価証券市場、現地監督機関又は本協会に準

旧

- 2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、 書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により提供を受ける ことができる。この場合において、当該協会 員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する口座設定の申込書
 - 2 <u>第3条第7項</u>に規定する公開買付けに対 する売付約諾書

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

ずる自主規制機関において公表された発行 者に関する資料等

- 2 協会員は、次に掲げる書面の徴求に代えて、 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに ついて(理事会決議)に定めるところにより、 当該書面に記載すべき事項について電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法により提供を受けること ができる。この場合において、当該協会員は、 当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する口座設定の申込書
 - 2 <u>第3条第4項</u>に規定する公開買付けに対 する売付約諾書

新 旧

別表第1

外国株券

1. 発行者情報

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

発行済株式数

(注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。

2.証券情報

株式の種類

(注)普通株式、優先株式、後配株式、償 還株式等の種類を記載すること。また、 株主の権利が普通株式と異なる場合に はその内容を簡潔に記載すること。

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

株価の推移

業績推移

- イ 売上高
- 口 当期純利益
- ハ 株主資本の額
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。
 - 1株当たり情報
- イ 1株当たり当期純利益
- ロ 1株当たり配当額
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。

別表第2

外国転換社債型新株予約権付社債

- 1.発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した転換社債型新株予約権付社債につ いては、発行者情報の記載を省略する ことができる。

別表第1

外国株券

1. 発行者情報

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

発行済株式数

(注)最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。

2.証券情報

株式の種類

(注)普通株式、優先株式、後配株式、償 還株式等の種類を記載すること。また、 株主の権利が普通株式と異なる場合に はその内容を簡潔に記載すること。

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

株価の推移

業績推移

- イ 売上高
- 口 当期純利益
- ハ 株主資本の額
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。
 - 1株当たり情報
- イ 1株当たり当期純利益
- ロ 1株当たり配当額
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。

別表第2

外国転換社債型新株予約権付社債

- 1.発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した転換社債型新株予約権付社債につ いては、発行者情報の記載を省略する ことができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。

主要な財務データ

(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2. 証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

転換の条件

(注)<u>国内</u>企業発行の転換社債型新株予約 権付社債については固定為替レートを 含む。

転換により発行する株式の種類

転換請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

(注)オプション条項が付されている場合 は、その内容を記載すること。

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第3

外国新株予約権付社債

- 1.発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した新株予約権付社債については、発 行者情報の記載を省略することができ る。

会 社 名本店所在地

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

旧

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。

2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

転換の条件

(注)<u>本邦</u>企業発行の転換社債型新株予約 権付社債については固定為替レートを 含む。

転換により発行する株式の種類

転換請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

(注)オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載す ること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第3

外国新株予約権付社債

- 1.発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した新株予約権付社債については、発 行者情報の記載を省略することができ る。

会 社 名本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発行日

発 行 額

新株予約権の内容

- イ 権利行使により発行する株式の払込金 額の総額
- ロ 権利行使により発行する株式の種類
- ハ 権利行使により発行する株式の発行価 格

新株予約権の行使請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第4

外国新株予約権証券

- 1. 発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した新株予約権証券については、発行 者情報の記載を省略することができ る。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

旧

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

新株予約権の内容

- イ 権利行使により発行する株式の払込金 額の総額
- ロ 権利行使により発行する株式の種類
- ハ 権利行使により発行する株式の発行価 格

新株予約権の行使請求期間

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第4

外国新株予約権証券

- 1. 発行者情報
 - (注)我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が外国で発行 した新株予約権証券については、発行 者情報の記載を省略することができ る。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2. 証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

新株予約権の内容

- イ 権利行使により発行する株式の払込金 額の総額
- ロ 権利行使により発行する株式の種類
- ハ 権利行使により発行する株式の発行価 格

新株予約権の行使請求期間

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

別表第5

普通社債

(単純キャッシュフロー型の企業金融型社債)

- 1.発行者情報
 - (注 1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち ~ の記載を省略することができる。
 - (注2) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができ る。
 - (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

旧

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

新株予約権の内容

- イ 権利行使により発行する株式の払込金 額の総額
- ロ 権利行使により発行する株式の種類
- ハ 権利行使により発行する株式の発行価 格

新株予約権の行使請求期間

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

別表第5

普通社債

(単純キャッシュフロー型の企業金融型社債)

- 1.発行者情報
 - (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報の記載を省略することができる。
 - (注2) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができる。
 - (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引

業協会の名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第6

仕組債

(利金、償還金に条件が付されている企業金融 型社債)

- 1.発行者情報
 - (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報<u>のうち~</u>の記載を省略することができる。
 - (注2) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができ る。
 - (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに

旧

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

(注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること

2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載す ること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第6

仕組債

(利金、償還金に条件が付されている企業金融 型社債)

- 1.発行者情報
 - (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報の記載を省略することができる。
 - (注2) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができる。
 - (注3) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに

よって代えても差し支えない。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

70 IJ H

発 行 額

利率・利払日

- (注)利金の決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額
- (注)償還金の決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第7

特別目的会社の外国優先出資証券

- 1.発行者情報
 - (注1) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができ る。
 - (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表又は資産の内容・負債総額

IΒ

よって代えても差し支えない。

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払日

- (注)利金の決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額
- (注)償還金の決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第7

特別目的会社の外国優先出資証券

- 1. 発行者情報
 - (注1) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができる。
 - (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 、 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表又は資産の内容・負債総額

株主及び株主の権利

2.証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

証券保有者の権利

(注)議決権等の有無につき簡潔に記載すること。

発 行 地

発 行 日

発 行 額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

- (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。
- 3.管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

管理資産に係る法制度の概要

管理資産の関係者

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ

の報酬

管理資産の状況

別表第8-1

特別目的会社の社債(1)

- 1. 発行者情報
 - (注1) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができ る。
 - (注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

資産の内容・負債総額

株主及び株主の権利

2. 証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

発 行 地

発 行 日

旧

株主及び株主の権利

2.証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

証券保有者の権利

(注)議決権等の有無につき簡潔に記載すること。

発 行 地

発 行 日

発 行 額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の ^{名称}

- (注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。
- 3.管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

管理資産に係る法制度の概要

管理資産の関係者

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ

の報酬

管理資産の状況

別表第8-1

特別目的会社の社債(1)

- 1. 発行者情報
 - (注1) 発行者情報については、信用ある 格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)を その代替として使用することができ る。
 - (注 2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

資産の内容・負債総額

株主及び株主の権利

2.証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

発 行 地

発 行 日

棄

発 行 額

利率・利払日

- (注)利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。 償還期限・償還金額
- (注)償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

スワップのカウンターパーティーの名称 及び格付

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

3.管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

- (注)管理資産が有価証券である場合には、 次の事項を記載すること。
- イ 証券の名称
- 口 発行総額
- 八 利 率
- 二 償還期限
- (注)償還日を記載すること。

ホ 格 付

へ 組入れ金額

管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者及び信用補完者等の概要を 記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ の報酬

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注)最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第8-2

特別目的会社の社債(2)

1.発行者情報

(注1) 発行者情報については、信用ある

旧

発 行 額

利率・利払日 (注)利金の決定に条件が付されている場

償還期限・償還金額

(注)償還金の決定に条件が付されている 場合は、その決定方法を記載すること。 受託会社又は預託機関

合には、その決定方法を記載すること。

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

スワップのカウンターパーティーの名称 及び格付

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

3.管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格

- (注)管理資産が有価証券である場合には、 次の事項を記載すること。
- イ 証券の名称
- 口 発行総額
- 八 利 率
- 二 償還期限

(注)償還日を記載すること。

ホ 格 付

へ 組入れ金額

管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者及び信用補完者等の概要を 記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ の報酬

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注)最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第8-2

特別目的会社の社債(2)

1.発行者情報

(注1) 発行者情報については、信用ある

格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表

(注)要約して記載することができる。

設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。

株主及び株主の権利

2. 証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注)発行者、原保有者、アドバイザー、 サービサー及び信用補完者等について その関係及び資金の流れ等について図 表等により明瞭に記載すること。

発 行 地

発 行 日

発 行 額

トラスティー

支払代理人

引 受 人

利率・利払日

償還期限・償還金額

登録・保管制度

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

は、その旨及び当該取引所名等を記載

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合に

すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係

格付及び格付機関

3. 管理資産及び関係者情報

管理資産(モーゲージ証券等)の内容及 び性格 旧

格付機関による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。

(注2) 信用ある格付機関による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。 については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

会社の目的

財務諸表

(注)要約して記載することができる。

設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。

株主及び株主の権利

2.証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注)発行者、原保有者、アドバイザー、 サービサー及び信用補完者等について その関係及び資金の流れ等について図 表等により明瞭に記載すること。

発 行 地

発 行 日

発 行 額

トラスティー

支払代理人

引受人

利率・利払日

償還期限・償還金額

登録・保管制度

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

3.管理資産及び関係者情報

管理資産(モーゲージ証券等)の内容及 び性格

管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ の報酬

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の状況

- a) 最近事業年度末の管理資産内容
- (注)設立後、最初の事業年度を終了して いない場合は最近の管理資産の内容を 記載すること。
- b)過去の計算期間毎の管理資産及びその 運用状況
- (注)必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に 言及しても差し支えない。

別表第9

外国国債等及び国際機関債

- 1. 発行者情報
 - (注)発行者情報については、信用ある格 付機関による当該格付に関するレポー ト(入手可能な最近発行のもの)をそ の代替として使用することができる。
 - 国又は地方公共団体の場合

発行者の名称

発行者の概要

(注)位置・人口・経済動向・産業構造等 を記載すること。

財政の概要

国際機関又は政府関係機関等の場合 発行者の名称 発行者の概要

(注)設立根拠・資本構成・組織・業務の 概況等を記載すること。 経理の状況

2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

上場・非上場の区分

(注)外国で上場している場合は、当該<u>金</u> 融商品取引所の名称を記載すること。 旧

管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。

管理資産の管理、運用方法の概要及びそ の報酬

信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の状況

- a) 最近事業年度末の管理資産内容
- (注)設立後、最初の事業年度を終了して いない場合は最近の管理資産の内容を 記載すること。
- b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその 運用状況
- (注)必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に 言及しても差し支えない。

別表第9

外国国債等

- 1. 発行者情報
 - (注)発行者情報については、信用ある格 付機関による当該格付に関するレポー ト(入手可能な最近発行のもの)をそ の代替として使用することができる。

国又は地方公共団体の場合

発行者の名称

発行者の概要

(注)位置・人口・経済動向・産業構造等 を記載すること。

財政の概要

国際機関又は政府関係機関等の場合 発行者の名称

発行者の概要

(注)設立根拠・資本構成・組織・業務の 概況等を記載すること。 経理の状況

2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

上場・非上場の区分

(注)外国で上場している場合は、当該<u>証</u> 券取引所の名称を記載すること。

担保又は保証に関する事項 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第 10 - 1

外国投資法人債券

第一部 証券情報

銘 柄 名

証券の形態等

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払い日

償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は登録金融商品取引

業協会の名称

格付及び格付機関

日本以外の地域における販売

第二部 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要

ファンドの目的及び基本的性格

管理会社又は運用会社の自己資本の額

ファンドの関係法人の概要

(注)管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

投資制限

(注)定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況

(注)投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。

ファンドの経理状況

(注)直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載しても差し支えない。

別表第10-2

外国投資信託受益証券及び外国投資証券

第一部 証券情報

ファンドの名称

ファンドの形態等

発 行 地

発 行 日

発行数及び発行総額

申込手数料

申 込単位

旧

担保又は保証に関する事項 他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

別表第 10 - 1

外国投資法人債券

第一部 証券情報

銘 柄 名

証券の形態等

発 行 地

発 行 日

発 行 額

利率・利払い日 償還期限・償還金額

受託会社又は預託機関

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の

名称

格付及び格付機関

日本以外の地域における販売

第二部 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要

ファンドの目的及び基本的性格

管理会社又は運用会社の自己資本の額

ファンドの関係法人の概要

(注)管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

投資制限

(注)定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況

(注)投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。

ファンドの経理状況

(注)直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載する。

別表第10-2

外国投資信託受益証券及び外国投資証券 第一部 証券情報

ファンドの名称

ファンドの形態等

発 行 地

発 行 日

発行数及び発行総額

申込手数料

申 込単位

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

日本以外の地域における販売

第二部 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要

(注)管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

(注)当該外国投資信託受益証券又は外国 投資証券の一口当たりの純資産額の変 動率が、株価指数に連動するものであ る場合には、その旨及び当該株価指数 の名称等を記載すること。

投資制限

(注)定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況

(注)投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。

ファンドの経理状況

(注)直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載しても差し支えない。

別表第 10 - 3

外国ETF

第一部 証券情報

- <u>ファンドの名称</u>
- __ <u>ファンドの形</u>態等
- __ <u>発 行 地</u>
- 発 行 日
- 発行数及び発行総額
- 売 買 単 位
- __ <u>主たる上場取引所又は登録金融商品取引</u> 業協会の名称

第二部 発行者情報

- __ ファンドに係る法制度の概要
- ファンドの目的及び基本的性格
- ___ 管理会社又は運用会社の自己資本の額
- ファンドの関係法人の概要
 - (注)管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。
- 投資の基本方針
- (注)当該外国投資信託受益証券又は外国

旧

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

日本以外の地域における販売

第二部 発行者情報

ファンドに係る法制度の概要 ファンドの目的及び基本的性格 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ファンドの関係法人の概要

(注)管理会社の他、ファンドの運営に関 与する関係法人について、その名称及 び関係業務の内容を簡潔に記載する。

投資の基本方針

(注)当該外国投資信託受益証券又は外国 投資証券の一口当たりの純資産額の変 動率が、株価指数に連動するものであ る場合には、その旨及び当該株価指数 の名称等を記載すること。

投資制限

(注)定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。

ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ファンドの運用状況

(注)投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。

ファンドの経理状況

(注)直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載<u>する</u>。

(新設)

(新設)

旧

投資証券の一口当たりの純資産額の変 動率が連動する株価指数の名称等を記 載すること。

に同様の内容を記載している場合 は記載を省略することができる。

投資制限

- (注)定款又は約款に定められた投資制限 について、その内容を記載する。
- __ <u>ファンド資産の管理の概要及びその報酬</u>
- ファンドの運用状況
 - (注)投資状況及び運用実績(純資産額の 推移、配当(分配)状況)について記 載する。
- __ <u>ファンドの経理状況</u>
 - (注)直近2計算期間の貸借対照表、損益 計算書、投資有価証券明細票等を、要 約して記載しても差し支えない。

別表第 11

外国貸付債権信託受益証券

1.証券情報

証券の名称

信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 発行総数及び発行総額

配当・利息金の支払方法及び償還の方法 発行価格

一単位の金額

発 行 日

償 還 日

トラスティー

引受人

支払代理人

登録・保管制度

主たる上場取引所又は<u>登録金融商品取引</u> 業協会の名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

2.信託財産情報

資産(貸付債権)の内容及び性格 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制 度並びに税制の概要

信託及び貸付債権の関係者

(注)原保有者、委託者、アドバイザー、 サービサー及び信用補完者等の概要を 記載すること。

原保有者の債権貸付事業の概要 信託財産の管理、運用方法の概要及びそ

別表第 11

外国貸付債権信託受益証券

1.証券情報

証券の名称

信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 発行総数及び発行総額

配当・利息金の支払方法及び償還の方法 発行価格

一単位の金額

発 行 日

償 還 日

トラスティー

引受人

支払代理人

登録・保管制度

主たる上場取引所又は<u>登録証券業協会</u>の 名称

(注)当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。

他の債務との弁済順位の関係 格付及び格付機関

2.信託財産情報

資産(貸付債権)の内容及び性格 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制 度並びに税制の概要

信託及び貸付債権の関係者

(注)原保有者、委託者、アドバイザー、 サービサー及び信用補完者等の概要を 記載すること。

原保有者の債権貸付事業の概要 信託財産の管理、運用方法の概要及びそ

の報酬

信用補完の内容 信託財産の経理状況

- a) 最近の計算書類
- (注)設定後、最初の計算期間を終了して いない場合は最近の信託財産の内容を 記載すること。
- b)過去の計算期間毎の財産及びその運用 状況
- (注)必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。

別表第 12

海外CD

1. 発行者情報

会 社 名 本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 総資産額の世界順位

主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

記名・無記名の別

発 行 地

預 入 日

発行単位

額面金額の総額

利率 (割引率)・利払日

満期日

受託会社又は預託機関

バックアップライン又は保証に関する事 項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第 13

海外CP

1.発行者情報

会 社 名 本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。 の報酬

信用補完の内容 信託財産の経理状況

- a) 最近の計算書類
- (注)設定後、最初の計算期間を終了して いない場合は最近の信託財産の内容を 記載すること。

IΒ

- b)過去の計算期間毎の財産及びその運用 状況
- (注)必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。

別表第 12

海外CD

1. 発行者情報

会 社 名 本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 総資産額の世界順位

主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

記名・無記名の別

発 行 地

預 入 日

発行単位

額面金額の総額

利率 (割引率)・利払日

満期日

受託会社又は預託機関

バックアップライン又は保証に関する事項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第 13

海外CP

1.発行者情報

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

振 出 日

券面総額

引受人

利率・利払日

支払期日

バックアップライン又は保証に関する事

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第 14

特別目的会社の海外 C P (特定有価証券の内容 等の開示に関する内閣府令第 1 条第 3 号に規定 する資産流動化証券に該当する海外 C P)

1. 発行者情報

会 社 名本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2. 証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注)発行者、原保有者、管理資産の管理 を行う者、サービサー及び信用補完者 等についてその関係及び資金の流れ等 について図表等により明瞭に記載する こと。

発 行 地

振 出 日

券面総額

引受人

旧

事業内容

(注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ

- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

振 出 日

券面総額

引受人

利率・利払日

支払期日

バックアップライン又は保証に関する事 頃

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

別表第 14

特別目的会社の海外 C P (特定有価証券の内容 等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令 第22号)第1条第4号に規定する資産流動化証 券に該当する海外 C P)

1.発行者情報

会 社 名本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

証券の形態及び基本的仕組み

(注)発行者、原保有者、管理資産の管理 を行う者、サービサー及び信用補完者 等についてその関係及び資金の流れ等 について図表等により明瞭に記載する こと。

発 行 地

振 出 日

券面総額

引受人

利率・利払日

支払期日

バックアップライン又は保証に関する事 項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

3.管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載 すること。

原保有者の事業の概要

管理資産の管理の概要及びその報酬 信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注)最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第 15

外国カバードワラント

- 1.発行者情報
 - (注) 我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が、外国で発 行したカバードワラントについては発 行者情報<u>のうち ~</u>の記載を省略す ることができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発行価額の総額

オプションの内容

旧

利率・利払日

支払期日

バックアップライン又は保証に関する事項

格付及び格付機関

その他投資者にとって参考となる事項

3. 管理資産及び関係者情報

管理資産の内容及び性格 管理資産に係る法制度の概要 管理資産の関係者

(注)原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載 すること。

原保有者の事業の概要

管理資産の管理の概要及びその報酬 信用補完の内容

(注)担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。

管理資産の経理状況

(注)最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。

別表第 15

外国カバードワラント

- 1.発行者情報
 - (注) 我が国において開示が行われている 有価証券を発行した企業が、外国で発 行したカバードワラントについては発 行者情報の記載を省略することができ る。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

発 行 日

発行価額の総額

オプションの内容

オプションの行使請求の方法・条件 決済の方法

取得格付

当該カバードワラントの発行の仕組み 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に 重要な影響を及ぼす可能性のある事項

オプションの行使の対象<u>が有価証券である場合は当該</u>有価証券の発行者の企業情報 (注)当該発行者が我が国において開示が 行われている有価証券を発行した企業 である場合は、会社名、対象となる有 価証券の種類及び会社の概要を記載の みでよいこととする。

当該カバードワラントに関し、投資判断 に重要な影響を及ぼすと判断される指数等 に関する情報

- イ 当該指数等の情報の開示を必要とする 理由及び当該指数等の内容
- ロ 当該指数等の推移(直近5年間の年別 最高・最低値及び直近6月間の月別最 高・最低値を記載)

別表第 16

外国預託証券

- 1.原証券の発行者情報
 - (注)原証券の発行者が発行した有価証券 について我が国において開示が行われ ている場合には、発行者情報<u>のうち</u> ~ の記載を省略することができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

配当金・基準日等

<u>(注)原証券の種類に合わせ、適宜記載内</u> 容を変更する。

(例)原証券が債券である場合は利 率・利払日を記載する。 旧

オプションの行使請求の方法・条件 決済の方法

取得格付

当該カバードワラントの発行の仕組み 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に 重要な影響を及ぼす可能性のある事項

オプションの行使の対象<u>となる</u>有価証券 の発行者の企業情報

当該カバードワラントに関し、投資判断 に重要な影響を及ぼすと判断される指数等 に関する情報

- イ 当該指数等の情報の開示を必要とする 理由及び当該指数等の内容
- ロ 当該指数等の推移(直近5年間の年別 最高・最低値及び直近6月間の月別最 高・最低値を記載)

別表第 16

外国預託証券

- 1.原証券の発行者情報
 - (注)原証券の発行者が発行した有価証券 について我が国において開示が行われ ている場合には、<u>原証券の</u>発行者情報 の記載を省略することができる。

会 社 名

本店所在地

(注)本店所在地は国名を記載することに よって代えても差し支えない。

決 算 期

事業内容

- (注)事業内容を簡潔に記載すること。 主要な財務データ
- (注)最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。
- 2.証券情報

証券の名称

発 行 地

利率・利払日

新	旧
(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	 発行 日 発行価額の総額 権利の内容 権利行使請求の方法・条件 決済の方法 取得格付 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 当該預託証券の発行の仕組み 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ばます。
ぼす可能性のある事項 預託を受ける者の企業情報	ぼす可能性のある事項 預託を受ける者の企業情報
(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その1) (買付者が第三者である場合) 平成 年 月 日 証券株式会社 殿	(規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 その1) (買付者が第三者である場合) 平成 年 月 日 証券株式会社 殿
住 所 氏名又は 名 称印	住 所 氏名又は 名 称印
社の 社普通株式購入に対する売付約諾書	社の 社普通株式購入に対する売付約諾書
私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、 平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時間)を締切とする 社[社名英文]普通株式購入に対し、下記事項を了承のうえ、株を売却することを貴社に依頼します。	
1.本公開買付けは、我が国金融商品取引法の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。 2.平成 年 月 日()午前・午後 時(日	1.本公開買付けは、我が国 <u>証券取引法</u> の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。 2.平成 年 月 日()午前・午後 時(日
本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。 3.【公開買付けの対価】 (注)対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。 例1:公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合	本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。 3.【公開買付けの対価】 (注)対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。 例1:公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合
社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです。 例2:公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合 売却申込みを行った 社普通株式は、 次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売 却されます。 (選択1)<例:1株当たり . 米国ドル	社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり : 米国ドルです。 例2:公開買付けに係る売付けの対価につき、複数の選択肢がある場合 売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。 (選択1)<例:1株当たり : 米国ドル

新	IB .
> (選択2)<例:1株当たり . 米国ドル と 社普通株式 . 株>	
(選択3) < 例:1株当たり 社普通株式 . 株 >	(選択3)<例:1株当たり 社普通株式 . 株>
4.【買付予定数量】 (注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を 買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合な ど買付予定数量について記載すること。 例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合	4.【買付予定数量】 (注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量を 買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場合な ど買付予定数量について記載すること。 例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合
社による、社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数です。	社による、 社普通株式の公 開買付けに係る買付予定株数は、発行済株式総数 です。
です。 例2:買付数量の上限を定める場合 社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、 株です。 6.約定日は、貴社が 社から買付通知を確認した日とします。 7.売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」という。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。 8.売却申込みを行った 社の株式については、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による売却は致しません。 9.私の提供した株式が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。 10.私の提供した株式が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。 11.上記以外の事項については、 社の 社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。 以 上(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を	です。 例2:買付数量の上限を定める場合 社による、 社普通株式の公開買付けに係る買付予定株数は、 株です。 6 .約定日は、貴社が 社から買付通知を確認した日とします。 7 .売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」という。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。 8 .売却申込みを行った 社の株券については、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による売却は致しません。 9 .私の提供した株券が 社によって購入された場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を貴社に支払います。 10 .私の提供した株券が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。 11 .上記以外の事項については、 社の 社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。 以 上(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらず事項が明らかにされている場合には、適宜条項を
追加して差し支えない。 (規則第3条第7項による売付約諾書の参考様式 そ	追加して差し支えない。
の2) (買付者が自社である場合) 平成 年 月 日 証券株式会社 殿	の2) (買付者が自社である場合) 平成 年 月 日 証券株式会社 殿
住 所 氏名又は 名 称印	住 所 <u></u> 氏名又は 名 称 <u></u> 印
社の自社普通株式購入に対する売付約諾書	社の自社普通株式購入に対する売付約諾書
私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、 平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時間)を締切とする自社普通株式購入に対し、下記事項を 了承のうえ、株を売却することを貴社に依頼 します。	私は、[国名]の 社[社名英文]が行う、 平成 年 月 日()午前・午後 時(現地時間)を締切とする自社普通株式購入に対し、下記事項を 了承のうえ、株を売却することを貴社に依頼 します。

記

旧

- 1.本公開買付けは、我が国<u>金融商品取引法</u>の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。
- 2. 平成 年 月 日()午前・午後 時(日 本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。
- 3.【公開買付けの対価】

(注)対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。

例 1:公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合

社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり . 米国ドルです

例 2:公開買付けに係る売付けの対価につき、複数 の選択肢がある場合

売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。

(選択1)<例:1株当たり . 米国ドル

>

(選択2)<例:1株当たり . 米国ドル

と 社普通株式

株 >

(選択3)<例:1株当たり 社普通

株式 . 株 >

4.【買付予定数量】

(注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量 を買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場 合など買付予定数量について記載すること。

例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合

社による、自社普通株式の公開買付け に係る買付予定株数は、発行済株式総数です。

例2:買付数量の上限を定める場合

社による、自社普通株式の公開買付け に係る買付予定株数は、 株です。

5.【買付条件】

(注)最低買付数量に満たなかった場合、又は買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合などに条件が付されている場合には、当該条件について記載すること。

例1:最低買付数量に満たなかった場合に条件が付 されている場合

社に対する総売付申込株数が、購入予 定株数である発行済株式総数の %に達しな い場合には、本公開買付けは成立しない可能性が あります。

例2: 買付予定数量の上限を超えた申込みがあった 場合に条件が付されている場合

社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である 株を超える場合には、売却申込株数の全部を売却できないことがあります。この場合の 社が購入する株数については、売付申込株数に対する按分比例の方法により決定されます。

6.約定日は、貴社が 社から買付通知を確認

1.本公開買付けは、我が国<u>証券取引法</u>の規定による手続きを経て行われるものでないことを承知しております。

記

- 2. 平成 年 月 日()午前・午後 時(日 本時間)以後は、売却申込みの取消しはいたしません。
- 3.【公開買付けの対価】

(注)対価が現金、株式、現金と株式の組合せ、あるいはこれらの選択ができる場合など公開買付けに係る売付けの対価について具体的に記載する。なお、公開買付け後に買付価格が決定される場合など具体的な対価を記載できない場合には、価格の決定方法等を記載すること。

例 1:公開買付けに係る売付けの対価が、現金である場合

社による、自社普通株式の公開買付けに係る買付価格は、1株当たり 米国ドルです

例2:公開買付けに係る売付けの対価につき、複数 の選択肢がある場合

売却申込みを行った 社普通株式は、次に掲げる条件から私が指示した条件に従い売却されます。

(選択1)<例:1株当たり . 米国ドル

>

(選択2)<例:1株当たり . 米国ドル

と 社普通株式

株 >

(選択3)<例:1株当たり 社普通

株式 . 株>

4.【買付予定数量】

(注)発行済株式総数のうち買付者が保有していない全数量 を買い付ける場合、あらかじめ買付数量の上限を定める場 合など買付予定数量について記載すること。

例1:発行済株式総数のうち買付者が保有していな い全数量を買い付ける場合

社による、自社普通株式の公開買付け に係る買付予定株数は、発行済株式総数です。

例2:買付数量の上限を定める場合

社による、自社普通株式の公開買付け に係る買付予定株数は、 株です。

5.【買付条件】

(注)最低買付数量に満たなかった場合、又は買付予定数量の上限を超えた申込みがあった場合などに条件が付されている場合には、当該条件について記載すること。

例 1:最低買付数量に満たなかった場合に条件が付 されている場合

社に対する総売付申込株数が、購入予 定株数である発行済株式総数の %に達しな い場合には、本公開買付けは成立しない可能性が あります。

例2: 買付予定数量の上限を超えた申込みがあった 場合に条件が付されている場合

社に対する総売付申込株数が、購入予定株数である 株を超える場合には、売却申込株数の全部を売却できないことがあります。この場合の 社が購入する株数については、売付申込株数に対する按分比例の方法により決定されます。

6.約定日は、貴社が 社から買付通知を確認

した日とします。

- 7.売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」という。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。
- 8. 売却申込みを行った 社の<u>株式</u>について は、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による 売却は致しません。
- 9 .私の提供した<u>株式</u>が 社によって購入された場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を 貴社に支払います。
- 10.私の提供した<u>株式</u>が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。
- 11.上記以外の事項については、 社の自社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。

以 上

(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を 追加して差し支えない。 した日とします。

7.売却代金は、貴社の保管機関が 社から受領したことを貴社が確認した日(以下「確認日」という。)以後直ちに貴社より支払われます。この場合、外貨と円貨の換算は、別に取決め又は指定のない限り、確認日における貴社が定めるレートによります。

旧

- 8. 売却申込みを行った 社の<u>株券</u>について は、貴社から別途連絡あるまで通常の売買取引による 売却は致しません。
- 9 .私の提供した<u>株券</u>が 社によって購入された場合は、貴社が定める外国証券取次手数料相当額を 貴社に支払います。
- 10.私の提供した<u>株券</u>が 社によって購入された場合は、現地及び我が国税法に従い課税されることを承知しております。
- 11.上記以外の事項については、 社の自社普通株式の公開買付けに係る定め及び外国証券取引口座約款の条項によるものとします。

以

(注)その他、現地の開示資料において、投資者の地位に変更をもたらす事項が明らかにされている場合には、適宜条項を 追加して差し支えない。

(規則第8条に関する投資確認書の参考様式)

投 資 確 認 書

証券株式会社 殿

 平成
 年
 月
 日

 住
 所

 氏名又は

 名
 称

私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の金融商品取引法に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。

また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。

記

<u>発 注</u> 銘 柄 発注数量又発注金額

以 」

(注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を 徴求しない場合には、規則<u>第8条</u>に基づく記録の作成、保存 等が必要であることに留意すること。 (規則第6条に関する投資確認書の参考様式)

投 資 確 認 書

証券株式会社 殿

約定日:平成	年	月	E
住	所		
氏名又は			
名	称		ED

私は、下記の海外発行証券の買付けを行うに際し、当該証券については、我が国の<u>証券取引法</u>に基づく発行者に関する開示が行われていないことを理解しています。 また、私は、自らの情報収集に基づき、私の判断と責

任において発注したものであることを確認し、本書を差し入れます。

記

銘	柄	
数量又は	金額	
		6.1

以 上

(注)本確認書の徴求については、任意とするが、本確認書を 徴求しない場合には、規則<u>第6条</u>に基づく記録の作成、保存 等が必要であることに留意すること。

(規則<u>第10条第1項</u>による転売制限等告知書の参考様式 その1)

(個別取引用)

転売制限等告知書

平成 年 月 日

殿

証券株式会社

(金融商品仲介業者の氏名又は名称)

(規則<u>第7条第1項</u>による転売制限等告知書の参考様式 その1)

(個別取引用)

転売制限等告知書

平成 年 月 日

殿

証券株式会社

(証券仲介業者の氏名又は名称)

(規則<u>第 10 条第 1 項</u>による転売制限等告知書の参考様式 その 2)

(包括契約用)

転売制限等告知書

平成 年 月 日

殿

証券株式会社

(金融商品仲介業者の氏名又は名称)

当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの 勧誘を行う外国証券のうち我が国金融商品取引法によ る開示が行われていないものについては、金融商品取引 法第23条の14第1項の規定により、貴殿が、当該証券 を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第 6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除 き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合に は、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条 件となっていることをお知らせいたします。

以上

(注)「<u>金融商品仲介業者</u>の氏名又は名称」を連名で記載する ことについては、任意とする。 旧 ····

今般、当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う下記の外国証券については、<u>証券取引法第23条の14第1項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行わないことを約することが買付けの条件となっていることをお知らせいたします。

なお、当該証券に関しては、我が国の<u>証券取引法</u>による開示は行われておりません。

記

銘 柄 数量又は金額

以

(注)「<u>証券仲介業者</u>の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。

(規則<u>第7条第1項</u>による転売制限等告知書の参考様式 その2)

(包括契約用)

転売制限等告知書

平成 年 月 日

殿

証券株式会社

(証券仲介業者の氏名又は名称)

当社が、貴殿に売付けの申込み又は買付けの申込みの 勧誘を行う外国証券のうち我が国<u>証券取引法</u>による開 示が行われていないものについては、<u>証券取引法第 23</u> <u>条の 14 第 1 項</u>の規定により、貴殿が、当該証券を、非 居住者(外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に 規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一 括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その 譲渡を行わないことを約することが買付けの条件とな っていることをお知らせいたします。

LY F

日

(注)「<u>証券仲介業者</u>の氏名又は名称」を連名で記載することについては、任意とする。

外国証券の譲渡に関する確認書

平成 年 月 日

証券株式会社 殿

住 所_____ 氏名又は 名 称_____印

今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認し、購入証券については、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。

記

銘 柄

外国証券の譲渡に関する確認書

平成 年 月

証券株式会社 殿

住 所_____ 氏名又は 名 称_____印

今般、私が購入した下記の外国証券(以下「購入証券」という。)については、貴社から交付された「転売制限等告知書」の内容を確認し、購入証券については、非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合には、その譲渡を行いません。

柄

ä

新	la l
数量又は金額	数量又は金額
以 上	以 上
(注)本確認書の徴求については、任意とする。	(注)本確認書の徴求については、任意とする。
(規則 <u>第10条第3項</u> に関する参考様式 その1)	(規則 <u>第7条第3項</u> に関する参考様式 その1)
(個別取引用)	(個別取引用)
外国証券の売却に関する指図書	外国証券の売却に関する指図書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
証券株式会社 殿	証券株式会社 殿
住 所	住 所
氏名又は	氏名又は
名 称印	名 称印
今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。 記発注銘柄	今般、私が、貴社に売却する下記の外国証券については、貴社は、当該証券の全量を、遅滞なく貴社の海外関係会社その他の非居住者へ売却してください。 記 銘 柄
光	対 数量又は金額 以 上 (注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を 徴求しない場合には、規則 <u>第7条第3項</u> に基づく記録の作 成、保存等が必要であることに留意すること。
(規則 <u>第10条第3項</u> に関する参考様式 その2)	(規則 <u>第7条第3項</u> に関する参考様式 その2)
(包括契約用)	(包括契約用)
外国証券の売却に関する指図書	外国証券の売却に関する指図書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
証券株式会社 殿	証券株式会社 殿
住 所	住 所
氏名又は	氏名又は
名 称	名 称
私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第 13 条(注文の執行及び処理)に下記の第 6 号を加えることに同意します。	私は、既に貴社から交付された「外国証券取引口座約款」第 13 条(注文の執行及び処理)に下記の第 6 号を加えることに同意します。
記	記
申込者が当社に売却する外国証券のうち、金融商品 取引法第23条の14第1項の規定に基づく条件が付されたものについては、当社はこの売却を受ける都度、 当該売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の 海外関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。	申込者が当社に売却する外国証券のうち、 <u>証券取引</u> <u>法第23条の14第1項</u> の規定に基づく条件が付された ものについては、当社はこの売却を受ける都度、当該 売却にかかる外国証券の全量を、遅滞なく当社の海外 関係会社その他の非居住者へ売却するものとします。
以上	以上
(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を	(注)本指図書の徴求については、任意とするが、本指図書を
徴求しない場合には、規則 <u>第 10 条第 3 項</u> に基づく記録の作	徴求しない場合には、規則 <u>第7条第3項</u> に基づく記録の作
成、保存等が必要であることに留意すること。	成、保存等が必要であることに留意すること。

「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣習規則第11号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

則

新

旧

「海外証券先物取引等に関する規則」(公正慣

総

海外証券先物取引等に関する規則

<u>習規則第 11 号)</u>

第 1 章

第 1 章 総 則

(目 的)

(目 的)

第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う海外証券先物取引、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引(以下「海外証券先物取引等」という。)に関し、取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

第1条 この規則は、協会員が顧客又は他の協会員との間で行う海外証券先物取引、海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引(以下「海外証券先物取引等」という。)に関し、取引の執行及びその決済並びにその受託等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- 1 海外証券先物取引 外国金融商品市場において 行う取引であって、金融商品取引法(以下「金商 法」という。)第28条第8項第3号イ又は口に掲げ る取引と類似の取引をいう。
- 2 海外証券先物オブション取引 <u>外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第28条第8項第3号ハ(2)</u>に掲げる取引(原資産を同号インは口に掲げる取引であるものに限る。)と類似の取引をいう。

(定 義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1海外証券先物取引

外国有価証券市場におい て行われる有価証券先物 取引又は有価証券指数等 先物取引と類似の取引を いう。

2 海外証券先物 オプション取引

外国有価証券市場において行われる有価証券オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引に限る。)と類似の取引をいう。

3海外証券 オプション取引 外国有価証券市場において行われる有価証券オプション取引と類似の取引をいう(前号に定めるものを除く。)。

3 海外証券オプション取引 外国金融商品市場において行う取引であって、金商法第28条第8項第3号八(1)に掲げる取引と類似の取引をいう。

(取引契約の締結)

第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、 予め当該顧客又は他の協会員と海外証券先物 取引等に関する契約を締結しなければならない。

(取引契約の締結)

第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から海外証券先物取引等の注文を受ける場合には、 予め当該顧客又は他の協会員と海外証券先物 取引等に関する契約を締結しなければならない。

2 協会員は前項の規定により顧客と海外証券 先物取引等に関する契約を締結するときは、 当該顧客から本協会の定める様式により作成 した「海外証券先物取引等口座設定約諾書」 の提出を受けるものとする。

(約諾書による処理)

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う 海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡 決済及び当該取引に係る資金の授受等につい ては、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」 に定めるところにより処理しなければならな

(遵守事項)

第5条 協会員は顧客に対する海外証券先物取 引等の投資勧誘に際しては、顧客の意向、投 資経験及び資力に適合した投資が行われるよ う十分配慮するものとする。

(取引開始基準)

第6条 協会員は、海外証券先物取引等についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。

第 2 章 注文の執行及び処理

(口座の種類)

第7条 協会員は、海外証券先物取引等について、その取引の執行地における諸法令及び慣行等からヘッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分ける必要が生じた場合は、当該顧客の取引口座をヘッジ勘定とスペキュレーション勘定の2種に区分して管理し、顧客から文書によりヘッジ勘定による管理の申出があったときを除きスペキュレーション勘定として管理する。

第 3 章 委託証拠金

(委託証拠金の差し入れ等)

第8条 協会員は、海外証券先物取引等による 売付け又は買付けが成立した場合(ただし、 海外証券先物オプション取引及び海外証券オ プション取引の買付けの場合を除く。)におい て、第11条に規定する受入証拠金の総額が第 9条に規定する委託証拠金所要額の総額を下 回っているとき又は当該顧客が委託証拠金と して差し入れている金銭の額が海外証券先物 取引に係る計算上の損失額を下回っていると きは、当該顧客から、受入証拠金の総額と委 旧

2 協会員は前項の規定により顧客と海外証券 先物取引等に関する契約を締結するときは、 当該顧客から本協会の定める様式により作成 した「海外証券先物取引等口座設定約諾書」 の提出を受けるものとする。

(約諾書による処理)

第4条 協会員は、顧客の注文に基づいて行う 海外証券先物取引等の執行、差金決済、受渡 決済及び当該取引に係る資金の授受等につい ては、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」 に定めるところにより処理しなければならな

(遵守事項)

第5条 協会員は顧客に対する海外証券先物取 引等の投資勧誘に際しては、顧客の意向、投 資経験及び資力に適合した投資が行われるよ う十分配慮するものとする。

(取引開始基準)

第6条 協会員は、海外証券先物取引等についての取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客から取引を受託するものとする。

第 2 章 注文の執行及び処理

(口座の種類)

第7条 海外証券先物取引等については、 取引の執行地における諸法令及び慣行等から へッジ勘定及びスペキュレーション勘定に分 ける必要が生じた場合は、当該顧客の取引口 座をヘッジ勘定とスペキュレーション勘定の 2種に区分して管理するものとし、顧客から 文書によりヘッジ勘定による管理の申出があ ったときを除きスペキュレーション勘定とし て管理する。

第 3 章 委託証拠金

(委託証拠金の差し入れ等)

第8条 協会員は、海外証券先物取引等による 売付け又は買付けが成立した場合(ただし、 海外証券先物オプション取引及び海外証券オ プション取引の買付けの場合を除く。)におい て、第11条に規定する受入証拠金の総額が第 9条に規定する委託証拠金所要額の総額を下 回っているとき又は当該顧客が委託証拠金と して差し入れている金銭の額が海外証券先物 取引に係る計算上の損失額を下回っていると きは、当該顧客から、受入証拠金の総額と委

託証拠金所要額の総額との差額(以下「総額の不足額」という。)又は当該金銭の額と当該海外証券先物取引に係る計算上の損失額との差額(以下「現金不足額」という。)のいずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、約定日(当該売付け又は当該買付けの成立を協会員が確認した日)から起算して3営業日目の日の正午までに差入れを受けるものとする。

- 2 協会員は、委託証拠金は当該海外証券先物 取引等に係る建玉の通貨(以下「指定建通貨」 という。)により受け入れるものとする。
- 3 前2項の規定は海外証券先物オプション取引の権利行使又は権利割当てにより成立する 海外証券先物取引について準用する。

(委託証拠金の所要額)

第9条 委託証拠金の所要額は、取引を執行する海外取引所(以下「執行取引所」という。)の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。

(委託証拠金の有価証券による代用)

- 第10条 顧客から受け入れる委託証拠金は、執行取引所の認める範囲において有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。
- 2 前項の規定により受け入れる有価証券(以下「代用証券」という。)の種類は、執行取引所又はその清算会社が受け入れる有価証券のうち指定建通貨と同一の通貨で表示されるものとする。
- 3 <u>前項</u>の規定に基づき、代用証券の評価は、 額面金額を基準として次の各号に掲げる区分 に従い当該各号に定める率を乗じて行う<u>もの</u> とする。
 - 1 償還までの期間が6ヵ月以下の債券

100分の95

2 償還までの期間が6ヵ月超1年以下の債券

100 分の 90

- 3 償還までの期間が1年を超える債券については、執行取引所又は清算会社が定める掛目に100分の90を乗じた率
- 4 協会員は、経済情勢等の変化に伴い前項に 定める代用証券の掛目を変更する<u>もの</u>とす る。この場合、協会員は、<u>顧客から既に受け</u> 入れられている代用証券に対しても変更後の 掛目を適用する<u>もの</u>とする。

旧

託証拠金所要額の総額との差額(以下「総額の不足額」という。)又は当該金銭の額と当該海外証券先物取引に係る計算上の損失額との差額(以下「現金不足額」という。)のいずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、約定日(当該売付け又は当該買付けの成立を協会員が確認した日)から起算して3営業日目の日の正午までに差入れを受けるものとする。

- 2 協会員は、委託証拠金は当該海外証券先物 取引等に係る建玉の通貨(以下「指定建通貨」 という。)により受け入れるものとする。
- 3 前2項の規定は海外証券先物オプション取引の権利行使又は権利割当てにより成立する 海外証券先物取引について準用する。

(委託証拠金の所要額)

第9条 委託証拠金の所要額は、取引を執行する海外取引所(以下「執行取引所」という。)の定める証拠金額以上の額で協会員が定める額とする。

(委託証拠金の有価証券による代用)

- 第10条 <u>顧客が差し入れる</u>委託証拠金は、執行取引所の認める範囲において有価証券をもって代用することができる。ただし、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、有価証券をもって代用することができないものとする。
- 2 前項の有価証券の種類は、執行取引所又は その清算会社が受け入れる有価証券のうち指 定建通貨と同一の通貨で表示されるものと し、協会員が受け入れる際における代用価額 は、次項に定めるところによる。
- 3 前2項の規定に基づき、<u>顧客から受け入れる</u>代用証券の評価は、額面金額を基準として次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて行う。
 - 1 償還までの期間が6ヵ月以下の債券

100分の95

2 償還までの期間が6ヵ月超1年以下の債券

100 分の 90

- 3 償還までの期間が1年を超える債券については、執行取引所又は清算会社が定める掛目に100分の90を乗じた率
- 4 協会員は、経済情勢等の変化に伴い前項に 定める代用証券の掛目を変更する<u>こと</u>とす る。この場合、協会員は、<u>顧客の建玉中の委</u> <u>託証拠金代用証券</u>に対しても変更後の掛目を 適用する<u>こと</u>とする。

旧

(受入証拠金の計算方法)

- 第11条 海外証券先物取引等に係る受入証拠金 については、執行取引所ごとに区分しかつ指 定建通貨を同一とする取引ごとに計算するも のとする。
- 2 受入証拠金の総額は、当該顧客が差し入れている委託証拠金の額に、第4項に規定する海外証券先物取引に係る計算上の損益額を加減し、当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会員が必要と認める額を差し引いて得た額とする。
- 3 前項の受入証拠金の総額の計算において、 受入証拠金の全部又は一部が有価証券をもっ て代用されている場合におけるその代用価額 は、前条第3項に定めるところによる。
- 4 海外証券先物取引に係る計算上の損益額 は、当該顧客の海外証券先物取引の相場の変 動に基づく利益に相当する額から当該顧客の 海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失 に相当する額と第13条の規定により払出しを 行った場合の当該払出額を差し引いて得た損 益額とする。
- 5 前項の海外証券先物取引の相場の変動に基づく計算上の損益は、当該顧客の約定価額と計算する日の前日の執行取引所が定めた清算価格により評価した価額との差損益とする。

(委託証拠金の引出し等の制限)

- 第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。
 - 1 引き出させる際における当該顧客の受入 証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を 上回っている場合には、その超過額を第 10 条第 3 項に掲げる率をもって除した額に相 当する有価証券又は当該超過額と現金超過 額(委託証拠金として差し入れられている金 銭の額が計算上の損失額を超えている場合 の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれ か小さな額に相当する額の金銭
 - 2 当該顧客が委託証拠金として差し入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第10条第3項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)を第10条第3項に掲げる率

(受入証拠金の計算方法)

- 第11条 海外証券先物取引等に係る受入証拠金 については、執行取引所ごとに区分しかつ指 定建通貨を同一とする取引ごとに計算するも のとする。
- 2 受入証拠金の総額は、当該顧客が差し入れている委託証拠金の額に、第4項に規定する海外証券先物取引に係る計算上の損益額を加減し、当該顧客の負担すべきものに相当する額で協会員が必要と認める額を差し引いて得た額をいう。
- 3 前項の受入証拠金の総額の計算において、 受入証拠金の全部又は一部が有価証券をもっ て代用されている場合におけるその代用価額 は、第10条第2項に定めるところによる。
- 4 海外証券先物取引に係る計算上の損益額は、当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額から当該顧客の海外証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額と第13条の規定により払出しを行った場合の当該払出額を差し引いて得た損益額とする。
- 5 前項の海外証券先物取引の相場の変動に基づく計算上の損益は、当該顧客の約定価額と計算する日の前日の執行取引所が定めた清算価格により評価した価額との差損益とする。

(委託証拠金の引出し等の制限)

- 第12条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等に係る委託証拠金として差し入れられている金銭又は有価証券を引き出させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。
 - 1 引き出させる際における当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っている場合には、その超過額を第 10 条第 3 項に掲げる率をもって除した額に相当する有価証券又は当該超過額と現金超過額(委託証拠金として差し入れられている金銭の額が計算上の損失額を超えている場合の当該超過額をいう。以下同じ。)のいずれか小さな額に相当する額の金銭
 - 2 当該顧客が委託証拠金として差し入れている有価証券を金銭又は他の有価証券と差し換える場合には、当該金銭の額又は当該他の有価証券の額(第10条第3項に定める代用価格により評価した額をいう。以下この項において同じ。)を第10条第3項に掲げる率

をもって除した額に相当する有価証券

- 3 当該顧客が委託証拠金として差し入れている金銭のうち現金超過額に相当する金銭 を有価証券と差し換える場合には、当該有価証券の額に相当する額の金銭
- 2 協会員は、前項第1号に該当する場合において、当該顧客の請求により現金又は代用有価証券を返還するときは、超過額を確認した日から起算して2営業日目の日以降行うものとする。

(計算上の利益額の引出し)

- 第13条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。
- 2 協会員は、顧客からの計算上の利益額の払出しの請求に応じない場合には、当該顧客に対し、計算上の利益額の払出しを行わない旨を明示のうえ、海外証券先物取引等の注文を受けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、執行取引所に おいて計算上の利益額の払出しを認めていな い場合は、協会員は、当該顧客の計算上の利 益額の払出しはできないものとする。

(委託証拠金の追加差し入れ)

第14条 協会員は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、当該不足額が生じたことを確認した日から起算して3営業日目の日の正午までに差し入れさせるものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、指定建通貨による現金とする。

(委託証拠金に対する付利の禁止)

第15条 協会員は、顧客から海外証券先物取引等の委託証拠金として差し入れられた金銭又は有価証券に対しては、利息、その他の対価を付してはならない。

(委託証拠金の返還)

- 第16条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合に、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があった場合には、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。
 - 1 転売又は買戻しによる決済を行った場合

旧

をもって除した額に相当する有価証券

- 3 当該顧客が委託証拠金として差し入れて いる金銭のうち現金超過額に相当する金銭 を有価証券と差し換える場合には、当該有価 証券の額に相当する額の金銭
- 2 協会員は、前項第1号に該当する場合において、当該顧客の請求により現金又は代用有価証券を返還するときは、超過額を確認した日から起算して2営業日目の日以降行うものとする。

(計算上の利益額の引出し)

- 第13条 協会員は、顧客が請求し、かつ、当該協会員が応じる場合には、当該顧客の計算上の利益額に相当する金銭を、当該顧客の受入証拠金の総額が委託証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、払い出すことができる。
- 2 協会員は、顧客からの計算上の利益額の払出しの請求に応じない場合には、当該顧客に対し、計算上の利益額の払出しを行わない旨を明示のうえ、海外証券先物取引等の注文を受けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、執行取引所に おいて計算上の利益額の払出しを認めていな い場合は、協会員は、当該顧客の計算上の利 益額の払出しはできないものとする。

(委託証拠金の追加差し入れ)

第14条 協会員は、顧客に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい方の額以上の額を委託証拠金として、当該顧客から、当該不足額が生じたことを確認した日から起算して3営業日目の日の正午までに差し入れさせるものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の委託証拠金は、指定建通貨による現金とする。

(委託証拠金に対する付利の禁止)

第15条 協会員は、顧客から海外証券先物取引 等の委託証拠金として差し入れられた金銭又 は有価証券に対しては、利息、その他の対価 を付してはならない。

(委託証拠金の返還)

- 第16条 協会員は、顧客の海外証券先物取引等について、次の各号に該当する場合に、当該顧客からの委託証拠金の返還請求があった場合には、当該各号に定める日以降、遅滞なく委託証拠金を返還することとする。
 - 1 転売又は買戻しによる決済を行った場合

当該転売又は買戻しの約定日から起 算して4営業日目の日

2 受渡決済を行った場合(海外証券オプション取引のうち、権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合の受渡決済を含む。)

執行取引所の定める受渡日の国内応 当日の翌営業日

3 最終差金決済(海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。)が行われた場合

協会員が最終清算価格を確認した日 から起算して4営業日目の日

4 海外証券先物オプション取引の権利行使 に関して売建玉に割当てが行われた場合

協会員が当該割当てを確認した日から起算して3営業日目の日

5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合(ただし、第2号の場合を除く。)

協会員が当該割当てを確認した日から起算して4営業日目の日

6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合

協会員が権利消滅を確認した日から 起算して4営業日目の日

(委託証拠金の使用制限)

- 第17条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、自己の取引に使用してはならない。
- 2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、他の顧客の取引に使用してはならない。

第 4 章 決 済 等

(転売又は買戻しに伴う差金決済)

第18条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当す

旧

当該転売又は買戻しの約定日から起 算して4営業日目の日

- 2 受渡決済を行った場合(海外証券オプション取引のうち、権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合の受渡決済を含む。) 執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日
- 3 最終差金決済(海外証券先物取引等について、未決済勘定を転売又は買戻しにより決済しなかった場合に、執行取引所の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。)が行われた場合

協会員が最終清算価格を確認した日から起算して4営業日目の日

4 海外証券先物オプション取引の権利行使 に関して売建玉に割当てが行われた場合

協会員が当該割当てを確認した日から起算して3営業日目の日

5 海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てが行われた場合(ただし、第2号の場合を除く。)

協会員が当該割当てを確認した日から起算して4営業日目の日

6 海外証券先物オプション取引又は海外証券オプション取引について、権利消滅となった場合

協会員が権利消滅を確認した日から 起算して4営業日目の日

(委託証拠金の使用制限)

- 第17条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、自己の有価証券の売買取引又は海外証券先物取引等又はその他の取引に使用してはならない。
- 2 協会員は、あらかじめ当該顧客の書面による同意がある場合を除くほか、海外証券先物取引等について顧客から委託証拠金として預託を受けた金銭又は有価証券を、他の顧客の自己の有価証券の売買取引、海外証券先物取引等又はその他の取引に使用してはならない。

第 4 章 決済等

(転売又は買戻しに伴う差金決済)

第18条 協会員は、海外証券先物取引等について顧客が転売又は買戻しを行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当す

る額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約 定日から起算して4営業日目の日までに当該 顧客から差し入れを受けるものとする。

2 協会員は、前項の場合において、利益が生 じたときは、当該利益に相当する額の金銭を 当該転売又は買戻しに係る約定日から起算し て4営業日目の日に顧客あて支払う。

(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)

- 第19条 前条の規定にかかわらず、第13条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が転売若しくは買戻しによる決済又は受渡決済を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭(当該顧客が受渡決済を行う場合における第20条の規定に基づく品渡し代金及び品受代金を除く。)の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この項において同じ。)がある場合
 - イ 第13条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上である時は、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額とする。
 - ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。
 - ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客 より当該金銭の支払いを受けるものとする。この場合において、計算上の利益の 払出額については増減を行わないものとする。
 - 2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取

旧

- る額の金銭を、当該転売又は買戻しに係る約 定日から起算して4営業日目の日までに当該 顧客から差し入れを受けるものとする。
- 2 協会員は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を 当該転売又は買戻しに係る約定日から起算して4営業日目の日に顧客あて支払う。

(計算上の利益の払出しに伴う金銭の授受)

- 第19条 前条の規定にかかわらず、第13条の規定により計算上の利益額の払出しを受けている顧客が転売若しくは買戻しによる決済又は受渡決済を行う場合における当該顧客と協会員との間の金銭(当該顧客が受渡決済を行う場合における第20条の規定に基づく品渡し代金及び品受代金を除く。)の授受については、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 1 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取引における未決済約定(売買取引最終日が到来した限月取引の売買取引最終日以後における当該限月取引の未決済約定を除く。以下この項において同じ。)がある場合
 - イ 第13条の規定により顧客に払い出している額の合計額(以下「計算上の利益の払出額」という。)が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上である時は、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を新たな計算上の利益の払出額とする。
 - ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。この場合において、当該計算上の利益の払出額は全額当該顧客から返還されたものとする。
 - ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払う こととなるときは、<u>当該顧客は、当該金銭</u> <u>を協会員に支払う</u>ものとする。この場合に おいて、計算上の利益の払出額については 増減を行わないものとする。
 - 2 転売若しくは買戻しの約定日又は受渡決済に係る限月取引の売買取引最終日において、当該顧客の委託に基づく海外証券先物取

引における未決済約定がないこととなる場合

- イ 計算上の利益の払出額が前条の規定に より顧客が受領することとなる金銭の額 以上であるときは、協会員は、当該顧客 より当該転売若しくは買戻しの約定日の約定日の売買取引最終日(その 自近の営業日とする。以下八において 直近の営業日とする。以下八において で、計算上の利益の払出額と当該金銭の 額との差額の支払いを受ける る。この場合において、協会員は、当該 顧客に対し当該金銭を支払わないものと する
- ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。
- ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、協会員は、当該顧客より当該金銭の支払いを受けるとともに、計算上の利益の払出額<u>について</u>当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までに、<u>返還を受ける</u>ものとする。

(受渡その他の決済方法)

- 第20条 協会員は、海外証券先物取引について、 顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委 託する場合には、執行取引所の定める受渡手 続開始日の国内応当日までに、当該顧客より 当該執行取引所が定める受渡適格銘柄の差し 入れを受けるものとする。なお、当該顧客に 対し交付すべき品渡代金は、執行取引所の定 める受渡日の国内応当日の翌営業日に当該顧 客あて支払う。
- 2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客より品受代金の差し入れを受けるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。
- 3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使

旧

引における未決済約定がないこととなる場 合

- イ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額以上であるときは、当該顧客は、当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日(その日が休業日による場合には、その後の直近の営業日とする。以下八において同じ。)から起算して4営業日目の日までに、計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を協会員に支払うものとする。この場合において、協会員は、当該顧客に対し当該金銭を支払わないものとする。
- ロ 計算上の利益の払出額が前条の規定により顧客が受領することとなる金銭の額を下回るときは、協会員は、当該顧客に対し当該計算上の利益の払出額と当該金銭の額との差額を支払うものとする。
- ハ 前条の規定により顧客が金銭を支払うこととなるときは、<u>当該顧客は、当該金銭を協会員に支払う</u>とともに、計算上の利益の払出額<u>を</u>当該転売若しくは買戻しの約定日又は当該限月取引の売買取引最終日から起算して4営業日目の日までに、協会員に返還するものとする。

(受渡その他の決済方法)

第20条 協会員は、海外証券先物取引について、 顧客が有価証券の品渡しによる受渡決済を委 託する場合には、執行取引所の定める受渡手 続開始日の国内応当日までに、当該顧客より 当該執行取引所が定める受渡適格銘柄の差し 入れを受けるものとする。

なお、当該顧客に対し交付すべき品渡代金 は、執行取引所の定める受渡日の国内応当日 の翌営業日に当該顧客あて支払う。

- 2 協会員は、海外証券先物取引について、顧客が有価証券の品受けによる受渡決済を委託する場合には、執行取引所の定める受渡日の国内応当日までに、当該顧客より品受代金の差し入れを受けるものとする。なお、当該顧客に対し交付すべき有価証券については、執行取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業日に、あらかじめ顧客との間で別途取り決めた受渡方法により交付するものとする。
- 3 協会員は、海外証券オプション取引について、顧客が有価証券の売買に係る権利行使を 行う場合には、執行取引所において権利行使

する日の国内応当日までに、権利行使に必要 な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受 け入れるものとする。なお、当該顧客に対し て交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行 取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業 日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間 で別途取り決めた受渡方法により交付するも のとする。

- 4 協会員は、海外証券オプション取引につい て、顧客が有価証券の売買に係る権利割当て を受けた場合には、執行取引所の定める受渡 日に受渡しが支障なく行われるよう当該有価 証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるも のとする。なお、当該顧客に対して交付すべ き有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定 める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該 顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り 決めた受渡方法により交付するものとする。
- 5 協会員は、海外証券先物取引等について、 最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が 行われた場合において、損失が生じたときは、 当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が 当該決済に係る清算価格を確認した日から起 算して4営業日目の日までに当該顧客から差 し入れを受けるものとする。
- 6 協会員は、前項の場合において、利益が生 じたときは、当該利益に相当する額の金銭を 当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認 した日から起算して4営業日目の日に顧客あ て支払う。
- 7 協会員は、顧客が海外証券先物オプション 取引又は海外証券オプション取引の買付けを 行った場合、約定プレミアムを約定日から起 算して4営業日目の日までに当該顧客から差 し入れを受けるものとする。
- 8 協会員は、顧客が海外証券先物オプション 取引又は海外証券オプション取引の売付けを 行った場合、約定プレミアムを約定日から起 算して4営業日目の日に当該顧客あて支払 う。

(決済通貨)

第21条 協会員は、顧客との間で海外証券先物 取引等における第 16 条及び前 3 条に係る金銭 の授受を指定建通貨により行う。

(建玉等の割当て)

- 第22条 協会員は、海外証券先物取引に関して 当該海外証券先物取引の未決済勘定を有する 顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある 場合は、約定日順に当該割当てを行う。
- 2 協会員は、海外証券先物オプション取引又 2 協会員は、海外証券先物オプション取引又 2 協会員は、海外証券先物オプション取引又 2 協会員は、海外証券先物オプション取引又

旧

する日の国内応当日までに、権利行使に必要 な当該有価証券又は受渡代金等を顧客から受 け入れるものとする。なお、当該顧客に対し て交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行 取引所の定める受渡日の国内応当日の翌営業 日に、当該顧客あて、あらかじめ顧客との間 で別途取り決めた受渡方法により交付するも のとする。

- 協会員は、海外証券オプション取引につい て、顧客が有価証券の売買に係る権利割当て を受けた場合には、執行取引所の定める受渡 日に受渡しが支障なく行われるよう当該有価 証券又は受渡代金等を顧客より受け入れるも のとする。なお、当該顧客に対して交付すべ き有価証券又は受渡代金は、執行取引所の定 める受渡日の国内応当日の翌営業日に、当該 顧客あて、あらかじめ顧客との間で別途取り 決めた受渡方法により交付するものとする。
- 協会員は、海外証券先物取引等について、 最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が 行われた場合において、損失が生じたときは、 当該損失に相当する額の金銭を当該協会員が 当該決済に係る清算価格を確認した日から起 算して4営業日目の日までに当該顧客から差 し入れを受けるものとする。
- 6 協会員は、前項の場合において、利益が生 じたときは、当該利益に相当する額の金銭を 当該協会員が当該決済に係る清算価格を確認 した日から起算して4営業日目の日に顧客あ て支払う。
- 協会員は、顧客が海外証券先物オプション 取引又は海外証券オプション取引の買付けを 行った場合、約定プレミアムを約定日から起 算して4営業日目の日までに当該顧客から差 し入れを受けるものとする。
- 協会員は、顧客が海外証券先物オプション 取引又は海外証券オプション取引の売付けを 行った場合、約定プレミアムを約定日から起 算して4営業日目の日に当該顧客あて支払 う。

(決済通貨)

第21条 協会員は、顧客との間で海外証券先物 取引等における第16条及び前3条に係る金銭 の授受を指定建通貨により行う。

(建玉等の割当て)

- 第22条 協会員は、海外証券先物取引に関して 当該海外証券先物取引の未決済勘定を有する 顧客間で受渡決済の割当てを行う必要がある 場合は、約定日順に当該割当てを行う。

は海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、約定日順に当該割当てを行う。

(権利行使等に係る意思確認)

- 第23条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利 行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従う。
- 2 協会員は、顧客が行った海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売又は買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。

(顧客の決済不履行の場合等の措置)

- 第24条 協会員は、顧客の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、海外証券先物取引等の取引の執行に関して顧客に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができる。
- 2 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し協会員に預託すべき委託証拠金若しくは約定プレミアムその他支払うべき金銭を預託せず又は支払わない場合は、当該協会員は、任意に、当該海外証券先物取引等を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は最終決済等の取引を当該顧客の計算において行うことができる。
- 3 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取 引等に関し、協会員に交付すべき有価証券の 交付を遅延した場合は、当該協会員は、当該 顧客の計算において、当該有価証券の売買取 引を行うことができる。
- 4 協会員が前2項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

第5章 雑則

(取引に関する通知書等の送付)

- 第25条 協会員は、海外証券先物取引等に係る 未決済勘定がある顧客に対して、当該海外証 券先物取引等に関する通知書を毎月送付する ものとする。
- 2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月、

旧

は海外証券オプション取引の権利行使に関して売建玉に割当てを行う必要がある場合には、協会員が約定日順に当該割当てを行う。

(権利行使等に係る意思確認)

- 第23条 協会員は、顧客が海外証券先物オプション取引及び海外証券オプション取引の権利 行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ顧客の意思を確認のうえ当該定めに従う。
- 2 協会員は、顧客が行った海外証券先物取引等の取引最終日が近づいたときは、当該顧客に対し、転売又は買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプションの権利行使を行うか確認することに努めるものとする。

(顧客の決済不履行の場合等の措置)

- 第24条 協会員は、顧客の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、海外証券先物取引等の取引の執行に関して顧客に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができる。
- 2 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取引等に関し協会員に預託すべき委託証拠金若しくは約定プレミアムその他支払うべき金銭を預託せず又は支払わない場合は、当該協会員は、任意に、当該海外証券先物取引等を決済するために必要な転売若しくは買戻し又は最終決済等の取引を当該顧客の計算において行うことができる。
- 3 顧客が所定の時限までに、海外証券先物取 引等に関し、協会員に交付すべき有価証券の 交付を遅延した場合は、当該協会員は、当該 顧客の計算において、当該有価証券の売買取 引を行うことができる。
- 4 協会員が前2項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

第5章 雑則

(取引に関する通知書等の送付)

- 第25条 協会員は、海外証券先物取引等に係る 未決済勘定がある顧客に対して、当該海外証 券先物取引等に関する通知書を毎月送付する ものとする。
- 2 前項に規定する通知書には、銘柄、限月、

売付け又は買付けの別、取引契約数量、約定 価格又は約定指数、取引成立日、海外証券先 物オプション取引及び海外証券オプション取 引については、プット又はコールの別及び権 利行使価格を記載しなければならない。

- 3 協会員は、海外証券先物取引等に係る建玉 残高、委託証拠金の残高等、顧客に対する債 権、債務の残高を照合通知書により月1回以 上報告するものとする。
- 4 前項に規定する照合通知書の記載事項につ いては、当該照合通知書が第1項に規定する 海外証券先物取引等に関する通知書その他法 令諸規則に基づく顧客への交付書類の送付時 期と同一の時期に送付されるときは、これを 省略することができる。

(売買状況等の報告)

第26条 協会員は、海外証券先物取引等の建玉 残高等の状況について所定の報告書により本 協会に報告するものとする。

(電磁的方法による送付等)

- 第27条 協会員は、次に掲げる書面の送付等に 代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取 扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等 規則」という。) に定めるところにより、当該 書面に記載すべき事項について電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法により提供することができ る。この場合において、当該協会員は、当該 書面の送付等を行ったものとみなす。
 - 第25条第1項に規定する海外証券先物取 引等に関する通知書
 - 2 第25条第3項に規定する照合通知書
- 2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受ける ことに代えて、書面電磁的提供等規則に定め るところにより、当該書面に記載すべき事項 について電子情報処理組織を使用する方法そ の他の情報通信の技術を利用する方法により 提供を受けることができる。この場合におい て、当該協会員は、当該書面の提出を受けた ものとみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する海外証券先物取 引等口座設定約諾書
 - 2 第7条に規定するヘッジ勘定による管理 の申出

(適用除外)

第28条 協会員が、執行取引所の清算会員であ

旧

売付け又は買付けの別、取引契約数量、約定 価格又は約定指数、取引成立日、海外証券先 物オプション取引及び海外証券オプション取 引については、プット又はコールの別及び権 利行使価格を記載しなければならない。

3 協会員は、海外証券先物取引等に係る建玉 残高、委託証拠金の残高等、顧客に対する債 権、債務の残高を照合通知書により月1回以 上報告するものとする。

(新 設)

(売買状況等の報告)

第26条 協会員は、海外証券先物取引等の建玉 残高等の状況について所定の報告書により協 会に報告するものとする。

(電磁的方法による送付等)

- 第27条 協会員は、次に掲げる書面の送付等に 代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取 扱いについて」(理事会決議)に定めるところ により、当該書面に記載すべき事項について 電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を利用する方法により提供する ことができる。この場合において、当該協会 員は、当該書面の送付等を行ったものとみな
 - 第25条第1項に規定する海外証券先物取 引等に関する通知書
 - 2 第25条第3項に規定する照合通知書
- 2 協会員は、次に掲げる書面の提出を受ける ことに代えて、「書面の電磁的方法による提供 等の取扱いについて」(理事会決議)に定める ところにより、当該書面に記載すべき事項に ついて電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法により提 供を受けることができる。この場合において、 当該協会員は、当該書面の提出を受けたもの とみなす。
 - 1 第3条第2項に規定する海外証券先物取 引等口座設定約諾書
 - 2 第7条に規定するヘッジ勘定による管理 の申出

則(平6.8.22) 付

1 協会員が、執行取引所の清算会員である外 る外国親会社若しくは外国子会社又はこれら 国親会社若しくは外国子会社又はこれらと密

と密接な関係を有する海外先物業者(以下「外国親会社又は外国子会社等」という。)からの海外証券先物取引等を、電子端末取引を利用して媒介を行う場合(委託の媒介を含む。)は、本規則を適用しない。この場合において、協会員は、次の各号を遵守するものとする。

- 1 協会員は、執行取引所の清算会員である 外国親会社又は外国子会社等との間で媒介 又は委託の媒介に係る契約を締結するこ と。
- 2 協会員は、執行取引所の清算会員である 外国親会社又は外国子会社等に対して媒介 手数料を請求すること。
- 3 協会員は、執行取引所の清算会員である 外国親会社又は外国子会社等に対して取引 の内容について責任を負わないこと。

(削る)

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

IΒ

接な関係を有する海外先物業者(以下「外国 親会社又は外国子会社等」という。)からの海 外証券先物取引等を、電子端末取引を利用し て媒介を行う場合(委託の媒介を含む。)は、 本規則を適用しない。

この場合において、協会員は、次の各号を 遵守するものとする。

- 」協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等との間で媒介又は委託の媒介に係る契約を締結すること
- 協会員は、執行取引所の清算会員である外 国親会社又は外国子会社等に対して媒介手 数料を請求すること
- _ 協会員は、執行取引所の清算会員である外国親会社又は外国子会社等に対して取引の内容について責任を負わないこと
- **2** 上記付則の改正は、平成6年8月22日から 実施する。

「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正 について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

IΒ

債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則

「債券等の条件付売買取引の取扱いについて」 理事会決議(自主規制会議決議)

<u>(目的)</u>

第1条 この規則は、協会員が行う債券等の条件付売買取引(売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日(所定の方法により決定される期日を含む。)に所定の価額(所定の計算方法により算出される価額を含む。)で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。以下「現先取引」という。)に関し、現先取引契約の締結、取引対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、現先取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 協会員は、顧客(他の協会員を含む。 以下同じ。)との間で、現先取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引 法(以下「金商法」という。)その他関係法令、 諸規則を遵守しなければならない。

(定義)

- **第3条** この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
 - 1 個別現先取引 個別の現先取引をいう。
 - 2 売 手 個別現先取引におけるス タート取引において、取引対象債券等を買 手に対し売り付ける者をいう。
 - 3 買 手 個別現先取引におけるス タート取引において、取引対象債券等を売 手から買い付ける者をいう。

この理事会決議は、協会員が行う債券等の条件付売買取引(売買の目的たる債券等と同種、同量の債券等を将来の所定期日(所定の方法により決定される期日を含む。)に所定の価額(所定の計算方法により算出される価額を含む。)で買い戻すこと又は売り戻すことを内容とする特約付の債券等の売買をいう。以下「現先取引」という。)に関し、現先取引契約の締結、取引対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、現先取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

1 法令、規則等の遵守

協会員は、顧客(他の協会員を含む。以下同じ。)との間で、現先取引を行うに当たっては、この<u>理事会決議</u>によるほか、<u>証券取引法</u>その他 関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

2 定義

この<u>理事会決議</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別現先取引 個別の現先取引をいう。
- (2) 売 手 個別現先取引におけるスタ ート取引において、取引対 象債券等を買手に対し売り 付ける者をいう。
- (3) 買 手 個別現先取引におけるスタ ート取引において、取引対 象債券等を売手から買い付

新	IB
4 スタート取引 個別現先取引において、 売手が買手に取引対象債券等を売り付ける 取引をいう。 5 エンド取引 個別現先取引において、買	ける者をいう。 (4) スタート取引 個別現先取引において、売 手が買手に取引対象債券等 を売り付ける取引をいう。 (5) エンド取引 個別現先取引において、買
ー 手が売手に同種、同量の債券等を売り戻す 取引をいう。	手が売手に同種、同量の債券等を売り戻す取引をい う。
6 取引対象債券等 スタート取引において 売買の対象となった債券等又は債券等の差 替えにより新たに交付された債券等をい う。	(6) 取引対象債券等 スタート取引において売買 の対象となった債券等又は 債券等の差替えにより新た に交付された債券等をい う。
7 取 引 期 間 スタート取引受渡日から エンド取引受渡日までの期間をいう。	(7) 取引期間 スタート取引受渡日からエンド取引受渡日までの期間をいう。
8 取引数量 取引対象債券等の額面総額として、個別現先取引で定めるものをいう。	(8) 取引数量 取引対象債券等の額面総額 として、個別現先取引で定 めるものをいう。
9 現先レート エンド売買金額算定の基準となる料率として、個別現先取引で定めるものをいう。	(9) 現先レート エンド売買金額算定の基準 となる料率として、個別現 先取引で定めるものをい う。
10 同種、同量 発行体、発行回号、種類、 券面額、数量及び課税条件が同一である場合をいう。	(10) 同種、同量 発行体、発行回号、種類、券 面額、数量及び課税条件が 同一である場合をいう。
11 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引対象債券等と同種、同量の債券等をいう。	(11) 同種、同量の債券等 個別現先取引における取引 対象債券等と同種、同量の 債券等をいう。
<u>12</u> 利 含 み 経過利子を含めて売買単 価を表示することをいう。	<u>(12)</u> 利 含 み 経過利子を含めて売買単価 を表示することをいう。
13 時 価 経過利子を含まない額面 100%当たりの市場価格に基づく価額割合 又は合理的に算定された価額割合をいう。	(13) 時 価 経過利子を含まない額面 100%当たりの市場価格に 基づく価額割合又は合理的 に算定された価額割合をい う。
14 利含み時価 経過利子を含む額面 100% 当たりの市場価格に基づく価額割合又は合 理的に算定された価額割合をいう。	(14) 利含み時価 経過利子を含む額面 100% 当たりの市場価格に基づく 価額割合又は合理的に算定

新 旧

- 15 時価総額 時価に経過利子を加算した (15) 時価総額 時価に経過利子を加算した ものに数量を乗じた価額をいい、利含み現 先取引においては、利含み時価に数量を乗 じた価額をいう。
- 16 売買金額算出比率 個別現先取引におい て、約定時点における取引対象債券等の時 価にスタート取引受渡日における経過利子 を加えた値をスタート売買単価にスタート 取引受渡日における経過利子を加えた値で 除し、これにより算出された比率から1を 減じた比率をいい、利含み現先取引におい ては、約定時点における取引対象債券等の 利含み時価をスタート利含み売買単価で除 し、これにより算出された比率から1を減 じた比率をいう。

- 17 個別取引与信額 個別現先取引におい (17) 個別取引与信額 個別現先取引において、ス て、スタート取引受渡日からエンド取引受 渡日(ただし、同種、同量の債券等が売手 に受け渡された日又は取引が終了した日が エンド取引受渡日より後である場合にはそ れらの日)までの間の任意の時点における 当該個別現先取引についての次のイと口と の差額をいう。
 - イ 当該時点をエンド取引受渡日とみなし た場合におけるエンド売買金額に、売買 金額算出比率に1を加えた数値を乗じた
 - ロ 当該時点における同種、同量の債券等 の時価総額

ものに数量を乗じた価額を いい、利含み現先取引にお

を乗じた価額をいう。

いては、利含み時価に数量

された価額割合をいう。

(16) 売買金額算出比率 個別現先取引において、約 定時点における取引対象債 券等の時価にスタート取引 受渡日における経過利子を 加えた値をスタート売買単 価にスタート取引受渡日に おける経過利子を加えた値 で除し、これにより算出され た比率から1を減じた比率 をいい、利含み現先取引にお いては、約定時点における取 引対象債券等の利含み時価 をスタート利含み売買単価 で除し、これにより算出され た比率から1を減じた比率 をいう。

タート取引受渡日からエン ド取引受渡日(ただし、同 種、同量の債券等が売手に 受け渡された日又は取引が 終了した日がエンド取引受 渡日より後である場合には それらの日)までの間の任 意の時点における当該個別 現先取引についての次の と_との差額をいう。

- 当該時点をエンド取引受渡日とみなした 場合におけるエンド売買金額に、売買金額 算出比率に1を加えた数値を乗じた額。
- 当該時点における同種、同量の債券等の 時価総額。

旧

- 18 純 与 信 額 一方当事者の個別取引与 信額の合計額から当該一方当事者に差し入 れられた担保の額(担保金の場合、担保金 利息を含む。担保証券の場合、その時価総 額に担保掛目を乗じた額とする。)を減じた 額が、他方当事者の個別取引与信額の合計 額から当該他方当事者に差し入れられた担 保の額を減じた額を超過している場合、そ の超過額をいう。
 - (18) 純 与 信 額 一方当事者の個別取引与信 額の合計額から当該一方当 事者に差し入れられた担保 の額(担保金の場合、担保 金利息を含む。担保証券の 場合、その時価総額に担保 掛目を乗じた額とする。)を 減じた額が、他方当事者の 個別取引与信額の合計額か ら当該他方当事者に差し入 れられた担保の額を減じた 額を超過している場合、そ の超過額をいう。
- 19 再評価取引 個別現先取引のスタート 取引受渡日からエンド取引受渡日までの間 の一時点において当該個別現先取引を一旦 終了し、同種、同量の債券等について、そ の時点の市場実勢単価に基づいて決められ た新たなスタート売買単価を用いて終了前 の取引と同一の現先レートにより、当初の エンド取引受渡日までの新たな個別現先取 引を締結する手法をいう。
- (19) 再評価取引 個別現先取引のスタート取 引受渡日からエンド取引受 渡日までの間の一時点にお いて当該個別現先取引を一 旦終了し、同種、同量の債券 等について、その時点の市場 実勢単価に基づいて決めら れた新たなスタート売買単 価を用いて終了前の取引と 同一の現先レートにより、当 初のエンド取引受渡日まで の新たな個別現先取引を締
- 20 取引対象債券等の差替え 個別現先取引のスタ ート取引受渡日からエンド取引受渡日まで の間の一時点において、売手が買手から当 初の取引対象債券等の引渡しを受けると同 時に、売手が買手へ当初の取引対象債券等 と同等又はそれ以上の時価総額の代替債券 等を差し入れることにより、取引対象債券 等を差し替える手法をいう。
- (20) 朝州 大学の 経済 個別現先取引のスタート取 引受渡日からエンド取引受 渡日までの間の一時点にお いて、売手が買手から当初 の取引対象債券等の引渡し を受けると同時に、売手が 買手へ当初の取引対象債券 等と同等又はそれ以上の時 価総額の代替債券等を差し 入れることにより、取引対 象債券等を差し替える手法 をいう。

結する手法をいう。

- 21 利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買単 | (21) 利含み現先取引 個別現先取引のうち、売買

価が利含みで表示されるほか、取引期間中 に取引対象債券等から利子等が発生する 場合には、当該利子等に相当する金額が買 手から売手に引き渡されるものをいう。 単価が利含みで表示される ほか、取引期間中に取引対 象債券等から利子等が発生 する場合には、当該利子等 に相当する金額が買手から 売手に引き渡されるものを いう。

(現先取引契約の締結等)

- 第4条 協会員は、現先取引を開始するときは、 あらかじめ顧客との間において、「債券等の現 先取引に関する基本契約書」(以下「基本契約 書」という。)を取り交わすとともに、当該契 約書を整理及び保管するものとする。
- 2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。
- <u>3</u> 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、<u>前項に</u>定める個別取引明細書の交付を要しない。
 - 1 顧客が次に掲げるいずれかの要件を満た していること。
 - イ 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)であること。
 - 口 顧客が金商法第28条第4項に規定する 投資運用業を行う協会員との間で、同法第 2条第8項第12号ロに規定する投資一任 契約を締結していること。
 - 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により顧客とあらかじめ個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。

3 現先取引契約の締結等

(1) 協会員は、現先取引を開始するときは、あらかじめ顧客との間において、「債券等の現先取引に関する基本契約書(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。

旧

- (2) 協会員は、前記(1)の基本契約書に基づき、個別現先取引の約定が成立したとき(再評価取引又は取引対象債券等の差替えを行ったときを含む。)は、その都度、顧客に対して、「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)を交付するものとする。
- (3) 前記(2)にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引明細書の交付を要しない。
 - <u>顧客が証券取引法第2条第3項第1号に</u> 規定する適格機関投資家又はそれに相当す る外国法人等であること

書面又は情報通信を利用する方法により 顧客とあらかじめ個別取引明細書の交付を 要しないことを合意していること

- 3 <u>協会員</u>が顧客からの個別現先取引の内容 に関する照会に対して速やかに回答できる 体制が整備されていること。
- 4 協会員は、第1項に定める基本契約書には、 次の各号に関する取扱いを記載するものとする。ただし、第4号から第8号に掲げる項目 について、顧客との間において取扱いを予定 しない場合は記載を要しないものとする。
 - 1 個別取引明細書の交付
 - 2 権利移転の時期
 - 3 繰上げ償還があった場合の措置
 - 4 売買金額算出比率
 - 5 再評価取引
 - 6 取引対象債券等の差替え
 - 7 担保の管理等
 - 8 外国通貨による支払方法
 - 9 権利の譲渡、質入れの禁止
 - 10 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い
- <u>5</u> 協会員は、第2項に定める個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目については、記載を要しないものとする。
 - 1 買手及び売手の名称
 - 2 取引対象債券等(国債の入札前取引については、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)
 - 3 取引数量
 - 4 現先レート
 - 5 取引約定日
 - 6 スタート取引受渡日
 - 7 スタート売買単価(国債の入札前取引に ついては、入札日以後に遅滞なく当該単価 を記載するものとする。)

旧

- __ 顧客からの個別現先取引の内容に関する 照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていること
- (4)協会員は、<u>前記(1)</u>に定める基本契約書には、 次の各号に関する取扱いを記載するものと する。ただし、<u>、、及びの</u>項目 について、顧客との間において取扱いを予定 しない場合は記載を要しないものとする。
 - __ 個別取引明細書の交付
 - __ 権利移転の時期
 - 繰上げ償還があった場合の措置
 - __ 売買金額算出比率
 - 再評価取引
 - __ 取引対象債券等の差替え
 - __ 担保の管理等
 - __ 外国通貨による支払方法
 - __ 権利の譲渡、質入れの禁止
 - __ 債務不履行が生じた場合の一括清算に関する取扱い
- (5) 前記(2)に定める個別取引明細書には、 次の各号に掲げる事項を記載するものとす る。ただし、個別現先取引において該当しな い項目については、記載を要しないものとす る。
 - __ 買手及び売手の名称
 - __ 取引対象債券等(国債の入札前取引については、入札前取引でいては、入札前取引である旨及び償還予定年月日を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を記載するものとする。)
 - 取引数量
 - __ 現先レート
 - 取引約定日
 - スタート取引受渡日
 - _ スタート売買単価(国債の入札前取引については、入札日以後に 遅滞なく当該単価を

新 旧 記載するものとす る。) 8 スタート売買金額(国債の入札前取引に スタート売買金額(国債の入札前取引に ついては、入札日以 ついては、入札日以後に遅滞なく当該金額 後に遅滞なく当該金 を記載するものとする。) 額を記載するものと する。) 9 売買金額算出比率 売買金額算出比率 10 エンド取引受渡日(利含み現先取引にお エンド取引受渡日(利含み現先取引にお いて、エンド取引受渡日が取引約定日より いて、エンド取引受 も後に定められる場合で、当該エンド取引 渡日が取引約定日よ 受渡日の確定後遅滞なく当該エンド取引 りも後に定められる 受渡日を記載した書面を交付する旨の合 場合で、当該エンド 意をした場合には、記載を要しないものと 取引受渡日の確定後 遅滞なく当該エンド する。) 取引受渡日を記載し た書面を交付する旨 の合意をした場合に は、記載を要しない ものとする。) 11 エンド売買単価(利含み現先取引にお エンド売買単価 (利含み現先取引におい いて、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞 て、エンド取引の受渡 なく当該事項を記載した書面を交付する 条件の確定後遅滞なく 旨の合意をした場合には、記載を要しない 当該事項を記載した書 ものとする。また、国債の入札前取引につ 面を交付する旨の合意 いては、入札日以後に遅滞なく当該単価を をした場合には、記載 を要しないものとす 記載するものとする。) る。また、国債の入札 前取引については、入 札日以後に遅滞なく当 該単価を記載するもの とする。) 12 エンド売買金額(利含み現先取引にお エンド売買金額 (利含み現先取引にお いて、エンド取引の受渡条件の確定後遅滞 いて、エンド取引の受 なく当該事項を記載した書面を交付する 渡条件の確定後遅滞な 旨の合意をした場合には、記載を要しない く当該事項を記載した

書面を交付する旨の合

意をした場合には、記

載を要しないものとす

ものとする。また、国債の入札前取引につ

いては、入札日以後に遅滞なく当該金額を

記載するものとする。)

> る。また、国債の入札 前取引については、入 札日以後に遅滞なく当 該金額を記載するもの とする。)

- 13 その他当該個別現先取引について特に定める事項
- <u>6</u> 第3項に基づき、個別取引明細書の交付を 省略する場合には、協会員は、顧客との間で <u>前項</u>各号に掲げる事項を顧客との間で合意す る方法により確認するものとする。ただし、 個別現先取引において該当しない項目につい てはこの限りでない。

<u>(現先取引対象顧客)</u>

第5条 協会員が行う現先取引の対象顧客は、 上場会社又はこれに準ずる法人であって、経 済的、社会的に信用のあるものに限るものと し、その選定に当たっては、顧客の財務内容、 資金繰り状況、収益性等について十分留意す るものとする。

(取引対象債券等の範囲)

- **第6条** 協会員が現先取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。
 - <u>1</u> 国債証券<u>(金商法第2条第1項第1号に</u> <u>掲げる国債証券をいう。)</u>
 - 2 地方債証券<u>(金商法第2条第1項第2号</u> に掲げる地方債証券をいう。)
 - 3 特別の法律により法人の発行する債券(金 商法第2条第1項第3号に掲げる債券をい う。)
 - <u>4</u> 特定社債券(<u>金商法</u>第2条第1項<u>第4号</u> に掲げる<u>特定社債券をいう。</u>)
 - 5 社債券(<u>金商法第2条第1項第5号に掲</u> <u>げる社債券をいう。ただし、</u>新株予約権付 社債券を除く。)
 - 6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11

- __ その他当該個別現先取引について特に定める事項
- (6) 前記(3)に基づき、個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、顧客との間で前記(5)各号に掲げる事項を顧客との間で合意する方法により確認するものとする。ただし、個別現先取引において該当しない項目についてはこの限りでない。

4 現先取引対象顧客

協会員が行う現先取引の対象顧客は、上場会 社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社 会的に信用のあるものに限るものとし、その選 定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状 況、収益性等について十分留意するものとする。

5 取引対象債券等の範囲

- (1) 協会員が現先取引において取り扱う債券 等は、次の各号に掲げるものとする。
 - 国債証券
 - 地方債証券
 - 特別の法律により法人の発行する債券
 - __ 特定社債券(<u>証券取引法第</u>2条第1項<u>第</u> <u>3号の2</u>に掲げる<u>有価証</u> 券)
 - __ 社債券(新株予約権付社債券を除く。)

(新 設)

号に掲げる投資法人債券をいう。)

- <u>7</u> 外国又は<u>外国の者</u>の発行する債券で前各 号の性質を有するもの
- 8 国内 C P(金商法第2条第1項第15号に 掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる 証券又は証書で同項第15号に掲げる約束 手形の性質を有するもののうち、国内にお いて発行されたものをいう。以下同じ。)
- 9 海外CD(<u>金融商品取引法施行令第1条</u> 第1号に掲げる譲渡性預金の預金証書をい う。)
- 10 海外 C P(金商法第2条第1項第17号に 掲げる証券又は証書で同項第15号に掲げ る約束手形の性質を有するもののうち、外 国で発行されたものをいう。以下同じ。)
- 11 外国貸付債権信託受益証券(<u>金商法第2</u> 条第1項第18号に掲げる証券又は証書を いう。)
- 2 協会員は、現先取引を行うに当たっては、 取引対象債券等の権利関係に留意するととも に、当該銘柄の流動性、価格動向等について も十分配慮するものとする。
- **3** 協会員は、他人名義登録債は、原則として 取り扱わないものとする。

(売買単価又は売買金額)

- 第7条 協会員は、顧客との間で債券等の現先 取引を行う場合のその売付時又は買付時の売 買単価については、本協会の「公社債の店頭 売買の参考値等の発表及び売買値段に関する 規則」及び「外国証券の取引に関する規則」 に基づき、これを決定するものとする。
- 2 協会員は、顧客との間で国内 C P、海外 C D、海外 C P及び外国貸付債権信託受益証券の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。

旧

- __ 外国又は<u>外国法人</u>の発行する債券で前各 号の性質を有するもの
- __ 国内 C P (証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する有価証券及び同法第 2 条第 1 項第 9 号に掲げる有価証券で同項第 8 号の性質を有するもののうち、本邦において発行されたものをいう。)
- ___ 海外CD(<u>証券取引法第2条第1項第 11</u> <u>号に規定する有価証券</u>をいう。)
- __ 海外 C P (証券取引法第 2 条第 1 項第 9 号に掲げる有価証券で同項第 8 号に規定す る有価証券の性質を有するもののうち、本 邦以外の地域で発行されたものをいう。)
- __ 外国貸付債権信託受益証券(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規定する有価証券をいう。)
- (2) 協会員は、現先取引を行うに当たっては、 取引対象債券等の権利関係に留意するとと もに、当該銘柄の流動性、価格動向等につ いても十分配慮するものとする。
- (3) 協会員は、他人名義登録債は、原則として 取り扱わないものとする。

6 売買単価又は売買金額

- (1) 協会員は、顧客との間で債券等の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買単価については、本協会の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)及び「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)に基づき、これを決定するものとする。
- (2) 協会員は、顧客との間で国内 C P、海外 C D、海外 C P 及び外国貸付債権信託受益証券の現先取引を行う場合のその売付時又は買付時の売買金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。

3 前2項において、スタート売買単価又はスタート売買金額の算出に当たり、売買金額第出比率を適用する場合には、当該比率について、取引対象債券等の価格変動リスク、取引相手方の信用リスク等を考慮した合理的な値としなければならない。

(担保の管理等)

- 第8条 協会員は、個別現先取引において、顧客に対して純与信額を有する場合は、取引期間中いつでも顧客に対し、通知により少なくとも純与信額と同額の担保金を差し入れるよう要求することができる。
- **2** 協会員は、<u>前項</u>の担保金に対して付利する ことができる。
- **3** 第1項の担保金は、有価証券等をもって代用することができるものとする。
- 4 担保金の代用として受け入れることができる<u>有価証券等</u>(以下「担保証券」という。)の 種類及び時価総額は当事者間の合意によるも のとする。
- **5** 担保証券の受入れは、その担保金としての 実効性に十分に留意するとともに、証憑書類 等を整備及び保管を行うものとする。

(売買金額算出比率の適用)

- 第9条 協会員は、個別現先取引のスタート売買単価を算出するに当たり、顧客との間の合意により、売買金額算出比率を用いることができる。ただし、当該売買金額算出比率については、当該個別現先取引が終了するまでの間は変更することができない。
- 2 取引対象債券等の差替えに当たって、当初 の取引対象債券等と差替え後の取引対象債券 等にそれぞれ異なる売買金額算出比率を適用 することはこれを妨げない。

旧

(3) 前記(1)及び(2)において、スタート売買単価又はスタート売買金額の算出に当たり、売買金額算出比率を適用する場合には、当該比率について、取引対象債券等の価格変動リスク、取引相手方の信用リスク等を考慮した合理的な値としなければならない。

7 担保の管理等

- (1) 協会員は、個別現先取引において、顧客に対して純与信額を有する場合は、取引期間中いつでも顧客に対し、通知により少なくとも純与信額と同額の担保金を差し入れるよう要求することができるものとする。
- (2) 協会員は、<u>前記(1)</u>の担保金に対して付利 することができるものとする。
- (3) 前記(1)の担保金は、有価証券等をもって 代用することができるものとする。
- (4) 担保金の代用として受け入れることができる<u>有価証券等</u>(以下「担保証券」という。) の種類及び時価総額は当事者間の合意によるものとする。
- (5) 担保証券の受入れは、その担保金としての 実効性に十分に留意するとともに、証憑書類 等の整備、保管を行うものとする。

8 売買金額算出比率の適用

協会員は、個別現先取引のスタート売買単価を算出するに当たり、顧客との間の合意により、 売買金額算出比率を用いることができる<u>ものと</u> する。ただし、当該売買金額算出比率について は、当該個別現先取引が終了するまでの間は変 更することができないものとする。

なお、取引対象債券等の差替えに当たって、 当初の取引対象債券等と差替え後の取引対象債 券等にそれぞれ異なる売買金額算出比率を適用 することはこれを妨げない。

(新 設)

旧 I

(再評価取引の適用)

第10条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、再評価取引を行うことにより、純与信額を解消することができる。

(取引対象債券等の差替えの適用)

第11条 協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、取引対象債券等の差替えを行うことができる。

(期間等)

第12条 協会員は、委託現先取引を行うに当たっては、スタート取引に係る売付日と買付日及びエンド取引に係る買戻日と売戻日がそれぞれ同一となるよう期間の対応を原則とするものとする。

(節度ある利用)

第13条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過大なものとならないよう留意するとともに、一取引先に過度に集中しないように十分配慮するものとする。

(社内規程の制定)

第14条 協会員は、現先取引を行うに当たっては、その透明性、公正性を確保するため、現 先取引に関する社内規程を制定するものとする。

<u>(電磁的方法による交付)</u>

- 第15条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
 - 1 第4条第2項に定める個別取引明細書
 - 2 第4条第5項第 10 号に定めるエンド取 引受渡日を記載した書面
 - 3 第4条第5項第 11 号に定めるエンド売

9 再評価取引の適用

協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、再評価取引を行うことにより、純 与信額を解消することができるものとする。

10 取引対象債券等の差替えの適用

協会員は、個別現先取引において、顧客との間の合意により、取引対象債券等の差替えを行うことができるものとする。

11 期間等

協会員は、委託現先取引を行うに当たっては、 スタート取引に係る売付日と買付日及びエンド 取引に係る買戻日と売戻日がそれぞれ同一とな るよう期間の対応を原則とするものとする。

12 節度ある利用

協会員は、現先取引を行うに当たっては、そ の資産状況に照らし過大なものとならないよう 留意するとともに、一取引先に過度に集中しな いように十分配慮するものとする。

13 社内規程の制定

協会員は、現先取引を行うに当たっては、その透明性、公正性を確保するため、現先取引に関する社内規程を制定するものとする。

14 電磁的方法による交付

協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

- 前記 3(2)に定める個別取引明細書
- __ <u>前記 3(5)</u> に定めるエンド取引受渡日 を記載した書面
- 前記 3(5) に定めるエンド売買単価を

買単価を記載した書面

4 第4条第5項第12号に定めるエンド売 買金額を記載した書面

(電磁的方法による契約)

- 第 16 条 協会員は、第4条第1項に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。
- 2 前項の定めに基づき基本契約書を取り交わした協会員は、顧客から契約内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

記載した書面

__ <u>前記3(5)</u>に定めるエンド売買金額を記 載した書面

15 電磁的方法による契約

- (1) 協会員は、前記 3(1)に定める基本契約書の取り交わしに代えて、当該基本契約書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該基本契約書を取り交わしたものとみなす。
- (2) 前記(1)の定めに基づき基本契約書を取り 交わした協会員は、顧客から契約内容につ いて照会があったときは、遅滞なく、当該 顧客にその契約内容を文書、口頭、電信又 は電話、電子情報処理組織を使用する方法 その他の方法により回答しなければならな い。

「債券等の着地取引の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について 平成19年9月18日

(下線部分変更)

新

債券等の着地取引の取扱いに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、協会員が行う債券等の店頭取引のうち、約定日(発行日以後の日に限る。以下同じ。)から受渡日までの期間が1か月以上となる取引(以下「着地取引」という。)に関し、売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、着地取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 協会員は、顧客(他の協会員を含む。 以下同じ。)との間で、着地取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引 法(以下「金商法」という。) 活規則を遵守しなければならない。

(売買契約の締結)

- 第3条 協会員は、着地取引を行う場合には、 顧客との間において、約定の都度、「債券等の 着地取引に関する契約書」(以下「個別取引契 約書」という。)を取り交わすとともに、当該 契約書を整理及び保管するものとする。
- 2 協会員は、着地取引につき、あらかじめ顧客との間において「債券等の着地取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)及び「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、「着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、前項に定める個別取引契約書による売買契約の締結に代えることができる。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。
 - <u>1</u> 顧客が<u>次に掲げるいずれかの要件を満た</u> していること。
 - イ 特定投資家(金商法第2条第31項に 規定する特定投資家(同法第34条の2 第5項の規定により特定投資家以外の 顧客とみなされる者を除き、同法第34

<u>「債券等の着地取引の取扱いについて」理事会</u> 決議(自主規制会議決議)

この<u>理事会決議</u>は、協会員が行う債券等の店 頭取引のうち、約定日(発行日以後の日に限る。 以下同じ。)から受渡日までの期間が1か月以上 となる取引(以下「着地取引」という。)に関し、 売買契約の締結、売買対象債券等の範囲、取引 の方法等について必要な事項を定め、着地取引 を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護 に資することを目的とする。

1 法令、規則等の遵守

協会員は、顧客(他の協会員を含む。以下同じ。)との間で、着地取引を行うに当たっては、この<u>理事会決議</u>によるほか、<u>証券取引法</u>その他 関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

2 売買契約の締結

- (1) 協会員は、着地取引を行う場合には、顧客との間において、約定の都度、「債券等の着地取引に関する契約書(以下「個別取引契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。
- (2) 協会員は、着地取引につき、あらかじめ顧客との間において「債券等の着地取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わし、「債券等の着地取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を交換した場合には、「着地取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、前記(1)に定める個別取引契約書による売買契約の締結に代えることができるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、次の各号に 定める要件をすべて満たす場合には、協会員 は、「個別取引契約書」の取り交わし又は「個 別取引明細書」の交付を要しない。
 - __ 顧客が<u>証券取引法第2条第3項第1号に</u> 規定する適格機関投資家又はこれに相当す る外国法人等であること

む。) をいう。) であること。

条の3第4項(同法第34条の4第4項 において準用する場合を含む。) の規定 により特定投資家とみなされる者を含

- 口 金商法第28条第4項に規定する投資 運用業を行う協会員との間で、同法第2 条第8項第12号口に規定する投資一任 契約を締結していること。
- 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方 法により顧客とあらかじめ個別取引契約書 の取り交わし又は個別取引明細書の交付を 要しないことを合意していること。
- 3 協会員が顧客からの着地取引の内容に関 する照会に対して速やかに回答できる体制 が整備されていること。
- 4 第1項に定める個別取引契約書には、次の 各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 売付け又は買付けの別
 - <u>2</u> 顧客名
 - 3 約定月日
 - 4 対象銘柄(当該銘柄を特定できる事項を 記載する。)
 - 5 額面金額
 - 6 約定単価、約定金額、経過利子及び受渡 金額。ただし、約定単価及び経過利子のう ち、売買対象有価証券がその性質上予定し ない項目については、記載を要しないもの とする。
 - 7 受渡日
 - 8 契約不履行が生じた場合の措置
- 5 第2項に定める基本契約書には、次の各号 に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 個別の着地取引契約の締結の方法
 - 2 権利移転の時期
 - 3 契約不履行が生じた場合の措置
- 6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交 わし又は個別取引明細書の交付を省略する場 合には、協会員は、顧客との間で第4項各号 に掲げる事項を顧客との間で合意する方法に より確認するものとする。
- 7 協会員は、債券の売買若しくは売買の媒介 を行うことを目的として設立された協会員を 取引相手方とする取引については、第1項に 定める契約書の作成を省略することができ る。

(売買対象顧客)

第4条 協会員が行う着地取引の対象顧客は、

旧

- 書面又は情報通信を利用する方法により 顧客とあらかじめ「個別取引契約書」の取 リ交わし又は「個別取引明細書」の交付を 要しないことを合意していること
- 顧客からの着地取引の内容に関する照会 に対して速やかに回答できる体制が整備さ れていること
- (4) 前記(1)に定める個別取引契約書には、次 の各号に掲げる事項を記載するものとす
 - 売付け又は買付けの別
 - 顧客名
 - 約定月日
 - 対象銘柄(当該銘柄を特定できる事項を 記載する。)
 - 額面金額
 - 約定単価、約定金額、取引税額、経過利 子及び受渡金額。ただし、約定単価、取引 税額及び経過利子のうち、売買対象有価証 券がその性質上予定しない項目について は、記載を要しないものとする。
 - 受渡日
 - 契約不履行が生じた場合の措置
- (5) 前記(2)に定める基本契約書には、次の各 号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 個別の着地取引契約の締結の方法
 - 権利移転の時期
 - 契約不履行が生じた場合の措置
- (6) 前記(3)に基づき、個別取引契約書の取り 交わし又は個別取引明細書の交付を省略す る場合には、協会員は、顧客との間で前記 (4) 各号に掲げる事項を顧客との間で合意 する方法により確認するものとする。
- (7) 協会員は、債券の売買若しくは売買の媒介 を行うことを目的として設立された協会員 を取引相手方とする取引については、前記 (1)に定める契約書の作成を省略すること ができるものとする。

3 売買対象顧客

協会員が行う着地取引の対象顧客は、上場会 上場会社又はこれに準ずる法人であって、経|社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社 済的、社会的に信用のあるものに限るものと│会的に信用のあるものに限るものとし、その選

し、その選定に当たっては、顧客の財務内容、 資金繰り状況、収益性等について十分留意す るものとする。

(売買対象債券等の範囲)

- **第5条** 協会員が着地取引において取り扱う債券等は、次の各号に掲げるものとする。
 - <u>1</u> 国債証券<u>(金商法第2条第1項第1号に</u> 掲げる国債証券をいう。)
 - 2 地方債証券<u>(金商法第2条第1項第2号</u> に掲げる地方債証券をいう。)
 - 3 特別の法律により法人の発行する債券 (金商法第2条第1項第3号に掲げる有価 証券をいう。)
 - <u>4</u> 特定社債券(<u>金商法第2条第1項第4号</u> に掲げる<u>特定社債券をいう。</u>)
 - 5 社債券(<u>金商法第2条第1項第5号に掲</u> <u>げる社債券をいう。ただし、</u>新株予約権付 社債券を除く。)
 - 6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11 号に掲げる投資法人債券をいう。)
 - <u>7</u> 外国又は<u>外国の者</u>の発行する債券で前各 号の性質を有するもの
 - 8 国内 C P(金商法第2条第1項第15号に 掲げる約束手形及び同項第17号に掲げる 証券又は証書で同項第15号に掲げる約束 手形の性質を有するもののうち、国内にお いて発行されたものをいう。)
 - 9 海外 C D (金融商品取引法施行令第1条 第1号に<u>掲げる譲渡性預金の預金証書</u>をい う。)
 - 10 海外 C P(金商法第 2 条第 1 項第 17 号に 掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げ る約束手形の性質を有するもののうち、外 国で発行されたものをいう。)
 - 11 外国貸付債権信託受益証券<u>(金商法第2</u> 条第1項第 18 号に掲げる証券又は証書を いう。)
- 2 協会員は、着地取引を行うに当たっては、 売買対象債券等の権利関係に留意するととも に、当該銘柄の流動性、価格動向等について も十分配慮するものとする。

(売買約定単価又は約定金額)

第6条 協会員は、顧客との間で債券の着地取引を行う場合の売買約定単価については、本協会の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び「外国証券の取引に関する規則」に基づき、これを決定するものとする。

旧

定に当たっては、顧客の財務内容、資金繰り状況、収益性等について十分留意するものとする。

4 売買対象債券等の範囲

- (1) 協会員が着地取引において取り扱う債券 等は、次の各号に掲げるものとする。
 - __ 国債証券
 - 地方債証券
 - __ 特別の法律により法人の発行する債券
 - 特定社債券(証券取引法第2条第1項第 3号の2に掲げる有価証券)
 - 社債券(新株予約権付社債券を除く。)

(新 設)

- __ 外国又は<u>外国法人</u>の発行する債券で前各 号の性質を有するもの
- 四内 C P (証券取引法第2条第1項第8 号に規定する有価証券及び同法第2条第1 項第9号に掲げる有価証券で同項第8号の 性質を有するもののうち、本邦において発 行されたものをいう。)
- __ 海外CD(<u>証券取引法第2条第1項第11</u> 号に<u>規定する有価証券</u>をいう。)
- __ 海外 C P (証券取引法第2条第1項第9 号に掲げる有価証券で同項第8号に規定す る有価証券の性質を有するもののうち、本 邦以外の地域で発行されたものをいう。)
- __ 外国貸付債権信託受益証券(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第1条第3号に規定する有価証券をいう。)
- (2) 協会員は、着地取引を行うに当たっては、 売買対象債券等の権利関係に留意するとと もに、当該銘柄の流動性、価格動向等につ いても十分配慮するものとする。

5 売買約定単価又は約定金額

(1) 協会員は、顧客との間で債券の着地取引を 行う場合の売買約定単価については、本協 会の「公社債の店頭売買の参考値等の発表 及び売買値段に関する規則」、公正慣習規則 第3号)及び「外国証券の取引に関する規 則」(公正慣習規則第4号)に基づき、これ

2 協会員は、顧客との間で国内 C P、海外 C D、海外 C P 及び外国貸付債権信託受益証券の着地取引を行う場合の約定金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。

(期 間)

第7条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡日までの期間が6か月を超えないものとする。

(残 高)

第8条 協会員が、着地取引を行うに当たっては、その資産状況に照らし過度なものにならないよう留意するとともに、一顧客に過度に集中しないように十分配慮するものとする。

(社内規程の制定)

第9条 協会員は、着地取引を行うに当たっては、経営の健全性を確保するため、着地取引に関する社内規程を制定するものとする。

(電磁的方法による交付)

第10条 協会員は、第3条第2項に定める個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。

(電磁的方法による契約等)

- 第11条 協会員は、第3条第1項に定める個別取引契約書又は同条第2項に定める基本契約書及び合意書の取り交わしに代えて、当該契約書及び合意書の取り交わしを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書及び合意書の取り交わしを行ったものとみなす。
- 2 前項の定めに基づき契約書<u>及び</u>合意書の<u>取り交わし</u>を行った協会員は、顧客から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

旧

を決定するものとする。

(2) 協会員は、顧客との間で国内 C P、海外 C D、海外 C P 及び外国貸付債権信託受益証券の着地取引を行う場合の約定金額は、金利水準、金融情勢等の動向を参酌した適正なものとする。

6 期 間

協会員は、着地取引を行うに当たっては、その約定日から受渡日までの期間が6か月を超えないものとする。

7 残 高

協会員が、着地取引を行うに当たっては、そ の資産状況に照らし過度なものにならないよう 留意するとともに、一顧客に過度に集中しない ように十分配慮するものとする。

8 社内規程の制定

協会員は、着地取引を行うに当たっては、経 営の健全性を確保するため、着地取引に関する 社内規程を制定するものとする。

9 電磁的方法による交付

協会員は、前記2(2)に定める個別取引明細書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。

10 電磁的方法による契約等

- (1) 協会員は、前記 2 (1)に定める個別取引契約書及び前記 2 (2)に定める基本契約書の取り交わし又は前記 2 (2)に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。
- (2) 前記(1)の定めに基づき契約書の取り交わ し又は合意書の交換を行った協会員は、顧客 から当該契約又は合意の内容について照会が あったときは、遅滞なく、当該顧客にその契 約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電 話、電子情報処理組織を使用する方法その他 の方法により回答しなければならない。

新	IB
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る。	

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正 について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下線部分変更)

新

債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規

(目的)

第1条 この規則は、協会員が店頭において行 う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る 債券の貸借取引に関し、債券貸借取引契約の 締結、対象債券の範囲、取引の方法等につい て必要な事項を定め、貸借取引を公正かつ円 滑ならしめ、もって公社債市場の健全な発展 に資することを目的とする。

(法令・規則等の遵守)

第2条 協会員は、取引相手方(他の協会員を 含む。以下同じ。) との間で、債券の空売り及 び貸借取引を行うに当たっては、この規則に よるほか、金融商品取引法(以下「金商法」 という。) その他関係法令、諸規則を遵守しな ければならない。

(定義)

- 第3条 この規則において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ
 - 1 債券の空売り 約定日において債券を有 しないで売却することをいう。
 - 2 債券貸借取引 当事者の一方(貸出者) が、他方(借入者)に債券を貸し出し、当 事者間で合意された期間を経た後、借入者 が貸出者に当該銘柄と同種、同量の債券を 返済する債券の消費貸借取引をいう。
 - イ 貸 出 者 債券貸借取引において債券 の貸出を行う者をいう。
 - ロ 借入者 債券貸借取引において債券の 借入を行う者をいう。
 - ハ 個別取引 個別の債券貸借取引をい
 - 二 個別契約 当事者が個別取引に関し締 結する契約をいう。
 - ホ 貸借期間 債券の貸借が行われる期間 として、個別契約で定めるものをいう。

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについ て」理事会決議(自主規制会議決議)

この理事会決議は、協会員が店頭において行 う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債 券の貸借取引(以下「債券貸借取引」という。) に関し、債券貸借取引契約の締結、対象債券の 範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、 貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって公社 債市場の健全な発展に資することを目的とす る。

1 法令・規則等の遵守

協会員は、取引相手方(他の協会員を含む。 以下同じ。)との間で、債券の空売り及び貸借取 引を行うに当たっては、この理事会決議による ほか、証券取引法その他関係法令、諸規則を遵 守しなければならない。

2 定義

この理事会決議において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債券の空売り 約定日において債券を有し ないで売却することをい
- (2) 債券貸借取引 当事者の一方(貸出者)が、 他方(借入者)に債券を貸 し出し、当事者間で合意さ れた期間を経た後、借入者 が貸出者に当該銘柄と同 種、同量の債券を返済する 債券の消費貸借取引をい
 - __ 貸 出 者 債券貸借取引において債券 の貸出を行う者をいう。
 - __ 借 入 者 債券貸借取引において債券 の借入を行う者をいう。
 - 個別の債券貸借取引をい 個別取引 う。
 - __ 個別契約 当事者が個別取引に関し締 結する契約をいう。
 - 貸借期間 債券の貸借が行われる期間 として、個別契約で定める

新 旧

- <u>へ</u> 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭として、 個別契約で定めるものをいう。
- 上 貸借料率 貸借料算定の基準となる料率で、当事者双方が金利その他諸般の情勢を考慮して協議のうえ、パーセントをもって年率で定めるものをいう。
- <u>チ</u> 対象銘柄 債券貸借取引の対象となる 債券の銘柄として、個別契約で定めるも のをいう。
- <u>リ</u> 貸借数量 対象銘柄の額面金額として、個別契約で定めるものをいう。
- <u>ヌ</u> 取引実行日 個別契約で定める貸借取引 期間の開始日をいう。
- <u>ル</u> 取引決済日 個別契約で定める貸借期間 の終了日をいう。
- <u>ヲ</u> 時 価 合理的かつ適正な価格又は 気配値をいう。

(債券の空売り)

- **第4条** 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により 受渡しを行うものとする。
 - 1 受渡日以前に買戻しを行う方法
 - 2 受渡日以前に買戻しを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法
 - 3 受渡日以前に買戻しを行わず、債券等の 現先取引、債券の貸借取引、金商法第28条 第8項第4号に規定する有価証券関連デリ バティブ取引及び銀行法第10条第2項第 14号に規定する金融等デリバティブ取引に おいて担保として受け入れた債券のうち、 契約により消費できる債券を受渡しに用い る方法
- **2** 協会員が債券の空売りにおいて取り扱う債券は<u>第6条</u>に掲げるものとする。

(債券貸借取引契約の締結)

- 第5条 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理及び保管するものとする。
- 2 協会員は、前項に定める基本契約書に基づ

ものをいう。
__ 貸借料 借入者が貸出者に対して債券貸出の対価として支払う金銭として、個別契約で定めるものをいう。

貸借料率 貸借料算定の基準となる料率で、当事者双方が金利その他諸般の情勢を考慮して協議のうえ、パーセントをもって年率で定めるものをいう。

_ 対象銘柄 債券貸借取引の対象となる 債券の銘柄として、個別契 約で定めるものをいう。

__ 貸借数量 対象銘柄の額面金額として、個別契約で定めるものをいう。

__ 取引実行日 個別契約で定める貸借取引 期間の開始日をいう。

__ 取引決済日 個別契約で定める貸借期間 の終了日をいう。

__ 時 価 合理的かつ適正な価格又は 気配値をいう。

3 債券の空売り

- (1) 協会員は、債券の空売りを行った場合は、 次の各号に掲げるいずれかの方法により受 渡しを行うものとする。
 - 受渡日以前に買戻しを行う方法
 - __ 受渡日以前に買戻しを行わず、債券の 貸借取引により借り入れた債券を受渡し に用いる方法
 - 一 受渡日以前に買戻しを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、証券取引法第2条第8項第3号の2に規定する有価証券店頭デリバティブ取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法
- (2) 協会員が債券の空売りにおいて取り扱う 債券は<u>後記5</u>に掲げるものとする。

4 債券貸借取引契約の締結

- (1) 協会員は、債券貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書」(以下「基本契約書」という。)を取り交わすとともに、当該契約書を整理、保管するものとする。
- (2) 協会員は、前記(1)の基本契約書に基づ

- き、債券貸借取引の約定が成立したときは、その都度、取引相手方との間において、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引契約書」)を取り交わすものとする。ただし、当該取引相手方との間において「債券貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」(以下「合意書」という。)を取り交わした場合には、「債券貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別取引明細書」という。)の交付をもって、個別取引契約書の取り交わしに代えることができる。
- <u>3</u> 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しない。
 - <u>1</u> 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件 を満たしていること
 - イ 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。
 - 口 金商法第28条第4項に規定する投資運 用業を行う協会員との間で、同法第2条第 8項第12号ロに規定する投資ー任契約を 締結していること。
 - 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。
 - 3 協会員が取引相手方からの個別貸借取引 の内容に関する照会に対して速やかに回答 できる体制が整備されていること。
- **4** 協会員は、<u>第1項</u>に定める基本契約書には、 次の各号に掲げる事項を記載するものとす る。
 - 1 個別の債券貸借取引契約の締結の方法
 - 2 貸借料の支払方法
 - 3 債券の引渡し方法
 - 4 取引担保金の受入れ
 - 5 外国通貨による場合は、その支払方法
 - 6 権利の譲渡、質入れの禁止
 - 7 貸借取引対象債券の利金等の取扱い
 - 8 契約不履行が生じた場合の措置
- <u>5</u> 第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

旧

- き、債券貸借取引の約定が成立したときは、 その都度、取引相手方との間において、「債 券貸借取引に関する基本契約書に係る個別 取引契約書」(以下「個別取引契約書」)を取 り交わすものとする。ただし、当該取引相手 方との間において「債券貸借取引に関する基 本契約書に係る合意書」(以下「合意書」と いう。)を交換した場合には、「債券貸借取引 に関する基本契約書に係る個別取引明細書」 (以下「個別取引明細書」という。)の交付 をもって、個別取引契約書に代えることがで きる。
- (3) 前記(2)にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、 「個別取引契約書」の取り交わし又は「個別 取引明細書」の交付を要しない。
 - <u>顧客が証券取引法第2条第3項第1号に</u> 規定する適格機関投資家又はそれに相当す る外国法人等であること

- _ 書面又は情報通信を利用する方法により 取引相手方とあらかじめ「個別取引契約書」 の取り交わし又は「個別取引明細書」の交 付を要しないことを合意していること
- 型 取引相手方からの個別貸借取引の内容に 関する照会に対して速やかに回答できる体 制が整備されていること
- (4) 協会員は、<u>前記(1)</u>に定める基本契約書 には、次の各号に掲げる事項を記載するもの とする。
 - __ 個別の債券貸借取引契約の締結の方法
 - __ 貸借料の支払方法
 - 債券の引渡し方法
 - 取引担保金の受入れ
 - __ 外国通貨による場合は、その支払方法
 - 権利の譲渡、質入れの禁止
 - 貸借取引対象債券の利金等の取扱い
 - 契約不履行が生じた場合の措置
- (5) 前記(2)に定める「個別取引契約書」及び「個別取引明細書」には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 約定日
- 2 銘柄名(国債の入札前取引については、 入札前取引である旨及び償還予定年月日を 記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘柄を 記載するものとする。)
- <u>3</u> 貸借数量
- 4 貸出者
- 5 借入者
- 6 貸借期間
- 7 貸借料(国債の入札前取引については、 入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載す るものとする。)
- 6 第3項に基づき、個別取引契約書の取り交わし又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で前項各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。

(貸借取引対象債券の範囲)

- **第6条** 協会員が債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 国債証券<u>(金商法第2条第1項第1号に</u> 掲げる国債証券をいう。以下同じ。)
 - 2 地方債証券 (金商法第2条第1項第2号 に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。)
 - 3 特別の法律により法人の発行する債券 (金商法第2条第1項第3号に掲げる有価 証券をいう。以下同じ。)
 - 4 特定社債券(金商法第2条第1項<u>第4号</u> に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。)
 - 5 社債券(<u>金商法第2条第1項第5号に掲</u> <u>げる社債券をいう。ただし、</u>新株予約権付 社債券を除く。以下同じ。)
 - 6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11 号に掲げる投資法人債券をいう。以下同 じ。)
 - 7 外国又は<u>外国の者</u>の発行する債券で前各 号の性質を有するもの

(取引担保金の受入)

- 第7条 協会員は、債券貸借取引において貸出者となる場合には、原則として借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、貸出者と借入者の合意のもとに決定するものとする。
- **2** 協会員は、借入者から現金で受け入れた取引担保金に対して付利することができる。

旧

- 約定日
- 盆柄名(国債の入札前取引については、 入札前取引である旨及び償還予定年月日 を記載し、入札日以後に遅滞なく当該銘 柄を記載するものとする。)
- 貸借数量
- 貸出者
- __ 借入者
- 貸借期間
- __ 貸借料(国債の入札前取引については、 入札日以後に遅滞なく当該貸借料を記載 するものとする。)
- (6) 前記(3)に基づき、「個別取引契約書」の 取り交わし又は「個別取引明細書」の交付を 省略する場合には、協会員は、取引相手方と の間で前記(5)各号に掲げる事項を取引相 手方との間で合意する方法により確認する ものとする。

5 貸借取引対象債券の範囲

協会員が債券貸借取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。

- __ 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- __ 特定社債券(<u>証券取引法</u>第2条第1項 <u>第3号の2</u>に掲げる<u>有価</u> 証券)
- 社債券(新株予約権付社債券を除く。)

(新 設)

__ 外国又は<u>外国法人</u>の発行する債券で前 各号の性質を有するもの

6 取引担保金の受入

- (1) 協会員は、債券貸借取引において貸出者となる場合には、原則として借入者から取引実行日までに取引担保金を受け入れるものとする。取引担保金の額は、貸借対象債券の時価を基準に、貸出者と借入者の合意のもとに決定するものとする。
- (2) 協会員は、借入者から現金で受け入れた 取引担保金に対して付利することができる ものとする。

旧

(取引担保金の追加差入)

第8条 協会員は、債券貸借取引において、貸出者になっている場合に、相場の変動等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときは、借入者から取引担保金の追加差入れを受け入れるものとする。

(取引担保金の代用)

第9条 前2条に定める取引担保金は、次の各号に掲げる有価証券等をもって代用することができるものとし、その受入れの際の代用価額は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価額は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。。

(削る)

1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券 (金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書のうち、外国の者が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。) 及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。)

100 分の 65

(削る)

2 国債証券

100分の90

3 地方債証券(その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業(金商法第28条第8項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。)を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100 分の 80

7 取引担保金の追加差入

協会員は、債券貸借取引において、貸出者になっている場合に、相場の変動等により取引相 手方に計算上の損失が発生している場合等で協 会員が必要と認めるときは、借入者から取引担 保金の追加差入れを受け入れるものとする。

8 取引担保金の代用

(1) <u>前記6及び7</u>の取引担保金は、有価証券等 をもって代用することができる。

(2) 取引担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。

ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価格は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。

_ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。)

100分の65

削除

国債証券

100 分の 90

_ 地方債証券(その発行に際して、元引 受契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>によ り締結されたものに限る。)

100 分の 80

4 特別の法律により法人の発行する債券 イ 政府が元本の償還及び利息の支払いに ついて保証しているもの

100分の85

ロ その他のもの

100 分の 80

5 特定社債券

100分の80

- 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券(外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)
 - イ 新株予約権付社債券を除く社債券

100分の80

口 新株予約権付社債券

100分の75

(削る)

7 投資法人債券(国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。))

100分の80

<u>8</u> 国内の<u>取引所金融商品市場</u>に上場されて いる円貨建外国国債証券

100分の80

9 国内の取引所金融商品市場に上場されて いる円貨建外国地方債証券

100 分の 80

10 国際復興開発銀行円貨債券

100 分の 85

11 アジア開発銀行円貨債券

100分の85

- 12 前4号に掲げる債券の発行者を除く<u>外国</u> の者の発行する債券で、かつ<u>国内の取引所金融商品市場</u>に上場されている円貨債券 100 分の 80
- 13 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の取引所金融 商品市場に上場されているもの及び投資信 託協会が前日の時価を発表するものに限 る。)

イ 公社債投資信託の受益証券

旧

_ 特別の法律により法人の発行する債券 イ 政府が元本の償還及び利息の支払い について保証しているもの

100分の85

ロ その他のもの

100分の80

__ 特定社債券 (<u>証券取引法第2条第1項第</u> <u>3号の2</u>に掲げる有価証 券)

100分の80

_ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社 債券又は国内の<u>証券取引所</u>にその株券が 上場されている会社が発行する社債券 で、かつ、外国法人以外の会社の発行す るもの(その発行に際して、元引受契約 が証券会社又は外国証券会社により締結 されたものに限る。)

イ 新株予約権付社債券を除く社債券

100分の80

口 新株予約権付社債券

100 分の 75

___<u>削 除</u>

(新 設)

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円 貨建外国国債証券

100分の80

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円 貨建外国地方債証券

100分の80

国際復興開発銀行円貨債券

100 分の 85

アジア開発銀行円貨債券

100 分の 85

__<u>前記 から</u>に掲げる債券の発行者を 除く<u>外国法人</u>の発行する債券で、かつ国 内の<u>証券取引所</u>に上場されている円貨債 券

100 分の 80

- 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券(国内の<u>証券取</u>引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)
 - イ 公社債投資信託の受益証券

新 100分の80 ロ その他のもの 100分の65 14 米国財務省証券 100分の85 15 譲渡性預金(外国において発行されたも のを除く。) 100分の80 16 国内 C P(金商法第2条第1項第15号に 掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる 証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束 手形の性質を有するもののうち、国内にお いて発行されたものをいう。) 100分の80 17 貸付信託の受益証券(発行の日から1年 以上経過したものに限る。) イ 差し入れを受ける者を信託契約の受託 者とする貸付信託の受益証券 100分の85 ロ その他のもの 100分の80 18 合同指定金銭信託の受益権 イ 差し入れを受ける者を信託契約の受託 者とする合同指定金銭信託の受益権 100分の85 ロ その他のもの 100 分の 80 19 定期預金契約、譲渡性預金契約及び通知 預金契約に基づく債権 イ 差し入れを受ける者を債務者とする預 金契約に基づく債権 100分の90 ロ その他のもの 100 分の 80 20 銀行による支払保証契約 100分の80

2 貸借取引対象債券に表示されている通貨と

取引相手方から受け入れる取引担保金の代用

の通貨(取引担保金の代用として有価証券等

を受け入れる場合には、当該有価証券等に表

示されている通貨)が異なる場合の当該通貨

又は有価証券等の取引担保金への代用価格

は、同一通貨のときの取引担保金への代用価

格に100分の95を乗じた額を超えないものと

する。ただし、借入者が上場会社又はこれに

準ずる法人であって、経済的、社会的に信用

のある取引相手方である場合には、受け入れ

る通貨又は代用価格は、時価を基準とした合

理的な額とすることができる。

旧 100分の80

ロ その他のもの

100分の65

米国財務省証券

100 分の 85

譲渡性預金(海外において発行された ものを除く。)

100分の80

コマーシャル・ペーパー(同上)

100分の80

貸付信託の受益証券(発行の日から1 年以上経過した ものに限る。)

イ 差し入れを受ける者を信託契約の受 託者とする貸付信託の受益証券

100 分の 85

ロ その他のもの

100 分の 80

合同指定金銭信託の受益権

イ 差し入れを受ける者を信託契約の受 託者とする合同指定金銭信託の受益権 100分の85

ロ その他のもの

100 分の 80

定期預金契約、譲渡性預金契約及び通 知預金契約に基づく債権

イ 差し入れを受ける者を債務者とする 預金契約に基づく債権

100分の90

ロ その他のもの

100 分の 80

21 銀行による支払保証契約

100分の80

(3) 貸借取引対象債券に表示されている通貨 と取引相手方から受け入れる取引担保金の 代用の通貨(取引担保金の代用として有価証 券等を受け入れる場合には、当該有価証券等 に表示されている通貨)が異なる場合の当該 通貨又は有価証券等の取引担保金への代用 価格は、同一通貨のときの取引担保金への代 用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えない ものとする。

ただし、借入者が上場会社又はこれに準ず る法人であって、経済的、社会的に信用のあ る取引相手方である場合には、受け入れる通 貨又は代用価格は、時価を基準とした合理的 な額とすることができる。

3 第1項による代用有価証券等の受入れは、 その取引担保金としての実効性に十分に留意 するとともに、証憑書類等<u>を</u>整備<u>及び</u>保管を 行うものとする。

(貸借残高等の照合)

- 第10条 協会員は、取引相手方<u>(特定投資家を除く。次項において同じ。)</u>との間において債券貸借取引を行った場合には、3か月に1回以上の割合において、貸借対象債券、担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。
- 2 前項の残高照合を行う場合において、貸借対象債券、取引担保金等の残高がない取引相手方との間において直前に行った残高照合以後その残高があったものについては、当該取引相手方との間において、現在その残高がない旨の残高照合を行わなければならない。

(節度ある利用)

第11条 協会員は、債券の空売り及び貸借取引を行うに当たっては、協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように十分留意するものとする。

(新規の債券貸借取引の禁止)

- 第12条 協会員は、別段の合意がある場合を除 き、取引相手方が次に掲げる場合に該当する ときには、当該顧客との間で新規に債券貸借 取引を行ってはならない。
 - <u>1</u> 既取引に係る受渡未済等、協会員に立替 金があるとき<u>。</u>
 - <u>2</u> 担保金が未入となっているとき<u>。</u>
 - 3 取引状況その他から不適当と認められるとき。

(社内規程の制定)

第13条 協会員は、債券貸借取引を行うに当たっては、協会員の経営の健全性を確保するため、債券貸借取引等に関する社内規程を制定するものとする。

(取引状況等の報告)

第14条 協会員は、債券貸借取引の状況について、本協会が定めるところにより本協会に報告するものとする。

<u>(電磁的方法による交付)</u>

第15条 協会員は、第5条第2項に定める個別取

旧

(4) <u>前記(2)</u>による代用有価証券等の受入れは、その取引担保金としての実効性に十分に留意するとともに、証憑書類等<u>の</u>整備、保管を行うものとする。

9 貸借残高等の照合

- (1) 協会員は、取引相手方との間において債券 貸借取引を行った場合には、3か月に1回以 上の割合において、貸借対象債券、担保金等 の残高について残高照合を行わなければな らない。
- (2) 前記(1)の残高照合を行う場合において、 貸借対象債券、取引担保金等の残高がない取 引相手方との間において直前に行った残高 照合以後その残高があったものについては、 当該取引相手方との間において、現在その残 高がない旨の残高照合を行わなければなら ない。

10 節度ある利用

協会員は、債券の空売り及び貸借取引を行う に当たっては、協会員の規模、営業の実情に応 じて、節度ある運営を行うとともに、過度にな ることのないように十分留意するものとする。

11 新規の債券貸借取引の禁止

協会員は、別段の合意がある場合を除き、取引相手方が次に掲げる場合に該当するときには、当該顧客との間で新規に債券貸借取引を行ってはならないものとする。

- __ 既取引に係る受渡未済等、協会員に立替 金があるとき
- 担保金が未入となっているとき
- __ 取引状況その他から不適当と認められる とき

12 社内規程の制定

協会員は、債券貸借取引を行うに当たっては、 協会員の経営の健全性を確保するため、債券貸 借取引等に関する社内規程を制定するものとす る。

13 取引状況等の報告

協会員は、債券貸借取引の状況について、<u>所</u> 定の様式により本協会に報告するものとする。

14 電磁的方法による交付

協会員は、4(2)に定める「個別取引明細書」の

引明細書の交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法</u>による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該個別取引明細書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該個別取引明細書を交付したものとみなす。

(電磁的方法による契約等)

- 第16条 協会員は、第5条第1項に定める基本契約書及び同条第2項に定める個別取引契約書の取り交わし又は同項に定める合意書の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。
- 2 前項の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

交付に代えて、<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)</u>に定めるところにより、当該<u>「</u>個別取引明細書<u>」</u>に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該<u>「</u>個別取引明細書<u>」</u>を交付したものとみなす。

15 電磁的方法による契約等

- (1) 協会員は、前記 4(1)に定める基本契約書及び前記 4(2)に定める「個別取引契約書」の取り交わし又は前記 4(2)に定める「合意書」の交換に代えて、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該契約書の取り交わし又は当該合意書の交換を行ったものとみなす。
- (2) 前記(1)の定めに基づき契約書の取り交わし又は合意書の交換を行った協会員は、取引相手方から当該契約又は合意の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約又は合意の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正 について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」理 事会決議(自主規制会議決議)

(目的)

第1条 この規則は、協会員が店頭において行 う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の 気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方 法等について必要な事項を定め、同取引を公 正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に 資することを目的とする。

(定義<u>)</u>

- 第2条 この規則において次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 1 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日 を指定できる権利(以下「選択権」という。) を有する債券売買取引であって、行使期間 内に受渡日の指定が行われない場合には、 当該債券売買取引の契約が解除されるもの をいう。
 - において、選択権保有者が選択権付与者に 対して、選択権の対価として支払う金銭を いう。
 - 3 選択権保有者 選択権付債券売買取引 において、選択権を保有する者をいう。
 - において、選択権を選択権保有者に付与し た者をいう。
 - 5 コールの保有者 選択権付債券売買取引 において、債券の買い手であり、かつ選択 権保有者である者をいう。
 - 6 コールの付与者 選択権付債券売買取引 において、債券の売り手であり、かつ選択 権付与者である者をいう。
 - において、債券の売り手であり、かつ選択

この理事会決議は、協会員が店頭において行 う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気 配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等 について必要な事項を定め、同取引を公正かつ 円滑ならしめ、もって投資者の保護に資するこ とを目的とする。

1 定義

この理事会決議において次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1) 選択権付債券売買取引 当事者の一方が受渡日 を指定できる権利(以下 「選択権」という。)を 有する債券売買取引で あって、行使期間内に受 渡日の指定が行われな い場合には、当該債券売 買取引の契約が解除さ れるものをいう。

2 選 択 権 料 選択権付債券売買取引 (2) 選 択 権 料 選択権付債券売買取引 において、選択権保有者 が選択権付与者に対し て、選択権の対価として 支払う金銭をいう。

> (3) 選択権保有者 選択権付債券売買取引 において、選択権を保有 する者をいう。

4 選択権付与者 選択権付債券売買取引 (4) 選択権付与者 選択権付債券売買取引 において、選択権を選択 権保有者に付与した者 をいう。

> (5) コールの保有者 選択権付債券売買取引 において、債券の買い手 であり、かつ選択権保有 者である者をいう。

> (6) コールの付与者 選択権付債券売買取引 において、債券の売り手 であり、かつ選択権付与 者である者をいう。

7 プットの保有者 選択権付債券売買取引 (7) プットの保有者 選択権付債券売買取引 において、債券の売り手

権保有者である者をいう。

- 8 プットの付与者 選択権付債券売買取引 において、債券の買い手であり、かつ選択 権付与者である者をいう。
- <u>9 アット・ザ</u>・マネー コール又はプット の取引において、対象銘柄の売買価格が市 場価格と同一であることをいう。
- 10 アウト・オブ<u>・ザ・マネー</u> <u>コールの取</u> 引において対象銘柄の売買価格が市場価格 よりも高いこと、又はプットの取引におい て対象銘柄の売買価格が市場価格よりも低 いことをいう。
- 11 行 使 期 間 選択権付債券売買取引 において、選択権保有者が選択権を行使で きる一定の期間又は一定の日をいう。
- 12 顧 取引相手方のうち協会 | <u>(10)</u> 顧 員及び特別会員でない公共債のディーリン グ業務を行う登録金融機関以外の者をい う。

(売買)

第3条 選択権付債券売買取引は、相対売買に より行うものとし、当該選択権付債券売買取 引に係る一切の権利は、これを第三者に譲渡 又は質入れすることができない。

(選択権料の気配の公表)

- 第4条 選択権付債券売買取引を行う協会員 は、店頭市場において流通性の高い円貨建債 券及び国内の店頭取引において活発に取引が 行われている外貨建債券を対象銘柄とする選 択権料の気配について、次に定めるところに より、店頭掲示等適切な方法により一般投資 家に公表するよう努めなければならない。
 - 1 売買数量
 - イ 円貨建債券については、額面金額50億 円程度の取引を対象としたもの
 - ロ 外貨建債券については、邦貨換算額面 金額 20 億円から 30 億円程度の取引を対 象としたもの
 - 2 売買価格

コール又はプットそれぞれの取引につい て、アット・ザ・マネー及び額面 100 円につ き 50 銭のアウト・オブ・ザ・マネーの少なく とも2種類を対象としたもの

旧

であり、かつ選択権保有 者である者をいう。

(8) プットの付与者 選択権付債券売買取引 において、債券の買い手 であり、かつ選択権付与 者である者をいう。

> (新 設)

(新 設)

(9) 行 使 期 間 選択権付債券売買取引 において、選択権保有者 が選択権を行使できる 一定の期間又は一定の 日をいう。

客 取引相手方のうち協会員 及び特別会員でない公 共債のディーリング業 務を行う登録金融機関

以外の者をいう。

2 売 買

選択権付債券売買取引は、相対売買により行 うものとし、当該選択権付債券売買取引に係る 一切の権利は、これを第三者に譲渡又は質入れ することができないものとする。

3 選択権料の気配の公表

選択権付債券売買取引を行う協会員は、店頭 市場において流通性の高い国内債券及び国内の 店頭取引において活発に取引が行われている外 国債券を対象銘柄とする選択権料の気配につい て、次に定めるところにより、店頭掲示等適切 な方法により一般投資家に公表するよう努めな ければならない。

(1) 売買数量

- 国内債券については、額面金額 50 億円程 度の取引を対象としたもの。
- 外国債券については、邦貨換算額面金額 20 億円から 30 億円程度の取引を対象とし たもの<u>。</u>
- (2) 売買価格
 - コールの取引については、対象銘柄の市 <u>場価格と同一のもの(以</u>下「アット・ザ・ マネー」という。) 及び当該市場価格より額 面 100 円につき 50 銭高いもの (以下 50 銭 の「アウト・オブ・ザ・マネー」という。)

(削る)

3 外貨建債券の売買価格

- <u>イ</u> 米ドル債券については、額面 100 米ドルにつき 1 / 2 米ドルとする等海外市場の慣行に従った表示により、<u>円貨建債券</u>と同様、コール<u>又は</u>プットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及びアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも2種類を対象としたもの
- <u>ロ</u> 米ドル以外の債券については、米ドル 債券に準じたもの

4 行使期間

選択権保有者が選択権を行使し得る最後の日が、当該取引の約定日から1週間後、2週間後、1か月後及び2か月後の少なくとも4種類を対象としたもの

5 選択権料の呼値

円貨建債券については額面 100 円につき 1 銭刻み、外貨建債券については額面 100 米ドルにつき 1 / 32 米ドル刻みとする等、海外市場の慣行に従った方式による協会員が選択権の付与者及び保有者となる場合の 気配

(選択権料の水準)

第5条 選択権料は、対象銘柄の当該取引約定時における市場価格、当該取引の売買価格及び行使期間並びに対象銘柄の価格変動性等から合理的に算出されたものでなければならない。また、対象債券が前条で公表している対象銘柄と発行体、利率、償還年限等につき類似している場合には、その選択権料は公表した選択権料の気配に基づく合理的なものでなければならない。

(売買契約の締結)

- 第6条 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」を締結するとともに、当該契約書を整理及び保管しなければならない。
- 2 前項のほか、協会員は選択権付債券売買取 引の約定が成立した都度、取引相手方との間 において「選択権付債券売買取引に関する基 本契約書に係る個別取引契約書」(以下「個別

旧

(3) 外国債券の売買価格

- ― 米ドル債券については、額面 100 米ドルにつき 1 / 2 米ドルとする等海外市場の慣行に従った表示により、国内債券と同様、コール、プットそれぞれの取引について、アット・ザ・マネー及びアウト・オブ・ザ・マネーの少なくとも二種類を対象としたもの。
- __ 米ドル以外の債券については、米ドル債 券に準じたもの。

(4) 行使期間

選択権保有者が選択権を行使し得る最後の日が、当該取引の約定日から1週間後、2週間後、1か月後及び2か月後の少なくとも4種類を対象としたもの。

(5) 選択権料の呼値

国内債券については額面 100 円につき 1 銭 刻み、<u>外国債券</u>については額面 100 米ドルに つき 1 / 32 米ドル刻みとする等、海外市場の 慣行に従った方式による協会員が選択権の付 与者及び保有者となる場合の気配。

4 選択権料の水準

選択権料は、対象銘柄の当該取引約定時における市場価格、当該取引の売買価格及び行使期間並びに対象銘柄の価格変動性等から合理的に算出されたものでなければならない。また、対象債券が上記3で公表している対象銘柄と発行体、利率、償還年限等につき類似している場合には、その選択権料は公表した選択権料の気配に基づく合理的なものでなければならない。

5 売買契約の締結

- (1) 協会員は、選択権付債券売買取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において「選択権付債券売買取引に関する基本契約書」を締結しなければならない。
- (2) 前記(1)のほか、協会員は選択権付債券売 買取引の約定が成立した都度、取引相手方と の間において「選択権付債券売買取引に関す る基本契約書に係る個別取引契約書」(以下

取引契約書」という。)を締結する。ただし、 当該取引相手方との間において「選択権付債 券売買取引に関する基本契約書に係る合意 書」(以下「合意書」という。)を<u>取り交わ</u>し た場合は、「選択権付債券売買取引に関する基 本契約書に係る個別取引明細書」(以下「個別 取引明細書」という。)の交付をもって、個別 取引契約書の締結に代えることができる。

- <u>3</u> 前項にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、協会員は、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しない。
 - <u>1</u> 取引相手方が次に掲げるいずれかの要件 を満たしていること。
 - イ 特定投資家(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であること。
 - <u>口</u> 金商法第28条第4項に規定する投資運 用業を行う協会員との間で、同法第2条第 8項第12号ロに規定する投資ー任契約を 締結していること。
 - 2 協会員が書面又は情報通信を利用する方法により取引相手方とあらかじめ個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を要しないことを合意していること。
 - 3 協会員が取引相手方からの選択権付債券 売買取引の内容に関する照会に対して速や かに回答できる体制が整備されているこ と。
- 4 第2項に定める個別取引契約書及び個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1 対象銘柄(国債の入札前取引については、 入札前取引である旨及び償還 予定年月日を記載し、入札日 以後に遅滞なく当該銘柄を記 載するものとする。)
 - 2 売買数量
 - 3 売買価格(国債の入札前取引については、 入札日以後に遅滞なく当該価 格を記載するものとする。)
 - 4 コールの保有者若しくはコールの付与者 又はプットの保有者若しくはプットの付 与者の区別

旧

- 「個別取引契約書」という。)を締結する。 ただし、当該取引相手方との間において「選 択権付債券売買取引に関する基本契約書に 係る合意書」(以下「合意書」という。)を<u>交</u> 換した場合は、「選択権付債券売買取引に関 する基本契約書に係る個別取引明細書」(以 下「個別取引明細書」という。)の交付をも って、「個別取引契約書」の締結に代えるこ とができるものとする。
- (3) 前記(2)にかかわらず、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、協会員は、 「個別取引契約書」の締結又は「個別取引明 細書」の交付を要しない。
 - __ 取引相手方が<u>証券取引法第2条第3項第</u> <u>1号に規定する適格機関投資家又はこれに</u> 相当する外国法人等であること

- _ 書面又は情報通信を利用する方法により 取引相手方とあらかじめ「個別取引契約書」 の締結又は「個別取引明細書」の交付を要 しないことを合意していること
- __ 取引相手方からの選択権付債券売買取引 の内容に関する照会に対して速やかに回答 できる体制が整備されていること
- (4) 前記(2)の「個別取引契約書」及び「個別 取引明細書」には、次の各号に掲げる事項を 明記するものとする。
 - __ 対象銘柄(国債の入札前取引については、 入札前取引である旨及び償還 予定年月日を記載し、入札日 以後に遅滞なく当該銘柄を明 記するものとする。)
 - 売買数量
 - __ 売買価格(国債の入札前取引については、 入札日以後に遅滞なく当該価 格を明記するものとする。)
 - ユールの保有者若しくはコールの付与者 又はプットの保有者若しくはプットの付 与者の区別

- 5 行使期間
- <u>6</u> 第 14 条に定める行使期間の最終日にお ける一定の時刻
- 7 選択権料
- 8 選択権の行使の方法
- 9 選択権が行使された場合の当該債券の受渡しに関する事項
- <u>5</u> 第3項に基づき、個別取引契約書の締結又は個別取引明細書の交付を省略する場合には、協会員は、取引相手方との間で<u>前項</u>各号に掲げる事項を取引相手方との間で合意する方法により確認するものとする。

(売買対象債券)

- 第7条 協会員が、選択権付債券売買取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1 国債証券<u>(金商法第2条第1項第1号に</u> 掲げる国債証券をいう。以下同じ。)
 - 2 地方債証券<u>(金商法第2条第1項第2号</u> に掲げる地方債証券をいう。以下同じ。)
 - 3 特別の法律により法人の発行する債券 (金商法第2条第1項第3号に掲げる有価 証券をいう。以下同じ。)
 - <u>4</u> 特定社債券(<u>金商法</u>第2条第1項<u>第4号</u> に掲げる特定社債券をいう。以下同じ。)
 - 5 社債券(<u>金商法第2条第1項第5号に掲</u> <u>げる社債券をいう。ただし、</u>新株予約権付 社債券を除く。以下同じ。)
 - 6 投資法人債券(金商法第2条第1項第11 号に掲げる投資法人債券をいう。以下同 じ。)
 - <u>7</u> 外国又は<u>外国の者</u>の発行する債券で<u>前各</u> 号の性質を有するもの

(売買の最低額面金額)

第8条 協会員が選択権付債券売買取引を行う に当たっての最低売買額面金額は、1億円と し、外貨建債券にあっては1億円相当額とす る。

(期間)

第9条 個別の選択権付債券売買取引の契約日から対象債券の受渡日までの期間は、1年3か月を超えないものとする。

(選択権料の授受)

第 10 条 選択権付債券売買取引において選択 権保有者となった者は、契約日から起算して 旧

- 行使期間
- __ <u>13</u>に定める行使期間の最終日における
 - 一定の時刻
- 選択権料
- 選択権の行使の方法
- __ 選択権が行使された場合の当該債券の受 渡しに関する事項
- (5) 前記(3)に基づき、「個別取引契約書」 の締結又は「個別取引明細書」の交付を省 略する場合には、協会員は、取引相手方と の間で<u>前記(4)</u>各号に掲げる事項を取引相 手方との間で合意する方法により確認する ものとする。

6 売買対象債券

協会員が、選択権付債券売買取引において取り扱う債券は、次の各号に掲げるものとする。

- __ 国債証券
- 地方債証券
- __ 特別の法律により法人の発行する債券
- 特定社債券(証券取引法第2条第1項第 3号の2に掲げる有価証券)
- 社債券(新株予約権付社債券を除く。)

(新 設)

__ 外国又は<u>外国法人</u>の発行する債券で<u>上記</u> の性質を有するもの

7 売買の最低額面金額

協会員が選択権付債券売買取引を行うに当たっての最低売買額面金額は、1億円とし、外貨 建債券にあっては1億円相当額とする。

8 期間

個別の選択権付債券売買取引の契約日から対象債券の受渡日までの期間は、1年3か月を超えないものとする。

9 選択権料の授受

選択権付債券売買取引において選択権保有者 となった者は、契約日から起算して4営業日目

4 営業日目の日までに、選択権付与者となった者に対して選択権料を支払うものとし、当該選択権付与者は当該選択権保有者に対して受領書を交付するものとする。

(選択権の行使)

- 第 11 条 選択権付債券売買取引において選択 権保有者が選択権を行使する場合には、選択 権付与者に対して選択権の行使により指定す る当該選択権付債券売買取引に係る債券の受 渡日を通知するものとする。
- **2** 選択権の行使は、選択権付債券売買取引に おける売買数量のうちの一部についても、これを行うことができる。
- 3 前2項に定める権利行使を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を取り交わすものとする。ただし、事前に合意書を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」の交付をもって、当該確認書の取り交わしに代えることができる。

(相殺)

- 第12条 既に約定が成立している選択権付債券売買取引(以下「先の選択権付債券売買取引」という。)がある場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす選択権付債券売買取引(以下「新たな選択権付債券売買取引」という。)の約定が成立した場合には、協会員と取引相手方の合意をもって先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引に係る債権債務の対当額を相殺することができる。
 - 1 先の選択権付債券売買取引におけるコールの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるコールの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること、又は先の選択権付債券売買取引におけるプットの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること。
 - 2 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引において、売買の対象と なっている債券が同一銘柄であること。
 - 3 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引において、売買価格が同

旧

の日までに、選択権付与者となった者に対して 選択権料を支払うものとし、当該選択権付与者 は当該選択権保有者に対して受領書を交付する ものとする。

10 選択権の行使

- (1) 選択権付債券売買取引において選択権保 有者が選択権を行使する場合には、選択権付 与者に対して選択権の行使により指定する 当該選択権付債券売買取引に係る債券の受 渡日を通知するものとする。
- (2) 選択権の行使は、選択権付債券売買取引に おける売買数量のうちの一部についても、こ れを行うことができるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)に定める権利行使を行った場合には、遅滞なく「選択権付債券売買取引権利行使確認書」を交換するものとする。ただし、事前に「合意書」を交換している取引相手方に対しては、「選択権付債券売買取引権利行使明細書」の交付をもって、当該確認書の交換に代えることができるものとする。

11 相殺

- (1) 既に約定が成立している選択権付債券売買取引(以下「先の選択権付債券売買取引」という。)がある場合において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす選択権付債券売買取引(以下「新たな選択権付債券売買取引」という。)の約定が成立した場合には、協会員と取引相手方の合意をもって先の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引に係る債権債務の対当額を相殺することができるものとする。
 - __ 先の選択権付債券売買取引におけるコールの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるコールの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるコールの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの付与者であり、先の選択権付債券売買取引におけるプットの付与者が新たな選択権付債券売買取引におけるプットの保有者であること
 - 生の選択権付債券売買取引と新たな選択権付債券売買取引において、売買の対象となっている債券が同一銘柄であること
 - __ 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引において、売買価格が同

- 4 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引において、残存行使期間 が同一であること。
- 5 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引のいずれについても、選 択権の行使が行われていないこと<u>。</u>
- 2 前項に定める相殺を行った場合には、遅滞 なく「選択権付債券売買取引相殺確認書」を 取り交わすものとする。ただし、事前に合意 書を取り交わしている取引相手方に対して は、「選択権付債券売買取引相殺明細書」の交 付をもって、当該確認書の取り交わしに代え ることができる。

(選択権料)

第 13 条 協会員は、前条に掲げる相殺に関し て、選択権料の授受は先の選択権付債券売買 取引及び新たな選択権付債券売買取引でそれ ぞれ行うものとし、差金の授受による決済を 行わないものとする。

(選択権の消滅)

第14条 選択権付債券売買取引において、取引 約定成立時に定める行使期間の最終日におけ る一定の時刻までに選択権の行使が行われな かった場合には、当該選択権付債券売買取引 の契約は解除されるものとする。

(売買証拠金の受入れ)

- 第15条 協会員は、選択権付債券売買取引にお いて選択権保有者になる場合には、取引相手 方から売買証拠金を受け入れるものとする。 ただし、取引相手方が、特定投資家である場 合には、売買証拠金を受け入れなくてもよい ものとする。
- 2 前項に定める売買証拠金の額は、売買額面 金額に 100 分の 5 を乗じた額に選択権料相当 額を加えた額を下回らない範囲内で選択権保 有者となる協会員が定めるものとする。
- 3 協会員は、第1項に定める売買証拠金を契 約日から起算して3営業日目の日の正午まで に取引相手方から受け入れるものとする。

(売買証拠金の追加差入)

第16条 協会員は、選択権付債券売買取引にお いて、選択権保有者になっている場合に、相|選択権保有者になっている場合に、相場の変動

旧

ーであること

- 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引において、残存行使期間 が同一であること
- 先の選択権付債券売買取引と新たな選択 権付債券売買取引のいずれについても、選 択権の行使が行われていないこと
- (2) 前記(1)に定める相殺を行った場合には、 遅滞なく「選択権付債券売買取引相殺確認 書」を交換するものとする。ただし、事前に 「合意書」を交換している取引相手方に対し ては、「選択権付債券売買取引相殺明細書」 の交付をもって、当該確認書の交換に代える ことができるものとする。

12 選択権料

協会員は、上記 11 に掲げる相殺に関して、選 択権料の授受は先の選択権付債券売買取引及び 新たな選択権付債券売買取引でそれぞれ行うも のとし、差金の授受による決済は行わないもの とする。

13 選択権の消滅

選択権付債券売買取引において、取引約定成 立時に定める行使期間の最終日における一定の 時刻までに選択権の行使が行われなかった場合 には、当該選択権付債券売買取引の契約は解除 されるものとする。

14 売買証拠金の受入れ

- (1) 協会員は、選択権付債券売買取引において 選択権保有者になる場合には、取引相手方か ら売買証拠金を受け入れるものとする。 ただ し、取引相手方が、国・地方公共団体(それ らに準ずる別表に定める者を含む。)及び「証 券会社に関する内閣府令」第28条第1項各 号に掲げる者(それらに準ずる別表に定める 者を含む。) である場合には、売買証拠金を 受け入れなくてもよいものとする。
- (2) 売買証拠金の額は、売買額面金額に 100 分の5を乗じた額に選択権料相当額を加え た額を下回らない範囲内で選択権保有者と なる協会員が定めるものとする。
- (3) 協会員は、前記(1)に定める売買証拠金を 契約日から起算して3営業日目の日の正午 までに取引相手方から受け入れるものとす る。

15 売買証拠金の追加差入

協会員は、選択権付債券売買取引において、

場の変動等により取引相手方に計算上の損失 が発生している場合等で協会員が必要と認め るときには、当該取引相手方から売買証拠金 の追加差入れを受けるものとする。

(売買証拠金の代用)

- **第17条** 前2条に定める売買証拠金は、有価証券等をもって代用することができる。
- 2 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価(合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。)に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。
 - 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券 (金商法第2条第1項第20号に掲げる有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。)を含む。)

100 分の 65

(削る)

2 国債証券

100分の90

3 地方債証券(その発行に際して、元引受契約が有価証券関連業(金商法第28条第8項に定める有価証券関連業をいう。以下同じ。)を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)

100分の80

- 4 特別の法律により法人の発行する債券

100 分の 85

ロ その他のもの

100分の80

5 特定社債券

100分の80

- 6 国内の取引所金融商品市場に上場されている社債券又は国内の取引所金融商品市場にその株券が上場されている会社が発行する社債券(外国の者の発行するものを除き、かつ、その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。)
 - イ 新株予約権付社債券を除く社債券

100分の80

口 新株予約権付社債券

100 分の 75

旧

等により取引相手方に計算上の損失が発生している場合等で協会員が必要と認めるときには、 当該取引相手方から売買証拠金の追加差入れを 受けるものとする。

16 売買証拠金の代用

- (1) 上記 14 及び 15 の売買証拠金は、有価証券 等をもって代用することができる<u>ものとする</u>。
- (2) 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価(合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。)に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。
 - __ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている株券 (外国投資証券、外国株預託証券(<u>証券取</u> <u>引法</u>第2条第1項<u>第10号の3に規定する</u> 有価証券のうち、外国法人が発行する株券 に係る権利を表示する預託証券をいう。)及 び優先出資証券(協同組織金融機関の発行 する優先出資証券をいう。)を含む。)

100 分の 65

___<u>削 除</u>_

国債証券

100 分の 90

__ 地方債証券(その発行に際して、元引受 契約が<u>証券会社又は外国証券会社</u>により締 結されたものに限る。)

100 分の 80

特別の法律により法人の発行する債券 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているもの

100 分の 85

その他のもの

100分の80

特定社債券<u>(証券取引法第2条第1項第</u>3号の2に掲げる有価証券)

100 分の 80

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている社債券又は国内の<u>証券取引所</u>にその株券が上場されている会社が発行する社債券<u>で、</u>かつ、 <u>外国法人以外の会社</u>の発行するもの(その 発行に際して、元引受契約が<u>証券会社又は</u> <u>外国証券会社</u>により締結されたものに限 る。)

新株予約権付社債券を除く社債券

100分の80

新株予約権付社債券

100分の75

カ取引所金融商品市 削 除

7 投資法人債券(国内の取引所金融商品市場に上場されている投資法人債券又は国内の取引所金融商品市場にその投資証券が上場されている会社が発行する投資法人債券(その発行に際して元引受契約が有価証券関連業を行う金融商品取引業者により締結されたものに限る。))

<u>100 分の 80</u>

<u>8</u> 国内の取引所金融商品市場に上場されて いる円貨建外国国債証券

100分の80

9 国内の取引所金融商品市場に上場されている円貨建外国地方債証券

100 分の 80

10 国際復興開発銀行円貨債券

100 分の 85

11 アジア開発銀行円貨債券

100 分の 85

12 前4号に掲げる債券の発行者を除く<u>外国</u> の者の発行する債券で、かつ国内の<u>取引所</u> 金融商品市場に上場されている円貨債券

100分の80

- 13 投資信託の受益証券及び投資証券(国内の取引所金融商品市場に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)
 - イ 公社債投資信託の受益証券

100 分の 80

ロ その他のもの

100分の65

14 米国財務省証券

100分の85

<u>15</u> 譲渡性預金(<u>外国</u>において発行されるも のを除く。)

100 分の 80

16 国内 C P(金商法第2条第1項第15号に 掲げる約束手形及び同項第17号に掲げ る証券又は証書で同項第15号に掲げる 約束手形の性質を有するもののうち、国 内において発行されたものをいう。)

100 分の 80

- 3 選択権付債券売買取引の対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる売買証拠金の通貨(売買証拠金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等の表示されている通貨)が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の売買証拠金への代用価格は、同一通貨のときの売買証拠金への代用価格に100分の95を乗じた額を超えない額とする。
- 4 第2項による代用有価証券等の受け入れ

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円貨 建外国国債証券

旧

100分の80

__ 国内の<u>証券取引所</u>に上場されている円貨 建外国地方債証券

100分の80

__ 国際復興開発銀行円貨債券

100分の85

アジア開発銀行円貨債券

100 分の 85

__ <u>前記 から</u> に掲げる債券の発行者を除 く<u>外国の者</u>の発行する債券で、かつ国内の 証券取引所に上場されている円貨債券

100分の80

______投資信託受益証券(投資信託の受益証券 <u>をいう。)</u>及び投資証券(国内の<u>証券取引所</u> に上場されているもの及び投資信託協会が 前日の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券

100 分の 80

その他のもの

100 分の 65

米国財務省証券

100分の85

__ 譲渡性預金 (<u>海外</u>において発行されるも のを除く。)

100分の80

__ <u>コマーシャル・ペーパー(同上)</u>

100 分の 80

- (3) 選択権付債券売買取引の対象債券の表示されている通貨と取引相手方から受け入れる売買証拠金の通貨(売買証拠金の代用として有価証券等を受け入れる場合には、当該有価証券等の表示されている通貨)が異なる場合の当該通貨又は有価証券等の売買証拠金への代用価格は、同一通貨のときの売買証拠金への代用価格に 100 分の 95 を乗じた額を超えない額とする。
- (4) 前記(2)による代用有価証券等の受け入れ

は、その証拠金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備<u>及び</u>保管を行うものとする。

(売買証拠金の返還)

- 第 18 条 選択権付債券売買取引において選択 権保有者となっている協会員は次に掲げる場合、取引相手方から売買証拠金の返還請求を 受けたときは、それぞれに定める日以降、当 該売買証拠金を返還するものとする。
 - <u>1</u> 協会員が取引相手方に対して選択権の行 使を行ったとき。

当該選択権付債券売買取引に係る債券 D受渡日

2 第 14 条により、当該選択権付債券売買取 引の契約が解除されたとき。

行使期間の最終日の翌営業日

3 <u>第 12 条</u>の相殺が行われたとき。

同条第2項に規定する確認書を<u>取り交</u>わした日から起算して4営業日目の日

(選択権付債券売買取引の投資勧誘)

第19条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客の投資経験、投資目的、資力等を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

<u>(顧客カードの整備)</u>

第20条 協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客について「顧客カード」(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条第1項に定める顧客カードをいう。)を備え付けるものとする。

(取引開始基準)

- 第21条 協会員は、選択権付債券売買取引の取引開始基準を定めるものとし、当該基準に適合していない顧客との間で選択権付債券売買取引を行ってはならない。
- 2 選択権付債券売買取引の取引開始基準は、 当該顧客の投資経験、当該顧客からの預り資 産その他各協会員において必要と認める事項 について、協会員の規模、営業の実情に応じ て定めるものとする。

<u>(選択権付債券売買取引に関する説明書の交付</u> 及び確認書の徴求)

第22条 協会員は、顧客と選択権付債券売買取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客(特定投資家を除く。次項において同じ。)に対し、取引の概要、取引に

旧

は、その証拠金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等の整備、保管を行うものとする。

17 売買証拠金の返還

選択権付債券売買取引において選択権保有者となっている協会員は次に掲げる場合、取引相手方から売買証拠金の返還請求を受けたときは、それぞれに定める日以降、当該売買証拠金を返還するものとする。

__ 協会員が取引相手方に対して選択権の行 使を行ったとき

> 当該選択権付債券売買取引に係る債券 の受渡日

__ <u>上記 13</u> により、当該選択権付債券売買取 引の契約が解除されたとき

行使期間の最終日の翌営業日

__ <u>上記 11</u>の相殺が行われたとき <u>同(2)</u>に規定する確認書を<u>交換し</u>た日 から起算して4営業日目の日

18 選択権付債券売買取引の投資勧誘

協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客の投資経験、投資目的、資力等を慎重に勘案し、 顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。

19 顧客カードの整備

協会員は、選択権付債券売買取引を行う顧客 について「顧客カード」を備え付けるものとす る。

20 取引開始基準

- (1) 協会員は、選択権付債券売買取引の取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で選択権付債券売買取引を行<u>うものとす</u>る。
- (2) 選択権付債券売買取引の開始基準は、当該顧客の投資経験、当該顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について、協会員の規模、営業の実情に応じて定めるものとする。

21 選択権付債券売買取引に関する説明書の交付及び確認書の徴求

(1) 協会員は、顧客と選択権付債券売買取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号に掲げる者を除く。(2)

係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付(契約の締結前1年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合(ただし、当該説明書を交付した日以後1年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。)を除く。)し、これらの事項について十分説明するものとする。

2 協会員は、顧客と前項の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から選択権付債券売買取引に関する確認書を徴求するものとする。

(選択権付債券売買取引の節度ある利用)

- 第23条 協会員は、選択権付債券売買取引については、各協会員の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないように常時留意するものとする。
- **2** 協会員は、選択権付債券売買取引に係る売買残高について、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - 1 選択権付債券売買取引を業として行う会 員
 - イ 当該会員が、債券の売り手である場合 の選択権付与者である取引における債券 の額面金額の合計額(以下「コール付与 残高」という。)及び当該会員が、債券の 買い手である場合の選択権付与者である 取引における債券の額面金額の合計額 (以下「プット付与残高」という。)のう ちいずれか大きい金額から、コール付与 残高及びプット付与残高に係り受け取っ た選択権料を控除した金額が、当該会 の純財産額を超えないものとする。
 - ロ <u>イ</u>にかかわらず合理的な方法により、 本取引に伴うリスクを管理している場合 には、当該方法により算定した本取引に 係るリスク相当額が、当該会員の純財産 額を超えないものとする。
 - ハ <u>ロ</u>による場合には、当該算定方法及び その計算方式を本協会に報告するものと し、原則として、毎月同一の方法により 算定することとする。
 - 2 <u>前号に掲げる会員</u>以外の会員 前号イに準ずるものとする。
 - <u>3</u> 特別会員 当該特別会員が、コール付与残高<u>及び</u>

旧

において同じ。) に対し、取引の概要、取引に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を記載した説明書を交付(契約の締結前1年以内において当該顧客に対し当該説明書を交付した場合(ただし、当該説明書を交付した日以後1年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該説明書を交付したものとみなす。)を除く。) し、これらの事項について十分説明するものとする。

(2) 協会員は、顧客と前項の取引を開始するに 当たっては、顧客の判断と責任において当該 取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客か ら選択権付債券売買取引に関する確認書を 徴求するものとする。

22 選択権付債券売買取引の節度ある利用

- (1) 協会員は、選択権付債券売買取引について は、各協会員の規模、営業の実情に応じて、 節度ある運営を行うとともに、過度になるこ とのないように常時留意するものとする。
- (2) 協会員は、選択権付債券売買取引に係る売買残高について、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - __ 選択権付債券売買取引を業として行う会 員
 - イ 当該会員が債券の売り手であり、かつ 選択権付与者である取引における債券の 額面金額の合計額(以下「コール付与残 高」という。)及び当該会員が債券の買い 手であり、かつ選択権付与者である取引 における債券の額面金額の合計額(以下 「プット付与残高」という。)のうちいず れか大きい金額から、コール付与残高及 びプット付与残高に係り受け取った選択 権料を控除した金額が、当該会員の純財 産額を超えないものとする。
 - ロ <u>前記イ</u>にかかわらず合理的な方法により、本取引に伴うリスクを管理している場合には、当該方法により算定した本取引に係るリスク相当額が、当該会員の純財産額を超えないものとする。
 - ハ <u>前記口</u>による場合には、当該算定方法 及びその計算方式を本協会に報告するも のとし、原則として、毎月同一の方法に より算定することとする。
 - __ <u>前記</u>以外の会員
 - <u>前記 イ</u>に準ずるものとする。
 - 特別会員
 - 当該特別会員が債券の売り手であり、

プット付与残高のうちいずれか大きい金額から、コール付与残高及びプット付与 残高に係り受け取った選択権料を控除し た金額が、当該特別会員の自己資本の額 を超えないものとする。

<u>3</u> 本協会は、<u>前項第1号ロ</u>のリスク算定方法 が合理的でないと認められるときは、是正を 求めることができる。

(新規の選択権付債券売買取引の禁止)

- 第24条 協会員は、別段の合意がある場合を除き、顧客が次に掲げる場合に該当するときには、当該顧客との間で新規に選択権付債券売買取引を行ってはならない。
 - <u>1</u> <u>先の選択権付債券売買取引</u>に係る受渡未 済等、協会員に立替金がある場合
 - 2 売買証拠金が未入の場合
 - 3 取引状況その他から不適当と認められる 場合

(異常な取引)

- 第25条 協会員は、顧客の損失を補てんし、又 は利益を追加する目的をもって、選択権付債 券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産 上の利益を提供する行為(以下「異常な取引」 という。)は行ってはならない。
- 2 協会員は、同一日において、顧客に対してコール又はプットの保有者になるような取引を行うとともに付与者になるような取引を行い、かつ、当該顧客について第12条に定める相殺の方法によって当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、異常な取引に該当する可能性があることに留意し、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うものとする。

(取引記録の作成及び保存)

第26条 協会員は、選択権付債券売買取引を行ったときは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝票等を速やかに作成のうえ、整理及び保存する等適正な管理を行わなければならない。

(社内規程の制定)

第27条 協会員は、選択権付債券売買取引の透

旧

かつ選択権付与者である取引における 債券の額面金額の合計額(以下「コール付与残高」という。)及び当該特別会員 が債券の買い手であり、かつ選択権付与 者である取引における債券の額面金額 の合計額(以下「プット付与残高」とい う。)のうちいずれか大きい金額から、 コール付与残高及びプット付与残高に 係り受け取った選択権料を控除した金額が、当該特別会員の自己資本の額を超 えないものとする。

(3) 本協会は、<u>前記(2) ロ</u>のリスク算定方法 が合理的でないと認められるときは、是正を 求めることができる。

23 新規の選択権付債券売買取引の禁止

協会員は、別段の合意がある場合を除き、顧客が次に掲げる場合に該当するときには、当該顧客との間で新規に選択権付債券売買取引を行ってはならないものとする。

- __ 既約定に係る受渡未済等、協会員に立替 金がある場合
- 売買証拠金が未入の場合
- __ 取引状況その他から不適当と認められる 場合

24 異常な取引

- (1) 協会員は、顧客の損失を補てんし、又は利益を追加する目的をもって、選択権付債券売買取引を利用して顧客又は第三者に財産上の利益を提供する行為(「異常な取引」)は行ってはならない。
- (2) 協会員は、同一日において、顧客に対してコール又はプットの保有者になるような取引を行うとともに付与者になるような取引を行い、かつ、当該顧客について相殺の方法によって当該顧客に相当の利益が発生しているものについては、「異常な取引」に該当する可能性があるので、顧客との約定及びその確認、記録の保管等について一層厳格な社内管理を行うものとする。

25 取引記録の作成・保存

協会員は、選択権付債券売買取引を行ったと きは、約定時刻等を記載した当該注文に係る伝 票等を速やかに作成のうえ、整理、保存する等 適正な管理を行わなければならない。

26 社内規程の制定

協会員は、選択権付債券売買取引の透明性、

明性、公正性を確保するため、適正な約定処理 に関する社内規程を制定するものとする。

(売買状況等の報告)

第28条 協会員は、選択権付債券売買取引の状況について、所定の報告書により本協会に報告するものとする。

(電磁的方法による交付等)

- 第29条 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則(以下「書面電磁的提供規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
 - 1 第6条第2項に定める個別取引明細書
 - 2 第10条に定める選択権料の受領書
 - 3 第 11 条第 3 項に定める「選択権付債券売 買取引権利行使明細書」
 - <u>4</u> 第 12 条第 2 項 に定める「選択権付債券 売買取引相殺明細書」
 - 5 第 22 条第 1 項に定める説明書
- 2 協会員は、第22条第2項に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

(電磁的方法による契約等)

- 第30条 協会員は、次に掲げる契約書等について、書面による契約の締結又は交換(以下「書面による契約の締結等」という。)に代えて、当該書面による契約の締結等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約の締結等を行ったものとみなす。
 - <u>1</u> 第6条第1項に定める「選択権付債券売 買取引に関する基本契約書」
 - 2 第6条第2項に定める個別取引契約書
 - 3 第6条第2項に定める合意書
 - <u>4</u> 第 11 条第 3 項に定める「選択権付債券売 買取引権利行使確認書」

旧

公正性を確保するため、適正な約定処理に関する社内規程を制定するものとする。

27 売買状況等の報告

協会員は、選択権付債券売買取引の状況について、所定の報告書により本協会に報告するものとする。

28 電磁的方法による交付等

- (1) 協会員は、次に掲げる書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。
 - ____<u>5 (2)</u>に定める<u>「</u>個別取引明細書<u>」</u>
 - __ 9に定める選択権料の受領書
 - __ <u>10(3)</u>に定める「選択権付債券売買取引権 利行使明細書」
 - __ <u>11(2)</u> に定める「選択権付債券売買取引 相殺明細書」
 - __ <u>21(1)</u>に定める<u>選択権付債券売買取引に</u> <u>関する</u>説明書
- (2) 協会員は、21(2) に定める選択権付債券売買取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。

29 電磁的方法による契約等

- (1) 協会員は、次に掲げる契約書等について、 書面による契約の締結又は交換(以下「書面 による契約の締結等」という。)に代えて、 当該書面による契約の締結等を電子情報処 理組織を使用する方法その他の情報通信の 技術を利用する方法で行うことができる。こ の場合において、当該協会員は、当該書面に よる契約の締結等を行ったものとみなす。
 - ____<u>5 (1)</u>に定める「選択権付債券売買取引に 関する基本契約書」
 - ____<u>5 (2)</u>に定める<u>「</u>個別取引契約書<u>」</u>
 - 5 (2)に定める「合意書」

- <u>5</u> 第 12 条第 2 項に定める「選択権付債券売 買取引相殺確認書」
- 2 前項の定めに基づき契約の締結等を行った協会員は、取引相手方から当該契約等の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約等の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

- ___ <u>11(2)</u>に定める「選択権付債券売買取引相 殺確認書」
- (2) 前記(1)の定めに基づき契約の締結等を行った協会員は、取引相手方から当該契約等の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約等の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

「国内 C P 等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘 等に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、協会員が行う国内 CP 等及び私募社債の売買その他の取引(以下「売買取引等」という。)の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(法令、規則等の遵守)

第2条 協会員は、顧客又は他の協会員との間で、国内CP等及び私募社債の売買取引等を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法(以下「金商法」という。) その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(定義)

- 第3条 この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 国内 C P 金商法第 2 条第 1 項第 15 号 に掲げる約束手形及び同項第 17 号に掲げる証券又は証書で同項第 15 号に掲げる約束手形の性質を有するもののうち、国内において発行されたものをいう。
 - 2 短期社債等 社債等の振替に関する法律 第66条第1号に規定する短期社債、同法第 127条において準用する同法第66条(第1 号を除く。)に規定する振替外債のうち、社 債等の振替に関する命令第3条第11項に規 定する短期外債、保険業法第61条の10第 1項に規定する短期社債、資産の流動化に 関する法律第2条第8項に規定する特定短 期社債、投資信託及び投資法人に関する法 律第139条の12第1項に規定する短期投資 法人債(以下「短期投資法人債」という。) 商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する 短期商工債(以下「短期商工債」という。) 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短 期債(以下「短期債」という。)及び農林中

IΒ

「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」理事会決議(自主規制会議決議)

第1 総 則

1.目的

この<u>理事会決議</u>は、協会員が行う国内 C P 等及び私募社債の売買その他の取引(以下「売買取引等」という。)の勧誘等に関し、必要な事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。

2.法令、規則等の遵守

協会員は、顧客又は他の協会員との間で、 国内 C P 等及び私募社債の売買取引等を行う に当たっては、この<u>理事会決議</u>によるほか、 <u>証券取引法</u>その他関係法令、諸規則を遵守し なければならない。

3.定義

この<u>理事会決議</u>において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国内 C P 証券取引法第 2 条第 1 項第 8号に掲げる約束手形で証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令(平成 5年大蔵省令第14号)第 1 条に規定するもの及び同法第 2 条第 1 項第 9号に掲げる証券又は証書で同項第 8号の性質を有するもののうち、本邦において発行されるものをいう。
- (2) 短期社債等 社債等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債、同法第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令 (平成14年内閣府・法務省令第5号)第3条第11項に規定する短期外債、保険業法 (平成7年法律第105号)第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律 (平成10年法律第105号)第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法 (昭和11年法律第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法 (昭和26年法律第238号)第54条の4第1項に規定する短期

央金庫法第62条の2第1項に規定する短期 農林債<u>(以下「短期農林債」という。)</u>をい う。

(削る)

- <u>3</u> 国内 C P 等 国内 C P <u>及び</u>短期社債等を いう。
- <u>4</u> 私募 新たに発行される有価証券の取得 の申込みの勧誘のうち、<u>金商法</u>第2条第3 項第2号イ及び口に該当するものをいう。
- 5 私募社債 私募により<u>国内</u>において発行 される有価証券のうち、次に掲げるものを いう。
 - イ 金商法第2条第1項第4号及び第5号 に掲げる有価証券(新株予約権付社債券 及び短期社債等を除く。)並びに<u>同項第17</u> 号に掲げる有価証券で同項第1号から<u>第</u> 5号までに掲げる有価証券の性質を有す るもの(新株予約権付社債券及び短期社 債等を除く。)
 - ロ <u>金商法第2条第1項第11号</u>に掲げる投 資法人債券

(遵守事項)

第4条 協会員は、顧客に対する国内 C P 等及び私募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分配慮するものとする。

(外国証券の売買取引等の勧誘等を行う場合の 取扱い)

第 5 条 国内 C P 等及び私募社債のうち「外国証券の取引に関する規則」(以下「外国証券規則」という。)に定めのあるものに係る売買取引等の勧誘等に当たっては、外国証券規則の定めるところによるものとする。

第2章 国内CP等の売買取引等に係る勧誘等

(国内CP及び短期社債等の勧誘を行う場合の 取扱い)

第 6 条 協会員が顧客に対し国内 C P 及び短期社債等 (短期商工債、短期債及び短期農林債を除く。)の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘 (以下「勧誘」という。)を行うに当

旧

債及び農林中央金庫法<u>(平成 13 年法律第93号)</u>第62条の2第1項に規定する短期 農林債をいう。

- (3) 貸付債権信託受益権等 証券取引法第 2条第2項第1号の規定に基づく証券取 引法施行令第1条の3に規定する信託の 受益権及び同法第2条第2項第2号に掲 げる権利をいう。
- (4) 国内 C P 等 国内 C P 短期社債等<u>及び</u> 貸付債権信託受益権等をいう。
- (5) 私募 新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘のうち、証券取引法第2条第3項第2号イ及びロにより発行される有価証券の取得の申込みの勧誘をいう。
- (6) 私募社債 私募により<u>本邦</u>において発 行される有価証券のうち、次に掲げるもの をいう。
 - イ <u>証券取引法第2条第1項第3号の2</u> 及び<u>第4号</u>に掲げる有価証券(新株予約 権付社債券及び短期社債等を除く。)並 びに<u>同法第2条第1項第9号</u>に掲げる 有価証券で同項第1号から<u>第4号</u>まで に掲げる有価証券の性質を有するもの (新株予約権付社債券及び短期社債等 を除く。)
 - ロ <u>証券取引法第2条第1項第7号の2</u> に掲げる<u>有価証券(</u>投資法人債券<u>に限</u> る。)

4.遵守事項

協会員は、顧客に対する国内CP等及び私 募社債の売買取引等の勧誘に際し、当該顧客 の投資経験及び資力等に適合した投資が行わ れるよう十分配慮するものとする。

5.海外CD、海外CP及び外国貸付債権信託 受益証券の勧誘等を行う場合の取扱い

海外 C D、海外 C P 及び外国貸付債権信託 受益証券の勧誘等に当たっては、本協会の「外 国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第 4号)に定めるところにより行うものとする。

第2 国内 C P 等の売買取引等に係る勧誘等

6.国内 C P 及び短期社債等の勧誘を行う場合 の取扱い

協会員が顧客に対し国内 C P 及び短期社債等(<u>商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14</u>号)第33条/2に規定する短期商工債、<u>信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の4</u>

たっては、発行体と協会員との間で締結する 買取り並びに販売に関する契約書等において 定める「発行体等に関する説明書」等を当該顧 客の求めに応じて交付する等の方法により、 発行者情報及び証券情報の説明に努めるもの とする。

(削る)

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第7条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内CP等(短期投資法人債、短期商工債、短期債及び短期農林債を除く。)の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

(取引状況等の報告及び発表)

- 第8条 協会員は、国内CP等の取引の状況 等について、所定の様式により本協会に報告 するものとする。
- 2 本協会は、<u>前項</u>により協会員から報告され た国内 C P 等の取引の状況について、発表す る。

旧

第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法 (平成13年法律第93号)第62条の2第1項 に規定する短期農林債を除く。)の売付けの申 込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘」と いう。)を行うに当たっては、発行体と協会員 との間で締結する買取り並びに販売に関する 契約書等において定める「発行体等に関する説 明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等 の方法により、発行者情報及び証券情報の説明 に努めるものとする。

7.貸付債権信託受益権等の勧誘を行う場合の取扱い

協会員が顧客に対し貸付債権信託受益権等 の勧誘を行うに当たっては、顧客に対し、当 該貸付債権信託受益権等に関する内容、信託 の対象たる貸付債権の概要等を記載した資料 を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法 により、その情報の説明に努めるものとする。

8.勧誘によらず売り付ける場合の取扱い

協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに国内 C P等(商工組合中央金庫法(昭和11年法律 第14号)第33条ノ2に規定する短期商工債、 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54 条の4第1項に規定する短期債及び農林中央 金庫法(平成13年法律第93号)第62条の2 第1項に規定する短期農林債を除く。)の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を 行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に 基づくものである旨の記録を作成のうえ、整 理、保存する等適切な管理を行わなければな らない。

ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは<u>証券仲介業者</u>を経由する場合 又は当該注文が他の協会員若しくは<u>証券仲介業者</u>の勧誘に基づくものである場合を除 く。

9.取引状況等の報告及び発表

(1) 取引状況等の報告

協会員は、国内CP等の取引の状況等について、所定の様式により本協会に報告するものとする。

(2) 取引状況の発表

本協会は、<u>前記(1)</u>により協会員から報告された国内 C P 等の取引の状況について、発表する。

第3章 私募社債の売買取引等に係る勧誘等

(勧誘を行う場合の取扱い)

- 第9条 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。
- 2 協会員は、私募社債の売買取引等(前項の 取扱い業務に係るものを除く。)を行う場合 は、私募社債の発行体がその社債要項等によ り私募社債の保有者及び保有者に指定された 購入予定者の求めに応じその者に対し当該私 募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接 又は保有者を経由して提供する旨を約してい るときには、顧客又は他の協会員に対し、当 該情報(金商法に基づき開示が行われている 情報を含む。)を記載した資料を当該顧客又は 他の協会員の求めに応じて交付する等の方法 により、発行者情報及び証券情報の説明に努 めるものとする。

(勧誘によらず売り付ける場合の取扱い)

第 10 条 協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募社債の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介を含む。)を行う場合には、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わなければならない。ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは金融商品仲介業者の勧誘に基づくものである場合を除く。

(取引状況等の報告及び発表)

- 第 11 条 協会員は、私募社債の取引の状況等 について、所定の様式により本協会に報告す るものとする。
- **2** 本協会は、<u>前項</u>により協会員から報告され た私募社債の取引の状況について発表する。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る

IΒ

第3 私募社債の売買取引等に係る勧誘等

10.勧誘を行う場合の取扱い

- (1) 協会員は、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は他の協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。
- (2) 協会員は、私募社債の売買取引等(<u>前記(1)</u>の取扱い業務に係るものを除く。)を行う場合は、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を経由して提供する旨を約しているときには、顧客又は他の協会員に対し、当該情報(<u>証券取引法</u>に基づき開示が行われている情報を含む。)を記載した資料を当該顧客又は他の協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めるものとする。

11.勧誘によらず売り付ける場合の取扱い

協会員は、顧客に対し勧誘を行わずに私募 社債の売付け又は売付けの媒介(委託の媒介 を含む。)を行う場合には、当該注文が当該顧 客の意向に基づくものである旨の記録を作成 のうえ、整理、保存する等適切な管理を行わ なければならない。

ただし、顧客の買付けに係る注文が他の協会員若しくは<u>証券仲介業者</u>を経由する場合又は当該注文が他の協会員若しくは<u>証券仲介業</u>者の勧誘に基づくものである場合を除く。

12.取引状況等の報告及び発表

- (1) 取引状況等の報告 協会員は、私募社債の取引の状況等につ いて、所定の様式により本協会に報告する ものとする。
- (2) 取引状況の発表

本協会は、<u>前記(1)</u>により協会員から報告された私募社債の取引の状況について発表する。

「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新

個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に関 する規則

(目 的)

第1条 この規則は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
- 1 個人向け社債等 国内において公募により円貨建て(払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であるもの)で発行される次の有価証券のうち、引受主幹事会員が主として個人に取得させることを目的に発行者から引き受けるものであって、第3条に基づき、当該引受主幹事会員から本協会に届出が行われたものをいう。
 - イ <u>金融商品取引法(以下「金商法」とい</u> <u>う。)第2条第1項第5号</u>に掲げる有価証 券(新株予約権付社債及び短期社債を除 く。)
 - ロ 金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。)
- 2 引受幹事会員 個人向け社債等の引受け に係る引受幹事会社(金融商品取引業等に関 する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)

旧

<u>「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等に</u> ついて」理事会決議(自主規制会議決議)

1 目 的

この<u>理事会決議</u>は、個人向け社債等の店頭気配情報の発表により、個人投資者層の市場参加を一層促進し、もって公社債市場の健全な発展及び個人投資者の保護に資することを目的とする。

2 定 義

この<u>理事会決議</u>において、次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

__ 個人向け社債等 <u>本邦</u>において公募によ

- イ 証券取引法第2条 第1項第4号に掲げ る有価証券(新株予約 権付社債及び短期社 債を除く。)
- ロ 証券取引法第2条 第1項第9号に掲げる有価証券で同項第 1号から第4号までに掲げる有価証券の性質を有するもの(新株予約権付社債及び特定社債並びに短期社債等を除く。)

_ 引受幹事会員

証券会社に関する内閣 府令第9条及び外国証 券業者に関する内閣府

新		旧
第 147 条第 1 項第 3 号に規定する引受幹事		令第19条に規定する幹
<u>会社をいう。)</u> となる会員をいう。		事会社であって、個人
		向け社債等の引受幹事
		となる会員をいう。
3 引受主幹事会員 個人向け社債等の引受	引受主幹事会員	引受幹事会員のうち、
一 けに係る主幹事会社(金商業等府令第 147 条		個人向け社債等の元引
第1項第3号に規定する主幹事会社をい		受契約の締結に際し、
う。) となる会員をいう。		発行者と当該元引受契
<u> </u>		約の内容を確定させる
		ための協議を行う会員
		であって、当該個人向
		け社債等の発行価格の
		総額のうちその引受け
		に係る部分の金額が他
		の引受幹事会員の引受
		額より少なくない会員
		又はその受領する手数
		料、報酬その他の対価
		が他の引受幹事会員が
		受領するものより少な
		くない会員をいう。
4 店頭気配 報告会員が報告日の午後3時	店頭気配	報告会員が報告日の午
<u>00分時点において顧客との間で行う額面</u>		<u>後3時</u> 時点において顧
100万円程度の個人向け社債等の店頭売買の		客との間で行う額面
際の基準となる気配(売り気配と買い気配の		100 万円程度の個人向
仲値)をいう。		け社債等の店頭売買の
		際の基準となる気配
		(売り気配と買い気配
		の仲値)をいう。
<u>5</u> 報告会員 協会に対して店頭気配報告銘	報告会員	本協会に対して店頭
柄の店頭気配を報告しなければならない会		気配報告銘柄の店頭気
員をいう。		配を報告しなければな
		らない会員をいう。
6 報告免除会員 引受幹事会員のうち、原則	報告免除会員	引受幹事会員のうち、原
 として、個人との取引を行わない会員であっ	_	則として、個人との取引
て、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行		を行わない会員であっ
うことができない旨の理由を付して本協会		て、店頭気配報告銘柄の
に届け出た会員をいう。		店頭気配の報告を行う
		ことができない旨の理
		由を付して本協会に届
		け出た会員をいう。
7 売買参考統計値発表制度指定報告協会員	売買参老統計値	発表制度指定報告協会員
「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び		「公社債の店頭売買
売買値段に関する規則」(以下「公社債店頭		の参考値等の発表及
元買を考値等規則」という。)第3条第1項に		び売買値段に関する
規定する公社債店頭売買参考統計値発表制		規則」(公正慣習規則
度における「指定報告協会員」をいう。		第3号)第3条第1項
CLAND HYTHIMAST CALA		に規定する公社債店
		頭売買参考統計値発
		表制度における「指定」
		表前度にのける 指定 報告協会員」をいう。
		秋口

- 8 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない銘柄として、本協会が<u>第4条</u>に基づき選定した銘柄をいう。
- 9 売買参考統計値発表制度選定銘柄 <u>公社</u> <u>債店頭売買参考値等規則第3条第2項</u>に規 定する公社債店頭売買参考統計値発表制度 における「選定銘柄」をいう。

(個人向け社債等の引受けの届出)

- 第3条 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。
- **2** 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が2社以上あるときは、代表する1社がこれを行うことができる。

(店頭気配報告銘柄の選定基準)

- 第4条 本協会は、個人向け社債等のうち次の 各号に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報 告銘柄として選定する。
- 1 当該銘柄の発行額面総額が 100 億円以上であること。
- 2 当該銘柄が<u>取引所金融商品市場</u>に上場されていない銘柄であること。
- 3 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の 銘柄であること。
- 2 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘 柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日まで に行うものとする。

(店頭気配報告銘柄の除外基準)

- 第5条 本協会は、店頭気配報告銘柄について、 次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会 員から所定の様式により除外申請があったと きは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外 することができる。
 - <u>1</u> 当該銘柄について個人の保有割合が著し く減少したと認められる場合

IΒ

_ 店頭気配報告銘柄 個人向け社債等のうち、報告会員が本協会に店頭気配を報告しなければならない 銘柄として、本協会が4に基づき選定し

売買参考統計値発表制度選定銘柄

「公社債の店頭売買の 参考値等の発表及び売 買値段に関する規則」 (公正慣習規則第3号) 第3条第2項に規定す る公社債店頭売買参考 統計値発表制度におけ る「選定銘柄」をいう。

た銘柄をいう。

3 個人向け社債等の引受けの届出

- (1) 引受主幹事会員は、主として個人に取得させることを目的として、発行者から自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の証券情報の内容が記載された書面を当該個人向け社債等の発行条件決定後、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出なければならない。
- (2) 前項の届出は、引受けを行おうとする会員が 2 社以上あるときは、代表する 1 社がこれを行うことができるものとする。

4 店頭気配報告銘柄の選定基準

- (1) 本協会は、個人向け社債等のうち次の各号 に掲げる要件を満たす銘柄を店頭気配報告銘 柄として選定するものとする。
 - __ 当該銘柄の発行額面総額が 100 億円以上 であること
 - __ 当該銘柄が<u>取引所</u>に上場されていない銘 柄であること
 - __ 当該銘柄が固定利付かつ満期一括償還の 銘柄であること
- (2) 本協会は、前項に規定する店頭気配報告銘 柄の選定を当該銘柄の発行日の前営業日まで に行うものとする。

5 店頭気配報告銘柄の除外基準

- (1) 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に掲げる事由により、引受主幹事会員から所定の様式により除外申請があったときは、当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができるものとする。
 - __ 当該銘柄について個人の保有割合が著し く減少したと認められる場合

- 2 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入 消却等により著しく減少した場合
- 2 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができる。
- 1 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再生 手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の 申立てを行ったとき。
- 2 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき。
- 3 当該銘柄の<u>発行者等</u>において、債務の一部 又は全部が不履行となったとき。
- 4 その他本協会が必要と認めたとき。

(報告会員等の範囲)

- <u>第6条</u> 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。
- <u>1</u> 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員(報告免除会員を除く。)
- 2 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員(第7条第2項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
- 3 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員(第7条第3項に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
- 2 報告免除会員になろうとする引受幹事会員 は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行 うことができない旨の理由を付して所定の様 式により本協会に届け出るものとする。

(引受幹事会員以外の報告会員の取扱い)

- 第7条 引受幹事会員は、自社が引受けを行お うとする個人向け社債等の募集の取扱いを 行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配 の報告を委任することができる。ただし、当 該銘柄が<u>第4条</u>に規定する店頭気配報告銘 柄として選定されない場合には、この限りで ない。
- 2 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が第4条により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。
- 3 引受幹事会員以外の会員(売買参考統計値 発表制度指定報告協会員に限る。)は、店頭気

旧

- __ 当該銘柄の発行残高が繰上償還又は買入 消却等により著しく減少した場合
- (2) 本協会は、店頭気配報告銘柄について、次の各号に該当したときには、前項の申請にかかわらず当該銘柄を店頭気配報告銘柄から除外することができるものとする。
 - __ 当該銘柄の発行者等が破産手続開始、再 生手続開始、更生手続開始又は特別清算開 始の申立てを行ったとき
 - 当該銘柄が期限の利益を喪失したとき
 - __ 当該銘柄の<u>発行者</u>において、債務の一部 又は全部が不履行となったとき
 - __ その他本協会が必要と認めたとき

6 報告会員等の範囲

- (1) 報告会員は、次の各号に該当する会員とする。
 - __ 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員(報告 免除会員を除く。)
 - __ 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員から委任を受けた会員(<u>7(2)</u>に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
 - __ 店頭気配報告銘柄の引受幹事会員以外の会員(<u>7(3)</u>に規定する会員に限る。)であって、当該銘柄の店頭気配の報告を本協会に届け出た会員
- (2) 報告免除会員になろうとする引受幹事会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を行うことができない旨の理由を付して所定の様式により本協会に届け出るものとする。

7 引受幹事会員以外の報告会員の取扱い

- (1) 引受幹事会員は、自社が引受けを行おうとする個人向け社債等の募集の取扱いを行う他の会員に対して、当該銘柄の店頭気配の報告を委任することができるものとする。ただし、当該銘柄が前記4に規定する店頭気配報告銘柄として選定されない場合には、この限りでない。
- (2) 前項により委任を受けた会員は、当該銘柄が前記4により店頭気配報告銘柄として選定された場合には、当該銘柄の店頭気配の報告を行う旨を所定の様式により本協会に届け出ることにより、当該銘柄の報告会員になることができるものとする。ただし、本協会への届出は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに行うものとする。
- (3) 引受幹事会員以外の会員(売買参考統計値 発表制度指定報告協会員に限る。)は、店頭気

配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、 当該銘柄の報告会員になることができる。ただし、本協会への届出は、原則として、当該 銘柄の発行日の5営業日前までに行うものと する。

<u>(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気</u> 配の報告開始日等)

- 第8条 報告会員は、原則として、店頭気配報 告銘柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の 報告を行うものとする。
- 2 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘 柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業 日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うも のとする。

(報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告方法等)

- 第9条 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭 気配について、毎営業日(半休日を除く。)の 原則午後7時00分までに、本協会に報告する ものとする。
- 2 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、 価格及び利回りとし、価格については額面 100 円につき 1 銭刻みの裸値段とし、利回りについ ては 0.001% 刻みの単利利回りとする。
- 3 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、 公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自 社における売買状況等に照らし、適正なもの でなければならない。
- 4 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができる。

(売買参考統計値発表制度指定報告協会員で ある報告会員による店頭気配報告の特例)

- 第10条 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前条に規定する店頭気配の報告に代えることができる。
- 2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

旧

配報告銘柄についての店頭気配の報告を所定の様式により本協会に届け出ることにより、 当該銘柄の報告会員になることができる<u>もの</u> とする。ただし、本協会への届出は、原則と して、当該銘柄の発行日の5営業日前までに 行うものとする。

8 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭 気配の報告開始日等

- (1) 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘 柄の発行日から、当該銘柄の店頭気配の報告 を行うものとする。
- (2) 報告会員は、原則として、店頭気配報告銘 柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業 日まで、当該銘柄の店頭気配の報告を行うも のとする。

9 報告会員による店頭気配報告銘柄の店頭気 配の報告方法等

- (1) 報告会員は、店頭気配報告銘柄の店頭気配 について、毎営業日(半休日を除く。)の原則 <u>午後7時</u>までに、本協会に報告するものとす る。
- (2) 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、 価格及び利回りとし、価格については額面100 円につき1銭刻みの裸値段とし、利回りにつ いては0.001%刻みの単利利回りとする。
- (3) 報告会員が本協会に報告する店頭気配は、 公社債店頭市場の動向、発行者の信用度、自 社における売買状況等に照らし、適正なもの でなければならない。
- (4) 報告会員は、前項に規定する適正な店頭気配の報告が困難である場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出ることにより、当該銘柄の店頭気配の報告を行わないことができる<u>ものとする</u>。

10 売買参考統計値発表制度指定報告協会員で ある報告会員による店頭気配報告の特例

- (1) 売買参考統計値発表制度指定報告協会員である報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄に係る自社の報告値が、店頭気配報告銘柄の店頭気配と同じ値である場合には、当該報告値をもって、前記9に規定する店頭気配の報告に代えることができるものとする。
- (2) 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

(報告会員による店頭気配報告の特例)

- 第11条 売買参考統計値の平均値又は中央値 を顧客との売買の基準となる価格としている 報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘 柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気 配の報告を省略することができる。
- 2 前項に規定する報告の特例を受けようとする報告会員は、原則として、当該銘柄の発行日の5営業日前までに所定の様式により本協会に申請するものとする。

(店頭気配情報の発表等)

- 第12条 本協会は、報告会員から店頭気配報告 銘柄の店頭気配の報告を受け、これに基づき、 各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人 向け社債等の店頭気配情報」を発表する。た だし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名 称の発表は行わないものとする。
- 2 前項に規定する店頭気配情報は、第9条第 1項の報告時限において、2社以上の報告会 員から報告を受けた店頭気配を発表すること とし、報告会員が2社未満である場合には、 当該店頭気配の発表は行わないものとする。 ただし、単独引受幹事銘柄については、当該 単独引受幹事会員1社のみの報告であっても 発表するものとする。
- 3 店頭気配情報の発表は、報告日の翌営業日に、本協会の所定の様式により行うものとする。

(店頭気配情報の発表開始日等)

- 第13条 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。
- 2 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、 店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年 同月の最終営業日の翌営業日とする。

(店頭気配報告責任者等の本協会への届出)

- 第14条 報告会員は、店頭気配報告責任者1名 及び店頭気配報告担当者2名を定め、所定の 様式により本協会に届け出るものとする。
- 2 報告会員は、前項に定める店頭気配報告責任者及び店頭気配報告担当者を変更した場合には、所定の様式により遅滞なく本協会に届け出るものとする。

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

旧

1 報告会員による店頭気配報告の特例

- (1) 売買参考統計値の平均値又は中央値を顧客との売買の基準となる価格としている報告会員は、売買参考統計値発表制度選定銘柄である店頭気配報告銘柄について、店頭気配の報告を省略することができるものとする。
- (2) 前項に規定する報告の特例を受けようと する報告会員は、原則として、当該銘柄の発 行日の5営業日前までに所定の様式により本 協会に申請するものとする。

12 店頭気配情報の発表等

- (1) 本協会は、報告会員から店頭気配報告銘柄の店頭気配の報告を受け、これに基づき、各報告会員の店頭気配を一覧表にした「個人向け社債等の店頭気配情報」を発表する。ただし、店頭気配報告銘柄ごとの報告会員の名称の発表は行わないものとする。
- (2) 前項に規定する店頭気配情報は、<u>前記9</u> (1)の報告時限において、2 社以上の報告会員 から報告を受けた店頭気配を発表することと し、報告会員が2 社未満である場合には、当 該店頭気配の発表は行わないものとする。た だし、単独引受幹事銘柄については、当該単 独引受幹事会員1 社のみの報告であっても発 表するものとする。
- (3) 店頭気配情報の発表は、報告日の翌営業日 に、本協会の所定の様式により行うものとす る。

13 店頭気配情報の発表開始日等

- (1) 店頭気配情報の発表開始日は、原則として、店頭気配報告銘柄の発行日の翌営業日とする。
- (2) 店頭気配情報の最終発表日は、原則として、店頭気配報告銘柄の償還日の属する月の前年同月の最終営業日の翌営業日とする。
- 14 店頭気配報告責任者等の本協会への届出 報告会員は、店頭気配報告責任者1名及び店頭 気配報告担当者2名を定め、所定の様式により 本協会に届け出るものとする。当該責任者及び 担当者を変更した場合には、遅滞なく本協会に 届け出るものとする。

「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則」(統一慣習規則第3号)の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

<u>店頭売買における抽選償還当選債券等の引換</u> 処理に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において 行う債券の売買取引の受渡しに用いられた債 券が、抽選により償還されることが確定して いる債券及び年次別均等償還等により繰上償 還されることが確定している債券(以下「抽 選償還当選債券等」という。)である場合の協 会員間における処理を明確にし、債券の円滑 な流通を図ることを目的とする。

(引換請求)

第2条 協会員は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券等であることを発見したいりに対している会員(以下を強力を強力を強力を変けた協会員)という。)に対し、その引渡した後当該銘柄の最初に到来するの間では、次の利払期日のでは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、次の利払期日のは、その間が外の債券との引換えを請求することができる。 第2条 協会員は、その引渡した協会員は、その引渡した後当該債券を引送を請求することができる。

(引換請求手続きの中間省略)

第3条 抽選償還当選債券等の引渡しを受けた協会員(以下「受方協会員」という。)は、 当該債券の引換請求を行う場合において、当 該債券が他の協会員との間において売買され たものであるときは、その売買を行った協会 員のいずれに対しても直接引換請求を行うこ とができる。

(引換えの履行)

第 4 条 渡方協会員は、前2条の規定による 引換請求を受けた場合は、その請求を受けた 日から起算して1か月(その最終日が休業日 に当たる場合は、その翌営業日)以内に同一 銘柄の他の債券と引換えを行わなければなら ない。

「店頭売買における抽選償還当選債券等の引換 処理に関する規則」(統一慣習規則第3号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が店頭において 行う債券の売買取引の受渡しに用いられた債 券が、抽選により償還されることが確定して いる債券及び年次別均等償還等により繰上償 還されることが確定している債券(以下「抽 選償還当選債券等」という。)である場合の協 会員間における処理を明確にし、債券の円滑 な流通を図ることを目的とする。

(引換請求)

第2条 協会員は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券等であることを発見したい下にした協会員(以下「を設けた協会員」という。)に対し、その引渡しまいの最終日が出まる。との引渡した後当該銘柄の最初に到来する司人の最終日が大業日に当たる場合は、次の利払期日に当たる場合は、次の利払期日に当な場合は、次の利払期日に当な場合は、その同から起算して1年3か月(その最終日が休業日に当たる場合は、その翌営業日に引換えを請求することができる。

(引換請求手続きの中間省略)

第 3 条 抽選償還当選債券等の引渡しを受けた協会員(以下「受方協会員」という。)は、 当該債券の引換請求を行う場合において、当 該債券が他の協会員との間において売買され たものであるときは、その売買を行った協会 員のいずれに対しても直接引換請求を行うこ とができる。

(引換えの履行)

第 4 条 渡方協会員は、前2条の規定による 引換請求を受けた場合は、その請求を受けた 日から起算して1か月(その最終日が休業日 に当たる場合は、その翌営業日)以内に同一 銘柄の他の債券と引換えを行わなければなら ない。

2 前項に規定する場合においては、渡方協会員は、引換えを行うまでの間、当該債券の売買代金に相当する金銭を受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌営業日にこれを行うことができる。

(利子の補償)

第 5 条 渡方協会員は、引き渡した利付きの 債券が抽選償還当選債券等であったことによ り、受方協会員がその利子を受けることがで きなかった場合は、引換えの履行時に、当該 利子に相当する金額を受方協会員に補償しな ければならない。

(代金決済)

- 第 6 条 渡方協会員が、第4条第1項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、決済値段によりその決済を行わなければならない。
- 2 前項の決済値段は、決済日の前日における 取引所金融商品市場の最終値段又は店頭売買 の値段若しくは気配により算出した額に、引 換請求に係る債券の利子及び決済日までの経 過利子に相当する金額を加算した額とする。
- 3 前項に規定する値段又は気配がない場合の 決済値段は、受方協会員と渡方協会員との協 議によりこれを決定する。

(抽選償還当選債券等の情報提供)

- 第7条 渡方協会員は、引き渡した債券が抽 選償還当選債券等であることを発見したとき は、遅滞なくその旨を受方協会員に通知しな ければならない。
- 2 渡方協会員は、受方協会員が第2条に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会員から抽選償還当選債券等の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

2 前項に規定する場合においては、渡方協会員は、引換えを行うまでの間、当該債券の売買代金に相当する金銭を受方協会員に預託しなければならない。ただし、渡方協会員は、やむを得ない事由があるときは、その翌営業日にこれを行うことができる。

(利子の補償)

第 5 条 渡方協会員は、引き渡した利付きの 債券が抽選償還当選債券等であったことによ り、受方協会員がその利子を受けることがで きなかった場合は、引換えの履行時に、当該 利子に相当する金額を受方協会員に補償しな ければならない。

(代金決済)

- 第 6 条 渡方協会員が、第4条第1項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、決済値段によりその決済を行わなければならない。
- 2 前項の決済値段は、決済日の前日における <u>証券取引所</u>の最終値段又は店頭売買の値段若 しくは気配により算出した額に、引換請求に 係る債券の利子及び決済日までの経過利子に 相当する金額を加算した額とする。
- 3 前項に規定する値段又は気配がない場合の 決済値段は、受方協会員と渡方協会員との協 議によりこれを決定する。

(抽選償還当選債券等の情報提供)

- 第7条 渡方協会員は、引き渡した債券が抽 選償還当選債券等であることを発見したとき は、遅滞なくその旨を受方協会員に通知しな ければならない。
- 2 渡方協会員は、受方協会員が第2条に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方協会員から抽選償還当選債券等の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。

「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一慣習規則第4号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

債券のフェイルの解消に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の債券(次条において定義するものをいう。)の受渡しにつきフェイル(次条において定義するものをいう。)が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
 - 1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会 員から予定されていた決済日が経過したに もかかわらず、本来受渡しが合意されてい た債券(以下「対象債券」という。)を受け 渡されていないことをいう。
 - 2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会 員に対し対象債券受渡しの対価を完全に支 払済みの状態又は対象債券の受渡しと引換 えに支払える状態であるにもかかわらず、 予定されていた決済日後10営業日を超える 期間、受方協会員に対し当該債券が受け渡 されていないことをいう。
 - 3 債券 社債等の振替に関する法律<u>(以下「社振法」という。)</u>第2条第1項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。
 - イ 社債(新株予約権付社債及び<u>社振法</u>第 66条第1号に規定する短期社債を除く。)
 - 口 国債
 - 八 地方債
 - 二 投資信託及び投資法人に関する法律に 規定する投資法人債 (同法第 139 条の 12 第1項に規定する短期投資法人債を除 く。)
 - ホ 保険業法に規定する相互会社の社債 (同法第61条の10第1項に規定する短 期社債を除く。)
 - へ 資産の流動化に関する法律に規定する 特定社債(転換特定社債及び新優先出資 引受権付特定社債並びに同法第2条第8 項に規定する特定短期社債を除く。)

<u>「債券のフェイルの解消に関する規則」(統一</u> 慣習規則第4号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の債券(次条において定義するものをいう。)の受渡しにつきフェイル(次条において定義するものをいう。)が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる 用語の定義は、当該各号に定めるところによ る。
 - 1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会 員から予定されていた決済日が経過したに もかかわらず、本来受渡しが合意されてい た債券(以下「対象債券」という。)を受け 渡されていないことをいう。
 - 2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会 員に対し対象債券受渡しの対価を完全に支 払済みの状態又は対象債券の受渡しと引換 えに支払える状態であるにもかかわらず、 予定されていた決済日後10営業日を超える 期間、受方協会員に対し当該債券が受け渡 されていないことをいう。
 - 3 債券 社債等の振替に関する法律<u>(平成</u> 13 年法律第 75 号)第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。
 - イ 社債(新株予約権付社債及び<u>社債等の</u> <u>振替に関する法律</u>第66条第1号に規定す る短期社債を除く。)
 - 口 国債
 - 八 地方債
 - 二 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号)に規定する投 資法人債
 - ホ 保険業法<u>(平成7年法律第105号)</u>に 規定する相互会社の社債(同法第61条の 10第1項に規定する短期社債を除く。)
 - へ 資産の流動化に関する法律<u>(平成10年</u> <u>法律第105号)</u>に規定する特定社債(転 換特定社債及び新優先出資引受権付特定 社債並びに同法第2条第8項に規定する 特定短期社債を除く。)

- ト 特別の法律により法人の発行する債券 に表示されるべき権利(<u>社振法</u>第2条第1 項第1号及び第4号から第6号までに掲 げるもの並びに商工組合中央金庫法第33 条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫 法第54条の4第1項に規定する短期債及 び農林中央金庫法第62条の2第1項に規 定する短期農林債を除く。)
- チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び社振法第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令第3条第11項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利
- 4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から対象債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。
- 5 渡方協会員 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会員又はその渡方協会員等に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員をいう。
- 6 同種債券 受方協会員とその渡方協会員 (以下「甲」という。)との間、甲とその渡 方協会員(以下「乙」という。)との間、又 は乙とその渡方協会員との間(以下、丙、 丁等と続いた場合も同じ。)において対象債 券と、その種類、利札、満期及びこれらに 類する債券の利回りに影響を及ぼす特性を 含む(ただし、これらに限らない。)属性に 関して、類似の種類、条件かつ数量の債券 で、対象債券に代わるものとして別途合意 されたものをいう。
- 7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、 本規則の規定に従い、対象債券又は同種債 券を市場価格で買い入れることをいう。
- 8 再通知協会員 受渡不履行に関するバイ・イン通知をその渡方協会員に対し再通知する協会員をいう。
- 9 営業日 協会員の休業日でない日をいう。
- 10 ループ フェイルの取引のみで完結して いる三者以上の同一当事者間の債券受渡義 務の循環をいう。

旧

- ト 特別の法律により法人の発行する債券 に表示されるべき権利(社債等の振替に 関する法律第2条第1項第1号及び第4 号から第6号までに掲げるもの並びに商 工組合中央金庫法(昭和11年法律第14 号)第33条ノ2に規定する短期商工債、 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第 54条の4第1項に規定する短期債及び農 林中央金庫法(平成13年法律第93号) 第62条の2第1項に規定する短期農林債 を除く。)
- チ 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するもの及び社債等の振替に関する法律第127条において準用する同法第66条(第1号を除く。)に規定する振替外債のうち、社債等の振替に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第5号)第3条第11項に規定する短期外債を除く。)に表示されるべき権利
- 4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から対象債券の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。
- 5 渡方協会員 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会員又はその渡方協会員等に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員をいう。
- 6 同種債券 受方協会員とその渡方協会員 (以下「甲」という。)との間、甲とその渡 方協会員(以下「乙」という。)との間、又 は乙とその渡方協会員との間(以下、丙、 丁等と続いた場合も同じ。)において対象債 券と、その種類、利札、満期及びこれらに 類する債券の利回りに影響を及ぼす特性を 含む(ただし、これらに限らない。)属性に 関して、類似の種類、条件かつ数量の債券 で、対象債券に代わるものとして別途合意 されたものをいう。
- 7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、 本規則の規定に従い、対象債券又は同種債 券を市場価格で買い入れることをいう。
- 8 再通知協会員 受渡不履行に関するバイ・イン通知をその渡方協会員に対し再通知する協会員をいう。
- 9 営業日 協会員の休業日でない日をいう。
- 10 ループ フェイルの取引のみで完結して いる三者以上の同一当事者間の債券受渡義 務の循環をいう。

(フェイル解消の誠実努力義務)

第 3 条 受方協会員及びその渡方協会員は、 フェイルが発生している取引において、当該 フェイルの状態を解消するため誠実に努力し なければならない。

(受渡不履行の解消方法)

- 第 4 条 受方協会員は、受渡不履行の取引を 決済するため、次の各号に定める方法のうち、 いずれか一の方法を<u>採る</u>ことができるものと する。
 - 1 その渡方協会員との間の合意に基づき、 当該渡方協会員から、対象債券に代えて同 種債券の受渡しを受けること。
 - 2 その渡方協会員との間の合意に基づき、 当該渡方協会員との間で対象債券の反対売 買を行うこと。
 - 3 次条以下において規定する手続に従い、 受渡不履行になっている対象債券又は同種 債券のバイ・インを実行すること。

(パイ・インの通知)

- 第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が対象債券又は同種債券を取得するために行われるものとする。
- 2 バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 1 バイ・インの通知は、対象債券に関し本 来予定されていた決済日から 10 営業日(本 来予定されていた決済日を含まない。)経過 後でなければ行うことはできない。
 - 2 バイ・インを行うためには、受方協会員は、当該通知において指定するバイ・イン約定日から少なくとも10営業日(バイ・イン約定日を含まない。)前の日の正午(日本時間)までに、その渡方協会員に対して書面による通知(以下「バイ・イン通知」という。バイ・イン通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)を行うものとする。
 - 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を 記載しなければならないものとする。
 - イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当 者名(責任者名)及び連絡先
 - ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称 及び担当部署名
 - ハ バイ・イン通知を行った受方協会員と その渡方協会員間の取引(以下、本号に

旧

(フェイル解消の誠実努力義務)

第 3 条 受方協会員及びその渡方協会員は、 フェイルが発生している取引において、当該 フェイルの状態を解消するため誠実に努力し なければならない。

(受渡不履行の解消方法)

- 第4条 受方協会員は、受渡不履行の取引を 決済するため、次の各号に定める方法のうち、 いずれか一の方法を<u>取る</u>ことができるものと する。
 - 1 その渡方協会員との間の合意に基づき、 当該渡方協会員から、対象債券に代えて同 種債券の受渡しを受けること。
 - 2 その渡方協会員との間の合意に基づき、 当該渡方協会員との間で対象債券の反対売 買を行うこと。
 - 3 次条以下において規定する手続に従い、 受渡不履行になっている対象債券又は同種 債券のバイ・インを実行すること。

(バイ・インの通知)

- 第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が対象債券又は同種債券を取得するために行われるものとする。
- **2** バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 1 バイ・インの通知は、対象債券に関し本 来予定されていた決済日から 10 営業日(本 来予定されていた決済日を含まない。)経過 後でなければ行うことはできない。
 - 2 バイ・インを行うためには、受方協会員は、当該通知において指定するバイ・イン約定日から少なくとも10営業日(バイ・イン約定日を含まない。)前の日の正午(日本時間)までに、その渡方協会員に対して書面による通知(以下「バイ・イン通知」という。バイ・イン通知はファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)を行うものとする。
 - 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を 記載しなければならないものとする。
 - イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当 者名(責任者名)及び連絡先
 - ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称 及び担当部署名
 - ハ バイ・イン通知を行った受方協会員と その渡方協会員間の取引(以下、本号に

おいて「本来の取引」という。) の対象債 券の額面及びその証券情報

- 二 本来の取引において合意された受渡金 額
- ホ 本来の取引の約定日及び決済日
- へ 受方協会員が、指定したバイ・イン約 定日の正午(日本時間)までに当該渡方 協会員との間の本来の取引の完了通知を 受けなかった場合には、当該取引につい て指定したバイ・イン約定日に当該渡方 協会員の計算においてバイ・インを行い 得る旨
- ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員 は、バイ・イン通知に署名又は記名捺印の うえ、同通知の写しを受方協会員に速やか に返送することにより、通知の受領を確認 するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)。

(バイ・イン通知の再通知)

- **第 6 条** バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 1 バイ・イン通知(本条においては、本条 に従い再通知されたバイ・イン通知を含 む。) を受け取った渡方協会員は、自己と自 己に対する渡方協会員との間で、当該バ イ・イン通知に記載された対象債券と同一 銘柄・同量の債券に関して受渡不履行が生 じている場合には、受取時から24時間以内 に(ただし、いかなる場合も当初のバイ・ イン通知で指定されたバイ・イン約定日(又 は、対象債券が移転手続中であるため次条 第2号に従って期限が延長された場合には 翌営業日)の2営業日前の正午(日本時間) までであることを要する。)、当該バイ・イ ン通知をその渡方協会員に書面により再通 知することができる(その再通知は、ファ クシミリ又は電子通信システムによること ができるものとするが、これに限らない。)。
 - 2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担 当者名(責任者名)及び連絡先
 - ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称 及び担当部署名
 - ハ 自己より前の全再通知協会員の名称
 - 二 受方協会員の名称及び連絡先
 - ホ 再通知が行われる原因となった再通知 協会員、再通知先である渡方協会員間の

旧

- おいて「本来の取引」という。)の対象債券の額面及びその証券情報
- 二 本来の取引において合意された受渡金 額
- ホ 本来の取引の約定日及び決済日
- へ 受方協会員が、指定したバイ・イン約 定日の正午(日本時間)までに当該渡方 協会員との間の本来の取引の完了通知を 受けなかった場合には、当該取引につい て指定したバイ・イン約定日に当該渡方 協会員の計算においてバイ・インを行い 得る旨
- ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、バイ・イン通知に署名又は記名捺印のうえ、同通知の写しを受方協会員に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)。

(パイ・イン通知の再通知)

- **第 6 条** バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - バイ・イン通知(本条においては、本条 に従い再通知されたバイ・イン通知を含 む。) を受け取った渡方協会員は、自己と自 己に対する渡方協会員との間で、当該バ イ・イン通知に記載された対象債券と同一 銘柄・同量の債券に関して受渡不履行が生 じている場合には、受取時から24時間以内 に(ただし、いかなる場合も当初のバイ・ イン通知で指定されたバイ・イン約定日(又 は、対象債券が移転手続中であるため次条 第2号に従って期限が延長された場合には 翌営業日)の2営業日前の正午(日本時間) までであることを要する。)、当該バイ・イ ン通知をその渡方協会員に書面により再通 知することができる(その再通知は、ファ クシミリ又は電子通信システムによること ができるものとするが、これに限らない。)。
 - 2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担 当者名(責任者名)及び連絡先
 - ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称 及び担当部署名
 - ハ 自己より前の全再通知協会員の名称
 - 二 受方協会員の名称及び連絡先
 - ホ 再通知が行われる原因となった再通知協会員、再通知先である渡方協会員間の

旧

取引(以下、本号において「本来の取引」 という。)の対象債券の額面及びその証券 情報

- へ 本来の取引において合意された受渡金額
- ト 本来の取引の約定日及び決済日
- チ 指定されたバイ・イン約定日及びバ イ・イン決済日
- 3 第 1 号に定める通知を受け取った渡方協会員は、再通知されたバイ・イン通知に署名又は記名捺印のうえ、同通知の写しを通知人に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない)
- 4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、当該バイ・イン通知に記載されている情報をみだりに第三者に公開してはならない。
- 5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄かつ同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。
- 6 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を行った後、自己の受方協会員からバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行ったバイ・イン通知を取り消したうえで、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員の送付したバイ・イン通知を取り消さず、かい、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知しないこともできる。
- 7 前号に定めるバイ・イン通知の取消しは、 取消対象となるバイ・イン通知を特定した うえで、これを取り消す旨の書面による通 知(以下「取消通知」という。取消通知はフ ァクシミリ又は電子通信システムによるこ とができるが、これに限らない。)により行 うものとする。
- 8 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知 を再通知した後、当該バイ・イン通知に関す る取消通知及び新たなバイ・イン通知を受け 取った協会員は、自己の行った再通知を取り 消したうえで、新たに受け取ったバイ・イン 通知を再通知しなければならない。

取引(以下、本号において「本来の取引」 という。)の対象債券の額面及びその証券 情報

- へ 本来の取引において合意された受渡金額
- ト 本来の取引の約定日及び決済日
- チ 指定されたバイ・イン約定日及びバイ・イン決済日
- 3 第 1 号に定める通知を受け取った渡方協会員は、再通知されたバイ・イン通知に署名又は記名捺印のうえ、同通知の写しを通知人に速やかに返送することにより、通知の受領を確認するものとする(その確認は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)
- 4 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、当該バイ・イン通知に記載されている情報をみだりに第三者に公開してはならない。
- 5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された対象債券と同一銘柄かつ同量の債券に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。
- 6 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知を行った後、自己の受方協会員からバイ・イン通知を受け取った協会員は、自己の行ったバイ・イン通知を取り消したうえで、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に対したバイ・イン通知を取り消さず、かつ、自己の受方協会員から受け取ったバイ・イン通知を自己に対する渡方協会員に再通知しないこともできる。
- 7 前号に定めるバイ・イン通知の取消しは、 取消対象となるバイ・イン通知を特定した うえで、これを取り消す旨の書面による通 知(以下「取消通知」という。取消通知はフ ァクシミリ又は電子通信システムによるこ とができるが、これに限らない。)により行 うものとする。
- 8 自己に対する渡方協会員にバイ・イン通知 を再通知した後、当該バイ・イン通知に関す る取消通知及び新たなバイ・イン通知を受け 取った協会員は、自己の行った再通知を取り 消したうえで、新たに受け取ったバイ・イン 通知を再通知しなければならない。

旧

(パイ・インの実行)

- **第7条** バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。
 - 1 指定されたバイ・イン約定日(又は、対象債券が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日)の正午(日本時間)までに、バイ・イン通知に記載された債券が受方協会員に受け決済に関する取引が決済されていない場合、受方協会員は、対象債券に関する取引が決済債券といない場合、受方協会員は、対象債券ができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡方協会員の計算において行うものとする。
 - 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インの ための新たな取引を約定する前に、受方協 会員がその渡方協会員から、対象債券につ いてバイ・イン約定日の営業時間終了時ま でに移転される旨の書面による通知をバ イ・イン約定日の正午(日本時間)までに 受け取った場合には、受方協会員はバイ・ イン通知において指定したバイ・イン約定 日の翌営業日以降でなければバイ・インを 実行できないものとする。

(パイ・イン実行の通知及びその効力)

- 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力 は、次の各号に定めるところによるものとす る。
 - 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定 後直ちに、自己の計算で債券のバイ・イン が行われた渡方協会員に対し、バイ・イン を行った債券の数量及び価格を電話により 通知しなければならない。
 - 2 前号に定める電話による通知は、約定日付けの書面(その書面は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)により確認されるものとする。
 - 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金 銭の額を記載するものとする。取引の決済 において精算されるべき金銭の額は、次に 掲げる金額の合計額とする。
 - イ バイ・インにより調達した債券の約定金額から、対象債券受渡しの約定金額(ただし、対象債券の受渡しが売買以外の約定に基づく場合には、当該約定において定められた対象債券受渡しに関する価格

(パイ・インの実行)

- **第7条** バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。
 - 1 指定されたバイ・イン約定日(又は、対象債券が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日)の正午(日本時間)までに、バイ・イン通知に記載された債券が受方協会員に受力が行われず、又は他の方法によっても対象債券に関する取引が決済債券に関する取引が決済債券に対場合、受方協会員は、対象債券ができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡協会員の計算において行うものとする。
 - 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インの ための新たな取引を約定する前に、受方協 会員がその渡方協会員から、対象債券につ いてバイ・イン約定日の営業時間終了時ま でに移転される旨の書面による通知をバ イ・イン約定日の正午(日本時間)までに 受け取った場合には、受方協会員はバイ・ イン通知において指定したバイ・イン約定 日の翌営業日以降でなければバイ・インを 実行できないものとする。

(パイ・イン実行の通知及びその効力)

- 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力 は、次の各号に定めるところによるものとす る。
 - 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定 後直ちに、自己の計算で債券のバイ・イン が行われた渡方協会員に対し、バイ・イン を行った債券の数量及び価格を電話により 通知しなければならない。
 - 2 前号に定める電話による通知は、約定日付けの書面(その書面は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。)により確認されるものとする。
 - 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金銭の額を記載するものとする。取引の決済において精算されるべき金銭の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - イ バイ・インにより調達した債券の約定 金額から、対象債券受渡しの約定金額(た だし、対象債券の受渡しが売買以外の約 定に基づく場合には、当該約定において 定められた対象債券受渡しに関する価格

及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。)を減じた差額(バイ・インにより調達した債券が対象債券でない場合は、この限りではない。)

- ロ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の対象債券の経過利子相当額(本来の決済日からバイ・イン決済日までの間に対象債券の利金が発生した場合には、当該利払日に支払われた利金相当額について別途精算するものとする。)
- ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための 資金調達に要した費用の合計額
- 4 前号に定める精算されるべき金銭は、バイ・インの決済日の翌営業日までに渡方協会員及び受方協会員の間で精算されるものとし、その金銭の支払完了をもって、受方協会員とその渡方協会員間の本来の取引が決済されたものとする。
- 5 バイ・イン通知が第 6 条に定めるところにより再通知された場合には、第 1 号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた債券の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。
- 6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた債券の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。
- 7 1 通又はそれ以上の数の再通知を伴うバイ・イン通知が行われた結果、その取引に関しループが発生していることが明らかになった場合には、協会員は、取引を円滑に決済するとともに、そのループの状態を相互に受け入れ可能な条件で決済するため、誠実に努力しなければならない。
- 2 バイ・イン通知に指定された約定日から 3 営業日(バイ・イン約定日を含まない。)の終わりまでに、本規則に従って受方協会員がバイ・インを行わなかった場合は、当該バイ・イン通知は失効するものとし、受方協会員は、当該取引に関しバイ・インを行うためには、新たなバイ・イン通知を送付しなければならないものとする。

旧

及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。)を減じた差額(バイ・インにより調達した債券が対象債券でない場合は、この限りではない。)

- ロ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の対象債券の経過利子相当額(本来の決済日からバイ・イン決済日までの間に対象債券の利金が発生した場合には、当該利払日に支払われた利金相当額について別途精算するものとする。)
- ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための 資金調達に要した費用の合計額
- 4 前号に定める精算されるべき金銭は、バイ・インの決済日の翌営業日までに渡方協会員及び受方協会員の間で精算されるものとし、その金銭の支払完了をもって、受方協会員とその渡方協会員間の本来の取引が決済されたものとする。
- 5 バイ・イン通知が第 6 条に定めるところにより再通知された場合には、第 1 号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた債券の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。
- 6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた債券の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。
- 7 1 通又はそれ以上の数の再通知を伴うバイ・イン通知が行われた結果、その取引に関しループが発生していることが明らかになった場合には、協会員は、取引を円滑に決済するとともに、そのループの状態を相互に受け入れ可能な条件で決済するため、誠実に努力しなければならない。
- 2 バイ・イン通知に指定された約定日から 3 営業日 (バイ・イン約定日を含まない。)の終わりまでに、本規則に従って受方協会員がバイ・インを行わなかった場合は、当該バイ・イン通知は失効するものとし、受方協会員は、当該取引に関しバイ・インを行うためには、新たなバイ・イン通知を送付しなければならないものとする。

(顧客によるパイ・イン実行)

- 第 9 条 顧客と協会員との間で受渡不履行が生じている場合(第2条第2号において、「受方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えた場合に、同号に該当する場合をいう。)においては、当該顧客は、本規則に従い、バイ・インを実行することができる。この場合においては、「受方協会員」を「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実行する場合においては、当該顧客は、当該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会員に対し、前条第1項第3号に定める金銭を除き、理由のいかんを問わず、当該フェイルに起因する一切の損害賠償請求をできないものとする。
- 3 顧客からバイ・インの通知を受けた協会員は、第6条に定めるところに従い、バイ・イン通知を再通知することができる。ただし、当該再通知を行う協会員は、第6条第2号の規定にかかわらず、当該顧客との合意に基づき、当該再通知において、同号二に規定する事項を「顧客」と記載することができる。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

(顧客によるバイ・イン実行)

- 第9条 顧客と協会員との間で受渡不履行が 生じている場合(第2条第2号において、「受 方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当 該顧客に対し対象債券を受け渡す義務を負う 協会員」と読み替えた場合に、同号に該当る場合をいう。)においては、当該顧客は、本 規則に従い、バイ・インを実行することがで きる。この場合においては、「受方協会員」を 「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡 方協会員」を「当該顧客に対し対象債券を受 け渡す義務を負う協会員」と読み替えるもの とする。
- 2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実 行する場合においては、当該顧客は、当該顧 客に対し対象債券を受け渡す義務を負う協会 員に対し、前条第1項第3号に定める金銭を 除き、理由のいかんを問わず、当該フェイル に起因する一切の損害賠償請求をできないも のとする。
- 3 顧客からバイ・インの通知を受けた協会員は、第6条に定めるところに従い、バイ・イン通知を再通知することができる。ただし、当該再通知を行う協会員は、第6条第2号の規定にかかわらず、当該顧客との合意に基づき、当該再通知において、同号二に規定する事項を「顧客」と記載することができる。

改正規則等一覧(自主規制企画委員会関係)

平成19年9月18日 日本証券業協会

(公正慣習規則)	
1 . 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則(公正慣習規則第6号)関係 ・・・・・・	(別紙 26)
2.広告等及び景品類の提供に関する規則(公正慣習規則第7号) ・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 27)
3.証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 28)
4.協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則(公正慣習規則第9号)関係 ・・	(別紙 29)
5.証券事故の確認申請、審査等に関する規則(公正慣習規則第12号) ・・・・・・・	(別紙 30)
6.協会員の内部管理責任者等に関する規則(公正慣習規則第13号)関係 ・・・・・	(別紙 31)
7.協会員の外務員の資格、登録等に関する規則(公正慣習規則第15号)関係・	(別紙 32)
8.証券仲介業者に関する規則(公正慣習規則第16号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 33)
(諸規則)	
1 .「証券外務員等資格試験規則」関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 34)
2 .「監査規則」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 35)
(理事会決議)	
1.「証券業経理の統一について」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙37)
3 .「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」 ・・・・・・	-
4 .「アナリスト・レポートの取扱い等について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 39)
5 .「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」 ・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 40)
6 .「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 41)
7 .「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について	」(別紙 42)
8.「個人情報の保護に関する指針」関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 43)
9 .「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 44)
10 .「定款第 26 条(会員に対する勧告)について」(理事会決議)等の廃止 ・・・・	(別紙 45)
11 .「定款第 25 条第 3 項ただし書の規定の適用について」(理事会確認事項) ・・	(別紙 46)
(紛争処理規則)	
1.「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号	号)(別紙 47)
2 .「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別紙 48)
(参考)	
1.特定店頭デリバティブ取引等に係る資格要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ (参考1)
2 .「仮名取引の受託の禁止」に関するQ&A ·······	(参考2)

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

IΒ 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則(公

正慣習規則第6号)

新 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客(消 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客から 費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。)から の有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報 告、債権、債務の残高の照合に関する処理方 法等(特別会員にあっては、金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第33条の2の登 録に係る業務(以下「登録金融機関業務」と いう。)に係るものに限り、店頭デリバティブ 取引会員にあっては、定款第3条第7号に定 める特定店頭デリバティブ取引等に係る業務 (以下「特定店頭デリバティブ取引等業務」 という。)に係るものに限る。)について定め、 協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的 とする。

(有価証券の寄託の受入れ等の制限)

- **第 2 条** 会員は、次の各号に掲げる場合のほ | **第 2 条** 会員は、次の各号に掲げる場合のほ か、顧客から有価証券の寄託の受入れ等を行 ってはならない。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 混蔵寄託契約による場合(債券、投資信 託の受益証券並びに株式会社証券保管振替 機構、金融商品取引所及び決済会社が行う 振替決済、外国証券及び外国証書の売買そ の他の取引に係る混蔵寄託契約に限る。)
 - 4・5 (現行どおり)

(契約の締結)

- 第3条 (現行どおり)
- 2 前項の保護預り約款には、次の各号に掲げ 2 る事項を定めなければならない。ただし、会

(目的)

の有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報 告、債権、債務の残高の照合に関する処理方 法等(特別会員にあっては、証取法第65条の 2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る 業務(以下「登録等証券業務」という。)に係 るものに限る。)について定め、協会員の顧客 管理の適正化を図ることを目的とする。

(有価証券の寄託の受入れ等の制限)

- か、顧客等から有価証券の寄託の受入れ等を 行ってはならない。
 - (省 1 • 2 略)
 - 3 混蔵寄託契約による場合(債券、投資信 託の受益証券並びに株式会社証券保管振替 機構、証券取引所及び決済会社が行う振替 決済、外国証券及び外国証書の売買その他 の取引に係る混蔵寄託契約に限る。)
 - 4・5 (省 略)

(契約の締結)

第 3 条 (省 略) 左) (同

新 **員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との** 間で保護預り契約を締結する必要のないこと が明確な事項についてはこの限りでない。 > (現行どおり)

11 保護預り証券の返還及び返還に準ずる取 扱いに関する事項

12 (現行どおり) > 15 3・4 (現行どおり)

10

(抽選償還が行われることのある債券の取扱い)

- 第 4 条 会員は、抽選償還が行われることの 第 4 条 会員は、抽せん償還が行われること ある債券について顧客から混蔵寄託契約によ り寄託を受ける場合は、当該債券が抽選償還 に当選した場合における被償還者の選定及び 償還額の決定の方法等を明らかにした社内規 程を設けなければならない。
- 券について顧客から混蔵寄託契約により寄託 を受けるときは、あらかじめ前項の社内規程 について顧客の了承を得るものとする。

(適用除外)

- 第 6 条 本章の規定は、以下の各号に掲げる 第 6 条 本章の規定は、累積投資契約及び常 ものについては、これを適用しない。
 - 1 累積投資契約及び常任代理人契約に基づ く有価証券の寄託
 - 2 次に掲げる有価証券の売買その他の取引 に基づく有価証券の寄託
 - イ 金商法第2条第1項第 15 号に規定す る有価証券
 - 口 金商法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる権利(八に掲げるもの <u>を除く。)</u>

1				
>	(省	略)
10				

11 保護預り証券等の返還及び返還に準ずる 取扱いに関する事項

旧

12 > (省 略) 15 3・4 (省 略)

(抽せん償還が行われることのある債券の取扱 (1)

- のある債券について顧客から混蔵寄託契約に より寄託を受ける場合は、当該債券が抽せん 償還に当せんした場合における被償還者の選 定及び償還額の決定の方法等を明らかにした 社内規程を設けなければならない。
- 2 会員は、抽選償還が行われることのある債 2 会員は、抽せん償還が行われることのある 債券について顧客から混蔵寄託契約により寄 託を受けるときは、あらかじめ前項の社内規 程について顧客の了承を得るものとする。

(適用除外)

任代理人契約に基づく有価証券の寄託、証取 法第2条第1項第8号から第 11 号まで及び 同条第2項に規定する有価証券の売買その他 の取引に基づく有価証券の寄託については、 これを適用しない。

新 旧

<u>「外国証券の取引に関する規則」第2</u> 条第1項第1号に規定する外国証券

第 3 章 委任契約及び消費寄託契約

(常任代理人契約)

第7条 会員は、顧客から有価証券に関する 常任代理業務に係る事務の委任を受けるとき は、当該顧客からその委任を証する書面(以 下「委任状」という。)を<u>徴求</u>しなければなら ない。

(消費寄託契約)

- 第 8 条 会員は、<u>顧客</u>から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2通を作成し、その1通を当該<u>顧客</u>に交付し、他の1通を保存しなければならない。
- 2 会員は、前項の規定にかかわらず、株券等について<u>顧客</u>から消費寄託契約により寄託を受けるときは、「株券等の貸借取引の取扱いに 関する規則」の定めるところによる。

第 4 章 照合通知書及び契約締結時交付書面

(照合通知書による報告)

第9条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書(以下「取引残高報告書」という。)を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。

第 3 章 委任契約及び消費寄託契約等

(常任代理人契約)

第7条 会員は、顧客から有価証券に関する 常任代理業務に係る事務の委任を受けるとき は、当該顧客からその委任を証する書面(以 下「委任状」という。)を<u>徴取</u>しなければなら ない。

(消費寄託契約)

- 第 8 条 会員は、<u>顧客等</u>から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2 通を作成し、その1通を当該<u>顧客等</u>に交付し、他の1通を保存しなければならない。
- 2 会員は、前項の規定にかかわらず、株券等について<u>顧客等</u>から消費寄託契約により寄託を受けるときは、「株券等の貸借取引の取扱い について」(理事会決議)の定めるところによる。

第 4 章 照合通知書及び取引報告書

(照合通知書による報告)

第 9 条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。

(現行どおり)

- 2 以下に掲げる取引のある顧客
 - イ 金商法第 28 条第8項第6号に規定す る有価証券関連デリバティブ取引(以下 「有価証券関連デリバティブ取引」とい う。)
 - 口 金商法第2条第22項に規定する店頭 デリバティブ取引(イに掲げるもの、金 融商品取引法施行令第1条の8の3第1 項第2号に該当するもの及び同令第16 条の4第1項各号に掲げるものを除く。 以下同じ。)(以下「特定店頭デリバティ ブ取引」という。)

1年に2回以上

3 金銭又は有価証券の残高がある顧客で前 2号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行 われていない顧客

腯

- 2 前項に規定する照合通知書には、次の各号 に掲げる事項(MMF又は中期国債ファンド 等のキャッシングに係るものを除く。)を記載 するものとする。
 - 1 立替金、貸付金、預り金又は借入金の直 近の残高
 - 2 単純な寄託契約、委任契約、混蔵寄託契 約又は消費寄託契約に基づき寄託を受けて いる有価証券及び振替口座簿への記載又は 記録等により管理している有価証券(次号 に掲げるものを除く。) の直近の残高
 - 3 質権の目的物としての金銭又は有価証券 の直近の残高
 - 4 信用取引に係る未決済勘定の直近の残高
 - 5 発行日取引に係る有価証券の直近の残高
 - 6 有価証券関連デリバティブ取引及び特定 店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の 直近の残高
- 勘定又は前項第6号に掲げる有価証券関連デ

旧

(省 1 略)

2 有価証券先物取引、有価証券指数等先物 取引、有価証券オプション取引、外国市場 証券先物取引及び有価証券店頭デリバティ ブ取引(以下「先物取引等」という。)のあ る顧客

1年に2回以上

3 有価証券の残高がある顧客で売買その他 の取引が1年以上行われていない顧客

> 陥 時

- 2 前項に規定する照合通知書には、次の各号 に掲げる金銭又は有価証券の直近の残高(M MF・中期国債ファンド等のキャッシングに 係るものを除く。) を記載するものとする。
 - 1 立替金、貸付金、預り金又は借入金
 - 2 単純な寄託契約、委任契約、混蔵寄託契 約又は消費寄託契約に基づき寄託を受けて いる有価証券及び振替口座簿への記載又は 記録等により管理している有価証券(次号 に掲げるものを除く。)
 - 3 質権の目的物としての金銭又は有価証券
 - 4 信用取引に係る未決済勘定
 - 5 発行日取引に係る有価証券
 - 6 先物取引等に係る未決済勘定
- 3 前項第4号に掲げる信用取引に係る未決済 │ 3 前項第4号に掲げる信用取引に係る未決済 勘定又は前項第6号に掲げる先物取引等に係

リバティブ取引に係る未決済勘定の<u>直近の残</u> 高については、当該照合通知書が金融商品取 引所又は本協会の定める信用取引に関する通 知書又は<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>に関 する通知書の送付と同一の時期に送付される ときは、これを省略することができる。

- 4 会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)である場合であって、当該顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価証券の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。
- 5 会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、 次の各号に掲げる書面に記載されているもの については、第2項の規定にかかわらず、照 合通知書への記載を省略することができる。
 - 1 個別のデリバティブ取引等(第1項第2 号に掲げる取引をいう。以下本項において 同じ。)に係る契約締結時交付書面(金商業 等府令第95条第1項第5号に規定する契 約締結時交付書面をいう。以下同じ。)(顧 客に交付したものに限る。)
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書(顧客と取り交わしたものに限る。)

(残高がない場合の報告)

第 10 条 会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第 2 項各号に掲げる金銭及び有価証券の残高がない顧客で直前に行った報告以後 1 年に満たない期間において

旧

る未決済勘定の<u>記載事項</u>については、当該照 合通知書が<u>証券取引所</u>の定める信用取引に関 する通知書又は<u>先物取引等</u>に関する通知書の 送付と同一の時期に送付されるときは、これ を省略することができる。

(新設)

(新設)

(残高がない場合の報告)

第 10 条 会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第 2 項各号に掲げる金銭及び有価証券の残高がない顧客で直前に行った報告以後その残高があったものについては、照合通知書により当該顧客に現在

通知書により当該顧客に現在その残高がない

旨の報告を行わなければならない。 ない。

(照合通知書の作成及び交付)

第 11 条 (現行どおり)

- 2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次 の各号に掲げる事項を見易いように表示しな ければならない。なお、特別会員の登録金融 機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項 第3号八及び第4号口に掲げる行為をいう。) に係る照合通知書には、第3号の連絡先のほ か、当該特別会員の検査、監査又は管理を担 当する部門の責任者を表示することができ る。
 - 1 顧客が照合通知書を受けとったときは、 その記載内容を確認すること。
 - 2 照合通知書の内容に相違又は疑義がある ときは、遅滞なく、当該会員の検査、監査 又は管理を担当する部門の責任者に直接照 会すること。
 - 3 前号に係る連絡先
- 3 会員は、照合通知書を顧客に交付するとき は、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当 該顧客が指定した場所に郵送により行わなけ ればならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、会員は、照合通 知書を直ちに顧客に交付できる状態にある場 合において、これを当該顧客に店頭において 直接交付するとき又は当該顧客からその交付 方法について特に申出があった場合におい て、細則に定める処理を行うことができる。
- に定める営業、検査、監査若しくは管理を担し

(照合通知書の作成及び交付)

第 11 条 (省 略)

2 会員は、顧客に交付する照合通知書に、次 の各号に掲げる事項を見易いように表示しな ければならない。なお、特別会員の証券仲介 業務に係る照合通知書には、第2号の照会先 のほか、当該特別会員の検査、監査又は管理 を担当する部門の責任者を表示することがで きる。

旧 その残高がない旨の報告を行わなければなら

- 1 顧客が照合通知書を受けとったときは、 その記載内容を確認すること
- 2 照合通知書の内容に相違又は疑義がある ときは、遅滞なく、当該会員の検査、監査 又は管理を担当する部門の責任者に直接照 会すること

(新 設)

3 会員は、照合通知書を顧客に交付するとき は、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当 該顧客が指定した場所に郵送により行わなけ ればならない。ただし、照合通知書を直ちに 顧客に交付できる状態にある場合において、 これを当該顧客に店頭において直接交付する とき又は当該顧客からその交付方法について とくに申出があった場合において、細則に定 める処理を行うときは、この限りでない。

> (新 設)

5 会員の主管責任者(営業所又は事務所ごと 4 照合通知書を会員の営業、検査、監査又は 管理を担当する部門の責任者(以下「主管責

当する部門の責任者をいう。以下同じ。)が照 合通知書を顧客の住所又は事務所に持参して 直接交付した場合は、これを郵送により交付 したものとみなす。この場合、主管責任者は、 当該顧客から照合通知書に対する回答書を速 やかに徴求しなければならない。

6 会員は、照合通知書を顧客に交付したときは、その交付日及び交付方法を発信簿その他の帳ひょうに記録し、その事実が容易に確認できるようにしなければならない。

(顧客からの照会に対する回答)

第 12 条 (現行どおり)

2 会員は、前項の照会が<u>金融商品仲介業務(金商業等府令第1条第4項第13号に規定する金融商品仲介業務をいう。以下同じ。</u>)に係るものであったときは、必要に応じて、<u>金融商品仲介業務</u>の委託を行う特別会員又は<u>金融商品仲介業者</u>に報告を求め、調査するものとする。

3 (現行どおり)

(契約締結時交付書面による報告)

- **第 13 条** 第 11 条第 2 項、第 3 項<u>、第 4 項及び</u> 第 6 項の規定は、<u>契約締結時交付書面</u>の作成 及び交付について準用する。
- 2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の主管責任者又は主管責任 者の承認を受けた従業員が契約締結時交付書 面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。
- 3 前条第3項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び<u>有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引</u>に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。

旧

任者」という。)が顧客の住所又は事務所に持参して直接交付した場合は、これを郵送により交付したものとみなす。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴取しなければならない。

5 (同左)

(顧客からの照会に対する回答)

第 12 条 (省 略)

2 会員は、前項の照会が<u>証券仲介業務</u>に係る ものであったときは、必要に応じて、<u>証券仲介業務</u>の委託を行う特別会員又は<u>証券仲介業</u> 者に報告を求め、調査するものとする。

3 (省略)

(取引報告書による報告)

- **第 13 条** 第 11 条第 2 項、第 3 項<u>及び第 5 項</u>の 規定は、<u>取引報告書</u>の作成及び交付について 準用する。
- 2 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、会員の<u>従業員が主管責任者の承認を受けて取引報告書</u>を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。
- 3 前条第3項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び<u>先物取引等</u>に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。

(電磁的方法による交付等)

- 第 14 条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 第9条第1項に規定する照合通知書
 - 3 契約締結時交付書面
 - 4 第9条第5項第2号に規定する契約書
- 2 会員は、次に掲げる書面の<u>徴求</u>等に代えて、 <u>書面電磁的提供等規則</u>に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により提供を受ける ことができる。この場合において当該会員は、 当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
 - 1 <u>第3条第3項</u>に規定する保護預り口座設 定申込書
 - 2 (現行どおり)
 - 3 <u>第 11 条第 5 項</u>及び細則に規定する照合 通知書に対する回答書

(電磁的方法による契約)

第 15 条 会員は第 8 条に規定する消費寄託契約については、書面による契約に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結することができる。この場合において、当該会員は、当該消費寄託契約を書面により締結したものとみなす。

(特別会員に対する準用)

旧

(電磁的方法による交付等)

- 第 14 条 会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)(以下「理事会決議」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において当該会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。
 - 1 (省略)
 - 2 第11条第3項に規定する照合通知書
 - 3 第 13 条第 1 項に規定する取引報告書

(新 設)

- 2 会員は、次に掲げる書面の<u>徴取</u>等に代えて、 理事会決議に定めるところにより、当該書面 に記載すべき事項について電子情報処理組織 を使用する方法その他の情報通信の技術を利 用する方法により提供を受けることができ る。この場合において当該会員は、当該書面 の徴取等を行ったものとみなす。
 - 1 <u>第3条第2項</u>に規定する保護預り口座設 定申込書
 - 2 (省略)
 - 3 <u>第 11 条第 4 項</u>及び細則に規定する照合 通知書に対する回答書

(電磁的方法による契約)

第 15 条 会員は第8条に規定する消費寄託契約については、書面による契約に代えて、理事会決議に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結することができる。この場合において、当該会員は、当該消費寄託契約を書面により締結したものとみなす。

(特別会員に対する準用)

第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定(第 11 条第 2 項なお書を除く。)は、特別会員につい てそれぞれ準用する。この場合において、こ れらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」 と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「登録 金融機関業務に係る有価証券」と、第 3 条中 「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関 業務に関する業務内容方法書に定める保護預 り規程」と、第 11 条中「営業所又は事務所」 とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所

又は事務所」と、第12条中「第9条」とある

のは「第17条」と、「特別会員又は金融商品

仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」

とそれぞれ読み替えるものとする。

(照合通知書による報告)

- 第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。
 - 1 以下に掲げる取引のある顧客
 - イ 有価証券関連市場デリバティブ取引 (金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる有価証券に係る市場デリ バティブ取引及び外国市場デリバティブ 取引をいう。以下同じ。)
 - 口 選択権付債券売買取引
 - <u>ハ</u> 有価証券関連店頭デリバティブ取引 (金商法第 33 条第 2 項第 5 号に掲げる 取引をいう。以下同じ。)
 - ニ 特定店頭デリバティブ取引

旧

第 16 条 第 2 条から第 6 条まで、第 8 条第 1 項及び第 10 条から第 15 条までの規定(第 11 条第 2 項なお書を除く。)は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に係る有価証券」と、第 3 条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(照合通知書による報告)

- 第 17 条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書<u>若しくは証券仲介業務に係る残高報告書</u>を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書<u>若しくは証券仲介業務に係る残高報告書</u>又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。
 - 1 <u>国債証券等の有価証券先物取引等、選択</u> 権付債券売買取引又は有価証券店頭デリバ ティブ取引のある顧客

1年に2回以上

1年に2回以上

2 <u>登録金融機関業務</u>に係る有価証券の残高 がある顧客<u>(前号に掲げる取引のある顧客</u> を除く。)

1年に1回以上

3 登録金融機関業務に係る金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第1号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行われていない顧客

随時

- 2 前項に規定する照合通知書には、<u>登録金融</u>機関業務に係る次の各号に掲げる<u>事項</u>を記載するものとする。
 - 1 立替金及び預り金の直近の残高
 - 2 単純な寄託契約、委任契約又は混蔵寄託 契約に基づき寄託を受けている有価証券及 び振替口座簿への記載又は記録等により管 理している有価証券(第3号から<u>第6号</u>に 掲げるものを除く。)の直近の残高
 - 3 <u>有価証券関連市場デリバティブ取引</u>の委 託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高
 - 4 <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引</u>の担保金及び担保有価証券(当該取引のみに係るものに限る。)<u>の直近の残高</u>
 - 5 選択権付債券売買取引に係る売買証拠金 及び同代用有価証券等の直近の残高
 - 6 特定店頭デリバティブ取引の担保金及び 担保有価証券(当該取引のみに係るものに 限る。)の直近の残高
 - 7 選択権付債券売買取引、<u>有価証券関連市</u>場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定<u>の直近の残高</u>
- 3 特別会員は、前項第6号に掲げる特定店頭 デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券 の直近の残高については、これらを記載した 書面を顧客に交付した場合には、照合通知書 への記載を省略することができる。

旧

2 <u>登録等証券業務</u>に係る有価証券の残高が ある顧客

1年に1回以上

3 <u>第2号に該当する顧客で、売買その他の</u> 取引が1年以上行われていない顧客

随 時

- 2 前項に規定する照合通知書には、<u>登録等証券業務</u>に係る次の各号に掲げる<u>金銭又は有価</u>証券等の直近の残高を記載するものとする。
 - 1 立替金及び預り金
 - 2 単純な寄託契約、委任契約又は混蔵寄託 契約に基づき寄託を受けている有価証券及 び振替口座簿への記載又は記録等により管 理している有価証券(第3号から<u>第5号</u>に 掲げるものを除く。)
 - 3 <u>国債証券等の有価証券先物取引等</u>の委託 証拠金及び同代用有価証券
 - 4 <u>有価証券店頭デリバティブ取引</u>の担保金 及び担保有価証券(当該取引のみに係るも のに限る。)
 - 5 選択権付債券売買取引に係る売買証拠金 及び同代用有価証券等

(新設)

<u>6</u> 選択権付債券売買取引、<u>国債証券等の有</u> <u>価証券先物取引等又は有価証券店頭デリバ</u> ティブ取引に係る未決済勘定

(新 設)

旧

- 4 第2項第7号に掲げる有価証券関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高については、当該照合通知書が金融商品取引所又は本協会の定める有価証券関連デリバティブ取引に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。
- 5 特別会員は、第1項の規定にかかわらず、 顧客が特定投資家である場合であって、当該 顧客からの第2項各号に掲げる金銭又は有価 証券等の直近の残高に関する照会に対して速 やかに回答できる体制が整備されている場合 には、報告を行わないことができる。
- 6 特別会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。
 - 1 個別のデリバティブ取引等(第1項第1 号イ、八及び二に掲げる取引をいう。以下 本項において同じ。)に係る契約締結時交付 書面(顧客に交付したものに限る。)
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書(顧客と取り交わしたものに限る。)

(電磁的方法による交付)

第 18 条 特別会員は、前条第 3 項に規定する 書面の交付に代えて、書面電磁的提供等規則 に定めるところにより、当該書面に記載すべ き事項について、電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方 法により提供することができる。この場合に おいて当該特別会員は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

第 7 章 店頭デリバティブ取引会員

3 前項第6号に掲げる国債証券等の有価証券 先物取引等に係る未決済勘定の記載事項については、当該照合通知書が証券取引所の定める先物取引等に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。

(新設)

(新設)

(新 設)

(新設)

新	
(店頭デリバティブ取引会員に対する準用)	(新設)
第 19 条 第 2 条第 4 号、第 10 条から第 14 条	
までの規定(第11条第2項なお書、第12条	
第2項並びに第 14 条第1項第1号及び同条	
第2項第1号及び第2号を除く。)は、店頭デ	
<u>リバティブ取引会員についてそれぞれ準用す</u>	
<u>る。この場合において、これらの規定中「会</u>	
<u>員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」</u>	
と、第2条中「有価証券」とあるのは「特定	
<u>店頭デリバティブ取引等業務に係る有価証</u>	
券」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあ	
<u>るのは「特定店頭デリバティブ取引等業務を</u>	
行う営業所又は事務所」とそれぞれ読み替え	
<u>るものとする。</u>	
(照合通知書による報告)	(新設)
第 20 条 店頭デリバティブ取引会員は、次の	
<u>各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める</u>	
頻度で、照合通知書により当該顧客に報告し	
なければならない。ただし、当該顧客が取引	
残高報告書を定期的に交付している顧客であ	
り、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる	
項目の記載がある場合にはこの限りでない。	
<u>1</u> 特定店頭デリバティブ取引のある顧客	(新設)
1年に2回以上	
2 特定店頭デリバティブ取引等業務に係る	(新設)
有価証券の残高がある顧客(前号に掲げる	
取引のある顧客を除く。)	
<u>1年に1回以上</u>	
3 特定店頭デリバティブ取引等業務に係る	(新 設)
金銭又は有価証券の残高がある顧客で、第	
1号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行	
<u>われていない顧客</u>	
<u>随</u> 時	
2 前項に規定する照合通知書には、特定店頭	(新設)
デリバティブ取引等業務に係る次の各号に掲	
げる事項を記載するものとする。	
<u>1</u> 立替金及び預り金の直近の残高	(新設)

新	IB
2 特定店頭デリバティブ取引の担保金及び	(新設)
担保有価証券(当該取引のみに係るものに	
<u>限る。) の直近の残高</u>	
3 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済	(新設)
勘定の直近の残高	
3 店頭デリバティブ取引会員は、第1項の規	(新設)
<u>定にかかわらず、顧客が特定投資家である場</u>	
<u>合であって、当該顧客からの前項各号に掲げ</u>	
る金銭又は有価証券等の直近の残高に関する	
照会に対して速やかに回答できる体制が整備	
されている場合には、報告を行わないことが	
<u>できる。</u>	
4 店頭デリバティブ取引会員は、第2項各号	(新設)
に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面	
に記載されているものについては、第2項の	
規定にかかわらず、照合通知書への記載を省	
<u>略することができる。</u>	
<u>1</u> 特定店頭デリバティブ取引に係る契約締	
結時交付書面(顧客に交付したものに限	
<u>る。)</u>	
2 当該特定店頭デリバティブ取引に係る取	
引の条件を記載した契約書(顧客と取り交	
<u>わしたものに限る。)</u>	
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「『有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』(公正慣習規則第6号)に関する細則」の一部改正 について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

i IB

<u>「</u>有価証券の寄託の受入れ等に関する規則<u>」</u>に 関する細則

(照合通知書、<u>契約締結時交付書面</u>の郵送以外の 方法による交付)

- 第 2 条 規則<u>第 11 条第 4 項</u>(規則第 13 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
 - 1 照合通知書又は<u>契約締結時交付書面</u>を直 ちに顧客に交付できる状態にある場合にお いて、これを店頭において当該顧客に直接 交付するとき。
 - イ 照合通知書

規則第 11 条第 5 項に規定する主管責任者が直接顧客に交付すること。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴求しな</u>ければならない。

- 口 契約締結時交付書面
 - 主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付すること。
- 2 顧客から照合通知書又は<u>契約締結時交付</u> <u>書面</u>の交付方法について特に申出があった 場合
 - イ 照合通知書
 - (1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、これに記名なつ印(個人顧客の場合は、署名なつ印)した会員所定の様式による念書を<u>徴求</u>すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。

<u>「『</u>有価証券の寄託の受入れ等に関する規則』に 関する細則<u>」</u>

(照合通知書、<u>取引報告書</u>の郵送以外の方法による交付)

- 第 2 条 規則第11条第3項ただし書(規則第 13 条第1項において準用する場合を含む。) に規定する処理は、次の各号に掲げる場合の 区分に従い、当該各号に定めるところによる。
 - 1 照合通知書又は<u>取引報告書</u>を直ちに顧客 に交付できる状態にある場合において、こ れを店頭において当該顧客に直接交付する とき
 - イ 照合通知書

主管責任者<u>(営業所ごとに定めるものとする。以下同じ。)</u>が直接顧客に交付すること。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴取するものとする。

- 口 取引報告書
 - <u>主管責任者の承認を得て</u>顧客に交付すること。
- 2 顧客から照合通知書又は<u>取引報告書</u>の交 付方法について特に申出があった場合

イ 照合通知書

(1) 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載し、これに記名なつ印(個人顧客の場合は、署名なつ印)した会員所定の様式による念書を徴取すること。この場合、当該念書に押なつされる印影は、当該顧客からあらかじめ届出を受けた印鑑に符合する印影によるものとする。

- (2) (1)により顧客から念書を<u>徴求</u>した ときは、主管責任者は、電話等により 直接当該顧客にその事実を確認するこ と。
- (3) (現行どおり)
- (4) 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴求</u>しなければならない。

口 契約締結時交付書面

- (1) イの(1)から(3)までの規定は、契約締結時交付書面について準用する。
- (2) <u>契約締結時交付書面</u>の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。

(電磁的方法による徴求)

第3条 会員は、第2条第2号イ(1)の規定による念書の<u>徴求</u>に代えて、「書面の電磁的方法 による提供等の取扱いに関する規則」に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の<u>徴求</u>を行ったものとみなす。

(特別会員への準用)

第4条 第2条及び第3条の規定は、特別会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「規則第11条」とあるのは「規則第16条において準用する第11条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(店頭デリバティブ取引会員への準用)

第 5 条 第2条及び第3条の規定は、店頭デ

旧

- (2) (1)により顧客から念書を<u>徴取</u>した ときは、主管責任者は、電話等により 直接当該顧客にその事実を確認するこ と。
- (3) (省略)
- (4) 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに<u>徴取</u>するものとする。

口 取引報告書

- (1) イの(1)から(3)までの規定は、<u>取引</u> 報告書について準用する。
- (2) 取引報告書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。

(電磁的方法による徴取)

第3条 会員は、第2条第2号イ(1)の規定による念書の<u>徴取</u>に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該念書に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において当該会員は、当該念書の<u>徴取</u>を行ったものとみなす。

(特別会員への準用)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、特別会員に準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 2 条中「規則第 11 条」とあるのは「規則第 16 条において準用する第 11 条」と、「営業所」とあるのは「登録等証券業務を行う営業所又は事務所」とそれぞれ読み替えるものとする。

(新設)

新	IB
リバティブ取引会員に準用する。この場合に	
おいて、これらの規定中「会員」とあるのは	
「店頭デリバティブ取引会員」と、第2条中	
「規則第 11 条」とあるのは「規則第 19 条に	
おいて準用する第 11 条」とそれぞれ読み替え	
<u>るものとする。</u>	
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

(規則第9条による照合通知書の参考様式)

年 月 日

殿

所 在 地商 号

会 社 印

毎々格別のお引立を賜りありがたく存じます。

さて、 年 月 日現在の弊社帳尻による貴殿口座現在高は下記の通りでありますので、念の ため御通知申し上げます。

なお、下記の記載事項に相違又は御疑問の点がございましたら、2週間以内に弊社 へ直接お申し出ください。

期日までにお申出がない場合は、相違ないものとして御了承いただいたこととして処理させていただきますので、御承知おき願います。

記

1.金 銭

	摘									要	Ī	金	額
貴	殿よ	; I)	の i	お予	頁じ) 金	之	は	借	入	金		
信	F	Ħ	取		引		保		証		金		
発	行		日	取		引	1:	呆	証		金		
先	4	勿	取		引		証		拠		金		
貴	殿/	\ σ.	お	立	替	金	又	は	貸	付	金		

2 . 有 価 証 券

摘				3	銘	柄	数	量	
保 護	預り	有	価	証	券				
振替口座簿で貧	管理している 有	価証券(以下の	ものを	<u>除く)</u>				
消費寄託契約	約により寄記	そを受け	証券						
信用取	引保証金	会代 用	有	価証	E 券				
発 行 日 耶	又引保証	金代月	用 有	価証	I 券				
先物取	引証拠金	会代 用	有	価証	E 券				

3.信用取引、発行日取引及び先物取引

口座の別	約定年月日	売又は買	銘	柄	数	量	約定単価	摘	要

旧

(規則第9条による照合通知書の参考様式)

年 月 日

殿

所 在 地 商 号

会 社 印

毎々格別のお引立を賜りありがたく存じます。

さて、 年 月 日現在の弊社帳尻による貴殿口座現在高は下記の通りでありますので、念の ため御通知申し上げます。

なお、下記の記載事項に相違又は御疑問の点がございましたら、2週間以内に弊社 へ直接お申し出ください。

期日までにお申出がない場合は、相違ないものとして御了承いただいたこととして処理させていただきますので、御承知おき願います。

記

1.金 銭

	摘										要	Ī	金		額
貴	殿	ょ	י נו	カる	お予	頁じ	金	又	は	借	入	金			
信		用		取		引		保		証		金			
発		行	E	1	取		引	1	呆	証		金			
先		物		取		引		証		拠		金			
貴	殿	^	の	お	立	替	金	又	は	貸	付	金		•	

2 . 有 価 証 券

摘				į											
保 護	預り	有	価	証	券										
消費寄託	契約により寄	託を受し	ナてい												
信用取	!引保証	金代	用有												
発行日	取引保証	正金代	用有												
先 物 取	!引証拠	金代	用有	価証	E 券										

3.信用取引、発行日取引及び先物取引

口座の別	約定年月日	売又は買	銘	柄	数	量	約定単価	摘	要

(規則第13条による契約締結時交付書面の参考様式)

取引報告書

取引の種類:

<u>自己又は委託の別</u>:委託 現金又は信用取引の別:現金

投資者の皆様へ

有価証券の売買等を安全かつ確実に行うため、金融商品取引業者は、顧客との債権、債務の現在高について、随時、ご照会しておりますが、お取引について、ご不審の点があるときは、速やかにその金融商品取引業者へお申出下さい。

各金融商品取引所 日本証券業協会 証券株式会社

東京都 区 町 丁目 番地

電 話()

下記の通り貴方の売(買)付が整いましたから、ご報告致します。

殿

金融商品取引契約の概要:

銘	柄	約年	月	定日	<u>約</u> 数	<u>定</u> 量	単	価	金	額	<u>計算の</u> 方 法	手数料	差金	引額

上記に相違ないかご確認下さい。<u>もし、上記の記載事項に相違又は御疑問の点がありました</u>ら速やかに弊社 へ直接お申し出下さい。

[記載上の注意] 上記「弊社 へ直接お申し出ください。」の空欄には、検査担当役職名及び電話番号を記載すること。

(規則第13条による取引報告書の参考様式)

取引報告書

売買取引の種類:委託

投資者の皆様へ

有価証券の売買等を安全かつ確実に行うため、<u>証券会社</u>は、顧客との債権、債務の現在高について、随時、ご照会しておりますが、お取引について、ご不審の点があるときは、速やかにその<u>証券会社</u>へお申出下さい。

各証券取引所

日本証券業協会

 証券株式会社

 東京都
 区
 町
 丁目
 番地

電 話()

下記の通り貴方の売(買)付が整いましたから、ご報告致します。

 銘
 柄
 た
 数
 量
 単
 価
 金
 額

 年月日
 毎
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日

殿

上記に相違ないかご確認下さい。<u>若し、相違がありましたら速やかに当社の電話</u> () へ直接ご連絡下さい。

「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新 IΒ

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

(目 的)

表示及び景品類の提供に関し、その表示、方 法及び遵守すべき事項等を定めることによ り、広告等の表示及び景品類の提供の適正化 | を図り、もつて投資者の保護に資することを 目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げ る用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

- 1 特定店頭デリバティブ取引等 定款第3条第7号に規定する特定店頭デ リバティブ取引等をいう。
- 2 広告等の表示

金融商品取引業(定款第3条第8号に規 定する有価証券の売買その他の取引等を業 として行うものに限る。)の内容について金 融商品取引法(以下「金商法」という。)第 37 条に規定する広告及び金融商品取引業 等に関する内閣府令第72条に規定する行 為(以下「広告等」という。)により行う表 示をいう。

3 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条

(目 的)

慣習規則第7号)

第 1 条 この規則は、協会員が行う広告等の | 第 1 条 この規則は、協会員が行う広告等及 び景品類の提供に関し、その表示、方法及び 遵守すべき事項等を定めることにより、広告 等及び景品類の提供の適正化を図り、もつて 投資者の保護に資することを目的とする。

「広告等及び景品類の提供に関する規則(公正

(定 義)

第2条 この規則において広告等とは、広告、 勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる 名称であるかを問わず、協会員がその営業に 関し、有価証券の売買その他の取引又は有価 証券指数等先物取引、有価証券オプション取 引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券 店頭デリバティブ取引を誘引する手段として 行う表示(口頭による表示を除く。)をいう。

> (新 設)

(新 設)

(新 設)

(削る)

の規定により景品類及び表示を指定する 件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)

第1項に規定する経済上の利益をいう。

(削

(基本原則)

- 第3条協会員は、広告等の表示を行うとき 第3条協会員は、広告等を行うときは、投 は、投資者保護の精神に則り、取引の信義則 を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確 な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよ う努めなければならない。
- (現行どおり)

(禁止行為)

- は該当するおそれのある広告等の表示を行っ てはならない。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 金商法その他の法令等に違反する表示の あるもの

旧

- 2 前項に規定する広告等は、次に掲げる表示 を含むものとする。
 - 1 インターネット、電子メール等を利用し て電磁的方法により提供するもの
 - 2 一の顧客を対象とするもの
- 3 この規則において、景品類とは、「不当景品 類及び不当表示防止法第2条の規定により景 品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正 取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの 及び「広告においてくじの方法等による経済 上の利益の提供を申し出る場合の不公正な取 引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34 号)に定める経済上の利益をいう。

(基本原則)

- 資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守 し、品位の保持を図るとともに、的確な情報 提供及び分かりやすい表示を行うよう努めな ければならない。
- 2 協会員は、景品類の提供を行うときは、取 引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとと もに、その適正な提供に努めなければならな ll.

(禁止行為)

- 第 4 条 協会員は、次の各号の一に該当し又 第 4 条 協会員は、次の各号の一に該当し又 は該当するおそれのある広告等を行ってはな らない。
 - 1 取引の信義則に反するもの
 - 2 協会員としての品位を損なうもの
 - 3 証取法その他の法令等に違反する表示の あるもの
 - 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの

	新		
>	(現行どおり)	5	投資者
8		もの	
		6	協会員
		7	恣意的
		の	
		8	判断、
		根拠を服	

3 協会員は、第1項の規定に違反する広告等 <u>の表示</u>又は前項の規定に違反する景品類の提 供を、直接的であるか間接的であるかを問わ ず第三者に行わせてはならない。

(現行どおり)

(協会員の内部審査等)

2

- 第 5 条 協会員は、広告等<u>の表示</u>又は景品類 の提供を行うときは、広告等<u>の表示</u>又は景品 類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審 査担当者」という。)を任命し、第4条の規定 に違反する事実がないかどうかを広告審査担 当者に審査させなければならない。ただし、 次の各号に掲げるものを除く。
 - 1 特定投資家(金商法第2条第31項に規定 する特定投資家(同法第34条の2第5項の 規定により特定投資家以外の顧客とみなさ れる者を除き、同法第34条の3第4項(同 法第34条の4第4項において準用する場 合を含む。)の規定により特定投資家とみな される者を含む。)をいう。)に対する広告 等の表示
 - 2 特別会員が行う登録金融機関金融商品仲介行為(金融商品取引法第33条第2項第3 号八及び同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを

5 投資者の投資判断を誤らせる表示のある

IΒ

- 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの
- 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- 8 判断、評価等が入る場合において、その 根拠を明示しないもの
- 2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行 うときは、不当景品類及び不当表示防止法そ の他の法令等に違反する又はそのおそれのあ る景品類の提供を行ってはならない。
- 3 協会員は、第1項の規定に違反する広告等 又は前項の規定に違反する景品類の提供を、 直接的であるか間接的であるかを問わず第三 者に行わせてはならない。

(協会員の内部審査等)

- 第 5 条 協会員は、広告等又は景品類の提供を行うときは、広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、第4条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げる広告等の審査を除く。
 - 1 「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第4条第1項各号に掲げる 者又はこれに相当する外国の法人その他の 団体のみを対象として行う広告等
 - 2 特別会員が行う<u>証券仲介業務</u>に係る広告 等で委託会員(当該特別会員に<u>証券仲介業</u> <u>務</u>の委託を行った会員をいう。)の広告審査 担当者による審査が行われたもの

旧 新

除く。)をいう。以下同じ。)に係る広告等 の表示で委託会員(当該特別会員に登録金 融機関金融商品仲介行為の委託を行った会 員をいう。)の広告審査担当者による審査が 行われたもの

- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する者 でなければ、広告審査担当者に任命してはな らない。ただし、特定店頭デリバティブ取引 等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審 査を行う広告審査担当者については、第4号 に掲げる者に限る。
 - (現行どおり)
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」(平成 18 年4月1日施行前のものをいう。以下同 じ。)による会員営業責任者資格試験の合格
 - 3 「外務員等資格試験に関する規則」(以下 「試験規則」という。)による会員内部管理 責任者資格試験の合格者
 - 4 その知識等からみて本協会が広告等の表 示及び景品類の提供の審査を行わせること が適当であると認めた者
- る者でなければ、広告審査担当者に任命して はならない。ただし、特定店頭デリバティブ 取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供 の審査を行う広告審査担当者については、第 6号に掲げる者に限る。
 - (現行どおり)
 - 2 「証券外務員等資格試験規則」による特 別会員営業責任者資格試験の合格者
 - 3 (現行どおり)
 - 4 「証券外務員等資格試験規則」による会 員営業責任者資格試験の合格者
 - (現行どおり)

でなければ、広告審査担当者に任命してはな らない。

- 1 内部管理統括責任者
- 2 証券外務員等資格試験規則(以下「試験 規則」という。)による会員営業責任者資格 試験(平成18年4月1日施行前の試験規則 に基づくもの。以下同じ。) の合格者
- 3 試験規則による会員内部管理責任者資格 試験の合格者
- 4 その知識等からみて本協会が広告等及び 景品類の提供の審査を行わせることが適当 であると認めた者
- 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当す 3 特別会員は、次の各号のいずれかに該当す る者でなければ、広告審査担当者に任命して はならない。
 - 1 内部管理統括責任者
 - 2 試験規則による特別会員営業責任者資格 試験(平成18年4月1日施行前の試験規則 に基づくもの。) の合格者
 - 3 試験規則による特別会員内部管理責任者 資格試験の合格者
 - 4 試験規則による会員営業責任者資格試験 の合格者
 - 5 試験規則による会員内部管理責任者資格

旧

- 6 その知識等からみて本協会が広告等の表 示及び景品類の提供の審査を行わせること が適当であると認めた者
- 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、登 録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の 表示又は景品類の提供の審査を行う広告審査 担当者については、第2項各号のいずれかに 該当する者でなければ、当該広告審査担当者 に任命してはならない。
- 5 店頭デリバティブ取引会員は、その知識等 からみて本協会が広告等の表示及び景品類の 提供の審査を行わせることが適当であると認 めた者でなければ、広告審査担当者に任命し てはならない。

(削る)

(社内管理体制の整備)

第 6 条 協会員は、広告等の表示及び景品類 | 第 6 条 協会員は、広告等及び景品類の提供 の提供の適正化を図るため、広告等の表示及

試験の合格者

- 6 その知識等からみて本協会が広告等及び 景品類の提供の審査を行わせることが適当 であると認めた者
- 4 特別会員は、前項の規定にかかわらず、証 券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の 審査を行う広告審査担当者については、第2 項各号のいずれかに該当する者でなければ、 当該広告審査担当者に任命してはならない。

(新設)

- 5 協会員は、広告等のうち次に掲げる表示に ついては、第1項に規定する審査を省略する ことができる。
 - 1 営業所、営業時間又は取扱商品等の営業 案内の表示
 - 2 いわゆるマクロ経済レポート、業界レポ ート等の経済全般又は業種全般の実績、評 価又は将来動向の表示
 - 3 有価証券又は有価証券指数等先物取引、 オプション、外国証券市場先物取引若しく は有価証券店頭デリバティブ取引の価格、 価値又は気配の表示
 - 4 有価証券市場又は外国有価証券市場の相 場状況の表示(事実の表示に限る。)
 - 5 特定銘柄及び特定商品の説明の表示のな いもの

(社内管理体制の整備)

の適正化を図るため、広告等及び景品類の提

び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及 び保管体制に関する社内規則を制定し、これ を役職員に周知し、その遵守を徹底させるも のとする。

(違反に対する調査)

- 第7条 本協会は、協会員及びその従業員が 行った広告等の表示又は景品類の提供が第3 条又は第4条の規定に違反し又は違反するお それがあると認めるときは、当該協会員に資 料の提出を求め、事情を聴取することができ る。
- 2 (現行どおり)

(広告等に関する指針)

第8条 本規則に定める事項のほか、協会員 が行う広告等の表示に関し必要な事項は、本 協会が別に定める「広告等に関する指針」で定 める。

(アナリスト・レポートの取扱い)

第 9 条 本規則の規定に関わらず、アナリス **第 9 条** 本規則の規定に関わらず、アナリス ト・レポート (「アナリスト・レポートの取扱 い等に関する規則」(以下「アナリスト・レポ ート規則」という。)において定義するアナリ スト・レポートをいう。)に係る取扱いについ ては、アナリスト・レポート規則に定めると ころによるものとする。

付 則

- 1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。
- 2 協会員における特定店頭デリバティブ取引 等のみに係る広告等の表示及び景品類の提供 の審査を行う広告審査担当者については、こ の改正の施行の日から起算して1年を経過す

IΒ

供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に 関する社内規則を制定し、これを役職員に周 知し、その遵守を徹底させるものとする。

(違反に対する調査)

- 第7条 本協会は、協会員及びその従業員が 行った広告等又は景品類の提供が第3条又は 第4条の規定に違反し又は違反するおそれが あると認めるときは、当該協会員に資料の提 出を求め、事情を聴取することができる。
- 2 協会員は、前項に規定する資料提出の請求 又は事情の聴取に応じなければならない。

(広告等に関する指針)

第8条 本規則に定める事項のほか、協会員 が行う広告等に関し必要な事項は、本協会が 別に定める「広告等に関する指針」で定める。

(アナリスト・レポートの取扱い)

ト・レポート(「アナリスト・レポートの取扱 い等について」(理事会決議)において定義す るアナリスト・レポートをいう。)に係る取扱 いについては、「アナリスト・レポートの取扱 い等について」(理事会決議)に定めるところ によるものとする。

新	IB
る日までの間は、第5条第2項、第3項及び	
第5項の規定を適用しない。	

「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新	(下級部分发更 <i>)</i>			
協会員の従業員に関する規則	□ □ 「証券従業員に関する規則 € 公正慣習規則第 8			
	<u>・ 証分促集員に関する規則(公正債首規則第8</u> 号)			
	31			
 第1章 総 則	第 1 章 総 則			
No 100	<u> </u>			
(目 的)	(目 的)			
第 1 条 この規則は、金融商品取引業の公共	第 1 条 この規則は、証券業の公共性及びそ			
性及びその社会的使命の重要性にかんがみ、	の社会的使命の重要性にかんがみ、協会員の			
 協会員の従業員について、その服務基準等を	従業員について、その服務基準等を定めると			
定めるとともに、従業員に対する協会員の監	ともに、従業員に対する協会員の監督責任を			
督責任を明らかにし、もって投資者の保護に	明らかにし、もって投資者の保護に資するこ			
資することを目的とする。	とを目的とする。			
(定 義)	(定 義)			
第 2 条 この規則において <u>、次の各号に掲げ</u>	第 2 条 この規則において <u>「従業員」とは、</u>			
<u>る用語の定義は、当該各号に定めるところに</u>	次の各号に掲げる者をいう。			
<u>よる。</u>				
<u>1</u> 有価証券	(新設)			
定款第3条第1号に規定する有価証券を				
<u>いう。</u>				
<u>2</u> 有価証券の売買その他の取引等	(新設)			
定款第3条第8号に規定する有価証券の				
売買その他の取引等をいう。				
<u>3</u> <u>店頭デリバティブ取引等</u>	(新設)			
<u>定款第3条第5号に規定する店頭デリバ</u>				
ティブ取引等をいう。				
<u>4</u> 特定店頭デリバティブ取引等	(新設)			
定款第3条第7号に規定する特定店頭デ				
リバティブ取引等をいう。	, the ±0			
5 有価証券関連デリバティブ取引等	(新設)			
定款第3条第4号に規定する有価証券関				
連デリバティブ取引等をいう。	, ά ς ±π \			
<u>6</u> <u>従業員</u> <u>次に掲げる者をいう。</u>	(新設)			
<u>イ</u> 会員の使用人(出向により受け入れた ************************************	<u>1</u> 会員の使用人(出向により受け入れた			
者を含む。次号において同じ。)で国内に	者を含む。次号において同じ。)で国内に			

旧

所在する本店その他の営業所<u>又は事務所</u> (金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第6号に規定する本店その他の営業所<u>又は事務所</u>をいう。以下口において同じ。)に勤務する者

- 口 店頭デリバティブ取引会員の使用人で 国内に所在する本店その他の営業所又は 事務所において特定店頭デリバティブ取 引等に係る業務に従事する者
- 八 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第33条の3第1項第5号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第33条の8第2項に規定する特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。)
- 三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及 び派遣労働者の就業条件の整備等に関す る法律に基づく派遣労働者にあっては、 金商法第 64 条第1項の規定により外務 員の登録を受けている者

第2章 採 用

(従業員の採用)

第3条 (現行どおり)

2 前項の規定は、<u>店頭デリバティブ取引会員</u> がその使用人を新たに特定店頭デリバティブ 取引等に係る業務に従事させようとする場合 所在する本店その他の営業所(<u>証取法第</u> 28条の2第1項第5号に規定する本店そ の他の営業所をいう。)に勤務する者

(新設)

- 2 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に従事する者(証取法第65条の2第11項に規定する特定証券業務(以下「特定証券業務」という。)に従事する者を含む。)
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者にあっては、証取法第64条第1項(同法第65条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により外務員の登録を受けている者に限り、前項に規定する従業員に該当するものとする。

第2章 採 用

(従業員の採用)

- 第3条 協会員は、従業員の採用に際しては、 採用しようとする者が第1条の目的に照ら し、善良かつ、有能な従業員となることがで きる者であるかどうかをその者の経歴等によ り審査しなければならない。
- 2 前項の規定は、特別会員がその使用人を新たに<u>登録等証券業務</u>に従事させようとする場合において準用する。

新 旧

及び特別会員がその使用人を新たに登録金融 機関業務に従事させようとする場合において 準用する。

(本協会への照会)

第 4 条 協会員は、従業員として採用しよう とする者(店頭デリバティブ取引会員がその <u>使用人を新たに特定店頭デリバティブ取引等</u> に係る業務に従事させようとする場合及び特 別会員にあっては、その使用人を新たに登録 金融機関業務に従事させようとする場合にお ける当該使用人を含む。次条第1項において 同じ。)が、最近5か年間に他の協会員の従業 員又は金融商品仲介業者(定款第3条第9号 に規定する金融商品仲介業者をいう。以下同 じ。) 若しくはその外務員であったとき、又は 現に他の協会員の従業員又は金融商品仲介業 者若しくはその外務員であるときは、本協会 から処分を受けているかどうかについて、所 定の方法により本協会に照会しなければなら ない。

2 (現行どおり)

(採用の禁止)

- 己の従業員として採用してはならない。ただ し、協会員が他の協会員の使用人を出向によ り受け入れる場合又は金商法第 44 条の3第 1項ただし書き又は第2項ただし書きに基づ き内閣総理大臣の承認を受けた行為を行わせ るために協会員が他の協会員の使用人を採用 する場合は、この限りでない。

(本協会への照会)

第 4 条 協会員は、従業員として採用しよう とする者(特別会員にあっては、その使用人 を新たに登録等証券業務に従事させようとす る場合における当該使用人を含む。次条第1 項において同じ。)が、最近5か年間に他の協 会員の従業員又は証券仲介業者若しくはその 外務員であったとき、又は現に他の協会員の 従業員又は証券仲介業者若しくはその外務員 であるときは、本協会から処分を受けている かどうかについて、所定の方法により本協会 に照会しなければならない。

2 本協会は、前項の規定により照会を受けた ときは、照会を受けた日前5年間の当該者に 係る処分の有無及びその概要について、遅滞 なく、所定の方法により当該協会員に回答す る。

(採用の禁止)

- 第 5 条 協会員は、他の協会員の使用人を自 | 第 5 条 協会員は、他の協会員の使用人を自 己の従業員として採用してはならない。ただ し、協会員が他の協会員の使用人を出向によ リ受け入れる場合又は証取法第 45 条ただし 書きに基づき内閣総理大臣の承認を受けた行 為を行わせるために協会員が他の協会員の使 用人を採用する場合は、この限りでない。
- 2 会員は、第 12 条第 1 項の規定により本協会 | 2 協会員は、<u>第 14 条第 1 項</u>の規定により本協 が不都合行為者として決定したものについて 会が不都合行為者として決定したものについ

は、その者が不都合行為者の決定を受けた日 から5年間は、いかなる名称を用いているか を問わず、これを採用してはならない。ただ し、第 15 条第 1 項の規定により不都合行為者 の取扱いを解除された者については、この限 りでない。

- 3 店頭デリバティブ取引会員は、第12条第1 項の規定により本協会が不都合行為者として 決定したものについては、その者が不都合行 為者の決定を受けた日から5年間は、いかな る名称を用いているかを問わず、これを特定 店頭デリバティブ取引等に係る業務に従事さ せてはならない。ただし、第15条第1項の規 定により不都合行為者の取扱いを解除された 者については、この限りでない。
- <u>4</u> 特別会員は、第 12 条第 1 項の規定により本 協会が不都合行為者として決定したものにつ いては、その者が不都合行為者の決定を受け た日から5年間は、いかなる名称を用いてい るかを問わず、これを登録金融機関業務に従 事させてはならない。ただし、第15条第1項 の規定により不都合行為者の取扱いを解除さ れた者については、この限りでない。

(削 る)

(削 る)

第3章 服務基準

(服務の根本基準)

第 6 条 協会員は、その従業員に金融商品取 | 第 8 条 協会員は、その従業員に証券業の公 引業の公共性及び社会的使命の重要性を認識 させ、かつ、投資者保護の精神に則り各自の 本分に精励させなければならない。

旧

ては、その者が不都合行為者の決定を受けた 日から5年間は、いかなる名称を用いている かを問わず、これを採用し又は登録等証券業 務に従事させてはならない。ただし、第 17 条第1項の規定により不都合行為者の取扱い を解除された者については、この限りでない。

> (新 設)

(新 設)

(外務員資格)

第6条削

(再研修の受講)

第 7 条 削 除

第3章 服務基準

(服務の根本基準)

共性及び社会的使命の重要性を認識させ、か つ、投資者保護の精神に則り各自の本分に精 励させなければならない。

旧

(禁止行為)

- 第7条 協会員は、いかなる名義を用いてい るかを問わず、他の協会員の従業員から、当 該従業員が当該他の協会員の従業員であるこ とをあらかじめ知らされている場合におい て、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎ に係る有価証券の売買その他の取引等(他の 協会員が店頭デリバティブ取引会員である場 合は、当該店頭デリバティブ取引会員の特定 店頭デリバティブ取引等に、他の協会員が特 別会員である場合は当該特別会員の登録金融 機関業務に係る取引に限る。以下同じ。)の注 文を受けてはならない。ただし、当該他の協 会員の書面による承諾を受けた場合、当該従 業員に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規 定する特定有価証券等以外の有価証券の取引 である場合及び当該従業員(特別会員の従業 員に限る。) に係る取引が金商法第 33 条第 2 項第3号及び第4号に規定する有価証券の取 引である場合は、この限りでない。
- 2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の協会員の従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 1 自己の従業員が行う取引が、報酬の一部として当該協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション(所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。)について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げ

(禁止行為)

- 第 9 条 協会員は、いかなる名義を用いてい るかを問わず、他の協会員の従業員から、当 該従業員が当該他の協会員の従業員であるこ とを知りながら、当該従業員若しくは当該従 業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の 取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証 券オプション取引等、外国市場証券先物取引 等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 (以下「有価証券の売買その他の取引等」と いう。他の協会員が特別会員である場合は、 当該特別会員の登録等証券業務に係る取引に 限る。) の注文を受けてはならない。 ただし、 当該他の協会員の書面による承諾を受けたと き及び当該従業員に係る取引が国債証券又は 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の 取引である場合並びに他の協会員の従業員が 特別会員の従業員であって当該取引が証取法 第65条第2項第3号及び第4号に掲げる有 価証券の取引である場合は、この限りでない。
- 2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の会員若しくは特別会員の従業員(特別会員の従業員にあっては、証券仲介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デリバティブ取引等に従事する者に限る。本項において同じ。)から当該従業員が当該他の会員又は特別会員の従業員であることを知りながら、信用取引又は有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。第3項第7号において同じ。)有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引者しくは有価証券店頭デリバティブ取引の注文を受けてはならない。

新 旧

○取引のうち第 21 項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして当該協会員が承諾を行った場合イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで

- <u>ロ</u> <u>ストック・オプション</u> <u>給付されることが決定された日から権利行使が可能と</u>なる日まで
- 2 <u>当該他の協会員から、当該他の協会員の</u> 従業員の取引が前号に掲げる取引であるこ とについて、書面による承諾を受けた場合
- 3 協会員は、その従業員が<u>金商法</u>及び関係法 令において<u>金融商品取引業者</u>の使用人の禁止 行為として規定されている行為(登録金融機 関の使用人に準用されているものを含む。)の ほか、次の各号に掲げる行為を行うことのな いようにしなければならない。
 - 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格 があらかじめ定められている買戻条件付売 買その他の金融商品取引法施行令(以下「金 商法施行令」という。) 第 16 条の5で定め る取引を除く。以下次号及び第3号におい て同じ。)、有価証券関連デリバティブ取引 (金商法第28条第8項第6号に規定する 有価証券関連デリバティブ取引(同法第2 条第2項の規定により有価証券とみなされ る同項各号に掲げる権利に係るものを除 く。) をいう。以下同じ。) 又は特定店頭デ リバティブ取引(金商法第2条第22項に規 定する店頭デリバティブ取引(金融商品取 引法施行令第1条の8の3第1項第2号に 該当するものを除く。)のうち、有価証券関 連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引 のいずれにも該当しないものをいう。以下 同じ。)につき、当該有価証券、有価証券関 連デリバティブ取引又は特定店頭デリバテ ィブ取引(以下「有価証券等」という。)につ いて顧客(信託会社等<u>(信託会社又は金融</u>)
- 3 協会員は、その従業員が<u>証取法</u>及び関係法令において<u>証券会社</u>の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。
 - 1 有価証券の売買その他の取引(買戻価格 があらかじめ定められている買戻条件付売 買その他の政令で定める取引を除く。以下 次号及び第3号において同じ。)又は有価証 券指数等先物取引、有価証券オプション取 引、外国市場証券先物取引若しくは有価証 券店頭デリバティブ取引につき、当該有価 証券又は有価証券指数等先物取引、オプシ ョン、外国市場証券先物取引若しくは有価 証券店頭デリバティブ取引(以下「有価証券 等」という。)について顧客(信託会社等が、 信託契約に基づいて信託をする者の計算に おいて、有価証券の売買、有価証券指数等 先物取引、有価証券オプション取引、外国 市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバ <u>ティブ取引</u>を行う場合にあっては、当該信 託をする者を含む。以下この号、次号及び 第3号において同じ。)に損失が生ずること となり、又はあらかじめ定めた額の利益が 生じないこととなった場合には自己又は第 三者がその全部又は一部を補填し、又は補

新 旧

機関の信託業務の兼営等に関する法律第1 条第1項の認可を受けた金融機関をいう。 以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託を する者の計算において、有価証券の売買、 有価証券関連デリバティブ取引又は特定店 頭デリバティブ取引を行う場合にあって は、当該信託をする者を含む。以下この号、 次号及び第3号において同じ。)に損失が生 ずることとなり、又はあらかじめ定めた額 の利益が生じないこととなった場合には自 己又は第三者がその全部又は一部を補填 し、又は補足するため当該顧客又は第三者 に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客 又はその指定した者に対し、申し込み、若 しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、 若しくは約束させること。

- 2 有価証券の売買その他の取引、有価証券 関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバ ティブ取引につき、自己又は第三者が当該 有価証券等について生じた顧客の損失の全 部若しくは一部を補填し、又はこれらにつ いて生じた顧客の利益に追加するため当該 顧客又は第三者に財産上の利益を提供する 旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、 申し込み、若しくは約束し、又は第三者に 申し込ませ、若しくは約束させること。
- 3 有価証券の売買その他の取引、有価証券 関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバ ティブ取引につき、当該有価証券等につい て生じた顧客の損失の全部若しくは一部を 補填し、又はこれらについて生じた顧客の 利益に追加するため、当該顧客又は第三者 に対し、財産上の利益を提供し、又は第三 者に提供させること。

(削る)

足するため当該顧客又は第三者に財産上の 利益を提供する旨を当該顧客又はその指定 した者に対し、申し込み、若しくは約束し、 又は第三者<u>をして</u>申し込ませ、若しくは約 束させること。

- 2 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させること。
- 3 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること。

4 削 除

新 旧

- 4 いかなる名義を用いているかを問わず、 所属協会員の書面による承諾を受けないで、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が金商法 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第 33条第 2 項第 3 号又は第 4 号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。
- 5 いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会員の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び当該従業員(特別会員の従業員に限る。)に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合は、この限りでない。
- 6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引(当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引(当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。)を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション(所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。)について、次に定める期間において、その保有に係る価格の

- 5 いかなる名義を用いているかを問わず、 所属協会員の書面による承諾を受けないで、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに特別会員の従業員の取引が証取法第65条第2項第3号及び第4号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。
- 6 いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることを知りながら、当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を受けること。ただし、当該他の協会員の書面による承諾を受けたとき及び当該従業員に係る取引が国債証券又は投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の取引である場合並びに他の協会員の従業員が特別会員の従業員であって当該取引が証取法第65条第2項第3号及び第4号に掲げる有価証券の取引である場合を除く。
- 7 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引又は有価証券 先物取引、有価証券指数等先物取引、有価 証券オプション取引、外国市場証券先物取 引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 を行うこと(特別会員にあっては、証券仲 介業務、先物取次業務及び有価証券店頭デ リバティブ取引を行う特別会員に限るもの とし、当該特別会員のこれら業務及び取引 に従事する者に限る。)。

		新		IB
変動により発生し得る危険を減少させるた				
<u>めに行</u>	う金商法	第2条第21]	頁第3号に掲	
げる取	引、同条第	22 項第 3 号	こ掲げる取引	
<u>及び同</u>	条第 23 項	頁に掲げる取引	のうち第 21	
項第3	号と類似の	の取引で、専	ら投機的利益	
<u>の追求</u>	を目的と	しないものと	して所属協会	
員の承	諾を受けた	た場合は、この)限りでない <u>。</u>	
<u>イ</u> 株	式 給付	されることが	決定された日	
<u>から</u>	実際に給付	すされる日まっ	<u>で</u>	
<u>ロ</u> ス	トック・ス	オプション 🧍	給付されるこ	
<u>とが</u>	決定される	た日から権利?	<u> う使が可能と</u>	
<u>なる</u>	<u>日まで</u>			
<u>7</u>	(現行どおり)	<u>8</u> 顧客カード等により知り得た投資資金の
				額その他の事項に照らし、過当な数量の有
				価証券の売買その他の取引等の勧誘を行う
				こと。
8	(現行どおり)	<u>9</u> 有価証券の売買その他の取引等につい
				て、顧客と損益を共にすることを、約束し
				て勧誘し又は実行すること。
9	(現行どおり)	<u>10</u> 顧客から有価証券の売買その他の取引等
				の注文を受けた場合において、自己がその
				相手方となって有価証券の売買その他の取
				引等を成立させること。
<u>10</u>	(現行どおり)	<u>11</u> 顧客の有価証券の売買その他の取引等又
				はその名義書換えについて自己若しくはそ
				の親族その他自己と特別の関係のある者の
				名義又は住所を使用させること。
<u>11</u> 顧客	11 顧客から有価証券の売買その他の取引等			 <u>12</u> 顧客から有価証券の売買その他の取引等
の注文	を受ける	場合において、	仮名取引で	の注文を受ける場合において、 <u>本人名義以</u>
あるこ	<u>と</u> を知り7	ながら当該注	文を受けるこ	<u>外の名義を使用していること</u> を知りながら
ک。				」 当該注文を受けること。
<u>12</u>	(現行どおり)	<u>13</u> 自己の有価証券の売買その他の取引等に
				ついて顧客の名義又は住所を使用するこ
				ے.
<u>13</u>	(現行どおり)	 <u>14</u> 顧客から有価証券の名義書換え等の手続
_				 きの依頼を受けた場合において、所属協会
				員を通じないでその手続きを行うこと。
<u>14</u> 顧客	: から所属t	a会員に交付 ⁻	するために預	<u>15</u> 顧客から所属協会員に交付するために預

旧

託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭<u>及び</u>有価証券(店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係る金銭及び有価証券に、特別会員にあっては<u>登録金融機関業務</u>に係る金銭<u>及び</u>有価証券に限る。)を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。

15 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類(店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。)を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。

16 (現行どおり)

- 17 職務上知り得た秘密(店頭デリバティブ 取引会員にあっては特定店頭デリバティブ 取引等に係るものに、特別会員にあっては 登録金融機関業務に係るものに限る。)を漏 洩すること。
- 18 「有価証券の引受け等に関する規則」第 24 条第3項又は第4項に規定する親引け を行うこと。
- 19 広告審査担当者(「広告等<u>の表示</u>及び景品 類の提供に関する規則」第5条に規定する 「広告審査担当者」をいう。)の審査を受け ずに、従業員限りで広告等<u>の表示</u>又は景品 類の提供を行うこと。
- 20 顧客に対して、融資、保証等<u>に関する</u>特別の便宜の提供を約し、<u>登録金融機関業務</u>に係る取引又は当該取引を勧誘すること。
- 21 登録金融機関業務に係る取引について、 明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入 れとなるような信用の供与を行うこと。
- 22 登録金融機関金融商品仲介行為(金商法

託された金銭、有価証券又は所属協会員から顧客に交付するために預託された金銭、 有価証券(特別会員にあっては、登録等証券業務に係る金銭、有価証券に限る。)を遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。

- 16 所属協会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類(特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。)を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。
- 17 有価証券の売買その他の取引等に関して 顧客と金銭、有価証券の貸借(顧客の債務 の立替えを含む。)を行うこと。
- 18 職務上知り得た秘密(特別会員にあっては、登録等証券業務に係るものに限る。)を 漏洩すること。
- 19 公募株等について、発行会社が指定する 販売先(発行会社の従業員持株会等を除 く。)への売付けを行うなど、公正を欠く販 売を行うこと。
- 20 広告審査担当者(「広告等及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。)の審査を受けずに、従業員限りで広告等又は景品類の提供を行うこと。
- 21 顧客に対して、融資、保証等<u>の</u>特別の便 宜の提供を約し、<u>登録等証券業務</u>に係る取 引又は当該取引を勧誘すること。
- 22 <u>先物取次業務</u>に係る取引について、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れとなるような信用の供与を行うこと。
- 23 証券仲介業務に係る取引について、顧客

新 旧

第 33 条第 2 項第 3 号八及び同項第 4 号口 に掲げる行為(同法第 2 条第 2 項の規定に より有価証券とみなされる同項各号に掲げ る権利に係るものを除く。)をいう。)以下 同じ。)に係る取引について、顧客に対して、 当該顧客が会員に開設した取引口座に残高 不足が生じた場合に、信用の供与を自動的 に行い、又はこれを行うことを約した登録 金融機関金融商品仲介行為を行うこと。

- 23 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(金商法施行令第26条の3第1項に規定する空売りをいう。次号及び第25号において同じ。)であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「取引規制府令」という。)第10条に規定する取引を除く。
- 24 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格(以下「直近公表価格」という。)以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第14条に規定する取引及び金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く(次号において同じ。)。

25 (現行どおり)

26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは 外国投資信託の受益証券(金融商品取引業 等に関する内閣府令第 65 条第2号イから 八までに掲げるもの及びこれらと同様の性 質を有するものを除く。) 投資証券又は外 に対して、当該顧客が会員に開設した取引 口座に残高不足が生じた場合に、信用の供 与を自動的に行い、又はこれを行うことを 約した<u>証券仲介行為</u>を行うこと。

- 24 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り(証券取引法施行令)第26条の3第1項に規定する空売りをいう。次号及び第26号において同じ。)であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、「有価証券の空売りに関する内閣府令」(以下「空売り府令」という。)第1条及び第2条に規定する取引を除く。
- 25 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格(以下「直近公表価格」という。)以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、空売り府令第3条及び第4条に規定する取引及び証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く(次号において同じ。)。
- 26 顧客から注文を受けた空売りを他の会員に委託をする場合において、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格で当該空売りを行うよう指示すること。
- 27 投資信託受益証券等(投資信託若しくは 外国投資信託の受益証券(「証券会社に関す る内閣府令」第21条第2号イから八までに 掲げるもの及びこれらと同様の性質を有す るものを除く。) 投資証券又は外国投資証

旧

国投資証券で投資証券に類する証券をい い、取引所金融商品市場に上場されている ものを除く。以下この号において同じ。)の 乗換え(現に保有している投資信託受益証 券等に係る投資信託契約の一部解約若しく は投資口の払戻し又は投資信託受益証券等 の売付け若しくはその委託等を伴う投資信 託受益証券等の取得又は買付け若しくはそ の委託等をいう。以下この号において同 じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家 (金商法第2条第 31 項に規定する特定投 資家(同法第34条の2第5項の規定により 特定投資家以外の顧客とみなされる者を除 き、同法第34条の3第4項(同法第34条 の4第4項において準用する場合を含む。) の規定により特定投資家とみなされる者を 含む。)をいう。)を除く。)に対して、当該 乗換えに関する重要な事項について説明を 行わないこと。

券で投資証券に類する証券をいい、<u>証券取</u>引所に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(<u>証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家</u>を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

(不適切行為)

- 第8条 協会員は、その従業員が次の各号に 掲げる行為(以下「不適切行為」という。)を 行うことのないように指導<u>及び</u>監督しなけれ ばならない。
 - 1 有価証券の売買その他の取引等において、銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別等顧客の注文(店頭デリバティブ取引会員にあっては特定店頭デリバティブ取引等に係る、特別会員にあっては登録金融機関業務に係る顧客の注文に限る。第4号において同じ。)内容について確認を行わないまま注文を執行すること。
 - 2 有価証券等の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

(不適切行為)

- 第 10 条 協会員は、その従業員が次の各号に 掲げる行為(以下「不適切行為」という。)を 行うことのないように指導、監督しなければ ならない。
 - 1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別 等顧客の注文(特別会員にあっては<u>登録</u> 等証券業務に係る顧客の注文に限る。第4 号において同じ。)内容について確認を行わ ないまま注文を執行すること。
 - 2 有価証券<u>又は有価証券指数等先物取引、</u> オプション、外国市場証券先物取引若しく <u>は有価証券店頭デリバティブ取引</u>の性格又 は取引の条件について、顧客を誤認させる ような勧誘をすること。

- 3 有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。)若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第22項第6号に掲げる取引の同号イ若しくは口に掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 4 有価証券の売買その他の取引等に係る顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

第 4 章 法令等の違反者に対する処分等

(事故連絡)

- 第9条 協会員は、その従業員又は従業員であった者に第7条第3項各号及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「外務員規則」という。)第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為(以下「事故」という。)のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。
- 2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>事故</u>の内容 について、必要があると認めるときは、当該 協会員に対し、報告又は資料の提出を求める ことができる。
- 3 (現行どおり)

- 旧
- 3 有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。)の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、有価証券店頭指数等先渡取引の店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値の上昇若しくは低下又は有価証券店頭指数等スワップ取引の当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは低下若しくは出下若しくは出下若しくは出下落することについて、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- 4 顧客の注文の執行において、過失により 事務処理を誤ること。

第 4 章 法令等の違反者に対する処分等

(事故連絡)

- 第11条 協会員は、その従業員又は従業員であった者に第9条第3項各号及び「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第5条に規定する行為又は従業員として遵守すべき法令等に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為(以下「証券事故」という。)のあったことが判明した場合は、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、直ちにその内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会に提出しなければならない。
- 2 本協会は、前項の事故連絡書の<u>証券事故</u>の 内容について、必要があると認めるときは、 当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求 めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の

旧

提出の請求に応じなければならない。

(事故顛末報告)

- 第 10 条 協会員は、前条に規定する事故(第 8条に規定する不適切行為が過失による場合 を除く。)の詳細が判明したときは、当該従業 員について当該事故の内容等に応じた適正な 処分を行い、遅滞なく、その顛末を記載した 所定の様式による事故顛末報告書を本協会に 提出しなければならない。
- 取引業の信用を著しく失墜させるものと認め たときは、事故顛末報告書にその旨を付記す るものとする。
- 3 協会員は、事故により従業員を処分した場 合は、その処分状況を記録し、本協会が、必 要があると認めるときは、当該処分状況を書 面により本協会に提出しなければならない。

(審 查)

第 11 条 (現行どおり)

(不都合行為者処分)

第 12 条 本協会は、前条の規定により事故顛 末報告書を審査した結果、当該従業員が退職 し又は当該協会員より解雇に相当する社内処 分を受けた者で、かつ、その行為が金融商品 取引業の信用を著しく失墜させるものと認め たときは、これを不都合行為者とし、<u>外務員</u> |

(事故顛末報告)

- 第 12 条 協会員は、前条に規定する証券事故 (第 10 条に規定する不適切行為が過失によ る場合を除く。)の詳細が判明したときは、当 該従業員について当該証券事故の内容等に応 じた適正な処分を行い、遅滞なく、その顛末 を記載した所定の様式による事故顛末報告書 を本協会に提出しなければならない。
- 2 協会員は、前項の事故の内容が、金融商品 | 2 協会員は、前項の証券事故の内容が、証券 業の信用を著しく失墜させるものと認めたと きは、事故顛末報告書にその旨を付記するも のとする。
 - 3 協会員は、証券事故により従業員を処分し た場合は、その処分状況を記録し、本協会が、 必要があると認めるときは、当該処分状況を 書面により本協会に提出しなければならな L1.

(審 查)

- 第 13 条 本協会は、前条の規定により事故顛 末報告書の提出があったときは、その内容に ついて審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のために必要がある と認めるときは、当該協会員に対し、その報 告の内容について説明を求め又は証拠書類等 の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する説明又は証拠書 類等の提出の請求に応じなければならない。

(不都合行為者処分)

第 14 条 本協会は、前条の規定により事故顛 末報告書を審査した結果、当該従業員が退職 し又は当該協会員より解雇に相当する社内処 分を受けた者で、かつ、その行為が証券業の 信用を著しく失墜させるものと認めたとき は、これを不都合行為者とし、<u>「協会員の外務</u>

規則に規定する外務員資格並びに「協会員の 内部管理責任者等に関する規則」に規定する 営業責任者資格及び内部管理責任者資格を取

2

り消す。

(現行どおり)

(不都合行為者の名簿)

第 13 条

(現行どおり)

(解除の申請)

第 14 条

(現行どおり)

(解除及び通知)

第 15 条

(現行どおり)

旧

員の資格、登録等に関する規則」に規定する 外務員資格並びに「協会員の内部管理責任者 等に関する規則」に規定する営業責任者資格 及び内部管理責任者資格を取り消す。

2 本協会は、前項の規定により従業員又は従 業員であった者を不都合行為者としたとき は、遅滞なく、その旨を当該協会員に通知す る。

(不都合行為者の名簿)

第 15 条 本協会は、不都合行為者の名簿を備え、当該名簿にそれらの者の氏名、性別、生年月日、行為の内容、処分内容その他必要と認める事項を記載する。

(解除の申請)

第 16 条 協会員は、不都合行為者となった者について、改悛の情が明らかであり、その取扱いを解除することが適当と認めたときは、本協会に所定の様式による不都合行為者取扱解除申請書を提出し、不都合行為者の取扱いの解除を求めることができる。

(解除及び通知)

- 第 17 条 本協会は、不都合行為者取扱解除申請書の提出があった場合は、これを審査し、その申請を適当と認めたときは、その申請に係る者について不都合行為者の取扱いを解除することができる。
- 2 本協会は、前項の規定により不都合行為者 の取扱いを解除したときは、遅滞なく、その 旨を当該協会員に通知する。
- 3 本協会は、第1項の規定により不都合行為 者の取扱いを解除したときは、不都合行為者 名簿につき、その者に関する記載を抹消する。

第5章 雑則

第5章 雑 則

新 旧

(従業員数等の報告)

第 16 条 (現行どおり)

(協会員の役員に対する準用)

第17条 第4条、第5条第2項から第4項ま で及び第7条から第16条までの規定は、会 員の役員(外国法人については、いかなる <u>名称を有する者</u>であるかを問わず、その法 人に対して役員と同等以上の支配力を有す ると認められる者を含む。以下同じ。) 店頭 デリバティブ取引会員の特定店頭デリバテ ィブ取引等に係る業務を担当する役員及び 特別会員の登録金融機関業務を担当する役 員について準用する。

(電磁的方法による承諾)

<u>第 18 条</u> 協会員は、<u>第 7 条</u>第 1 項、第 3 項<u>第 | 第 19 条</u> 協会員は、<u>第 9 条</u>第 1 項、第 3 項<u>第</u> 4号及び第5号に規定する書面による承諾に 代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により行うことができる。この場合にお いて、当該協会員は、書面により承諾したも のとみなす。

則 付

- 1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。
- 2 この改正の施行の日から起算して1年を経 過する日までの間は、特定店頭デリバティブ 取引等に係る業務に従事する労働者派遣事業 の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条 件の整備等に関する法律に基づく派遣労働者 (金商法第64条第1項の規定により外務員

(従業員数等の報告)

第 18 条 協会員は、毎年6月及び12月の各月 の末日における従業員数並びにこれら各月の 末日以前6か月間における従業員の異動状況 を所定の様式による従業員数等報告書によ り、遅滞なく、本協会に報告しなければなら ない。

(新設)

(電磁的方法による承諾)

5号及び第6号に規定する書面による承諾に 代えて、当該承諾を電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により行うことができる。この場合にお いて、当該協会員は、書面により承諾したも のとみなす。

新	IB
の登録を受けている者を除く。) については、	
第2条第6号ニに掲げる者とみなしてこの規	
則を適用する。	

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正について

平成19年9月18日

(下線部分変更)

新

i 旧

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

(公正慣習規則第9号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う有価証券 の売買その他の取引等の勧誘、顧客管理等に ついて、その適正化を図ることを目的とする。

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う有価証券 の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場 証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等(以下「有価証券の売買その他の取引等」という。)の勧誘、顧客管理等について、その適正化を図ることを目的とする。

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」

(定 義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 有価証券 定款第3条第1号に規定する有価証券を いう。
 - 2 有価証券の売買その他の取引等 定款第3条第8号に規定する有価証券の 売買その他の取引等をいう。
 - 3 有価証券関連デリバティブ取引等 定款第3条第4号に規定する有価証券 関連デリバティブ取引等をいう。
 - 4 特定店頭デリバティブ取引等 定款第3条第7号に規定する特定店頭デ リバティブ取引等をいう。
 - 5 信用取引 金融商品取引法(以下「金商法」という。) 第156条の24第1項に規定する信用取引を

<u>いう。</u>

6 株券オプション取引 株券に係る金商法第2条第21項第3号 に掲げる取引をいう。 (新設)

(通 則)

第3条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、 金商法 その他の法令諸規則等を遵守し、投資 者本位の事業活動に徹しなければならない。

新

2・3 (現行どおり)

(自己責任原則の徹底)

第4条 協会員は、投資勧誘に当たっては、 顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任 において行うべきものであることを理解させ るものとする。

(顧客カードの整備等)

第5条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)を除く。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

(通 則)

第2条 協会員は、その業務の遂行に当たっては、常に投資者の信頼の確保を第一義とし、 証取法 その他の法令諸規則等を遵守し、投資 者本位の営業活動に徹しなければならない。

旧

- 2 協会員は、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努めなければならない。
- 3 協会員は、有価証券の売買その他の取引等 に関し、重要な事項について、顧客に十分な 説明を行うとともに、理解を得るよう努めな ければならない。

(自己責任原則の徹底)

第3条 協会員は、投資勧誘に当たっては、 顧客に対し、<u>証券投資</u>は投資者自身の判断と 責任において行うべきものであることを理解 させるものとする。

(顧客カードの整備等)

第4条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客(「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第4条第1項各号に掲げる者を除く。)について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

1 氏名又は名称

1

新	旧
〉 (現行どおり)	2 住所又は所在地及び連絡先
6	3 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。
	次号において同じ。)
	4 職業
	5 投資目的
	6 資産の状況
7 <u>投資経験</u> の有無	7 有価証券投資の経験の有無
8	8 取引の種類
~ (現行どおり)	9 顧客となった動機
10	10 その他各協会員において必要と認める事
	項
2 (現行どおり)	2 協会員は、顧客について顧客カード等によ
	り知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方	3 協会員は、顧客カードについて、電磁的方
法により作成 <u>及び</u> 保存することができる。	法により作成 <u>・</u> 保存することができる。
/ 田己 開始 甘油 /	(田) 引頭が其準し
(取引開始基準) 第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等	(取引開始基準) 第 5 条 協会員は、次の各号に掲げる取引に
孝 0 录 励去員は、人の日ちに掲げる取引字 <u>を行うに当たっては、</u> それぞれ取引開始基準	オ 3 ホ
を定め、当該基準に適合した顧客との間で当	<u>うりしては、</u> これでれなが、所知金牛を足め、当 該基準に適合した顧客から取引を受託するも
該取引等の契約を締結しなければならない。	のとする。
1 (現行どおり)	<u>9000</u> 1 信用取引
2 新株予約権証券の売買その他の取引(顧	2 新株予約権証券(外国新株予約権証券を
客の計算による信用取引以外の売付けを除	
<u> </u>	
3 有価証券関連デリバティブ取引等	3 有価証券先物取引(外国有価証券市場に
	おける有価証券先物取引と類似の取引を含
	<u>ರೆ.)</u>
4 特定店頭デリバティブ取引等	4 有価証券指数等先物取引
(削る)	<u>5</u> 有価証券オプション取引
(削る)	6 外国市場証券先物取引
(削る)	<u>7</u> <u>有価証券店頭デリバティブ取引</u>
5 店頭取扱有価証券(「店頭有価証券に関す	<u>8</u> 店頭取扱有価証券の <u>取引</u>
る規則(以下「店頭有価証券規則」という。)	
第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券	
をいう。)の売買その他の取引(顧客の計算	
による信用取引以外の売付けを除く。)	
6 その他各協会員において必要と認められ	9 その他各協会員において必要と認められ

る取引等(顧客の計算による信用取引以外 の有価証券の売付けを除く。)

2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について<u>定めなけ</u>ればならない。

(信用取引の注文を受ける際の確認)

第7条 (削る)

協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を<u>確認</u>しなければならない。

(削る)

る取引

2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について<u>定めるも</u>のとする。

旧

(信用取引<u>及び発行日決済取引に関する説明書</u> の交付等)

- 第6条 協会員は、信用取引又は時価発行公募増資に係る発行日決済取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号、又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下第6条の2、第6条の3及び第6条の5において同じ。)に対し信用取引制度又は発行日決済取引制度の概要を記載した説明書を交付し、その内容について十分説明するものとする。
- 2 協会員は、顧客から信用取引の注文を受ける際は、その都度、制度信用取引、一般信用取引の別等について、当該顧客の意向を確認するものとする。

(新興市場銘柄についての説明)

- 第 6 条の2 協会員は、次の各号に掲げる銘 柄の取引(当該銘柄の上場に係る募集又は売 出しに係る取引を含む。)を初めて行う顧客に 対し、当該市場の概要及び当該市場の性格に ついて十分説明するものとする。
 - <u>1</u> <u>名古屋証券取引所セントレックス上場銘</u> <u>柄</u>
 - 2 東京証券取引所マザーズ上場銘柄
 - 3 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄
 - 4 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄
 - 5 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マー ケット 「ヘラクレス」グロース上場銘柄

新 旧 (顧客からの確認書の徴求) (新株予約権証券取引及び

第8条 (削る)

協会員は、顧客(特定投資家(金商法第2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の2第5項の規定により特定投資家以外の 顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3 第4項(同法第34条の4第4項において準用 する場合を含む。)の規定により特定投資家と みなされる者を含む。) をいう。) を除く。以 下第 10 条において同じ。) と新株予約権証券 若しくはカバードワラントの売買その他の取 引(顧客の計算による信用取引以外の売付け を除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引 等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契 約を初めて締結しようとするときは、顧客が 当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項 第1号イから二までに掲げる書面(以下「契 約締結前交付書面等」という。) に記載された 金融商品取引行為についてのリスク、手数料 等の内容を理解し、顧客の判断と責任におい て当該取引等を行う旨の確認を得るため、当 該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求

(新株予約権証券取引及び先物取引等に関する 説明書の交付等)

- 第 6 条の3 協会員は、顧客と新株予約権証 券取引若しくは先物取引等(第5条第1項第 2号から第7号に掲げる取引をいう。以下同 じ。) 又は証取法第2条第1項第10号の2若 しくは第 10 号の3に掲げる有価証券の売買 その他の取引に係る契約を締結しようとする ときは、あらかじめ、当該顧客に対し、これ らの取引の概要、取引に係る損失の危険に関 する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項を 記載した説明書を交付(契約の締結前1年以 内において当該顧客に対し当該説明書を交付 した場合(ただし、当該説明書を交付した日 以後1年以内に取引を行った場合には、当該 取引に係る契約の締結をもって当該説明書を 交付したものとみなす。)を除く。)し、これ らの事項について十分説明するものとする。
- 2 協会員は、顧客と新株予約権証券取引、先物取引等又は証取法第2条第1項第10号の 2に掲げる有価証券の取引を開始するに当たっては、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引に関する確認書を徴求するものとする。

新 旧

するものとする。

(意向の確認等の特例)

第9条 特別会員が、登録金融機関金融商品 仲介行為(金商法第33条第2項第3号八及び 同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。以下同じ。)を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が前2条の規定により意向の確認又は確認書の徴求(以下「意向の確認等」という。)を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、これら<u>意向の確認</u>等を要しない。

(預金等との誤認防止)

- 第10条 特別会員は、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に関し、金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券(国債証券等(金商法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証券ではしているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。
- 2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を<u>説明しなけ</u>ればならない。
 - 1 預金等ではないこと(保険会社にあっては保険契約でないこと。)

(<u>信用取引に関する説明書等の交付及び確認書</u> の徴求の特例)

第 6 条の4 会員が特別会員に証券仲介業務 の委託を行っている場合において、会員又は 特別会員のいずれか一方の協会員が前3条の 規定により信用取引等に関する説明書の交付、その内容等の十分な説明又は新株予約権 証券取引等に関する確認書の徴求をしたとき は、当該他の協会員は、これら各条の規定に かかわらず、これら説明書の交付等を要しないものとする。

(預金等との誤認防止)

- 第 6 条の5 特別会員は、証取法第65条の2 第1項の登録及び同条第3項の認可に係る業務(以下「登録等証券業務」という。)に関し同法第65条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。)を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、これら有価証券と預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。
- 2 特別会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次の各号に掲げる事項を<u>説明するものとする</u>。
 - 1 預金等ではないこと(保険会社にあっては保険契約でないこと)

旧

- 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の 支払いの対象とはならないこと(保険会社に あっては保険業法第 270 条の3第2項第1 号に規定する補償対象契約に該当しないこ と。)。
- 3 <u>金商法</u>第 79 条の 21 に規定する投資者保 護基金による同法第 79 条の 56 の規定に基づ く一般顧客に対する支払の対象でないこと (特別会員が有価証券の預託を受ける場合 に限る。)。
- 4 元本の返済が保証されていないこと<u>。</u> 5・6 (現行どおり)
- 3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(信用取引、新株予約権証券取引及び<u>デリバテ</u> <u>ィブ取引等</u>の節度ある利用)

- 第 11 条 協会員は、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。
- 2 協会員は、顧客の<u>有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等</u>の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、<u>当該取引等</u>を重複して行う顧客の<u>評価損益</u>については、総合的な管理を行うものとする。
- (過当勧誘の防止等)

- 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の 支払いの対象とはならないこと(保険会社に あっては保険業法第 270 条の3第2項第1 号に規定する補償対象契約に該当しないこ と)
- 3 <u>証取法</u>第79条の21に規定する投資者保 護基金による同法第79条の56の規定に基づ く一般顧客に対する支払の対象でないこと (特別会員が有価証券の預託を受ける場合 に限る。)
- 4 元本の返済が保証されていないこと
- 5 契約の主体
- 6 その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項
- 3 特別会員は、その営業所又は事務所において、第1項に掲げる有価証券を取り扱う場合には、特定の窓口において、取り扱うとともに、前項第1号から第3号までに掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

(信用取引、新株予約権証券取引及び<u>先物取引</u> <u>等</u>の節度ある利用)

- 第7条 協会員は、信用取引、新株予約権証券取引及び先物取引等の受託については、各社の規模、営業の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。
- 2 協会員は、顧客の<u>先物取引等</u>の建玉、損益、 委託証拠金、預り資産等の状況について適切 な把握に努めるとともに、<u>先物取引等</u>を重複 して行う顧客の<u>建玉</u>については、総合的な管 理を行うものとする。

(過当勧誘の防止等)

新 旧

第 12 条 (現行どおり)

- 2 協会員は、<u>金融商品取引所</u>又は証券金融会 社により次の各号に掲げる措置が採られてい る銘柄については、信用取引の勧誘を自粛す るものとする。
 - 1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄
 - 2 (現行どおり)
- 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び<u>金融商品取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を<u>説明しなければなら</u>ない。
 - 1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引残高の日々公 表銘柄に指定した銘柄
 - 2 <u>金融商品取引所</u>が信用取引に係る委託保 証金の率の引上げ(委託保証金の有価証券 をもってする代用の制限等を含む。)措置を 行っている銘柄
 - 3 (現行どおり)
- 4 協会員は、<u>金融商品取引所</u>が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。
- 5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び金融商品 取引所により次の各号に掲げる措置が採られ ている銘柄については、顧客から株券オプション取引を受託する場合において、当該顧客 に対し、これらの措置が行われている旨及び その内容を説明しなければならない。
 - 1 金融商品取引所が株券オプション取引に

- 第8条 協会員は、顧客に対し、主観的又は 恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券 又は有価証券の売買に係るオプションの一律 集中的推奨をしてはならない。
- 2 協会員は、<u>証券取引所</u>又は証券金融会社に より次の各号に掲げる措置が採られている銘 柄については、信用取引の勧誘を自粛するも のとする。
 - 1 <u>証券取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措 置を行っている銘柄
 - 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又 は申込停止措置を行っている銘柄
- 3 協会員は、前項各号に掲げる銘柄及び<u>証券</u> 取引所又は証券金融会社により次の各号に掲 げる措置が採られている銘柄については、顧 客から信用取引を受託する場合において、当 該顧客に対し、これらの措置が行われている 旨及びその内容を<u>説明するものとする</u>。
 - 1 <u>証券取引所</u>が信用取引残高の日々公表銘 柄に指定した銘柄
 - 2 <u>証券取引所</u>が信用取引に係る委託保証金 の率の引上げ(委託保証金の有価証券をも ってする代用の制限等を含む。)措置を行っ ている銘柄
 - 3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意 喚起通知を行った銘柄
- 4 協会員は、<u>証券取引所</u>が株券オプション取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄については、株券オプション取引の勧誘を自粛するものとする。
- 5 協会員は、前項に掲げる銘柄及び<u>証券取引</u> <u>所</u>により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から株券オプション 取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその 内容を説明するものとする。
 - 1 証券取引所が株券オプション取引に係る

係る建玉に関して注意喚起を行っている銘

2 金融商品取引所が株券オプション取引に 係る委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託 証拠金の率の引上げ(委託証拠金の有価証 券をもってする代用の制限等を含む。)又は 置付代金の決済日前における預託の受入れ 措置を行っている銘柄

(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)

第 12 条の2 協会員は、店頭有価証券(店頭 | 第 8 条の2 協会員は、店頭有価証券につい 有価証券規則第2条第1号に規定する店頭有 価証券をいう。)については、店頭有価証券規 則に規定する場合を除き、顧客に対し投資勧 誘を行ってはならない。

(仮名取引の受託及び名義貸しの禁止)

第 13 条 協会員は、顧客から有価証券の売買 | 第 9 条 協会員は、顧客から有価証券の売買 その他の取引等の注文があった場合におい て、仮名取引であることを知りながら、当該 注文を受けてはならない。

2 (現行どおり)

> (削 る)

(マネー・ローンダリング防止に係る内部管理) 体制の整備)

第 14 条 (現行どおり) 旧

建玉に関して注意喚起を行っている銘柄

2 証券取引所が株券オプション取引に係る 委託証拠金の差入日時の繰上げ、委託証拠 金の率の引上げ (委託証拠金の有価証券を もってする代用の制限等を含む。)又は買付 代金の決済日前における預託の受入れ措置 を行っている銘柄

(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)

ては、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣 習規則第1号)に規定する場合を除き、顧客 に対し投資勧誘を行ってはならない。

(仮名取引の受託及び名義貸しの禁止)

- その他の取引等の注文があった場合におい て、本人名義以外の名義を使用していること を知りながら、当該注文を受けてはならない。
- 2 会員は、顧客が株券の名義書換を請求する に際し、自社の名義を貸与してはならない。

(顧客の本人確認)

第 10 条 削 除

(マネー・ローンダリング防止に係る内部管理 体制の整備)

第 11 条 協会員は、「組織的な犯罪の処罰及び 犯罪収益の規制等に関する法律」第54条第1 項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う 責任者を定め、マネー・ローンダリング防止 のための内部管理体制の整備に努めるものと する。

(入札後の公募増資等に係る株式の配分の制 限)

削 る)

第 12 条 削 除

(内部者登録カードの整備等)

第 15 条 協会員は、金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

1

(現行どおり)

5

6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち金商法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)

7

(現行どおり)

9

10 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書<u></u>半期報告書<u>又は四半期報告書</u>に記載されている大株主をいう。)

(内部者登録カードの整備等)

第13条 協会員は、<u>証取法</u>第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う顧客から、次に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)に該当するか否かにつき届出を求めるとともに、当該届出に基づき、上場会社等の役員等に該当する者については、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が行われるまでに内部者登録カードを備え付けなければならない。

旧

- 1 上場会社等の取締役、会計参与、監査役 若しくは執行役(以下「役員」という。)
- 2 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
- 3 第1号及び第2号の役員でなくなった後1年以内の者
- 4 上場会社等の役員の配偶者及び同居者
- 5 上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- 6 上場会社等の使用人その他の従業者のうち<u>証取法</u>第 166 条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)
- 7 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他 役員に準ずる役職にある者
- 8 上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り 得る可能性の高い部署に所属する者(前7 号を除く。)
- 9 上場会社等の親会社又は主な子会社
- 10 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書<u>又は</u>半期報告書に記載されている大株主をいう。)

	新	IB
2		2 協会員は、内部者登録カート
>	(現行どおり)	に掲げる事項を記載しなければ
4		1 氏名又は名称
		2 住所又は所在地及び連絡先
		3 生年月日(顧客が自然人の
		4 会社名、役職名及び所属部
		5 上場会社等の役員等に該当
		る上場会社等の名称及び銘柄
		3 協会員は、顧客に対し、第1
		するか否かにつき変更があった

- 5 協会員は、内部者登録カードについて、電 磁的方法により作成及び保存することができ る。
- 6 協会員は、第5条に規定する顧客カードに おいて、第2項に規定する内部者登録カード の記載事項を満たしていれば、当該顧客カー ドと内部者登録カードを兼ねることができ る。
- 7 (現行どおり)

(取引一任勘定取引の管理体制の整備)

第 16 条 協会員は、金商業等府令第 123 条第 13 号に掲げる契約に基づいて行う有価証券 の売買その他の取引等(以下「取引一任勘定 取引」という。)が投資者保護に欠け、取引の 公正を害し、協会員の信用を失墜させること のないよう、十分な管理体制を整備しなけれ ばならない。

- ドにおいて、次 ばならない。

 - の場合に限る。)
 - 43署
 - 当することとな 丙コード
- 1項各号に該当 するか否かにつき変更があったときは、遅滞 なく、当該変更内容について、届け出ること を約させなければならない。
- 4 協会員は、前項の規定により、変更の届出 があったときは、遅滞なく、内部者登録カー ドを変更しなければならない。
- 5 協会員は、内部者登録カードについて、電 磁的方法により作成・保存することができる。
- 6 協会員は、第4条に規定する顧客カードに おいて、第2項に規定する内部者登録カード の記載事項を満たしていれば、当該顧客カー ドと内部者登録カードを兼ねることができ る。
- 7 協会員は、内部者取引の未然防止に関する 事項を定めた社内規則を制定する等、内部者 取引に関する管理体制を整備しなければなら ない。

(取引一任勘定取引の管理体制の整備)

第 14 条 協会員は、「証券会社の行為規制等に 関する内閣府令」第1条第1項各号又は「金 融機関の証券業務に関する内閣府令」第 18 条第1項各号に掲げる契約に基づいて行う有 価証券の売買又は先物取引等(以下「取引ー 任勘定取引」という。) が投資者保護に欠け、 取引の公正を害し、証券業の信用を失墜させ ることのないよう、十分な管理体制を整備す るものとする。

(取引の安全性の確保)

等からの注文の受託に際しては、あらかじめ 当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全 部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の 確保に努めなければならない。

新

(顧客の注文に係る取引の適正な管理)

(現行どおり) 第 18 条

- 2 協会員は、有価証券の売買その他の取引等 において、顧客の注文に係る伝票を速やかに 作成のうえ、整理、保存するとともに、自己 の計算による取引と区分するための番号等を 端末機に入力する等顧客の注文に係る取引を 適正に管理しなければならない。
- 3 協会員は、前2項の顧客の注文に係る取引 の適正な管理に資するため、打刻機の適正な 運用及び管理、コンピューターの不適正な運 用の排除等を定めた社内規則を整備しなけれ ばならない。

(最良執行義務)

第 19 条 協会員は、金商法第 40 条の 2 に規定 | 第 16 条の 2 協会員は、証取法第 43 条の 2 に する最良執行義務を適切に履行するために十 分な管理体制を整備しなければならない。

(会員の顧客に対する保証等の便宜の供与)

第 20 条 (現行どおり)

(取引の安全性の確保)

第 17 条 協会員は、新規顧客、大口取引顧客 第 15 条 協会員は、新規顧客、大口取引顧客 等からの注文の受託に際しては、あらかじめ 当該顧客から買付代金又は売付有価証券の全 部又は一部の預託を受ける等取引の安全性の 確保に努めるものとする。

旧

(顧客の注文に係る取引の適正な管理)

- 第 16 条 協会員は、有価証券の売買その他の 取引等を行う場合には、顧客の注文に係る取 引と自己の計算による取引とを峻別しなけれ ばならない。
- 2 協会員は、顧客の注文に係る伝票を速やか に作成のうえ、整理、保存するとともに、自 己の計算による取引と区分するための番号等 を端末機に入力する等顧客の注文に係る取引 を適正に管理しなければならない。
- 3 協会員は、前2項の顧客の注文に係る取引 の適正な管理に資するため、打刻機の適正な 運用・管理、コンピューターの不適正な運用 の排除等を定めた社内規則を整備しなければ ならない。

(最良執行義務)

規定する最良執行義務を適切に履行するため に十分な管理体制を整備するものとする。

(会員の顧客に対する保証等の便宜の供与)

第 17 条 会員は、有価証券の売買その他の取 引等に関連し、顧客の資金又は有価証券の借 入れにつき行う保証、あっせん等(形式のい かんにかかわらず、顧客の資金又は有価証券 の借入れについて会員又はその役職員が関与 したものを含む。)の便宜の供与については、 顧客の取引金額その他に照らして過度になら 新 旧

ないよう、適正な管理を行わなければならない。

(特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止)

第 21 条 特別会員は、顧客に対して、融資、 保証等<u>に関する</u>特別の便宜の提供を約し、<u>登</u> <u>録金融機関業務</u>に係る取引又は当該取引の勧 誘を行ってはならない。

(特別会員の自動的な信用供与の禁止等)

- 第 22 条 特別会員は、登録金融機関業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じなければならない。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を行ってはならない。
 - 1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取 引等(金商法第2条に掲げる有価証券に係 る同法第2条第21項第1号に掲げる取引 又はこれに係る同条第8項第2号若しくは 第3号に掲げる行為をいう。以下同じ。)の 専用口座(以下「債券先物取引用口座」と いう。)を設定し、当該口座について当座貸 越を禁止する。
 - 2 (現行どおり)
- 2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得なければならない。

(特別会員の顧客に対する融資等の便宜の提供の禁止)

第 18 条 特別会員は、顧客に対して、融資、 保証等の特別の便宜の提供を約し、<u>登録等証</u> 券業務に係る取引又は当該取引の勧誘<u>は行わ</u> ないものとする。

(特別会員の自動的な信用供与の禁止等)

- 第19条 特別会員は、先物取次業務に係る取引について、顧客に対して、損失の穴埋め、委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与を自動的に行わないこととし、次に掲げる措置を講じるものとする。また、明らかに委託証拠金の新規又は追加の差入れのための信用の供与は行わないものとする。
 - 1 新規に国債証券等に係る有価証券先物取引等の専用口座(以下「債券先物取引用口座」という。)を設定し、当該口座について当座貸越を禁止する。
 - 2 同一名義人の当座貸越設定口座から、債券先物取引用口座への自動振替は行わない こと。
- 2 特別会員は、国債証券等に係る有価証券先物取引等に係る入金については、顧客の意思を確認するため、債券先物取引用口座への入金の処理について、あらかじめ当該顧客に対する担当者を決め、かつ、当該顧客又は当該顧客の資金担当者を登録させて、入金の都度、事前に電話等で当該顧客の了解を得るものとする。

3 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行</u> <u>為</u>に係る取引について、顧客に対して、当該 顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が 生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、 又はこれを行うことを約した<u>登録金融機関金</u> 融商品仲介行為は行ってはならない。

(非公開融資等情報の管理の徹底等)

第23条 特別会員は、登録金融機関金融商品 仲介行為を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報(金商業等府令第1条第4項第13号に規定するものをいう。)の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)に周知し、その遵守徹底を図らなければならない。

(顧客管理体制の整備)

- 第 24 条 協会員は、<u>有価証券の売買その他の</u>取引等に係る顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを<u>役職員に遵守さ</u>せなければならない。
- 2 協会員は、<u>前項に規定する社内規則に基づき、</u>顧客管理に関する体制を整備し、顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況及び<u>役職員の事業活動</u>の状況について的確な把握に努めなければならない。

(内部者取引管理体制の整備)

第 25 条 協会員は、内部者取引の未然防止を 図るため、<u>役職員</u>がその業務に関して取得し た発行会社に係る未公表の情報の管理、顧客 管理及び売買管理等に関する社内規則を制定 旧

3 特別会員は、<u>証券仲介業務</u>に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した<u>証券仲介行為は行わないものとす</u>る。

(非公開融資等情報の管理の徹底等)

第 19 条の2 特別会員は、証券仲介業務を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報(「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 27 条第 4 号に規定する「有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報」をいう。)の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)に周知し、その遵守徹底を図るものとする。

(顧客管理体制の整備)

- 第 20 条 協会員は、顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準、過当勧誘の防止、取引一任勘定取引の管理体制の整備等に関する社内規則を制定し、これを<u>営業員</u>に遵守させるものとする。
- 2 協会員は、顧客管理に関する体制を整備し、 顧客の有価証券の売買その他の取引等の状況 及び<u>営業員の営業活動</u>の状況について的確な 把握に<u>努めるものとする</u>。

(内部者取引管理体制の整備)

第 21 条 協会員は、内部者取引の未然防止を 図るため、<u>役員(会計参与が法人であるとき</u> は、その職務を行うべき社員を含む。)及び従 業員がその業務に関して取得した発行会社に

する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めなければならない。

係る未公表の情報の管理、顧客管理及び売買管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に<u>努めるもの</u>とする。

旧

(信託勘定取引の適正な管理)

第 26 条 協会員は、顧客の信託契約 (特定金 銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。)に 基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、 その適正な管理に努めなければならない。

(削る)

(社内検査規則の整備等)

第27条 協会員は、金商法その他の法令諸規則の遵守状況並びに投資勧誘及び顧客管理の状況等に関する社内検査及び監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備)

第 28 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めなければならない。

(電磁的方法による徴求)

(信託勘定取引の適正な管理)

第 22 条 協会員は、顧客の信託契約 (特定金 銭信託契約及び特定金外信託契約を含む。)に 基づく勘定を利用した取引を的確に把握し、 その適正な管理に努めるものとする。

(取引に係る手数料等の説明)

- 第23条 協会員は、有価証券の売買その他の 取引等及びこれに付随する業務に関する手数 料等(名称のいかんにかかわらず協会員の業 務の対価として受け取るものをいう。)の種 類、金額、徴収の方法等(次項において「手 数料等の明細」という。)を、あらかじめ顧客 に説明するものとする。
- **2** 協会員は、<u>前項に規定する手数料等の明細</u> <u>の</u>説明に関する社内規則<u>を制定し</u>、これを役 職員に<u>遵守させるものとする</u>。

(社内検査規則の整備等)

第 24 条 協会員は、<u>証取法</u>その他の法令諸規則の遵守状況<u>及び</u>投資勧誘・顧客管理の状況等に関する社内検査・監査について社内規則を定めるとともに、内部管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。

(顧客からの苦情及び紛争処理体制の整備)

第 25 条 協会員は、顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、その適切な処理に努めるものとする。

(電磁的方法による交付等)

新	IB
第 29 条 (削 る)	第 26 条 協会員は、次に掲げる書面の交付に
	代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取
	扱いについて」(理事会決議)に定めるところ
	により、当該書面に記載すべき事項について
	電子情報処理組織を使用する方法その他の情
	報通信の技術を利用する方法により提供する
	ことができる。この場合において、当該協会
	員は、当該書面を交付したものとみなす。
	1 第6条第1項に規定する信用取引及び発
	行日決済取引に関する説明書
	2 第6条の3第1項に規定する新株予約権
	証券取引及び先物取引等に関する説明書
協会員は、 <u>第8条</u> に規定する新株予約権証	2 協会員は、 <u>第6条の3第2項</u> に規定する新
券 <u>若しくはカバードワラントの売買その他の</u>	株予約権証券 <u>取引及び先物取引等</u> に関する確
取引又は有価証券関連デリバティブ取引等若	認書の徴求に代えて、 <u>「書面の電磁的方法によ</u>
<u>しくは特定店頭デリバティブ取引等</u> に関する	る提供等の取扱いについて」(理事会決議)に
確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法に	定めるところにより、当該確認書に記載すべ
<u>よる提供等の取扱いに関する規則」</u> に定める	き事項について電子情報処理組織を使用する
ところにより、当該確認書に記載すべき事項	方法その他の情報通信の技術を利用する方法
について電子情報処理組織を使用する方法そ	により提供を受けることができる。この場合
の他の情報通信の技術を利用する方法により	において、当該協会員は、当該確認書を徴求
提供を受けることができる。この場合におい	したものとみなす。
て、当該協会員は、当該確認書を徴求したも	
のとみなす。	
付 則	
1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行	
する。	
2 平成 19 年 6 月 8 日付のこの規則の一部改	
正における付則ただし書の規定により、平成	
19年11月30日までの間従前の例によること	
ができるとされた当該一部改正前の第 13 条	
の規定については、平成19年9月30日をも	
って、同条第1項中「証取法第 163 条第1項」	

とあるのは「金商法第 163 条第 1 項」とする。

「『協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』に関する細則」の廃止 について

平成19年9月18日日本証券業協会

本細則については、平成19年9月30日をもって廃止する。

以 上

「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第12号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

事故の確認申請、審査等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、協会員がその役員又は従業員(「協会員の従業員に関する規則」第2条第5号に規定する従業員をいい、協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。)の事故(金融商品取引法第39条第3項に規定する事故のうち定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故に限る。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続き、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

(確認申請)

- 第2条 協会員は、役員又は従業員の<u>事故</u>により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が<u>事故</u>に起因するものであることについて、あらかじめ当該<u>事故</u>の悪生した所定の様式による事故確認申請書(以下「確認申請書」という。)を当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(以下「管轄財務局長等」という。)に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認申請書は、当該<u>事故</u>に係る申込 み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出する ものとする。
- 3 (現行どおり)

(確認不要の場合の取扱い)

第3条 協会員は、<u>金融商品取引業等に関する</u> 内閣府令第119条第1項第9号又は第10号 の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要

「<u>証券事故の確認申請、審査等に関する規則</u>」 (公正慣習規則第 12 号)

(目的)

第1条 この規則は、協会員がその役員又は従業員(「証券従業員に関する規則」第2条に規定する従業員をいい、協会員の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。)の証券事故(「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第5条各号又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第22条各号に規定する事故をいう。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合の確認申請手続き、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

(確認申請)

- 第2条 協会員は、役員又は従業員の<u>証券事故</u>により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が<u>証券事故</u>に起因するものであることについて、あらかじめ当該<u>証券事故</u>の概要等を記載した所定の様式にといる事故確認申請書(以下「確認申請書」という。)を当該<u>証券事故</u>の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(以下「管轄財務局長等」という。)に提出し、確認を受けなければならない。
- 2 前項の確認申請書は、当該<u>証券事故</u>に係る 申込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出 するものとする。
- 3 協会員は、第1項及び前項の確認申請書には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面(当該確認申請書が財産上の利益の提供の申込みに係るものである場合を除く。)その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。

(確認不要の場合の取扱い)

第3条 協会員は、<u>「証券会社の行為規制等に</u> 関する内閣府令」第6条第1項第5号若しく は第6号又は「金融機関の証券業務に関する

とされる<u>事故</u>について、顧客に対し<u>、</u>財産上の利益<u>を提供する旨</u>を申し込み、<u>若しくは</u>約束し、又は<u>財産上の利益を</u>提供したときは、その申込み<u>若しくは</u>約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該<u>事故</u>の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

(本協会による審査)

第4条 本協会は、協会員から第2条第1項の 規定により、確認申請書の提出があった場合 には、当該確認申請書に記載された違法又は 不当な行為の内容が<u>事故</u>に該当するものであ るかどうかを審査する。

2 (現行どおり)

(管轄財務局長等への確認申請書の提出)

第5条 本協会は、前条第1項の審査の結果、 当該確認申請書に記載された違法又は不当な 行為の内容が<u>事故</u>に該当するものであると認 めたときは、当該確認申請書を管轄財務局長 等に提出する。

(協会員に対する確認結果の通知)

第6条 (現行どおり)

(社内管理体制の整備等)

- 第7条 協会員は、<u>事故</u>の適正な処理を図るため、<u>事故</u>の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。
- 2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に 関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理

旧

内閣府令」第23条第1項第5号若しくは第6号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる証券事故について、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、財産上の利益の提供を申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、当該証券事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。

- 2 協会員は、前項の報告書の提出について は、本協会を経由して行わなければならな い。
- 3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

(本協会による審査)

- 第4条 本協会は、協会員から第2条第1項の 規定により、確認申請書の提出があった場合 には、当該確認申請書に記載された違法又は 不当な行為の内容が<u>証券事故</u>に該当するもの であるかどうかを審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のため必要と認める ときは、確認申請書を提出した協会員に対 し、その内容につき説明を求め、又は証拠書 類等の提出を求めることができる。

(管轄財務局長等への確認申請書の提出)

第5条 本協会は、前条第1項の審査の結果、 当該確認申請書に記載された違法又は不当な 行為の内容が<u>証券事故</u>に該当するものである と認めたときは、当該確認申請書を管轄財務 局長等に提出する。

(協会員に対する確認結果の通知)

第6条 本協会は、協会員から提出された確認 申請書に係る申込み、約束又は提供について 管轄財務局長等の確認の結果の通知があった 場合には、遅滞なく、その旨を当該協会員に 通知する。

(社内管理体制の整備等)

- 第7条 協会員は、<u>証券事故</u>の適正な処理を図るため、<u>証券事故</u>の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。
- 2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に 関する法定帳簿その他の書類及び記録を整

新	H
<u>及び</u> 保存し、適切に管理 <u>しなければならな</u> <u>い</u> 。	理 <u>・</u> 保存し、適切に管理 <u>するものとする</u> 。

(金融商品仲介業者に係る事故確認)

第8条 本規則は、協会員が行う<u>金融商品仲介業者</u>又はその役員若しくは従業員の<u>事故</u>の確認申請手続きについて、<u>準用</u>する。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

(証券仲介業者に係る事故確認)

第8条 本規則は、協会員が行う<u>証券仲介業者</u> 又はその役員若しくは従業員の<u>証券事故</u>の確 認申請手続きについて、<u>適用</u>する。

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

協会員の内部管理責任者等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員において<u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)</u>その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会員の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(内部管理統括責任者の登録)

- 第 2 条 協会員は、内部管理統括責任者1名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。
- 2 協会員は、前項の申請内容に変更がある場合は、 所定の様式による内部管理統括責任者変更申請 書を本協会に提出し、当該変更に係る登録を受け なければならない。
- 3 本協会は、協会員から前2項の規定により登録申請又は変更申請があった場合において、当該申請に係る者が次条に定める資格要件に該当するときは、当該者を内部管理統括責任者登録簿に登録する。

(内部管理統括責任者の資格要件)

- 第3条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役(<u>外国法人</u>である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者)でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。
- 2 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

IΒ

<u>「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(公正</u> 慣習規則第13号)

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員において<u>証取法</u>その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会員の内部管理体制を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(内部管理統括責任者の登録)

第 2 条 協会員は、内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。

(新 設)

2 本協会は、協会員から前項の規定により登録申請があった場合において、当該申請に係る者が次条に定める資格要件に該当するときは、当該者を内部管理統括責任者登録簿に登録する。

(内部管理統括責任者の資格要件)

第3条会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役(<u>外国証券会社</u>である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者)でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

(新 設)

3 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>登録金融機</u> 関業務(定款第5条第3号に規定する登録金融機 関業務をいう。以下同じ。) の内部管理を担当す る役員でなければならない。ただし、細則に定め る者を内部管理統括責任者に任命するときは、こ の限りでない。

(内部管理統括責任者の責務)

- 第 4 条 内部管理統括責任者は、当該協会員の役員又は従業員(店頭デリバティブ取引会員にあっては、特定店頭デリバティブ取引等に従事する役員又は従業員を、特別会員にあっては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。)に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備に努めなければならない。
- 2 内部管理統括責任者は、協会員における営業活動が<u>金商法</u>その他の法令諸規則等を遵守し、適正に行われるよう営業責任者及び内部管理責任者を指導、監督し、<u>金商法</u>その他の法令諸規則等に違反する事案が生じた場合には、<u>金商法</u>その他の法令諸規則等に照らし、適正に処理しなければならない。
- 3 内部管理統括責任者は、協会員の営業活動における<u>金商法</u>その他の法令諸規則等の遵守に関し、 行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との 適切な連絡、調整を行わなければならない。
- 4 内部管理統括責任者は、当該協会員の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長(外国法人である会員については、金商法第29条の2第1項第3号に規定する国内における代表者とし、店頭デリバティブ取引会員については、店頭デリバティブ取引会員代表者とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。)に報告しなければならない。

(内部管理統括責任者への指示)

第 5 条 取締役社長等は、内部管理統括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

旧

2 特別会員の内部管理統括責任者は、<u>証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可にかかる業務(以下「登録等証券業務」という。)</u>の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

(内部管理統括責任者の責務)

- 第 4 条 内部管理統括責任者は、当該協会員の役員又は従業員(特別会員にあっては、登録等証券業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。)に対し、証取法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備につとめなければならない。
- 2 内部管理統括責任者は、協会員における営業活動が<u>証取法</u>その他の法令諸規則等を遵守し、適正に行われるよう営業責任者及び内部管理責任者を指導、監督し、<u>証取法</u>その他の法令諸規則等に違反する事案が生じた場合には、<u>証取法</u>その他の法令諸規則等に照らし、適正に処理しなければならない。
- 3 内部管理統括責任者は、協会員の営業活動における<u>証取法</u>その他の法令諸規則等の遵守に関し、 行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との 適切な連絡、調整を行わなければならない。
- 4 内部管理統括責任者は、当該協会員の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長(<u>外国証券会社</u>である会員については、<u>外証法第4条第1項</u>に規定する国内における代表者とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。)に報告しなければならない。

(内部管理統括責任者への指示)

第 5 条 取締役社長等は、内部管理統括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

旧

(内部管理統括補助責任者の資格要件<u>、報告及び責</u>務)

- 第 6 条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長(以下「内部管理統括補助責任者」という。)に自己の職務を分担させることができる。ただし、協会員の組織機構等の実態からみてやむを得ないものと本協会が認めた場合は、内部管理部門の課長を内部管理統括補助責任者とすることができる。
- 2 協会員は、前項の規定により内部管理統括補助 責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任 者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変 更がある場合には、所定の様式による内部管理統 括補助責任者報告書を本協会に提出しなければ ならない。
- 3 会員の内部管理統括責任者は、第1項の内部管理統括補助責任者について、「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。
- 4 店頭デリバティブ取引会員の内部管理統括責任者は、第1項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。
- 5 特別会員の内部管理統括責任者は、第1項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、金商法第33条第2項第3号八又は同項第4号口に掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)(以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。)の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。
- 6 内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。

(内部管理統括補助責任者の資格要件及び責務)

第 6 条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長(以下「内部管理統括補助責任者」という。)に自己の職務を分担させることができる。ただし、協会員の組織機構等の実態からみてやむを得ないものと本協会が認めた場合は、内部管理部門の課長を内部管理統括補助責任者とすることができる。

(新 設)

2 会員の内部管理統括責任者は、<u>前項</u>の内部管理 統括補助責任者について、<u>証券外務員等資格試験</u> 規則(以下「試験規則」という。) による会員内 部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その 職務を行わせてはならない。

(新 設)

- 3 特別会員の内部管理統括責任者は、第1項の内部管理統括補助責任者について、試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。
- 4 内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。

(内部管理部門の責任者等の資格取得)

- 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に 所属する責任者(課長職以上の管理職者をいう。) について、試験規則による会員内部管理責任者資 格試験の合格者(店頭デリバティブ取引会員又は 特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試 験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格 者)でなければ、その職務を行わせてはならない。
- 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する責任者を除く。)について、<u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者(店頭デリバティブ取引会員及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう</u>努めるものとする。

(研修の受講)

- 第8条 協会員は、内部管理統括責任者について、 本協会の事業年度(定款第80条に定める事業年度 をいう。以下同じ。)毎に、本協会が実施する「内 部管理統括責任者研修」を受講させなければなら ない。
- 2 協会員は、内部管理統括補助責任者について、 本協会の事業年度毎に、本協会が実施する「内部 管理統括補助責任者研修」を受講させなければな らない。
- 3 協会員は、営業責任者及び<u>内部管理責任者等</u>内 部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助 責任者を除く。)について、<u>本協会の事業年度毎</u> <u>に</u>、本協会が実施する内部管理統括補助責任者研 修に準じた社内研修を受講させなければならな い。
- 4 協会員は、<u>第17条</u>第1項の規定により営業責任 者資格の停止処分を受けた者について、速やか に、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会 が指定する研修を受講させなければならない。

(内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者への交代勧告)

第 9 条 本協会は、協会員が証券取引等監視委員会検査、協会監査等において、法令遵守又は内部管理体制の不備を指摘された場合において、その指摘が反復して行われる等、当該協会員の内部管理統括責任者がその責務を適切に遂行していなかったと判断されるときには、当該事案の処分の一部として、当該協会員に対し、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。

旧

(内部管理部門の責任者等の資格取得)

- 第 6 条の2 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する責任者(課長職以上の管理職者をいう。)について、第12条に規定する内部管理責任者資格を取得させなければならない。
- 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する責任者を除く。)について、<u>第12条</u> に規定する内部管理責任者資格を取得させるよう努めるものとする。

(研修の受講)

- 第 7 条 協会員は、内部管理統括責任者について、 毎年、本協会が実施する「内部管理統括責任者研 修」を受講させなければならない。
- 2 協会員は、内部管理統括補助責任者について、 <u>毎年</u>、本協会が実施する「内部管理統括補助責任 者研修」を受講させなければならない。
- 3 協会員は、営業責任者及び内部管理業務に従事する従業員(内部管理統括補助責任者を除く。) について、<u>毎年</u>、本協会が実施する内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修を受講させなければならない。
- 4 協会員は、<u>第15条</u>第1項の規定により営業責任 者資格の停止処分を受けた者について、速やか に、「内部管理統括補助責任者研修」等の本協会 が指定する研修を受講させなければならない。

(新 設)

*理事会決議を本則に移管したもの。

【参考:理事会決議】

1 本協会は、協会員が証券取引等監視委員会検査、協会監査等において、法令遵守・内部管理体制の不備を指摘された場合において、その指摘が反復して行われる等、当該協会員の内部管理統括責任者がその責務を適切に遂行していなかったと判断されるときには、当該事案の処分の一部として、定款第26条及び第29条の規定により、協会員に対し、当該

2 本協会は、前項の規定により内部管理統括責任 者の交代勧告をする場合において、職務を分担し た内部管理統括補助責任者がその責務を的確に 遂行していなかったと認められるときには、当該 協会員に対し、当該内部管理統括補助責任者の交 代勧告をすることができる。

(営業責任者の配置)

第 10 条 協会員は、営業単位(細則に定める営業 単位をいう。以下同じ。)の長を当該営業単位の 営業責任者に任命しなければならない。

(営業責任者の資格要件)

- 第11条 会員は、平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験」という。以下同じ。) 又は試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。
- 2 店頭デリバティブ取引会員は、その知識等から みて本協会が適当であると認めた者でなければ、 営業責任者に任命してはならない。
- 3 特別会員は、会員営業責任者資格試験若しくは 試験規則による会員内部管理責任者資格試験又 は特別会員営業責任者資格試験若しくは試験規 則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。また、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。
- 4 協会員は、営業責任者が<u>第17条</u>第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けたときには、直ちに当該営業単位の営業責任者を任命しなければならない。

<u>内部管理統括責任者の交代を勧告することとする。</u> 【参考:理事会決議】

2 本協会は、前項の規定により内部管理統括責任 者の交代を勧告する場合において、職務を分担した 内部管理統括補助責任者がその責務を的確に遂行 していなかったと認められるときには、当該内部管 理統括補助責任者の交代を勧告することとする。

(営業責任者の配置)

第8条 協会員は、営業単位(細則に定める営業 単位をいう。以下同じ。)の長を当該営業単位の 営業責任者に任命しなければならない。

(営業責任者の資格要件)

第 9 条 会員は、<u>試験規則</u>による会員営業責任者 資格試験(平成18年4月1日施行前の<u>試験規則</u>に 基づくもの。以下同じ。)又は会員内部管理責任 者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任 命してはならない。

(新 設)

- 2 特別会員は、試験規則による特別会員営業責任 者資格試験(平成18年4月1日施行前の試験規則 に基づくもの。)若しくは特別会員内部管理責任 者資格試験又は会員営業責任者資格試験若しく は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。ただし、 証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管 理責任者資格試験の合格者でなければならない。
- **3** 協会員は、営業責任者が<u>第15条</u>第1項の規定により営業責任者資格の停止処分を受けたときには、直ちに当該営業単位の営業責任者を任命しなければならない。

(営業責任者の責務)

(営業責任者の責務)

- 第 12 条 営業責任者は、自ら<u>金商法</u>その他の法令 諸規則等を遵守するとともに、当該営業単位に所 属する役員又は従業員に対し、<u>金商法</u>その他の法 令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資 勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよ う、指導、監督しなければならない。
- 2 営業責任者は、当該営業単位における投資勧誘 等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生 じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括 責任者に報告し、その指示を受けなければならな い。

(内部管理責任者の配置)

第 13 条 協会員は、営業単位ごと(特定の営業単位を担当する内部管理組織が独立して設けられている場合の当該部、室又は課を含む。)に内部管理業務に従事する責任者(細則で定める管理職者をいう。)を当該営業単位の内部管理責任者に任命しなければならない。ただし、細則に定めるところにより、内部管理統括補助責任者又は他の営業単位の内部管理責任者に当該営業単位の内部管理責任者の職務を兼務させることができる。

(内部管理責任者の資格要件)

- 第 14 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者については、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、任命してはならない。
- 2 <u>店頭デリバティブ取引会員は、その知識等からみて本協会が適当であると認めた者でなければ、</u>内部管理責任者に任命してはならない。
- 3 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理 責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試 験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命し てはならない。ただし、<u>登録金融機関金融商品仲</u> 介行為を行う営業単位の内部管理責任者につい ては、会員内部管理責任者資格試験の合格者でな ければならない。また、特定店頭デリバティブ取 引等に係る内部管理を担当する内部管理責任者 については、その知識等からみて本協会が適当で あると認めた者でなければ、任命してはならな い。

- 第 10 条 営業責任者は、自ら<u>証取法</u>その他の法令 諸規則等を遵守するとともに、当該営業単位に所 属する役員又は従業員に対し、証取法その他の法
 - 属する役員又は従業員に対し、<u>証取法</u>その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。

IΒ

2 営業責任者は、当該営業単位における投資勧誘 等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生 じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括 責任者に報告し、その指示を受けなければならな い。

(内部管理責任者の配置)

第 11 条 協会員は、営業単位ごと(特定の営業単位を担当する内部管理組織が独立して設けられている場合の当該部、室又は課を含む。)に内部管理業務に従事する責任者(細則で定める管理職者をいう。)を当該営業単位の内部管理責任者に任命しなければならない。ただし、細則に定めるところにより、内部管理統括補助責任者又は他の営業単位の内部管理責任者に当該営業単位の内部管理責任者の職務を兼務させることができる。

(内部管理責任者の資格要件)

第 12 条 会員は、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。

(新 設)

2 特別会員は、試験規則による特別会員内部管理 責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試 験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命し てはならない。ただし、<u>証券仲介業務</u>を行う営業 単位の内部管理責任者については、会員内部管理 責任者資格試験の合格者でなければならない。

旧

(内部管理責任者の責務)

- 第 15 条 内部管理責任者は、当該営業単位における営業活動が<u>金商法</u>その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。
- 2 内部管理責任者は、当該営業単位における投資 勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案 が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者 に報告し、その指示を受けなければならない。

(営業責任者等の協会への報告)

第 16 条 協会員は、毎年9月末日及び3月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の名簿をそれぞれ作成し、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。

(営業責任者資格の停止)

- 第 17 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格を1年以内の期間を定めて停止することができる。
 - 1 営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
 - 2 当該営業単位に所属する営業責任者以外の役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、当該営業単位の営業責任者が<u>第12</u>条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。
- 2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出 の請求に応じなければならない。
- 4 本協会は、第1項の規定により営業責任者資格 を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨 を当該協会員に通知する。

(内部管理責任者の責務)

- 第 13 条 内部管理責任者は、当該営業単位における営業活動が<u>証取法</u>その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。
- 2 内部管理責任者は、当該営業単位における投資 勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案 が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者 に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理統括補助責任者等の協会への報告)

第 14 条 協会員は、毎年 9 月末日及び 3 月末日現在における内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の名簿をそれぞれ作成し、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。

(営業責任者資格の停止)

- 第 15 条 本協会は、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該営業責任者の営業責任者資格を1年以内の期間を定めて停止することができる。
 - 1 営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
 - 2 当該営業単位に所属する営業責任者以外の役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、当該営業単位の営業責任者が<u>第10</u>条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。
- 2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出 の請求に応じなければならない。
- 4 本協会は、第1項の規定により営業責任者資格 を停止したときは、遅滞なく、書面によりその旨 を当該協会員に通知する。

(協会員の<u>内部管理統括補助責任者、</u>営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)

第 18 条 本協会に新たに加入する協会員の内部 管理統括補助責任者については、本協会に新たに 加入した日から6か月間に限り、第6条第3項、 第4項又は第5項の規定を適用しない。

2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条又は第14条の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。

1 会 員 試験規則<u>第3条</u>第1号<u>又は</u> <u>第2号</u>に掲げるいずれかの 外務員資格試験の合格者

2店頭デリバ試験規則第3条第1号若し
くは第2号又は第4号から
第6号までに掲げるいずれ
かの外務員資格試験の合格

3 特別会員

試験規則<u>第3条</u>第1号<u>若し</u> くは第2号又は第4号から 第6号までに掲げるいずれ かの外務員資格試験の合格 者

- 3 協会員の内部管理部門に所属する責任者の職 に就任する者については、当該者が就任した日か ら6か月間に限り、第7条の規定を適用しない。
- 4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出 向していた従業員等の出向の任命を解除した場 合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又 は内部管理責任者に任命する場合は、第11条又は 第14条の規定にかかわらず、当該者を海外から国 内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は 内部管理責任者として配置することができる。

IΒ

(新規加入協会員の営業責任者及び内部管理責任者の配置に関する特例) 第 16 条

(新 設)但し、付則に同義あり

【参考:(13.9.19)付則の4】

施行日以後に本協会に加入する協会員の内部管理 統括責任者は、本協会加入の日現在において内部管 理統括補助責任者の地位にある者については、第6 条第2項又は同条第3項に規定する資格要件を満 たしていない場合でも、同日以後2年間は、当該者 に内部管理統括補助責任者の職務を行わせること ができる。

本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6月間に任命する営業責任者又は内部管理責任者については、第9条又は第12条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより、当該者を当該任命をした日から6月間、営業責任者又は内部管理責任者に配置することができる。

1 会 員 試験規則<u>第12条</u>第1号<u>から</u> <u>第3号</u>に掲げるいずれかの 外務員資格試験の合格者

(新 設)

<u>2</u> 特別会員

試験規則<u>第12条</u>第1号<u>から</u> 第3号まで、第6号から第 8号までに掲げるいずれか の外務員資格試験の合格者

(新 設)

【参考:(13.9.19)付則の6】

施行日以後に内部管理部門に所属する責任者の職に就任する者にあっては、当分の間、第6条の2第 1項の規定にかかわらず、就任の日以後1年間は、 内部管理責任者の資格取得者とみなす。

(新 設)

【参考:(16.11.26)付則の6】

協会員は、この改正規則施行の日以後に営業責任者 又は内部管理責任者に海外現地法人等に出向して いた従業員を任命する場合は、第9条又は第12条の 規定にかかわらず、当該者を当該任命をした日から 6月間、当該営業責任者又は内部管理責任者に配置 することができる。

新	IB
(削る)	(細則への委任) 第 17 条 第 3 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただ し書、第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 8 条 並びに第11条本文及びただし書の規定のほか、本 規則の施行に関して必要な事項は、細則で定め
(削る)	る。 (10.11.30)付則の3 平成12年4月1日以後に投信業務を開始する特別 会員にあっては、当該業務に係る営業単位の営業責 任者又は内部管理責任者に任命した者が、第9条又 は第12条に規定する資格要件を満たしていない場 合でも、当該業務開始後2年間は、当該者を営業責 任者又は内部管理責任者の地位に置くことができ る。
(削る)	【参考:(13.9.19)付則の5】 施行日以後に本協会に加入する協会員にあっては、 本協会加入の日現在において内部管理部門に所属 する責任者について、第6条の2第1項の規定にか かわらず、同日以後2年間は、内部管理責任者の資 格取得者とみなす。
付 則	
1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。 2 会員及び特別会員の特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、営業責任者について第11条第1項ただし書及び同条第3項また書の規定を適用しない。 3 店頭デリバティブ取引会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、内部管理部門に所属する責任者について第7条第1項の規定を、営業責任者について第7条第1項の規定を、内部管理責任者について第11条第2項の規定を、内部管理責任者について第14条第2項の規定を適用しない。	

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

(目的)

第 1 条 この細則は、協会員の内部管理責任者 等に関する規則(以下「規則」という。)の施 行に関し、必要な事項を定める。

(内部管理統括責任者の資格要件の特例)

- **第 2 条** 規則第3条第1項ただし書に規定する 細則に定める者は、次のとおりとする。
 - 1 代表権のない取締役(登記された代表取締 役のうちに内部管理を担当する代表取締役が いない場合に限り、役付取締役(副社長、専 務及び常務をいう。以下同じ。) と役付きで ない取締役がいる場合は、役付取締役を優先 して任命すること。)

- 2 その他会員の組織機構等の実態から、本協 会が特別に認めた者
- 2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統 括責任者の任命については、「取締役」とある のは「執行役」、「代表取締役」とあるのは「代 表執行役」、「役付取締役」とあるのは「役付執 行役」とそれぞれ読み替えて準用する。
- 3 規則第3条第2項ただし書に規定する細則に 定める者は、次のとおりとする。
 - 1 特定店頭デリバティブ取引等の内部管理を 担当する管理職者(特定店頭デリバティブ取 引等の内部管理を担当する役員を任命するこ とができない場合に限る。)
 - 2 その他店頭デリバティブ取引会員の組織機 構等の実態から、本協会が特別に認めた者
- 定める者は、次のとおりとする。

旧

(目的)

第 1 条 この細則は、協会員の内部管理責任者 等に関する規則(以下「規則」という。)の施行 に関し、必要な事項を定める。

(内部管理統括責任者の資格要件の特例)

- **第 2 条** 規則第3条第1項ただし書に規定する 細則に定める者を内部管理統括責任者に任命す るときは、次のとおりとする。
 - 取締役社長、取締役会長以外の代表取締役 が営業担当の役付取締役(副社長、専務・常 務取締役をいう。以下同じ。) であるため、代 表権のない他の役付取締役を任命するとき。
 - 2 代表取締役が取締役社長又は取締役社長及 び取締役会長のみであるため、代表権のない 役付取締役を任命するとき。
 - 3 代表取締役が取締役社長又は取締役社長及 び取締役会長のみであり、かつ、役付取締役 が営業担当のため、役付きでない取締役を任 命するとき。
 - 4 代表取締役が取締役社長又は取締役社長及 び取締役会長のみであり、かつ、役付取締役 がいないため、役付きでない取締役を任命す るとき。
 - 5 その他会員の組織機構等の実態から、本協 会が特別に認めた者を任命するとき。
- 2 前項の規定は、委員会設置会社の内部管理統 括責任者の任命について準用する。

(新 設)

4 規則第3条第3項ただし書に規定する細則に **3** 規則<u>第3条第2項</u>ただし書に規定する細則に 定める者を内部管理統括責任者に任命するとき

- は、次のとおりとする。
- 1 登録金融機関業務(定款第5条第3号に規 定する登録金融機関業務をいう。以下同 じ。) の内部管理を担当する管理職者(登録 金融機関業務の内部管理を担当する役員を任 命することができない場合に限る。)
- 2 その他特別会員の組織機構等の実態から、 本協会が特別に認めた者

(内部管理部門等の範囲)

第3条 規則第6条第1項及び<u>第7条</u>第1項に 規定する内部管理部門は、監査(検査) 営業 考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課 (本店に準ずる組織機構を有する営業所に設け られている監査(検査) 営業考査、売買審査 の業務を担当する部、室又は課)とする。

(営業単位の範囲)

- 第 4 条 規則<u>第 10 条</u>に規定する営業単位は、 次の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各 号に定める営業部店とする。
 - 1 会員
 - イ 営業部、法人部、国際部、営業所<u>又は事</u> 務所等の独立した営業部門
 - ロ 株式部、債券部等の商品部門
 - ハ 本部制を採用している場合には、営業又 は商品本部に属するイ及び口に規定する部 又は室
 - 二 本店に準ずる組織機構を有している営業 所<u>又は事務所</u>におけるイ、ロ又は八に規定 する部門
 - 2 店頭デリバティブ取引会員
 - イ 特定店頭デリバティブ取引等を行う独立 した部、室、課、営業所又は事務所
 - <u>ロ</u> 本部制を採用している場合には、営業又 は商品本部に属するイに規定する部又は室
 - 八 本店に準ずる組織機構を有している営業 所又は事務所におけるイ又は口に規定する 部門
 - 3 特別会員
 - イ 公共債の窓口販売業務(公共債に係る金商法第2条第8項第1号から第3号まで及び第9号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、公共債に係る同項第1号に掲げる行為を行う業務については、公共債の公募入札による発行に伴う買付け又は売付けて金融商品取引業等に関する内閣府令第

1 <u>登録等証券業務</u>の内部管理を担当する<u>役員</u> <u>を任命することができないため、当該業務の</u> <u>内部管理を担当する</u>管理職者<u>を任命すると</u> き。

IВ

2 その他特別会員の組織機構等の実態から、本協会が特別に認めた者を任命するとき。

(内部管理部門等の範囲)

第3条 規則第6条第1項及び<u>第6条の2</u>第1項に規定する内部管理部門は、監査(検査)、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課(本店に準ずる組織機構を有する営業所に設けられている監査(検査)、営業考査、売買審査の業務を担当する部、室又は課)とする。

(営業単位の範囲)

- 第 4 条 規則<u>第8条</u>に規定する営業単位は、次 の各号に掲げる協会員の区分に従い、当該各号 に定める営業部店とする。
 - 1 会員
 - イ 営業部、法人部、国際部、営業所等の独立した営業部門
 - ロ 株式部、債券部等の商品部門
 - ハ 本部制を採用している場合には、営業又 は商品本部に属するイ及び口に規定する部 又は室
 - 二 本店に準ずる組織機構を有している営業 所におけるイ、ロ又はハに規定する部門

(新 設)

2 特別会員

イ 公共債の窓口販売業務を統括する部、 室、課又は営業所(事務所を含む。以下この 号及び第7条の特別会員への適用において 同じ。) 新 旧

100 条第 3 項に規定する国債の発行日前取 引を含む。) 及び特別会員の募集の取扱い 又は売付けにより公共債を購入した者が継 続して所有している当該公共債を当該特別 会員が当該購入者から買い取る業務に限 る。) を統括する部、室、課、営業所又は 事務所

- ロ 投資信託の窓口販売業務(投資信託に係 る金商法第2条第8項第1号から第3号ま で及び第9号に掲げる行為を行う業務をい <u>う。ただし、投資信託に係る同項第1号に</u> 掲げる行為を行う業務については、特別会 員の募集の取扱いにより投資信託を購入し た者が継続して所有している当該投資信託 を当該特別会員が当該購入した者から買い 取る業務に限る。) 又は同第 33 条第2項第 3号八又は同項第4号口に掲げる行為(同 法第2条第2項の規定により有価証券とみ なされる同項各号に掲げる権利に係るもの を除く。)(以下「登録金融機関金融商品仲 介行為」という。)を行う独立した部、室、 課、営業所又は事務所。ただし、特別会員 が部、室、課、営業所又は事務所の長に代 えて当該部、室、課、営業所又は事務所の 登録金融機関業務を担当する部門の長に同 業務に係る権限を委譲している場合には、 当該部門を営業単位とすることができる。
- ハ 上記イ及びロ以外の<u>登録金融機関業務</u>を 行う部、室、課、営業所<u>又は事務所</u>(当該 <u>登録金融機関業務</u>に関し、商品等の説明、 注文の受付け、約定、管理等が主に他の部 室等の役職員により行われている場合は、 当該他の部室等とする。)
- 二 本部制を採用している場合には、営業又 は商品部門に属するロ又は八に規定する 部、室又は課
- ホ 本店に準ずる組織機構を有している営業 所<u>又は事務所</u>におけるロ、ハ又は二に規定 する部門

(特別会員の営業責任者の配置の特例)

第 5 条 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者(登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者を除く。)が、規則第 11 条第3項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から6か月に限り、当該営業単位 口 投資信託の窓口販売業務又は<u>証券仲介業務</u>を行う独立した部、室、課<u>又は</u>営業所ただし、特別会員が部、室、課<u>又は</u>営業所の長に代えて当該部、室、課<u>又は</u>営業所の<u>登録等証券業務</u>を担当する部門の長に同業務に係る権限を委譲している場合には、当該部門を営業単位とすることができる。

- ハ 上記イ及び口以外の<u>登録等証券業務</u>を行 う部、室、課<u>又は</u>営業所(当該<u>登録等証券</u> 業務に関し、商品等の説明、注文の受付 け、約定、管理等が主に他の部室等の役職 員により行われている場合は、当該他の部 室等とする。)
- 二 本部制を採用している場合には、営業又 は商品部門に属するロ又は八に規定する 部、室又は課
- ホ 本店に準ずる組織機構を有している営業 所におけるロ、ハ又は二に規定する部門

(特別会員の営業責任者の配置の特例)

第 5 条 特別会員は、営業責任者に任命しようとする者(証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者を除く。)が、規則第9条第2項に規定する資格要件を満たしていない場合において、本協会が特に認めたときは、その認定の日から1年間に限り、当該営業単位の管理職者(同項に規

新 旧

の管理職者(同項に規定する資格要件を満たしている者に限る。)を営業責任者に任命することができる。

定する資格要件を満たしている者に限る。) を営業責任者に任命することができる。

(内部管理責任者の特例)

第 6 条 規則<u>第 13 条</u>に規定する内部管理責任者は、課長職以上の従業員とする。ただし、協会員の従業員の年齢構成等の実態からみてやむを得ない場合には、あらかじめ本協会に所定の届出書を届け出ることにより、当分の間、課長職でない者(<u>定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る</u>業務に従事した期間が7年以上の者又は年齢が27<u>歳</u>以上の者に限る。)を任命することができる。

(内部管理責任者の配置の特例)

- 第7条 規則<u>第13条</u>ただし書に規定する内部 管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に 兼務させることができる<u>場合</u>は、次のとおりと する。
 - 1 所属従業員数が 15 名未満の営業所又は事務所(以下、「少人数営業所等」という。)の 内部管理を当該少人数営業所等を統括する営業所又は事務所の内部管理統括補助責任者又 は内部管理責任者が行う場合
 - 2 少人数営業所等の内部管理を前号以外の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者が行う場合等であって、当該少人数営業所等の内部管理体制が十分に確保される場合
 - 3 営業又は商品本部に属する部又は室の一部 の所属従業員数が 15 名未満である場合におい て、当該部又は室の内部管理が当該営業又は 商品本部に属する他の部又は室の内部管理責 任者によって行われる当該部又は室である場 合(営業又は商品本部に属するすべての部又 は室の所属従業員数が 15 名未満である場合を 除く。)
- 2 協会員は、前項<u>第2号</u>の少人数営業所等として適用を受けようとするときは、所定の届出書を提出しなければならない。

(内部管理責任者の特例)

第 6 条 規則<u>第 11 条</u>に規定する内部管理責任者は、課長職以上の従業員とする。ただし、協会員の従業員の年齢構成等の実態からみてやむを得ない場合には、あらかじめ本協会に所定の届出書を届け出ることにより、当分の間、課長職でない者(<u>証券</u>業務に従事した期間が7年以上の者又は年齢が27 <u>年</u>以上の者に限る。)を任命することができる。

(内部管理責任者の配置の特例)

- 第 7 条 規則<u>第 11 条</u>ただし書に規定する内部管理統括補助責任者又は他の内部管理責任者に兼務させることができる<u>営業単位</u>は、次のとおりとする。
 - 1 所属従業員数が 15 名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が内部管理統括補助責任者又は本店若しくは他の営業所の内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所(第2項及び第3項において「少人数営業所」という。)
 - 2 所属従業員数が 15 名未満の営業所であって、当該営業所の内部管理が本店又は当該営業所を統括する他の営業所の内部管理統括補助責任者又は内部管理責任者によって行われる場合の当該営業所。
 - 3 営業又は商品本部に属する部又は室の一部の所属従業員数が15名未満である場合において、当該部又は室の内部管理が当該営業又は商品本部に属する他の部又は室の内部管理責任者によって行われる当該部又は室。ただし、営業又は商品本部に属するすべての部又は室の所属従業員数が15名未満である場合は、当該営業又は商品本部に内部管理責任者を配置しなければならないものとする。
- 2 協会員は、前項<u>第1号</u>の少人数営業所として 適用を受けようとするときは、所定の届出書を 提出するものとする。

- **3** 本協会は、第1項<u>第2号</u>の適用に当たって は、次の基準により行う。
 - 1 自身が所属する営業所又は事務所と自身が 兼務する少人数営業所等との間の往復及び当 該少人数営業所等における業務執行を1日の 業務時間内に行うことが可能であること。
 - 2 当該少人数営業所等及び当該少人数営業所 等の内部管理責任者を兼務しようとする者が 所属する営業単位の法令、協会規則の遵守状 況が良好であること。
 - 3 兼務をする者が内部管理責任者である場合 には、当該内部管理責任者は、課長職以上の 役職者であること。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

旧

- **3** 本協会は、第1項<u>第1号</u>の適用に当たって は、次の基準により行うものとする。
 - 1 本店又は他の営業所の所在地と当該少人数 営業所の所在地との間が1日の業務時間内に 往復、業務執行できる距離にあること。
 - 2 当該少人数営業所及び当該少人数営業所の 内部管理責任者を兼務しようとする者が所属 する営業単位の法令、協会規則の遵守状況が 良好であること。
 - 3 兼務をする者が内部管理責任者である場合 には、当該内部管理責任者は、課長職以上の 役職者であること。

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

協会員の外務員の資格、登録等に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、外務員の資格、研修制度等及び金融商品取引法(以下「金商法」という。)第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 外務員 協会員の役員又は従業員 のうち、その<u>協会員のために金商法</u>第64条 第1項各号に掲げる行為<u>であって、定款第</u> 5条各号に掲げる会員、店頭デリバティブ 取引会員又は特別会員の業務(以下「<u>外務</u> 員の職務」という。)を行う者をいう。
 - 2 一種外務員 外務員のうち、<u>外務員の</u> 職務(定款第3条第7号に掲げる特定店頭 デリバティブ取引等を除く。) ができる者をいう。
 - 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種 外務員の<u>外務員の職務</u>及び<u>信用取引等(信</u> 用取引及び発行日取引をいう。以下同 <u>じ。)</u>に係る<u>外務員の職務</u>を行うことがで きる者をいう。
 - 4 二種外務員 外務員のうち、<u>定款第3</u> <u>条第1号に掲げる</u>有価証券<u>(次に掲げるものを除く。)</u>に係る<u>外務員の職務</u>(<u>定款第3条第4号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等</u>及び選択権付債券売買取引に係る<u>もの</u>を除き、<u>信用取引等</u>については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
 - イ 新株予約権証券(<u>金商法第2条第1項</u> 第9号に規定するものをいい、金商法第

旧

<u>「協会員の外務員の資格、登録等に関する規</u>則」(公正慣習規則第15号)

第1章 総則

(目 的)

第 1 条 この規則は、外務員の資格、研修制度等及び<u>証取法</u>第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務の内容等を定めることにより、外務員の資質の向上及び外務員登録制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 外 務 員 協会員の役員又は従業員の うち、その<u>所属協会員のため証取法</u>第64条 第1項各号に掲げる行為(以下「<u>外務行</u> 為」という。)を行う者をいう。
 - 2 一種外務員 外務員のうち、<u>外務行為</u> <u>のすべて</u>を行うことができる者をいう。
 - 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種 外務員の<u>外務行為</u>及び<u>信用取引(発行日取 引を含む。以下同じ。)</u>に係る<u>外務行為</u>を 行うことができる者をいう。
 - 4 二種外務員 外務員のうち、次に掲げ <u>る有価証券以外の</u>有価証券に係る<u>外務行為</u> (<u>有価証券先物取引、有価証券先渡取引</u>及 び選択権付債券売買取引に係る<u>外務行為</u>を 除き、<u>信用取引</u>については細則で定めるも のに限る。)を行うことができる者をい う。
 - イ 新株予約権証券(<u>外国又は外国法人の</u> 発行する証券又は証書で同様の性質を有

2条第1項第17号に係るものを含む。)

- ロ カバードワラント(<u>金商法</u>第2条第1 項第19号に規定するものをいう。)
- 八 <u>イ及び口に掲げるものに係る金商法第</u> 2条第1項第20号に掲げる証券又は証書
- 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、登録金融機関業務(定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務(特定店頭デリバティブ取引等、登録金融機関金融商品仲介行為(金商法第33条第2項第3号八及び同項第4号口に掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)を行う。以下同じ。)及び金商法第33条の2第1号に掲げる行為に係るものを除く。)を行うことができる者をいう。
- 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金 商法第33条第2項第1号、第2号、第3号 口及び第4号イに掲げる業務(有価証券関 連デリバティブ取引等及び選択権付債券売 買取引に係る業務を除く。)並びに金商法 第33条第2項第6号に定める行為に係る外 務員の職務を行うことができる者をいう。
- 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、<u>金</u> 商法第33条の8第2項に規定する<u>特定金融</u> 商品取引業務(同項第1号に掲げる業務に 限る。) に係る<u>外務員の職務</u>を行うことが できる者をいう。

第 2 章 外務員の登録義務、資格等 (外務員の登録義務)

- 第3条 協会員は、その役員又は従業員に外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。
- 2 協会員は、前項の規定により当該協会員が 登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行 わせてはならない。

(外務員資格)

第4条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

旧

<u>するもの</u>を含む。)

- ロ カバードワラント (証取法第2条第1 項<u>第10号の2</u>に規定するものをいう。) (新設)
- 5 特別会員一種外務員 外務員のうち、<u>証</u> 取法第65条の2第1項の登録及び同条第3 項の認可に係る業務(以下「登録等証券業 務」という。) に係る外務行為(証券仲介 業務に係る外務行為</u>を除く。) を行うことができる者をいう。
- 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、証 取法第65条第2項第1号、第2号、第3号 口及び第4号イに掲げる業務(同項第1号 から第4号に掲げる有価証券に係る有価証 券先物取引等、有価証券指数等先物取引 等、有価証券オプション取引等及び外国市 場証券先物取引等並びに選択権付債券売買 取引に係る業務を除く。)に係る外務行為 を行うことができる者をいう。
- 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、<u>証</u> 取法第65条の2第11項に規定する<u>特定証券</u> 業務に係る<u>外務行為</u>を行うことができる者 をいう。

第 2 章 外務員の登録義務、資格等 (外務員の登録義務)

- 第3条 協会員は、その役員又は従業員に外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。
- 2 協会員は、前項の規定により当該協会員が 登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行 わせてはならない。

(外務員資格)

第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

- 1 一種外務員 <u>「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)</u>による一種外務員資格試験の合格者
- 2 信用取引外務員 <u>平成18年4月1日改正</u> 前の「証券外務員等資格試験規則」による 信用取引外務員資格試験の合格者
- 3 二種外務員 試験規則による二種外務員 資格試験の合格者又は本協会の新任外務員 課程研修の修了者
- 4 特別会員一種外務員 試験規則による一 種外務員資格試験又は特別会員一種外務員 資格試験の合格者
- 5 特別会員二種外務員 試験規則による二 種外務員資格試験若しくは特別会員二種外 務員資格試験の合格者又は本協会の新任外 務員課程研修の修了者
- 6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、 特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者

(資格外の外務員の職務の禁止)

第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、前条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条 第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格の取消し、停止処分)

- 第6条 本協会は、「協会員の従業員に関す <u>る規則」</u>(以下「従業員規則」という。)<u>第11</u> <u>条</u>の規定により協会員から提出のあった事故 顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員 であった者を含む。以下この条において じ。)が<u>金商法</u>第64条の5第1項の規定によ る外務員の登録に関する処分に相当する場定 と認めたときは、その外務員の第4条に規定 する外務員資格を取り消し(以下この条において「外務員資格取消処分」という。) 2年以内の期間を定めてその外務員資格の効 力を停止(以下この条において「外務員資格 停止処分」という。)する。
- 2 本協会は、前項又は<u>「金融商品仲介業者に関する規則」</u>(以下<u>「金融商品仲介業規則」</u> という。)第29条第1項の規定により外務員 資格停止処分を受けた者が、次の各号のいず れかに該当することとなったときは、その外

IΒ

- 1 一種外務員 <u>証券外務員等資格試験規則</u> <u>(以下「試験規則」という。)</u>による一種 外務員資格試験の合格者
- 2 信用取引外務員 <u>試験規則</u>による信用取 引外務員資格試験<u>(平成18年4月1日施行</u> 前の試験規則に基づくもの。) の合格者
- 3 二種外務員 試験規則による二種外務員 資格試験の合格者又は本協会の新任外務員 課程研修の修了者
- 4 特別会員一種外務員 試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員 資格試験の合格者
- 5 特別会員二種外務員 試験規則による二種外務員資格試験若しくは特別会員二種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者
- 6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、 特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者

(資格外の外務行為の禁止)

第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、前条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条<u>各号</u>に規定する<u>外務員の外務</u>行為を行わせてはならない。

(外務員資格の取消し、停止処分)

- 第6条 本協会は、証券従業員に関する規則 (公正慣習規則第8号)(以下「従業員規則」という。)第13条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が証取法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する場合と認めたときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取り消し(以下この条において「外務員資格取り消しくいう。)又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格の対力を停止(以下この条において「外務員資格の対力を停止(以下この条において「外務員資格の対力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。
- 2 本協会は、前項又は<u>「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号。</u>以下<u>「証券仲介業規則」</u>という。)第29条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったと

務員の外務員資格を取り消す。

- 1 1月を超える期間の外務員資格停止処分 を受けた者が、その決定を受けた日から5 年以内に、再度その外務員資格の効力の停 止期間が1月を超える外務員資格停止処分 に相当する事由が生じたとき。
- 2 外務員資格停止処分を受けた者が、その 決定を受けた日から5年以内に、再度外務 員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中 にさらに外務員資格停止処分<u>に相当する事</u> 由が生じたとき。
- 3 本協会は、前2項の規定により外務員資格 取消処分、又は外務員資格停止処分をしたと きは、遅滞なく、その旨を第1項に掲げる協 会員に通知する。この場合において、当該外 務員が退職その他の理由により他の協会員に 所属しているとき、又は他の協会員を所属金 融商品取引業者等(金商法第66条の2第1項 第4号に規定する所属金融商品取引業者等を いう。)とする金融商品仲介業者に所属して いる若しくは個人金融商品仲介業者(金融商 品仲介業規則第4条第3号に規定する個人金 融商品仲介業者をいう。)となっているとき は、当該協会員及び当該他の協会員に通知す る。
- 4 協会員は、第1項若しくは第2項又は金融 商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項 の規定により外務員資格取消処分を受けた者 について、その決定を受けた日から5年間 は、当該外務員に外務員の職務を行わせては ならない。ただし、第6項又は金融商品仲介 業規則第29条第8項において準用する従業員 規則第15条第1項の規定により外務員資格取 消処分の取扱いを解除された者については、 この限りでない。
- 5 協会員は、第1項又は<u>金融商品仲介業規則</u> 第29条第1項の規定により外務員資格停止処 分を受けた者について、その外務員資格の効 力の停止期間中は、当該外務員に<u>外務員の職</u> <u>務</u>を行わせてはならない。ただし、第6項又 は<u>金融商品仲介業規則</u>第29条第8項において 準用する従業員規則<u>第15条</u>第1項の規定によ り外務員資格停止処分の取扱いを解除された 者については、この限りでない。
- 6 従業員規則<u>第13条</u>から<u>第15条</u>までの規定 は、第1項又は第2項の規定により外務員資 格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処 分を受けた者について準用する。

IΒ

- きは、その外務員の外務員資格を取り消す。
- 1 1月を超える期間の外務員資格停止処分 を受けた者が、その決定を受けた日から5 年以内に、再度その外務員資格の効力の停 止期間が1月を超える外務員資格停止処分 を受けることとなったとき
- 2 外務員資格停止処分を受けた者が、その 決定を受けた日から5年以内に、再度外務 員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中 にさらに外務員資格停止処分<u>を受けること</u> となったとき
- 3 本協会は、前2項の規定により外務員資格 取消処分、又は外務員資格停止処分をしたと きは、遅滞なく、その旨を<u>当該</u>協会員に通知 する。

- 4 協会員は、第1項若しくは第2項又は<u>証券</u> <u>仲介業規則</u>第29条第1項若しくは第2項の規 定により外務員資格取消処分を受けた者につ いて、その決定を受けた日から5年間は、当 該外務員に<u>外務行為</u>を行わせてはならない。 ただし、第6項又は<u>証券仲介業規則</u>第29条第 8項において準用する従業員規則<u>第17条</u>第1 項の規定により外務員資格取消処分の取扱い を解除された者については、この限りでな い。
- 5 協会員は、第1項又は<u>証券仲介業規則</u>第29 条第1項の規定により外務員資格停止処分を 受けた者について、その外務員資格の効力の 停止期間中は、当該外務員に<u>外務行為</u>を行わ せてはならない。ただし、第6項又は<u>証券仲 介業規則</u>第29条第8項において準用する従業 員規則<u>第17条</u>第1項の規定により外務員資格 停止処分の取扱いを解除された者について は、この限りでない。
- 6 従業員規則<u>第15条</u>から<u>第17条</u>までの規定 は、第1項又は第2項の規定により外務員資 格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処 分を受けた者について準用する。

第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (外務員の登録申請)

- 第7条 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。
 - 1 登録の申請を行う協会員(以下「登録申 請協会員」という。)の商号<u>又は名称</u>及び その代表者の氏名
 - 2 登録の申請に係る外務員についての次に 掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態
 - ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
 - 二 外務員<u>の職務</u>(金融商品仲介業規則第2条<u>第7号</u>に規定する外務員<u>の職務</u>を含む。)を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者(金商法第2条第9項に掲げる金融商品取引業者をいう。) 登録金融機関(金商法第2条第11項に掲げる登録金融機関をいう。) 又は金融商品仲介業者(金商法第2条第12項に掲げる金融商品仲介業者をいう。) の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ホ 金融商品仲介業(金商法第2条第11項 に掲げる金融商品仲介業をいう。)を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - へ 金融商品取引業(金商法第2条第8項 に掲げる金融商品取引業をいう。)を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間
- 2 前項第2号八の「外務員の種類」とは、第 2条に規定する「一種外務員」、「信用取引外 務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務 員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員 四種外務員」の別をいう。
- 3 第1項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第1項の登録申請手続きについて、必要な 事項は、細則で定める。

旧

第 3 章 外務員の登録手続き、処分等 (外務員の登録申請)

- 第7条 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。
 - 1 登録の申請を行う協会員(以下「登録申請協会員」という。)の商号及びその代表者の氏名
 - 2 登録の申請に係る外務員についての次に 掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態
 - ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
 - 二 外務員(証券仲介業規則第2条<u>第6号</u>に規定する外務員を含む。)<u>の職務</u>を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた<u>証券会社、外国証券会社、登録金融機関(協会員以外のものを含む。第9条第1項第3号において同じ。)又は<u>証券仲介業者</u>の商号、名称又は氏名及びその行った期間</u>
 - ホ <u>証券仲介業を営んだ</u>ことの有無及び<u>証</u> <u>券仲介業を営んだ</u>ことのある者について は、その営んだ期間

(新設)

- 2 前項第2号八の「外務員の種類」とは、第 2条に規定する「一種外務員」、「信用取引外 務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務 員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員 四種外務員」の別をいう。
- 3 第1項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第1項の登録申請手続きについて、必要な 事項は、細則で定める。

(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)

第7条の2 協会員は、その役員又は従業員に、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとする場合には、前条に規定する登録申請書の提出までに、当該登録を受けようとする役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、本協会が指定する方法により社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。

(登録及び登録通知)

- 第8条 本協会は、協会員から前条第1項の 規定による登録の申請があった場合において は、次条第1項の規定に該当する場合を除く ほか、直ちに第3条第1項に定める事項を登 録原簿に登録する。
- 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申 請協会員に通知する。

(登録の拒否)

- 第 9 条 本協会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。
 - 1 <u>金商法第29条の4第1項第2号</u>イからト までに掲げる者
 - 2 <u>金商法</u>第64条の5第1項の規定又はこの 規則第11条第1項の規定により外務員の登 録を取り消され、その取消しの日から5年 を経過しない者
 - 3 登録申請協会員以外の<u>金融商品取引業</u> <u>者</u>、登録金融機関又は<u>金融商品仲介業者</u>に 所属する外務員として登録されている者
 - 4 <u>金商法第66条</u>の規定により<u>金融商品仲介</u> 業者として登録されている者
- 2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則に定めるところにより、当該登録申請協会員に通知し、審問を行っ
- 3 本協会は、前項の規定による審問の結果、 登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によ りその旨を登録申請協会員に通知する。

(新設)

(登録及び登録通知)

- 第8条 本協会は、協会員から前条第1項の 規定による登録の申請があった場合において は、次条第1項の規定に該当する場合を除く ほか、直ちに第3条第1項に定める事項を登 録原簿に登録するものとする。
- 2 本協会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申 請協会員に通知するものとする。

(登録の拒否)

- 第 9 条 本協会は、登録申請に係る外務員が 次の各号のいずれかに該当するとき、又は登 録申請書若しくは添付書類につき虚偽の記載 があり若しくは重要な事実の記載が欠けてい るときは、その登録を拒否するものとする。
 - 1 <u>証取法第28条の 4 第 1 項第 9 号</u>イからト までに掲げる者
 - 2 <u>証取法</u>第64条の5第1項の規定又はこの 規則第11条第1項の規定により外務員の登 録を取り消され、その取消しの日から5年 を経過しない者
 - 3 登録申請協会員以外の<u>証券会社、外国証券会社、</u>登録金融機関又は<u>証券仲介業者</u>に 所属する外務員として登録されている者
 - 4 <u>証取法第66条の2</u>の規定により<u>証券仲介</u> <u>業者</u>として登録されている者
- 2 本協会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則に定めるところにより、当該登録申請協会員に通知し、審問を行うものとする。
- 3 本協会は、前項の規定による審問の結果、 登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によ りその旨を登録申請協会員に通知する<u>ものと</u> する。

IΒ

(登録事項の変更等届出)

- 第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。
 - 1 第7条第1項第2号イ及び口に掲げる事項に変更があったとき。
 - 2 <u>金商法第29条の4第1項第2号</u>イからト の規定に該当することとなったとき。
 - 3 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。
- 2 前項第3号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則<u>第9条</u>に規定する<u>事故</u>がある場合には、 当該届出の前に同規則<u>第10条</u>第1項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。

(外務員についての処分)

- 第 11 条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。
 - 1 <u>金商法第29条の4第1項第2号</u>イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第9条第1項各号のいずれかに該当していたことが<u>判明したとき。</u>
 - 2 協会員の行う金融商品取引業(定款第5 条各号に掲げる会員、店頭デリバティブ取 引会員又は特別会員の業務をいう。)のう ち外務員の職務 又はこれに付随する業務に 関し法令に違反したとき、その他外務員の 職務に関して著しく不適当な行為をしたと 認められるとき。
 - 3 過去5年間に第14条第1項第3号の規定 により登録を抹消された場合において、当 該登録を受けていた間の行為(当該過去5 年間の行為に限る。)が前号に該当してい たことが判明したとき。
- 2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、 当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行う。
- 3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、 当該外務員について処分を行ったときは、遅

(登録事項の変更等届出)

- 第 10 条 協会員は、第 8 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。
 - 1 第7条第1項第2号イ及び口に掲げる事項に変更があったとき。
 - 2 <u>証取法第28条の4第1項第9号</u>イからト の規定に該当することとなったとき。
 - 3 退職その他の理由により外務員の職務を 行わないこととなったとき。
- 2 前項第3号の規定により届出を行おうとする協会員は、当該届出に係る外務員に従業員規則<u>第11条</u>に規定する<u>証券事故</u>がある場合には、当該届出の前に同規則<u>第12条</u>第1項に規定する事故顛末報告書を提出しなければならない。

(外務員についての処分)

- 第 11 条 本協会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は2年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。
 - 1 <u>証取法第28条の4第1項第9号</u>イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第9条第1項各号のいずれかに該当していたことが発見されたとき。
 - 2 <u>証券業(特別会員にあっては、登録等証券業務をいう。)</u>又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
 - 3 過去5年間に第14条第1項第3号の規定 により登録を抹消された場合において、当 該登録を受けていた間の行為(当該過去5 年間の行為に限る。)が前号に該当してい たことが判明したとき。
- 2 本協会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、 当該外務員の所属する協会員に通知し、聴聞を行うものとする。
- 3 本協会は、前項の規定による聴聞の結果、 当該外務員について処分を行ったときは、遅

滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該 外務員の所属する協会員に通知する。

(外務員についての処分内容の公表)

- 第 12 条 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。
 - 1 公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法 第20条第1項の規定に基づき、勧告を行っ たもの

2 公表内容

<u>処分の対象となる行為があった</u>協会員 名、営業所又は事務所の名称、役職名、<u>当</u> 該行為の概要及び処分内容

(処分者に対する研修)

第13条 協会員は、第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修(以下「指定研修」という。)を受講させなければならない。

(登録の抹消)

- 第 14 条 本協会は、次に掲げる場合において は、登録原簿につき、外務員に関する登録を 抹消する。
 - 1 第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
 - 2 外務員の所属する協会員が<u>定款第12条第</u> 2項、第14条第2項、第32条第2項に掲げ る場合に該当したとき。
 - 3 退職その他の理由により外務員の職務を 行わないこととなった事実が確認されたと き。
- 2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する協会員に通知する。

(登録事務に関する届出)

第 15 条 本協会は、第 8 条第 1 項の規定による る登録、第10条の規定による届出に係る登録 の変更、第11条第 1 項の規定による処分(登 録の取消しを除く。) 又は前条の規定による 旧

滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該 外務員の所属する協会員に通知する<u>ものとす</u> <u>る</u>。

(外務員についての処分内容の公表)

- 第 12 条 本協会は、前条第 3 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。
 - 1 公表対象

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法 第20条第1項の規定に基づき、勧告を行っ たもの

2 公表内容

<u>所属する</u>協会員名、<u>所属する</u>営業所又は 事務所の名称、役職名、法令等違反行為の 概要及び処分内容

(処分者に対する研修)

第 13 条 協会員は、第6条第1項の規定により外務員資格停止処分を受けた者又は第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修(以下「指定研修」という。)を受講させなければならない。

(登録の抹消)

- 第 14 条 本協会は、次に掲げる場合において は、登録原簿につき、外務員に関する登録を 抹消する。
 - 1 第11条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
 - 2 外務員の所属する協会員が<u>解散し又は証券業(特別会員にあっては、証取法第65条の2第1項の登録に係る業務をいう。)を</u>廃止したとき。
 - 3 退職その他の理由により外務員の職務を 行わないこととなった事実が確認されたと き。
- 2 本協会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する協会員に通知するものとする。

(登録事務に関する届出)

第 15 条 本協会は、第 8 条第 1 項の規定による登録、第10条の規定による届出に係る登録の変更、第11条第 1 項の規定による処分(登録の取消しを除く。) 又は前条の規定による

登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に 掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所 属する協会員の本店の所在地を管轄する財務 局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 内にある場合にあっては福岡財務支局長、国 内に営業所又は事務所を有しない場合にあっ ては、関東財務局長)に対して提出する。

- 1 当該外務員の所属する協会員の商号又は 名称
- 2 当該外務員の氏名及び生年月日
- 3 処理した登録事務の内容及び処理した年 月日
- 4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停 止の処分又は登録の抹消である場合には、 その理由

(登録手数料の納付)

- 第 16 条 協会員は、第7条第1項の規定によ り、外務員の登録を受けようとするときは、 金融商品取引業等に関する内閣府令第256条 に定める登録手数料を本協会に納めなければ ならない。
- 2 前項の登録手数料は、原則として登録申請 書を提出する際に、現金により納めるものと する。

(登録申請書等の様式)

第 17 条 この規則に規定する登録申請書その 他の書類は、細則に定める様式によるものと する。

第 4 章 外務員の研修 (外務員資格更新研修の受講等)

- 第 18 条 会員は、登録を受けている外務員に ついて、その登録を受けた日(以下「外務員 登録日」という。)を基準として5年目ごと の日の属する月の初日から1年以内に、本協 会の外務員資格更新研修(以下「資格更新研 修」という。) を受講させなければならな い。ただし、細則に定める者については、こ の限りでない。
- 2 会員は、外務員の登録を受けていない者に ついて、新たに外務員の登録を受けたとき は、外務員登録日後180日以内に、資格更新 研修を受講させなければならない。ただし、 細則に定める者については、この限りでな ll.
- 3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間 3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間

IΒ

登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に 掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所 属する協会員の本店の所在地を管轄する財務 局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 内にある場合にあっては、福岡財務支局長) に対して提出するものとする。

- 当該外務員の所属する協会員の商号又は 名称
- 2 当該外務員の氏名及び生年月日
- 3 処理した登録事務の内容及び処理した年 月日
- 4 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停 止の処分又は登録の抹消である場合には、 その理由

(登録手数料の納付)

- 第 16 条 協会員は、第7条第1項の規定によ り、外務員の登録を受けようとするときは、 「証券会社に関する内閣府令」第59条に定め る登録手数料を本協会に納めなければならな L1.
- 2 前項の登録手数料は、原則として登録申請 書を提出する際に、現金により納めるものと する。

(登録申請書等の様式)

第 17 条 この規則に規定する登録申請書その 他の書類は、「細則」に定める様式によるも のとする。

第4章 外務員の研修 (外務員資格更新研修の受講等)

- 第 18 条 会員は、現に外務員の登録を受けて いる者について、その登録を受けた日(以下 「外務員登録日」という。)を基準として5 年目ごとの日の属する月の初日から1年以内 に、本協会の外務員資格更新研修(以下「資 格更新研修」という。) を受講させなければ ならない。ただし、細則に定める者について は、この限りでない。
- 2 会員は、外務員の登録を受けていない者に ついて、新たに外務員の登録を受けたとき は、外務員登録日後180日以内に、資格更新 研修を受講させなければならない。ただし、 細則に定める者については、この限りでな

内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下、この条において「受講義務期限」という。)の翌日よりその外務員資格の効力を停止し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

- 4 会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務</u>員の職務を行わせてはならない。
- 5 会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より 180日までの間(以下、この条において「猶予期間」という。)に、資格更新研修を受講させることができる。
- 6 本協会は、前項の規定により資格更新研修 を修了した者について、その修了日より外務 員資格の効力の停止を解除し、その所属する 会員に対しその旨を通知する。
- 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

(特別会員の外務員資格更新研修)

- 第 18 条の2 特別会員(登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、登録を受けている外務員で登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者について、外務員登録日を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。
- 2 特別会員は、<u>登録を受けている外務員</u>について、新たに<u>登録金融機関金融商品仲介行為</u>に従事させたときは、当該従事させた日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。
- 3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下、この条において「受講義務期限」という。)の翌日よりその外務員資格(第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その所属す

IΒ

内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(以下「受講義務期限」という。)の翌日よりその外務員資格の効力を停止し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

- 4 会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員資格の効力の停止が解除されるまでの間は、<u>外務</u>行為を行わせてはならない。
- 5 会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より 180日までの間(以下「猶予期間」という。) に、資格更新研修を受講させることができる。
- 6 本協会は、前項の規定により資格更新研修 を修了した者について、その修了日より外務 員資格の効力の停止を解除し、その所属する 会員に対しその旨を通知する。
- 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。

(特別会員の外務員資格更新研修)

- 第 18 条の2 特別会員(証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、現に外務員の登録を受けている者(次項及び第19条において「登録外務員」という。)で証券仲介業務に従事する者について、その登録を受けた日(この条において「外務員登録日」という。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。
- 2 特別会員は、<u>登録外務員</u>について、新たに <u>証券仲介業務</u>に従事させたときは、当該従事 させた日後180日以内に、資格更新研修を受 講させなければならない。ただし、細則に定 める者については、この限りでない。
- 3 本協会は、第1項又は第2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日(この条において「受講義務期限」という。)の翌日よりその外務員資格(第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その所属する特別

る特別会員に対しその旨を通知する。

- 4 特別会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員 資格の効力の停止が解除されるまでの間は、 外務員の職務を行わせてはならない。
- 5 特別会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間(以下、この条において「猶予期間」という。)に、資格更新研修を受講させることができる。
- 6 本協会は、前項の規定により資格更新研修 を修了した者について、その修了日より外務 員資格の効力の停止を解除し、その所属する 特別会員に対しその旨を通知する。
- 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。
- 8 特別会員は、<u>登録金融機関金融商品仲介行</u> 為に従事する<u>登録を受けている外務員</u>につい て、当該外務員の氏名及び<u>登録金融機関金融</u> 商品仲介行為の従事日その他の事項を本協会 が別に定めるところにより本協会に届け出な ければならない。

(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)

- 第 18 条の3 会員は、役員又は従業員のうち 試験規則第 13 条により受験し合格した者 (過去において外務員の登録又は金融商品仲 介業規則第4条第3号に規定する個人金融商 品仲介業者の登録を行っており、かつ、本この 会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。日いて、外務員の登録を初めて受けようとする日前に、外務員の登録を受けようとする日前に、外務員の登録を受けようとする日前に、外務員の登録を受けようとする日前に、次の各号に掲げる試験、 をは、試験規則第 13 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けるはいる。 た者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、次の各号に掲げる試験に 合格した者である場合は、この限りでない。
 - 1 試験規則による一種外務員資格試験
 - 2 試験規則による会員内部管理責任者資格 試験
 - 3 平成 18 年 4 月 1 日改正前の<u>「証券外務</u> <u>員等資格試験規則」</u>による信用取引外務員 資格試験
 - 4 平成 18 年4月1日施行の改正前の「証

IΒ

会員に対しその旨を通知する。

- 4 特別会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、その外務員 資格の効力の停止が解除されるまでの間は、 外務行為を行わせてはならない。
- 5 特別会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日より180日までの間(この条において「猶予期間」という。)に、資格更新研修を受講させることができる。
- 6 本協会は、前項の規定により資格更新研修 を修了した者について、その修了日より外務 員資格の効力の停止を解除し、その所属する 特別会員に対しその旨を通知する。
- 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者(猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。)について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。
- 8 特別会員は、<u>証券仲介業務</u>に従事する<u>登録</u> <u>外務員</u>について、当該外務員の氏名及び<u>証券</u> <u>仲介業務</u>の従事日その他の事項を本協会が別 に定めるところにより本協会に届け出なけれ ばならない。

(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)

- 第 18 条の3 会員は、役員又は従業員のうち <u>試験規則第 23 条</u>により受験し合格した者 (過去において外務員の登録又は<u>個人証券仲</u> 介業者の登録を行っており、かつ、本協会が 則により外務員資格を取り消されたことに により外務員資格を取り消されたことに で、次項において同じ。)以降 とする格の日から 2 年を経過した日する の登録を初めて受けようとする日前に、 外務員の登録を受けようとする日前に、 大野である場合は、この限りでない。 格した者である場合は、この限りでない。
 - 1 試験規則による一種外務員資格試験
 - 2 試験規則による会員内部管理責任者資格 試験
 - 3 平成 18 年 4 月 1 日<u>施行の</u>改正前の<u>試験</u> 規則による信用取引外務員資格試験
 - 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験

<u>券外務員等資格試験規則」</u>による会員営業 責任者資格試験

- 2 特別会員は、役員又は従業員のうち<u>試験規則第 13 条</u>により受験し合格した者について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、登録金融機関金融商品仲介行為に従事させるために外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、<u>試験規則第 13 条</u>により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。
- 3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、協会員は、当該受講者について、第18条又は第18条の2に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。

(特別会員の外務員再研修)

- 第 19 条 特別会員は、登録を受けている外務 員(登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者を除く。)について、外務員資格取得後 3年目の年ごとに本協会が指定する営業員再 研修(以下「再研修」という。)を受講させ なければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
 - 1 <u>金商法第33条</u>第2項第1号に掲げる業務 (<u>有価証券関連デリバティブ取引等</u>及び選 択権付債券売買取引に係る業務を除く。) 又は同項第2号から第4号に掲げる有価証 券の私募の取扱い業務に専従する者
 - 2 再研修を受講させなければならないこと となる年又はその年前2年以内に再研修又 は資格更新研修を受講した者
 - 3 再研修を受講させなければならないこと となる年又はその年前2年以内に以下の資 格試験に合格した者
 - イ 試験規則第3条各号による資格試験
 - ロ 平成18年4月1日改正前の<u>「証券外務</u> <u>員等資格試験規則」</u>による信用取引外務 員資格試験
 - 八 平成18年4月1日改正前の<u>「証券外務</u> <u>員等資格試験規則」</u>による会員営業責任 者資格試験
 - 二 平成18年4月1日改正前の<u>「証券外務</u> <u>員等資格試験規則」</u>による特別会員営業 責任者資格試験

旧

規則による会員営業責任者資格試験

- 2 特別会員は、役員又は従業員のうち<u>試験規則第23条</u>により受験し合格した者について、合格の日から2年を経過した日以降に、<u>証券仲介業務</u>に従事させるために外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、<u>試験規則第23条</u>により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。
- 3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講が なされた場合であっても、協会員は、当該受 講者について、第18条又は第18条の2に定 めるところに従って、資格更新研修を受講さ せなければならない。

(特別会員の外務員再研修)

- 第 19 条 特別会員は、登録外務員(証券仲介 業務に従事する者を除く。)について、外務 員資格取得後3年目の年ごとに本協会が指定 する営業員再研修(以下「再研修」とい う。)を受講させなければならない。ただ し、次の各号に掲げる者を除く。
 - 1 <u>証取法第65条</u>第2項第1号に掲げる業務 (<u>国債証券等の有価証券先物取引</u>及び選択 権付債券売買取引に係る業務を除く。)又 は同項第2号から第4号に掲げる有価証券 の私募の取扱い業務に専従する者
 - 2 再研修を受講させなければならないこと となる年又はその年前2年以内に再研修又 は資格更新研修を受講した者
 - 3 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前2年以内に以下の資格試験に合格した者
 - イ 試験規則第12条各号による資格試験
 - ロ 平成18年4月1日<u>施行の</u>改正前の<u>試験</u> 規則による信用取引外務員資格試験
 - 八 平成18年4月1日<u>施行の</u>改正前の<u>試験</u> 規則による会員営業責任者資格試験
 - 二 平成18年4月1日<u>施行の</u>改正前の<u>試験</u> 規則による特別会員営業責任者資格試験

- 2 特別会員は、その役員又は従業員(<u>登録金融機関金融商品仲介行為</u>に従事する者及び前項各号に該当する者を除く。)について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。
 - 1 外務員登録を受けるとき。
 - 2 前項第1号に規定する者に同号に掲げる 業務以外の業務に係る<u>外務員の職務</u>を行わ せるとき。

(社内研修の受講)

第20条 会員及び特別会員(特別会員にあっては、登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員に限る。)は、登録を受けている外務員(特別会員にあっては、登録を受けている外務員で登録金融機関金融商品仲介行為に従事する者に限る。)について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

付 則

- 1 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。
- 2 協会員は、この改正の施行の日から起算し て1年を経過する日までに、第4条各号に規 定する要件のいずれかを具備し、第3条に規 定する外務員登録を受けている役員又は従業 員に、当分の間、特定店頭デリバティブ取引 等に係る外務員の職務を行わせることができ る。ただし、その場合にあっては、この改正 の施行の日から起算して1年を経過する日ま での間(以下、この付則において「猶予期 間」という。)(その者に当該特定店頭デリバ ティブ取引等に係る職務を行わせる日(猶予 期間に限る。)から3か月を経過する日が猶 予期間後となる場合は、当該3か月を経過す る日までの間。) に第7条の2の規定による 社内研修を受講させその結果を本協会に報告 しなければならない。
- 3 証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号。以下、この付則において 「改正法」という。) 附則第 18 条に規定する みなし登録第一種業者又は同法附則第 54 条 に規定するみなし登録金融機関(以下、この 付則において「みなし登録業者」という。) である協会員は、猶予期間に、第 3 条第 2 項 の規定にかかわらず、新金融商品取引法(改

IΒ

- 2 特別会員は、その役員又は従業員(<u>証券仲</u> <u>介業務</u>に従事する者及び前項各号に該当する 者を除く。)について、次の各号のいずれか に該当することとなったときは、遅滞なく、 当該者に再研修を受講させなければならな い。
 - 1 外務員登録を受けるとき
 - 2 前項第1号に規定する者に同号に掲げる 業務以外の業務に係る<u>外務行為</u>を行わせる とき

(社内研修の受講)

第 20 条 協会員(特別会員にあっては、証券 仲介業務を行う特別会員に限る。)は、外務 員の登録を受けている者(特別会員にあって は、外務員の登録を受けている者で証券仲介 業務に従事する者に限る。)について、資格 更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向 上のための社内研修を受講させなければなら ない。

正法附則第 14 条に規定する新金融商品取引法をいう。以下同じ。)第 64 条第 1 項の規定により登録を受けた外務員以外の者に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができる。その者につき猶予期間内に第 7 条の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受けるまでの間も、同様とする。

- 4 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。
- 5 この改正の施行の日以後に新金融商品取引法第 29 条の金融商品取引業に係る登録又は同法第 33 条の2の登録金融機関業務に係る登録を受けた者が本協会に加入する場合であって、猶予期間に、その役員又は従業員に特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせようとするときは、第7条の2の規定にかかわらず、第7条の登録の申請を行うことができる。
- 6 前項の協会員は、猶予期間に、前項の規定により外務員の職務を行わせる役員又は従業員に、会員にあっては第4条第1号から第3号まで、特別会員及び店頭デリバティブ取引会員にあっては同条各号に掲げる要件のいずれかを具備させるとともに、第7条の2の規定による社内研修を受講させその結果を本協会に報告しなければならない。

「『協会員の外務員の資格、登録等に関する規則』に 関する細則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

旧

(目 的)

第 1 条 この細則は、「協会員の外務員の 資格、登録等に関する規則」(以下「規 則」という。)の施行に関し、必要な事項 を定める。

(二種外務員の信用取引に係る外務行為)

第2条 規則第2条第4号に規定する細則で定めるものは、信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。)に係るもので、所属協会員の一種外務員又は信用取引外務員が同行(営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。)して注文を受託するものとする。

(登録原簿の記載事項)

- 第3条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 1 登録申請協会員の商号又は名称
 - 2 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態
 - ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の 方法及び資格取得年月日
 - 二 外務員の職務(「金融商品仲介業者に関する規則」第2条第7号に規定する外務員の職務を含む。)を行ったことの有無並びに当該外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(協会員以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ホ 金融商品取引法(以下「金商法」と いう。) 第 64 条の5第1項の規定又は 規則第 11 条第1項の規定により外務 員の職務の停止の処分が行われたとき は、その処分の日、理由及び期間
 - へ <u>金融商品仲介業を行った</u>ことの有無 及び<u>金融商品仲介業を行った</u>ことのあ る者については、その行った期間

(目 的)

第 1 条 この細則は、「協会員の外務員の 資格、登録等に関する規則」(以下「規 則」という。)の施行に関し、必要な事項 を定める。

(二種外務員の信用取引に係る外務行為)

第2条 規則第2条第4号に規定する細則で定めるものは、信用取引(発行日取引を含む。)に係るもので、所属協会員の一種外務員又は信用取引外務員が同行(営業所又は事務所内においては、一種外務員又は信用取引外務員が二種外務員の営業活動について確認した場合を含む。)して注文を受託するものとする。

(登録原簿の記載事項)

- 第3条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 1 登録申請協会員の商号
 - 2 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日及び性別
 - ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態
 - ハ 外務員の種類、外務員資格の取得の 方法及び資格取得年月日
 - 二 外務員(証券仲介業者に関する規則 第2条<u>第6号</u>に規定する外務員を含む。)の職務を行ったことの有無並び に当該外務員の職務を行ったことのあ る者については、その所属していた証 券会社、外国証券会社、登録金融機関 (協会員以外のものを含む。)又は証 券仲介業者の商号、名称又は氏名及び その行った期間
 - ホ 証取法第 64 条の5第1項の規定又 は規則第 11 条第1項の規定により外 務員の職務の停止の処分が行われたと きは、その処分の日、理由及び期間
 - へ <u>証券仲介業</u>を<u>営んだ</u>ことの有無及び <u>証券仲介業</u>を<u>営んだ</u>ことのある者につ いては、その営んだ期間

(会員<u>及び店頭デリバティブ取引会員</u>の登録申請等の手続き)

新

第 4 条 規則第7条第1項に規定する登録 申請書の申請者は、<u>会員にあっては</u>会員代 表者、店頭デリバティブ取引会員にあって は店頭デリバティブ取引会員代表者とす る。

(特別会員の登録申請等の手続き)

- 第 5 条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体(定款<u>第34条</u>に規定する団体をいう。)を経由して<u>行わなければならない。</u>ただし、定款<u>第34条</u>に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し<u>行わな</u>ければならない。
- 2 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署(以下「本部部署」という。)の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、当該本部部署の長とすることができる。

(登録申請書の添付書類)

第 6 条 規則第7条第3項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が金商法第64条の2第1項各号のいずれかに該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った協会員が誓約する書面とする。

(審問等の手続き)

- 第7条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者に通知する。
- 2 本協会は、規則第11条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ会員代表者に通知する。

(会員の登録申請等の手続き)

第 4 条 規則第7条第1項に規定する登録 申請書の申請者は、会員代表者とする。

旧

(特別会員の登録申請等の手続き)

- 第 5 条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体(定款<u>第30条</u>に規定する団体をいう。)を経由して<u>行うものとする。</u>ただし、定款<u>第30条</u>に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し<u>行うものとす</u>る。
- 2 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署(以下「本部部署」という。)の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、当該本部部署の長とすることができる。

(登録申請書の添付書類)

第 6 条 規則第7条第3項に規定する細則で定める書類は、登録申請に係る外務員が <u>証取法</u>第64条の2第1項各号のいずれかに 該当しない者であることを当該外務員及び 登録申請を行った協会員が誓約する書面と する。

(審問等の手続き)

- 第7条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。
- 2 本協会は、規則第11条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。

- 1 予定される不利益処分の内容及び根拠 となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名 称及び所在地
- 3 第1項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員代表者が出席でであるには、内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者又は内部管理統括責任者という。)を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該者である旨の委任状を持参しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、会員代表者、特別会員代表者 者又は店頭デリバティブ取引会員代表者 は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の 期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物 を提出することができる。

(登録申請書等の様式)

第 8 条 規則第17条に規定する登録申請書 その他の様式は、様式第1号から第4号に より作成しなければならない。

(資格更新研修の特例)

第 9 条 規則第18条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第18条の2第1項ただし書とは第1項ただし書に規定するがは書話しては第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

旧

- 1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 聴聞の期日及び場所
- 4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名 称及び所在地
- 3 第1項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者(「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)に規定する規則」(公正慣習規則第13号)に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。)を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合に、会員代表者<u>又は</u>特別会員代表者は、聴聞の期日への出席に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(登録申請書等の様式)

第 8 条 規則第17条に規定する登録申請書 その他の様式は、様式第1号から第4号に より作成するものとする。

(資格更新研修の特例)

第 9 条 規則第18条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第18条の2第1項ただし書とは第10書に規定するがし書に関定するは、次の各号に掲げる者とする。

- 規則第18条第1項若しくは第2項又は 第18条の2第1項若しくは第2項に定め る期間(以下「受講義務期間」とい う。)の初日前2年以内に「外務員等資 格試験に関する規則」第3条第1号から 第3号に定める資格試験又は平成18年4 月1日改正前の「証券外務員等資格試験 規則」による信用取引外務員資格試験若 しくは会員営業責任者資格試験(以下 「資格試験」という。)に合格した者又 は資格更新研修(規則第18条第1項若し くは第2項又は第18条の2第1項若しく は第2項の規定により受講させなければ ならない資格更新研修をいい、以下「資 格更新研修」という。)を修了した者
- 2 受講義務期間内に資格試験に合格した 者
- 3 会員代表者<u>、特別会員代表者若しくは 店頭デリバティブ会員代表者</u>又はこれら の者に準ずる者として本協会が適当と認 める者であって、本協会が指定する期間 内に指定する研修を修了した者
- 4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。)

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。 旧

- 1 規則第18条第1項若しくは第2項又は 第18条の2第1項若しくは第2項に定め る期間(以下「受講義務期間」とい う。)の初日前2年以内に<u>証券外務員等</u> 資格試験規則第12条第1号、第3号若し くは第5号に定める資格試験又は平成18 年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>によ る信用取引外務員資格試験若しくは会員 営業責任者資格試験(以下「資格試験」 という。)に合格した者又は資格更新研 修を修了した者
- 2 受講義務期間内に資格試験に合格した 者
- 3 会員代表者<u>若しくは</u>特別会員代表者又 はこれらの者に準ずる者として本協会が 適当と認める者であって、本協会が指定 する期間内に指定する研修を修了した者
- 4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者(なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。)

(様式第1号)

外務員登録申請書

日本証券業協会会長 殿

	中華年日日	代表者
	申請年月日	ED
申請	会社コード	
者	商号 <u>又は名称</u>	
	代表者役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条第1項の規 定により登録を申請します。

外	氏	名							性別	生年月日
務	EC.	10								
員	役員	又は犯	産業員の別			雇用	の形態			
種		資	資格取得方	法		名	称			資格取得年月日
類		格								
外務	員の職績	络を行	ったことの有籍	無及	び期間並びに	<u>金融</u> 商	<u>商品仲介</u>	業又	は金融商	
品取	<u>引業</u> を <u>行</u>	うった	<u>こと</u> の有無及び	期間]					
会补	コード	所属	<u> </u>	融商	商品取引業	者、引	登録金		自	至
Δ II		融格	機関又は金融	商品	仲介業者					

(添付書類) 1.外務員の履歴書 1通 2.本人確認書類 1通

3.外務員及び申請者の誓約書 1通

旧

(様式第1号)

外務員登録申請書

日本証券業協会会長 殿

	申請年月日	代表者
申請	会社コード	
者	商号	
	代表者役職氏名	

外務員の登録を受けたいので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第7条第1項の規 定により登録を申請します。

外	氏	47					性別	生年月日
務	尺	1						
員	役員	又は犯	従業員の別		雇用の形	態		
種		資	資格取得方	法	名	称		資格取得年月日
類		格						
外務	3員の職	務を行	うったことの有	無及び期間並び	に <u>証券仲介第</u>	を営	んだこと	
<u>の有</u>	無及び	期間						
会社	コード			<u>会 社 名</u>			自	至

(添付書類)1.外務員の履歴書 1通 2.本人確認書類 1通

3 . 外務員及び申請者の誓約書 1 通

(様式第2号) 外務員登録事項変更届出書 届出年月日 代表者印 日本証券業協会会長 殿 会社コード 商号又は名称 代表者役職氏名

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

漢字姓 漢字名 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更後 変更後 変更年月日 変更後 変更年月日 変更後 変更年月日 変更後 変更年月日 変更後 変更を 変更を	外務員ID ——	カナ姓		カナ名	
変更前 変更後 変更年月日	外務貝10	漢字姓		漢字名	
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日		-			
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日					
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日	変更前		変更後	変更年月日	
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日					
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日					
変更前 変更後 変更年月日 変更前 変更後 変更年月日					
	変更前		変更後	変更年月日	
	変更前		変更後	変更年月日	
変更前 変更後 変更年月日	変更前		変更後	変更年月日	
変更前 変更後 変更年月日					
変更前 変更後 変更年月日 変更後 変更年月日					
変更前 変更後 変更年月日					
	変更前		変更後	変更年月日	

(样式笋	2	는 /	
(がメンシカ	_	<i>'</i>	

外務員登録事項変更届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年	月日	代表者印
会社コ・	ード	
商	号	
代表者役民	職氏名	

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更があったので届け出ます。

外 黎 昌 T D	外務員ID		カナ名	
7.43 負ェレ	漢字姓		漢字名	
			T	
変更前		変更後	変更年月日	
				
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	
変更前		変更後	変更年月日	
	-			
変更前		変更後	変更年月日	

(様式第3号)

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日	代表者印
会社コード	
商号 <u>又は名称</u>	
代表者役職氏名	

下記の者が<u>金商法第29条の4第1項第2号イからト</u>の規定に該当したことが判明したので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名				
	漢字氏名				
該当年	月日				
		摘	要		

添付書類

法29条の4第1項第2号イに該当する場合 後見開始の<u>決定若しくは</u>保佐開始の<u>決定の</u>審判<u>書の写し</u>

又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記

<u>載した</u>書面

法29条の4第1項第2号口に該当する場合

破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の

決定の内容を記載した書面

法29条の4第1項第2号/ハ又はトに該当する場 確定判決の<u>判決書の</u>写し又は確定判決の内容を記載した

=

슾

ΗЩ

取消しの根拠となる外国の法令及びその訳文

合

連絡担当者 <u>所 属</u>

役職氏名

電話番号

(様式第3号)

登録外務員の欠格事項該当届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日	代表者印
会社コード	
商号	
代表者役職氏名	

下記の者が<u>証取法第28条の4第1項第9号</u>の規定に該当したことが判明したので、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名				
	漢字氏名				
該当年	月日				
		摘	要		

添付書類

法28条の4第1項第9号 1 項第9号 1 に該当する場合

<u>法28条の4第1項第9号</u>八又はトに該当す る場合

法28条の4第1項第9号二又はホに該当す る場合

法28条の4第1項第9号へに該当する場合

後見開始の<u>審判又は</u>保佐開始の審判<u>に関する</u>書面 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続 開始の決定の内容を記載した書面

確定判決<u>書</u>の写し又は確定判決の内容を記載した 書面

取消命令書の写し<u>及び会社の登記事項証明書(外国</u>の場合は、取消命令書の写し、根拠法令、登記事項 証明書に相当する書面並びにこれらの訳文)

解任命令書の写し及び取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(外国の場合は、解任命令書の写し、 取締役会議事録又は株主総会議事録の写し並びに これらの訳文)

連絡担当者	<u>所</u>	属	

役職氏名

電話番号

新斤

(様式第4号)

登録外務員の職務廃止届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日	代表者印
会社コード	
商号 <u>又は名称</u>	
代表者役職氏名	

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名			
	漢字氏名			
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書提出年月日	
外務員ID	カナ氏名			
	漢字氏名			
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日	
			•	
外務員ID	カナ氏名			
	漢字氏名			
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書提出年月日	
				
外務員ID	カナ氏名			
	漢字氏名			
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書提出年月日	
外務員ID	カナ氏名			
	漢字氏名			
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書提出年月日	
•		<u> </u>		

ΙĦ

(様式第4号)

登録外務員の職務廃止届出書

日本証券業協会会長 殿

届出年月日	代表者印
会社コード	
商号	
代表者役職氏名	

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日
外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日
外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日
-			
外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日
			•
外務員ID	カナ氏名		
	漢字氏名		
該当事項		該当年月日	事故顛末報告書 提出年月日
		<u>.</u>	<u> </u>

				(下線	部分変更)
		新			
		哲 約 書			
			平 成	年 月	日
(外務員)	氏 名				印
	生年月日				
(登録申請者)	所 在 地				
	商号 <u>又は名称</u>				
	代表者氏名				
外務員		が下記に該当しない	ことを誓約します	t .	
		記			
1.成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 2.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 3.禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 4.金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項若しくは金商法第53条第3項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合、金商法第60条の4第1項に規定する取引所取引許可業者であった法人が金商法第60条の8第1項の規定により金商法第60条第1項の許可を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であった法人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。)を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前30日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から5年を経過しない者					

- 5.金融商品取引業者であった個人が金商法第52条第1項の規定により金商法第29条の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融商品仲介業者であった個人が金商法第66条の20第1項の規定により金商法第66条の登録を取り消されたことがある場合又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。) 若しくは金商法第60条第1項の許可と同種類の許可(当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。) を取り消されたことがある場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
- 6.金商法第52条第2項、金商法第60条の8第2項若しくは金商法第66条の20第2項の規定により解任<u>若しくは解職</u>を命ぜられた役員又は金商法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- 7 . 金商法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律、貸金業の規制等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律、種苗法、民事再生法、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、中間法人法、会社更生法、破産法、会社法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8.金商法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 9.金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- 10. 金商法第66条の規定により登録されている者

以 上

		I日		
		哲 約 書		
		平	成 年 月	日
(外務員)	氏 名			印 -
	生年月日			_
(登録申請者)	所 在 地			-
	商 号			=
	代表者氏名			ED -
外務員		が下記に該当しないことを誓約	的します。	
		記		

- 1.成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 2.破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 3.禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 . 証券会社が証券取引法(以下「証取法」という。) 第56条第1項若しくは証取法第56条の2第3項の規定により 証取法第28条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が証取法第66条の18第1項の規定により 証取法第66条の2の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律(以下「外証法」という。) 第24条第1項若しくは外証法第25条において準用する証取法第56条の2第3項の規定により外証法第3条第1項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者(外証法第2条第2号の2に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)が外証法第24条第4項において準用する外証法第24条第1項の規定により外証法第13条の2第1項の許可を取り消された場合又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下同じ。)を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(外証法第2条第9号に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。)であった者(証取法又は外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。)でその取消しの日から5年を経過しない者
- 5.<u>証券仲介業者が証取法第66条の18</u>第1項の規定により<u>証取法第66条の2</u>の登録を取り消された場合<u>又は証取法に</u>相当する外国の法令の規定により当該外国において<u>受けている</u>同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から5年を経過しない者
- 6.証取法第56条第2項若しくは証取法第66条の18第2項の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者、外証法第24条第2項(外証法第24条第4項において準用する場合を含む。)の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは解職を命ぜられた役員又は証取法若しくは外証法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(これらに類する役職にある者を含む。)でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- 7. <u>証取法、外証法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法、</u>商品取引所法、<u>商品投資に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、貸金業の規制等に関する法律者しくは、</u>出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8. <u>証取法</u>第64条の5第1項<u>(第65条の2第5項及び第66条の23において準用する場合を含む。)</u>の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 9.証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
- 10. 証取法第66条の2の規定により証券仲介業者として現に登録されている者

以 上

「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則第16号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新 IΒ

金融商品仲介業者に関する規則

「証券仲介業者に関する規則」(公正慣習規則 第16号)

第1章 総 則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、協会員の金融商品仲介 │ 第 1 条 この規則は、協会員の証券仲介業に 業に係る業務の委託に関し、金融商品仲介業 者に遵守させるべき事項等を定め、協会員が 指導及び監督することを通じて当該金融商品 仲介業者における適正な業務運営を図り、も って投資者保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 (現行どおり)

1 金融商品仲介行為

金融商品取引法(以下「金商法」という。) 第2条第 11 項第1号から第3号までに掲 げる行為(同項第2号に掲げる行為にあっ ては、金融商品取引法施行令(以下「金商 法施行令」という。) 第16条の4第2項各 号に掲げる取引に係るものを除く。) をい う。

- 2 金融商品仲介業 前号に掲げる行為に係る業務をいう。
- 3 金融商品仲介業者 定款第3条第9号に規定する金融商品仲 介業者をいう。
- 員 4 役

法人である金融商品仲介業者の役員のう ち、金融商品仲介業を担当する者をいう。 (ただし、第5条を除く。)

(目 的)

係る業務の委託に関し、証券仲介業者に遵守 させるべき事項等を定め、協会員が指導、監 督することを通じて当該証券仲介業者におけ る適正な業務運営を図り、もって投資者保護 に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げ る用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - 1 証券仲介業者 証取法第66条の2の規 定により金融庁長官の登録を受けた者であ って、協会員を所属証券会社等(同法第66 条の3第1項第4号に規定する者をいう。 以下同じ。) とする者をいう。
 - 2 証券仲介業 証取法第2条第11項に 規定する「証券仲介業」をいう。
 - 3 証券仲介行為 証取法第2条第11項各 号に掲げる行為をいう。
 - 4 役 員 法人である証券仲介業 者の役員のうち、証券仲介業を担当する者 をいう。(ただし、第5条を除く。)

旧

5 従 業 員

金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に 所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。

6 外 務 員

金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。(ただし、第 5 条を除く。)

7 外務員の職務

金商法第 66 条の 25 において準用する同 法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為をいう。

8 店頭有価証券

「店頭有価証券に関する規則」(以下「店頭有価証券規則」という。)第2条<u>第1号</u>に規定する店頭有価証券をいう。

9 外国証券

「外国証券の取引に関する規則(以下「外国証券規則」という。)第2条第1項第1号に規定する外国証券をいう。

10 国内 C P

「国内 CP 等及び私募社債の売買取引等に 係る勧誘等に関する規則」(以下「国内 CP・ 私募社債勧誘等規則」という。)の第3条第 1号に規定する国内 CP をいう。

11 短期社債等

国内 CP・私募社債勧誘等規則の第3条第2号に規定する短期社債等のうち、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債以外のものをいう。

(削る)

- 5 従 業 員 <u>証券仲介業者</u>の使用人 その他の従業者のうち、当該<u>証券仲介業者</u> の国内に所在する営業所又は事務所におい て証券仲介業に従事する者をいう。
- 6 外 務 員 <u>証券仲介業者</u>の役員又 は従業員のうち、<u>証取法第66条の23</u>にお いて準用する同法第64条第1項の規定に より<u>証券仲介業者</u>の外務員の登録を受けて いる者をいう。(ただし、第5条を除く。)
- 7 <u>外 務 行 為</u> <u>証取法第66条の23</u>において準用する同法第64条第1項各号に掲げる行為をいう。
- 8 店頭有価証券 「店頭有価証券に関する 規則」(<u>公正慣習規則第1号。</u>以下「店頭有 価証券規則」という。)第2条に規定する店 頭有価証券をいう。
- 9 外国証券「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号。以下「外国証券規則」という。)第2条第1号に規定する外国証券をいう。
- 10 国内 C P 「<u>国内 CP 等及び私募社</u> <u>債の売買取引等に係る勧誘等について」(理</u> <u>事会決議。以下「国内 CP 等理事会決議</u>」と いう。)の<u>3 .(1)</u>に規定する国内 CP をいう。
- 11 短期社債等 <u>国内 CP 等理事会決議</u>の <u>3.(2)</u>に規定する短期社債等のうち、商工 組合中央金庫法第 33 条 J 2 に規定する短 期商工債、信用金庫法<u>第 54 条の3の2</u>第1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の2第1項に規定する短期農林債以外 のものをいう。
- 12 貸付債権信託受益権等 国内 CP 等理事 会決議の3.(3)に規定する貸付債権信託受 益権等をいう。

- 12 国内 C P 等 国内CP及び短期社債等をいう。
- 13 私 国内 CP・私募社債勧誘等規則の第3条第 4号に規定する私募をいう。
- 14 私 募 社 債 国内 CP・私募社債勧誘等規則の第3条第 5号に規定する私募社債をいう。
- 15 有価証券の売買その他の取引等 定款第3条第8号に規定する有価証券の 売買その他の取引等をいう。

(金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹 | 底)

- 法その他関係法令及び本協会の定款その他の 規則(以下「法令等」という。)を周知し、そ の遵守を徹底しなければならない。
- 2 協会員は、金融商品仲介業者に法令等に違 反する行為があったことを知ったときは、当 該金融商品仲介業者に対し、その是正を求め なければならない。

(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)

- 第 4 条 協会員は、金融商品仲介業に係る業 務の委託契約を締結するときは、当該委託契 約において、次に掲げる事項を定めなければ ならない。
 - 1 金融商品仲介業者又はその役員若しくは 従業員が金商法その他の関係法令を遵守す ること。
 - 2 協会員が<u>金融商品仲介業者</u>に対して本協 会の定款その他の規則を遵守するように指 導及び監督し、金融商品仲介業者が協会員 の指導に従うこと。
 - 3 本協会が協会員に対し、個人である金融 商品仲介業者(以下「個人金融商品仲介業 <u>者」という。)又は金融商品仲介業者</u>の外務 |

旧

- 13 国内CP等 国内CP、短期社債等及 び貸付債権信託受益権等をいう。
- 14 私 募 国内 CP 等理事会決議の 3 . (5)に規定する私募をいう。
- 15 私 募 社 債 国内 CP 等理事会決議の 3 . (6)に規定する私募社債をいう。

(新設)

(証券仲介業者に対する法令等の遵守の徹底)

- 第3条 協会員は、金融商品仲介業者に金商 第3条 協会員は、証券仲介業者に証取法そ の他関係法令及び本協会の定款その他の規則 (以下「法令等」という。)を周知し、その遵 守を徹底しなければならない。
 - 2 協会員は、証券仲介業者に法令等に違反す る行為があったことを知ったときは、当該証 券仲介業者に対し、その是正を求めなければ ならない。

(証券仲介業に係る業務委託契約の締結)

- 第 4 条 協会員は、証券仲介業に係る業務の 委託契約を締結するときは、当該委託契約に おいて、次に掲げる事項を定めなければなら ない。
 - 1 証券仲介業者又はその役員若しくは従業 員が証取法その他の関係法令を遵守するこ لح
 - 2 協会員が<u>証券仲介業者</u>に対して本協会の 定款その他の規則を遵守するように指導、 監督し、証券仲介業者が協会員の指導に従 うこと
 - 3 本協会が協会員に対し、個人である証券 仲介業者(以下「個人証券仲介業者」とい う。)又は<u>証券仲介業者</u>の外務員に係る処分

員に係る処分を行った場合には、当該個人 金融商品仲介業者又は当該外務員はその処 分に従うこと。

- 4 本協会が協会員に対し、金融商品仲介業 者からの事情聴取又は資料提出を求めた場 合には、金融商品仲介業者はこれに応じな ければならないこと。
- 5 協会員が金融商品仲介業者に対し検査を 行うことができること及び金融商品仲介業 者はこれに応じなければならないこと。

(協会員の外務員との並存の禁止)

- 第 5 条 協会員は、自己又は他の協会員の外 務員が所属する者に金融商品仲介業に係る業 務を行わせてはならない。
- 2 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が 所属する者との間で金融商品仲介業に係る委 託を行う際には、当該者が金融商品仲介業の 登録を完了するまでの間に当該外務員の登録 が抹消されること、及び当該外務員の登録が 抹消されなければ当該金融商品仲介業に係る 委託業務を開始してはならないことを、契約 上明確にしなければならない。
- 3 協会員は、金融商品仲介業者の役員又は使 用人を自己の外務員として登録を受けてはな らない。

第2章 投資勧誘及び顧客管理

(投資勧誘の基本原則の徹底等)

- るよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しな ければならない。
 - 1 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、 法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に 徹すること。

旧

を行った場合には、当該個人証券仲介業者 又は当該外務員はその処分に従うこと

- 4 本協会が協会員に対し、証券仲介業者か らの事情聴取又は資料提出を求めた場合に は、証券仲介業者はこれに応じなければな らないこと
- 5 協会員が証券仲介業者に対し検査を行う ことができること及び証券仲介業者はこれ に応じなければならないこと

(協会員の外務員との並存の禁止)

- 第 5 条 協会員は、自己又は他の協会員の外 務員が所属する者に証券仲介業に係る業務を 行わせてはならない。
- 2 協会員は、自己又は他の協会員の外務員が 所属する者との間で証券仲介業に係る委託を 行う際には、当該者が証券仲介業の登録を完 了するまでの間に当該外務員の登録が抹消さ れること、及び当該外務員の登録が抹消され なければ当該証券仲介業に係る委託業務を開 始してはならないことを、契約上明確にしな ければならない。
- 3 協会員は、証券仲介業者の役員又は使用人 を自己の外務員として登録を受けてはならな ll.

第2章 投資勧誘及び顧客管理

(投資勧誘の基本原則の徹底等)

- 第 6 条 協会員は、次に掲げる事項を遵守す │ 第 6 条 協会員は、次に掲げる事項の遵守に ついて、証券仲介業者に周知し、徹底しなけ ればならない。
 - 1 証券仲介業の遂行に当たっては、常に投 資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を 遵守し、投資者本位の営業活動に徹するこ
 - 2 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十 2 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十

分に把握し、顧客の意向と実情に適合した 投資勧誘に努めること。

- 3 金融商品仲介行為に係る取引に関し、重 要な事項について、顧客に十分な説明を行 うとともに、理解を得るよう努めること。
- 4 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投 資は投資者自身の判断と責任において行う べきものであることを理解させること。
- 2 協会員は、金融商品仲介業者が「顧客カー ド」(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関す る規則」第5条に基づき協会員が備える「顧 客カード」をいう。)を活用する等により適切 な投資勧誘を行える態勢を整備しなければな らない。

(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社 内規則の制定及び内部管理等)

- 第7条 協会員は、金融商品仲介業者を介し た顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を 図るため、金融商品仲介業者に社内規則の制 定、整備及びその遵守の徹底を指導するとと もに、当該金融商品仲介業者の業務運営の状 況を把握しなければならない。
- 2 協会員は、内部管理責任者(「協会員の内部 管理責任者等に関する規則」に定める内部管 理責任者をいう。)に、金融商品仲介業者の業 務が法令等に準拠し、適正に遂行されている かを監査する等適切に管理させなければなら ない。

(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る 投資勧誘)

旧

- 分に把握し、顧客の意向と実情に適合した 投資勧誘に努めること
- 3 有価証券の売買その他の取引又は有価証 券指数等先物取引、有価証券オプション取 引若しくは外国市場証券先物取引(以下「有 価証券の売買その他の取引等」という。)に 関し、重要な事項について、顧客に十分な 説明を行うとともに、理解を得るよう努め ること
- 4 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、証 券投資は投資者自身の判断と責任において 行うべきものであることを理解させること
- 2 協会員は、証券仲介業者が「顧客カード」 (「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規 則」(公正慣習規則第9号)第4条に基づき協 会員が備える「顧客カード」をいう。)を活用 する等により適切な投資勧誘を行える態勢を 整備しなければならない。

(証券仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規 則の制定及び内部管理等)

- 第7条 協会員は、証券仲介業者を介した顧 客との取引及び顧客管理体制の適正化を図る ため、証券仲介業者に社内規則の制定、整備 及びその遵守の徹底を指導するとともに、当 該証券仲介業者の業務運営の状況を把握しな ければならない。
- 2 協会員は、内部管理責任者(「協会員の内部 管理責任者等に関する規則(公正慣習規則第 13号)に定める内部管理責任者をいう。)に、 証券仲介業者の業務が法令等に準拠し、適正 に遂行されているかを監査する等適切に管理 させなければならない。

(過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る 投資勧誘)

第 8 条 協会員は、金融商品仲介業者が顧客 | 第 8 条 協会員は、証券仲介業者が顧客に対 に対し、主観的又は恣意的な情報提供となる し、主観的又は恣意的な情報提供となる特定

特定銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。

- 2 会員は、金商法第2条第16項に規定する金融商品取引所(以下「金融商品取引所」という。) 又は金商法第2条第30項に規定する証券金融会社(以下「証券金融会社」という。) により次の各号に掲げる措置が採られている 銘柄については、金融商品仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。
 - 1 <u>金融商品取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄
 - 2 (現行どおり)
- 3 会員は、<u>金融商品取引所</u>が株券オプション 取引(株券に係る金商法第2条第21項第3号 に掲げる取引をいう。以下同じ。)の制限又は 禁止措置を行っている銘柄については、<u>金融</u> 商品仲介業者に株券オプション取引の勧誘を 自粛させなければならない。

(店頭有価証券の取扱い)

第 9 条 <u>金融商品仲介業者</u>が行う店頭有価証券の売買その他の取引の投資勧誘については、店頭有価証券規則の定めに従うものとする。

(外国証券取引の取扱い)

- 第 10 条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、 金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる 取扱いを遵守させなければならない。
 - 1 対象証券

金融商品仲介業者が顧客(適格機関投資家を除く。以下この号において同じ。)に対して勧誘を行うことのできる外国証券は、所属協会員(所属金融商品取引業者等(金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同

旧

銘柄の有価証券又は有価証券の売買に係るオプションの一律集中的推奨を行うことのないようにしなければならない。

- 2 会員は、<u>証券取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、<u>証券仲介業者</u>に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。
 - 1 <u>証券取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措 置を行っている銘柄
 - 2 証券金融会社が貸株利用等の申込制限又 は申込停止措置を行っている銘柄
- 3 会員は、<u>証券取引所</u>が株券オプション取引 の制限又は禁止措置を行っている銘柄につい ては、<u>証券仲介業者</u>に株券オプション取引の 勧誘を自粛させなければならない。

(店頭有価証券の取扱い)

第 9 条 <u>証券仲介業者</u>が行う店頭有価証券の 売買その他の取引の投資勧誘については、店 頭有価証券規則の定めに従うものとする。

(外国証券取引の取扱い)

- 第 10 条 協会員は、外国証券の取扱いに関し、 証券仲介業者に対し、次の各号に掲げる取扱 いを遵守させなければならない。
 - 1 対象証券

証券仲介業者が顧客に対して勧誘を行うことのできる外国証券は、所属協会員(所属証券会社等である協会員をいう。以下同じ。)が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限ること。

新 旧

<u>じ。)</u>である協会員をいう。以下同じ。)が 顧客に対して勧誘を行うことのできる証券 に限ること。

2 <u>外国で既に発行された外国証券につき売出しに該当しない勧誘(以下「外国証券の少人数向け勧誘」という。)</u>により売り付ける場合の取扱い

金融商品仲介業者が、顧客に対し外国証券の少人数向け勧誘を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該顧客に対し、外国証券規則第10条第1項に規定する転売制限等告知書を交付すること。

イ <u>金商法</u>による開示が行われている外国 証券である場合

ロ (現行どおり)

(削る)

2 <u>条件付勧誘</u>により売り付ける場合の取扱 い

証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の 売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘 (以下この条及び次条において「勧誘」と いう。)を行い、当該勧誘が売出しに該当 しない場合であって、所属協会員が当該外 国証券を売り付ける場合には、次に掲げる 場合を除き、あらかじめ又は同時に、当該 顧客に対し、外国証券規則第7条第1項に 規定する転売制限等告知書を交付すること。

- イ <u>我が国の証取法</u>による開示が行われて いる外国証券である場合
- ロ 所属協会員における売付けの総額が1 億円未満の場合
- 3 例外的取扱い
 - イ 証券仲介業者が、顧客(証取法第2条 第3項第1号に規定する適格機関投資家 を除く。以下この号において同じ。)に対 し、外国証券(所属協会員が外国証券内 容説明書を交付することにより勧誘を行 うことのできるものに限る。以下「特定 外国証券」という。)の勧誘を行い、当該 勧誘が売出しに該当しない場合におい て、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国 証券の内容等を説明した文書(外国証券 の取引に関する規則第8条第1項に基づ き所属協会員が作成したものに限る。以 下「外国証券内容説明書」という。)を交 付するとともに、所属協会員が、当該顧 客からの買付けに係る証券について保管 の委託を受けるときには、当該外国証券

新旧

<u>に関し転売制限を付することを要しない</u> こと。

- 口 イに規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、所属協会員を通じて、取引に係る取引報告書又は取引残高報告書(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)とともに交付することができるものとすること。
- 八 証券仲介業者が、特定外国証券を証取 法第2条第3項第1号に規定する適格機 関投資家(協会員を除く。)を相手方とし て勧誘する場合において、協会員又は非 居住者に譲渡するものを除き譲渡を行わ ないことを約する旨の条件が付されてい ることを明らかにしているとき又は当該 機関投資家の買付けに係る証券について 所属協会員が保管の委託を受けるときに は、当該機関投資家に対し転売制限等告 知書を交付することを要しないこと。
- 二 <u>証券仲介業者が、特定外国証券を協会</u> <u>員を相手方として勧誘する場合は、当該</u> <u>協会員に対し転売制限等告知書の交付及</u> <u>び外国証券内容説明書を交付することを</u> 要しないこと。
- 4 外国証券内容説明書の取扱い 証券仲介業者が、顧客に対し外国証券の 勧誘を行う場合における外国証券内容説明 書の交付の取扱いは、外国証券の取引に関 する規則第9条第2項各号に定めるところ
- 5 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い

に準じて取り扱うこと。

証券仲介業者が、顧客に対し<u>外国証券の</u> 動誘を行わずに、顧客の外国証券の買付け に係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、 所属協会員が当該外国証券を売り付ける場 合には、第2号イ又は口に掲げる場合を除

(削る)

3 <u>外国証券の少人数向け勧誘</u>によらず売り 付ける場合の取扱い

金融商品仲介業者が、顧客に対し<u>外国証券の少人数向け勧誘</u>を行わずに、顧客の外国証券の買付けに係る売買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当該外国証券を売り付ける場合には、第2号イ又は口に

旧

掲げる場合を除き、当該注文が当該顧客の 意向に基づくものである旨の記録を作成の うえ、整理<u>及び</u>保存する等適切な管理を行 うこと。

き、当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成のうえ、整理、保存する等適切な管理を行うこと。

(外国証券取引の例外的取扱い)

- 第10条の2 前条第2号の規定にかかわらず、 協会員は、既に外国で発行された外国証券規 則第12条第1項各号に掲げる外国証券(以下 「特定外国証券」という。)につき売出しに 該当しない勧誘(以下「特定外国証券の少人 数向け勧誘」という。)の取扱いについて、 金融商品仲介業者に対し、次の各号に掲げる 取扱いをさせることができる。
 - 1 金融商品仲介業者が、顧客(適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する者(協会員を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に対し、特定外国証券の少人数向け勧誘を行い、当該顧客に対し当該勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(外国証券規則第11条第1項に基づき所属協会員が作成したものに限る。以下「外国証券内容説明書」という。)を交付するとともに、所属協会員が、当該顧客からの買付けに係る証券について保管の委託を受けるときには、当該外国証券に関し転売制限を付することを要しないこと。
 - 2 前号に規定する外国証券内容説明書は、これに基づいて勧誘を行うものとし、所属協会員を通じて、取引に係る金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書(取引に係る受渡決済後遅滞なく交付するものに限る。)又は第95条第1項第5号に規定する契約締結時交付書面とともに交付することができるものとすること。

(新設)

新 旧

- 3 金融商品仲介業者が、適格機関投資家を 相手方として特定外国証券の少人数向け勧 誘をする場合において、協会員又は非居住 者に譲渡するものを除き譲渡を行わないこ とを約する旨の条件が付されていることを 明らかにしているとき又は当該適格機関投 資家の買付けに係る証券について所属協会 員が保管の委託を受けるときには、当該適 格機関投資家に対し転売制限等告知書を交 付することを要しないこと。
- 4 金融商品仲介業者が、協会員を相手方と して特定外国証券の少人数向け勧誘する場合は、当該協会員に対し転売制限等告知書 の交付及び外国証券内容説明書を交付する ことを要しないこと。
- 5 金融商品仲介業者が、顧客に対し特定外 国証券の少人数向け勧誘を行う場合におけ る外国証券内容説明書の交付の取扱いは、 外国証券規則第 12 条第 2 項各号に定める ところに準じて取り扱うこと。

(国内 CP 等及び私募社債の取扱い)

- 第 11 条 協会員は、国内 CP 等及び私募社債の 取扱いに関し、<u>金融商品仲介業者</u>に対し、次 の各号に掲げる取扱いを遵守させなければな らない。
 - 1 勧誘を行う場合の取扱い
 - イ <u>金融商品仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 及び短期社債等の勧誘を行うに当たっては、「発行体等に関する説明書」等を 当該顧客の求めに応じて交付する等の方 法により、発行者情報及び証券情報の説 明に努めること。

(削る)

(国内 CP 等及び私募社債の取扱い)

- 第 11 条 協会員は、国内 CP 等及び私募社債の 取扱いに関し、<u>証券仲介業者</u>に対し、次の各 号に掲げる取扱いを遵守させなければならな い。
 - 1 勧誘を行う場合の取扱い
 - イ <u>証券仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 及び短期社債等の勧誘を行うに当たっては、「発行体等に関する説明書」等を当該顧客の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。
 - 口 証券仲介業者が、顧客に対し貸付債権 信託受益権等の勧誘を行うに当たって は、当該貸付債権信託受益権等に関する 内容、信託の対象となる貸付債権の概要 等を記載した資料を当該顧客の求めに応

新 旧

- 口 金融商品仲介業者が、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。
- 八 金融商品仲介業者が、私募社債の売買取引等(前記口の取扱い業務に係るものを除く。)の媒介を行う場合には、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を経由して提供する旨を約しているときには、顧客又は協会員に対し、当該情報(金商法に基づき開示が行われている情報を含む。)を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。
- 2 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い 金融商品仲介業者が、顧客に対し国内 CP 等又は私募社債の勧誘を行わずに、顧客の 国内 CP 等又は私募社債の買付けに係る売 買の媒介又は委託の媒介を行い、所属協会 員が当該国内 CP 等又は私募社債を売り付 ける場合には、当該注文が当該顧客の意向 に基づくものである旨の記録を作成のう え、整理及び保存する等適切な管理を行う こと。

(預金等との誤認防止)

第 12 条 特別会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が、 投資信託又は外国投資信託の受益証券、投資 証券、投資法人債券、外国投資証券及び金商 <u>じて交付する等の方法により、その情報</u> の説明に努めること。

- 八 証券仲介業者が、私募社債の取扱い業務を行う場合には、顧客又は協会員に対し、発行体の作成する発行者情報及び証券情報を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。
- 三 <u>証券仲介業者</u>が、私募社債の売買取引等(<u>前記八</u>の取扱い業務に係るものを除く。)の媒介を行う場合には、私募社債の発行体がその社債要項等により私募社債の保有者及び保有者に指定された購入予定者の求めに応じその者に対し当該私募社債に係る発行者情報及び証券情報を直接又は保有者を経由して提供する旨を約しているときには、顧客又は協会員に対し、当該情報(<u>証券取引法</u>に基づき開示が行われている情報を含む。)を記載した資料を当該顧客又は協会員の求めに応じて交付する等の方法により、発行者情報及び証券情報の説明に努めること。
- 2 勧誘によらず売り付ける場合の取扱い <u>証券仲介業者</u>が、顧客に対し国内 CP 等又 は私募社債の勧誘を行わずに、顧客の国内 CP 等又は私募社債の買付けに係る売買の媒 介又は委託の媒介を行い、所属協会員が当 該国内 CP 等又は私募社債を売り付ける場 合には、当該注文が当該顧客の意向に基づ くものである旨の記録を作成のうえ、整理、 保存する等適切な管理を行うこと。

(預金等との誤認防止)

第 12 条 特別会員は、<u>証券仲介業者</u>が、投資 信託又は外国投資信託の受益証券、投資証券、 投資法人債券、外国投資証券及び証券取引法

旧

法施行令第 15 条の 17 に規定する有価証券の 募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、 これらの有価証券と預金等との誤認防止を図 るため、次に掲げる事項について、書面の交 付その他の適切な方法により顧客に対し十分 な説明を行わせなければならない。

- 1 預金等でないこと(保険会社にあっては保険契約でないこと)
- 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の 支払いの対象とはならないこと(保険会社 にあっては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1号に規定する補償対象契約に該当しない こと)
- 3 <u>金商法</u>第79条の21に規定する投資者保 護基金による同法第79条の56の規定に基 づく一般顧客に対する支払の対象でないこ と。_
- 4 元本の返済が保証されていないこと。
- 5 (現行どおり)

(<u>金融商品仲介業者</u>が行う広告等<u>の表示</u>の審 査)

- 第 13 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が行う 金融商品仲介業に係る広告等<u>の表示</u>及び景品 類の提供については、「広告等<u>の表示</u>及び景品 類の提供に関する規則」(次項において「<u>広告</u> 等規則」という。)の規定に準じこれを審査し たものでなければ、当該金融商品仲介業者に 行わせてはならない。
- 2 本協会は、<u>金融商品仲介業者</u>が行った<u>金融</u> <u>商品仲介業</u>に係る広告等<u>の表示</u>及び景品類の 提供が<u>広告等規則</u>第3条又は第4条の規定に 違反し又は違反するおそれがあると認めたと きは、協会員に対し、報告又は資料の提出を 求めることができる。
- 3 (現行どおり)

施行令第 17 条の2 に規定する有価証券の募集又は売付けの勧誘を行うに当たっては、これらの有価証券と預金等との誤認防止を図るため、次に掲げる事項について、書面の交付その他の適切な方法により顧客に対し十分な説明を行わせなければならない。

- 1 預金等でないこと(保険会社にあっては 保険契約でないこと)
- 2 預金保険法第 53 条に規定する保険金の 支払いの対象とはならないこと(保険会社 にあっては保険業法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しない こと)
- 3 <u>証取法</u>第79条の21に規定する投資者保 護基金による同法第79条の56の規定に基 づく一般顧客に対する支払の対象でないこ と
- 4 元本の返済が保証されていないこと
- 5 契約の主体その他預金等との誤認防止に 関し参考となる事項

(証券仲介業者が行う広告等の審査)

- 第 13 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が行う<u>証券</u> <u>仲介業</u>に係る広告等及び景品類の提供については、「広告等及び景品類の提供に関する規則」(<u>公正慣習規則第7号。</u>次項において「<u>広告規則</u>」という。)の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該<u>証券仲介業者</u>に行わせてはならない。
- 2 本協会は、<u>証券仲介業者</u>が行った<u>証券仲介</u> 業に係る広告等及び景品類の提供が<u>広告規則</u> 第3条又は第4条の規定に違反し又は違反す るおそれがあると認めたときは、協会員に対 し、報告又は資料の提出を求めることができ る。
- **3** 協会員は、前項に規定する報告又は資料の 提出の請求に応じなければならない。

旧

(顧客への苦情相談窓口の周知)

該金融商品仲介業者の業務に関する顧客から の苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応す る当該協会員の担当部署を顧客に対して周知 させなければならない。

新

第3章 個人金融商品仲介業者及び外務員等

(本協会への照会)

- 第 15 条 協会員は、金融商品仲介業に係る業 務の委託契約を締結しようとする者(個人に 限る。)及び金融商品仲介業者において外務員 の登録を受けようとする者について、最近5 年間に次の各号に掲げる処分を受けているか どうかを、所定の方法により本協会に照会し なければならない。
 - 1 金商法第66条の25において準用する同 法第 64 条の5第1項の規定による金融商 品仲介業者の外務員の登録の取消し、職務 停止処分
 - 2 金商法第 64 条の5第1項の規定による 外務員の登録の取消し、職務停止処分
 - 3 (現行どおり)
 - 4 「協会員の従業員に関する規則」以下「従 業員規則」という。) 第12条第1項の規定 による従業員の不都合行為者処分
 - 5 「協会員の外務員の資格、登録等に関す る規則」(以下「外務員規則」という。)第 6条第1項又は第2項の規定による外務員 資格の取消し、資格停止処分

2 (現行どおり)

(顧客への苦情相談窓口の周知)

第 14 条 協会員は、金融商品仲介業者に、当 | 第 14 条 協会員は、証券仲介業者に、当該証 券仲介業者の業務に関する顧客からの苦情の 申出及び顧客との間の紛争に対応する当該協 会員の担当部署を顧客に対して周知させなけ ればならない。

第3章 個人証券仲介業者及び外務員等

(本協会への照会)

- 第 15 条 協会員は、証券仲介業に係る業務の 委託契約を締結しようとする者(個人に限 る。)及び証券仲介業者において外務員の登録 を受けようとする者について、最近5年間に 次の各号に掲げる処分を受けているかどうか を、所定の方法により本協会に照会しなけれ ばならない。
 - 1 証取法第66条の23において準用する同 法第 64 条の5第1項の規定による証券仲 介業者の外務員の登録の取消し、職務停止
 - 2 証取法第64条の5第1項(同法第65条 の2第5項において準用する場合を含む。) の規定による外務員の登録の取消し、職務 停止処分
 - 3 第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による 外務員資格の取消し、資格停止処分
 - 4 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規 則第8号。以下「従業員規則」という。)第 14条第1項の規定による従業員の不都合行 為者処分
 - 5 「協会員の外務員の資格、登録等に関す る規則」(公正慣習規則第15号。以下「外 務員規則」という。)第6条第1項又は第2 項の規定による外務員資格の取消し、資格 停止処分
- 2 本協会は、前項の規定により照会を受けた

新 旧

> ときは、照会を受けた日前5年間の当該者に 係る処分の有無及びその概要について、遅滞 なく、所定の方法により当該協会員に回答す る。

(外務員の職務の停止)

- 第 16 条 協会員は、前条第 1 項に定める者が 同項各号のいずれかに該当するときは、次の 各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は 外務員の職務を行うことのないようにしなけ ればならない。
 - 1 前条第1項第1号及び第2号の登録の取 消処分、同項第4号の不都合行為者処分並 びに第3号及び第5号の外務員資格の取消 処分 当該処分を受けた日から5年間
 - 2 前条第1項第1号及び第2号の職務停止 処分並びに第3号及び第5号の外務員資格 停止処分 当該停止期間

(外務員資格)

- 第 17 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又 は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が 外務員規則第4条第1号から第3号までのい ずれかの要件を具備していなければ、外務員 の職務を行うことのないようにしなければな らない。
- 2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則 第2条第2号から第4号の区分に従うものと する。

(外務員資格の特例)

第 17 条の2 特別会員が、金融商品仲介業者 | 第 17 条の2 特別会員が、証券仲介業者への への委託を通じて定款第5条第3号に規定す る登録金融機関業務を行う場合において、当 該特別会員及び当該金融商品仲介業者が「本 会計における会員及び特別会員に共通する経 費等の負担に関する計算の取扱いに関する規 <u>則</u>」第 12 条における「協会員及び非協会員を 協会員を一体とみなす基準について」に定め

(外務行為の停止)

- 第 16 条 協会員は、前条第 1 項に定める者が 同項各号のいずれかに該当するときは、次の 各号の区分に応じ、当該各号に定める期間は 外務行為を行うことのないようにしなければ ならない。
 - 1 前条第1項第1号、第2号の登録の取消 処分、第4号の不都合行為者処分及び第3 号、第5号の外務員資格の取消処分 当該 処分を受けた日から5年間
 - 2 前条第1項第1号、第2号の職務停止処 分及び第3号、第5号の外務員資格停止処 分 当該停止期間

(外務員資格)

- 第 17 条 協会員は、個人証券仲介業者又は証 券仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規 則第4条第1号から第3号までのいずれかの 要件を具備していなければ、外務行為を行う ことのないようにしなければならない。
- 2 前項の外務行為の範囲は、外務員規則第2 条第2号から第4号の区分に従うものとす る。

(外務員資格の特例)

委託を通じて証券業務を行う場合において、 当該特別会員及び当該証券仲介業者が「本会 計における会員及び特別会員に共通する経費 等の負担に関する計算の取扱いについて (理 事会決議)」第 12 条における「協会員及び非

旧

一体とみなす基準について」に定める基準(以下「一体化基準」という。)に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該金融商品仲介業者の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、外務員の職務を行わせることができる。ただし、当該金融商品仲介業者が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会員の委託を受けて金融商品仲介業を行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の<u>外務員の職務</u>の範囲は、外務員規則 第2条第5号又は第6号の区分に従うものと する。
- 3 特別会員は、一体化基準に該当する委託先の金融商品仲介業者が一体化基準に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日から起算して90日の間、当該金融商品仲介業者の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、前項に定める範囲において外務員の職務を行わせることができる。

(資格更新研修の受講等)

第 18 条 会員は、個人金融商品仲介業者及び 金融商品仲介業者の外務員について、第1号 及び第2号に定める期間(以下この条におい て「受講義務期間」という。)内に、本協会の 外務員資格更新研修(以下この条及び次条に おいて「資格更新研修」という。)を受講させ なければならない。

1・2 (現行どおり)

2 (現行どおり)

る基準(以下、「一体化基準」という。)に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該証券仲介業者の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、外務行為を行わせることができる。ただし、当該証券仲介業者が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会員の委託を受けて証券仲介業を行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の<u>外務行為</u>の範囲は、外務員規則第2 条第5号又は第6号の区分に従うものとす る。
- 3 特別会員は、一体化基準に該当する委託先の<u>証券仲介業者</u>が一体化基準に該当しなくなったときは、当該該当しなくなった日から起算して90日の間、当該<u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員が外務員規則第4条第4号又は第5号のいずれかの要件を具備していれば、前項に定める範囲において<u>外務行為</u>を行わせることができる。

(資格更新研修の受講等)

- 第 18 条 会員は、個人証券仲介業者及び証券 仲介業者の外務員について、第1号及び第2 号に定める期間(以下この条において「受講 義務期間」という。)内に、本協会の外務員資 格更新研修(以下この条及び次条において「資 格更新研修」という。)を受講させなければな らない。
 - 1 当該登録を受けた日後 180 日以内
 - 2 当該登録を受けた日から5年目ごとに5 年目ごとの日の属する月の初日から1年以 内
- 2 前項の場合において、次の各号のいずれか に該当する者が当該各号に該当することとな ったときの資格更新研修に限り、同項の適用 はないものとする。

旧 受講義務期間の初日

- 1 受講義務期間の初日前2年以内に<u>「外務</u> <u>員等資格試験に関する規則」</u>(以下「試験規 則」という。)第3条第1号から第3号によ る資格試験又は平成18年4月1日施行の改 正前の<u>証券外務員等資格試験規則</u>による信 用取引外務員資格試験若しくは会員営業責 任者資格試験(次号において「資格試験」 という。)に合格した者又は資格更新研修を 修了した者
- 2・3 (現行どおり)
- 3 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員について、当該期間の最終日(第5項において「受講義務期限」という。)の翌日から当該者の外務員資格(外務員規則第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その旨を会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。
- 4 協会員は、前項の規定により外務員資格の 効力を停止された者がその外務員資格の効力 の停止が解除されるまでの間は<u>外務員の職務</u> を行うことのないようにしなければならな い。
- 5 本協会は、第3項の規定により外務員資格 の効力を停止された者が当該受講義務期限の 翌日から 180 日以内に、資格更新研修を受講 し修了したときは、その修了日に外務員資格 の効力の停止を解除し、その旨を会員を通じ て金融商品仲介業者に通知する。
- 6 本協会は、前項の規定による資格更新研修 を修了しなかった者(前項に定める期間に外 務員の登録を抹消した場合を含む。)につい て、外務員資格を取消し、その旨を会員を通

- 1 受講義務期間の初日前2年以内に<u>証券外務員等資格試験規則</u>(以下「試験規則」という。)<u>第12条第1号、第3号若しくは第5号</u>による資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の<u>試験規則</u>による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者又は資格更新研修を修了した者
- 2 受講義務期間内に資格試験に合格した者
- 3 本協会がやむを得ない事由により資格更 新研修の受講が困難であると認めた者(な お、本協会が認めるにあたっては、一定の 条件を付することができる。)
- 3 本協会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人証券仲介業者又は証券仲介業者の外務員について、当該期間の最終日(第5項において「受講義務期限」という。)の翌日から当該者の外務員資格(外務員規則第4条第1号から第3号までに規定する外務員資格をいう。以下この条において同じ。)の効力を停止し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。
- 4 協会員は、前項の規定により外務員資格の 効力を停止された者がその外務員資格の効力 の停止が解除されるまでの間は<u>外務行為</u>を行 うことのないようにしなければならない。
- 5 本協会は、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者が当該受講義務期限の翌日から180日以内に、資格更新研修を受講し修了したときは、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。
- 6 本協会は、前項の規定による資格更新研修 を修了しなかった者(前項に定める期間に外 務員の登録を抹消した場合を含む。)につい て、外務員資格を取消し、その旨を会員を通

じて金融商品仲介業者に通知する。

7 本協会は、第3項、第5項又は前項の通知 を行ったときは、これを当該金融商品仲介業 者のすべての所属協会員に周知する。

(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)

- 第 18 条の2 会員は、個人金融商品仲介業者 (金融商品仲介業者の登録を受ける前の者で あって、金融商品仲介業者に係る業務の委託 契約を締結した者を含む。)のうち試験規則第 13条により受験し合格した者(過去において 個人金融商品仲介業者の登録又は外務員の登 録を行っており、かつ、本協会規則により外 務員資格を取り消されたことがない者を除 く。次項において同じ。) が合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて金融商品仲介 行為を行うときは、金融商品仲介業の登録を 受ける日前に、資格更新研修を受講させなけ ればならない。ただし、試験規則第13条によ リ受験し合格した者が当該合格の日以降、当 該業務を行う日前に、次の各号に掲げる試験 に合格した者である場合は、この限りでない。 (現行どおり)
 - 3 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の<u>証券</u> <u>外務員等資格試験規則</u>による信用取引外務 員資格試験
 - 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の<u>証券</u> <u>外務員等試験規則</u>による会員営業責任者資 格試験
- 2 会員は、<u>金融商品仲介業者</u>の役員又は従業員のうち試験規則<u>第 13 条</u>により受験し合格した者が合格の日から 2 年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、外務員の登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則<u>第 13 条</u>により受験し合格し

旧

じて証券仲介業者に通知するものとする。

7 本協会は、第3項、第5項又は前項の通知 を行ったときは、これを当該<u>証券仲介業者</u>の 全ての所属協会員に周知するものとする。

(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)

- 第18条の2 会員は、個人証券仲介業者(証券 仲介業の登録を受ける前の者であって、証券 仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を 含む。) のうち試験規則第23条により受験し 合格した者(過去において個人証券仲介業者 の登録又は外務員の登録を行っており、かつ、 本協会規則により外務員資格を取り消された ことがない者を除く。次項において同じ。)が 合格の日から2年を経過した日以降に、初め て証券仲介業務を行うときは、証券仲介業の 登録を受ける日前に、資格更新研修を受講さ せなければならない。ただし、試験規則第23 条により受験し合格した者が当該合格の日以 降、当該業務を行う日前に、次の各号に掲げ る試験に合格した者である場合は、この限り でない。
 - 1 試験規則による一種外務員資格試験
 - 2 試験規則による会員内部管理責任者資格 試験
 - 3 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の<u>試験</u> 規則による信用取引外務員資格試験
 - 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の<u>試験</u> 規則による会員営業責任者資格試験
- 2 会員は、<u>証券仲介業者</u>の役員又は従業員の うち試験規則<u>第 23 条</u>により受験し合格した 者が合格の日から 2 年を経過した日以降に、 外務員の登録を初めて受けようとするとき は、外務員の登録を受けようとする日前に、 資格更新研修を受講させなければならない。 ただし、試験規則<u>第 23 条</u>により受験し合格し

た者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。

3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員は、当該受講者について、前条に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。

(指定研修の受講)

第 19 条 特別会員は、個人金融商品仲介業者 及び金融商品仲介業者の外務員(会員を所属 金融商品取引業者とする個人金融商品仲介業 者及び金融商品仲介業者の外務員を除く。)に ついて、第1号及び第2号に定める期間(次 項において「受講義務期間」という。)内に、 本協会が指定する研修(次項において「本協 会の指定研修」という。)を受講させなければ ならない。

1・2 (現行どおり)

2 (現行どおり)

1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第3条第1号から第3号まで若しくは第7号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の証券外務員等資格試験規則による信用取引外務員資格試験、会員営業責任者資格試験若しくは特別会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者

2 (現行どおり)

旧

た者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。

3 第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員は、当該受講者について、第18条に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。

(指定研修の受講)

- 第 19 条 特別会員は、個人証券仲介業者及び 証券仲介業者の外務員(会員を所属証券会社 等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者 の外務員を除く。)について、第1号及び第2 号に定める期間(次項において「受講義務期間」という。)内に、本協会が指定する研修(次 項において「本協会の指定研修」という。)を 受講させなければならない。
 - 1 当該登録を受けた日後 180 日以内
 - 2 当該登録を受けた日から3年目ごとに3 年目ごとの日の属する月の初日から1年以 内
- 2 前項の場合において、次の各号のいずれか に該当する者が当該各号に該当することとな ったときの本協会の指定研修に限り、同項の 適用はないものとする。
 - 1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第12条第1号、第3号、第5号若しくは第10号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験、会員営業責任者資格試験者しくは特別会員営業責任者資格試験(次号において「資格試験」という。)に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者
 - 2 受講義務期間内に資格試験に合格した者

旧

(金融商品仲介業者の外務員の登録事務)

新

- 第 20 条 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>がその 外務員の登録申請書又は同登録事項の変更等 の届出書を本協会に提出しようとする場合に は、当該協会員を通じて当該登録申請書等を 本協会に提出させなければならない。
- 2 本協会が行う金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務(金商法第66条の25において準用する同法第64条の7第1項の規定により金融庁長官から委任を受けた金融商品仲介業者の外務員の登録に関する事務をいう。)については、金商法の規定に従うとともに、外務員規則の規定に準じて行われるものとする。この場合において、金融商品仲介業者に対して通知する必要があるときは、協会員を通じて行う。

(金融商品仲介業者の外務員処分の通知及び所属協会員への周知)

- 第 21 条 本協会は、<u>金融商品仲介業者</u>の外務 員について、<u>金商法第 66 条の 25</u> において準 用する同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による <u>金融商品仲介業者</u>の外務員の登録の取消し又 は職務停止処分を行ったときは、遅滞なく、 その旨を協会員を通じて<u>金融商品仲介業者</u>に 通知する。
- **2** 本協会は、前項の通知を行ったときは、これをすべての所属協会員に周知する。

(金融商品仲介業者の外務員についての処分内容の公表)

第 22 条 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。

1 (現行どおり)

(証券仲介業者の外務員の登録事務)

- 第 20 条 協会員は、<u>証券仲介業者</u>がその外務 員の登録申請書又は同登録事項の変更等の届 出書を本協会に提出しようとする場合には、 当該協会員を通じて当該登録申請書等を本協 会に提出させなければならない。
- 2 本協会が行う<u>証券仲介業者</u>の外務員の登録 に関する事務(<u>証取法第66条の23</u>において 準用する同法第64条の7第1項の規定により 金融庁長官から委任を受けた<u>証券仲介業者</u>の 外務員の登録に関する事務をいう。)について は、<u>証取法</u>の規定に従うとともに、外務員規 則の規定に準じて行われるものとする。この 場合において、<u>証券仲介業者</u>に対して通知す る必要があるときは、協会員を通じて行う<u>も</u> のとする。

(<u>証券仲介業者</u>の外務員処分の通知及び所属協会員への周知)

- 第 21 条 本協会は、<u>証券仲介業者</u>の外務員に ついて、<u>証取法第 66 条の 23</u> において準用す る同法第 64 条の 5 第 1 項の規定による<u>証券</u> 仲介業者の外務員の登録の取消し又は職務停 止処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を 協会員を通じて<u>証券仲介業者</u>に通知する<u>もの</u> とする。
- 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを全ての所属協会員に周知するものとする。

(<u>証券仲介業者</u>の外務員についての処分内容の公表)

- 第 22 条 本協会は、前条第 1 項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。
 - 1 公表対象

新 旧

2 公表内容

処分の対象となる行為があった金融商品 仲介業者名、営業所又は事務所の名称、役 職名、当該行為の概要及び処分内容

(外務員の職務停止処分者等の研修)

第 23 条 協会員は、金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の業務停止 処分を受けた個人金融商品仲介業者及び同法 第66条の25において準用する同法第64条の 5 第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外 務員の職務停止処分を受けた者について、速 やかに、本協会が指定する研修を受講させな ければならない。

(禁止行為)

- は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に 掲げる行為を行うことのないようにしなけれ ばならない。
 - 1 金融商品仲介行為につき、有価証券又は デリバティブ取引(以下この号、次号及び 第3号において「有価証券等」という。)につ いて顧客(信託会社等が、信託契約に基づ いて信託をする者の計算において、有価証 券の売買又はデリバティブ取引を行う場合 にあっては、当該信託をする者を含む。以 下この号、次号及び第3号において同じ。) に損失が生ずることとなり、又はあらかじ め定めた額の利益が生じないこととなった 場合には自己又は第三者がその全部又は一 部を補填し、又は補足するため当該顧客又 は第三者に財産上の利益を提供する旨を当 該顧客又はその指定した者に対し、申し込 み、若しくは約束し、又は第三者<u>に</u>申し込 |

証券取引等監視委員会が、金融庁設置法 第20条第1項の規定に基づき、勧告を行っ たもの

2 公表内容

所属する証券仲介業者名、所属する営業 所又は事務所の名称、役職名、法令等違反 行為の概要及び処分内容

(外務員の職務停止処分者等の研修)

第 23 条 協会員は、証取法第 66 条の 18 第 1 項の規定により証券仲介業者の業務停止処分 を受けた個人証券仲介業者及び証取法第 66 条の23において準用する同法第64条の5第 1項の規定により証券仲介業者の外務員の職 務停止処分を受けた者について、速やかに、 本協会が指定する研修を受講させなければな らない。

(禁止行為)

- 第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又 | 第 24 条 協会員は、個人証券仲介業者又は証 券仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行 為を行うことのないようにしなければならな ll.
 - 1 証券仲介行為につき、有価証券又は有価 証券指数等先物取引、オプション若しくは 外国市場証券先物取引(以下この号、次号 及び第3号において「有価証券等」という。) について顧客(信託会社等が、信託契約に 基づいて信託をする者の計算において、有 価証券の売買等、有価証券指数等先物取引、 有価証券オプション取引又は外国市場証券 先物取引を行う場合にあっては、当該信託 をする者を含む。以下この号、次号及び第 3号において同じ。)に損失が生ずることと なり、又はあらかじめ定めた額の利益が生 じないこととなった場合には自己又は第三 者がその全部又は一部を補填し、又は補足 するため当該顧客又は第三者に財産上の利

新 旧

ませ、若しくは約束させること。

- 2 金融商品仲介行為につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
- 3 <u>金融商品仲介行為</u>につき、有価証券等に ついて生じた顧客の損失の全部若しくは一 部を補填し、又はこれらについて生じた顧 客の利益に追加するため、当該顧客又は第 三者に対し、財産上の利益を提供し、又は 第三者に提供させること。
- 4 <u>金融商品仲介行為</u>につき、顧客の同意を 得ずに、当該顧客の計算による有価証券の 売買その他の取引等の媒介を行うこと。
- 5 (現行どおり)
- 6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。以下同じ。)又は特定店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(金商法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するものを除く。)のうち、有価証券関連デリバティブ取引又は店頭金融先物取引のいずれにも該当しないものをい

益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者<u>をして</u>申し込ませ、若しくは約束させること。

- 2 <u>証券仲介行為</u>につき、自己又は第三者が 当該有価証券等について生じた顧客の損失 の全部若しくは一部を補填し、又はこれら について生じた顧客の利益に追加するため 当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供 する旨を、当該顧客又はその指定した者に 対し、申し込み、若しくは約束し、又は第 三者<u>をして</u>申し込ませ、若しくは約束させ ること。
- 3 <u>証券仲介行為</u>につき、<u>当該</u>有価証券等に ついて生じた顧客の損失の全部若しくは一 部を補填し、又はこれらについて生じた顧 客の利益に追加するため、当該顧客又は第 三者に対し、財産上の利益を提供し、又は 第三者をして提供させること。
- 4 <u>証券仲介行為</u>につき、顧客の同意を得ず に、当該顧客の計算による有価証券の売買 その他の取引等の媒介を行うこと。
- 5 いかなる名義を用いているかを問わず、 所属協会員以外の協会員に顧客の有価証券 の売買その他の取引等の注文を出すこと。
- 6 いかなる名義を用いているかを問わず、 自己の計算において信用取引又は有価証券 先物取引、有価証券指数等先物取引、有価 証券オプション取引、外国市場証券先物取 引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 を行うこと。

旧

う。以下同じ。)を行うこと。

- 7 <u>金融商品仲介行為</u>につき、顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。
- 8 有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>について、<u>金融商品仲介業</u>に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
- 9 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の 売買その他の取引等の媒介につき、自己が その相手方となって当該有価証券の売買そ の他の取引等を成立させること。
- 10 金融商品仲介行為につき、顧客の有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。
- 11 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の 売買その他の取引等の媒介を行う場合にお いて、<u>仮名取引である</u>ことを知りながら当 該媒介を行うこと。
- 12 自己の有価証券の売買その他の取引<u>有</u> <u>価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭</u> <u>デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は 住所を使用すること。
- 13 所属する<u>金融商品仲介業者</u>又は所属協会 員から顧客に交付するために預託された<u>金</u> <u>融商品仲介業</u>に関する書類を遅滞なく、当 該顧客に交付しないこと。
- 14 <u>金融商品仲介業</u>に係る顧客の有価証券の 売買その他の取引等に関して顧客と金銭、 有価証券の貸借(顧客の債務の立替えを含

- 7 <u>証券仲介行為</u>につき、顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の有価証券の売買その他の取引等の勧誘を行うこと。
- 8 有価証券の売買その他の取引又は<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</u>について、<u>証券仲介業</u>に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
- 9 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買 その他の取引等の媒介につき、自己がその 相手方となって当該有価証券の売買その他 の取引等を成立させること。
- 10 顧客の有価証券の売買その他の取引又は 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは 有価証券店頭デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその 親族その他自己と特別の関係のある者の名 義又は住所を使用させること。
- 11 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買 その他の取引等の媒介を行う場合におい て、<u>本人名義以外の名義を使用している</u>こ とを知りながら当該媒介を行うこと。
- 12 自己の有価証券の売買その他の取引<u>又は</u> 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは 有価証券店頭デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。
- 13 所属する<u>証券仲介業者</u>又は所属協会員から顧客に交付するために預託された<u>証券仲介業</u>に関する書類を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。
- 14 <u>証券仲介業</u>に係る顧客の有価証券の売買 その他の取引等に関して顧客と金銭、有価 証券の貸借(顧客の債務の立替えを含む。)

旧

- む。) を行うこと。
- 15 金融商品仲介業により知り得た秘密を漏洩すること。
- 16 協会員の審査を受けずに、<u>個人金融商品</u> <u>仲介業者</u>又は外務員限りで<u>金融商品仲介業</u> に係る広告等<u>の表示</u>又は景品類の提供を行 うこと。
- 17 金融商品仲介行為につき、投資信託受益 証券等(投資信託若しくは外国投資信託の 受益証券(金商業等府令第65条第2号イか らハまでに掲げるもの及びこれらと同様の 性質を有するものを除く。) 投資証券又は 外国投資証券で投資証券に類する証券をい い、取引所金融商品市場に上場されている ものに該当するものを除く。以下この号に おいて同じ。)の乗換え(現に保有している 投資信託受益証券等に係る投資信託契約の 一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資 信託受益証券等の売付け若しくはその委託 等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買 付け若しくはその委託等をいう。以下この 号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客 (特定投資家(金商法第2条第31項に規定 する特定投資家(同法第34条の2第5項の 規定により特定投資家以外の顧客とみなさ れる者を除き、同法第34条の3第4項(同 法第34条の4第4項において準用する場 合を含む。)の規定により特定投資家とみな される者を含む。)をいう。)を除く。)に対 して、当該乗換えに関する重要な事項につ いて説明を行わないこと。

(削る)

- を行うこと。
- 15 <u>証券仲介業</u>により知り得た秘密を漏洩すること。
- 16 協会員の審査を受けずに、<u>個人証券仲介</u> 業者又は外務員限りで<u>証券仲介業</u>に係る広 告等又は景品類の提供を行うこと。
- 17 証券仲介行為につき、投資信託受益証券 等(投資信託若しくは外国投資信託の受益 証券(「証券会社に関する内閣府令」第 21 条第2号イから八までに掲げるもの及びこ れらと同様の性質を有するものを除く。入 投資証券又は外国投資証券で投資証券に類 する証券をいい、証券取引所に上場されて いるもの及び店頭売買有価証券に該当する ものを除く。以下この号において同じ。)の 乗換え(現に保有している投資信託受益証 券等に係る投資信託契約の一部解約若しく は投資口の払戻し又は投資信託受益証券等 の売付け若しくはその委託等を伴う投資信 託受益証券等の取得又は買付け若しくはそ の委託等をいう。以下この号において同 じ。)を勧誘するに際し、顧客(証取法第2 条第3項第1号に規定する適格機関投資家 を除く。)に対して、当該乗換えに関する重 要な事項について説明を行わないこと。

18 証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買 その他の取引等の媒介につき、証取法第 42 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為を 行うこと。

(不適切行為)

(不適切行為)

第 25 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者 の外務員が、次の各号に掲げる行為(以下次 条において「不適切行為」という。)を行うこ とのないようにしなければならない。

1 (現行どおり)

- 2 有価証券又は<u>有価証券関連デリバティブ</u> 取引の<u>性質</u>又は取引の条件について、顧客 を誤認させるような勧誘をすること。
- 3 有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。)の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。

4 (現行どおり)

(事故連絡)

第 26 条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に法令又は第 17 条、第 24 条各号に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為(以下この条及び次条において「事故」という。)があったことを知ったときは、直ちにその事情を調査するとともに、前条に規定する不適切行為が過失による場合を除き、当該事故の内容を記載した所定の様式による事故連絡書を本協会

旧

- 第 25 条 協会員は、<u>証券仲介業</u>に関し、<u>個人</u> <u>証券仲介業</u>者又は<u>証券仲介業者</u>の外務員が、 次の各号に掲げる行為(以下次条において「不 適切行為」という。)を行うことのないように しなければならない。
 - 1 銘柄、価格、数量、指値又は成行の区別 等顧客の注文内容について確認しないで、 当該顧客の計算による有価証券の売買その 他の取引等の媒介を行うこと。
 - 2 有価証券又は<u>有価証券指数等先物取引、</u> オプション若しくは外国市場証券先物取引 の性格又は取引の条件について、顧客を誤 認させるような勧誘をすること。
 - 3 有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落又は有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。)の約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
 - 4 顧客の計算による有価証券の売買その他の取引等を媒介する際に、過失により事務処理を誤ること。

(事故連絡)

第 26 条 協会員は、証券仲介業に関し、個人 証券仲介業者若しくは証券仲介業者の外務員 又はこれらであった者に法令又は第 17 条、第 24 条各号に違反する行為若しくは前条各号 の不適切行為(以下この条及び次条において 「証券事故」という。)があったことを知った ときは、直ちにその事情を調査するとともに、 当該証券事故の内容を記載した所定の様式に よる事故連絡書を本協会に提出しなければな らない(不適切行為が過失による場合には事

に提出しなければならない。

- 2 本協会は、前項の事故連絡書の事故の内容 について、必要があると認めるときは、当該 協会員に対し、報告又は資料の提出を求める ことができる。
- 3 (現行どおり)

(事故顛末報告)

第 27 条 協会員は、前条に規定する事故 (第 | 第 27 条 協会員は、前条に規定する証券事故 25 条に規定する不適切行為が過失による場 合を除く。)についてその詳細が判明したとき は、遅滞なく、その顛末を記載した所定の様 式による事故顛末報告書を本協会に提出しな ければならない。

(審 查)

第 28 条 (現行どおり)

(外務員資格の取消し、停止処分)

第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員 第 29 条 本協会は、前条の規定により協会員 から提出のあった事故顛末報告書を審査した 結果、個人金融商品仲介業者若しくは金融商 品仲介業者の外務員又はこれらであった者が 金商法第66条の20第1項の規定による金融 商品仲介業者の登録に関する処分又は同法第 66条の25において準用する同法第64条の5 第1項の規定による外務員の登録に関する処 分に相当する場合と認めたときは、当該者の 外務員資格(外務員規則第4条に規定するす)

旧

故連絡書の提出は要しない。

- 2 本協会は、前項の事故連絡書の証券事故の 内容について、必要があると認めるときは、 当該協会員に対し、報告又は資料の提出を求 めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の 提出の請求に応じなければならない。

(事故顛末報告)

についてその詳細が判明したときは、遅滞な く、その顛末を記載した所定の様式による事 故顛末報告書を本協会に提出しなければなら ない(不適切行為が過失による場合には事故 顛末報告書の提出は要しない。

(審 查)

- 第 28 条 本協会は、前条の規定により事故顔 末報告書の提出があったときは、その内容に ついて審査する。
- 2 本協会は、前項の審査のために必要がある と認めるときは、当該協会員に対し、その報 告の内容について説明を求め又は証拠書類等 の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する説明又は証拠書 類等の提出の請求に応じなければならない。

(外務員資格の取消し、停止処分)

から提出のあった事故顛末報告書を審査した 結果、個人証券仲介業者若しくは証券仲介業 者の外務員又はこれらであった者が証取法第 66 条の 18 第1項の規定による証券仲介業者 の登録に関する処分又は証取法第66条の23 において準用する同法第64条の5第1項の 規定による外務員の登録に関する処分に相当 する場合と認めたときは、当該者の外務員資 格(外務員規則第4条に規定する<u>全て</u>の外務

べての外務員資格をいう。次項において同じ。)を取り消し(以下この条において「外務員資格取消処分」という。) 又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。

2 (現行どおり)

- 1 1月を超える期間の外務員資格停止処分 を受けた者が、その決定を受けた日から5 年以内に、再度その外務員資格の効力の停 止期間が1月を超える外務員資格停止処分 に相当する事由が生じたとき。
- 2 外務員資格停止処分を受けた者が、その 決定を受けた日から5年以内に、再度外務 員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中 にさらに外務員資格停止処分<u>に相当する事</u> 由が生じたとき。
- 3 本協会は、前2項の規定により外務員資格 取消処分、又は外務員資格停止処分をしたと きは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じ て当該金融商品仲介業者に通知する。この場 合において、当該外務員が退職その他の理由 により他の協会員に所属しているとき、又は 他の協会員を所属金融商品取引業者等とする 金融商品仲介業者に所属している若しくは個 人金融商品仲介業者となっているときは、当 該他の協会員にも併せて通知する。
- 4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属協会員に周知する。
- 5 協会員は、第1項又は第2項の規定により 外務員資格取消処分を受けた者について、そ の決定を受けた日から5年間は、当該者が<u>外</u> 務員の職務を行うことのないようにしなけれ

員資格をいう。次項において同じ。)を取り消し(以下この条において「外務員資格取消処分」という。) 又は2年以内の期間を定めて当該者の外務員資格の効力を停止(以下この条において「外務員資格停止処分」という。)する。

- 2 本協会は、前項又は外務員規則第6条第1 項の規定により外務員資格停止処分を受けた 者が、次の各号のいずれかに該当することと なったときは、当該者の外務員資格を取り消 す。
 - 1 1月を超える期間の外務員資格停止処分 を受けた者が、その決定を受けた日から5 年以内に、再度その外務員資格の効力の停 止期間が1月を超える外務員資格停止処分 を受けることとなったとき
 - 2 外務員資格停止処分を受けた者が、その 決定を受けた日から5年以内に、再度外務 員資格停止処分を受け、かつ、当該期間中 にさらに外務員資格停止処分<u>を受けること</u> となったとき
- 3 本協会は、前2項の規定により外務員資格 取消処分、又は外務員資格停止処分をしたと きは、遅滞なく、その旨を当該協会員を通じ て当該証券仲介業者に通知するものとする。

- 4 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを当該<u>証券仲介業者の全て</u>の所属協会員に 周知する<u>ものとする</u>。
- 5 協会員は、第1項又は第2項の規定により 外務員資格取消処分を受けた者について、そ の決定を受けた日から5年間は、当該者が<u>外</u> <u>務行為</u>を行うことのないようにしなければな

ばならない。ただし、第8項において準用す る従業員規則第 15 条第1項の規定により外 務員資格取消処分の取扱いを解除された者に ついては、この限りでない。

6 協会員は、第1項の規定により外務員資格 停止処分を受けた者について、その外務員資 格の効力の停止期間中は、当該者が外務員の 職務を行うことのないようにしなければなら ない。ただし、第8項において準用する従業 員規則第第 15 条第1項の規定により外務員 資格停止処分の取扱いを解除された者につい ては、この限りでない。

7 (現行どおり)

8 従業員規則第 13 条から第 15 条までの規定 8 従業員規則第 15 条から第 17 条までの規定 は、第1項又は第2項の規定により外務員資 格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処 分を受けた者について準用する。

第4章 雑 則

(報 告)

第 30 条 (現行どおり)

- 1 金融商品仲介業の委託契約を締結した者 が金融商品仲介業の登録を受けた場合
- 2 金融商品仲介業者に金融商品仲介行為に 係る業務の委託を行った場合
- 3 金融商品仲介業者に前号の委託を行わな くなった場合
- 4 金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名 が変更された場合
- 5 金融商品仲介業者が登録を受ける財務局 (財務支局)が変更された場合

旧

らない。ただし、第8項において準用する従 業員規則第 17 条第1項の規定により外務員 資格取消処分の取扱いを解除された者につい ては、この限りでない。

- 6 協会員は、第1項の規定により外務員資格 停止処分を受けた者について、その外務員資 格の効力の停止期間中は、当該者が外務行為 を行うことのないようにしなければならな い。ただし、第8項において準用する従業員 規則第 17 条第1項の規定により外務員資格 停止処分の取扱いを解除された者について は、この限りでない。
- 7 協会員は、第1項の規定により外務員資格 停止処分を受けた者について、速やかに、本 協会が指定する研修を受講させなければなら ない。
- は、第1項又は第2項の規定により外務員資 格取消処分を受けた者及び外務員資格停止処 分を受けた者について準用する。

第4章 雑 則

(報告)

- 第30条 協会員は、次の各号に掲げる場合に 該当することとなったときは、遅滞なく、所 定の様式によりその内容を本協会に報告しな ければならない。
 - 1 証券仲介業の委託契約を締結した者が証 券仲介業の登録を受けた場合
 - 2 証券仲介業者に証券仲介行為に係る業務 の委託を行った場合
 - 3 証券仲介業者に前号の委託を行わなくな った場合
 - 4 証券仲介業者の商号、名称又は氏名が変 更された場合
 - 5 証券仲介業者が登録を受ける財務局(財 務支局)が変更された場合

6 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介 業者又はその役員若しくは従業員に法令又 は諸規則に反する行為があったことを知っ た場合(第26条の規定に基づく「事故連絡 書」及び第27条の規定に基づく「事故顛末 報告書」により報告を行った場合を除く。

7 (現行どおり)

次号において同じ。)

- 8 <u>金融商品仲介業者</u>に対し<u>金商法</u>の規定に 基づく検査が開始されたこと、及び当該検 査が終了したことを知った場合
- 9 <u>金融商品仲介業者</u>が<u>金商法第 66 条の 20</u> の規定による登録の取り消し、業務の停止 又は役員の解任命令を受けたことを知った 場合
- 10 <u>金融商品仲介業</u>に関連し、<u>金融商品仲介</u> 業者又はその役員若しくは従業員が<u>金商法</u> その他の法令の規定により罰金以上の刑を 受けたことを知った場合
- 11 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介 業者が訴訟又は調停の当事者となったこと を知った場合及び訴訟又は調停が終結した ことを知った場合(定款の施行に関する規 則第6条第1項<u>第41号</u>又は<u>同条</u>第2項<u>第</u> 29号の規定に基づく報告を行った場合を 除く。)
- 12 金融商品仲介業者が第 17 条の2に定める一体化基準に該当した場合
- 13 <u>金融商品仲介業者</u>が第 17 条の 2 に定める一体化基準に該当しなくなった場合

14 (現行どおり)

(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)

第 31 条 一の金融商品仲介業者に複数の協会 員が金融商品仲介業の委託を行うこととなっ た場合には、当該複数の協会員が協議し、当 該複数の協会員を代表する一の協会員(以下 旧

- 6 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>又は その役員若しくは従業員に法令又は諸規則 に反する行為があったことを知った場合 (第 26 条の規定に基づく「事故連絡書」及 び第 27 条の規定に基づく「事故顛末報告 書」により報告を行った場合を除く。次号 において同じ。)
- 7 前号の行為の詳細が判明した場合
- 8 <u>証券仲介業者</u>に対し<u>証取法</u>の規定に基づ く検査が開始されたこと、及び当該検査が 終了したことを知った場合
- 9 <u>証券仲介業者</u>が<u>証取法第66条の18</u>の規 定による登録の取り消し、業務の停止又は 役員の解任命令を受けたことを知った場合
- 10 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>又は その役員若しくは従業員が<u>証取法</u>その他の 法令の規定により罰金以上の刑を受けたこ とを知った場合
- 11 <u>証券仲介業</u>に関連し、<u>証券仲介業者</u>が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合(定款の施行に関する規則第6条第1項<u>第42号</u>又は第2項<u>第25号</u>の規定に基づく報告を行った場合を除く。)
- 12 証券仲介業者が第 17 条の2に定める一体化基準に該当した場合
- 13 <u>証券仲介業者</u>が第 17 条の2に定める一 体化基準に該当しなくなった場合
- 14 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

(複数の協会員が委託を行う場合の取扱い)

第 31 条 一の<u>証券仲介業者</u>に複数の協会員が <u>証券仲介業</u>の委託を行うこととなった場合に は、当該複数の協会員が協議し、当該複数の 協会員を代表する一の協会員(以下「代表協

「代表協会員」という。)を定め、代表協会員 は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付の うえ、直ちに所定の様式により本協会に届け 出るものとする。代表協会員を変更した場合 も同様とする。

- 2 前項において、一の金融商品仲介業者に会 員及び特別会員が金融商品仲介業の委託を行 うこととなった場合には、当該会員のうちか ら代表協会員を定めるものとする。
- 3 金融商品仲介業者に係る本協会への次の各 号に掲げる手続きについては、代表協会員が 行うものとする。

(現行どおり)

4 本協会は、前項の場合において、金融商品 仲介業者に対して通知をする必要があるとき は、代表協会員を通じて行うものとする。

(電磁的方法による書面の交付等)

- **第 32 条** 次に掲げる書面については、当該書 | **第 32 条** 次に掲げる書面については、当該書 面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による 提供等の取扱いに関する規則」の定めに準じ て、当該書面に記載すべき事項について電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により提供すること ができる。
 - (現行どおり)
 - 2 第 10 条の2第1号に規定する外国証券 内容説明書

旧

会員」という。)を定め、代表協会員は、当該 証券仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに 所定の様式により本協会に届け出るものとす る。代表協会員を変更した場合も同様とする。

- 2 前項において、一の証券仲介業者に会員及 び特別会員が証券仲介業の委託を行うことと なった場合には、当該会員のうちから代表協 会員を定めるものとする。
- 3 証券仲介業者に係る本協会への次の各号に 掲げる手続きについては、代表協会員が行う ものとする。
 - 1 第 18 条第1項に定める本協会の外務員 資格更新研修の受講の申込み
 - 2 第 19 条第 1 項に定める本協会の指定研 修の実施の報告
 - 3 第 20 条第 1 項に定める外務員の登録申 請書等の提出
 - 4 前条第1号、第4号及び第5号の報告
 - 5 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要 と認める場合
- 4 本協会は、前項の場合において、証券仲介 業者に対して通知をする必要があるときは、 代表協会員を通じて行うものとする。

(電磁的方法による書面の交付等)

- 面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による 提供等の取扱いについて」(理事会決議)の定 めに準じて、当該書面に記載すべき事項につ いて電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法により提供 することができる。
 - 1 第 10 条第2号に規定する転売制限等告 知書
 - 2 第 10 条第3号イに規定する外国証券内 容説明書

新	IB
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す	
る 。	

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新	iii
<u>外務員等資格試験委員会規則</u>	<u>証券外務員等資格試験規則</u>
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第77条第3項 の規定に基づき、外務員等資格試験委員会 (以下「委員会」という。)の構成及び運 営に関し必要な事項を定める。

(処理細則)

第 2 条 委員会は、議事手続きその他会議 | 第 2 条 委員会は、議事手続きその他会議 の運営等に関し必要があると認めるとき は、この規則に定めるものを除くほか、別し に必要な事項を定めることができる。

第2章 委員 会

(構 成)

第 3 条 (現行どおり)

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第70条第3項の 規定に基づき、証券外務員等資格試験委員 会(以下「委員会」という。)の構成及び 運営並びに証券外務員等の資格試験(以下 「試験」という。)の執行に関し必要な事 項を定める。

(処理細則)

の運営又は試験の執行に関し必要がある と認めるときは、この規則に定めるものを 除くほか、別に必要な事項を定めることが できる。

第2章 委員 会

(構 成)

第3条 委員会は、自主規制会議の委員、 会員代表者、特別会員代表者、会員の役員 若しくは従業員(定款の施行に関する規則 第3条第3項に規定する会員支配会社の 役員若しくは従業員を含む。以下本条にお いて同じ。〉、特別会員の役員若しくは従業 員又は学識経験者のうちから選任する委 員9人以内をもって構成する。

新	IB
(委員)	(委員)
第 4 条 (現行どおり) 2	第 4 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3	3 委員の任期が満了したときは、その後任 の委員が選任されるまでは、前任の委員が その職務を継続して執行する。
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
第5条 (現行どおり) 2	第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を それぞれ1人おく。 2 委員長及び副委員長は、委員のうちか
	ら、自主規制会議の同意を得て、自主規制 会議議長がこれを選任する。
3	3 委員長は、会議の議長となり、試験の執 行を指揮する。
4	4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が 欠け又は事故があるときは、その職務を行 い又は代理する。
(会議の招集)	(会議の招集)
第 6 条 (現行どおり)	第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員 長が招集する。
2	2 委員長は、必要があると認めるときは、 委員会の同意を得て委員以外の者の出席 を求め、その意見を聞くことができる。
(定 足 数) 第 7 条 (現行どおり)	(定足数) 第7条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ 議事を開き、議決を行うことができない。

新	IB
(議 決)	(議 決)
第8条 (現行どおり) 2	第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の 議決権の過半数をもって決する。 2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、 委員会の決議について特別の利害関係を 有する場合は、議決権を有しない。
(書面等による委員会)	(書面等による委員会)
第 9 条 (現行どおり)	 第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。
(議事録)	(議事録)
第 10 条 (現行どおり) 2	第10条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。2 前条第1項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。
(報 告) 第 11 条 (現行どおり)	(報 告) 第 11 条 委員会は、試験の執行に関する事 項及び試験の結果について自主規制会議 議長に報告するものとする。
(削る)	第3章 試験の執行
	(試験の種類)

新	IB
(削る)	第 12 条 試験は、次に掲げる 7 種類とす
	<u> 3.</u>
	<u>1 一種外務員資格試験</u>
	<u>2 削除</u>
	<u>3 二種外務員資格試験</u>
	4 削除
	5 会員内部管理責任者資格試験
	6 特別会員一種外務員資格試験
	7 特別会員二種外務員資格試験
	8 特別会員四種外務員資格試験
	<u>9 削除</u>
	<u>10 特別会員内部管理責任者資格試験</u>
(削る)	<u>(受験資格)</u>
	第 13 条 協会員が、試験を受けさせること
	のできる者は、次に掲げる者とする。
	1 一種外務員資格試験
	イ 会員の使用人(出向により受け入れ
	<u>た者を含む。以下同じ。) 又はその会</u>
	員が使用人として採用しようとする
	者のうち「協会員の外務員の資格、登
	<u>録等に関する規則」(以下「外務員規</u>
	則」という。) 第4条第3号に規定す
	<u>る二種外務員の資格(以下「二種外務</u>
	員の資格」という。) を有する者
	ロ 会員の事業活動の支配を主たる目
	的とする会社(以下「会員支配会社」
	という。) の使用人 (労働者派遣事業
	の適正な運営の確保及び派遣労働者
	の就業条件の整備等に関する法律に
	規定する派遣労働者(以下「派遣労働
	者」という。) を除く。以下同じ。) 又
	<u>はその会員支配会社が使用人として</u>
	採用しようとする者のうち二種外務
	員の資格を有する者

新	IB
	八 会員の証券業務に関連する業務を
	行っている関連会社(関連会社の使用
	<u>人が会員の使用人になることが見込</u>
	まれる場合の当該関連会社のうち、本
	協会が認めた会社に限る。以下「会員
	の関連会社」という。) の使用人(派
	遣労働者を除く。) のうち二種外務員
	<u>の資格を有する者</u>
	二 特別会員の使用人(出向により受け
	<u>入れた者を含む。以下同じ。) 又はそ</u>
	<u>の特別会員が使用人として採用しよ</u>
	<u>うとする者のうち二種外務員の資格</u>
	<u>を有する者</u>
	ホ 特別会員の事業活動の支配を主た
	る目的とする会社(以下「特別会員支
	配会社」という。) の使用人(派遣労
	働者を除く。以下同じ。) 又はその特
	別会員支配会社が使用人として採用
	<u>しようとする者のうち二種外務員の</u>
	<u>資格を有する者</u>
	へ 特別会員の登録等証券業務に関連
	する業務を行っている関連会社(関連
	会社の使用人が特別会員の使用人に
	<u>なることが見込まれる場合の当該関</u>
	連会社のうち、本協会が認めた会社に
	限る。以下「特別会員の関連会社」と
	<u>いう。)の使用人(派遣労働者を除く。</u>)
	<u>のうち二種外務員の資格を有する者</u>
	ト 証券仲介業者(証券仲介業の登録を
	受ける前の者であって、証券仲介業に
	<u>係る業務の委託契約を締結した者を</u>
	含む。第2号、第3号、第5号、第6
	号、第7号及び第10号並びに第21条第
	<u>1 項及び第 2 項において同じ。) 若し</u>
	くはその使用人(出向により受け入れ

新	IB
	た者を含む。以下同じ。) 又は証券仲
	<u>介業者が使用人として採用しようと</u>
	<u>する者のうち二種外務員の資格を有</u>
	<u>する者</u>
	_2 削 除
	<u>3 二種外務員資格試験</u>
	イ 会員の使用人又はその会員が使用
	人として採用しようとする者
	ロ 会員支配会社の使用人又はその会
	員支配会社が使用人として採用しよ
	<u>うとする者</u>
	八 会員の関連会社の使用人(派遣労働
	<u>者を除く。)</u>
	二 特別会員の使用人又はその特別会
	員が使用人として採用しようとする
	煮
	ホ 特別会員支配会社の使用人又はそ
	<u>の特別会員支配会社が使用人として</u>
	採用しようとする者
	へ 特別会員の関連会社の使用人(派遣
	<u>労働者を除く。)</u>
	ト 証券仲介業者若しくはその使用人
	又は証券仲介業者が使用人として採
	<u>用しようとする者</u>
	<u>4 削 除</u>
	5 会員内部管理責任者資格試験
	<u>イ 会員の役員</u>
	口 会員の使用人(派遣労働者を除く。)
	のうち外務員規則第4条第1号に規
	定する一種外務員の資格(以下「一種
	外務員の資格」という。) を有する者
	八 会員支配会社の役員又は会員支配
	会社の使用人のうち一種外務員の資
	<u>格を有する者</u>
	二 会員の関連会社の役員又は会員の

新	IB
	関連会社の使用人(派遣労働者を除
	く。) のうち一種外務員の資格を有す
	<u>る者</u>
	ホ 特別会員の役員
	へ 特別会員の使用人(派遣労働者を除
	く。) のうち一種外務員の資格を有す
	<u>る者</u>
	ト 特別会員支配会社の役員又は特別
	会員支配会社の使用人のうち一種外
	<u>務員の資格を有する者</u>
	チ 特別会員の関連会社の役員又は特
	別会員の関連会社の使用人(派遣労働
	者を除く。) のうち一種外務員の資格
	<u>を有する者</u>
	リ 証券仲介業者又はその役員若しく
	は使用人(派遣労働者を除く。) であ
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	6 特別会員一種外務員資格試験
	ー ー ーーーー イ 特別会員の使用人又はその特別会
	 員が使用人として採用しようとする
	 (以下「特別会員二種外務員の資格」
	 という。) を有する者
	 の特別会員支配会社が使用人として
	採用しようとする者のうち特別会員
	二種外務員の資格を有する者
	ハ 特別会員の関連会社の使用人(派遣
	労働者を除く。) のうち特別会員二種
	外務員の資格を有する者
	二 証券仲介業者若しくはその使用人
	フは証券仲介業者が使用人として採
	用しようとする者のうち特別会員ニ
	<u>用りようとする自のフラ特別会員―</u> 種外務員の資格を有する者
	(王/) が見い其合で 日ソ 6日

新	III
	7 特別会員二種外務員資格試験
	イ 特別会員の使用人又はその特別会
	員が使用人として採用しようとする
	<u>者</u>
	ロ 特別会員支配会社の使用人又はそ
	の特別会員支配会社が使用人として
	採用しようとする者
	八 特別会員の関連会社の使用人(派遣
	<u>労働者を除く。)</u>
	二 証券仲介業者若しくはその使用人
	又は証券仲介業者が使用人として採
	<u>用しようとする者</u>
	8 特別会員四種外務員資格試験
	特別会員の代理を行う者又は代理を行う
	者になろうとする者のうち、特別会員が、
	証取法第65条の2第11項に規定する特定
	証券業務 (以下「特定証券業務」という。)
	<u>に従事させようとする者</u>
	<u>9 削 除</u>
	10 特別会員内部管理責任者資格試験
	イ 特別会員の役員
	口 特別会員の使用人(派遣労働者を除
	く。) のうち外務員規則第4条第4号
	に規定する特別会員一種外務員の資
	格(以下「特別会員一種外務員の資格」
	という。) を有する者
	八 特別会員支配会社の役員又は特別
	会員支配会社の使用人のうち特別会
	員一種外務員の資格を有する者
	二 特別会員の関連会社の役員又は特
	別会員の関連会社の使用人(派遣労働
	者を除く。) のうち特別会員一種外務
	<u>員の資格を有する者</u>
	ホ 証券仲介業者(特別会員のみを所属
	証券会社等とする者に限る。) 又はそ

新	IB
	の役員若しくは使用人(派遣労働者を
	除く。) であって一種外務員の資格又
	は特別会員一種外務員の資格を有す
	<u>る者</u>
	2 前項の規定により、協会員が使用人とし
	て採用しようとする者(会員支配会社若し
	くは特別会員支配会社が使用人として採
	用しようとする者又は特別会員の代理を
	行う者になろうとする者のうち当該特別
	会員が特定証券業務に従事させようとす
	<u>る者を含む。以下第17条において同じ。)</u>
	<u>に受けさせることができる試験は、協会員</u>
	が使用人として採用しようとする日 (会員
	支配会社若しくは特別会員支配会社が使
	用人として採用しようとする日又は特別
	<u>会員の代理を行う者になろうとする者を</u>
	当該特別会員が特定証券業務に従事させ
	ようとする日を含む。) 前90日以内に実施
	<u>されるものに限るものとする。</u>
(削る)	(試験の内容及び方法)
	第 14 条 試験は、その種類ごとにそれぞれ
	<u>必要と認められる知識について、筆記又は</u>
	コンピュータ試験の方法により行う。
	2 試験の科目、出題の範囲、問題の形式及
	び数、時間、合格判定基準等については、
	試験の種類ごとに委員会がこれを定める。
(削る)	(試験の執行)
	第 15 条 試験の執行に関し必要な事項は、
	<u>委員会がこれを定める。</u>
(削る)	<u>(受験手続き)</u>
	第 16 条 協会員は、第13条に定める者に試
	験を受けさせようとするときは、所定の方

新	IB
	法により、本協会へ申し込むものとする。
	2 協会員は、本協会所定の受験料を本協会
	<u>に支払うものとする。</u>
	3 納付された受験料は、事由のいかんにか
	<u>かわらず返還しない。</u>
(削る)	(不正の手段による受験等)
	第 17 条 委員会は、不正の手段により試験
	<u>を受けた及び受けようとした者に対して</u>
	は、その試験を停止し又は不合格として取
	<u>り扱うことができる。</u>
	2 委員会は、前項に規定する者に対して
	<u>は、1年以内の期間を定めて試験を受け</u>
	<u>させないことができる。</u>
	3 協会員は、第13条第2項の規定により、
	協会員が使用人として採用しようとする
	<u>者に試験を受けさせたにもかかわらず、当</u>
	該試験に合格した者を採用しないことと
	なった場合(特別会員の代理を行う者にな
	ろうとする者については、当該特別会員が
	特定証券業務に従事させないこととなっ
	た場合をいう。) には、別に定める様式に
	<u>より、直ちに本協会に届け出なければなら</u>
	<u>ない。</u>
	4 委員会は、前項の規定により、協会員が
	届出を行った場合、当該合格者の合格の決
	定を取り消すものとする。
	(合格者名簿の作成)
(削る)	第 18 条 本協会は、試験の合格者の名簿を
	作成する。_
(削る)	(不合格者の取扱い)
	第 19 条 試験を受け、不合格となった者
	は、当該受験日から30日を経過する日まで

新	III
	は、同一種類の試験を受けることができな
	<u>l l.</u>
	2 試験を受け、同一種類の試験を初回の受
	験から3回連続して不合格となった者は、
	当該3回目の試験の受験日から180日を経
	過する日までは、同一種類の試験を受ける
	<u>ことができない。</u>
	3 前項の規定により、180日を経過した後
	最初に受ける試験については、初回の受験
	とみなし、以後の受験については、前2項
	の規定を適用する。
(削る)	(受験の特例)
	第 20 条 本協会は、本協会に加入しようと
	する者が、所定の様式により試験の受験の
	申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に
	限り、第13条各号の規定にかかわらず、そ
	の使用人に試験を受験させることとし、ま
	た、その使用人として採用しようとする者
	に第12条に定める証券外務員資格試験(同
	条第1号から第3号まで及び第6号から
	第8号までに規定する試験をいう。) を受
	<u>験させることとする。</u>
	ただし、当該加入しようとする者が本協
	<u>会への加入を取り止め、若しくは本協会へ</u>
	<u>の加入の承認が得られなかった場合、又は</u>
	当該加入しようとする者が本協会へ加入
	<u>する日前に、その使用人が退職した場合、</u>
	若しくは使用人として採用しようとする
	者を採用しないこととなった場合には、そ
	<u>の受験の申出が行われなかったものとし</u>
	て取り扱うこととする。
(削る)	(証券仲介業者等に係る受験手続き)
	第 21 条 協会員は、証券仲介業者若しくは

新	旧
	その使用人又は証券仲介業者が使用人と
	して採用しようとする者に試験を受けさ
	せようとするときは、当該証券仲介業者の
	<u>商号、名称又は氏名等について、あらかじ</u>
	<u>め所定の様式により本協会に届出を行い、</u>
	本協会の確認を得るものとする。
	2 協会員が、第13条の規定に基づき証券仲
	介業者の使用人として採用しようとする
	者に受けさせることができる試験は、当該
	証券仲介業者が使用人として採用しよう
	とする日前90日以内に実施されるものに
	<u>限る。</u>
	3 協会員は、証券仲介業者が使用人として
	採用しようとする者に試験を受けさせた
	<u>にもかかわらず、当該試験に合格した者を</u>
	採用しないこととなった場合には、別に定
	<u>める様式により、直ちに本協会に届け出な</u>
	<u>ければならない。</u>
	4 委員会は、前項の規定により、協会員が
	届出を行った場合、当該合格者の合格を取
	<u>り消すものとする。</u>
	5 証券仲介業者(本項及び次項において、
	証券仲介業の登録(以下「登録」という。)
	を受ける前の者をいう。) が登録の申請を
	取り止め、若しくは証取法第66条の23にお
	いて準用する同法第62条第3項の規定に
	基づき登録拒否に係る通知を受けた場合、
	登録を受ける日前にその使用人が退職し
	た場合、又は使用人として採用しようとす
	<u>る者を採用しないこととなった場合には、</u>
	当該証券仲介業者若しくはその使用人(使
	用人として採用しようとする者を含む。)
	に試験を受けさせた協会員は、別に定める
	様式により、直ちに本協会に届け出なけれ
	<u>ばならない。</u>

ter:	ID.
新	H
	6 協会員が、試験を受けさせた証券仲介業
	者又はその使用人が所属する証券仲介業
	者との間の証券仲介業に係る業務の委託
	契約を当該証券仲介業者が登録を受ける
	前に解除した場合、当該証券仲介業者が他
	の協会員との間で証券仲介業に係る業務
	<u>の委託契約を締結していないときは、当該</u>
	試験を受けさせた協会員は、別に定める様
	式により、直ちに本協会に届け出なければ
	<u>ならない。</u>
	7 前2項の規定により、協会員が届出を行
	<u>った場合、その受験の申出が行われなかっ</u>
	たものとして取り扱うこととする。
	8 一の証券仲介業者に複数の協会員が証
	券仲介業に係る業務の委託を行う場合、第
	16条(受験手続き)及び前各項の規定につ
	<u>いては、それぞれの規定にかかわらず、代</u>
	表協会員(当該証券仲介業者が登録を受け
	た者にあっては、証券仲介業者に関する規
	則第31条第1項に規定する「代表協会員」
	をいい、当該証券仲介業者が登録前の者に
	<u>あっては、同項の規定に準じて定めるとと</u>
	もに本協会への届出を行うものとする。)
	<u>に適用する。</u>
(削る)	(協会員等の役員に対する準用)
	第 22 条 第13条第1項第1号から第3号、
	第6号、第7号、同条第2項、第17条、第
	<u>20条及び第21条</u> の規定は、協会員の役員
	(外国証券会社及び外国の登録金融機関
	については、いかなる名称を有する者であ
	るかを問わず、その法人に対して役員と同
	等以上の支配力を有すると認められる者
	を含む。) 並びに会員支配会社、特別会員

支配会社、会員の関連会社、特別会員の関

新	IB
	連会社、第20条に規定する本協会に加入し
	ようとする者及び証券仲介業者の役員に
	ついて準用する。
(削る)	第 4 章 そ の 他
(削る)	第 23 条 委員会は、第12条第3号に規定する二種外務員資格試験については、第13条第1項第3号イからトに掲げる者以外の者に試験を受けさせることができる。 2 前項の規定に基づき試験を受けさせる
	場合に関し必要な事項は、委員会がこれを 定める。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。	

「外務員等資格試験に関する規則」(新設)について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

則

老 新 設 外務員等資格試験に関する規則 証券外務員等資格試験規則 第1章 総 第 1 章 総

則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第77条第3項 の規定に基づき、外務員等の資格試験(以 下「試験」という。) に関し必要な事項を 定める。

(処理細則)

第 2 条 外務員等資格試験委員会(以下 第 2 条 委員会は、議事手続きその他会議 「委員会」という。) は、試験の執行に関 し必要があると認めるときは、この規則に 定めるものを除くほか、別に必要な事項を 定めることができる。

(削る)

(削る)

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第70条第3項の 規定に基づき、証券外務員等資格試験委員 会(以下「委員会」という。)の構成及び 運営並びに証券外務員等の資格試験(以下 「試験」という。) の執行に関し必要な事 項を定める。

(処理細則)

の運営又は試験の執行に関し必要がある と認めるときは、この規則に定めるものを 除くほか、別に必要な事項を定めることが できる。

第 2 章 委 員 会

(構 成)

第 3 条 委員会は、自主規制会議の委員、 会員代表者、特別会員代表者、会員の役員 若しくは従業員(定款の施行に関する規則 第3条第3項に規定する会員支配会社の 役員若しくは従業員を含む。以下本条にお いて同じ。)、特別会員の役員若しくは従業 員又は学識経験者のうちから選任する委 員9人以内をもって構成する。

新設	参考
	(委員)
(削る)	第 4 条 委員は、自主規制会議の同意を得
	て、自主規制会議議長がこれを選任する。
	2 委員の任期は、1年とする。ただし、補
	欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
	<u>3.</u>
	3 委員の任期が満了したときは、その後任
	の委員が選任されるまでは、前任の委員が
	その職務を継続して執行する。
	(委員長及び副委員長)
(削る)	第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を
	<u>それぞれ1人おく。</u>
	2 委員長及び副委員長は、委員のうちか
	ら、自主規制会議の同意を得て、自主規制
	会議議長がこれを選任する。
	3 委員長は、会議の議長となり、試験の執
	行を指揮する。
	4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が
	欠け又は事故があるときは、その職務を行
	<u>い又は代理する。</u>
	(会議の招集)
(削る)	第 6 条 委員会は、随時必要に応じて委員
	長が招集する。
	2 委員長は、必要があると認めるときは、
	<u>委員会の同意を得て委員以外の者の出席</u>
	を求め、その意見を聞くことができる。
	(定足数)
(削る)	第 7 条 委員会は、その決議について議決
	権のある委員の過半数の出席がなければ
	議事を開き、議決を行うことができない。

新 設	参考
	(議 決)
(削る)	第 8 条 委員会の議事は、出席した委員の
	議決権の過半数をもって決する。
	2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、
	<u>委員会の決議について特別の利害関係を</u>
	有する場合は、議決権を有しない。
	(書面等による委員会)
(削る)	第 9 条 委員長は、必要があると認めると
	きは、委員会の招集を行わず、書面その他
	<u>の方法により委員の意見を求めることに</u>
	より、委員会の決議に代えることができ
	る。この場合、書面以外の方法により委員
	<u>の意見を求めたときは、遅滞なく、書面に</u>
	よりその確認を得るものとする。
	2 前条の規定は、前項の場合における決議
	<u>についてこれを準用する。</u>
	(議事録)
(削る)	第 10 条 委員会の議事については、その経
	過の要領及び結果を記録した議事録を作
	成する。
	2 前条第1項の書面による委員会の議事
	録は、同項に規定するその付議議案についてなっています。
	て確認を得た文書をもってこれに代える
	<u>ことができる。</u>
	(報 告)
(削る)	【報
((1) 6)	項及び試験の結果について自主規制会議
	議長に報告するものとする。
<u>第 2 章</u> 試験の執行	<u>第3章</u> 試験の執行
(試験の種類)	(試験の種類)
•	· '

第3条 (現行どおり)

1 一種外務員資格試験

(削る)

2 二種外務員資格試験

(削る)

- 3 会員内部管理責任者資格試験
- 4 特別会員一種外務員資格試験
- 5 特別会員二種外務員資格試験
- <u>6</u> 特別会員四種外務員資格試験 (削る)
- 7 特別会員内部管理責任者資格試験

(受験資格)

第 4 条 (現行どおり)

- 1 一種外務員資格試験
 - イ 会員の使用人(出向により受け入れ た者(以下「出向者」という。)及び 労働者派遣事業の適正な運営の確保 及び派遣労働者の就業条件の整備等 に関する法律に規定する派遣労働者 (以下「派遣労働者」という。)を含 む。) 又はその会員が使用人として採 用しようとする者(出向により受け入 れようとする者(以下、「出向予定者」 という。) 及び派遣労働者として従事 させようとする者(以下、「派遣労働 予定者」という。)を含む。)のうち「協 会員の外務員の資格、登録等に関する 規則」(以下「外務員規則」という。) 第4条第3号に規定する二種外務員 の資格(以下「二種外務員の資格」と いう。) を有する者

参考

<u>第 12 条</u> 試験は、次に掲げる 7 種類とする。

- 1 一種外務員資格試験
- 2 削 除
- 3 二種外務員資格試験
- 4 削 除
- 5 会員内部管理責任者資格試験
- 6 特別会員一種外務員資格試験
- 7 特別会員二種外務員資格試験
- 8 特別会員四種外務員資格試験
- 9 削 除
- 10 特別会員内部管理責任者資格試験

(受験資格)

- 第 13 条 協会員が、試験を受けさせること のできる者は、次に掲げる者とする。
 - 1 一種外務員資格試験
 - イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下同じ。)又はその会員が使用人として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第4条第3号に規定する二種外務員の資格(以下「二種外務員の資格」という。)を有する者

- 口 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「会員支配会社」という。)の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者
- ハ 会員の<u>有価証券の売買その他の取</u> <u>引等</u>に関連する業務を行っている関 連会社(関連会社の使用人<u>(出向者及び派遣労働者を除く。)</u>が会員の使用 人<u>(出向者及び派遣労働者を含む。)</u> になることが見込まれる場合の当該 関連会社のうち、本協会が認めた会社 <u>(以下「会員の関連会社」という。)</u> に限る。)の使用人(<u>出向者及び</u>派遣 労働者を除く。)のうち二種外務員の 資格を有する者
- 二 特別会員の使用人<u>(出向者及び派遣</u> <u>労働者を含む。)</u>又はその特別会員が 使用人として採用しようとする者<u>(出</u> <u>向予定者及び派遣労働予定者を含</u> <u>む。)</u>のうち二種外務員の資格を有す る者
- ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「特別会員支配会社」という。)の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者

参考

- 口 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「会員支配会社」という。)の使用人(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者(以下「派遣労働者」という。)を除く。以下同じ。)又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者
- ハ 会員の<u>証券業務</u>に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人が会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。<u>以下「会員の関連会社」という。</u>)の使用人(派遣労働者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者
- 二 特別会員の使用人(出向により受け 入れた者を含む。以下同じ。) の特別会員が使用人として採用しよ うとする者のうち二種外務員の資格 を有する者
- ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(以下「特別会員支配会社」という。)の使用人(派遣労働者を除く。以下同じ。)又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者

- へ 特別会員の金融商品取引法(以下 「金商法」という。)第33条の2の登録に係る業務(以下「登録金融機関業務」という。)に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)が特別会員の使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社(以下「特別会員の関連会社」という。)に限る。)の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者
- ト 定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者(金融商品仲介業の登録を受ける前の者であって、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号から第5号及び第7号並びに第11条において同じ。)若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。)又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)のうち二種外務員の資格を有する者
- チ 店頭デリバティブ取引会員の使用 人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又はその店頭デリバティブ取引会員 が使用人として採用しようとする者 (出向予定者及び派遣労働予定者を 含む。)のうち二種外務員の資格を有 する者

(削る)

- 2 二種外務員資格試験
 - イ 会員の使用人(出向者及び派遣労働

参考

へ 特別会員の登録等証券業務に関連する業務を行っている関連会社(関連会社の使用人が特別会員の使用人になることが見込まれる場合の当該関連会社のうち、本協会が認めた会社に限る。以下「特別会員の関連会社」という。)の使用人(派遣労働者を除く。)のうち二種外務員の資格を有する者

ト 証券仲介業者(証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第10号並びに第21条第1項及び第2項において同じ。)若しくはその使用人(出向により受け入れた者を含む。以下同じ。)又は証券仲介業者が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者

(新設)

2 削 除

- 3 二種外務員資格試験
 - イ 会員の使用人又はその会員が使用

者を含む。)又はその会員が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)

- ロ 会員支配会社の使用人(出向者及び 派遣労働者を除く。) 又はその会員支 配会社が使用人として採用しようと する者(出向予定者及び派遣労働予定 者を除く。)
- ハ 会員の関連会社の使用人<u>(出向者及</u>び派遣労働者を除く。)
- 二 特別会員の使用人(出向者及び派遣 労働者を含む。) 又はその特別会員が 使用人として採用しようとする者(出 向予定者及び派遣労働予定者を含 む。)
- ホ 特別会員支配会社の使用人(出向者 及び派遣労働者を除く。) 又はその特別会員支配会社が使用人として採用 しようとする者(出向予定者及び派遣 労働予定者を除く。)
- へ 特別会員の関連会社の使用人<u>(出向</u> 者及び派遣労働者を除く。)
- ト 金融商品仲介業者若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)
- チ 店頭デリバティブ取引会員の使用 人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又はその店頭デリバティブ取引会員 が使用人として採用しようとする者 (出向予定者及び派遣労働予定者を 含む。)

(削る)

3 会員内部管理責任者資格試験

参考

人として採用しようとする者

- ロ 会員支配会社の使用人又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者
- ハ 会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)
- 二 特別会員の使用人又はその特別会 員が使用人として採用しようとする 者
- ホ 特別会員支配会社の使用人又はそ の特別会員支配会社が使用人として 採用しようとする者
- へ 特別会員の関連会社の使用人(派遣 労働者を除く。)
- ト <u>証券仲介業者</u>若しくはその使用人 又は<u>証券仲介業者</u>が使用人として採 用しようとする者

(新設)

- <u>4</u> 削 除
- 5 会員内部管理責任者資格試験

- イ 会員の役員
- 口 会員の使用人(出向者を含み、派遣 労働者を除く。)のうち外務員規則第 4条第1号に規定する一種外務員の 資格(以下「一種外務員の資格」とい う。)を有する者
- ハ 会員支配会社の役員又は会員支配 会社の使用人<u>(出向者及び派遣労働者を除く。)</u>のうち一種外務員の資格を 有する者
- 二 会員の関連会社の役員又は会員の 関連会社の使用人(出向者及び派遣労 働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者
- ホ 特別会員の役員
- へ 特別会員の使用人<u>(出向者を含み、</u> 派遣労働者を除く。)のうち一種外務 員の資格を有する者
- ト 特別会員支配会社の役員又は特別 会員支配会社の使用人のうち一種外 務員の資格を有する者
- チ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者
- リ 金融商品仲介業者又はその役員若 しくは使用人(出向者を含み、派遣労 働者を除く。)であって一種外務員の 資格を有する者
- ヌ 店頭デリバティブ取引会員の役員 ル 店頭デリバティブ取引会員の使用 人(出向者を含み、派遣労働者を除 く。)のうち一種外務員の資格を有す る者
- 4 特別会員一種外務員資格試験

参考

- イ 会員の役員
- 口 会員の使用人(派遣労働者を除く。) のうち外務員規則第4条第1号に規 定する一種外務員の資格(以下「一種 外務員の資格」という。)を有する者
- ハ 会員支配会社の役員又は会員支配 会社の使用人のうち一種外務員の資 格を有する者
- 二 会員の関連会社の役員又は会員の 関連会社の使用人<u>(派遣労働者を除</u> <u>く。)</u>のうち一種外務員の資格を有す る者
- ホ 特別会員の役員
- へ 特別会員の使用人<u>(派遣労働者を除</u> <u>く。)</u>のうち一種外務員の資格を有す る者
- ト 特別会員支配会社の役員又は特別 会員支配会社の使用人のうち一種外 務員の資格を有する者
- チ 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者
- リ <u>証券仲介業者</u>又はその役員若しく は使用人(派遣労働者を除く。)であって一種外務員の資格を有する者

(新設)

(新設)

6 特別会員一種外務員資格試験

- イ 特別会員の使用人(出向者及び派遣 労働者を含む。) 又はその特別会員が 使用人として採用しようとする者(出 向予定者及び派遣労働予定者を含 む。) のうち外務員規則第4条第5号 に規定する特別会員二種外務員の資格」 という。) を有する者
- ロ 特別会員支配会社の使用人(出向者 及び派遣労働者を除く。) 又はその特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣 労働予定者を除く。) のうち特別会員 二種外務員の資格を有する者
- ハ 特別会員の関連会社の使用人<u>(出向</u> 者及び派遣労働者を除く。) のうち特 別会員二種外務員の資格を有する者
- 二 金融商品仲介業者(特別会員のみを 金商法第66条の2第1項第4号に規 定する所属金融商品取引業者等とす る者に限る。以下この条において同 じ。)若しくはその使用人(出向者及 び派遣労働者を含む。)又は金融商品 仲介業者が使用人として採用しよう とする者(出向予定者及び派遣労働予 定者を含む。)のうち特別会員二種外 務員の資格を有する者
- ホ 店頭デリバティブ取引会員の使用 人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又はその店頭デリバティブ取引会員 が使用人として採用しようとする者 (出向予定者及び派遣労働予定者を 含む。)のうち特別会員二種外務員の 資格を有する者
- 5 特別会員二種外務員資格試験

参考

- イ 特別会員の使用人又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち外務員規則第4条第5号に規定する特別会員二種外務員の資格(以下「特別会員二種外務員の資格」という。)を有する者
- ロ 特別会員支配会社の使用人又はそ の特別会員支配会社が使用人として 採用しようとする者のうち特別会員 二種外務員の資格を有する者
- ハ 特別会員の関連会社の使用人<u>(派遣</u> 労働者を除く。) のうち特別会員二種 外務員の資格を有する者
- 二 <u>証券仲介業者</u>若しくはその使用人 又は<u>証券仲介業者</u>が使用人として採 用しようとする者のうち特別会員二 種外務員の資格を有する者

(新設)

7 特別会員二種外務員資格試験

- イ 特別会員の使用人(出向者及び派遣 労働者を含む。) 又はその特別会員が 使用人として採用しようとする者(出 向予定者及び派遣労働予定者を含 む。)
- ロ 特別会員支配会社の使用人(出向者 及び派遣労働者を除く。) 又はその特別会員支配会社が使用人として採用 しようとする者(出向予定者及び派遣 労働予定者を除く。)
- ハ 特別会員の関連会社の使用人<u>(出向</u> 者及び派遣労働者を除く。)
- 二 <u>金融商品仲介業者</u>若しくはその使用人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又は<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者(出向予定者及び派遣労働予定者を含む。)
- ホ 店頭デリバティブ取引会員の使用 人(出向者及び派遣労働者を含む。) 又はその店頭デリバティブ取引会員 が使用人として採用しようとする者 (出向予定者及び派遣労働予定者を 含む。)
- 6 特別会員四種外務員資格試験

特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(同項第 1 号に掲げる業務に限る。以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事させようとする者(削る)

- 7 特別会員内部管理責任者資格試験
 - イ 特別会員の役員
 - ロ 特別会員の使用人<u>(出向者を含み、</u> 派遣労働者を除く。)のうち外務員規

参考

- イ 特別会員の使用人又はその特別会 員が使用人として採用しようとする 者
- ロ 特別会員支配会社の使用人又はそ の特別会員支配会社が使用人として 採用しようとする者
- ハ 特別会員の関連会社の使用人<u>(派遣</u> 労働者を除く。)
- 二 <u>証券仲介業者</u>若しくはその使用人 又は<u>証券仲介業者</u>が使用人として採 用しようとする者

(新設)

8 特別会員四種外務員資格試験

特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が、<u>証取法第65条の2第11項</u>に規定する<u>特</u>定証券業務(以下「特定証券業務」という。)に従事させようとする者

9 削 除

- 10 特別会員内部管理責任者資格試験
 - イ 特別会員の役員
 - 口 特別会員の使用人<u>(派遣労働者を除</u> く。)のうち外務員規則第4条第4号

則第4条第4号に規定する特別会員 一種外務員の資格(以下「特別会員一 種外務員の資格」という。)を有する 者

- ハ 特別会員支配会社の役員又は特別 会員支配会社の使用人(出向者及び派 造労働者を除く。)のうち特別会員一 種外務員の資格を有する者
- 二 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人(出向者及び派遣労働者を除く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者
- ホ 金融商品仲介業者又はその役員若 しくは使用人(出向者を含み、派遣労 働者を除く。)であって一種外務員の 資格又は特別会員一種外務員の資格 を有する者
- へ 店頭デリバティブ取引会員の役員

 ト 店頭デリバティブ取引会員の使用

 人(出向者を含み、派遣労働者を除

 く。)のうち特別会員一種外務員の資格を有する者
- 2 前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させようとする者を含む。)に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を当該特別会員が特

参考

に規定する特別会員一種外務員の資格(以下「特別会員一種外務員の資格」という。)を有する者

- ハ 特別会員支配会社の役員又は特別会員支配会社の使用人のうち特別会員一種外務員の資格を有する者
- 二 特別会員の関連会社の役員又は特別会員の関連会社の使用人<u>(派遣労働者を除く。)</u>のうち特別会員一種外務員の資格を有する者
- ホ 証券仲介業者(特別会員のみを所属 証券会社等とする者に限る。) 又はそ の役員若しくは使用人(派遣労働者を 除く。) であって一種外務員の資格又 は特別会員一種外務員の資格を有す る者

(新設)

(新設)

2 前項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする者又は特別会員の代理を行う者になろうとする者のうち当該特別会員が特定証券業務に従事させようとする者を含む。以下第17条において同じ。)に受けさせることができる試験は、協会員が使用人として採用しようとする日(会員支配会社若しくは特別会員支配会社が使用人として採用しようとする日又は特別会員の代理を行う者になろうとする者を

新 設

定金融商品取引業務に従事させようとす る日を含む。)前90日以内に実施されるも のに限るものとする。

(試験の内容及び方法)

第 5 条 (現行どおり)

(削る)

(受験手続き)

- **第 6 条** 協会員は、第4条に定める者に試 | **第 16 条** 協会員は、第13条に定める者に試 験を受けさせようとするときは、所定の方 法により、本協会へ申し込むものとする。
- 2 (現行どおり)
- 3 (現行どおり)

(不正の手段による受験等)

- を受けた者及び受けようとした者(以下 「不正受験者」という。) に対しては、そ の試験を停止すること又は不合格として 取り扱うことができる。
- 以内の期間を定めて試験を受けさせない ことができる。
- 3 協会員は、不正の手段による受験(以下

老

当該特別会員が特定証券業務に従事させ ようとする日を含む。)前90日以内に実施 されるものに限るものとする。

(試験の内容及び方法)

- 第14条 試験は、その種類ごとにそれぞれ 必要と認められる知識について、筆記又は コンピュータ試験の方法により行う。
- 2 試験の科目、出題の範囲、問題の形式及 び数、時間、合格判定基準等については、 試験の種類ごとに委員会がこれを定める。

(試験の執行)

第 15 条 試験の執行に関し必要な事項は、 委員会がこれを定める。

(受験手続き)

- 験を受けさせようとするときは、所定の方 法により、本協会へ申し込むものとする。
- 2 協会員は、本協会所定の受験料を本協会 に支払うものとする。
- 3 納付された受験料は、事由のいかんにか かわらず返還しない。

(不正の手段による受験等)

- 第 7 条 委員会は、不正の手段により試験 │第 17 条 委員会は、不正の手段により試験 を受けた及び受けようとした者に対して は、その試験を停止し又は不合格として取 り扱うことができる。
- 2 委員会は、不正受験者に対しては、1年 2 委員会は、前項に規定する者に対して は、1年以内の期間を定めて試験を受けさ せないことができる。

設) (新

新設参

「不正受験」という。) が発生しないよう、 受験者に対し指導するとともに、不正受験 の未然防止に努めなければならない。

- 4 協会員は、第4条第2項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合(特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定金融商品取引業務に従事させないこととなった場合をいう。)には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。
- **5** 委員会は、前項の規定により、協会員が 届出を行った場合、当該合格者の合格の決 定を取り消すものとする。

(合格者名簿の作成)

第 8 条 (現行どおり)

(不合格者の取扱い)

第 9 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

3 協会員は、第13条第2項の規定により、協会員が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合(特別会員の代理を行う者になろうとする者については、当該特別会員が特定証券業務に従事させないこととなった場合をいう。)には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。

考

4 委員会は、前項の規定により、協会員が 届出を行った場合、当該合格者の合格の決 定を取り消すものとする。

(合格者名簿の作成)

第 18 条 本協会は、試験の合格者の名簿を 作成する。

(不合格者の取扱い)

- 第 19 条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から30日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。
- 2 試験を受け、同一種類の試験を初回の受験から3回連続して不合格となった者は、 当該3回目の試験の受験日から180日を経過する日までは、同一種類の試験を受けることができない。
- 3 前項の規定により、180日を経過した後 最初に受ける試験については、初回の受験 とみなし、以後の受験については、前2項 の規定を適用する。

参考

(受験の特例)

- 第10条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第4条各号の規定にかかわらず、その使用人及びその使用人として採用しようとする者に試験を受験させることとする。ただし、その使用人として採用しようとする者が受験する試験は、第3条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に定める試験(以下「外務員資格試験」という。)に限る。
- 2 前項の本協会に加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、本協会は、前項の受験の申出が行われなかったものとして取り扱う。

(金融商品仲介業者等に係る受験手続き)

- 第 11 条 協会員は、金融商品仲介業者若しくはその使用人又は金融商品仲介業者が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について、あらかじめ所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。
- 2 協会員が、<u>第4条</u>の規定に基づき<u>金融商</u> <u>品仲介業者</u>の使用人として採用しようと する者に受けさせることができる試験は、

(受験の特例)

第20条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の様式により試験の受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、第13条各号の規定にかかわらず、その使用人に試験を受験させることとし、また、その使用人として採用しようとする者に第12条に定める証券外務員資格試験(同条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに規定する試験をいう。)を受験させることとする。

ただし、当該加入しようとする者が本協会への加入を取り止め、若しくは本協会への加入の承認が得られなかった場合、又は当該加入しようとする者が本協会へ加入する日前に、その使用人が退職した場合、若しくは使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、その受験の申出が行われなかったものとして取り扱うこととする。

(証券仲介業者等に係る受験手続き)

- 第 21 条 協会員は、証券仲介業者若しくは その使用人又は証券仲介業者が使用人と して採用しようとする者に試験を受けさ せようとするときは、当該証券仲介業者の 商号、名称又は氏名等について、あらかじ め所定の様式により本協会に届出を行い、 本協会の確認を得るものとする。
- 2 協会員が、第13条の規定に基づき<u>証券仲</u> <u>介業者</u>の使用人として採用しようとする 者に受けさせることができる試験は、当該

当該<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする日前 90 日以内に実施されるものに限る。

- 3 協会員は、<u>金融商品仲介業者</u>が使用人として採用しようとする者に試験を受けさせたにもかかわらず、当該試験に合格した者を採用しないこととなった場合には、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。
- 4 (現行どおり)
- 5 金融商品仲介業者(本項及び次項において、金融商品仲介業の登録(以下「登録」という。)を受ける前の者をいう。)が登録の申請を取り止め、若しくは金商法第66条の25において準用する同法第64条の2第3項の規定に基づき登録拒否に係る通知を受けた場合には、当該金融商品仲介業者しくはその使用人(使用人として採用しようとする者を含む。)に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。
- 6 協会員が、試験を受けさせた<u>金融商品仲介業者</u>又はその使用人が所属する金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業に係る業務の委託契約を当該金融商品仲介業者が登録を受ける前に解除した場合、当該金融商品仲介業者が他の協会員との間で金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結していないときは、当該試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直

参 考

証券仲介業者が使用人として採用しようとする日前90日以内に実施されるものに限る。

- 3 協会員は、<u>証券仲介業者</u>が使用人として 採用しようとする者に試験を受けさせた にもかかわらず、当該試験に合格した者を 採用しないこととなった場合には、別に定 める様式により、直ちに本協会に届け出な ければならない。
- 4 委員会は、前項の規定により、協会員が 届出を行った場合、当該合格者の合格を取 り消すものとする。
- 5 証券仲介業者(本項及び次項において、 証券仲介業の登録(以下「登録」という。) を受ける前の者をいう。)が登録の申請を 取り止め、若しくは証取法第66条の23において準用する同法第62条第3項の規定に 基づき登録拒否に係る通知を受けた場合、 登録を受ける日前にその使用人が退職した場合、又は使用人として採用しようとする者を採用しないこととなった場合には、 当該証券仲介業者若しくはその使用人(使用人として採用しようとする者を含む。) に試験を受けさせた協会員は、別に定める様式により、直ちに本協会に届け出なければならない。
- 6 協会員が、試験を受けさせた<u>証券仲介業</u> 者又はその使用人が所属する<u>証券仲介業</u> 者との間の<u>証券仲介業</u>に係る業務の委託 契約を当該<u>証券仲介業者</u>が登録を受ける 前に解除した場合、当該<u>証券仲介業者</u>が他 の協会員との間で<u>証券仲介業</u>に係る業務 の委託契約を締結していないときは、当該 試験を受けさせた協会員は、別に定める様 式により、直ちに本協会に届け出なければ

新 設

ちに本協会に届け出なければならない。 7 (現行どおり)

8 一の<u>金融商品仲介業者</u>に複数の協会員 が金融商品仲介業に係る業務の委託を行 う場合、第6条及び前各項の規定について は、それぞれの規定にかかわらず、代表協 会員(当該金融商品仲介業者が登録を受け た者にあっては、「金融商品仲介業者に関 する規則」第31条第1項に規定する「代表 協会員」をいい、当該金融商品仲介業者が 登録前の者にあっては、同項の規定に準じ て定めるとともに本協会への届出を行う ものとする。) に適用する。

(協会員等の役員に対する準用)

4号、第5号、同条第2項及び第6条から 第 11 条の規定は、協会員の役員(外国法 人については、いかなる名称を有する者で あるかを問わず、その法人に対して役員と 同等以上の支配力を有すると認められる 者を含む。) 並びに会員支配会社、特別会 員支配会社、会員の関連会社、特別会員の 関連会社、第10条に規定する本協会に加 入しようとする者及び金融商品仲介業者 の役員について準用する。

第3章 そ

(二種外務員資格試験の一般への開放)

第 13 条 第 3 条第 2 号に規定する二種外 務員資格試験については、第4条第1項第

参 考

ならない。

- 7 前2項の規定により、協会員が届出を行 った場合、その受験の申出が行われなかっ たものとして取り扱うこととする。
- 8 一の<u>証券仲介業者</u>に複数の協会員が<u>証</u> 券仲介業に係る業務の委託を行う場合、第 16条(受験手続き)及び前各項の規定につ いては、それぞれの規定にかかわらず、代 表協会員(当該証券仲介業者が登録を受け た者にあっては、証券仲介業者に関する規 則第31条第1項に規定する「代表協会員」 をいい、当該証券仲介業者が登録前の者に あっては、同項の規定に準じて定めるとと もに本協会への届出を行うものとする。) に適用する。

(協会員等の役員に対する準用)

第 12 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 **| 第 22 条** 第13条第 1 項第 1 号から第 3 号、 第6号、第7号、同条第2項、第17条、第 20条及び第21条の規定は、協会員の役員 (外国証券会社及び外国の登録金融機関 については、いかなる名称を有する者であ るかを問わず、その法人に対して役員と同 等以上の支配力を有すると認められる者 を含む。) 並びに会員支配会社、特別会員 支配会社、会員の関連会社、特別会員の関 連会社、第20条に規定する本協会に加入し ようとする者及び証券仲介業者の役員に ついて準用する。

第4章 その

第23条 委員会は、第12条第3号に規定す る二種外務員資格試験については、第13条

<u>2号</u>イから<u>チ</u>に掲げる者以外の者に試験 を受けさせることができる。

2 (現行どおり)

<u>(本協会以外の団体が実施した試験の取扱</u> い)

- 第 14 条 平成 6 年 2 月16日から平成 8 年 3 月31日までの間に全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施した第一種証券外務員研修修了認定試験又は第二種証券外務員研修修了認定試験は、第3条第4号に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第5号に掲げる特別会員二種外務員資格試験とみなす。
- 2 平成6年2月16日から平成8年3月31日までの間に社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会が実施した第一種証券外務員資格試験は、第3条第4号に掲げる特別会員一種外務員資格試験とみなす。

付 則

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

参考

第 1 項<u>第 3 号</u>イから<u>ト</u>に掲げる者以外の 者に試験を受けさせることができる。

2 前項の規定に基づき試験を受けさせる 場合に関し必要な事項は、委員会がこれを 定める。

付 則(平 6. 2.16)

- <u>1</u> この改正は、平成6年3月1日から施行 する。
- 2 この改正規則施行の際、現に選任されて いる委員の任期は、平成6年6月30日まで とする。
- 3 この改正規則施行の日から平成8年3 月31日までの間に全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施する第一種証券外務員研修修了認定試験又は第二種証券外務員研修修了認定試験は、第12条第6号に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第7号に掲げる特別会員二種外務員資格試験とみなす。
- 4 <u>この改正規則施行の日から平成8年3</u> 月31日までの間に社団法人生命保険協会 及び社団法人日本損害保険協会が実施<u>す</u> <u>る</u>第一種証券外務員資格試験又は国債窓 販資格試験は、<u>第12条第6号</u>に掲げる特別 会員一種外務員資格試験又は同条第8号 に掲げる特別会員三種外務員資格試験と みなす。

「監査規則」の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

(目 的)

第 1 条 この規則は、<u>定款第20条第1項</u>の 規定に基づき、協会員に対する監査に関して 必要な事項を定める。

(監査員)

第 2 条 (現行どおり)

(監査計画)

第 3 条 (現行どおり)

(監査の種類)

- **第 4 条** 本協会の監査は、次の各号に定める ところにより行う。
 - 1 一般監査

法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態 勢の整備状況並びに財務の状況について、 全般的に点検を行う。

2 特別監査

法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態 勢の整備状況並びに財務の状況のうち、特 定の項目について、必要に応じて点検を行 う。

3 フォローアップ監査

本協会の監査及び各行政機関の検査等に おいて認められた指摘事項について改善報 告を求めた協会員に対して、当該指摘事項 の改善状況について、必要に応じて点検を 行う。

4 機動的・継続的監査

本協会に加入して6か月に満たない協会 員のうち、公益又は投資者保護の観点から 特に必要と認めた協会員に対して、その業 務が適正に行われているかどうかについ て、点検を行う。

(監査の実施方法)

第 5 条 監査は、協会員の本店、支店又は営業所等において行う実地監査及び協会員から本協会に提出する書類に基づき行う書類監査とする。

(監査員の権限)

第 6 条 (現行どおり)

旧

(目 的)

第 1 条 この規則は、<u>定款第18条第1項</u>の規 定に基づき、協会員に対する監査に関して必 要な事項を定める。

(監査員)

第 2 条 監査は、本協会の職員のうちから会 長が任命した監査員が、これに当たる。

(監査計画)

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

(新 設)

(監査の種類)

第4条 監査は、協会員から本協会に提出す る書類につき行う書類監査及び協会員の本 店、支店その他の営業所において行う実地監 査とする。

(監査員の権限)

第 5 条 監査員は、協会員に対し、監査事項 に関係のある帳簿、書類及び有価物の提示、 新 旧

(監査員の義務)

第 7 条 (現行どおり)

(監査員証の提示)

第8条 監査員は、監査の着手に当た<u>って</u>は、協会員に別に定める様式による監査員証を提示する。

(監査結果の報告)

第 9 条 監査員は、第4条に定める監査の結果を会長に書面により報告しなければならない。

(監査結果の通知)

第 10 条 本協会は、<u>原則として監査結果を当</u> 該協会員に書面により通知する。

(削 る)

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(監査員の義務)

- **第 6 条** 監査員は、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - 1 監査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を持し、品位と信用を保持するよう努めること。
 - 2 監査は、すべて事実に基づいて公正かつ 能率的に行うよう努めること。
 - 3 有価物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち合せて、特に 適確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
 - 4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明 を行うに当たっては、常に公正であるよう 努めること。
 - 5 職務上知り得た事項を、正当な事由なく 他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第 7 条 監査員は、<u>実地</u>監査の着手に当た<u>り</u> 協会員に別に定める様式による監査員証を提示する<u>ものとする</u>。

(監査終了の報告)

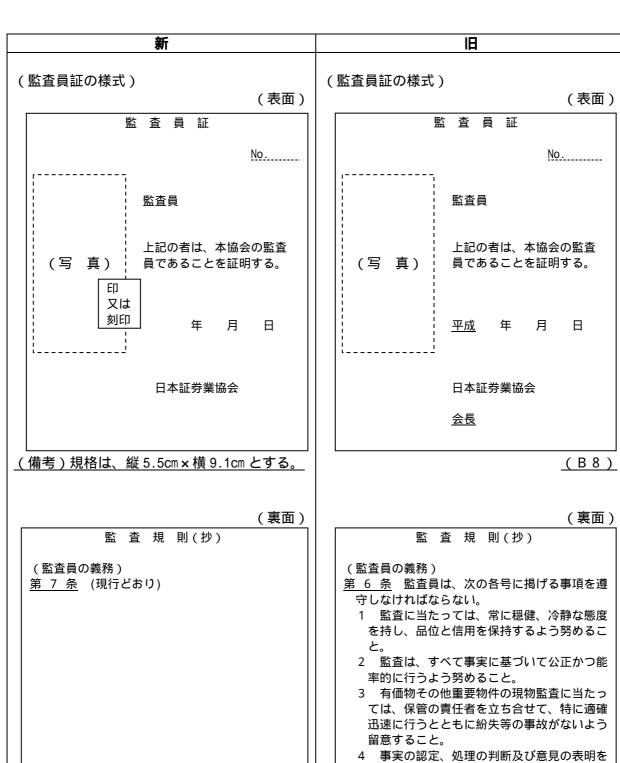
第8条 監査員は、監査が終了したときは、 速やかにその結果を会長に書面により報告しなければならない。

(監査終了の通知)

第 9 条 本協会は、<u>監査が結了したときは、</u> その結果を協会員に書面により通知する。

(協会員の処理報告)

第 10 条 協会員は、本協会から監査の結果に 基づく処理について報告を求められた場合 は、本協会が指定する期日までにその処理に 関する報告書を提出しなければならない。



(監査員証の提示)

第 8 条 監査員は、監査の着手に当た<u>っては、</u> 協会員に別に定める様式による監査員証を提示 する。

- 4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を 行うに当たっては、常に公正であるよう努め ること。
- 5 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(監査員証の提示)

第7条 監査員は、<u>実地</u>監査の着手に当た<u>り協</u> 会員に別に定める様式による監査員証を提示 する<u>ものとする</u>。

「証券業経理の統一について」理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

有価証券関連業経理の統一に関する規則

この規則は、会員が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条第2項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第28条第8項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が金商法第46条の3に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。

貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)を 行う者をいう。別に定める場合を除き、以下同じ。)が貸借対照表を作成す る場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は IE

「証券業経理の統一について」理事会決議(自主規制会議決議)

本理事会決議は、会員が適正な会計処理を行うため、証券会社に関する内閣府令第32条第3項に定める金融庁長官の定める会計処理の方法として、証券業固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について証券業経理に関する統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が同府令に定める営業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、本理事会決議の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。

記

貸借対照表科目に関する証券業固有の勘定科目とその内容・計上基準

<u>証券会社</u>が貸借対照表を作成する場合における<u>証券業</u>固有の勘定科目と その内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目 等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作

新					IB								
次のとおり	次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に					成する <u>こと</u> 。							
公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。													
大科目	中科目	内容	備	考	大科目	中科目	内	容	備	考			
	顧信 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金商法第43条の2第2項規定に基づき、国内にいる信託会社等に信託金社等に信託金融の信託金融のには、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	て顧託 則て預 融同及・て		流動資産 預 託 金	顧客所 (新 設) の金 の金	規定に基づき、国内に 信託会社等に信託して 客分別金信託額(金針 にかかるものに限る。 注:(省略)	Tan					

新					IB						
トィ品	デリバティブ取引	トレーディングの目的をもしている。 トレーディングの目的をもしている。 た生物取引、先では、カリカンがでは、カリカンのでは、カリカンがでは、カリカンがでは、カリガンがでは、カリガンがでは、カリガンがでは、大きないができないができないができないができないができないができないができないがで	(現行どおり)	トィ品	デリバティブ取引	って自己の計算により契約した先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引を 近外国通貨に係る取引等のデリバティブ取引(着地取引、選択権付債券売買取引を力が表別を行うです。 選がある。)について、会融のではより評価した正味の債権 注1:(省 略)	(省	略)	
信用取引 資産	信用取引信用取引借証券担保金	注2:(現行どおり) 顧客(他の金融商品取引業 者を含む。以下同じ。)の信用 取引に係る有価証券の買付代 金相当額 貸借取引により証券金融会 社に差し入れている借証券担 保金及び他の金融商品取引業 者に差し入れている担保金で これと同様の性質を有するも	・契約期間が1年を超 える取引、無期限の 取引に係るものに ついても本科目で 処理する。	信用取引資産	信用取引信用取引借証券担保金	注2:(省略) 顧客(他の <u>証券会社</u> を含む。 以下同じ。)の信用取引に係る 有価証券の買付代金相当額 貸借取引により証券金融会 社に差し入れている借証券担 保金及び他の <u>証券会社</u> に差し 入れている担保金でこれと同 様の性質を有するもの	(新	設)	
有価証券 担保貸付 金	借入有価 証券担保 金 現先取引 貸付金	(現行どおり)	・契約期間が1年を超 える取引、無期限の 取引に係るものに ついても本科目で 処理する。	有価証券 担保貸付 金	借入有価 証券担保 金 現先取引 貸付金	(省略)	(新	設)	

新					旧					
立替金	顧客への立替金	買付代金の立替え及び売却 代金の先払い等の顧客への一 時的な立替金(金商法第35条 第2項に規定する届出業務に 係る立替えを除く。)	(現行どおり)	立替金	顧客への立替金	買付代金の立替え及び売却 代金の先払い等の顧客への一 時的な立替金(証券取引法第 34条第2項に規定する届出業 務に係る立替えを除く。)	(省	略)
	その他の立替金	公社債の元利金支払い及び 投資信託の収益分配金支払い の立替え等の一時的な立替金 並びに「顧客への立替金」以 外の立替金				その他の立替金	公社債の元利金支払い及び 投資信託の収益分配金支払 い、株券の名義書換失念に係 る新株払込金の立替え等の一 時的な立替金並びに「顧客へ の立替金」以外の立替金			
短期差入保証金	発行 引 取 取 取 服 保 記 報 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記	発行日取引に関し、 <u>金融商品取引清算機関</u> 又は他の金融商品取引業者に差し入れている売買証拠金 貸借取引又は信用取引に関し、証券金融会社又は他の金	(現行どおり)	短期差入保証金	発行日取証拠金 信用保証	発行日取引に関し、 <u>証券取</u> 引清算機関又は他の証券会社に差し入れている売買証拠金 貸借取引又は信用取引に関し、証券金融会社又は他の証	(省	略)
	金 先物取引 差入証拠 金	融商品取引業者に差し入れている保証金 先物取引に関し、金融商品取引清算機関に差し入れている取引証拠金又は他の金融商品取引業者に差し入れている委託証拠金で金融商品取引所又は金融商品取引所又は金融商品取引清算機関へ直接預託した額を除く。)				金 先物取引 差入証拠 金	券会社に差し入れている保証金 先物取引に関し、取引所又は証券取引清算機関に差し入れている取引証拠金又は他の証券会社に差し入れている委託証拠金(顧客から受け入れた証拠金で取引所又は証券取引清算機関へ直接預託した額を除く。)			

	新	IB					
有価証券 引渡票支 払金	売付証券の引渡遅延により、金融商品取引清算機関又は買方会員に預託している受渡代金相当額	有価証券 売付証券の引渡遅延によ 引渡票支 り、 <u>証券取引清算機関</u> 又は買 払金 方会員に預託している受渡代 金相当額					
その他の差入保証金	(現行どおり) 注1:(現行どおり) 注2: <u>営業に係るものあるいは</u> 1年以内に確実に回収、 精算が見込まれるもの以 外は「長期差入保証金」 等の適当な科目に振替え 処理すること。	その他の 差入保証 注1:(省略) 注2:1年以内に確実に回収、 精算が見込まれるもの以 外は「長期差入保証金」 等の適当な科目に振替え 処理すること。					
支払差金 勘定	金融商品取引所又は金融商 品取引清算機関を経由して支 払った発行日取引又は先物取 引に係る清算差金又は引直差 金及び更新差金並びに金融商 品取引所に支払った発行日取 引の更新差金等 注:(現行どおり)	支払差金 勘定 払った発行日取引又は先物取 引に係る清算差金又は引直差 金及び更新差金並びに <u>証券取</u> 引所に支払った発行日取引の 更新差金等 注:(省 略)					

注:コール・ローン、手形割引市場を通じて取得した割引手形代金相当額、 MMF、中国ファンド等のキャッシングに係る貸付金及び関係会社への貸付金などがある場合には、別途「短期貸付金」等の適当な科目を設け、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理すること。この場合関係会社に対するもの(第一種金融商品取引業に係るものを除く。)については区分して経理処理すること。なお、一年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期貸付金」等の適当な科目に振替え処理すること。

注:コール・ローン、手形割引市場を通じて取得した割引手形代金相当額、MMF、中国ファンド等のキャッシングに係る貸付金及び関係会社への貸付金などがある場合には、別途「短期貸付金」等の適当な科目を設け、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って会計処理すること。この場合関係会社に対するもの(証券業に係るものを除く。)については区分して経理処理すること。なお、一年以内に確実に回収、精算が見込まれるもの以外は「長期貸付金」等の適当な科目に振替え処理すること。

新				旧					
大科目	中科目	内容	備考	大科目	中科目	内	容	備	考
流動負債			/ 現得 ばれば)	流動負債	· · ·		1	ران <u>ب</u>	m4z \
トレーディング商品	デリバティブ取引	トレーディングの目的をもしずれる。 トレーディングの目的をもり契えまり。 た先物取引、大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大フップのでは、 大ででは、 、 大ででは、 、 大ででは、 、 大ででは、 、 大ででは、 、 大ででは、 、 、 、 大ででは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(現行どおり)	トレーディング商品	デリバティブ取引	ったショグリストラーで 一で先ョ外が、に取ったショグリスが、に取った 一で表のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	こ 度 フ る (買 ド 収 離) 平	(省	略
		注1:(現行どおり) 注2:(現行どおり)				注1:(省 注2:(省	略) 略)		
信用取引 負債	信用取引借入金	証券金融会社からの貸借取 引に係る借入金及び他の金融 <u>商品取引業者</u> からの信用取引 による借入金	・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で処理する。	信用取引負債	信用取引借入金	証券金融会社が 引に係る借入金別 会社からの信用 入金	及び他の <u>証券</u>	(新	· 設)
	信用取引 貸証券受 入金	(現行どおり)			信用取引 貸証券受 入金	(省	略)		
有価証券担保借入	有価証券貸借取引受入金	,	・契約期間が1年を超える取引、無期限の取引に係るものについても本科目で	有価証券担保借入	有価証券貸借取引受入金	(省	略)	(新	设)
金	現先取引借 入金	(現行どおり)	<u>処理する。</u>	金	現先取引借 入金	(省	略)		

	新			旧			
大科目 中科目	内容	備考	大科目	中科目	内容	備	考
預り金募集等受力金	顧客から受け入れた引受け、売出し、募集若しくは売出し、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金(投資信託の受益証券等の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。)	(現行どおり)	預り金	募集等受入 金	顧客から受け入れた引受け、売出し、募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る有価証券の申込証拠金又は払込金(投資信託の受益証券の募集等に際し顧客から受け入れる手数料を含む。)	省	略)
受金	顧客から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金(金融商品取引所又は金融商品取引所以直接預託した額を除く。) 買付証券の受入遅延により、売方会員から預託を受けている受渡代金相当額(金融商品取引所を経由するものを含む。) (現行どおり)	(現行どおり)	受入保証金	先受金有引入そ受金取証証票他保の瓦の証	拠金として受け入れている現金(取引所又は証券取引清算機関へ直接預託した額を除く。) 買付証券の受入遅延により、売方会員から預託を受けている受渡代金相当額(証券取引所を経由するものを含む。) (省 略)	(省	略)

	新					IB					
大科目	中科目	内	容	備	考	大科目	中科目	内	容	備	考
受取差金 勘定		金融商品取引所 品取引清算機関を け入れた発行日取 取引に係る清算差 差金及び更新差金 注:(現行どおり	経由して受引 以は先物 金又は引直等			受取差金 勘定		け入れた発行	所等を経由して受 行日取引又は先物 算差金又は引直 議金等 略)		
特別法上 の準備金						特別法上 の準備金					
金融商品 取引責任 準備金		<u>金商法第46条の</u> 基づき、 <u>事故</u> によ えるため留保した	る損失に備			<u>証券取引</u> 責任準備 金		基づき、証券	<u> </u>		

			T					
	新		旧					
損益計算書科目に関する有価証券関連業 固有の勘定科目とその内容・計上基準 金融商品取引業者が損益計算書を作成する場合における有価証券関連業 固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下 に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に従って作成する。			その内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等					
大科目 中科目	内容	計上時期	大科目	中科目	内	容	計上時期	
<u>営業収益</u> 受入手数 委託手数 料	委託手数料、媒介手数料等有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料	に取料玉定)。料認一業い更、こ準する場所のよう。 のではにはたびに一とはあ続を要づとがはられて対計に、手はさい務る務場適に経ったがにできるの除りではないのででは、これであるのででででである。 に取料玉定)。料認一業い更、こ準するの除す渡処。	<u>営業収益</u> 受入手数 料	委託手数料	委託手数料、 有価証券等の売 ティブ取引等の 又は代理を行っ 顧客又は他の け入れる手数料)媒介、取次ぎ)たことにより <u>[券会社</u> から受	証券取引所用用所用用料面のでは各によりには、 一部では各には、 一部では各には、 一部では各には、 一部では、 一部では各には、 一部では、 一のには、	

	新			Ш	
募集・売出 しの取扱 手数料	有価証券等の募集若しくは 売出しの取扱い又は私募の取 扱いを行ったことにより引受 会社等から受け入れる手数料 (投資信託の受益証券等に係 る解約報酬及び期末報酬を除 く。)	・募集等申込日。 <u>受益</u> <u>証券等又は投資証券</u> <u>等</u> で、売買形式によ るものは普通取引の 委託手数料の計上時 期に準じる。	募集・売出 しの取扱 手数料	有価証券等の募集若しくは 売出しの取扱い又は私募の取 扱いを行ったことにより引受 会社等から受け入れる手数料 (<u>委託会社から受け入れる</u> 解 約報酬及び期末報酬を除く。)	・募集等申込日。 <u>受益</u> <u>証券・投資証券</u> で、 売買形式によるもの は <u>受益証券の</u> 普通取 引の委託手数料の計 上時期に準じる。
その他の受入手数料			その他の受料	信用理費、保管理費、保管理費、保管理費、保管理費、保管理費、保管理費、保管理期期等の手数料、信託の工業を受ける。 一個 大学	

	新		IB					
トレグが	新 (現行どおり)	(1) る別につ等け時も受日契証他は定(2))店取着有実バ係い約る以の注。約券の区日(受頭引強でするで定営降は日本に等有分に現益デ等と当のだ基に価し計行証リにでが引益売に終し買営引有は等件。 及ィ解は係デ等に買お了たの業受価、と決)びブ約、係デ等に買お了たの業受価、と決)びブ約、	トィ益・損		(<u>旧</u> 省	略	(1) るりにの (1) の (
		その解約日 (4)(現行どおり)						日 (4)(省 略)

		新				IB	
金融収益	受取配当金	(現行どおり) 注1:第一種金融商品取引業及び同付随業務以外の目的による株式から受け取る配当金については区分して営業外収益に計上すること。	・トレーディる、権権のというでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	金融収益	受取配当金	(省略) 注1:証券業及び同付随業務以外の目的による株式から受け取る配当金については区分して営業外収益に計上すること。注2:(省略)	・トレーディング勘定 に対しては、権利落ち にでいる。 にでは、をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をで
	受取債券 利子	(現行どおり) 注1:(現行どおり) 注2:第一種金融商品取引業及び同付随業務以外の目的による債券利子については区分して営業外収益に計上すること。	(現行どおり)		受取債券 利子	(省略) 注1:(省略) 注2:証券業及び同付随業務以 外の目的による債券利 子については区分して 営業外収益に計上する こと。	(省略)
	収益分配 金	(現行どおり) 注1:第一種金融商品取引業及び同付随業務以外の目的による証券の収益分配金については区分して営業外収益に計上すること。注2:(現行どおり)	(現行どおり)		収益分配 金	(省略) 注1: <u>証券業</u> 及び同付随業務以外の目的による証券の収益分配金については区分して営業外収益に計上すること。	(省略)
	受取利息	(現行どおり) 注:関係会社への貸付金(第 一種金融商品取引業及び 同付随業務に係るものを 除く。)に対する受取利息 については区分して営業 外収益に計上すること。	(現行どおり)		受取利息	(省略) 注:関係会社への貸付金(証券業及び同付随業務に係るものを除く。)に対する受取利息については区分して営業外収益に計上すること。	(省略)

	新		IΒ				
大科目	内 容	備考	大科目	内容	備考		
特別利益 金融商品 取引責任 準備金戻 入	金商法第46条の5第2項の規定に基づき金融商品取引責任準備金から戻入した額	(現行どおり)	特別利益 証券取引 責任準備 金戻入	<u>証券取引法第51条第2項</u> の規定に基づ き <u>証券取引責任準備金</u> から戻入した額	(省略)		
特別損失 金融商品 取引責任 準備金繰 入れ	<u>金融商品取引責任準備金</u> に繰り入れた 額	(現行どおり)	特別損失 証券取引 責任準備 金繰入れ	<u>証券取引責任準備金</u> に繰り入れた額	(省略)		

経 理 処 理 等

1.トレーディングにかかる経理処理

- (1)(現行どおり)
- (2)「デリバティブ取引」の処理

イ(現行どおり)

- ロ オプション料等の処理
- (イ) 市場デリバティブ取引等の場合

取引所金融商品市場において行われているオプション取引及び選択権付債券売買取引で、オプションの約定により当該オプション料を授受するものについては、当該オプション料を「トレーディング商品」(デリバティブ取引)に計上する。

(ロ) 店頭デリバティブ取引の場合

オプション取引に係るオプション料及びスワップ取引に係るアップ・フロント料等の金銭の授受に係る経理処理については、その性格に応じて、「トレーディング損益」勘定に計上するものと「トレーディング商品」勘定に計上するものについて、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にしておく。

(注) 上記オプション料等の経理処理についていずれの方法を用いた場合において も、当該ポジションについて下記「へ 毎月末及び期末処理」が適用され、毎月 末及び期末にはみなし決済損益を算定し、貸借対照表及び損益計算書に適宜計上 しなければならないことに留意する。

八

〉 (現行どおり)

ホ

へ 毎月末及び期末処理

(現行どおり)

(注1) 市場デリバティブ取引に係るものについては、銘柄毎にみなし決済損益を相殺し、資産の部又は負債の部の「デリバティブ取引」勘定のいずれか一方に計上する。ただし、経理規程等により、同銘柄のポジションについても継続的に両建処理することとしている場合にはこの限りでない。

経 理 処 理 等

1.トレーディングにかかる経理処理

- (1)(省略)
- (2)「デリバティブ取引」の処理

イ(省略)

- ロ オプション料等の処理
- (イ) 上場オプション等の場合

<u>証券取引所に上場している</u>オプション取引及び選択権付債券売買取引で、 オプションの約定により当該オプション料を授受するものについては、当該 オプション料を「トレーディング商品」(デリバティブ取引)に計上すること。

(ロ) 店頭取引の場合

オプション取引に係るオプション料及びスワップ取引に係るアップ・フロント料等の金銭の授受に係る経理処理については、その性格に応じて、「トレーディング損益」勘定に計上するものと「トレーディング商品」勘定に計上するものについて、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にしておくこと。

(注) 上記オプション料等の経理処理についていずれの方法を用いた場合において も、当該ポジションについて下記「へ 毎月末及び期末処理」が適用され、毎月 末及び期末にはみなし決済損益を算定し、貸借対照表及び損益計算書に適宜計上 しなければならないことに留意すること。

八

〉(省略)

ホ

へ 毎月末及び期末処理

(省略)

(注1)<u>取引所取引</u>に係るものについては、銘柄毎にみなし決済損益を相殺し、資産の部又は負債の部の「デリバティブ取引」勘定のいずれか一方に計上する。ただし、経理規程等により、同銘柄のポジションについても継続的に両建処理することとしている場合にはこの限りでない。

(注2)(現行どおり)

(注3) 金融商品取引所又は金融商品取引清算機関との間で授受する先物取引差金のうち、自己のポジションに帰属するものについては、当該差金(引直差金及び更新差金)の授受をもって、当該先物取引の実現損益として処理することができる。なお、実現損益として処理する場合には、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にするとともに、これを継続的に適用する。

(イ)・(ロ) (現行どおり)

2.引受け又は売出し業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い業務に関する経理処理

(1)「トレーディング商品」勘定計上額

引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。

イ 新規公開株式

公開価格を単価として、これに引受株数から当該入札株数及び持株会割当株数を控除した株数を乗じた額。ただし、販売手数料の額を認識できる場合にあっては、公開価格から販売手数料を控除した額を単価とすることができる。

ロ(現行どおり)

(注)(現行どおり)

(2) 引受業務に係る「受入手数料」の計上額

引受業務に係る受入手数料については、次に定める額を計上する。

イ 新規公開株式

発行会社等との間で契約した引受手数料の全額を、条件決定日において、収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、販売手数料の額を認識できる場合にあっては、発行会社等との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を条件決定日において収益として認識することができる。

ロ イ以外の有価証券

原則として、発行会社等との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を、条件決定日において収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、当分の間、引受手数料の全額を条件決定日に収益として認識することができる。この場合において、会員が採用した経理処理については、いずれの経理処理方法においても、正当な理

旧

(注2)(省略

(注3) 証券取引所との間で授受する先物取引差金のうち、自己のポジションに帰属するものについては、当該差金(引直差金及び更新差金)の授受をもって、当該先物取引の実現損益として処理することができる。なお、実現損益として処理する場合には、あらかじめ会員が定める経理規程等において明確にするとともに、これを継続的に適用すること。

(イ)・(ロ)(省 略)

2. 引受け又は売出し業務及び募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い 業務に関する経理処理

(1)「トレーディング商品」勘定計上額

引受ポジションは、次に定めるところに従い計上する。

イ 新規公開株式

公開価格を単価として、これに引受株数から当該入札株数及び持株会割当株 数を控除した株数を乗じた額

口(省略)

(注)(省 略)

(2) 引受業務に係る「受入手数料」の計上額

引受業務に係る受入手数料については、次に定める額を計上する。

イ 新規公開株式

発行会社との間で契約した引受手数料の全額を、条件決定日において、収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。

ロ イ以外の有価証券

原則として、発行会社との間で契約した引受手数料から販売手数料に相当する額を控除した額を、条件決定日において収益として認識し、「受入手数料」の「引受け・売出し手数料」に計上する。ただし、当分の間、引受手数料の全額を条件決定日に収益として認識することができることとする。この場合において、会員が採用した経理処理については、いずれの経理処理方法においても、

由により変更する場合を除き、各決算期を通じて継続的に適用する。

(3) 経理処理

イ・ロ(現行どおり)

ハ 引受ポジションに係る売買約定時の処理

約 定 見 返 勘 定 ××× 商品有価証券等(売買口) ×××

二 募残が発生した時又は募集条件外で売買するため売買口に振り替える時の 処理

次のとおり振替処理する。なお、募残の場合には募集等最終日の翌日までに処理する。

商品有価証券等(売買口) ××× 商品有価証券等(引受口) ××× ホ(現行どおり)

へ 払込日又は信託設定日、売出しの受渡日の処理

(イ) (現行どおり)

(ロ) 顧客との取引

募集等受入金x x x約定見返勘定x x x又は又は

累積投資預り金 ××× 未 収 収 益 ×××

ト(現行どおり)

チ 毎月末及び期末の処理

銘柄毎に、時価を付し、洗替えの方法により<u>評価替え</u>を行う。このとき発生した評価損益は、「トレーディング損益」に計上する。この場合において、新規公開株式については公開価格<u>(販売手数料の額を認識できる場合にあっては、公開価格から販売手数料を控除した額)</u>を、それ以外の引受ポジションで流通市場において取引されていない銘柄については簿価を時価とみなすことができる。

リ 売出しの取扱いに係る割引債券については、売出期間の最終日前において

旧

正当な理由により変更する場合を除き、各決算期を通じて継続的に適用する<u>こ</u>と。

(3) 経理処理

イ・ロ(省 略)

ハ 引受ポジションに係る売買約定時の処理

債券に係る引受ポジションについて、条件決定日から払込日までの間、募集価額以外の価額により売買取引が行われたときは、当該売買約定価額を簿価として次のとおり処理する。

(同左)

二 募残が発生した時又は募集条件外で売買するため売買口に振り替える時の 処理

次のとおり振替処理する。なお、募残の場合には募集等最終日の翌日までに処理すること。

(同左)

ホ(省略)

へ 払込日又は信託設定日、売出しの受渡日の処理

(イ)(省略)

(1) 顧客との取引

 募集等受入金
 x x x
 約定見返勘定
 x x x

 累積投資預り金
 x x x
 未収収益
 x x x

ト(省略)

チ 毎月末及び期末の処理

銘柄毎に、時価を付し、洗替えの方法により<u>評価換え</u>を行う。このとき発生した評価損益は、「トレーディング損益」に計上する。この場合において、新規公開株式については公開価格を、それ以外の引受ポジションで流通市場において取引されていない銘柄については簿価を時価とみなすことができる。

リ 売出しの取扱いに係る割引債券については、売出期間の最終日前において

旧

「募集等払込金」及び「募集等受入金」が対当することとなるものについては、 その都度これを相殺することができる。なお、この場合、売出しの取扱期間中 における割引債券の発行会社等への払込価額と顧客に対する売出価額が相違 するときはその差額は「その他の受入手数料」等の手数料勘定で処理する。 「募集等払込金」及び「募集等受入金」が対当することとなるものについては、その都度これを相殺することができる<u>ものとする</u>。なお、この場合、売出しの取扱期間中における割引債券の発行会社等への払込価額と顧客に対する売出価額が相違するときはその差額は「その他の受入手数料」等の手数料勘定で処理する。

3.現先取引の処理

(1)約定単価に数量を乗じた額に経過利子を加えた額を受渡代金相当額として、次のとおり経理処理する。

イ・ロ(現行どおり)

- (注1)担保金(現金)の授受があった場合には、受渡基準により、適宜「現先取引貸付金」又は「現先取引借入金」に計上する。ただし、担保金を代用有価証券で授受した場合には、経理処理は行わず、帳簿等によりその状況を明らかにしておく。
- (注2)リプライシング及びサブスティテューションがあった場合には、当該受渡日を もって当該契約がエンド取引を迎え、新たに再評価額でスタート取引が行われた ものとみなして、上記設例に準じて経理処理する。

(2)(現行どおり)

4. 債券の経過利子の処理

債券の経過利子については、<u>有価証券関連業</u>の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2) の方法により処理するものとする。

(1)(現行どおり)

(2)債券取引を大量に取り扱う金融商品取引業者が行う(1)以外の方法

イ 月中における処理

流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。

ロ(現行どおり)

3.現先取引の処理

(1) 約定単価に数量を乗じた額に経過利子を加えた額を受渡代金相当額として、次のとおり経理処理する。

イ・ロ(省 略)

- (注1)担保金(現金)の授受があった場合には、受渡基準により、適宜「現先取引貸付金」又は「現先取引借入金」に計上する。ただし、担保金を代用有価証券で授受した場合には、経理処理は行わず、帳簿等によりその状況を明らかにしておくこと。
- (注2)リプライシング及びサブスティテューションがあった場合には、当該受渡日を もって当該契約がエンド取引を迎え、新たに再評価額でスタート取引が行われた ものとみなして、上記設例に準じて経理処理すること。

(2)(省略)

4. 債券の経過利子の処理

債券の経過利子については、<u>証券業</u>の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2)の方法により処理するものとする。

(1)(省 略)

(2)債券取引を大量に取り扱う証券会社等が行う(1)以外の方法

イ 月中における処理

日計表の流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、 支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた 債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた 債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。

口(省略)

5. 有価証券等を差し入れた場合等の処理

「短期差入保証金代用有価証券」、「貸付有価証券」及び「差入担保有価証券」等の科目に振替え経理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく。

6 . 有価証券等の差入れを受けた場合等の処理

担保として差入れを受けた有価証券等については、経理処理を要しないが、帳簿 等によりその状況を明らかにしておく。

7.金融商品取引責任準備金の処理

イ繰入れ

(借方)<u>金融商品取引責任準備金繰入れ</u> xxx (貸方)<u>金融商品取引責任準備金</u> xxx

ロ取崩し

金商法第46条の5第2項に規定する金融商品取引責任準備金の取崩しについては、事故による損失の補填に充てるためのものであると目的外のものであるとを問わず、次のとおり戻入処理する。

(借方)<u>金融商品取引責任準備金</u> ×××(貸方)<u>金融商品取引責任準備金戻入</u> ××× ハ(現行どおり)

二 事業報告書における表示

事業報告書においては、期末における<u>金融商品取引責任準備金</u>の繰入額と戻入額との差額のみを「<u>金融商品取引責任準備金繰入れ</u>」又は「<u>金融商品取引責</u>任準備金戻入」勘定に表示する。

付 則

- 1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 金融商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備預託金に係る事項は、施行日 以後に開始する事業年度から施行し、施行日前に開始した事業年度については、な お従前の例による。

旧

5 . 有価証券等を差し入れた場合等の処理

「短期差入保証金代用有価証券」、「貸付有価証券」及び「差入担保有価証券」等の科目に振替え経理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておく<u>こ</u>と。

6 . 有価証券等の差入れを受けた場合等の処理

担保として差入れを受けた有価証券等については、<u>日計表上の</u>経理処理を要しないが、帳簿等によりその状況を明らかにしておくこと。

7. 証券取引責任準備金の処理

イ繰入れ

(借方)<u>証券取引責任準備金繰入れ</u> ××× (貸方)<u>証券取引責任準備金</u> ×××

ロ取崩し

<u>証券取引法第51条第2項</u>に規定する<u>証券取引責任準備金</u>の取崩しについては、事故による損失の補填に充てるためのものであると目的外のものであると を問わず、次のとおり戻入処理する。

(借方)<u>証券取引責任準備金</u> ××× (貸方)<u>証券取引責任準備金戻入</u> ×××ハ(省略)

二 営業報告書における表示

<u>営業報告書</u>においては、期末における<u>証券取引責任準備金</u>の繰入額と戻入額 との差額のみを「<u>証券取引責任準備金繰入れ</u>」又は「<u>証券取引責任準備金戻入</u>」 勘定に表示する。

旧

主な注記事項

財務諸表等規則に基づき財務諸表を作成する場合における、<u>有価証券関連業</u> 固有の勘定科目に係る主な注記事項は次のとおりである。

1.

(現行どおり)

5

備考:主な販売費・一般管理費に属する勘定科目とその内容 【取引関係費】の主な内訳とその内容

- ・支払手数料:委託手数料(会員手数料及び立会外分売取扱い料を含む。) 募集・売出しの取扱手数料、貸借取引に関する書換手数料等 の他の金融商品取引業者、証券金融会社等に支払う手数料、 店頭取引に関する受渡遅延料、発行会社等に支払う有価証券 の名義書換・分割・併合手数料、金融機関に支払う債券登録 手数料及び送金・代金取立手数料等営業に関する支払手数料
- ・取引所・協会費: <u>金融商品取引所</u>、<u>金融商品取引業協会</u>、投資者保護基金、 取引参加者協会等の法人又は団体(福祉を目的とする団 体及び懇親会に類するものを除く。)に対して支払う会費

【人件費】の主な内訳とその内容

・福利厚生費:従業員等のために支出する社会保険料、会社負担の団体保険料(年金の保険料又は掛金を含む。) 医療衛生費、被服費、 給食費、慶弔費及び慰安旅行費、社宅・保養所等の運営費(海の家、山の家等のうち、短期的な賃貸借契約に基づくものについては、賃借料等の維持管理費を含む。) 福祉を目的とする団体に支払う会費並びに従業員等で組織する親睦会等に対する補助金その他福利厚生のために支出する費用

主な注記事項

財務諸表等規則に基づき財務諸表を作成する場合における、<u>証券業</u>固有の勘 定科目に係る主な注記事項は次のとおりである。

1.

(省略)

5.

備考:主な販売費・一般管理費に属する勘定科目とその内容 【取引関係費】の主な内訳とその内容

- ・支払手数料:委託手数料(会員手数料及び立会外分売取扱い料を含む。) 募集・売出しの取扱手数料、貸借取引に関する書換手数料等 の他の<u>証券会社</u>、証券金融会社等に支払う手数料、店頭取引 に関する受渡遅延料、発行会社等に支払う有価証券の名義書 換・分割・併合手数料、金融機関に支払う債券登録手数料及 び送金・代金取立手数料等営業に関する支払い手数料
- ・取引所・協会費: <u>証券取引所</u>、<u>証券業協会</u>、投資者保護基金、<u>投資信託協会</u>、取引参加者協会<u>、金融先物取引所、金融先物取引業協会</u>等の法人又は団体(<u>福祉共済会等の</u>福祉を目的とする団体及び懇親会に類するものを除く。)に対して支払う会費

【人件費】の主な内訳とその内容

・福利厚生費:従業員等のために支出する社会保険料、会社負担の団体保険料(年金の保険料又は掛金を含む。) 医療衛生費、被服費、 給食費、慶弔費及び慰安旅行費、社宅・保養所等の運営費(海 の家、山の家等のうち、短期的な賃貸借契約に基づくものに ついては、賃借料等の維持管理費を含む。) 福祉共済会等の 福祉を目的とする団体に支払う会費並びに従業員等で組織す る親睦会等に対する補助金その他福利厚生のために支出する 費用

平成 19 年 9 月 18 日 下 線 部 分 変 更

新		旧
貸借対照表【参考様式)]	貸借対照表【参考様式】
	(平成 19 年 9 月適)	<u>(平成 18 年 5 月適用</u>
資 産		資産
科 目	金 額	科 目 金額
1 預託金		1 預 託 金
2 (顧客分別金信託)		2 (顧客分別金信託)
3 (金融商品取引責任準備預託金)		
負債・純資産	Ě	負債・純資産
科 目	金 額	科 目 金額
6 特別法上の準備金		5 特別法上の準備金
14 (金融商品取引責任準備金)		6 (証券取引責任準備金)

	新				旧		
損益計算書【参考様式】					損益計算書【参考様式】		
(平成 19 年 9 月適用)					-	(平成 18年	5月適用)
	経常損益・特別損益・当期純抗	員益			経常損益・特別損益・当期純損	益	
	科目	金	額		科目	金	額
4	特別損益			4	特別損益		
5	(特 別 利 益)			5	(特別利益)		
6	((金融商品取引責任準備金戻入))			6	((証券取引責任準備金戻入))		
25	(特別損失)			25	(特別損失)		
1	((金融商品取引責任準備金繰入れ))			1	((証券取引責任準備金繰入れ))		
						•	

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議) の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

IB

書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関す る規則

新

<u>「書面の電磁的方法による提供等の取扱いにつ</u> いて」理事会決議(自主規制会議決議)

(目 的)

第1条 この規則は、協会員が、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(協会員等の使用に係る電子計算機と、顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めることを目的とする。

(電磁的方法による交付等の方法)

- 第2条 協会員は、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であって次の各号に掲げるもの(別紙に掲げる書面については、第1号二に掲げる方法を除く。)により提供することができる。
 - <u>1</u> 電子情報処理組織を使用する方法のうち 次に掲げるもの
 - イ 協会員等(<u>書面に記載すべき事項を電</u> <u>磁的方法により提供を行う</u>協会員との契 約によりファイルを自己の管理する電子

1 目 的

この<u>理事会決議</u>は、協会員が、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(協会員等の使用に係る電子計算機と、顧客等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供する場合における方法等及び書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受ける場合における方法等を定めるものである。

2 電磁的方法による交付等の方法

協会員は、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法<u>により提供する場合には、次に掲げる方法(ただし、</u>別紙に掲げる書面については、(1) の方法を除く。)により、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を顧客に提供することができる。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちから までに掲げるもの
 - __ 協会員等(協会員又は協会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは協会員の

旧

計算機に備え置き、これを顧客又は当該 協会員の用に供する者を含む。以下同 じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等の 使用に係る電子計算機とを接続する電気 通信回線を通じて書面に記載すべき事項 (以下「記載事項」という。)を送信し、 顧客等の使用に係る電子計算機に備えら れた顧客ファイルに記録する方法

<u>ロ・ハ</u> (現行どおり)

二 閲覧ファイル (協会員等の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルであっ て、同時に複数の顧客の閲覧に供するた め記載事項を記録させるファイルをい う。以下同じ。)に記録された記載事項を 電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供す る方法

(現行どおり) 2

(電磁的方法による交付等における基準)

- 第 3 条 前条各号に掲げる方法は、次の各号 に掲げる基準に適合するものでなければなら ない。
 - 1 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへ の記録を出力することにより書面を作成で きるものであること。
 - <u>2</u> 前条第1号イ、八又は二に掲げる方法(顧 | (2) 前記2(1) 、 及び に規定する方法(顧 客の使用に係る電子計算機に備えられた顧 客ファイルに記載事項を記録する方法を除 く。)にあっては、記載事項を顧客ファイル 又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録し た旨を顧客に対し通知するものであるこ と。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧し ていたことを確認したときはこの限りでな い。

(削

用に供する者をいう。以下同じ。)の使用に 係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客と の契約により顧客ファイル (専ら当該顧客 の用に供せられるファイルをいう。以下同 じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置 く者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子 計算機とを接続する電気通信回線を通じて 書面に記載すべき事項(以下「記載事項」 という。)を送信し、顧客等の使用に係る電 子計算機に備えられた顧客ファイルに記録 する方法

(省 略)

閲覧ファイル(協会員等の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルであって、 同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該 記載事項を記録させるファイルをいう。以 下同じ。)に記録された記載事項を電気通信 回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

(省 (2) 略)

3 電磁的方法による交付等における基準

前記2に規定する方法は、次に規定する基準 に適合するものでなければならない。

- (1) 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへ の記録を出力することにより書面を作成でき るものであること。
- 客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客 ファイルに記載事項を記録する方法を除く。) にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲 覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧 客に対し通知するものであること。ただし、 顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確 認したときはこの限りでない。
- <u>(3)</u> <u>前記 2 (1) に規定する方法にあっては、</u>

新 旧

- 3 前条第1号八又は二に掲げる方法にあっ ては、記載事項に掲げられた取引を最後に 行った日以後5年間(当該期間が終了する 日までの間に当該記載事項に係る苦情の申 出があったときは、当該期間が終了する日 又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い 日までの間)次に掲げる事項を消去し又は 改変することができないものであること。 ただし、閲覧に供している記載事項を書面 により交付する場合、顧客の承諾(第5条 に規定する方法による承諾をいう。)を得て 前条第1号イ、口若しくは同条第2号に掲 げる方法により提供する場合又は顧客によ る当該記載事項に係る消去の指図がある場 合は、当該記載事項を消去することができ る。
 - イ 前条第1号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項ロ 前条第1号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
- <u>4</u> <u>前条第1項二</u>に規定する方法にあって は、<u>次に掲げる基準に適合するものである</u> <u>こと。</u>
 - <u>イ</u> <u>顧客が閲覧ファイルを閲覧するために</u> <u>必要な情報を顧客ファイルに記録するも</u> <u>のであること。</u>
 - 口 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

<u>顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な</u> <u>情報を顧客ファイルに記録するものであるこ</u> <u>と。</u>

- (4) 前記 2 (1) 又は に規定する方法にあっては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後 5 年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾(後記5に規定する方法による承諾をいう。)を得て前記 2 (1) 、若しくは前記 2 (2) に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
 - ___ <u>前記 2 (1) に規定する</u>方法については、 顧客ファイルに記録された記載事項
 - __ <u>前記 2 (1) に規定する</u>方法については、 閲覧ファイルに記録された記載事項
- (5) 前記2(1) に規定する方法にあっては、前記(4)に掲げる期間を経過するまでの間において、前記(3)の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

旧

(電磁的方法による徴求等の方法)

- 第 4 条 協会員は、書面の徴求等に代えて当 該書面に記載すべき事項を電磁的方法であっ て、次の各号に掲げるもの(協会員がファイ ルへの記録を出力することにより書面を作成 することができるものに限る。)に従い行うこ とができる。
 - 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち 次に掲げるもの
 - イ 協会員の使用に係る電子計算機と顧客 の使用に係る電子計算機とを接続する電 気通信回線を通じて送信し、受信者の使 用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録する方法
 - ロ 協会員の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに記録された書面に記載 すべき事項を電気通信回線を通じて顧客 の閲覧に供し、当該協会員の使用に係る 電子計算機に備えられたファイルに当該 書面に記載すべき事項を記録する方法
 - 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに書面に記載すべき事 項を記録したものを得る方法

(顧客の承諾)

第 5 条

(現行どおり)

- 1 第2条又は第4条に掲げる方法のうち協 会員が使用するもの
- <u>2</u> (現行どおり)

(承諾の撤回等)

第 6 条 前条の規定による承諾を得た協会員 は、書面又は電磁的方法により、当該顧客か

4 電磁的方法による徴求等の方法

協会員は、書面の徴求等に代えて当該書面に 記載すべき事項を電磁的方法により提供を受け る場合には、次に掲げる方法(協会員がファイ ルへの記録を出力することによる書面を作成す ることができるものに限る。)に従い行うものと する。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち 又は に掲げるもの
 - 協会員の使用に係る電子計算機と顧客の 使用に係る電子計算機とを接続する電気通 信回線を通じて送信し、協会員の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記録 する方法
 - __ 協会員の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに記録された書面に記載すべ き事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧 に供し、協会員の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに当該事項を記録する 方法
- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 これらに準ずる方法により一定の事項を確実 に記録しておくことができる物をもって調製 するファイルに書面に記載すべき事項を記録 したものを徴求する方法

5 顧客の承諾

(省 略)

(1) 前記2又は4に規定する方法のうち協会 員が使用するもの

(2) (省 略)

6 承諾の撤回等

前記5の規定による承諾を得た協会員は、書 面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁 ら、電磁的方法による提供を受けない又は行一的方法による提供を受けない又は行わない旨の わない旨の申出があったときは、当該顧客に「申出があったときは、当該顧客に対し、書面に

対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法に よって提供すること又は提供を受けることは できない。ただし、当該顧客が再び前条の規 定による承諾をした場合は、この限りでない。

旧

記載すべき事項を電磁的方法によって提供する こと又は提供を受けることはできない。ただし、 当該顧客が再び前記5の規定による承諾をした 場合は、この限りでない。

別紙

第2条第1号二に掲げる方法を除く書面

- (現行どおり) <u>1</u> (削る)
- 2 「株券等の貸借取引の取扱いに関する規 則」第5条第2項及び第3項に規定する個 別取引明細書
- 3 「外国証券の取引に関する規則」第9条 第1項及び第12条に規定する転売制限等 告知書
- 4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規 則」(以下「寄託等規則」という。)第8条 第1項に規定する契約書
- 5 寄託等規則第 11 条第3項に規定する照 合通知書
- 6 寄託等規則第 13 条第1項に規定する契 約締結時交付書面
- 下「海外証券先物取引等規則」という。) 第 25 条第1項に規定する海外証券先物取引 等に関する通知書
- 8 海外証券先物取引等規則第 25 条第 3 項 に規定する照合通知書
- 9 「選択権付債券売買取引の取扱いに関す る規則(以下「選択権付債券売買取引規則」 という。)第6条第2項ただし書きに規定す る個別取引明細書
- 10 選択権付債券売買取引規則第 10 条に規 定する選択権料の受領書
- 11 選択権付債券売買取引規則第 11 条第 3 項ただし書きに規定する選択権付債券売買 取引権利行使明細書

別紙

「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし 書きに該当する書面

- (省 (1) 略)
- (2) 削除
- (3)「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理 事会決議) 4 (2)及び(3)に規定する個別取引
- (4) 「外国証券の取引に関する規則」第7条第 1項及び第 10 条に規定する転売制限等告知
- (5)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」 第8条に規定する契約書
- (6)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」 第11条第3項に規定する照合通知書
- (7)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」 第13条第1項に規定する取引報告書
- 7 「海外証券先物取引等に関する規則」(以 │(8) 「海外証券先物取引等に関する規則」第 25 条第1項に規定する海外証券先物取引等に関 する通知書
 - (9) 「海外証券先物取引等に関する規則」第25 条第3項に規定する照合通知書
 - (10) 「選択権付債券売買取引の取扱いについ て」5(2)に規定する個別取引明細書
 - (11) 「選択権付債券売買取引の取扱いについ て」9に規定する選択権料の受領書
 - (12) 「選択権付債券売買取引の取扱いについ て」10(4)に規定する選択権付債券売買取引権 利行使明細書

- 12 選択権付債券売買取引規則第 12 条第 2 項ただし書きに規定する選択権付債券売買 取引相殺明細書
- 13 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関 する規則」(以下「債券等条件付売買取引規 則」という。)第4条第2項に規定する個別 取引明細書
- 第 10 号に規定するエンド取引受渡日を記 載した書面
- 第 11 号に規定するエンド売買単価を記載 した書面
- 第 12 号に規定するエンド売買金額を記載 した書面
- 17 「債券等の着地取引の取扱いに関する規 則」第3条第2項に規定する個別取引明細
- 関する規則」第5条第2項ただし書きに規 定する個別取引明細書

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

旧

- (13) 「選択権付債券売買取引の取扱いについ て」11(2)に規定する選択権付債券売買取引相 殺明細書
- (14)「債券等の条件付売買取引の取扱いについ て」3(2)に規定する個別取引明細書
- |14 債券等条件付売買取引規則第4条第5項|(15)「債券等の条件付売買取引の取扱いについ て」3(4) に規定するエンド取引受渡日を記 載した書面
- | 15 || 債券等条件付売買取引規則第4条第5項 | (16)「債券等の条件付売買取引の取扱いについ て」3(4) に規定するエンド売買単価を記載 した書面
- 16 債券等条件付売買取引規則第4条第5項 | (17)「債券等の条件付売買取引の取扱いについ て」3(4) に規定するエンド売買金額を記載 した書面
 - (18)「債券等の着地取引の取扱いについて」2 (2)に規定する個別取引明細書
- 18 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに│(19)「債券の空売り及び貸借取引の取扱いにつ いて」4(2)に規定する個別取引明細書

「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」(理事会決議) の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

_____IH__

会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に 関する規則

<u>(目的)</u>

第1条 この規則は、会員が金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 43 条の2第3項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。

(監査法人等による分別管理監査等)

- 第2条 会員は、金商法第43条の2第3項の規定に基づき、同条第1項及び第2項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年1回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別監査委員会報告第28号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針(中間報告)』(平成14年11月6日)」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人(次項において「監査法人等」という。)による検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査(次項において「分別管理監査等」という。)を受けなければならない。
- 2 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書(次項において「分別管理監査等報告書」という。)を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。
- 3 本協会は、分別管理監査等報告書において、 会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認め られたときは、当該会員に対し、速やかに、該 当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示す る。
 - 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本 協会の定款その他の規則に違反していた場合
 - 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されてい

「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」(理事会決議)

会員における顧客資産の分別保管(以下、「分別保管」という。)の適正な実施を確保し、証券界に対する社会的信頼の向上を図るため、下記のとおり決議する。

記

1.分別保管に関する定期的な外部監査の実施

(1) 会員は、本協会と日本公認会計士協会との 間で協議し策定した指針に基づき、監査法人 又は公認会計士(以下「監査法人等」とい う。)との契約により、監査法人等による分 別保管についてのチェックを年1回以上受け なければならないこととする。

- (2) 会員は、監査法人等による報告書<u>の写し</u>を 本協会に提出しなければならない<u>こととす</u> る。
- (3) 協会は、<u>上記報告書</u>において<u>改善を要する点があると認められた場合には、速やかに該当事項を改善するよう</u>当該会員に指示し、当該会員は協会に対して改善報告書を提出することとする。

inc	10
新 ない場合	IE .
4 前項の改善指示を受けた会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。	(新設)
(分別管理の実効性の確保に関する措置) 第3条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。 1 自己資本規制比率が120%を下回った場合分別管理に関する状況等の報告を求めるこ	2.分別保管の実効性の確保に関する措置 (1) 協会は、会員の自己資本規制比率が 120% を下回った場合等協会が必要と判断した場合
2 自己資本規制比率が100%を下回った場合 顧客分別金の必要額の差替え <u>の実施その他</u> の顧客資産の分別管理の確実な実施のために 必要な措置をとるよう勧告すること。 3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥 るおそれがある場合 分別管理に関し、監査規則第4条第2号に 規定する特別監査を実施すること。	には、定款第 17 条の規定に基づき、当該会員に対して、分別保管に関する状況等の報告を求めることとする。 (2) 協会は、会員の自己資本規制比率が 100%を下回った場合等協会が必要と判断した場合には、定款第 26 条の規定に基づき、顧客分別金の必要額の差替えを毎日行うよう勧告することとする。 (3) 協会は、会員に対して、行政当局より証券取引法第 56 条の2第1項に基づき財産保全措置を含む業務改善命令が発出された場合その他協会が必要と判断した場合には、当該会員に対する分別保管に関する特別監査を実施することとし、当該会員は、分別保管に関する事項について、当該特別監査を実施する者の指示に従うこととする。
2 前項第3号の特別監査において、主任監査員 (監査員のうち、本協会があらかじめ指定する 者をいう。)は、監査規則第6条に規定する権限 のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のた めに必要な措置を講ずることが緊急に必要と認 めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ず るよう指示することができる。	(新設)
3 会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。	(新設)
4 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第 2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を 金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。	(新設)
<u>(本規則の改正)</u> 第4条 本協会は、本規則を改正しようとすると	(新設)

新	IB
きは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。	
(その他) 第5条 本協会は、本規則に定めるもののほか、 分別管理監査等の実施に関し必要な事項を別に 定めることができる。	(新 設)
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る。	

「アナリスト・レポートの取扱い等について」理事会決議(自主規制会議決議) の一部改正について

平成19年9月18日

	1 1 - 73 [
	(下線部分変更)
新	IB
アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則	「アナリスト・レポートの取扱い等について」 理事会決議(自主規制会議決議)
(目的) 第 1 条 この規則は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員(特別会員にあっては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 33 条第 2 項第 3 号八又は同項第 4 号口に掲げる行為(以下「金融商品仲介行為」という。)を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが金融商品仲介行為に関するものに限る。)が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。	1 目 的 この理事会決議は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、協会員(特別会員にあっては、証券仲介業務を行う特別会員に限るものとし、当該特別会員のアナリスト・レポートが証券仲介業務に関するものに限る。)が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。
 (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1	2 定 義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 よる。 一 (省略) 一 3 社内管理体制の整備 (省略) 4 社内審査
第 4 条(現行どおり)2(現行どおり)	<u>(1)</u> (省略) <u>(2)</u> (省略)

- **3** 審査担当者は、アナリスト・レポートの審査を行うに当たっては、特に次の各号に留意しなければならない。
 - 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関す る規則」第4条第1項に規定する禁止行為 に該当するものでないこと。
 - 2 アナリスト・レポートにおける表示内容 及び評価が、社内の指針等に照らし、適正 かつ合理的なものであること。
 - 3 レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること。
- <u>4·5</u> (現行どおり)

(アナリスト・レポートの保管)

第 5 条 (現行どおり)

(利益相反についての表示等)

- 第6条 協会員は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、協会員又は当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。
- 2 会員は、自社が株券(優先出資証券(金商法第2条第1項第7号に規定する有価証券をいう。)及び外国株預託証券(金商法第2条第1項第20号に規定する有価証券等のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する証券をいう。)を含む。以下同じ。)新株予約権証券(金商法第2条第1項第9号に規定する有価証券をいう。)又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第147条第3号に規定する

旧

- (3) 審査担当者は、アナリスト・レポートの 審査を行うに当たっては、特に次の<u>事項</u>に留 意しなければならない。
 - <u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u> (公正慣習規則第7号)第4条第1項に規 定する禁止行為に該当するものでないこと
 - __ アナリスト・レポートにおける表示内容 及び評価が、社内の指針等に照らし、適正 かつ合理的なものであること
 - __ レーティング又は目標株価が記載されている場合には、レーティングの定義並びに目標株価についての根拠及び達成の予想期間が明確に表示されていること

<u>(4)·(5)</u> (省 略)

5 アナリスト・レポートの保管

(省略)

6 利益相反についての表示等

- (1) 協会員は、アナリスト・レポートを作成する(翻訳する場合を除く。)に当たっては、協会員及び当該アナリスト・レポートの作成者であるアナリストが当該アナリスト・レポートの対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容を当該アナリスト・レポートにおいて明確に表示しなければならない。
- (2) 会員は、自社が株式(優先出資証券及び 外国株預託証券を含む。以下同じ。)新株予 約権証券又は新株予約権付社債の募集又は売 出しに関し主幹事会社(証券会社の行為規制 等に関する内閣府令第12条11項第2号に規 定する主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、 当該募集又は売出しに係る有価証券届出書、 発行登録追補書類又は有価証券通知書(以下 「有価証券届出書等」という。)の提出日から 1年間を経過するまでの間に当該会社の株式 に係るアナリスト・レポートを発表する場合

主幹事会社をいう。以下同じ。)となり、当該 募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行 登録追補書類又は有価証券通知書(以下「有 価証券届出書等」という。)の提出日から 1 年間を経過するまでの間に当該会社の株式に 係るアナリスト・レポートを発表する場合に は、主幹事会社となった旨を当該アナリス ト・レポートにおいて表示しなければならな

- 3 会員は、自社が株券の募集又は売出し(取 引所金融商品市場への上場に伴うものに限 る。ただし、既に他の取引所金融商品市場に 株券が上場されている場合を除く。)に関し主 幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る 有価証券届出書等の提出日以後、上場日から 起算して 10 営業日を経過するまでの間に当 該会社の株券に係るアナリスト・レポートを 発表する場合には、当該アナリスト・レポー トにおいてレーティング及び目標株価を表示 してはならない。
- 4 (現行どおり)

(外部アナリスト執筆のアナリスト・レポート|7 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポー の使用)

- 第7条 協会員は、外部アナリストが執筆す るアナリスト・レポートを当該外部アナリス トが所属する会社又は当該外部アナリストと の契約等に基づき使用する場合には、当該外 部アナリストと当該アナリスト・レポートの 対象会社との重大な利益相反の関係につい て、その内容を当該アナリスト・レポートに おいて明確に表示するための措置を講じなけ ればならない。ただし、当該協会員が、その 内容を顧客に通知する(書面又はその他の方 法によるものとし、口頭による方法を除く。 以下次項及び第3項において同じ。)場合は、 この限りでない。

旧

には、主幹事会社となった旨を当該アナリス ト・レポートにおいて表示しなければならな ll.

(3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し(証 券取引所への上場に伴うものに限る。ただし、 既に他の証券取引所に株式が上場されている 場合を除く。) に関し主幹事会社となり、当該 募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提 出日以後、上場日から起算して10営業日を経 過するまでの間に当該会社の株式に係るアナ リスト・レポートを発表する場合には、当該 アナリスト・レポートにおいてレーティング 及び目標株価を表示してはならない。

(4) (省 略)

トの使用

- (1) 協会員は、外部アナリストが執筆するア ナリスト・レポートを当該外部アナリストが 所属する会社又は当該外部アナリストとの契 約等に基づき使用する場合には、当該外部ア ナリストと当該アナリスト・レポートの対象 会社との重大な利益相反の関係について、そ の内容を当該アナリスト・レポートにおいて 明確に表示するための措置を講じなければな らない。ただし、当該協会員が、その内容を 顧客に通知する(書面又はその他の方法によ るものとし、口頭による方法を除く。以下(2) 及び(3)において同じ。)場合は、この限り でない。
- 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナ(2) 協会員は、外部アナリストが執筆するア

リスト・レポートを使用する場合には、<u>次の</u> <u>各号に掲げる</u>事項を顧客に通知しなければな らない。ただし、当該アナリスト・レポート に当該<u>各号に掲げる</u>事項が表示されている場 合は、この限りでない。

<u>1</u>・<u>2</u> (現行どおり)

- 3 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>前項第1号とは第2号に規定する場合</u>に該当するときは、<u>次の各号に掲げる</u>事項(特別会員にあっては<u>第1号</u>に限る。)を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 会員が、<u>第6条第2項</u>に規定する場合に 該当する場合は、主幹事会社となった旨
- 4 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり<u>第2項第</u>1号又は第2号に規定する場合に該当し、かつ、<u>第6条第3項</u>に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。

(情報管理の徹底)

- 第8条 協会員は、次の各号に掲げる情報(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。
 - <u>1</u> (現行どおり)
 - イ 法人関係情報<u>(金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。)</u>

ロ (現行どおり)

2 (現行どおり)

旧

ナリスト・レポートを使用する場合には、<u>次</u> <u>に掲げる</u>事項を顧客に通知しなければならない。ただし、当該アナリスト・レポートに当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

__・_ (省略)

(3) 協会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記 (2) 又は の場合に該当するときは、次に 掲げる事項(特別会員にあっては_に限る。) を顧客に通知しなければならない。ただし、 当該アナリスト・レポートに当該事項が表示 されている場合は、この限りでない。

(省略)

- __ 会員が、「<u>6 利益相反についての表示</u> 等<u>」(2)</u>に規定する場合に該当する場合は、 主幹事会社となった旨
- (4) 会員は、外部アナリストが執筆するアナリスト・レポートを使用するに当たり前記(2) 又は の場合に該当し、かつ、「6 利益相反についての表示等」(3) に規定する場合に該当するときは、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価が表示されていないことを確認のうえアナリスト・レポートを使用しなければならない。

8 情報管理の徹底

- (1) 協会員は、次に掲げる情報(以下「重要情報」という。)について、適正に管理しなければならない。
 - __ (省略)
 - イ 法人関係情報<u>(証券会社の行為規制等</u> に関する内閣府令第4条第9号に規定す る法人関係情報をいう。)

口 (省 略) __ (省 略)

2 前項の規定により重要情報の管理体制を整 備するに当たっては、特に、次に掲げる事項 に留意しなければならない。

}

(現行どおり)

3

(重要情報の適正な利用)

第 9 条 協会員は、協会員の行う自己取引に ついて、重要情報を利用して取引が行われる ことのないよう適正に管理しなければならな い。また、協会員は、自社の役職員が、重要 情報を利用して、一部の顧客への勧誘等を行 うことのないよう指導及び監督しなければな らない。

2 (現行どおり)

(アナリストの意見の独立性の確保等)

第 10 条 (現行どおり)

- **2** 協会員は、アナリストがアナリスト・レポ ートを執筆するに当たり、協会員の引受部門、 投資銀行部門、法人部門、営業部門等からの 不当な干渉及び介入を受ける等、アナリスト の意見の独立性が阻害されることのないよう 指導及び監督しなければならない。
- 3 協会員は、アナリストが特定の顧客の利益 (3) 協会員は、アナリストが特定の顧客の利 を考慮して、自らの独立した意見と異なる内 容の表示を行うことのないよう指導及び監督 しなければならない。

禁止)

- 第 11 条 協会員は、引受部門及び投資銀行部 門からのアナリストの独立性の確保に十分に 留意するものとし、当該協会員の役職員が次 の各号に掲げる行為及びこれに類する行為を 行うことのないようにしなければならない。

旧

(2) 前記(1)により重要情報の管理体制を整 備するに当たっては、特に、次に掲げる事項 に留意しなければならない。

(省略)

9 重要情報の適正な利用

(1) 協会員は、協会員の行う自己取引につい て、重要情報を利用して取引が行われること のないよう適正に管理しなければならない。 また、協会員は、自社の役職員が、重要情報 を利用して、一部の顧客への勧誘等を行うこ とのないよう指導・監督しなければならない。

<u>(2)</u> (省 略)

10 アナリストの意見の独立性の確保等

- (1) (省 略)
- (2) 協会員は、アナリストがアナリスト・レ ポートを執筆するに当たり、協会員の引受部 門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等か らの不当な干渉及び介入を受ける等、アナリ ストの意見の独立性が阻害されることのない よう指導・監督しなければならない。
- 益を考慮して、自らの独立した意見と異なる 内容の表示を行うことのないよう指導・監督 しなければならない。

(引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の|11 引受部門及び投資銀行部門の業務への関与 の禁止

協会員は、引受部門及び投資銀行部門から のアナリストの独立性の確保に十分に留意す るものとし、当該協会員の役職員が次に掲げ る行為及びこれに類する行為を行うことのな いようにしなければならない。

1 アナリストが、引受部門又は投資銀行部 2 アナリストが、引受部門又は投資銀行部

門の業務に関して行う企業等への提案活動に関与すること。

- 2 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとすること又は関与させること。
- 3 アナリストが、企業等又は当該協会員が 行う投資家への説明会等(引受部門<u>若しく</u> <u>は</u>投資銀行部門の業務又は取引に関し企業 等が行うもの及び引受部門又は投資銀行部 門がその開催に関与するものに限る。以下 同じ。)に関与すること。
- 4 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとすること又は関与させること。

(顧客への約束等の禁止等)

第12条 協会員は、引受部門、投資銀行部門、 法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門 の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関 するアナリスト・レポートを作成すること及 び当該顧客に関するアナリスト・レポートに おいて一定の表示又は評価を行うことを約束 し又は申し出ることのないよう指導及び監督 しなければならない。

(対象会社に対する事前通知の禁止)

第 13 条 (現行どおり)

(アナリストの資質の向上)

第 14 条 協会員は、アナリストに対する法令 遵守の徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの内容等を事後的に検証及び評価する等 アナリストの資質の向上に努めなければならない。 旧

門の業務に関して行う企業等への提案活動 に関与すること

- 一 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、当該部門の業務に関して行う企業等への提案活動にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとすること又は関与させること
- __ アナリストが、企業等又は当該協会員が 行う投資家への説明会等(引受部門<u>又は</u>投 資銀行部門の業務又は取引に関し企業等が 行うもの及び引受部門又は投資銀行部門が その開催に関与するものに限る。以下同 じ。) に関与すること
- 一 引受部門又は投資銀行部門の業務に従事する役職員が、企業等又は当該協会員が行う投資家への説明会等にアナリスト又は外部アナリストを関与させようとすること又は関与させること

12 顧客への約束等の禁止等

協会員は、引受部門、投資銀行部門、法人部門、営業部門等の役職員が、当該部門の顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に関するアナリスト・レポートを作成すること及び当該顧客に関するアナリスト・レポートにおいて一定の表示又は評価を行うことを約束し又は申し出ることのないよう指導・監督しなければならない。

13 対象会社に対する事前通知の禁止

(省略)

14 アナリストの資質の向上

協会員は、アナリストに対する法令遵守の 徹底を図るとともに、アナリスト・レポートの 内容等を事後的に検証・評価する等アナリス トの資質の向上に努めなければならない。 新 旧

<u>(アナリスト等の証券取引への対応)</u>

- 第 15 条 協会員は、アナリスト個人の有価証 券の売買等及び保有に関し、当該アナリスト が担当する会社の有価証券の売買等及び保有 を原則として禁止する等により、アナリスト の公正かつ適正な業務の遂行が確保されるよ う努めなければならない。
- 2 協会員は、外部アナリストが執筆するアナ リスト・レポートを当該外部アナリストが所 属する会社又は当該外部アナリストとの契約 等に基づき使用する場合には、当該外部アナ リスト個人の有価証券の売買等及び保有に関 し、当該外部アナリストの公正かつ適正な業 務の遂行が確保されるための措置が講じられ ていることを確認しなければならない。
- 3 協会員は、協会員の役職員(会計参与が法 人であるときは、その職務を行うべき社員を 含む。以下同じ。)が、アナリスト・レポート の作成又は審査に当たり入手した重要情報を 利用して役職員個人の有価証券の売買等を行 わないよう努めなければならない。

- 第 16 条 協会員は、アナリスト・レポートの 使用に当たり、やむを得ない特別の事由が存 在し、この規則の定めによることが困難であ る場合には、あらかじめ本協会に書面により その旨及び事由を届け出て、本協会の承認を 得なければならない。
- <u>2</u> 協会員は、<u>前項</u>の承認を得てアナリスト・ レポートを使用する場合には、当該アナリス ト・レポートが本協会の規則の定めによるも のでない旨を表示(口頭による表示を除く。) して、これを行わなければならない。

<u>(規則の考え方)</u>

15 アナリスト等の証券取引への対応

- (1) 協会員は、アナリスト個人の有価証券の 売買等又は保有に関し、当該アナリストが担 当する会社の有価証券の売買等・保有を原則 として禁止する等により、アナリストの公正 かつ適正な業務の遂行が確保されるよう努め なければならない。
- (2) 協会員は、外部アナリストが執筆するア ナリスト・レポートを当該外部アナリストが 所属する会社又は当該外部アナリストとの契 約等に基づき使用する場合には、当該外部ア ナリスト個人の有価証券の売買等又は保有に 関し、当該外部アナリストの公正かつ適正な 業務の遂行が確保されるための措置が講じら れていることを確認しなければならない。
- (3) 協会員は、協会員の役職員(会計参与が 法人であるときは、その職務を行うべき社員 を含む。以下同じ。)が、アナリスト・レポー トの作成・審査に当たり入手した重要情報を 利用して役職員個人の有価証券の売買等を行 わないよう努めなければならない。

(規則によらないアナリスト・レポートの使用)∣16 理事会決議によらないアナリスト・レポー トの使用

- (1) 協会員は、アナリスト・レポートの使用 に当たり、やむを得ない特別の事由が存在し、 この理事会決議の定めによることが困難であ る場合には、あらかじめ本協会に書面により その旨及び事由を届け出て、本協会の承認を 得なければならない。
- <u>(2)</u> 協会員は、<u>前記(1)</u>の承認を得てアナリ スト・レポートを使用する場合には、当該ア ナリスト・レポートが本協会の規則の定めに よるものでない旨を表示(口頭による表示を 除く。) して、これを行わなければならない。

17 理事会決議の考え方

新	IB
第 17 条 この <u>規則</u> の解釈等に関し必要な事項	この <u>理事会決議</u> の解釈等に関し必要な事項
は、本協会が別に定める <u>「『アナリスト・レポ</u>	は、本協会が別に定める <u>「アナリスト・レポ</u>
<u>ートの取扱い等に関する規則』の考え方」</u> に	- トの取扱い等について(理事会決議)の考
おいて定めるものとする。	<u>え方」</u> において定めるものとする。
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。	

「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」理事会決議(自主規制会議決議) の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

旧

引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取 引に関する規則

新

(目 的)

第 1 条 この<u>規則</u>は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定め<u>ることにより</u>、取引の公正性を図り、もって投資者<u>の</u>保護に資することを目的とする。

(定義)

- **第 2 条** この<u>規則</u>において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。
 - 1 引け値を条件とした取引

会員が顧客との間で金融商品取引法第2条第 17 項に規定する取引所金融商品市場 (以下「取引所金融商品市場」という。)に上場している有価証券について、取引所金融商品市場における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引をいう。

2 自己取引

引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所金融商品市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買(取引所金融商品市場にあっては売買立会による売買に限る。)をいう。

(社内管理体制の整備)

<u>「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己</u> 取引について」理事会決議(自主規制会議決議)

1.目的

この<u>理事会決議</u>は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定め、取引の公正性を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

2.定義

この<u>理事会決議</u>において次の各号に掲げる 用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによ る。

(1) 引け値を条件とした取引

会員が顧客との間で<u>取引所有価証券市場</u>に上場している有価証券について、<u>取引所有価証券市場</u>における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引

(2) 自己取引

引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所有価証券市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買(取引所有価証券市場にあっては売買立会による売買に限る。)

3. 社内管理体制の整備

第3条 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引を行う場合には、次の各号に掲げる手続きの区分に応じ、当該各号に定める事項を含めた社内規則を制定しなければならない。

1・2 (現行どおり)

2 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分する等、売買管理において、前項に規定する社内規則の遵守状況を適宜確認する体制を整備するとともに、定期的な社内検査においても上記の社内規則の遵守状況を検査する体制を整備しなければならない。

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

旧

(1) 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引を行う場合には、次に掲げる事項を含めた社内規則を制定するものとする。

__・_ (省 略)

(2) 会員は、引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分する等、売買管理において、上記の社内規則の遵守状況を適宜確認する体制を整えるとともに、定期的な社内検査においても上記の社内規則の遵守状況を検査する体制を整備するものとする。

「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」理事会決議(自主規制会議決議)の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

棄

会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイ ドライン

目的

このガイドラインは、会員が「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」(以下「規則」という。)に定めるところにより、災害発生時等を想定した事業継続体制(BCM:Business Continuity Management)を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。

災害発生時等の事業継続体制の整備及び基 本的考え方

1 . 事業継続体制の整備

- 会員は、規則第2条の規定により、災害 発生時等においても事業が継続でき、かつ、 重要な業務が中断した場合に速やかに当該 業務が再開できるよう、本ガイドライン等 を参考に、事業継続体制の整備に<u>努めなけ</u> ればならない。なお、整備に当たっては、 証券市場BCPフォーラム等における検討 結果に基づき、他の会員等、関係機関等及 び本協会と連携し対応する体制とすること に留意する。
- __ 会員は、事業継続体制について、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受ける必要がある。

2.「事業継続計画」の策定

会員は、<u>規則第3条第1項の規定により、</u> あらかじめ、災害発生時等において事業を 継続するための基本計画である「事業継続 IΒ

「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガ イドライン」理事会決議(自主規制会議決議) 目 的

このガイドラインは、地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)において、会員における顧客資産の保護及び証券取引の継続性・安全性の確保を図るとともに、証券会社・証券市場の機能の維持に資するため、会員が災害発生時等を想定した事業継続体制を整備していくうえでの基本的な考え方及び具体的な内容を取りまとめたものである。

災害発生時等の事業継続体制の整備及び基 本的考え方

1.事業継続体制の整備

会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、本ガイドライン等を参考に、<u>災害発生時等の</u>事業継続体制の整備に<u>努めるものとする。</u>

(新 設)

2.「事業継続計画」の策定

会員は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」(BCP:Business

計画」(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員(以下「役職員」という。)に周知しなければならない。

_____「事業継続計画」の策定を行うに当たっ ては、取締役会等による承認を受ける必要 がある。

__ 会員は、事業継続計画の策定に当たっては、会員の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定のうえ、 . 以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画とすることに留意する。

__ (現行どおり)

__ 会員は、規則第3条第4項の規定により、 事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの 掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。

3. (現行どおり)

「事業継続計画」における具体的整備項目

1.・2. (現行どおり)

3. 最低限必要な重要な業務の特定等

(現行どおり)

最低限必要な重要な業務については、例えば、顧客の生活及び経済活動の維持の観点からは、イ当日以降の金銭の払出し、ロMRF又はMMFの解約、八保護預り株式等の売却注文、ニ信用取引、有価証券関連デリバティブ取引の決済のための注文等が、また、金融商品市場の機能維持の観点からは、既約

旧

Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員(以下「役職員」という。)に周知しなければならない。

(新 設)

会員は、事業継続計画の策定に当たっては、会員の立地条件及び業務特性・規模等を踏まえつつ、災害等の規模、自社への被害及び顧客への影響が小規模なものから具体的な被災シナリオを想定のうえ、 以降に記載されている具体的な整備項目・内容を参考に、最低限行うよう努めるべき重要な業務を実施するためのものとする必要がある。

__ (省略)

会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めるものとする。

3. (省略)

「事業継続計画」における具体的整備項目

1..2. (省略)

3. 最低限必要な重要な業務の特定等

(省略)

最低限必要な重要な業務については、例えば、顧客の生活及び経済活動の維持の観点からは、イ当日以降の金銭の払出し、ロMRF又はMMFの解約、八保護預り株式等の売却注文、二信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文等が、また、証券市場の機能維持の観点からは、既約定

定未受渡の取引の決済を行うこと等が考えら れる。

(現行どおり)

4 .

(現行どおり)

8 .

9. 関係機関への連絡体制の整備

会員は、災害発生時等の際には、速やかに、 当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の 概要を金融庁(財務局)並びに参加者・取引先・ 会員となっている金融商品取引所、日本銀行及 び本協会等の関係機関へ報告する体制を整備し ておく必要がある。また、自社の業務中断の影 響が海外にも及ぶ可能性がある場合には、その 影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海 外監督当局その他関係機関への連絡体制を整備 しておく必要がある。

10. 災害時における金融に関する措置

会員は、災害発生時等に、金融庁(財務局) から、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督 指針」に基づき、「災害時における金融に関する 措置」の要請を受けることがあることに留意す る必要がある。

本店又はデータセンター等の重要拠点が被 災した場合の具体的措置項目

(現行どおり)

1.(現行どおり)

2.バックアップセンター

会員のデータセンターは、会員が金融商品取 引業者として業務を行う上で基本となる取引デ −タ、顧客データ等の重要なデータを集中的に | 客データ等の重要なデータを集中的に管理・保 管理・保管していることから、このデータセン|管していることから、このデータセンターが被

旧

未受渡の取引の決済を行うこと等が考えら れる。

> (省 略)

(省 略)

8 .

9. 関係機関への連絡体制の整備

会員は、災害発生時等の際には、速やかに、 当該災害等の状況及びこれに対し採った措置の 概要を金融庁(財務局)並びに参加者・取引先・ 会員となっている証券取引所、日本銀行及び本 協会等の関係機関へ報告する体制を整備してお く必要がある。

10.災害時における金融に関する措置

会員は、災害発生時等に、金融庁(財務局) から、「証券会社向けの総合的な監督指針」に基 づき、「災害時における金融に関する措置」の要 請を受けることがあることに留意する必要があ る。

本店又はデータセンター等の重要拠点が被 災した場合の具体的措置項目

(省 略)

1.(省 略)

2. バックアップセンター

会員のデータセンターは、会員が証券会社と して業務を行う上で基本となる取引データ、顧

新	IB
ターが被災した場合には、被災の規模によって	災した場合には、被災の規模によっては事業継
は事業継続を断念せざるを得ない状況に陥るこ	続を断念せざるを得ない状況に陥ることも想定
とも想定される。最悪の場合を想定した対応と	される。最悪の場合を想定した対応としては、
しては、例えば、次のようなものが考えられる。	例えば、次のようなものが考えられる。
1	1
≀ (現行どおり)	〉 (省略)
, ,	Д
「事業継続計画」の実効性を確保するため	「事業継続計画」の実効性を確保するため
の体制整備	の体制整備
1. (現行どおり)	1. (省略)
2.「事業継続計画」の維持及び管理	2.「事業継続計画」の維持及び管理
・ (現行どおり)	(省略)
「事業継続計画」の重要な見直しを行う	(新 設)
に当たっては、取締役会等による承認を受	
<u>ける必要がある。</u>	
3.役職員に対する「事業継続計画」の周知	3.役職員に対する「事業継続計画」の周知
会員は、「事業継続計画」の実効性を確保	会員は、「事業継続計画」の実効性を確保
するためには、上記1に掲げる訓練を実施	するためには、上記1に掲げる訓練を実施
するとともに、規則第3条第1項の規定に	するとともに、新規採用者又は出向者等に
より、新規採用者又は出向者等に対し「事	対し「事業継続計画」の内容について周知
業継続計画」の内容について周知するほか、	するほか、「事業継続計画」に変更又は追加
「事業継続計画」に変更又は追加等を行っ	等を行った場合には、既存の役職員に対し
た場合には、既存の役職員に対してその変	てその変更又は追加等の内容について <u>周知</u>
更又は追加等の内容について <u>周知しなけれ</u>	<u>する必要がある</u> 。周知の方法としては、文
<u>ばならない。</u> 周知の方法としては、文書通	書通知又は研修を行うことが考えられる。
知又は研修を行うことが考えられる。	
・ (現行どおり)	・ (省略)
4 .	4.
≀ (現行どおり)	~ (省略)
7.	7.
	1

実施の時期

(省略)

実施の時期

(現行どおり)

新	IB
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行す る。	

会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

平成19年9月18日日本証券業協会

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が地震、風水害、テロ等の災害等発生時及びそのおそれがある場合 (以下「災害発生時等」という。)を想定した事業継続体制(BCM: Business Continuity Management)を整備すること等により、会員における顧客資産の保護並びに有価証券の売買その他の取引等の継続性及び安全性の確保を図り、もって投資者の保護並びに会員及び金融商品市場の機能の維持に資することを目的とする。

(事業継続体制の整備)

第 2 条 会員は、災害発生時等においても事業が継続でき、かつ、重要な業務が中断した場合に速やかに当該業務が再開できるよう、事業継続体制の整備に努めなければならない。

(「事業継続計画」の策定等)

- 第 3 条 会員は、あらかじめ、災害発生時等において事業を継続するための基本計画である「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、役員及び従業員(以下「役職員」という。)に周知しなければならない。
- 2 前項に規定する「事業継続計画」には、会員の立地条件、業務特性及び規模等により、次の 各号に掲げる項目を整備しなければならない。
 - 1 意思決定及び指揮命令体制の整備及び明確化
 - 2 社内連絡体制の整備
 - 3 最低限必要な重要な業務の特定等
 - 4 重要なデータ等のバックアップ体制の整備
 - 5 必要な資源の確保
 - 6 顧客への連絡体制の整備
 - 7 復旧計画の策定等
 - 8 「業務マニュアル」の作成
 - 9 関係機関への連絡体制の整備
- 10 災害時における金融に関する措置
- 3 会員は、第 1 項の規定により策定した事業継続計画を維持するため、適時、見直しを行わな ければならない。
- 4 会員は、事業継続計画に基づく災害発生時等における対応について、自社のホームページへの掲載等により、顧客への開示に努めなければならない。

(会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン)

第 4 条 本規則に定める事項のほか、会員の緊急時事業継続体制に関する基本的な考え方及び 具体的な内容は、本協会が別に定める「会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン」で定める。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等について」理事会決議 (自主規制会議決議)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

IВ

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引

出しからの顧客の保護等について」理事会決議

(自主規制会議決議)

偽造カード及び盗難カードによる不正な引出 しからの顧客の保護等に関する規則

(目 的)

(目 的)

第 1 条 この規則は、偽造カード又は盗難力 ードにより、現金自動支払機(以下「ATM」 という。) を通じて顧客資産の不正な引出し が行われた場合の対応等、ATMを通じた金 銭の引出し(金融商品取引法(以下「金商法」 という。) 第 35 条第 1 項第 3 号に定める保護 預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを 含む。以下「ATM引出し」という。) のた めの機能を有するカード(以下「カード」と いう。) を発行する会員が遵守すべき事項を 定め、投資者の保護を図るとともに、会員に 対する信頼の確保に資することを目的とす る。

(定義)

る用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。

1 真正カード

約款等による会員との契約により顧客 に交付されたカードであって、金商法第28 条第8項に定める有価証券関連業及び同法 第35条第1項に定める付随業務に伴い顧 客から預かった資産に係るATM引出し のための機能を有するものをいう。

2・3 (現行どおり)

第 1 条 この理事会決議は、偽造カード又は 盗難カードにより、現金自動支払機(以下「A TM」という。) を通じて顧客資産の不正な 引出しが行われた場合の対応等、ATMを通 じた金銭の引出し(証券取引法第34条第1 項第4号に定める保護預り有価証券を担保と した金銭の貸付けを含む。以下「ATM引出 し」という。) のための機能を有するカード (以下「カード」という。)を発行する会員 が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図 るとともに、証券会社に対する信頼の確保に

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げ|**第 2 条** この理事会決議において、次の各号 に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

1 真正カード

資することを目的とする。

約款等による会員との契約により顧客 に交付されたカードであって、証券取引法 第2条第8項に定める証券業務及び同法第 34条第1項に定める付随業務に伴い顧客か ら預かった資産に係るATM引出しのた めの機能を有するものをいう。

2・3 (省 略)

(契約の締結)

(契約の締結)

旧

- **第3条** 会員は、カードを顧客(個人である場 | **第3条** 会員は、カードを個人顧客に交付する 合に限る。以下同じ。) に交付するときは、 次の各号に定める事項を書面により契約し なければならない。
 - 1 偽造カードによるATM引出しがなさ れた顧客に対して、当該ATM引出しによ って引き出された金銭に相当する金額(当 該ATM引出しに伴って手数料その他こ れに類似するものが引き落とされている 場合は、その金額を含む。以下同じ。)の 補償を行うこと。
 - 2 次に掲げる事項のいずれにも該当する ときは、盗難カードによるATM引出しが なされた顧客に対して、当該ATM引出し によって引き出された金銭に相当する金 額の補償を行うこと。
 - イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、 速やかに会員への通知が行われている こと。
 - ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅 滞なく、当該盗難に至った事情その他の 当該盗難に関する状況について十分な 説明が行われていること。
 - ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る 届出を提出していることその他の当該 盗難にあったことが推測される事実を 確認できるものを、会員に対し示してい ること<u>。</u>
- (現行どおり) 2
- 3 (現行どおり)
 - (現行どおり)
 - (現行どおり) 2
 - イ 当該ATM引出しが当該顧客の重大 な過失により行われたこと。
 - ロ 当該ATM引出しが当該顧客の配偶 者、二親等内の親族、同居の親族その他 の同居人又は家事使用人によって行わ れたこと。

- ときは、次の各号に定める事項を書面により 契約しなければならない。
- 1 偽造カードによるATM引出しがなさ れた顧客に対して、当該ATM引出しによ って引き出された金銭に相当する金額(当 該ATM引出しに伴って手数料その他こ れに類似するものが引き落とされている 場合は、その金額を含む。以下同じ。)の 補償を行うこと
- 2 次に掲げる事項のいずれにも該当する ときは、盗難カードによるATM引出しが なされた顧客に対して、当該ATM引出し によって引き出された金銭に相当する金 額の補償を行うこと
 - イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、 速やかに会員への通知が行われている こと
 - ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅 滞なく、当該盗難に至った事情その他の 当該盗難に関する状況について十分な 説明が行われていること
 - ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る 届出を提出していることその他の当該 盗難にあったことが推測される事実を 確認できるものを、会員に対し示してい ること
- (省 2 略)
- (省 略)
 - (省 略)
 - 2 (省 略)
 - イ 当該ATM引出しが当該顧客の重大 な過失により行われたこと
 - ロ 当該ATM引出しが当該顧客の配偶 者、二親等内の親族、同居の親族その他 の同居人又は家事使用人によって行わ れたこと

旧 新 八 当該顧客が、被害状況に係る当該会員 ハ 当該顧客が、被害状況に係る当該会員 に対する説明において、重要な事項につ に対する説明において、重要な事項につ いて偽りの説明を行ったこと<u>。</u> いて偽りの説明を行ったこと 3 } (現行どおり) } (省略) 5 5 4・5 (現行どおり) 4・5 (省 略) (本協会への報告) (<u>協会</u>への報告) 第 8 条 <u>本協会</u>は、カードの発行状況及び偽 第8条 協会は、カードの発行状況及び偽造 造カード又は盗難カードによる不正引出し カード又は盗難カードによる不正引出し被 被害の状況等を把握するため、会員に対し、 害の状況等を把握するため、会員に対し、報 報告を求めることができる。 告を求めることができる。 付 則 この改正は、平成19年9月30日から施行する。

「個人情報の保護に関する指針」理事会決議(自主規制会議決議) の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

個人情報の保護に関する指針

(目 的)

第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関す る法律(以下「保護法」という。)、個人情 報の保護に関する法律施行令(以下「施行令」 という。)、個人情報の保護に関する基本方 針(閣議決定)及び金融分野における個人情 報保護に関するガイドライン(平成16年金融 庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」 という。) 等を踏まえ、会員の<u>定款第3条第</u> 8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等 に係る業務及び当該業務に付随する業務、店 頭デリバティブ取引会員が行う同条第7号に 掲げる特定店頭デ<u>リバティブ取引等に係る業</u> 務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定 する登録金融機関業務(以下「協会員の証券 業務等」という。)における個人情報の適正 な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき 具体的措置等を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。なお、「死者に関する情報」が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する者の個人情報となることがあることに留意するものとする。

2

(現行どおり)

5

(解 説)

1.個人情報(第1号)

(1) 「個人情報」の具体例

顧客本人に係る情報のほか、見込客、 取引先企業及び証券発行企業等の個人に 係る情報等、協会員が、協会員の証券業 旧

<u>「個人情報の保護に関する指針」理事会決議(自</u>主規制会議決議)

(目 的)

第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(以下「施行令」という。)、個人情報の保護に関する基本方針(閣議決定)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。)等を踏まえ、会員の証券業務及び証券業に付随する業務並びに特別会員の登録等証券業務(以下「協会員の証券業務等」という。)における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。

(定 義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

なお、「死者に関する情報」が、同時に、 遺族等の生存する個人に関する情報でもある 場合には、当該生存する者の個人情報となる ことがあることに留意するものとする。

2

(省略)

(解 説)

1.個人情報(第1号)

(1) 「個人情報」の具体例

顧客本人に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、協会員が、協会員の証券業務等

務等において取得する個人に関する情報 が広く該当する。

役職員の雇用等管理における個人情報 (採用、賃金、人事評価、健康診断に係 る情報等)及び協会員自身の株主に関す る個人情報については、この指針の適用 対象としない。

個人顧客の情報(契約の解除等により 口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。) 例えば、次のようなものが該当する。

イ ~

(現行どおり)

八

二 証券総合口座申込書、保護預り口座設 定申込書、信用取引口座設定約諾書、<u>発</u> 行日取引の委託についての約諾書又は外 国証券取引口座設定申込書の記載事項

ホ・ヘ (現行どおり)

(現行どおり)

(2)・(3) (現行どおり)

2.

≀ (現行どおり)

4 .

(利用目的の特定)

第 3 条

(現行どおり)

(解 説)

【会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

(1) 事業内容(任意事項)

事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。 (現行どおり)

保険募集業務、商品取引業等、法律により金融商品取引業者(有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が行うことができる業務及び

これらに付随する業務

その他<u>金融商品取引業者</u>が行うことが できる業務及びこれらに付随する業務 (今後取扱いが認められる業務を含む。)

(2) 利用目的(必須事項)

利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。

金融商品取引法(以下「金商法」という。)に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

(現行どおり)

旧

において取得する個人に関する情報が広 く該当する。

役職員の雇用等管理における個人情報 (採用、賃金、人事評価、健康診断に係る 情報等)及び協会員自身の株主に関する個 人情報については、この指針の適用対象と しない。

個人顧客の情報(契約の解除等により 口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。) 例えば、次のようなものが該当する。

1

(省 略)

~ 八

二 証券総合口座申込書、保護預り口座設 定申込書、信用取引口座設定約諾書、<u>発行</u> <u>日決済取引</u>の委託についての約諾書又は 外国証券取引口座設定申込書の記載事項

ホ・ヘ (省 略)

(省 略)

(2)・(3) (省 略)

2 .

₹ (省 略)

4 .

(利用目的の特定)

第 3 条 (省 略)

(解 説)

【会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

(1) 事業内容(任意事項)

事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。

(省略)

保険募集業務、<u>金融先物取引業、投資顧問業、</u>商品取引業等、法律により<u>証券会社が営むことができる業務</u>及びこれらに付随する業務

その他<u>証券会社が営むことができる業務</u>及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)

(2) 利用目的(必須事項)

利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。

証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行う ため

(省略)

【特別会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、特別会員各社において個人情報の利用目的を特定する。

(1) 事業内容(任意事項)

事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。

- ・ 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、金融商品仲介行為等、法律により(銀行・金庫・保険会社)が行うことができる業務
- (2) 利用目的(必須事項)

利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。

金商法に基づく有価証券・金融商品の 勧誘・販売、サービスの案内を行うため

(現行どおり)

「金融機関等による顧客等の本人確認 等及び預金口座等の不正な利用の防止に 関する法律」(以下「本人確認法」とい う。)に基づくご本人さまの確認等や、 金融商品やサービスをご利用いただく資 格等の確認のため

(現行どおり)

(与信事業の利用目的)

- 第 4 条 協会員は、信用取引、<u>発行日取引</u>又 は保護預り有価証券の担保貸付(会員が行う 保護預り有価証券の担保貸付に限る。次項に おいて同じ。)を行うに際して個人情報を取 得する場合においては、利用目的を明示する 書面に確認欄を設けること等により、利用目 的について本人の同意を得るよう努めなけれ ばならない。この場合において、契約書等に おける利用目的は他の契約条項等と明確に分 離して記載するものとする。
- 2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、信用取引、<u>発行日取引</u>又は保護預り有価証券の担保貸付の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。

(解 説)

- (1)・(2) (現行どおり)
- (3) 適用関係

本条第1項は、平成17年4月1日以後 に、新たに信用取引口座、<u>発行日取引口</u> 旧

【特別会員における利用目的の特定】

以下の例を参考に、特別会員各社において個 人情報の利用目的を特定する。

(1) 事業内容(任意事項)

事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。

- ・ 公共債の窓口販売業務、投資信託の 窓口販売業務、<u>証券仲介業務等</u>、法律 により(銀行・金庫・保険会社)が<u>営</u> むことができる業務
- (2) 利用目的(必須事項)

利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。

証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

(省略)

本人確認法に基づくご本人さまの確認 等や、金融商品やサービスをご利用いただ く資格等の確認のため

(省略)

(与信事業の利用目的)

- 第 4 条 協会員は、信用取引、発行日決済取 引又は保護預り有価証券の担保貸付(会員が 行う保護預り有価証券の担保貸付に限る。次 項において同じ。)を行うに際して個人情報 を取得する場合においては、利用目的を明示 する書面に確認欄を設けること等により、利 用目的について本人の同意を得るよう努めな ければならない。この場合において、契約書 等における利用目的は他の契約条項等と明確 に分離して記載するものとする。
- 2 協会員は、取引上の優越的な地位を不当に利用し、信用取引、<u>発行日決済取引</u>又は保護預り有価証券の担保貸付の条件として、これら業務において取得した個人情報について当該業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することにつき、利用目的として同意させてはならない。

(解 説)

- (1)・(2) (現行どおり)
- (3) 適用関係

本条第1項は、平成17年4月1日以後に、 新たに信用取引口座、<u>発行日決済取引口座</u>

座の開設及び保護預り有価証券の担保貸付の申込を行った顧客の個人情報を取得する場合に適用する。

(参照条文:金融分野ガイドライン3条)

(利用目的による制限)

第 6 条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

- **3** <u>前 2 項</u>は、次に掲げる場合については適用 しない。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(解 説)

- (1) 例えば会員については、会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「その他金融商品取引業者が行うことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。
- (2) (現行どおり)
- (3) 「法令に基づく場合」(第3項第1号) の具体例

例えば、次のようなものが該当する。

(現行どおり)

地方税法第 72 条の 63(個人の事業税に 係る総務省の職員の質問検査権)

(現行どおり)

<u>金商法第56条の2</u>、第210条(報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)

≀ (現行どおり)

旧

の開設及び保護預り有価証券の担保貸付の 申込を行った顧客の個人情報を取得する場 合に適用する。

(参照条文:金融分野ガイドライン3条)

(利用目的による制限)

第 6 条 (省 略)

2 (省略)

- 3 <u>前二項</u>は、次に掲げる場合については適用 しない。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合であって、本人の同意を得 ることが困難であるとき
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の 推進のために特に必要がある場合であっ て、本人の同意を得ることが困難であると
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその 委託を受けた者が法令の定める事務を遂行 することに対して協力する必要がある場合 であって、本人の同意を得ることにより当 該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある とき

(解 説)

- (1) 例えば会員については、会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「その他証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む。)」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。
- (2) (省略)
- (3) 「法令に基づく場合」(第3項第1号) の具体例

例えば、次のようなものが該当する。

(省略)

地方税法第 72 条の 63(<u>事業税</u>に係る<u>自</u> 治省の職員の質問検査権)

(省略)

<u>証券取引法第59条</u>、第210条(報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)

(省略)

旧

<u>金商法</u>等に基づく自主規制機関等に対 する情報提供

- (イ) 協会員又は有価証券の発行会社等が、金商法に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合
- (ロ) <u>金融商品取引所</u>の取引参加者又は 上場会社等が、<u>金商法</u>に従って定められ た金融商品取引所の規則に基づく金融 商品取引所への報告・届出、<u>金融商品取</u> 引所の考査又は相場操縦的行為など不 公正取引の防止等に必要な報告等、<u>金融</u> 商品取引所の自主規制業務遂行のため に金融商品取引所に個人情報の提供を 行う場合

(ハ) (現行どおり)

(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の具体例(第3項第2号)

例えば、次のようなものが該当する。

(現行どおり)

(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」の具体例(第3項第4号)

例えば、税務当局が適正な課税実現の 観点から、個々の質問調査権によらずに 行う任意調査に応じる場合

(注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

(参照条文:保護法 16条、金融分野ガイドライン5条)

(機微(センシティブ)情報について)

第 7 条 (現行どおり)

≀ (現行どおり)

5

6 相続<u>手続</u>による権利義務の移転等の遂行

<u>証券取引法</u>等に基づく自主規制機関等 に対する情報提供

- (1) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合
- (ロ) <u>証券取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた<u>証券取引所</u>の規則に基づく証券取引所への報告・届出、<u>証券取引所</u>の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>証券取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>証券取引所</u>に個人情報の提供を行う場合

(八) (省 略)

(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のため に必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき」の具体例(第 3項第2号)

例えば、次のようなものが該当する。

(省略)

(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第3項第4号)例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合

(注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

(参照条文:保護法 16条、金融分野ガイドライン5条)

(機微(センシティブ)情報について)

第7条 (省 略)

~ (省 略)

6 相続手続きによる権利義務の移転等の遂

に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する 場合

7・8 (現行どおり) **2** (現行どおり)

(解 説)

(1) (現行どおり)

(2) 留意事項

(現行どおり)

平成 17 年 4 月 1 日以後、本人確認法等に基づき、顧客の本人確認書類として、め、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等のりの送付を受けた場合、ファイリン(保管)するまでの間に、速やかに、写本籍地を黒塗りすれば、機微(センシティブ)情報の「取得」に当たらない。なお、平成 17 年 4 月 1 日前に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第 7 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。

(3)

(現行どおり)

(4)

(5)「相続<u>手続</u>による権利義務の移転等の遂 行に必要な限りにおいて、機微(センシ ティブ)情報を取得、利用又は第三者提 供する場合」の具体例(第1項第6号) 例えば、相続<u>手続</u>のための戸籍謄本を 取得する場合

(参照条文:金融分野ガイドライン6条)

(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明 示等)

- 第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。なお、この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする
- 2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人 との間で契約を締結すること等に伴って契約

旧

行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合

7·8 (省 略) **2** (省 略)

(解 説)

(1) (省略)

(2) 留意事項

(省略)

平成17年4月1日以後、<u>「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」(以下「本人確認法」という。)</u>等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイリング(保管)するまでの間に、速やかに、当該本籍地を黒塗りすれば、機微(センシティブ)情報の「取得」に当たらない。

なお、平成17年4月1日前に取得した機微(センシティブ)情報については、同日以後は、第7条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。

(3)

~ (省略)

(4)

(5)「相続<u>手続き</u>による権利義務の移転等の遂 行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供す る場合」の具体例(第1項第6号)

例えば、相続<u>手続き</u>のための戸籍謄本 を取得する場合

(参照条文:金融分野ガイドライン6条)

(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明 示等)

第 9 条 協会員は、個人情報を取得した場合 は、あらかじめその利用目的を公表している 場合を除き、速やかに、その利用目的を本人 に通知し、又は公表しなければならない。

この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

2 協会員は、前項の規定にかかわらず、本人 との間で契約を締結すること等に伴って契約

書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。<u>ただし、</u>人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 (現行どおり)
- **4** <u>前3項</u>の規定は、次に掲げる場合について は適用しない。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 (現行どおり)

(解 説)

(1)

(現行どおり)

(7)

(8) 「国の機関又は地方公共団体が法令の 定める事務を遂行することに対して協力 する必要がある場合であって、利用目的 を本人に通知し、又は公表することによ り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ があるとき。」の具体例(第4項第3号) 例えば、捜査機関から捜査への協力に 必要な被疑者の個人情報の提供を受ける 場合

(9) (現行どおり)

(データ内容の正確性の確保)

第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な 範囲内において、個人データを正確かつ最新 の内容に保つよう努めなければならない。 な お、このため、協会員は、顧客等の個人デー タの保存期間について契約終了後一定期間内 とする等、保有する個人データの利用目的に 応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有 する個人データを消去することとする。ただ し、法令等に基づく保存期間の定めがある場 合には、この限りでない。

(解 説)

(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例

顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。

契約締結時交付書面・取引残高報告 書等やホームページにおいて、顧客の氏 名・住所等の変更届出<u>手続</u>について周知 旧

書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人命、身体又は財産の保護のため に緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 (省略)
- **4** <u>前三項</u>の規定は、次に掲げる場合について は適用しない。
 - 1・2 (省略)
 - 3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4 (省略)

(解 説)

(1)

(省略)

(7)

(8) 「国の機関又は地方公共団体が法令の 定める事務を遂行することに対して協力 する必要がある場合であって、利用目的を 本人に通知し、又は公表することにより当 該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあ るとき」の具体例(第4項第3号)

例えば、捜査機関から捜査への協力に 必要な被疑者の個人情報の提供を受ける 場合

(9) (省略)

(データ内容の正確性の確保)

第 10 条 協会員は、利用目的の達成に必要な 範囲内において、個人データを正確かつ最新 の内容に保つよう努めなければならない。

このため、協会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。

ただし、法令等に基づく保存期間の定めが ある場合には、この限りでない。

(解 説)

(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例

顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。

取引報告書・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続きについて周知する。

する。

(現行どおり)

(2) (現行どおり)

(安全管理措置)

第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。

1

(現行どおり)

3

2・3 (現行どおり)

(役職員の監督)

第 12 条 (現行どおり)

- 2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。
 - 1 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会員の証券業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、 又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。
 - 2 個人データの適正な取扱いのための取扱 規程の策定を通じた役職員の役割・責任の 明確化及び役職員への安全管理義務の周知 徹底、教育及び訓練を行うこと。
 - 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること。

(委託先の監督)

第 13 条 (現行どおり)

2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保することが必要である(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかに

(省 略)

(安全管理措置)

第 11 条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。

<u>本条における用語の定義は、次のとおりで</u> ある。

1

(省 略)

2・3 (省略)

(役職員の監督)

第 12 条 (省 略)

- 2 協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。
 - 1 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会員の証券業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、 又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること
 - 2 個人データの適正な取扱いのための取扱 規程の策定を通じた役職員の役割・責任の 明確化及び役職員への安全管理義務の周知 徹底、教育及び訓練を行うこと
 - 3 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること

(委託先の監督)

第 13 条 (省 略)

2 協会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保することが必要である(二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかに

ついても監督を行うものとする。)。<u>なお、</u> 具体的には、以下の対応等が必要である。

1・2 (現行どおり)

(第三者提供の制限)

- 第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - 1 第三者への提供を利用目的とすること。2・3 (現行どおり)
 - 4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 (現行どおり)
- **4** 次に掲げる場合において、当該個人データ の提供を受ける者は、第三者に該当しない。 1・2 (現行どおり)
 - 3 個人データを特定の者との間で共同して 利用する場合であって、その旨並びに共同 して利用される個人データの項目、共同し て利用する者の範囲、利用する者の利用目 的及び当該個人データの管理について責任 を有する者(共同して利用する者において、 第一次的に苦情を受け付け、その処理を行 うとともに、開示、訂正等及び利用停止等

旧

ついても監督を行うものとする。)。 <u>具体的には、以下の対応等が必要である。</u> 1・2 (省 略)

(第三者提供の制限)

- 第 14 条 協会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする協会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合であって、本人の同意を得 ることが困難であるとき
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の 推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその 委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある 場合であって、本人の同意を得ることによ り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ があるとき
- 2 協会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - 1 第三者への提供を利用目的とすること 2・3 (省 略)
 - 4 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- 3 (省略)
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。1・2 (省 略)
 - 3 個人データを特定の者との間で共同して 利用する場合であって、その旨並びに共同 して利用される個人データの項目、共同し て利用する者の範囲、利用する者の利用目 的及び当該個人データの管理について責任 を有する者(共同して利用する者において、 第一次的に苦情を受け付け、その処理を行 うとともに、開示、訂正等及び利用停止等

の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5・6 (現行どおり)

(解 説)

- (1) (現行どおり)
- (2) 「法令に基づく場合」の具体例(第1項第1号)

例えば、次のようなものが該当する。

(現行どおり)

地方税法第72条の63(個人の事業税 に係る総務省の職員の質問検査権)

(現行どおり)

金商法第 56 条の 2、第 210 条 (報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)

(現行どおり)

<u>金商法</u>等に基づく自主規制機関等に 対する情報提供

- (1) 協会員又は有価証券の発行会社等が、金商法に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために、本協会に個人情報の提供を行う場合
- (ロ) <u>金融商品取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>金商法</u>に従って定められた<u>金融商品取引所</u>の規則に基づく金融商品取引所への報告・届出、金融商品取引所の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、金融商品取引所の自主規制業務遂行のために金融商品取引所に個人情報の提供を行う場合

(ハ) (現行どおり)

(3) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の具体例(第1項第2号)

例えば、次のようなものが該当する。

(現行どおり)

旧

の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5・6 (省略)

(解 説)

- (1) (省略)
- (2) 「法令に基づく場合」の具体例(第1項第1号)

例えば、次のようなものが該当する。

(省略)

地方税法第 72 条の 63(<u>事業税</u>に係る<u>自</u> 治省の職員の質問検査権)

(省略)

証券取引法第59条、第210条(報告書の徴求及び検査権、質問・検査・領置等)

(省略)

<u>証券取引法</u>等に基づく自主規制機関等 に対する情報提供

- (1) 協会員又は有価証券の発行会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・あっせん業務等、本協会の自主規制業務遂行のために、本協会に個人情報の提供を行う場合
- (ロ) <u>証券取引所</u>の取引参加者又は上場会社等が、<u>証券取引法</u>に従って定められた<u>証券取引所</u>の規則に基づく証券取引所への報告・届出、証券取引所の考査又は相場操縦的行為など不公正取引の防止等に必要な報告等、<u>証券取引所</u>の自主規制業務遂行のために<u>証券取引所</u>に個人情報の提供を行う場合

(八) (省略)

(3) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例(第1項第2号)

例えば、次のようなものが該当する。

(省略)

旧

(4) 「国の機関若しくは地方公共団体又は その委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要が ある場合であって、本人の同意を得るこ とにより当該事務の遂行に支障を及ぼす おそれがあるとき。」の具体例(第1項 第4号)

例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合が該当する。

(注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

(5) **≀**

(現行どおり)

(10)

(11)金融商品仲介業務

会員と特別会員との間、又は協会員と 金融商品仲介業者との間の金融商品仲 介業務に関して取得した個人データの 授受については、「本人の同意を得る方 法」、「委託の場合」又は「共同利用の 場合」と整理することが可能であり、そ れぞれに応じ所要の対応をとる必要が ある。

(12)

(現行どおり)

(16)

(訂 正 等)

第 17 条 (現行どおり)

2 協会員は、前項の規定に基づき求められた 保有個人データの内容の全部若しくは一部に ついて訂正等を行ったとき、又は訂正等を行 わない旨の決定をしたときは、本人に対し、 遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、そ の内容を含む。)を通知しなければならない。 なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、 訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事 実を示し、その理由を説明するよう努めるも のとする。

(利用停止等)

第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)

(4) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第1項第4号)例えば、税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合が該当する。

(注)「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

(5)

(省略)

(10)

(11)証券仲介業務

会員と特別会員との間、又は協会員と <u>証券仲介業者</u>との間の<u>証券仲介業務</u>に 関して取得した個人データの授受については、「本人の同意を得る方法」、「委 託の場合」又は「共同利用の場合」と整 理することが可能であり、それぞれに応 じ所要の対応をとる必要がある。

(12)

(省略)

(16)

(訂 正 等)

第 17 条 (省 略)

2 協会員は、前項の規定に基づき求められた 保有個人データの内容の全部若しくは一部に ついて訂正等を行ったとき、又は訂正等を行 わない旨の決定をしたときは、本人に対し、 遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、そ の内容を含む。)を通知しなければならない。 なお、協会員は、訂正等を行わない場合は、 訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事

実を示し、その理由を説明するよう努めるも

<u>のとする。</u> (利用停止等)

第 18 条 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取扱われたものであるという理由又は第8条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)

を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、選別ではいる。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 (現行どおり)

(開示等の求めに応じる手続)

第 20 条 (現行どおり)

2 協会員は、代理人(未成年者若しくは成年 被後見人の法定代理人、又は本人が委任した 任意代理人をいう。本項において同じ。)が 開示等の求めを行う場合の<u>手続</u>として、前項 各号に加えて次の事項を定めるものとする。 なお、代理人による開示等の求めに対して、 本人に直接開示等することは妨げない。

1・2 (現行どおり)

3 協会員は、<u>前2項</u>の規定に基づき開示等の 求めに関する<u>手続</u>を定めるにあたっては、本 人に過重な負担を課するものとならないよう 配慮しなければならない。

(解 説)

(1)

(現行どおり)

(3)

(4) 「本人確認方法」の具体例(第1項第3 号)

本人確認法の規定に基づく<u>確認手続</u>又は同レベルの<u>手続</u>など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。

- (5) (現行どおり)
- (6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例(第1項第6号)

旧

を求められた場合であって、その求めに理由 があることが判明したときは、違反を是正す るために必要な限度で、遅滞なく、当該保有 個人データの利用停止等を行わなければなら ない。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への 提供の停止に多額の費用を要する場合その他 の第三者への提供を停止することが困難な場 合であって、本人の権利利益を保護するため 必要なこれに代わるべき措置をとるときは、 この限りでない。

3 (省略)

(開示等の求めに応じる手続)

第 20 条 (省 略)

2 協会員は、代理人(未成年者若しくは成年 被後見人の法定代理人、又は本人が委任した 任意代理人をいう。本項において同じ。)が 開示等の求めを行う場合の<u>手続き</u>として、前 項各号に加えて次の事項を定めるものとす る。なお、代理人による開示等の求めに対し て、本人に直接開示等することは妨げない。

1・2 (省 略)

3 協会員は、<u>前二項</u>の規定に基づき開示等の 求めに関する<u>手続き</u>を定めるにあたっては、 本人に過重な負担を課するものとならないよ う配慮しなければならない。

(解 説)

(1)

(省略)

(3)

(4) 「本人確認方法」の具体例(第1項第3 号)

本人確認法の規定に基づく<u>確認手続き</u> 又は同レベルの<u>手続き</u>など、十分かつ適切 な確認手続きを定めるものとする。

(5) (省略)

(6) 「開示等の求めに応じる回答方法」の具体例(第1項第6号)

fi | 18

例えば、次のような方法がある。

郵送、電話、電子メール等の手段 開示の対象となる情報によっては、回 答はその場でなく後刻となること。

(7)・(8) (現行どおり)

(本協会への報告)

第 25 条 (現行どおり)

2 本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な<u>指導及び勧告その他の措置</u>を行う。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

例えば、次のような方法がある。

郵送、電話、電子メール等の手段 開示の対象となる情報によっては、回 答はその場でなく後刻となること

(7)・(8) (省略)

(本協会への報告)

第 25 条 (省 略)

2 本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な<u>指導、勧告その他の措置</u>を 行うものとする。

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について」理事会決議(自主規制会議決議) の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

協会員における個人情報の適正な取扱いの確 保に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、本協会が個人情報の保 護に関する法律第 37 条第1項の認定を受け た認定個人情報保護団体として同項各号に 掲げる業務を実施するに当たり必要な事項 を定め、もって協会員における同法に基づく 個人情報の適正な取扱いを確保することを 目的とする。

(業 務)

第2条 本協会は、会員の定款第3条第8号 に掲げる有価証券の売買その他の取引等に 係る業務及び当該業務に付随する業務、店頭 デリバティブ取引会員が行う同条第7号に 掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る 業務並びに特別会員の定款第5条第3号に 規定する登録金融機関業務における個人情 報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を 行う。

1 ? (現行どおり)

(苦情処理業務)

- 客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」 第3条第1項に定める証券あっせん・相談セ ンターが行う。
- 2 前項の業務は、別に定める「個人情報の取 扱いに関する苦情処理業務規則」によるもの とする。

付

この改正は、平成19年9月30日から施行 する。

IΒ

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確 保について」理事会決議(自主規制会議決議)

(目 的)

第 1 条 この理事会決議は、本協会が個人情 報の保護に関する法律第 37 条第 1 項の認定を 受けた認定個人情報保護団体として同項各号 に掲げる業務を実施するに当たり必要な事項 を定め、もって協会員における同法に基づく個 人情報の適正な取扱いを確保することを目的 とする。

(業 務)

第2条 本協会は、会員の証券業務及び証券 業に付随する業務並びに特別会員の登録等証 券業務における個人情報の取扱いに関し、次の 各号に掲げる業務を行う。

1 ? (省 略)

(苦情処理業務)

- 第3条 前条第1号の業務は、「協会員と顧 | 第3条 前条第1号の苦情処理業務は、「協 会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関す る規則」(紛争処理規則第1号)第3条第1 項に定める証券あっせん・相談センターが行 う。
 - 2 前項の苦情処理業務は、別に定める「個人 情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」によ るものとする。

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理事会決議(自主規制会議決議)の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則

(目 的)

第 1 条 この<u>規則</u>は、証券あっせん・相談センター(以下「本センター」という。)が<u>「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」</u>第3条に定める協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。

(苦情処理業務の実施体制)

- 第2条 本センターは、会員の定款第3条第8号 に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る 業務及び当該業務に付随する業務、店頭デリバテ ィブ取引会員が行う同条第7号に規定する特定店 頭デリバティブ取引等に係る業務並びに特別会員 の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務 における個人情報の取扱いに関する苦情(以下「個 人情報の取扱いに関する苦情」という。)の処理 を行う。
- 2 (現行どおり)

(苦情処理組織の責務)

第3条 本センターは、個人情報の保護に関する 法律等の趣旨に則り、個人情報の取扱いに関する 苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を行う。

(苦情処理の手続)

- 第 4 条 本センターは、協会員の顧客から個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求める。
- 2 (現行どおり)
- **3** 協会員は、本センターから前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由なく、</u>これを拒んではならない。

(役職員の秘密保持義務)

第 8 条 本センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、<u>正当な理由なく</u>これを他に漏らし、又は盗用してはならない。

IΒ

<u>「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規程」理</u> 事会決議(自主規制会議決議)

(目 的)

第 1 条 この<u>規程</u>は、証券あっせん・相談センター(以下「本センター」という。)が<u>「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保について」(理事会決議)</u>第3条に定める協会員の個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うに当たり、必要な事項を定める。

(苦情処理業務の実施体制)

第 2 条 本センターは、会員の<u>証券業務</u>及び<u>証券</u> 業に付随する業務並びに特別会員の<u>登録等証券業</u> <u>務</u>における個人情報の取扱いに関する苦情(以下 「個人情報の取扱いに関する苦情」という。)の処 理を行う。

2 (省略)

(苦情処理組織の實務)

第3条 本センターは、<u>「個人情報の保護に関する法律」</u>等の趣旨に則り、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速に公正中立な苦情処理を<u>行う</u>ものとする。

(苦情処理の手続き)

- 第 4 条 本センターは、協会員の顧客から個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言を行い、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。
 - 2 (省 略)
- 3 協会員は、本センターから前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由がないのに、</u>これを拒んではならない。

(役職員の秘密保持義務)

第 8 条 本センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、<u>正当な事由なく</u>これを他に漏らし、又は盗用してはならない。

2 <u>本センターの役員及び職員並びにこれらの職に</u> <u>あった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た情報を、本センターの業務の用に供する目的以外に利用してはならない。</u>

(苦情処理結果等の記録、報告及び公表)

- 第 10 条 本センターは、第 4 条第 1 項に規定する 苦情処理の結果等(次項において「苦情処理結果 等」という。)に関する記録を作成し、作成後こ れを 10 年間保存する。
- 2 本センターは、苦情処理結果等について、自主 規制会議議長に報告するとともに、同処理結果等 の集計結果について公表する。

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

2 (新 設)

(苦情処理結果等の記録、報告及び公表)

- 第 10 条 本センターは、第4条第1項に規定する 苦情処理の結果等(次項において「苦情処理結果 等」という。)に関する記録を作成し、作成後こ れを10年間保存するものとする。
- 2 本センターは、苦情処理結果等について、自主 規制会議議長に報告するとともに、同処理結果等 の集計結果について公表するものとする。

「特別会員の組織する団体等に対する業務委託について」 理事会決議(自主規制会議決議)の一部改正について

平成 1 9 年 9 月 1 8 日 (下 線 部 分 変 更)

新旧

特別会員の組織する団体等に対する業務委託 に関する規則

(委託先団体)

- 第1条 定款<u>第34条</u>の規定に基づき、本協会が特別会員に係る業務の一部を委託する特別会員の組織する団体は、<u>次の各号に掲げる特別会員の区分に従い、当該各号に掲げる団体とする。</u>
 - 1 都市銀行、信託銀行、株式会社新生銀 行、株式会社あおぞら銀行、農林中央金 庫及び商工組合中央金庫 全国銀行 協会
 - 2 全国地方銀行協会加盟行 社団法 人 全国地方銀行協会
 - 3 第二地方銀行協会加盟行 社団法 人 第二地方銀行協会
 - 4 信用金庫及び信金中央金庫 社団 法人 全国信用金庫協会
 - 5 損害保険会社 社団法人 日本損害 保険協会

(委託業務)

- 第2条本協会が前条各号に掲げる団体に委託できる業務は、次の各号に掲げるものとする。
 - 1/2 (現行どおり)
 - 11 特別会員を<u>所属金融商品取引業者等</u>と する金融商品仲介業者に関する業務
 - <u>12</u> (現行どおり)

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

「特別会員の組織する団体等に対する業務委託 について」 理事会決議 (自主規制会議決議)

1. 定款第30条の規定に基づき、本協会が特別 会員に係る業務の一部を委託する特別会員の 組織する団体は、次のとおりとする。

	11 + 12 1 A D - 45 D
<u>委託先団体</u>	<u>特別会員の範囲</u>
全国銀行協会	都市銀行、信託銀 行、株式会社新生銀 行、株式会社あおぞ ら銀行、農林中央金 庫及び商工組合中央 金庫
<u>社団法人</u> 全 国地方銀行協会	<u>全国地方銀行協会加</u> 盟行
社団法人 第	第二地方銀行協会加
<u>二地方銀行協会</u>	<u>盟行</u>
社団法人 全	信用金庫及び信金中
国信用金庫協会	<u>央金庫</u>
社団法人 日	損害保険会社
<u>本損害保険協会</u>	

2.本協会が<u>上記1.</u>に掲げる団体に委託できる業務は、<u>次のとおりとする。</u>

~	}	(省	略)

- ____ 特別会員を<u>所属証券会社等</u>とする<u>証券仲</u> 介業者に関する業務
- __ (省略)

「定款第26条(会員に対する勧告)について」(理事会決議)等の廃止について

平成19年9月18日日本証券業協会

以下に掲げる理事会決議については、平成19年9月30日をもって廃止 する。

- ・ 「定款第26条(会員に対する勧告)について」
- ・「協会員の役員に対する公正慣習規則第8号『証券従業員に関する規則』の 準用について」
- ・ 「新規加入協会員に対する機動的・継続的監査の実施に係る取扱いについて」

「定款第25条第3項ただし書の規定の適用について」(理事会確認事項)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新 旧

定款<u>第28条</u>第3項ただし書の規定の適用について (理事会確認事項)

定款第28条に規定する協会員の処分において、同条第3項ただし書に規定する1億円超の過怠金を賦課するのは、原則として、相場操縦、損失補填、インサイダー取引、虚偽報告、検査忌避等の金融商品取引法上厳しい罰則が科せられている重大な法令違反で、かつ、その行為が金融商品取引業への信用を著しく失墜させたと認められる場合とする。

(注)平成10年1月28日付定款改正により、過怠金の上限の額を1億円から5億円に引上げるに当たって、その運用範囲を明確にするため決議されたもの。

定款<u>第25条</u>第3項ただし書の規定の適用について (理事会確認事項)

定款第25条に規定する協会員の処分において、同条第3項ただし書に規定する1億円超の過怠金を賦課するのは、原則として、相場操縦、損失補填、インサイダー取引、虚偽報告・検査忌避等の証券取引法上厳しい罰則が科せられている重大な法令違反で、かつ、その行為が証券界の信用を著しく失墜させたと認められる場合とする。

(注)平成10年1月28日付定款改正により、過怠金の上限の額を1億円から5億円に引上げるに当たって、その運用範囲を明確にするため決議されたもの。

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」(紛争処理規則第1号)の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関 する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって金融商品市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - 1 苦情

顧客が、協会員及び金融商品仲介業者 (定款第3条第9号に掲げる者をいう。以 下同じ。)の行う業務に関し、協会員及び 金融商品仲介業者に責任若しくは責務に基 づく行為を求めるもの、又は損害が発生す るとして賠償若しくは改善を求めるものを いう。

2 紛争

前号に規定する苦情のうち、協会員及び 金融商品仲介業者と顧客との間で解決でき ないものをいう。

3 あっせん <u>定款第76条第2項</u>に規定するあっせん をいう。

(苦情・紛争処理機関)

- 第3条 本協会は、第22条各号に掲げる業務行うため、証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)を置く。
- 本協会は、第1条の目的を達成するため、 センターに<u>定款第76条第1項</u>に規定するあっせん委員を置く。
- 3 (現行どおり)
- 4 センターは、その業務に関し、必要な助言、 指導を受けるために特別顧問を置き、法律専 門家等の学識経験者のうちから委嘱する。

IΗ

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関 する規則」(紛争処理規則第1号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、協会員及び証券仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てについて、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、投資者の信頼を確保し、もって証券市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

- 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - 1 苦情

顧客が、協会員及び<u>証券仲介業者</u>の行う 業務に関し、協会員及び<u>証券仲介業者</u>に責任 若しくは責務に基づく行為を求めるもの、又 は損害が発生するとして賠償若しくは改善 を求めるものをいう。

2 紛争

前号に規定する苦情のうち、協会員及び <u>証券仲介業者</u>と顧客との間で解決できない ものをいう。

3 あっせん

<u>証取法第79条の16の2第1項</u>に規定するあっせんをいう。

(苦情・紛争処理機関)

- **第3条** 本協会は、第22条各号に掲げる業務 行うため、証券あっせん・相談センター(以下「センター」という。)を置く。
- **2** 本協会は、第1条の目的を達成するため、 センターに<u>定款第69条第1項</u>に規定するあっせん委員を置く。
- 3 (省略)
- 4 (新 設)

(管轄区域)

- 第4条 あっせん委員は、「協会員と顧客の 紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関 する細則(以下「細則」という。)に定める 各地区の管轄区域内に所在する協会員の本 店、支店その他の営業所並びに金融商品仲介 業者の営業所又は事務所において、当該協会 員及び金融商品仲介業者と顧客との間に生 じた紛争の解決のあっせんを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定するあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。

(苦情の解決の促進)

第 5 条 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を図るため、あっせん委員及び<u>センター</u>の業務に協力しなければならない。

(あっせん委員の委嘱等)

- 第7条 あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。
- 2 あっせん委員は、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が、それぞれの管轄区域を定めて委嘱する。ただし、<u>細則に定める者</u>をあっせん委員に委嘱することはできない。

3・4 (現行どおり)

(あっせん委員の特別の利害関係)

- 第 8 条 センターは、事件(金融商品取引法 (以下、「金商法」という。)第77条の2第2 項に規定する「事件」をいう。以下同じ。) の当事者と特別の利害関係のない者をあっ せん委員とする。
- 2 (現行どおり)

(あっせん経過等の記録)

第 9 条 <u>センターは、</u>あっせん委員の<u>あっせ</u> <u>んについて</u>、その経過の要領及び結果に関する記録を作成し、<u>保存する</u>。

(あっせんの申立ての受理)

第 10 条 あっせん委員は、顧客又は協会員及び金融商品仲介業者から申立てのあった紛争につき、その解決のあっせんを行う。

旧

(管轄区域)

- 第 4 条 あっせん委員は、「協会員と顧客の 紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関 する細則(以下「細則」という。)に定める 各地区の管轄区域内に所在する協会員の本 店、支店その他の営業所並びに<u>証券仲介業者</u> の営業所又は事務所において、当該協会員及 び<u>証券仲介業者</u>と顧客との間に生じた紛争 の解決のあっせんを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、紛争の解決のあっせんにつき顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>から申立てがあった場合において、本協会が指定し、かつ、当事者が合意したものについては、本協会が指定するあっせん委員が紛争の解決のあっせんを行うものとする。

(苦情の解決の促進)

第 5 条 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、その業務に対する顧客からの苦情の解決の促進を 図るため、あっせん委員及び<u>証券あっせん・</u> 相談センターの業務に協力しなければならない。

(あっせん委員の委嘱等)

- 第7条 あっせん委員の数は、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が定める。
- 2 あっせん委員は、法律専門家等の学識経験者のうちから、自主規制会議の同意を得て自主規制会議議長が、それぞれの管轄区域を定めて委嘱する。ただし、細則に定める<u>あっせん委員の欠格事由に該当する者</u>をあっせん委員に委嘱することはできない。

3・4 (省略)

(あっせん委員の特別利害関係事案の取扱い)

第 8 条 <u>あっせん委員は、自己に</u>特別の利害 関係の<u>ある事案については、その紛争の解決</u> のあっせんを行うことができない。

2 (省略)

(あっせん経過等の記録)

第 9 条 あっせん委員の<u>あっせんについて</u> <u>は</u>、その経過の要領及び結果に関する記録を 作成し、保存するものとする。

(あっせんの申立ての受理)

第 10 条 あっせん委員は、顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>から申立てのあった紛争に つき、その解決のあっせんを行う。

- 2 顧客又は協会員及び金融商品仲介業者は、あっせんの申立てをするときは、あっせん委員に、当該申立ての趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書2通(金融商品仲介業者が紛争の当事者である場合は3通)を提出しなければならない。また、当該申立てに関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を提出しなければならない。
- 3 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、あっせん の申立てをするときは、<u>あらかじめ</u>当該紛争 の相手方である顧客が<u>当該申立て</u>について 同意したことを証する書面を<u>提出しなけれ</u> ばならない。
- 4 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書1通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員及び金融商品仲介業者に交付する。
- _____ **5** (現行どおり)

(あっせん申立金)

- 第 11 条 顧客又は協会員及び金融商品仲介業 者は、前条に規定するあっせんの申立てを行 い受理された場合には、受理後 10 日以内に、 細則に定めるあっせん申立金を本協会に納 入しなければならない。
- 2 本協会は、前項のあっせん申立金が納入されなかった場合には、あっせんの申立てがなかったものとして取り扱う。
- **3** 本協会は、第1項により納入されたあっせん申立金については、あっせん期日前にあっせん申立ての取下げがあった場合を除き、<u>返</u><u>還しない。</u>

(あっせんを行わない場合)

第 12 条 あっせん委員は、あっせんの申立てが次の<u>各号のいずれか</u>に該当するものとして細則に定める要件に該当するときは、あっせんを行わない。

1・2 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>のあっせん手 続への参加義務)

第 13 条 顧客からあっせんの申立てのあった 場合には、当該紛争の相手方である協会員及 び金融商品仲介業者は、あっせん委員のあっ せん手続に参加しなければならない。

(答弁書の提出)

第 14 条 第 10 条第 4 項の規定によりあっせ ん申立書の交付を受けた顧客又は協会員及 旧

- 2 顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするときは、あっせん委員に、<u>その申立て</u>の趣旨及び紛争の要点を明らかにした細則に定める様式によるあっせん申立書2通(<u>証券仲介業者</u>が紛争の当事者である場合は3通)を<u>提出するものとする。</u>また、<u>その申立て</u>に関する証拠書類がある場合には、その原本又は謄本を<u>提出するものとす</u>る。
- 3 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、あっせんの申立てをするときは、<u>予め</u>当該紛争の相手方である顧客が<u>その申立て</u>について同意したことを証する書面を提出するものとする。
- 4 あっせん委員は、あっせんの申立てを受理したときは、あっせん申立書1通を当該紛争の相手方である顧客又は協会員及び<u>証券仲</u>介業者に交付する。

5 (省略)

(あっせん申立金)

- 第 11 条 顧客又は協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、前条に規定するあっせんの申立てを行い 受理された場合には、受理後 10 日以内に、 細則に定めるあっせん申立金を本協会に納 入しなければならない。
- 2 本協会は、前項のあっせん申立金が納入されなかった場合には、あっせんの申立てがなかったものとして取り扱うこととする。
- **3** 本協会は、第1項により納入されたあっせん申立金については、あっせん期日前にあっせん申立ての取下げがあった場合を除き、<u>返</u>還しないものとする。

(あっせんを行わない場合)

第 12 条 あっせん委員は、あっせんの申立てが次の<u>各号の一</u>に該当するものとして細則に定める要件に該当するときは、あっせんを行わない。

1・2 (省 略)

2 (現行どおり)

(協会員及び<u>証券仲介業者</u>のあっせん手続への 参加義務)

第 13 条 顧客からあっせんの申立てのあった場合には、当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者は、あっせん委員のあっせん手続に参加しなければならない。

(答弁書の提出)

第 14条 第 10条第 4 項の規定によりあっせん 申立書の交付を受けた顧客又は協会員及び

び<u>金融商品仲介業者</u>は、遅滞なくその申立てに対する答弁又は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書2通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。

2 (現行どおり)

(事情聴取)

- 第 15 条 あっせん委員は、期日を定めて紛争 の当事者である顧客及び協会員並びに<u>金融</u> <u>商品仲介業者</u>(以下「当事者」という。)若 しくは参考人の出席を求め、事情を聴取する ことができる。
- 2 前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員若しくは金融商品仲介業者は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。
- 3・4 (現行どおり)

(資料等の徴求)

第 16 条 (現行どおり)

2 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、前項の規 定による求めがあったときは、<u>正当な理由な</u> く、これを拒んではならない。

(あっせんの打切り)

第 17 条 あっせん委員は、あっせん中の紛争が次の<u>各号のいずれかに</u>該当するときは、そのあっせんを打ち切ることができる。

1 ≀

(現行どおり)

3

<u>4 あっせんの申立てを行った者が、正当な</u> 理由なく、あっせんに出席しなかったとき。

2 (現行どおり)

(あっせんの申立ての取下げ)

第 18 条 (現行どおり)

- 2 あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員及び金融商品仲介業者に通知する。
- 3 あっせんの申立てを行った協会員及び<u>金融</u> <u>商品仲介業者</u>は、当該あっせんの申立てを取 り下げることができない。ただし、顧客が同 意した場合には、この限りでない。

(あっせん案の提示)

第 19 条 (現行どおり)

旧

証券仲介業者は、遅滞なくその申立てに対する答弁又は抗弁の要点を明らかにした細則に定める様式による答弁書2通及び証拠書類がある場合には、その原本又は謄本をあっせん委員に提出しなければならない。

2 (省略)

(事情聴取)

- 第 15 条 あっせん委員は、期日を定めて紛争 の当事者である顧客及び協会員並びに<u>証券</u> 仲介業者(以下「当事者」という。)若しく は参考人の出席を求め、事情を聴取すること ができる。
- 2 前項の規定により、出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。この場合において、法人である顧客又は協会員若しくは<u>証券仲介業者</u>は、自己を代表する者を定め当該者を出席させるときは、あっせん委員に対して、当該者が自己を代理する者である旨の委任状を提出するものとする。
- 3 · 4 (省略)

(資料等の徴求)

第 16 条 (省 略)

2 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由がない</u>のに、これを拒んではならない。

(あっせんの打切り)

第 17 条 あっせん委員は、あっせん中の紛争が次の<u>各号の一に</u>該当するときは、そのあっせんを打ち切ることができる。

1

(省 略)

3

4 (新 設)

2 (省略)

(あっせんの申立ての取下げ)

第 18 条 (省 略)

- 2 あっせん委員は、前項の規定によりあっせんの申立ての取下げが行われたときは、その旨を当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者に通知する。
- 3 あっせんの申立てを行った協会員及び<u>証券</u> <u>仲介業者</u>は、当該あっせんの申立てを取り下 げることができない。ただし、顧客が同意し た場合には、この限りでない。

(あっせん案の提示)

第 19 条 (省 略)

- 2 前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び金融商品仲介業者は、これを受諾し、すみやかに当該あっせん案に基づく義務を履行しなければならない。ただし、協会員及び金融商品仲介業者は、当該あっせん案を受諾し難い場合には、あっせんの申立てを行った顧客が、当該あっせん案に係る紛争に関し、訴訟を提起した場合を除き、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起しなければならない。
- 3 本協会は、前項ただし書に基づく預託金 を、同項の<u>債務不存在確認訴訟等</u>の訴訟に係 る第1回目の口頭弁論が行われた後に、当該 協会員及び金融商品仲介業者からの申出に より当該協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に返 還する。
- 4 前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員及び金融商品仲介業者に返還する。

(和解契約書の写しの提出)

- 第20条 あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び金融商品仲介業者は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し1通をあっせん委員に提出しなければならない。
- 2 (現行どおり)

第3章 証券あっせん・相談センター(業務)

- **第 22 条** センターは、次の各号に掲げる業務 を行う。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>の業務に 対する顧客からの苦情を相手方協会員及び <u>金融商品仲介業者</u>に取り次ぎ、その解決を 図ること。
 - 3・4 (現行どおり)

(あっせん委員の助言等)

第23条 センターは、前条第1号及び第2号の業務を行うに当たっては、あっせん委員と適宜連絡を図るものとし、あっせん委員は、センターの業務に関し、苦情の迅速かつ適正な処理を図るために必要な調査、助言等を行う。

旧

- 2 前項の規定によるあっせん案を顧客が受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び証券仲介業者は、これを受諾し、すみやかにそのあっせん案に基づく義務を履行するものとする。ただし、協会員及び証券仲介業者は、あっせん案を受諾し難い場合には、すみやかに、当該あっせん案により支払うべき金銭を本協会に預託し、債務不存在確認訴訟等の訴訟を提起するものとする。
- 3 前項ただし書に基づく預託金<u>については、</u> 同項の訴訟に係る第1回目の口頭弁論が行われた後に、当該協会員及び<u>証券仲介業者</u>からの申出により当該協会員及び<u>証券仲介業</u>者に返還する。
- 4 前項に規定する預託金については、本協会が銀行預金として預け入れ、当該預金に金利が付された場合には、付された金利を付して協会員及び証券仲介業者に返還するものとする。

(和解契約書の写しの提出)

- 第 20 条 あっせん委員のあっせんにおいて当事者間に合意が成立し又は当事者双方があっせん委員のあっせん案を受諾したときは、当該紛争の相手方である協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、遅滞なく和解契約書を作成し、その写し1通をあっせん委員に提出しなければならない。
- 2 (省略)

第3章 証券あっせん・相談センター(業 務)

- **第 22 条** センターは、次の各号に掲げる業務 を行う。
 - 1 (省 略)
 - 2 協会員及び<u>証券仲介業者</u>の業務に対す る顧客からの苦情を相手方協会員及び<u>証券</u> 仲介業者に取り次ぎ、その解決を図ること。
 - 3・4 (省 略)

(あっせん委員の助言等)

第23条 センターは、前条第1号及び第2号 の業務を行うに当たっては、あっせん委員と 適宜連絡を図るものとし、あっせん委員は、センターの業務に関し、苦情の迅速、かつ、 適正な処理を図るために必要な調査、助言等を行うものとする。

旧

(資料等の徴求)

- 第 24 条 センターは、相手方協会員及び<u>金融</u> <u>商品仲介業者</u>に顧客からの苦情を取り次い だ場合には、当該協会員及び<u>金融商品仲介業</u> <u>者</u>に対し、文書若しくは口頭による説明を求 め、又は資料の提出を求めることができる。
- 2 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、前項の規定による求めがあったときは、<u>正当な理由な</u>く、これを拒んではならない。

(相談事項等の記録)

第 26 条 センターは、第 22 条第 1 号及び第 2 号に規定する相談及び苦情に関する記録 を作成し、保存する。

(秘密保持)

- 第 28 条 あっせん委員及びセンターの職員<u>又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。</u>
- 2 あっせん委員及びセンターの職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た情報を、本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(本協会等に対する報告)

- 第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告する。
- 2 センターは、相談、苦情及びあっせんの処理状況について、自主規制会議議長に<u>報告す</u>る。

(周知及び公表)

- 第 30 条 本協会及び協会員並びに<u>金融商品仲</u> <u>介業者</u>は、センターの周知に努めるものとす る。
- 2 本協会は、同種の事案の再発防止に資する ため、相談若しくは苦情の申出又はあっせん の申立て等について、当事者の秘密に関する 事項を除き、その概要を協会員及び金融商品 仲介業者に周知する。この場合において、本 協会は、金融商品仲介業者に対する周知につ き、その金融商品仲介業者の所属金融商品取 引業者等である協会員を通じて行う。
- 3 本協会は、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、当事者の秘密に関する事項を除き、件数及び事案の概要を<u>公表する。</u>

(資料等の徴求)

- 第 24 条 センターは、相手方協会員及び<u>証券</u> 仲介業者に顧客からの苦情を取り次いだ場合には、当該協会員及び<u>証券仲介業者</u>に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 2 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、前項の規定に よる求めがあったときは、<u>正当な理由がない</u> のに、これを拒んではならない。

(相談事項等の記録)

第 26 条 センターは、第 22 条第 1 号及び第 2 号に規定する相談及び苦情に関する記録を作成し、保存するものとする。

(秘密保持)

第 28 条 あっせん委員及びセンターの職員 は、職務上知り得た事項については、正当な 事由なく、これを他に漏らしてはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(新 設)

(本協会等に対する報告)

- 第 29 条 あっせん委員は、あっせんが終了したときは、遅滞なく本協会にその結果等について報告するものとする。
- 2 センターは、相談、苦情及びあっせんの処理状況について、自主規制会議議長に<u>報告する</u>ものとする。

(周知及び公表)

- 第 30 条 本協会及び協会員並びに<u>証券仲介業</u> 者は、センターの周知に努めるものとする。
- 2 本協会は、同種の事案の再発防止に資する ため、相談若しくは苦情の申出又はあっせん の申立て等について、当事者の秘密に関する 事項を除き、その概要を協会員及び<u>証券仲介</u> 業者に周知するものとする。この場合におい て、<u>証券仲介業者</u>に対する周知については、 その<u>証券仲介業者の所属証券会社等</u>である 協会員を通じて行うものとする。
- 3 本協会は、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立て等について、件数及び事案の概要を公表するものとする。

新	IB
付 則 この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。	

「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」に関する細則の 一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

(あっせん委員の管轄区域及び<u>あっせん委員</u> となることができない者)

- 第 2 条 規則第4条第1項に規定するあっせん委員が管轄する各地区の管轄区域は、別表5のとおり定めるものとする。
- **2** 規則第7条第2項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助 人又は<u>破産手続開始の決定を受けて</u>復権を 得ない者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を<u>終</u> <u>わり</u>、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 3 公務員<u>で懲戒免職の処分</u>を受け、当該処 分の日から2年を経過しない者
 - 4 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
 - 5 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 6 公認会計士法、税理士法、又は司法書士 法の規定による懲戒処分により、公認会計 士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処 分又は司法書士の業務の禁止の処分を受 け、当該処分の日から3年を経過しない者

(あっせん委員の特別の利害関係)

- 第3条 規則第8条に規定する<u>事件の当事者(以下、この条において「当事者」という。)と特別の利害関係のない者とは、次の各号のいずれかにも該当しない者とする。</u>
 - 1 <u>当事者</u>又はその配偶者若しくは配偶者 であった者
 - 2 <u>当事者の</u>四親等内の血族、三親等内の姻族<u>若しくは同居の親族である者又はこれら</u>であった者
 - 3 <u>当事者の</u>後見人、後見監督人、保佐人、 保佐監督人、補助人又は補助監督人である <u>者</u>
 - 4 <u>事件について当事者の代理人若しくは</u> 補佐人である者又はこれらであった者
 - 5 <u>当事者</u>から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から3

旧

(あっせん委員の管轄区域及び欠格事由)

- 第2条 規則第4条第1項に規定するあっせん委員が管轄する各地区の管轄区域は、別表5のとおり定めるものとする。
- 2 規則第7条第2項ただし書に規定するあっせん委員となることができない者は、次の各号の一に該当する者をいう。
 - 1 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助 人又は破産者で復権を得ない者
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を<u>終</u> <u>リ</u>、又はその執行を受けることがなくなっ た日から5年を経過しない者
 - 3 公務員<u>として免職の懲戒処分</u>を受け、当 該処分の日から2年を経過しない者
 - 4 <u>裁判官として裁判官</u>弾劾裁判所の罷免の 裁判を受けた者
 - 5 <u>弁護士として</u>除名の<u>懲戒処分</u>を受け、当 該処分の日から3年を経過しない者
 - 6 <u>公認会計士又は税理士として登録まっ</u> 消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受 け、当該処分の日から3年を経過しない者

(あっせん委員の特別利害関係事案)

- 第3条 規則第8条に規定する<u>あっせん委員</u> の自己に特別の利害関係のある事案は、次の 各号の一に該当するものとする。
 - 1 <u>委員</u>又はその配偶者若しくは配偶者であった者<u>が事案の当事者又は法人である当事</u> 者の代表者であり、又はあったとき。
 - 2 <u>委員が事案の当事者の</u>四親等内の血族、 三親等内の姻族<u>又は同居の親族であり、又</u> はあったとき。
 - 3 <u>委員が事案の当事者の</u>後見人、後見監督 人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助 監督人である<u>とき。</u>
 - 4 委員が事案について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
 - 5 <u>委員が当事者</u>から役務の提供により収入 を得ているとき、又は得ないこととなった

年を経過しない者

(あっせんを行わない場合)

第7条 規則第12条第1項に規定するあっせん委員があっせんを行わない要件は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1

(現行どおり)

3

4 前各号に掲げるもののほか、<u>あっせんを</u> <u>行うのに適当でないと</u>あっせん委員が判断 したとき。

(和解契約書におけるあっせん委員の署名、捺印)

第 10 条 規則第 20 条に規定する和解契約書には、立会人として、当該事案を担当したあっせん委員があっせん委員の肩書きを示して署名、捺印を行う。

(あっせんの標準処理期間)

第 11 条 あっせん委員は、あっせんの申立て を受理した日から6か月以内に、あっせんを 終了させるよう努める。

(相談の処理手続)

第 12 条 (現行どおり)

2 センターは、相談の内容が協会員及び<u>金融</u> <u>商品仲介業者</u>の業務に関するものでないと きは、申出者の利便を考慮し適切な機関を<u>紹</u> 介する。

(苦情の処理手続)

- 第 13 条 規則第 22 条第 2 号に規定する苦情 の処理手続は、原則として次の各号に掲げる とおりとする。
 - 1・2 (現行どおり)
 - 3 苦情の相手方協会員及び<u>金融商品仲介</u> <u>業者</u>の見解の聴取
 - 4 前号に規定する相手方協会員及び<u>金融</u> 商品仲介業者の見解の顧客への回答又は 相手方協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>に対 する顧客への回答の指示
 - 5 必要に応じ、相手方協会員及び<u>金融商品</u> 仲介業者への相対交渉の指示及びその結 果の確認

6 (現行どおり)

2 前項第5号において相対交渉を指示された協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>は、当該指示に係る苦情に関し、解決した場合、紛争となった場合又は訴訟の提起若しくは民事調停の申立ての意思表示があった場合は、本協会

旧

日から3年を経過しないとき。

(あっせんを行わない場合)

第 7 条 規則第 12 条第 1 項に規定するあっせん委員があっせんを行わない要件は、次の各号の一に該当するものをいう。

1

(省 略)

3

4 前各号に掲げるもののほか、<u>規則第 12</u> <u>条第1項に該当すると</u>あっせん委員が判断 したとき。

(和解契約書におけるあっせん委員の署名、捺印)

第 10 条 規則第 20 条に規定する和解契約書には、立会人として、当該事案を担当したあっせん委員があっせん委員の肩書きを示して署名、捺印を行うものとする。

(あっせんの標準処理期間)

第 11 条 あっせん委員は、あっせんの申立て を受理した日から6か月以内に、あっせんを 終了させるよう努めるものとする。

(相談の処理手続)

第 12 条 (省 略)

2 センターは、相談の内容が協会員及び<u>証券</u> <u>仲介業者</u>の業務に関するものでないときは、 申出者の利便を考慮し適切な機関を<u>紹介す</u> るものとする。

(苦情の処理手続)

- 第 13 条 規則第 22 条第 2 号に規定する苦情の 処理手続は、原則として次の各号に掲げると おりとする。
 - 1・2 (省 略)
 - 3 苦情の相手方協会員及び<u>証券仲介業者</u> の見解の聴取
 - 4 前号に規定する相手方協会員及び<u>証券</u> <u>仲介業者</u>の見解の顧客への回答又は相手方 協会員及び<u>証券仲介業者</u>に対する顧客への 回答の指示
 - 5 必要に応じ、相手方協会員及び<u>証券仲介</u> 業者への相対交渉の指示及びその結果の確 認

6 (省略)

2 前項第5号において相対交渉を指示された 協会員及び<u>証券仲介業者</u>は、当該指示に係る 苦情に関し、解決した場合、紛争となった場 合又は訴訟の提起の意思表示があった場合 等は、本協会に報告するものとする。

に報告しなければならない。

- **3** センターは、第1項に規定する手続が3か 月以内に行われるよう努める。
- 4 第1項第6号の規定にかかわらず、センターは、苦情が、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第35条第2項に規定する届出を要する業務及び同法第35条第4項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に係るものであり、第1項第5号に規定する相対交渉において解決できない場合で、顧客が、当該業務に係る苦情又は紛争を取り扱う機関への取次ぎを希望するときは、当該苦情を当該機関に取り次ぐ。

(取り扱う苦情の範囲)

- 第 14 条 前条に規定する手続は、次の各号に 掲げる苦情に該当する場合に行うものとす る。
 - 1 <u>金商法</u>第2条第8項に規定する<u>金融商品</u> 取引業に関する苦情
 - 2 <u>金商法第35条第1項に規定する金融商</u> 品取引業に付随する業務に関する苦情
 - 3 <u>金商法第35条第2項</u>に規定する届出を 要する業務に関する苦情
 - 4 <u>金商法第35条第4項</u>に規定する内閣総 理大臣の承認を受けた業務に関する苦情
- 2 前条に規定する手続は、次の各号に掲げる ものに該当する場合は、行わないものとす る。
 - 1 協会員及び<u>金融商品仲介業者</u>の業務に 関するものでないもの。

2

(現行どおり)

≀

別表 1

平成 年 月 日

あっせん申立書

日本証券業協会あっせん委員殿

申立者の氏名 印 住所 電話 -

(法人にあっては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名

下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。

なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」 に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

記

- 1.紛争の相手方
- (1) 相手方協会員名
- (紛争が発生した営業所名)
- (担当者名)
- 2) 相手方金融商品仲介業者名
- (紛争が発生した営業所名又は事業所名)
- (担当者名)

旧

- **3** センターは、第1項に規定する手続が3か 月以内に行われるよう努めるものとする。
- 4 第1項第6号の規定にかかわらず、センターは、苦情が、<u>証取法第34条第2項</u>に規定する<u>会員の</u>届出を要する業務及び<u>同法第34条第4項</u>に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務に係るものであり、第1項第5号に規定する相対交渉において解決できない場合で、顧客が、当該業務に係る苦情又は紛争を取り扱う機関への取次ぎを希望するときは、当該苦情を当該機関に<u>取り次ぐものと</u>する。

(取り扱う苦情の範囲)

- 第 14 条 前条に規定する手続は、次の各号に 掲げる苦情に該当する場合に行うものとす る。
 - 1 <u>証取法</u>第2条第8項に規定する<u>証券業</u> に関する苦情
 - 2 <u>証取法第34条第1項に規定する証券業</u> に付随する業務に関する苦情
 - 3 <u>証取法第34条第2項</u>に規定する届出を 要する業務に関する苦情
 - 4 <u>証取法第34条第4項</u>に規定する内閣総 理大臣の承認を受けた業務に関する苦情
- 2 前条に規定する手続は、次の各号に掲げる ものに該当する場合は、行わないものとす る。
 - 1 協会員及び<u>証券仲介業者</u>の業務に関するものでないもの。

2

- (省略)

4

別表 1

平成 年月日

FΠ

あっせん申立書

日本証券業協会あっせん委員殿

申立者の氏名 住所 電話

(法人にあっては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。

なお、このあっせんをお願いするについては、「あっせんに関する注意事項」 に従い、信義を重んじ、誠実に紛争の解決に努力いたします。

記

- 1.紛争の相手方
- (1) 相手方協会員名
- (紛争が発生した営業所名)
- (担当者名)
- 2) 相手方<u>証券仲介業者</u>名
- (紛争が発生した営業所名又は事業所名)
- (担当者名)

新旧

- 3.紛争の要点
- (1) 紛争の原因となった事実関係
- (2) 相手方との交渉経過
- (3) 事実関係についての主張の対立点
- 4 . 証拠書類

- (2) 相手方との交渉経過
- (3) 事実関係についての主張の対立点

(1) 紛争の原因となった事実関係

4. 証拠書類

3.紛争の要点

別表2 (現行どおり)

別表2 (省 略)

別表3

平成 年 月 日

*** ***

日 本 証 券 業 協 会 あっせん委員 殿

協会員名 協会員代表者名 金融商品仲介業者にあっては、その名称並 びに代表者の氏名

平成 年 月 日付をもって 殿が行った当社を相手方とする紛争 のあっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する 規則」第14条第1項の規定により下記のとおり答弁いたします。

詎

- 1.申立ての趣旨に対する答弁
- 2. 紛争の要点に対する答弁又は抗弁
- 3.証拠書類

別表3

平成 年 月 日

答 弁 書

日 本 証 券 業 協 会 あっせん委員 殿

協会員名 間 協会員代表者名 間 証券仲介業者にあっては、その名称並びに代表者の氏名

平成 年 月 日付をもって 殿が行った当社を相手方とする紛争の あっせん申立てに対し、「協会員と顧客の紛争等の解決のあっせんに関する規則」第14条第1項の規定により下記のとおり答弁いたします。

記

- 1.申立ての趣旨に対する答弁
- 2.紛争の要点に対する答弁又は抗弁
- 3.証拠書類

別表4

平成 年 月 日

あっせん申立取下書

日本証券業協会 あっせん委員 殿

申立者の氏名 印住所 信託 法人にあっては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

平成 年 月 日付をもって申立てを行った 紛争のあっせん申立てを取り下げます。 を相手方とする

(注)空欄には相手方の<u>協会員名又は金融商品仲介業者名</u>を記入すること。

付 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

別表4

平成 年 月 日

あっせん申立取下書

日本証券業協会 あっせん委員 殿

申立者の氏名 住所 電話 法人にあっては、その事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

平成 年 月 日付をもって申立てを行ったる紛争のあっせん申立てを取り下げます。

を相手方とす

(注)空欄には相手方の<u>協会員名</u>を記入すること。

「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争処理規則第2号)の一部改正について

平成19年9月18日 (下線部分変更)

新

協会員間の紛争の調停に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争(店頭デリバティブ取引会員にあっては、定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、特別会員にあっては、定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。)につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決をはかることを目的とする。

(調停を行わない場合)

- **第 3 条** 本協会は、調停の申立てが次の<u>各号</u> <u>のいずれかに該当するときは、</u>調停を行わない。
 - 1 紛争<u>が生じた日から</u>3年を経過した紛争に係るものであるとき。
 - 2 (現行どおり)
 - 3 金融商品取引所に仲介申立て中の紛争に係るものであるとき。

4 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(調停手続に参加する義務)

第 4 条 第 2 条の規定により調停の申立て のあった相手方協会員は、本協会の<u>調停手続</u> に参加しなければならない。

(資料等の提出義務)

- 第 8 条 本協会は、当事者に対し、調停に必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。
- **2** 前項の場合において、当事者は、<u>正当な理</u> <u>由なく、</u>これを拒否することができない。

(調停の打切り)

- 第 9 条 本協会は、調停中の紛争が次の各号 のいずれかに該当するときは、 その調停を打 ち切ることができる。
 - 1 (現行どおり)
 - 2 当事者が調停中の紛争について訴訟を 提起したとき又は<u>金融商品取引所</u>にその仲 介の申立てを行い、その申立てが受理され

IB

「協会員間の紛争の調停に関する規則」(紛争 処理規則第2号)

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第6条の規定に基づき、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等に関して生じた協会員間の紛争(特別会員にあっては、証取法第65条の2第1項の登録及び同条第3項の認可に係る証券業務に関して生じた紛争に限る。)につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決をはかることを目的とする。

(調停を行わない場合)

- 第3条 本協会は、調停の申立てが次の<u>各号の一に該当するときは、</u>調停を行わない。
 - 1 紛争<u>の起った日から</u>3年を経過した紛争 に係るものであるとき。
 - 2 (省略)
- 3 <u>証券取引所</u>に仲介申立て中の紛争に係る ものであるとき。

4 (省 略)

2 (省略)

(調停手続きに参加する義務)

第 4 条 第 2 条の規定により調停の申立ての あった相手方協会員は、本協会の<u>調停手続き</u> に参加しなければならない。

(資料等の提出義務)

- 第 8 条 本協会は、当事者に対し、調停に必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。
- **2** 前項の場合において、当事者は、<u>正当な事</u> <u>由なく、</u>これを拒否することができない。

(調停の打切り)

- **第 9 条** 本協会は、調停中の紛争が<u>次の各号 の一に該当するときは、</u>その調停を打ち切る ことができる。
 - 1 (省略)
 - 2 当事者が調停中の紛争について訴訟を提起したとき又は<u>証券取引所</u>にその仲介の申立てを行い、その申立てが受理されたとき。

新	IE
たとき。 3・4 (現行どおり) 2 (現行どおり)	3·4 (省 略) 2 (省 略)
(調停 <u>手続</u> の非公開) 第 14 条 <u>調停手続</u> は、公開しない。	(調停<u>手続き</u>の非公開) 第 14 条 <u>調停手続き</u> は、公開しない。
付 則	
この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行 する。	

特定店頭デリバティブ取引等に係る資格要件について

- .「協会員の内部管理責任者等に関する規則」(以下「内部管理責任者規則」という。)関係
- 1.特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者について
 - (1) 会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者

内部管理責任者規則第11条第1項ただし書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

- a.「証券外務員等資格試験規則」に規定する会員営業責任者資格試験(平成 18 年 4 月 1 日施行前の同規則に基づくもの。以下「会員営業責任者資格試験」という。)
- b.「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。) に規定する会員内部 管理責任者資格試験(以下「会員内部管理責任者資格試験」という。)

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(2) 店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者 内部管理責任者規則第11条第2項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当 であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

- a. 会員営業責任者資格試験
- b.「証券外務員等資格試験規則」に規定する特別会員営業責任者資格試験(平成 18 年 4 月 1 日施行前の同規則に基づくもの。以下「特別会員営業責任者資格試験」)という。)
- c. 会員内部管理責任者資格試験
- d.試験規則に規定する特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任 者資格試験」という。)

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(3) 特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者

内部管理責任者規則第11条第3項また書に規定する「その知識経験等からみて本協会 が適当であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること(ただし、登録金融機関金融商品仲介 行為を同時に行う営業単位においては、以下のa.又はc.の試験の合格者であること)

- a. 会員営業責任者資格試験
- b.特別会員営業責任者資格試験
- c. 会員内部管理責任者資格試験

d.特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

- 2 . 特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者について
 - (1) 会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第1項ただし書に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

会員内部管理責任者資格試験の合格者であること

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(2) 店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第2項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること

- a. 会員内部管理責任者資格試験
- b.特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

(3) 特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者

内部管理責任者規則第14条第3項また書に規定する「その知識経験等からみて本協会 が適当であると認めた者」とは、次の要件を具備した者とする。

以下のいずれかの資格試験の合格者であること(ただし、登録金融機関金融商品仲介 行為を同時に行う営業単位においては、以下のa.の試験の合格者であること)

- a. 会員内部管理責任者資格試験
- b.特別会員内部管理責任者資格試験

外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)であること

- 1 なお、本協会が指定する方法による社内研修の受講については、改正内部管理責任者規則の施行の日(平成19年9月30日)から起算して1年を経過する日までの間に限り求めない。
- 2 特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位の営業責任者及び内部管理責任者の資格要件(本協会が指定する方法による社内研修の受講及び資格試験の合格者であること) については、改正内部管理責任者規則の施行の日(平成19年9月30日)から起算して1年を経過する日までの間に限り求めない旨の規定を付則において設ける。

- 3 上記 1及び 2に記載された社内研修の実施及び資格の取得については改正内部管理 責任者規則の施行の日(平成19年9月30日)以後、可能な限り早期に実現することが望 ましい。
- .「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」(以下「広告等規則」という。)関係
- 1.会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第5条第2項ただし書きに規定する第4号に掲げる者として「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第5条第2項各号(第4号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。)のいずれかに該当する者が外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)とする。

2.店頭デリバティブ取引会員における特定店頭デリバティブ取引等に係るの広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第5条第5項に規定する「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第5条第3項各号(第6号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。)のいずれかに該当する者が外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)とする。

3.特別会員における特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について

広告等規則第5条第3項ただし書きに規定する第6号に掲げる者として「その知識経験等からみて本協会が適当であると認めた者」とは、広告等規則第5条第3項各号(第6号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。)に掲げる者が外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)とする。ただし、登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示又は景品類の提供の審査を併せて行う広告審査担当者については、広告等規則第5条第2項各号(第4号については、同項ただし書きにより同号に掲げる者を除く。)に掲げる者が外務員規則第7条の2に規定する本協会が指定する方法による社内研修の受講者(本協会にその受講結果を報告した者)とする。

なお、本協会が指定する方法による社内研修の受講については、改正広告等規則の施行の 日(平成19年9月30日)から起算して1年を経過する日までの間に限り求めない。

「仮名取引の受託の禁止」に関するQ&A

問1 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘・顧客管理規則」 といいます。)第13条及び「協会員の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」といいます。)第7条第3項第11号の規定の目的は何ですか。

(答)

投資勧誘・顧客管理規則第 13 条及び従業員規則第 7 条第 3 項第 11 号の規定は、不公正取引の未然防止や適正な顧客管理並びに税制上の公平性等の観点から、仮名取引の受託を禁止するものです。

「仮名取引」とは、口座名義人とその口座で行われる取引の効果帰属者が一致しない取引のことであり、例えば、顧客が架空名義あるいは他人の名義を使用してその取引の法的効果を得ようとする取引のことをいいます。

なお、本規定は、上記仮名取引の受託を禁止するものであることから、口座名義人の代理 人や口座名義人本人の意思を伝達するに過ぎない者(いわゆる「使者」)からの口座名義人本 人の注文の受託を規制するものではありません。

ただし、その場合であっても、仮名取引の受託を防止する観点から、受注手続きを定めたマニュアルなどにより、仮名取引の受託を防止するための社内体制の整備が図られている必要があります。

問2 口座名義人の配偶者や二親等内の血族である者などの密接な関係にある親族からの 注文であっても、口座名義人以外の者からの注文として投資勧誘・顧客管理規則第13 条及び従業員規則第7条第3項第11号の規定により、その受託が禁止されるのです か。

(答)

問1にもあるとおり、本規定は仮名取引の受託を禁止するものですが、口座名義人の配偶者や二親等内の血族である者などから注文がなされた場合には、本規定において禁止している仮名取引ではない蓋然性が高いということができます。したがって、このような場合においては、口座名義人の配偶者や二親等内の血族などであることについての確認が行われているのであれば、仮名取引であることを告知されたというような特段の事情がない限り、その注文の受託が本規定に違反するものとなる可能性は低いと考えられます。

改 正 規 則 (証券教育広報委員会関係)

平成19年9月18日日本証券業協会

• 証券教育広報委員会規則

証券教育広報委員会規則の一部改正について

平成 19 年 9 月 18 日 (下線部分変更)

新

金融・証券教育広報委員会規則

旧 証券教育広報委員会規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款<u>第78条</u>第3項の 規定に基づき、中立<u>かつ</u>公正な立場から <u>金融商品</u>及び金融指標並びに金融商品市 場に関する知識の普及及び啓発並びに広 報を行う金融・証券教育広報委員会(以 下「委員会」という。)の構成及び運営に 関し必要な事項を定める。

(実施機関)

- 第2条 本協会は、<u>金融商品</u>及び<u>金融指標</u> 並びに金融商品市場</u>に関する知識の普及 及び啓発並びに広報の執行を行うため、 実施機関として、証券教育広報センター を置く。
- 2 証券教育広報センターは、支部を置くことができる。

(構 成)

第3条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社(会員に係るものに限る。)の役員を含む。)、特別会員代表者若しくは特別会員の役員、金融商品取引所、金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員12人以内をもって構成する。

(目 的)

第1条 この規則は、定款<u>第70条の2</u>第3 項の規定に基づき、中立<u>・</u>公正な立場から<u>有価証券</u>及び<u>証券市場</u>に関する知識の 普及及び啓発並びに<u>証券</u>広報を行う<u>証券</u> 教育広報委員会(以下「委員会」という。) の構成及び運営に関し必要な事項を定め る。

(実施機関)

- 第2条 本協会は、<u>有価証券</u>及び<u>証券市場</u> に関する知識の普及及び啓発並びに<u>証券</u> 広報の執行を行うため、実施機関として、 証券教育広報センターを置く。
- **2** 証券教育広報センターは、支部を置く ことができる。

(構 成)

第3条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員(定款の施行に関する規則第3条第3項に規定する会員支配会社の役員を含む)、特別会員代表者若しくは特別会員の役員、証券会社又は投資信託委託業者等をもって構成された法人、証券取引所、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員12人以内をもって構成する。

旧

(委員長及び副委員長)

- **第5条** 委員会に委員長及び副委員長それ ぞれ1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議機長がこれを選任する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、<u>金融商</u> <u>品</u>及び<u>金融指標並びに金融商品市場</u>に関 する知識の普及及び啓発並びに広報の執 行を指揮する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(細 則)

第12条 委員会は、金融商品及び金融指標 並びに金融商品市場に関する知識の普及 及び啓発並びに広報の執行に関し必要が あると認めるとき、若しくは同委員会の 議事手続きその他会議の運営に関し必要 があると認めるときは、この規則に定め るものを除くほか、別に必要な事項を定 めることができる。

付 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長それ ぞれ1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、<u>有価証</u> <u>券</u>及び<u>証券市場</u>に関する知識の普及及び 啓発並びに<u>証券</u>広報の執行を指揮する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(細 則)

第12条 委員会は、<u>有価証券</u>及び<u>証券市場</u>に関する知識の普及及び啓発並びに<u>証券</u> 広報の執行に関し必要があると認めるとき、若しくは同委員会の議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。